令和９年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

令和８年８月２８日

全　国　知　事　会

令和９年度国の施策並びに予算に関する提案・要望

本年７月１６日、１７日に鳥取県鳥取市において、全国知事会議を開催し、「令和９年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」を取りまとめました。

今回の会議では、ジェンダー平等の実現、人口戦略の推進、多文化共生社会、選挙制度、産業力強化、医療・介護提供体制の構築、教育、デジタル社会の実現といった、日本を取り巻く各行政分野の喫緊の課題について様々な議論を交わしました。

また、林芳正総務大臣に御出席いただき、地方制度、人口戦略、地方創生について、意見交換を行ったほか、有識者を交えて「行政の効率化・高度化のためのＡＩ活用」、「ジェンダー平等に向けて～女性にも魅力ある地域社会をつくろう～」、「子ども子育てに関する国と地方の役割と、財源を含む支援のあり方」、「人口減少下における賢い縮小戦略」、「強い経済実現のための地域人材戦略」という５つの行政課題についてセッションを行い、今後の方向性について議論を深めました。

全国知事会は、「現場から、日本を動かす。」をスローガンに掲げ、志と叡智と行動をもって未来への道筋を切り拓いてまいります。

政府・国会におかれては、本提案・要望を十分に踏まえ、今後の予算編成や施策立案に反映されますよう強く要請いたします。

令和８年８月２８日

全国知事会　会長　阿部　守一

目　　次

≪全国知事会議　宣言≫

令和８年７月全国知事会議 鳥取宣言 …… 1

≪政策提案≫

【地方創生関係】

１　地方創生・地域未来戦略推進への提言 …… 3

【地方税財政関係】

２　地方税財源の確保･充実等に関する提言 …… 12

【人口戦略関係】

３　人口戦略の推進を断行し持続可能な未来を拓く行動宣言 …… 29

【デジタル社会関係】

４　デジタル社会の実現に向けた提言
～ 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化のために ～ …… 32

【文教関係】

５　教員を取り巻く環境整備に関する方策の推進について …… 48

６　地域経済・社会の発展を支える人材育成を担う高校・大学等の
機能強化について …… 51

【子ども・子育て関係】

７　子ども・若者の声を反映した政策の推進と国地方の
協働強化に関する提言 …… 55

８　「少子化の観点から結婚や子どもの法的保護等を巡る現状と
課題について考える研究会」報告書のポイント
～自らが望む形で家族を形成でき、安心して子どもを産み育てられる
社会の実現に向けて～ …… 67

【男女共同参画関係】
９　ジェンダー平等の実現に向けた提言
～誰もが暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現を目指して～　… 71

【農林商工関係】
１０　持続可能な地域経済のためのイノベーションと産業力強化の提言　……　77

１１　国産木材の需要拡大に向けた提言　……　96

１２　農林水産物の輸出拡大に向けた提言　……　104

１３　外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言　……　106

【国土交通・観光関係】
１４　国土強靱化の推進、交通ネットワークの整備・維持及び持続可能な
観光立国の実現に向けた提言　……　110

【社会保障関係】
１５　2040年を見据えた医療・介護提供体制の構築に向けた提言　……　115

【脱炭素・地球温暖化対策関係】
１６　脱炭素社会の実現に向けた対策の推進に関する提言　……　125

【災害対策・国民保護関係】
１７　大規模災害への対応力強化に向けた提言
～令和７年に発生した災害の検証を踏まえ～　……　134

１８　緊迫度を増す国際情勢等を踏まえた国民保護の
更なる充実に係る提言　……　141

１９　原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言　……　143

【東日本大震災関係】
２０　東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言　……　160

【地方分権関係】
２１　地方分権改革の推進について　……　172

【アジア・アジアパラ競技大会関係】

２２　第20回アジア競技大会及び第５回アジアパラ競技大会を契機とした
　　地域活性化、地方創生に向けた提言　…… 179

【その他】

２３　地方自治・民主主義の確立に向けた決議　…… 180
２４　参議院選挙における合区の解消に関する決議　…… 182
２５　ＮＨＫ受信契約の合理化・簡素化に向けた提言　…… 183

≪政策要望≫

【農林水産関係】
１　食料・農業・農村政策について …… 184
２　経済連携協定及び米国による関税措置について …… 184
３　農林水産業におけるネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現について …… 184
４　農業・農村の振興について …… 185
５　林業の振興について …… 196
６　水産業の振興について …… 197

【商工労働関係】
１　実質賃金の増加・エネルギー価格高騰への対応について …… 201
２　地域経済の活性化について …… 201
３　中小企業の振興について …… 204
４　雇用対策及び労働の質の向上について …… 206

【消費生活関係】
１　消費生活相談体制等の充実・強化について …… 210
２　食の安全安心の確保について …… 210

【国土交通・観光関係】
１　地方創生を支える社会資本整備等について …… 211
２　防災・減災、国土強靱化の強力かつ継続的・安定的な推進について … 212
３　社会インフラの老朽化対策の確実な推進について …… 215
４　道路整備の推進等について …… 215
５　港湾整備の推進等について …… 217
６　鉄道整備の推進について …… 218
７　地域における交通の確保等について …… 219
８　航空路線の維持・充実等について …… 222
９　観光振興対策の推進について …… 223
１０　過疎地域等特定地域の振興施策の推進について …… 225
１１　盛土等に伴う災害防止に関する推進について …… 226
１２　国土の適正な利用及び管理に向けた取組の推進について …… 227

【社会保障関係】
１　地域医療体制の整備等について …… 229
２　医療保険制度改革の推進について …… 238
３　健康づくりの推進について …… 243
４　超高齢社会への対応について …… 246
５　子ども・子育て政策の推進について …… 249
６　障害保健福祉施策の推進について …… 254
７　生活困窮者などの対策について …… 257
８　地域共生社会の実現に向けて …… 257
９　人権の擁護に関する施策の推進について …… 260
１０　犯罪被害者等支援施策の充実強化について …… 263

【文教関係】
１　教育施策の推進について　…… 264
２　地域における科学技術の振興について　…… 274
３　地域における文化芸術の振興について　…… 275
４　国際的なスポーツイベント・パラスポーツイベントの開催効果及び
　　レガシーの全国への波及・継承について　…… 277
５　スポーツを生かしたまちづくりの推進について　…… 277

【環境関係】
１　総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進、循環経済
　　（サーキュラーエコノミー）への移行について　…… 279
２　生物多様性保全対策、自然公園の利活用等の推進について　…… 283
３　野生鳥獣対策　…… 284
４　有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）対策の推進について　…… 285
５　大気環境保全対策の推進について　…… 287

【エネルギー関係】
１　エネルギー政策の総合的な推進について　…… 289
２　地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大について　…… 291
３　電力需給対策等の推進について　…… 293

【災害対策・国民保護関係】
１　大規模災害に備えた防災体制の強化　…… 295
２　災害の特性に応じた多様な災害対策の推進　…… 297
３　被災者の生活再建と被災地の復旧・復興対策の強化　…… 303
４　原子力災害対策の推進　…… 307
５　国民保護の推進　…… 308

【地方行政関係】
１　持続可能な地方行財政のあり方について　…… 310
２　地方自治体の実情に即した国庫支出金の安定的かつ
　　十分な確保について　…… 310
３　地方公務員の定年引上げに係る地方財政措置について　…… 310
４　会計年度任用職員制度等の運用について　…… 311
５　統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の
　　適用の推進について　…… 311
６　公金収納等事務手数料有償化等に係る地方財政措置について　…… 312
７　国の地方公共団体に対する補充的な指示について　…… 312
８　地域国際化等の推進について　…… 312
９　地方公共団体情報システムの標準化について　…… 315
１０　統計調査の調査方法の抜本的見直しについて　…… 316
１１　ＮＨＫ受信契約の見直しについて　…… 316
１２　地方公共団体の長が意思表示が不可能な状態に陥った場合における
　　退職制度等の整備について　…… 316
１３　地域における司法機能の充実について　…… 317

【基地対策・領土問題・拉致問題等関係】
１　基地対策の推進について　…… 318
２　北方領土及び竹島問題の早期解決について　…… 320
３　拉致問題の早期解決について　…… 320
４　漂着船等に対する万全な対策について　…… 321
５　ウクライナ避難民の受入について　…… 321

【道州制関係】
１　基本法案において最低限明確に示すべき事項について　…… 323
２　基本法案において方向性を示した上で、
　　更に具体的な議論を行うべき事項について　…… 324
３　道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について　…… 324

≪参　　考≫

項目別担当部一覧　…… 326

≪全国知事会議　宣言≫

令和８年７月全国知事会議「鳥取宣言」

今日世界は動乱の嵐の中にあり、我が国も人口減少や少子高齢化が加速する上、円安や物価高はじめ激流にもまれている。技術革新の末に、今や人工知能が人間を超えるシンギュラリティまでもが現実化しつつある。誰も想像できなかった人類の新たなステージの到来だ。しかし、だからこそ我々は、歴史の断層を吹き抜けていく突風に立ち向かい、希望の高みを築いていく使命を果たしていかなければならない。

鳥取砂丘は、無数の微小な砂粒の集合体だ。秒速約五メートルの風で砂は空中に飛び出しては落下する「跳躍」を繰り返し、そこに美しい「風紋」が生まれる。台風のような厳しい風雨が吹きすさぶと、踏みとどまった砂により「砂柱」が形成される。風に乗り、風に抗い、一つ一つの小さい砂粒は、力を振り絞って自己変革の連鎖を繰り返しているようだ。十万年かけて築かれた希望の高み「砂丘」の姿に、風にさらされながら課題解決へ挑み続ける地域と住民の実相が重なる。

鳥取県は最も人口が少ない県だが、手話言語条例を初めて制定し、これが全国の自治体の賛同を得、更には国を動かし昨年の手話施策推進法成立への起点となった。地域が自ら正しいと信ずる施策を自ら果敢に実践すれば、その実例を種に社会全体の改革が進む。これこそが、民主主義社会における「地方自治の効用」にほかならない。

ここ鳥取に４７都道府県から集う我々知事は、日本の当面する課題克服と経済・社会の成長・発展を希求し、誰もが未来への希望を持ち生き生きと暮らせる地域社会と日本の実現に向けて、一致結束して以下のとおり邁進していく決意である。

○　人口減少問題は我が国の最重要課題である。そのため国に対しては、国民的な議論の下、価値観・パラダイムの転換を伴う長期的な国家ビジョンを取りまとめるとともに、その実現に向けて、国・地方の役割分担や公費負担のあり方の変革など、社会の基本設計（0S）のバージョンアップに取り組むことを求めていく。

また、全国知事会としても、この問題を克服し、次の世代も夢や希望を描くことができる未来を拓くため、「人口戦略推進チーム」を新たに設け、人口動態や少子化等の要因を分析し実効性ある施策を考え実行していくとともに、経済団体、労働団体など各界各層と連携して国民運動を展開するなど、国と車の両輪となってこの国の構造変革に向け力強く行動を起こしていく。

○ 「強い経済」の構築に向け、地域経済の持続的な成長を支える人材の確保・育成を地域未来戦略の実効性を高める中核的課題として位置付け、高校教育改革、スタートアップ人材の育成、大学や企業等と連携したリスキリングや能力開発への支援などを推進する。併せて、国に対し、人材の地方還流、移住・転職・副業兼業等を通じた広域的な人材循環の促進、教育における構造改革、大学等の機能強化及び定員配置の適正化など、地方の成長を支える人材戦略を国家戦略として強力に推進することを求めていく。

○　少子化・人口減少が急速に進む我が国にとって、今後の発展に向けて、年齢や性別などの違いにかかわらず、全ての人が個性や能力を最大限発揮できる社会の形成が急務である。

　固定的な性別役割分担意識や無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消のための取組など、ジェンダー平等の実現に向けた施策を、政府と都道府県が一体となってこれまで以上に強力に推進していく。

○　所得や居住地域等に関係なく誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、子ども医療費助成や幼児教育・保育の完全無償化など、ナショナルスタンダードの観点を踏まえた全国一律の制度を国に求めていくとともに、地方はその実情に応じたきめ細かな施策を実施し、国と地方が車の両輪となって取り組んでいく。

○　高齢者人口のピークを迎えると見込まれる 2040 年を見据え、地方自身も責任を持ち、国と連携しながら全ての世代が安心できる全世代型社会保障の構築に向け取り組んでいく。

　また、継続する物価高や人件費の上昇といった社会経済情勢の変化等も踏まえ、地域の実情に応じた質の高い医療・介護などのサービスを効率的・効果的に提供できる持続可能な体制の確保を国に求めていく。

○　人口減少社会においても、持続的に必要な行政サービスが提供できるよう、「縮小」の連鎖に陥らない「スマートシュリンク（賢い縮小）」の視点を取り入れ、効率的な行政サービス提供体制全体の再構築を目指し、国や地方の行政機関相互の役割分担の見直しを含めて、今後の地方のあり方について探求していく。

○　人口減少を見据え、AI トランスフォーメーション（AX）社会への転換に的確に対応し、AI の利活用を通じた行政サービスの高度化、地域産業の生産性向上、人手不足への対応を進め、地方の持続可能性を高めていく。

　鳥取県東部に位置した因幡国には、今の知事に相当する国守として 758 年に大伴家持が着任し、翌年元日国庁において「新(あらた)しき年の始の初春の今日降る雪のいや重(し)け吉事(よごと)」と謳い上げ、国と地域と人々の安寧を祈った。この歌は後に万葉集の最後を飾る。

　「吉事」をもたらそうとする営みに、今も昔もない。我々は、山積する課題に臆することなく、志と叡智と行動をもって未来への道筋を切り拓く。鳥取の地から望むどこまでも青い空と海を前に、現場主義の精神と実践で「日本を動かす」挑戦へ今こそ立ち上がることを宣言する。

≪政策提案≫

1　地方創生・地域未来戦略推進への提言

地方創生の取組が本格化して 10 年余りが経過した。この間、全国各地で、地域に活力を生み出す施策が実践され、成果を上げた取組も決して少なくはない。しかしながら、全国の出生数は過去最少を更新し、地方から大都市部への人の流れは、依然、拡大傾向が続くなど、地方創生の実現は未だ道半ばである。

これまで地方部は、都市部への食料やエネルギーの供給、治水や二酸化炭素吸収等による国土・環境の保全など、我が国の発展を下支えしてきた。各地域における地方創生の成果が最大限に発揮され、引き続き、地方が使命を果たしていくためには、地方独自の地域活性化に資する取組と、出生数の増加や過度な東京一極集中の是正などによる地方の人口減少の抑制が、一体的に進められることが必要不可欠である。

都市部と地方部が、二項対立ではなく、相互に補完し合い、結びつくことで社会全体の持続可能性を高めることができる。地方創生の実現は、地方の未来のみならず、日本の未来をも左右するものであり、我々に課せられた重大な使命であるが、地域経済活性化の視点が加わった今、大きな転換期を迎えている。人口・経済の過度な東京一極集中を是正し、都市部と地方部が共に輝き支え合う未来の実現に向け、誰もがどこでも活躍できる環境を作り出すことに邁進し続けなければならない。

国が令和 7 年 12 月に閣議決定した「地方創生に関する総合戦略」では、「地方創生 2.0 基本構想」で示された「目指す姿」及び「基本姿勢・視点」を、まち・ひと・しごと創生に関する目標及び施策に関する基本的方向としつつ、これまでの地方創生の取組に加え、高付加価値型産業創出や人材育成による「強い経済」の実現に重点を置き、地方が持つ伸び代を日本全体の成長に生かすとともに、持続可能な生活インフラの実現をはじめとした「豊かな生活環境」、東京圏以外で暮らす若者や女性を増やす「選ばれる地方」の実現に取り組むことが政策の柱に位置付けられた。また、こうした目標の実現に向け、国においては、従来からの地方創生の取組に加え、17 の戦略分野における官民投資を推進する日本成長戦略との連携の下、地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地方の大きな伸び代である多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図っていくため、成長産業の集積や地域経済の高付加価値化を図る「地域未来戦略」を進めることとされており、地域ごとの産業クラスター形成や大胆な投資促進策、インフラ整備、人材育成等を一体的に推進する枠組みが示されている。

さらに総合戦略には、これまで全国知事会が求めてきた、子育て負担の軽減に向けた全国一律の国による支援についても、「こども・子育てや教育に関する国の役割や、ナショナルスタンダードの観点も踏まえて、全国的な支援の在り方を財源も含め検討し、その結果に応じて必要な措置を講ずる」と明記された。

国においては、省庁横断の連携体制を強め、地方支分部局も最大限活用しながら地域に寄り添い、地域の主体的な取組や未来の成長の糧となる取組を徹底的に支援するとともに、子育て支援策の拡充や税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築といった大胆な規制・制度改革を進めるなど、総合戦略の実現に向けた地域未来戦略などの取組を迅速、かつ、着実に推進していく必要がある。

一方、地方においては、これまでの地方創生の取組を自らの視点で独自に評価・検

証し、我が国全体の発展につながる新たな提言を行うため、「我々の目指す地方の姿」「国と地方の役割分担の明確化」「地方としての財源確保対策の強化」の三つの観点から議論を深め、人口減少や過度な東京一極集中といった構造的課題を地方自らが正面から受け止めつつ、各地域の実情や課題を踏まえ、地方が果たすべき役割や責任について認識を共有してきた。

議論を通じて、人口減少・少子高齢化が急速に進行する中、戦後、我が国が構築した社会保障や教育などの社会システムは、そうした時代の変化に応じて、これからの100年の将来を見据えた安定的なシステムを再構築するパラダイムチェンジを図っていかなければならないこと、そして何より、我々地方自らが、政策立案能力を高め、失敗やリスクにも正面から向き合いながら、未来の成長の糧となる施策を展開していかなければ、真の地方創生にはつながらないことを皆で共有してきた。こうした認識は、地方が自立的かつ持続的に成長し、地方から日本を成長軌道に押し上げていくという、近年国が示している地域未来戦略の方向性とも軌を一にするものである。

本提言は、地方が、将来にわたって成長力を確保し、出生数の増加による人口構造の若返りを図りながら、地方それぞれの特長を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目指し、自ら率先して地方創生に取り組む方向性を示すものである。国においては、地方の優れた施策を徹底的に支援するなど、地方創生の継続と更なる推進を求めていくものである。

※用語：国との関係については「地方」、地方自治体間における関係については「都市部」と「地方部」、その他生活・経済圏等は「地域」と表記。

１　我々の目指す地方の姿

我々は、全ての人に希望と安心をもたらすことができるような将来ビジョンを示し、新たな地方創生を実現していく。

地方は、これまでの取組の成果を生かしつつ、地域の個性や魅力などの特色を生かす施策を実施し、多様性にあふれる個性豊かな地域を創り上げていく。また、新たなチャレンジや自己実現を可能とする基盤としての『豊かな生活環境』を整えることで、若者や女性にとって、残りたい、戻りたい、行きたい、関わりたいと思える魅力ある地域の創出を図る。更に人口減少が進行する局面においても、潜在成長性の高い産業を中心に、自立的かつ持続的に稼げる『強い経済』を確立し、我が国全体の成長を支える主体となるため、戦略的な政策を立案・実行できる能力を一層強化することにより、いわゆる「ばらまき型」の事業から脱却し、地域課題に即した政策形成を行っていく。

その実現には、過度な東京一極集中に歯止めをかけ、都市部と地方部が共に輝き支え合うことができるような社会経済構造の転換が重要である。誰もがどこでも活躍できる環境を作り出すため、以下を提言する。

（地域経済・産業・人材の活性化）

○　高付加価値型経済への転換に向けて、地方が有する産業・技術・人材の集積を核として、成長分野における産業クラスターの形成に向けて強力な支援を行うとともに、こうした産業クラスターが必ずしも単一の都道府県内にとどまらず、複

数の都道府県域にわたる形で形成、あるいは物理的な近接性に限られない形で形成され得ることを踏まえ、都道府県域を越えた連携によるクラスター形成についても、国が戦略的に後押しすること。また、自治体に過大な財政的負担が発生するようであれば、計画を一気に進めることは困難であることから、大規模な投資促進策やインフラ整備に対する財政措置を講じること。

○　国の戦略産業クラスター計画では、一定の大規模投資を見込めることが計画要件の一つとなっているが、地方において成長分野の産業集積を図っていくためには、大規模投資ができる中核的な企業だけではなく、サプライチェーンを支える関連企業も重要であることから、そうした企業も含めた一体的な支援を行うこと。

○　地域産業クラスター計画及び地場産業成長プランの策定が進むよう、記載要件に対して柔軟に対応するとともに、手続きの簡素化、勝ち筋を特定した具体的な投資計画などの要件緩和、投資に対するメリットが分かるよう新たな財源措置を早期に提示すること。また、地方における地域産業クラスターの形成や地場産業の付加価値向上に向け、地域産業クラスター計画及び地場産業成長プランに位置づけられた事業について、既存の補助メニューや地財措置の拡充など、国による財政支援を継続的に行うこと。

○　地方が有する地域資源の活用を通じ、付加価値の創出と地産外商の推進を促進するとともに、こうした地域資源が置かれている状況や成熟度は地域ごとに様々であることを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に必要な支援を講ずること。その際は、労働生産性や最低賃金が低い地方部の事業者への手厚い支援を行うこと。

○　「強い経済」の実現には、地域経済の持続的な成長を支える必要な人材の確保・育成を地域未来戦略の実効性を高める中核的課題として位置付け取り組むことが極めて重要であり、そのための環境づくりを国が戦略的に進める必要がある。国は高校教育改革と連動しつつ、地域の経済社会を支える人材や理系人材、デジタル分野の人材の育成強化や文理分断からの脱却、公立高専の設置促進等の構造改革に取り組むとともに、地域経済・社会のイノベーションを支える大学の機能強化を図ること。

○　さらにスタートアップ人材の育成や環境整備の取組を支援するほか、将来的な就業構造を見据え、東京圏等において事務職を中心に大規模な職業転換・能力転換の必要性が生じ得るとの国の推計も踏まえ、働く人々が、本人の希望に応じて、成長分野や地域の現場職・技術職へ円滑に移行し、新たな活躍機会を得られるよう、地方部の大学・高専、職業能力開発機関、企業等との連携によるリスキリングや能力開発への支援の取組を後押しすること。また、地方部は、ものづくり、農林水産、建設、介護、観光、デジタル実装など、実践的な技能と技術を活かす多様な現場を有しており、こうした人材が能力を再構築し、活躍する受け皿となり得ることから、人材還流・移住を伴う広域的な人材循環の推進に取り組むとともに、大学定員については、地方大学の定員を大幅に減らすことのないよう適正な配置に努めるなど、地方の成長を支える人材戦略を国家戦略として強力に推進すること。

○　若者の地域定着のためには、十分な所得、働きがい、子育てとの両立をかなえる良質な雇用を選べる環境が必要である。国は、地域産業の成長や高付加価値化、新規雇用創出、国内投資促進、研究開発、イノベーション支援を強化するとともに、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消、女性活躍の推進、更には多様な人材が活躍できる柔軟な働き方の転換に向けた取組を一層推進すること。

○　地域別最低賃金については、その地域間格差の是正に向けて、特に地方部の事業者が持続的な賃上げができるよう、生産性向上支援策など経済基盤の強化に向けた取組を推進すること。

○　安心して暮らし続けられる持続可能な地域づくりを推進するため、買物環境・医療・介護等の住民生活に関わる生活基盤の維持・確保に向け、事業者の事業承継等に係る支援や人材確保対策等、各地域が実情に応じて行う持続的な取組に対し、引き続き包括的かつ柔軟に財政支援を行うこと。

○　社会機能を維持し、地方の可能性を広げる方法の一つとして、今後のＡＩトランスフォーメーション社会（ＡＸ社会）への転換に向けた生成ＡＩをはじめとするデジタル技術の活用は極めて有効であるため、国は、これらの活用に向けて、地方での実装に向けた積極的な後押しを行うとともに、ＡＸ社会において必要な人材像やその育成に向けた枠組みを示し、地方におけるデジタルリテラシーの底上げを図り、地方自らが主体的にデジタル技術を活用できる環境を整備すること。

○　介護などの家族ケアの問題は、社会経済活動の観点からも非常に大きな問題であり、介護・医療現場の人材確保が急務である。介護・医療における現行の報酬制度は柔軟な賃上げに対応できる設計になっておらず、この点について改善し、業務内容や責任の重さを適正に評価した報酬制度とすること。

○　医療機関・社会福祉施設等の経営安定化のため、診療報酬や介護・障害福祉サービス等報酬、措置費・公定価格等については、物価等の急激な高騰など社会経済情勢の変化に対して適時適切に対応できる制度とするとともに、臨時的な報酬等の改定や国による補助制度の創設・拡充、病院個々に差異の生じない公平・精緻な消費税負担軽減策をはじめとした税制上の見直しなど、早急に対策を講じること。また、社会保障財源の確保に当たっては、地方への影響を十分考慮し、将来世代の負担に十分配慮した丁寧な議論を行うこと。

○　外国人材の受入れと活躍は社会の持続的な発展に欠かせないことから、国の責任において根底にある人口減少問題と併せた議論の下、「外国人受入れの在り方に関する基本的な戦略」を速やかに策定した上で、不当な差別や偏見の防止、人権尊重の観点を踏まえた多文化共生施策実施の根拠となる基本法を制定し、司令塔となる組織を設置するとともに、外国人がしっかりと地域社会に包摂されるような日本語学習等の取組や、日本人住民と外国人住民の交流促進など、地域における多文化共生施策に対する地方自治体への支援を積極的に行うこと。

○　魅力的な地域づくりに向け、国は、基幹産業の一つとして、映像産業を含むコンテンツ産業を育成するとともに、各地域へのロケ誘致などを強力に推進し、作

品の舞台やロケ地の聖地化を通じた地域のブランド力や関連イベント開催による経済波及効果向上など、複合的な地方創生の力を最大限に引き出すための支援を強化すること。

（地方の在り方）

○　多極分散型国土の形成や大規模災害等の際の首都機能のバックアップ体制強化の観点も踏まえ、「政府関係機関移転基本方針」に基づき、実効性を伴った政府関係機関等の移転を推進するとともに、大学、企業の本社機能や研究開発部門等の各地域への分散を促進するなど、行政・経済機能や雇用機会等の大都市部への偏在を是正すること。併せて、副首都制度についても議論を深めること。

○　地域の強みを生かし、地方自らが主体となって大学や企業の研究開発機関等の創出・集積を図り、地域産業と連携した学びと仕事の循環の構築を推進するとともに、地域の未来を担う人材の育成・定着と、地域資源を活用した産業構造転換を通じた質の高い就業機会の創出の実現に向け、国においては、労働需給を踏まえた分析・検証を行うとともに、地方の特色ある産業政策及び人材育成への必要な支援を講じることを求める。

○　地方部がその多くを担っている水源の保全や都市部への食料・エネルギーの供給、治水や二酸化炭素吸収等による国土・環境の保全などといった重要な取組に対し、国は、必要な支援を行うこと。

○　地域の持続的な成長やイノベーションの創出に向け、「広域リージョン連携」など都道府県の枠を超えた面的な広域プロジェクトを効果的に展開できるよう、国の財政的・技術的支援の充実を図ること。

○　地方創生の実現に向けては息の長い取組が欠かせないことから、これまで地方が積み上げてきた努力の成果、蓄積が損なわれることのないよう、継続的かつ一層の支援を行うこと。また、地方創生の推進には、地方と国が一体となって取り組むことが欠かせないことから、地方と国が率直にコミュニケーションのできる機会を設けて、地方の意見をしっかり反映させること。その際、憲法が求める法の下の平等に配慮しつつ、国政に地方の意見をしっかりと反映させるという観点から国民的議論の下での憲法改正等の抜本的な対応による参議院選挙における合区の確実な解消を図ること。

しかしながら一方で、当面の間、地方の人口減少は深刻な状況が続くことは避けられない。人的資源全体の枯渇が進むなか、人口減少を前提とした社会機能を維持していくことが可能な体制を整える必要があり、これは、地方が自立的かつ持続的に成長し、我が国全体の成長を支える『強い経済』を実現していくための前提条件となる。このため、「縮小の連鎖」を回避する「スマートシュリンク」の視点を取り入れた社会機能・行政機能の再構築や公共施設の統廃合も含めて検討を進める必要がある。

なかでも、住民への行政サービスの直接の担い手である市町村職員の減少の課題には、国及び都道府県が主体的に関与していく必要がある。併せて、行政サービス水準の見直しや民間からのサービスの購入など新たな行政機能の在り方も含めて検討するとともに、サービスの受け手である住民に対しても意識の変革を促す必要があり、

以下を提言する。

（社会機能・行政機能の在り方）

○　人口減少や職員確保の制約といった構造的な課題に対応した地方の社会機能・行政機能の再構築の検討に当たっては、市町村が単独で全ての行政サービスを担うことには限界が生じているとの認識の下、市町村間で共通する行政サービス事務の共同化や都道府県への事務委託など、スケールメリットを追究しながら持続的に提供できる方策を必要な法整備等を含めて幅広く検討すること。こうした取組に当たっては、分野や規模に応じた最適手法の選択や、関係自治体間の合意形成が難しいことのほか、行政サービスの持続可能性を踏まえた具体的な制度設計と枠組みの構築には中長期的な議論を要する。このため、国においては分野ごとの「指針」の提示と、都道府県に一定の主導権を付与するなどの法整備とともに、地方が恒久的・安定的な財政的インセンティブが得られ、持続可能性がある財政措置の在り方を検討すること。

○　“市町村優先の原則”は重要な原則ではあるが、住民サービスの現場では限界を迎えつつある。各市町村が人材や資源を有効に活用し、地域の特色ある独自の取組に注力できるよう、都道府県がより積極的に関与・貢献していくに当たり、必要となる都道府県の権限の見直しなど、都道府県が市町村を補完・支援する役割を担うことを明確化し、国・都道府県・市町村がそれぞれ果たすべき機能を整理・再定義すること。その際、都道府県が新たに直面する専門人材の不足や事務負担の増加などの課題を踏まえ、事務の廃止やデジタル技術・ＡＩを活用した事務の効率化・業務プロセスの徹底的な見直しなどを進めること。

○　これからの 100 年の将来を見据えた安定的なシステムを再構築するパラダイムチェンジを図り、地方が自律的かつ持続的に地方創生に取り組めるよう、国は、人口減少対策を統括推進する「庁」レベルの司令塔を設置すること。

２　国と地方の役割分担の明確化

我々、地方は、人口減少社会を前提に、自らの将来像を描き、地域の実情に応じて行政機能や公共サービスの在り方を選択・再構築し、自立的な地域運営を進めていく必要がある。

一方、国においては、ナショナルスタンダードの観点を踏まえた全国的な支援の在り方、ナショナルプロジェクトの推進、地方への更なる権限・財源移譲や法定受託事務の在り方の見直し、市町村単独での対応に限界が生じる分野において国及び都道府県が補完的役割を果たす必要性などについても議論を深めていく必要があり、以下を提言する。

（地方の主体性強化と制度改革）

○　地方が地域独自の資源を生かしながら、未来の成長の糧となる取組を自らスピード感をもって立案・実行できるよう、国は地方の優れた取組を既成概念に捉われず徹底的に支援すること。また、地域未来交付金については、強い経済の実現のほか、これまで全国各地で取り組まれてきた地方創生に向けた様々な施策に活かすことができるよう、採択要件の緩和、対象経費や対象期間、交付対象等の拡

大、手続の簡素化などにより、地域ニーズに応じた柔軟な制度運用を可能とすること。

○　地方が自らの権限に基づき、地域の実情に合わせた創意工夫を実行できるよう、国から地方への大胆な権限の移譲や、地方の事務処理の効率化に向けた、義務付け・枠付けの更なる見直しを進めること。特に、法定受託事務のうち、国が直接実施した方が効果的・効率的な事務について、都道府県と十分な協議を踏まえ、その地域の実情や住民の利便性にもしっかりと配慮しつつ、執行方法などを検討すること。

○　国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、原則として新たな設定は行わず、設定された基準については廃止又は参酌基準化するなど、国の過度な関与を抜本的に見直すこと。

(国が担うべき全国一律の支援)

○　ナショナルスタンダードの観点から、高校生以下の医療費、教育・保育費、給食費、妊婦健診、出産費用などの子育て・医療・教育にかかる費用の支援や、昨今の物価高対策など、全国一律に行うべき政策については、国が責任を持って行い、地域格差の解消を図るとともに、財源において必要な措置を講じ、住居地にかかわらず全国一律で十分なサービスが提供されるよう対応すること。

○　リニア中央新幹線や整備新幹線といった国の成長戦略に直結する事業、原子力・洋上風力発電などのエネルギー政策や防衛政策に係る事業など、国家的プロジェクトについては、都道府県域を越えた調整など、地方に過度な負担や説明責任を負わせず、国が全面的に責任を持って行うこと。その際、地方に負担・損害が及ぶ場合には、国が補填・補償を行うこと。加えて、長年構想がありながら未だ実現していない新幹線の基本計画路線や湾口部・海峡部等を連絡する橋梁・トンネルの整備など、日本の将来の発展に繋がるナショナルプロジェクトについては、大胆なビジョンの下、着実に推進すること。

○　生活の基幹となる公共インフラや公共交通などの社会基盤は、国民の生命・財産を守り、地域社会の生活機能を維持するために不可欠であることから、広域に影響を及ぼす社会基盤の維持・整備は国の責任と財源で実施するとともに、持続可能な地域社会の実現のため、物価高などに応じた国土強靱化の事業規模を確保するほか、地方が行う社会資本の整備・更新や交通空白の解消に向けた公共ライドシェアなど日常生活を支える多様な移動手段の確保に必要な支援を行うこと。

○　国と地方の役割分担と関係性について検討・改善するための協議体を地方参加の下で各省庁に設置するなど、社会経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応できる仕組みを検討すること。また、課題解決に向けては、第 34 次地方制度調査会において制度的な課題として受け止め、横断的かつ抜本的な検討・見直しを進めること。

３　地方としての財源確保対策の強化

我々は、ナショナルスタンダードの観点から全国一律に行うべき政策については、国の責任による対応を求めつつ、地方としても、地域の実情に応じた独自の施策に取り組み、多様性のある社会を構築していく必要がある。そして、こうした独自の施策の裏付けとなる地方としての財源についても、最大限の独自性を発揮しつつ、適切に確保する必要があると考えている。

そこで、確かな地方財源に裏付けられた、新たな地方創生を実現するため、以下を提言する。

○　各地方自治体がその財源に関して、どのような主体に負担を求めるかについては、各地方自治体や地方議会による自主的な議論に委ねられるべきものであることから、地方による法定外税や手数料、使用料等の独自の財源確保対策について、国による関与は最低限とし、地方が自らの創意工夫を一層発揮し財源を確保できるようにすること。

○　国の「責任ある積極財政」の考え方に基づき、地方においても、自然増収の一部を活用し、国の「危機管理投資」や「成長投資」に呼応した大胆な取組を実施できるよう地方税財源の充実・強化を図ること。また、産業クラスターの形成・拡充には大規模な投資や研究開発の推進が不可欠であるため、普通交付税の基準財政需要額に算入される「地域未来基金費」など地域未来戦略に関する財源措置を継続・拡充するとともに、地域未来交付金の継続及び地域の実情に即した交付金制度の不断の見直し・拡充を図ること。

○　企業版ふるさと納税については、官民共創による地方創生の活性化に資するものであり、恒久的な制度にするとともに、企業側が決算の状況によらず複数年度・計画的に寄附ができるようにするなど、企業が活用しやすい柔軟な仕組みに見直すこと。

○　税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。

○　軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間税率の廃止並びに自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収分について、令和９年度以降についても国の責任において、代替の恒久財源の確保を図ること。また、減税など地方財源に影響を及ぼす政策については、安定的な行政サービスの提供及び財政運営を担う地方への影響等を十分に考慮し、将来世代の負担にも十分配慮の上、責任ある議論を丁寧に進めるとともに、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を措置すること。

○　国の地方財政計画の作成においては、地方が直面する多様な財政需要を適切に計上し、確実な財源保障を行うこと。特に、一般行政経費（単独）や地方創生推進費、地域未来基金費等については、人口減少対策や物価高対策、地域未来戦略の推進において自治体独自の事業が重要な役割を果たしていることを十分考慮すること。また、公営企業繰出金については、施設の老朽化や物価高への対応など、公営企業が置かれている課題を十分に反映すること。

○　個々の地方団体レベルで、経済・物価動向等も踏まえた一般財源総額を確保・充実を行い、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

○　とりわけ、上下水道は施設の更新に多額の費用を要するため、その負担の在り方に関する国民的な議論を踏まえつつ、持続的な運営基盤の形成を支援すること。

○　国庫補助制度に関し、その役割を再検討し、地方自治体が真に必要とする政策目的の実現に貢献すること。また、事業者の不正等に起因した国庫返還金や個人への貸付金を徴収することが困難な場合、地方公共団体が代わりに国庫に返還する取扱いについては、費用負担の在り方として適切ではないため、制度の見直しを行うこと。さらに、真面目に不正を追及し、公金を回収しようと努力する地方公共団体に報いるため、弁護士費用等の訴訟遂行に係る費用については、過度な負担を負うことのないよう、国による財政支援を行うこと。

○　国の予算編成の在り方の抜本的な見直しに当たっては、国の財政支援や地方債充当率及び交付税措置率の取扱いなど、地方公共団体の財政運営に十分配慮するとともに、地方公共団体に新たな負担が生じない制度とすること。

２　地方税財源の確保・充実等に関する提言

Ⅰ　地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響や米国の通商政策の動向などに注意する必要がある。また、長引く物価高や人手不足の深刻化等、地域経済は厳しい状況にある。

このような中、人口減少・少子高齢化は急速に進行しており、強い危機感を持ってその対策に我が国全体で戦略的に取り組んでいく必要がある。

地方財政に目を向けると、こども・子育て政策の強化を含む社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、地方創生・地域未来戦略の推進、人口減少対策、脱炭素化、デジタル化、国土強靱化、インフラ・公共施設等の老朽化対策などの重要課題への対応のほか、物価高や民間の賃上げ等に伴う財政需要の更なる増加も見込まれる。

これらの状況を踏まえ、地方が国と一丸となり、日本列島全体を強く豊かにするべく、「強い経済」の実現に向け取り組んでいくとともに、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が不可欠である。

このため、地方が責任をもって増大する役割に適確に対応していくためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築とともに、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保・充実すべきである。

なお、地方において積立金現在高が増加しているが、これは、臨時財政対策債償還基金費の臨時的措置による積立てや普通交付税の減額精算に備えた積立てのほか、激甚化・頻発化する自然災害等の不測の事態への対応、喫緊の課題である公共施設等の老朽化対策、変動が大きい地方税収への対応など、今後の安定的な地方財政運営のために必要な積立てを行ったものであり、地方財政に余裕が生じているものではない。

加えて、依然として地方債残高が高い水準で推移する中、金利上昇の影響で公債費の増加が見込まれるなど、地方財政の状況は引き続き楽観視できる状況ではない。

１　地方一般財源総額の増額確保・充実

令和９年度の地方財政は、社会保障関係費の増加に加え、物価高や民間の賃上げ等が進む中で公共事業や施設管理・行政サービス等において求められる価格転嫁、金利上昇の影響、人件費の増加といった避けることのできない歳出の増加が見込まれる。これらに加えて、地方が責任を持って地方創生・地域未来戦略の推進、人口減少対策、脱炭素化、デジタル化、国土強靱化、インフラ・公共施設の老朽化対策などの重要課題に対応しつつ、安定的な行政サービスを提供していくためには、2027年度（令和９年度）においても、増加する経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、引き続き東日本大震災の復興財源を別枠扱いとした上で、必要となる地方交付税等の一般財源について増額確保し、充実すべきである。

特に、公共事業や施設管理・行政サービス等の公的需要は、GDP全体の約1/4を占め、地方部ほどその割合が高くなる傾向にあることから、全国的に物価高が継続する中にあって、公的需要における価格転嫁が行われなければ、地域経済の縮小・衰

退は免れない。地域経済の好循環、民間企業の賃上げの実現のためには、地方における官公需の価格転嫁が急務であり、地方がこれを確実に実施するために必要となる一般財源の増額確保が不可欠である。

なお、自動車税・軽自動車税環境性能割の廃止及び軽油引取税・地方揮発油税の当分の間税率の廃止に伴う地方の減収に対しては、代替となる安定的な恒久財源を確実かつ早急に確保するとともに、それが実現するまでの間、国の責任において確実に財源措置を講ずべきである。

２　地方財政計画における必要な歳出の計上

近年の地方歳出は、国の制度に基づく社会保障関係費の増加を、給与関係経費や投資的経費、公債費の減などで一定程度吸収するとともに、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。このような中、新たな行政需要の増加に対応するための人材確保、会計年度任用職員を含む公務員給与改定への対応、教職調整額の引上げなどの教師の処遇改善、物価高や民間の賃上げ等に伴う様々な価格転嫁、いわゆる教育無償化、国土強靭化、インフラ・公共施設等の老朽化対策などを実施するための財政需要の増加、さらには金利上昇に伴う公債費の増加など、地方歳出が必然的に拡大する要素が確実に生じており、このような歳出の増加を適切に地方財政計画に計上すべきである。

今後も増加する社会保障関係費については、その増分を適切に計上するとともに、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税・地方消費税の増収分を充てることとされている社会保障の充実や消費税・地方消費税率引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増、こども・子育て政策の強化を含む社会保障に係る地方単独事業の経費についても、地方の財政需要として的確に反映すべきである。

また、令和８年度に計上されている「地方創生推進費」や、「地域社会再生事業費」など、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施するために必要な歳出も、引き続き確実に地方財政計画に計上すべきである。

一般行政経費（単独）については、令和８年度地方財政計画として、物価高・官公需の価格転嫁への対応など約４千億円が増額されている（会計年度任用職員給与等移し替え後比較）。一般行政経費（単独）は、地方が国の法令等により義務的に実施する事業に加え、自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であり、地方は、国の制度に基づく国庫補助事業と、地方の実情に応じたきめ細かな地方単独事業を組み合わせて行政サービスを提供し、住民生活の安心を確保している。今後、地方分権改革が進展し、また、地方創生・地域未来戦略の推進に向けて地方の主体的な役割が高まる中で、地方が自主性をもって、地方単独事業に取り組むことができるよう、今後もその総額を増額確保・充実すべきである。

また、令和５年度から実施されている地方公務員の定年引上げにより、職員構成や採用計画等に影響が生じることから、各自治体における実施状況も踏まえ、職員数の一時的な増加等に対応するために必要となる財源を安定的に確保するための方策を講ずべきである。

なお、国において検討されている、必要な予算は可能な限り当初予算で措置する方向性での予算編成の在り方の見直しは、民間事業者や地方自治体の予見可能性の確保に資するものであるが、見直しの際には、公共事業や補助事業など、例年補正予算で措置されてきたものも含めて必要な事業量を確保するとともに、国の予算編成の内容に伴い、地方自治体の実質的な負担が増加することのないよう、所要額を地方財政計画の歳出に適切に計上する等の必要な対応を行うべきである。

一方、社会経済の大きな変動や災害など、不測の事態に対しては、引き続き機動的に対応すべきである。

３　地方交付税の総額確保・充実等

地方交付税については、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべきである。なお、地方団体の予算執行等に支障が生じないよう、引き続き、地方交付税関係法案の年度内成立や普通交付税の７月中の早期交付決定に努めるべきである。

地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえた上で、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすべきである。

４　臨時財政対策債の抑制と債務残高の確実な縮減

臨時財政対策債については、令和７年度に引き続き令和８年度も新規発行額がゼロとなったが、今後、国税収入・地方税収入や地方負担の状況等によって財政収支に大幅な不足が生じる場合には、地方交付税の法定率の引上げを行い、安定的に交付税総額を確保することで、臨時財政対策債に頼らない財政運営を確立すべきである。

併せて、特例的な債務である交付税特別会計借入金及び臨時財政対策債残高の確実な縮減を図るべきである。

加えて、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源についても確実に確保すべきである。

５　社会保障に係る地方財源の確保

地方消費税を含む消費税は、地方交付税原資分も含めるとその約４割が地方の財源となっており、特定の世代に限定されることなく、全世代共通の社会保障制度の基盤としてあらゆる世代で負担を分かち合うものであり、年金、高齢者医療、介護、子育てといった諸施策を支える極めて重要な財源となっている。

少子高齢化が進行する中にあって、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を来さないよう、これらのサービスの財源として、将来世代に負担を残すことなく恒久的な財源を確保することが重要であり、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

また、消費税の時限的な引き下げに当たっては、地方への影響等を十分に考慮し、地方の減収に対しては必要な財源措置を確実に講ずべきである 。

政府においては、全世代型社会保障の構築に向けて取り組んでいるところであるが、制度設計に当たっては、施策の推進において重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえるとともに、十分な財源を確保すべきである。

国民健康保険制度については、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担の在り方について、引き続き地方と協議

を行うとともに、2015年（平成27年）１月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に行うべきである。
地域医療介護総合確保基金については、地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築のためにも、その配分に当たっては、都道府県の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたって十分な財源を確保すべきである。

６　強靱な国土づくり等に係る地方財源の確保

（１）防災・減災、国土強靱化対策の強化

近年、激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化に伴う事故においても、防災・減災、国土強靱化対策の重要性が再確認されたことから、新たに策定された「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づき、取組の加速化・深化を図るために必要な予算・財源については、当初予算を含め、別枠で確保するとともに、資材価格の高騰や賃金水準の上昇を踏まえた規模とすべきである。
併せて、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」については、地方の実情に応じた国土強靱化対策を推進するため、対象を拡充すべきである。
また、国土強靱化の取組を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の費用を要する業務について補助・交付金の対象とするなど、財政支援の充実・強化を図るべきである。
住宅の耐震化については、全国的な課題であることに鑑み、住宅所有者の費用負担を軽減するため、十分な財政措置を講じるなど、住宅耐震対策の抜本的な強化を図るべきである。
能登半島地震や埼玉県八潮市における道路陥没事故で重要性が認識された上下水道施設の耐震化・老朽化対策については、人口減少が急速に進む中、今後も持続可能な上下水道の整備ができるよう、地域の実情に応じて国庫補助採択基準を緩和するなど財政措置の強化・充実を図るとともに、第１次国土強靱化実施中期計画に基づき、必要な財源を確実に措置すべきである。

（２）物流・人流ネットワークの早期整備等

「強い経済」の実現に向けた取組を加速前進させていくため、物流・人流ネットワークを早期整備・活用し、地方創生・地域未来戦略の推進に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を推進する必要がある。
このため、社会資本整備の地域間格差や、条件不利地域、大都市といった多様な条件を抱える地方団体の実情を踏まえ、必要となる投資的事業等を推進すべきである。特に、長期的に多額の費用を要する高速道路や新幹線などの防災・減災に資するインフラの整備・維持に要する新たな財源の創設について検討すべきである。
地域公共交通は、地域住民の日常生活や社会経済活動の基盤として不可欠なものであるため、そのネットワークの維持・活性化に向けた再構築の取組を着実に推進できるよう、安定的かつ十分な財源を増額確保すべきである。
なお、国民にとって重要な社会インフラである鉄道については、災害時等のリダンダンシーの確保をはじめ、人口減少や高齢化などの社会環境の変化、現在のＪＲ各社の経営状況、事業構造及び内部補助の考え方等を踏まえ、全国的な鉄道ネットワークの在り方そのものについて、まずは国の責任において議論のうえ早期に方向性を示すべきである。また、地域鉄道の安全輸送の確保に加え、利便性向上や利用促進、被災鉄道の早期復旧のため鉄道事業者及び地方に対し更なる支援を行うべき

である。

（３）公共施設等の適正管理

地方団体は、行政系施設を含む公共施設等の老朽化対策が本格化していることから、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化等に取り組んでいるところである。

そのような中、令和８年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業債」については、期間を延長するとともに、地方の実情を踏まえ、財政負担の一層の軽減・平準化に向け、より弾力的で柔軟な運用や拡充等を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。

７　公立病院等の経営安定化支援

保険医療機関等は、公定価格である診療報酬によって運営されており、物価高や人件費の上昇の影響を価格転嫁できず、深刻な経営難に陥っている。中でも、民間医療資源が乏しい地域において、不採算医療・政策医療を担う公立病院及び公的病院はもはや経営努力のみでは対応することが困難な極めて厳しい経営環境にあり、地域医療の崩壊が危惧される状況にある。

このような深刻な状況を踏まえて、国による補助制度の創設・拡充など早急に対策を講じるとともに、診療報酬改定時の見通しを超える物価や賃金の急激な変動に際しては、適時適切な見直しが行われる仕組みを診療報酬制度等に組み込むべきである。また、物価高が続く中、公立病院の消費税負担が増加し、経営に大きな支障を来している現状を踏まえ、診療報酬における補填の充実や、その対応が難しい場合は課税措置への転換など、制度改善を講ずべきである。

併せて、医師・看護師不足や不採算地区など条件不利地域を含むすべての地域において必要な医療を安定的に提供できるよう、建設改良費や医療機器のリース、都道府県が設置するへき地診療所等に対する措置も含め、繰出金等に対する地方財政措置を更に拡充すべきである。また、病院事業債（経営改善推進事業）を拡充するとともに、地方団体の長期の貸付けについて、地方財政措置を講ずべきである。

８　大規模災害からの速やかな復旧・復興

東日本大震災からの復旧・復興について、「第３期復興・創生期間」（令和８～12年度）における事業規模と財源が定められたところであるが、引き続き特例的な財政支援措置を可能な限り拡充するとともに、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、国の責任において所要の財源を十分に確保すべきである。

また、地震や豪雨、大規模火災など相次いで発生している大規模災害から早期に復旧・復興を成し遂げるためには、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組む必要があることから、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講じるとともに、補正予算を含めた機動的な対応を図るべきである。

９　学校教育を担う人材確保

学校における働き方改革の更なる加速化や、教師に優れた人材をより多く確保するため、教師が担う必要のない業務等を外部委託する経費についても、十分な財政措置を図るとともに、教員業務支援員及び副校長・教頭の学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援する人材の更なる配置に必要な財源を確保すべきである。

なお、教職調整額の率は、毎年１％ずつ引き上げ、令和12年度までに10％に引き上げることが決定していることから、引上げに必要となる経費は、引き続き全額地方財政計画に計上し、必要な財源を確実に確保すべきである。

１０　補助金等の見直し

（１）運用方法等の見直し

補助金等については、地方の実情を踏まえて自由度を高めるほか、要件の緩和、手続きの簡素化、補助単価等について地方と十分に協議した上で地方の実情を踏まえた見直しを行うべきであり、本来の負担割合を超えた超過負担については、必要な法整備や所要の国費の確保を行うことなどにより、速やかに解消を図るべきである。また、地方団体の予算執行等に支障が生じないよう、補助金等の早期交付決定に努めるべきである。なお、年度を超えて切れ目なく柔軟な執行が可能となるよう、事故繰越を含めた繰越要件の弾力的運用を図るべきである。

（２）国と地方の関係の見直し

国の補助金等を財源の一部とする地方公共団体の補助金等において、事業者の不正等に起因した国庫返還金や償還期限が到来した個人への貸付金を当該事業者や個人から徴収することが困難な場合、地方公共団体が代わりに国庫に返還しなければならない取扱いとなっている事例がある。こうした取扱いは、国と地方の費用負担のあり方として適切ではないため、国の令和７年の地方からの提案等に関する対応方針（令和７年12月23日閣議決定）において、「国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和８年度中に結論を得る。」とされたことを踏まえ、制度の見直しを進めるべきである。

Ⅱ　人口減少対策及び地方創生・地域未来戦略の強力な推進のための財源確保

人口減少・少子高齢化が急速に進行する中、国においては人口戦略本部が設置されたところであり、これからも国と地方が方向性を一にして、経済界・労働界をはじめとした各界や国民を巻き込み、国を挙げて人口減少・少子高齢化対策に積極果敢に挑戦していくことが何より重要である。

「地方創生に関する総合戦略」では、「地域未来戦略」を推進し、地方が持つ伸び代をいかすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すことを目指し、これまでの地方創生で進めてきた取組に加えて、「強い経済」の実現に重点を置いて、世界をリードする成長分野のクラスター、地域発のクラスターを全国各地に形成して、地方から日本を成長軌道に押し上げていくこととしている。

国においては、地方が厳しい状況にあることを重く受け止めるとともに、引き続き「自然減」「社会減」それぞれの要因に応じた適切な対策や住み慣れた地域で希望をもって住み続けることができる持続可能な地域づくりへの対策を講じていく必要がある。

このため、地方団体が地域の実情に応じて、少子高齢化や人口減少がもたらす諸課題を、ＡＩ・デジタルなどの新技術も活用しながら克服し、将来にわたる成長力の確保を目指す地方創生・地域未来戦略を推進するための安定的な財源を確保し、財政措置を充実すべきである。

特に、地域未来戦略による産業クラスターの形成に当たっては、地方団体に過大な財政負担が生じることのないよう、大規模な投資促進策やインフラ整備に対する財政措置を講ずべきである。

１　子ども・子育て政策の強化のための安定的な財源確保

「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策や今後拡充された場合の施策の実施に当たっては、地域間格差が生じることのないよう、ナショナルスタンダードの観点も踏まえた上で、近年の物価高にも対応した十分な予算を確保するとともに、地方負担分も含めて国の責任において必要な財源を確実に確保すべきである。

なお、子ども・子育て支援策は、ナショナルスタンダードとして全国一律で行う施策と地方がその実情に応じて行うきめ細かな事業が組み合わさることが効果的であり、地方が行うサービスの提供などについても、地方団体の創意工夫が活かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図るべきである。

また、「こども・子育て支援加速化プラン」を支える安定的な財源の確保のための子ども・子育て支援金制度については、支援金の目的や使途、負担の在り方等、国民の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うべきである。

さらに、子ども・子育て政策の強化に係る財源確保のための歳出改革等については、地方の意見を十分に踏まえて検討すべきである。

加えて、いわゆる教育無償化の実施に当たり都道府県負担が導入されたが、安定財源の確保については、令和７年12月に国が示した「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」において、「令和９年度予算編成・税制改正に向けて責任を持って財源確保を図る」とされていることを踏まえ、代替となる恒久財源を確実かつ早急に確保するとともに、それが実現するまでの間、地方負担が増加することのないよう国の責任において確実に財源措置を講ずべきである。

また、いわゆる高校無償化の実施に伴い、公立高校離れや都市部と地方部の地域間格差の拡大等が懸念されることを踏まえ、喫緊の課題である老朽化への対応や、教育ＤＸへの対応、施設・空調等の設備・備品等の整備など、地域の強みを活かした特色ある学校づくりの推進に向け、公立高校への財政的支援の拡充を図るべきである。特に、「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」（令和８年２月13日文部科学省）を踏まえ、都道府県が地域の実情に応じて策定する高等学校教育改革実行計画に基づく改革を確実に推進できるよう、国の責任において「高等学校教育改革交付金（仮称）」等による安定的かつ十分な財政措置を講ずべきである。併せて、新たに創設された「高等学校教育改革等推進事業債」の柔軟な運用や拡充等を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保するべきである。

さらに、学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食費無償化）における支援の基準額については、昨今の地域における物価上昇の実情を的確に反映するとともに、地方自治体の予算編成に支障をきたすことのないよう、適切な時期に示すべきである。

２　地方創生・地域未来戦略の推進等のための財源確保

（１）地方創生・地域のデジタル化に必要な経費の拡充・継続

地方創生・地域未来戦略を推進するため、これまで地方が進めてきた地方創生の取組の成果を最大限に活用し、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、地方財政計画に計上されている「地方創生

推進費」や「地域デジタル社会推進費」に加え、地域ごとの産業クラスターを形成・拡充するための大規模な投資や研究開発の推進に向け令和８年度に創設された「地域未来基金費」といった地方創生・地域未来戦略の推進に必要な経費を新たに生ずる地方負担への十分な地方財政措置も含め更に拡充し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

（２）地域未来交付金等の拡充・継続及び弾力的な運用

地域未来交付金については、地方創生・地域未来戦略の推進を一層深化・加速化できるよう、地方の意見等を十分に踏まえ、使途拡大や運用の更なる改善を図るとともに、予算枠を確保・充実すべきである。併せて地方負担に対する十分な地方財政措置を講ずべきである。

３　デジタル社会の実現に向けた財政措置等

（１）デジタル・ガバメントの構築に向けた財政措置

デジタル原則への適合を実現するため、アナログ規制の見直しに向けた取組が進められている中において、デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行していくため、必要となる地方団体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に実施するとともに、その維持管理・更新等に対して継続的かつ十分な財政措置を講ずべきである。

標準準拠システムへの移行について、地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和６年12月24日閣議決定）において、令和８年度（2026年度）以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム（特定移行支援システム）は、おおむね５年以内に移行できるよう国が積極的に支援するとされた。このため、国においては、地方団体の状況や直面している課題等を的確に把握し、特定移行支援システムへの支援を充実させ、それぞれの実情に応じて移行作業を円滑かつ確実に完了できるよう、適切な情報提供を行い、状況に応じたきめ細かなフォローアップを引き続き行うべきである。

デジタル基盤改革支援補助金については、令和８年３月から４月にかけて国が実施した移行経費調査の結果や調査後の状況の変化、各地方団体の個別事情等を踏まえた補助上限額の設定や基金の積み増し等を確実に行うとともに、特定移行支援システムなどの移行経費を国が責任をもって全額補助金の対象とすべきである。

また、当該補助金の補助対象が限定的であることから、基幹業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修や移行期間中の既存システム利用に係る新たな費用負担、経過措置により移行後に実施される一部機能の実装とそれに伴う関連システムの改修なども補助対象とすべきである。

国においては、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づき、地方団体や事業者と協力して運用経費等の３割削減に向けた環境整備に取り組むとされているが、その目標達成に向けて、短期・中長期の両面で必要な対策を確実に実施するとともに、スケジュールを具体的に明示すべきである。

令和８年度における運用経費の増嵩について、人件費・物価の増加等の外的要因等による恒常的な経費の増加分は普通交付税措置、これを上回って一時的に増加する経費は、新たに創設された「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」及び地方交付税の増額交付で対応するとされたところであるが、令和９年度以降においても、財政支援措置を検討するなど、全ての地方団体に新たな負担が生じることのないよう、確実な支援を行うべきである。

デジタル行財政改革における「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用」については、自治体の規模や地域の実情、ニーズを十分に踏まえる必要があることから、国と地方が一体となって取組を進められるよう、地方の意見を十分に聞きながら検討するとともに、国・地方双方に効果をもたらすことを踏まえ、必要に応じて国において適切な支援を行うべきである。

「デジタル活用推進事業債」については、地方団体の標準準拠システムへの移行と併せた行政運営の効率化や地域課題解決を推進する上で重要な財源となっていることから、引き続き地方の取組状況等を踏まえて拡充を検討すべきである。

（２）地方における５ＧをはじめとしたＩＣＴインフラ整備への財政措置

光ファイバ、５Ｇ等の未整備地域解消に向けては、引き続き整備を着実に進めるため、国庫補助金等による支援制度を拡充すべきである。特に、過疎地域等の整備条件が厳しい地域での整備が進むよう、支援制度の拡充に取り組むべきである。

また、災害等の非常時においても高度情報通信ネットワークが維持できるよう、衛星回線活用のための設備導入等に対する支援制度を創設するべきである。

（３）マイナンバー制度の推進

行政手続のオンライン化の進展やマイナンバーの利用範囲の拡大に伴う情報連携の活用、大規模災害の発生や感染症のまん延等の事態におけるマイナンバーの活用など、システムの整備に伴い必要となる地方団体のシステム改修等に対しては、技術的・財政的支援を確実に行うべきである。

また、2028年度（令和10年度）中に予定されている次期マイナンバーカードへの移行やマイナンバーカードの利便性向上に向けた診察券等との一体化や、手当・還付金等を受給できるプッシュ型住民サービスの実施などに当たっては、地方に過度な負担を課すことがないよう、具体的な手法やスケジュールを適切な時期に明示するとともに、必要となる地方団体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うべきである。

４　「ふるさと納税」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の運用

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資するものである。2019年度（令和元年度）には「ふるさと納税指定制度」が導入され、多くの自治体では法令に定められた基準の下で運用がなされているところであるが、令和７年度には指定基準違反となった団体があるなど、「ふるさと納税制度」に対する信頼を損ないかねない事案も生じている。こうした中、ふるさと納税の受入額は、令和６年度に１兆2,700億円を超える規模に拡大した。一方、募集に要する経費が高止まりしており、ポータルサイトを経由した寄附額1兆2,025億円に対する実質的な手数料が1,379億円と11.5%を占めるなど、本来、住民サービスの充実に振り向けられるべき受入額のうちの多くを募集に伴う経費として費やさざるを得ない状況は、改善すべきである。

ポータルサイト運営事業者においては、ふるさと納税の制度趣旨について理解し、ふるさと納税として受け入れた寄附金については、税制上の控除を利用して集められた公金であることを踏まえ、地方団体の費用負担の軽減が図られるよう、速やかに手数料の引下げに取り組む必要がある。今般、寄附金活用可能額の割合を高める見直しが行われたことを踏まえ、ふるさと納税を地方団体において行政サービ

スの充実や地域振興のためにより一層活用できるよう、国においても、手数料等を縮減するための環境整備を図るなど、制度の健全な運用に向けた取組を進めるべきである。

また、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組とするものであるとともに、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとしても期待できることから、引き続き、各地方団体においては、国民や企業の理解を得るなど制度の活用に努めるとともに、国においては、寄附活用事業の主体はあくまで地方団体であることに留意しつつ、積極的な活用を促進すべきである。

５　持続可能な地域づくりを推進するための財政措置

安心して暮らし続けられる持続可能な地域づくりを推進するため、買物環境や医療・介護提供体制の維持・確保に向け、民間事業者の事業承継等に係る支援や人材確保対策等、各地域が実情に応じて行う持続的な取組に対し、引き続き包括的かつ柔軟に財政支援を行うべきである。

６　脱炭素施策への財政措置

「地域脱炭素推進交付金」について、予算規模や交付対象、事業期間等を大胆に拡充するとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善に取り組むべきである。

加えて、「地域資源を活用したレジリエントやエネルギー・経済循環の実現に向けて」（令和８年５月29日環境省）を踏まえ、地域にとって有効で取り組みやすい新たな展開策を示すとともに、意欲的な地方団体が積極的に取り組めるよう十分な予算措置を行うべきである。

「脱炭素化推進事業債」については、民間企業も含めてＬＥＤ照明や電動車の導入が進む中、地方団体において、引き続き公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、地方の実情に応じた事業規模や対象の拡充などを行うべきである。

７　魅力あふれる地域づくりのための財政措置

（１）スポーツ・文化施策への財政措置

スポーツ・文化芸術活動の活性化や、その拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等などに対し、地方の実情に応じてソフト・ハード両面における適切な財政支援を行うべきである。

また、ワールドマスターズゲームズ2027関西大会など、大規模国際大会の開催に向けた地方の取組や負担増に対して国費による支援を講ずべきである。

なお、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の改革に当たっては、国スポ改革タスクフォースにおける議論を踏まえつつ、通年開催、施設基準の弾力運用や国、関係団体による相応の財政負担など地方団体の財政負担軽減に向けた検討を行うべきである。

（２）観光施策への財政措置

2025年の訪日外国人旅行者数が昨年度に引き続き過去最高を記録するなど、観光の復興が続く中、国内観光の活性化やインバウンド需要、2027年国際園芸博覧会等の国際イベント開催を地域活性化につなげていくため、受入環境の整備や観光資源

の磨き上げなどに加えて、オーバーツーリズムの未然防止・抑制についても積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すべきである。
国際観光旅客税については、地方の観光振興施策に対する自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を交付金等により、地方に配分すべきである。

Ⅲ　物価高等への対策に係る地方財政措置

１　地方財政措置の充実

物価高が続く中、地域の生活・経済を守るため、今後の経済状況等も踏まえ、引き続き必要な対策を適時的確に講じるべきである。
追加の対策を講じるに当たっては、都道府県単位での対応には限界があることから、国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤である電力やガスなどエネルギー価格等の安定に向けて、地方団体間で対策の内容に格差が生じないよう、国の責任において全国一律の対策を直接講じるべきである。
また、公共事業の補助単価や地方債における庁舎・公立病院の建築単価に関する地方財政措置等については、物価高に対応できるよう、実態に即した機動的な見直し等を継続的に行うべきである。

２　地方に対する交付金の充実

引き続き国の対策を補完し、地域の実情に応じた対策を機動的に講じることができるよう、適時適切な財源措置を講じることはもとより、地方に対する交付金については、十分に確保した上で、長引く物価高に対して地方団体が柔軟に施策を講じられるよう、可能な限り自由度を高くするなど地方の裁量を尊重すべきである。
また、適正な事業期間で効果的な施策を展開できるよう、繰越要件の緩和、基金積立要件の弾力化、対象事業の拡大など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図るべきである。

３　中東情勢・米国関税措置への適切な対応

中東情勢の影響が長期化する中、燃料や原材料、飼料等の急激な価格高騰は、日々の国民生活に加え、運輸業、建設業、製造業、農林水産業をはじめ、地域公共交通、観光、医療、福祉、生活衛生などのあらゆる分野に大きな影響を与えている。
国においては、引き続きエネルギー価格の高騰対策や中小企業等への経営支援、エネルギー・重要物資の安定供給に万全を期すとともに、地方団体が地域の実情に応じた対策を講じるための財政支援を行うべきである。
また、米国の関税措置については、引き続き影響分析及び事業者に対するきめ細かい支援策を講じるとともに、今後、追加の対策が必要となった場合においても、国の責任において財源を確保し、地方の財政運営に支障が生じないように十分留意すべきである。

Ⅳ　税制抜本改革の推進等

１　地方法人課税の見直し

地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について、その構成員である法人も幅広くその負担を担うべきという観点から課税されているものであり、地方団体の重要な税源

であることから安易な縮減などはすべきではない。また、デジタル技術を活用して国境・都道府県境を越えて行われる取引等が拡大し、法人の事業活動が広がっていく中で、社会経済情勢の変化に的確に対応する形で、地方法人課税のあり方についても検討すべきである。

さらに、法人課税は、地方交付税原資分を含めるとその約６割が地方団体の財源となっていることを踏まえ、地方財源が適切に確保されるようにすることを前提として議論されなければならない。

以上に十分留意の上、具体的な検討に当たっては、地方団体の意見を丁寧に聞き、以下の点を踏まえるべきである。

（１）収入金額課税制度の堅持

法人事業税の収入金額課税制度については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。

令和８年度与党税制改正大綱において、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する」とされている。

電気・ガス供給業に関しては、令和２年度・４年度税制改正において、小売全面自由化、送配電・導管部門の法的分離等に対応して、既に課税方式の見直しが行われたところであり、また、電気・ガス供給業は消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有していること、現行方式は地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設やＬＮＧ基地等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持し、地方税収を安定的に確保すべきことを強く求める。

（２）法人事業税の分割基準の見直し

分割基準は前回の見直し（2005年度（平成17年度））から相当期間が経過しており、デジタル化などの経済社会の構造変化を踏まえ、より実態にあったものに見直すべきである。その際、工場のロボット化・ＩＴ化の進展等の社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とすべきである。また、電子商取引の進展やフランチャイズ事業の拡大といった近年の法人形態や取引形態など社会経済情勢や企業の事業活動の変化等を踏まえた対応についても検討すべきである。

なお、分割基準の見直しについては、法人事業税の応益課税の性格を踏まえつつ、法人がその収益を得る構造が大きく変化してきた状況に適合させるものとし、財政調整を目的として行うべきではない。

（３）国際課税ルールの見直しに伴う対応

新たな国際課税ルールにおける「第１の柱」（市場国への新たな課税権の配分）については、令和８年度与党税制改正大綱において、「今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。」とされている。国際的な課税権の配分の基準となる「売上高」は、

地方団体が提供するインフラや公共サービスを基盤として住民が経済活動を行うことで成り立っていると考えられることから、多数国間条約の締結に向けた進捗状況等を注視しつつ、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方の税源となるべき部分を含むよう検討すべきである。その際には、地方税源部分について国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど、納税者の事務負担等にも配慮した制度を構築する必要がある。

２　自動車関係諸税の見直し

令和８年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、①CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする　②わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする　③二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献するものとする　④自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。」とされている。

また、「令和10年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和９年度税制改正において結論を得る。その際、以下の点に留意するものとする。①地方公共団体における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業等に係る財源の将来に向けた安定的な確保　②「2050年カーボンニュートラル」目標や2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを目指す政府目標など、脱炭素化等の環境対策に向けた取組みに対する積極的な貢献　③乗用車における多様な動力源（パワートレイン）の特性・普及状況等を踏まえた公平性の確保　④現行の自動車税及び軽自動車税におけるバス・トラック等や営業用自動車に対する課税のあり方との整合性　⑤自動車税及び軽自動車税を負担する自動車ユーザーの理解の増進　⑥課税庁である地方公共団体や関係機関の課税実務等への影響　総排気量の値を有しない電気自動車（燃料電池自動車を含む。）の乗用車については、課税趣旨を踏まえた公平性の確保等の観点から、最低税率を一律に適用する現行の自動車税の取扱いを見直し、令和10年度以後に新車新規登録を受けた電気自動車の乗用車に対しては、車両重量に応じた課税方式を導入する。電気自動車の乗用車に対する具体的な税率等は、上記の自動車税及び軽自動車税のあり方の検討と併せて令和９年度税制改正において結論を得る。その際、当該税率の平均的な水準については、電気自動車が、相対的に高い財産的価値や道路損傷性を有する一方で、脱炭素化に向けた取組みに積極的

に貢献する観点からは更なる普及が求められていること等を踏まえ、電気自動車以外の自動車における現行の平均税率と同水準とすることを基本とする。」とされている。

自動車税は、財産税的性格と道路損傷負担金的性格を有する都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源であるが、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災･減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中、車体課税に係る税収は、2026年度（令和８年度）は１兆7,998億円で、ピーク時の1996年度（平成８年度）と比較すると、6,200億円程度の税収減が見込まれており、安定的な財源確保に懸念がある。

こうした状況を踏まえ、今後の自動車税及び軽自動車税のあり方の検討に当たっては、令和10年度から導入される電気自動車の乗用車に対する車両重量に応じた課税方式を含め、地方に多くの雇用を抱える自動車産業への影響に配慮しつつ、税負担の公平性を確保し、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう、課税趣旨を適切に踏まえ、電気自動車等を含むすべてのパワートレイン間で公平・普遍で簡素な税体系の構築について、令和９年度税制改正において確実に結論を得るべきである。

また、大幅な見直しを行う場合には、納税者にとって分かりやすい制度となるよう留意するとともに、自動車税の月割課税・月割還付の廃止など更なる制度の簡素化をはじめ、各地方団体における基幹税務システムの改修や条例の制定、納税者への周知といった課税庁の事務負担等にも配慮の上、検討すべきである。

自動車税・軽自動車税環境性能割については、自動車がもたらすCO_2排出や道路の損傷等の様々な社会的費用にかかる行政需要に着目した原因者負担金的性格を有し、都道府県・市町村の貴重な財源となってきた中、国内自動車市場の活性化や自動車ユーザーの取得時における負担軽減、簡素化等を図るため、令和８年３月31日をもって廃止されたことを踏まえ、この見直しに伴う地方税の減収に対しては、代替となる安定的な恒久財源を確実かつ早急に確保するとともに、それが実現するまでの間についても、地方団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において確実に財源措置を講ずべきである。

軽油引取税・地方揮発油税の当分の間税率の廃止に伴う地方の減収に対しては、代替の恒久財源を確実に措置するなど、将来世代への負担にも十分配慮の上、国・地方を通じた安定的な財源を確実かつ早急に確保することとし、安定的な恒久財源の確保が完成するまでの間についても、地方の財政運営及びインフラ整備に支障が生じないよう確実に財源措置を講ずべきである。

３　個人住民税の充実確保等

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有しており、地方の基幹税目であることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

特に、給与所得控除の見直しや基礎控除などの個人住民税の各種控除のあり方については、個人住民税の基本的性格や地方税財源に与える影響等に十分配慮した上で、事前に地方団体の声も聴きながら丁寧な議論を行うべきである。

また、これらの各種控除の見直しを行う場合には、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう適切な対応を

行うとともに、各地方団体が独自に実施している事業についても適切な対応を行えるよう所要の措置を行うべきである。

さらに、今後、各種控除や私的年金の税制のあり方等の個人所得課税の見直しを行う場合には、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が所得に応じて負担を公平に分かち合うことが重要であることも踏まえ、その充実・確保を前提として検討すべきである。

なお、住所地課税の例外（金融機関等の口座所在地課税）となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大している現状に現実的に対応するため、令和８年度税制改正において地方団体間でこの乖離を調整する清算制度が新たに導入されたことから、その円滑な実施を図るべきである。また、利子割における住所地課税の実現については、税務行政のデジタル化の動向等を踏まえ、今後も引き続き検討すべきである。

４　固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村の基幹税であるため、税負担の公平性を図りつつ、引き続きその安定的確保を図ることが重要であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。令和９年度評価替えに当たっては、土地の負担調整措置について、近年の地価の動向等を踏まえ、税負担の公平性や固定資産税の充実確保の観点から検討を行い、負担水準の均衡化を図るべきである。また、経済対策や政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すべきである。

５　個人事業税の課税の仕組みの見直し

個人事業税については、多様化する事業形態や社会経済情勢の変化に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列挙方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討すべきである。

また、限定列挙方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象に随時追加すると共に、現行の法定業種についても、納税者にとってより分かりやすく、かつ税務行政の効率化に資するよう、業種認定に係る取扱いを明確化すべきである。

６　税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

全国知事会としては、地方が責任をもって、地方創生・地域未来戦略・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靭化など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていく上で、地方税は最も重要な基盤であり、地方税の充実とともに税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきであるとかねてより主張してきた。

令和８年度与党税制改正大綱に取り上げられたとおり、財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じているとの分析がなされる中、わが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠である。経済社会の構造変化に対応し、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け同大綱で示された具体的な取組を確実に講ずるべきである。

なお、当該取組により生ずる財源については必要な歳出を地方財政計画に確実に計上するとともに、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性のある措置とすべきである。

（注）東京都からは、令和８年度与党税制改正大綱で示された取組は講じるべきではないとの反対意見があった。

７　地方税務手続のデジタル化の一層の推進とシステムの安全性等の確保

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、eLTAX（地方税ポータルシステム）等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税務手続のデジタル化を一層推進していく必要がある。

具体的には、令和８年度税制改正において、地方税関係通知のうち納税証明書等の各種証明書について、eLTAX及びマイナポータルの更改・改修スケジュール等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組を進めることとされたことから、その早期実現を図るべきである。

また、デジタル化・標準化に当たってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても十分な準備期間を確保し、必要な支援や財政措置を適切に講じるべきである。

なお、こうした地方税務手続きのデジタル化の一層の推進に当たっては、地方団体の意見を丁寧に聞くことが必要である。

８　給付付き税額控除の円滑な実施に係る地方への配慮

給付付き税額控除については、一定の目的の下に国家的観点から新たに創設する制度であることから、国が中心となって役割を果たすこととし、その制度設計に当たっては、段階的な精緻化やロードマップの明示を丁寧に行うとともに、実施主体の事務負担を十分に考慮したシンプルかつ効率的な仕組みとすべきである。

その上で、地方に何らかの協力を求める場合は、令和６年の給付金・定額減税一体措置など過去の給付実務において地方の現場に大きな事務負担が生じたことも踏まえ、深刻な人手不足など地方の執行体制の実情を十分に考慮しつつ、事業の仕組みや地方に求める協力内容・スケジュールなどを国として明確に示した上で、国と地方の間で丁寧な協議・調整を行う場を設けるとともに、公金受取口座の登録促進、全国一律のコールセンターの設置、受給意思の確認負担の軽減、国民への広報など、国が前面に立って適切な支援や対策を講ずべきである。なお、国と地方の役割分担については、固定化することなく、将来的な制度設計や最終的なあるべき姿を見据えつつ、人口減少等の社会構造の変化や情報インフラの進展等を踏まえ、不断に見直すべきである。

加えて、地方が提供する行政サービスに影響が出ないよう、地方の財政基盤の安定性についても十分配慮すべきである。

Ⅴ　課税自主権の活用等

１　課税自主権の積極的な活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方団体の財政状況を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

地方分権改革を進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を生かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権の更なる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

２　課税自主権の拡大をはじめとする地方の自由度の拡大に向けた検討

地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等は認められているものの、実際の適用には高いハードルがあり、神奈川県臨時特例企業税条例を違法・無効とした2013年（平成25年）３月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方団体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の見直しの検討を進めるべきである。

その観点からも、2012年度（平成24年度）税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重するため、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

Ⅵ　国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。2027年度（令和９年度）の地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、地方の実情を踏まえた政策を立案、推進するため、社会保障や地方税財政などの特に重要なテーマについては、分野別分科会等を設置し、地方の意見を適切に反映すべきである。

３　人口戦略の推進を断行し持続可能な未来を拓く行動宣言

人口減少問題を克服し、次の世代に持続可能で夢や希望を描くことができる未来を拓くためには、地方自治体だけでなく、企業や地域社会、教育機関をはじめとする様々な主体による連帯した取組が必要不可欠であり、特に若者や女性が参加する取組を積極的に推進することが重要である。

昨年 11 月には高市早苗内閣総理大臣を本部長とする「人口戦略本部」が内閣に設置され、「我が国最大の問題は人口減少」という認識のもと、「人口減少対策を総合的に推進する」方針が示された。

今後は国と地方とが率直にコミュニケーションをとりながら、一致協力して対策を分析・研究し、実効性ある施策を実行に移していくとともに、さらなる社会の気運醸成に向けて、全国知事会としても、若者世代を含む幅広いステークホルダーが参画する民間組織「未来を選択する会議」へ積極的に参画をしていくことが重要となる。併せて、経済団体や労働団体をはじめとした各界各層と連携して国民運動を展開する必要がある。

我々知事は、鳥取に集い、下記のとおり人口戦略を推進し、都市部・地方部とが支え合い、ともに人口減少問題を克服し持続可能な未来を拓き発展していくため、この国の構造変革に向け一致結束して時代を変えていく決意で行動を起こすことをここに宣言する。

記

１　全国各地への新たな人の流れを生み出し、若者や女性にも選ばれ、地方からの人口流出の緩和につなげる社会減対策、地域間格差のないナショナルスタンダードとしての子ども・子育て支援等による自然減対策、人口減少下でも住み続けられる豊かで持続可能な地域づくりに向け、人口戦略を実効あるものとするため、社会・自然増減を含め客観的なデータに基づき分析・検証を行い、実情を踏まえた効果的な対策を講じるための「人口戦略推進チーム」を設ける。

２　その際、若者や女性の意見を丁寧に聞き取り、または施策の立案・実施に直接参加する機会や手法を積極的に取り入れ、男女を問わず若者が未来に希望を持てる気運醸成や環境整備に取り組む。

３　人口戦略を強力かつ総合的に推進するため、国と地方との間で十分なコミュニケーションを図り、我々地方の実情や現場の声に基づき国の人口減少対策を構築し推進するよう国に強く求める。

また、人口減少地域における持続可能な生活基盤に資するため、「人口減少地域特区」の創設など、規制緩和等の特例や地方が地域の実情に即した創意工夫ある取組を自由に展開できるよう、地方への裁量権の拡大などの検討を国に求めていく。

併せて、民間組織「未来を選択する会議」や一般社団法人日本経済団体連合会をはじめ各界各層と連帯して、地方版シンポジウム開催への連携・協力や分かりやすい情報発信等を行い、若者や女性をはじめ、年齢や性別にかかわらず国民が幅広く参加する形で、人口減少対策を後押しする社会全体の構造や意識の改革を進める国民運動を発展させていく。

4　これらの活動を通じ、多面的・複合的な要因からなる人口問題に対して、各分野にわたる政策を連携させ、共通目標の実現を目指す「政策リンケージ」を構築・実行し、国と地方、また国民・各界・行政の強力なプラットフォームの構築を図り人口減少により直面する困難を克服していく決意である。

人口戦略対策本部「人口戦略推進チーム」

１　趣　旨

全国各地への新たな人の流れを生み出し、若者や女性にも選ばれ、地方からの人口流出の緩和につなげる社会減対策、地域間格差のないナショナルスタンダードとしての子ども・子育て支援等による自然減対策、人口減少下でも住み続けられる豊かで持続可能な地域づくりに向け、人口戦略を実効あるものとするため、社会・自然増減を含め客観的なデータに基づき分析・検証を行い、実情を踏まえた効果的な対策を講じるための「人口戦略推進チーム」を設ける。

２　構成員

全国知事会人口戦略対策本部内に「人口戦略推進チーム」を設置し、チーム構成員は人口戦略対策本部の役員府県（本部長、副本部長）で構成する。

３　当面の具体的な活動案

・「政府の統轄のもと社会減・自然減などの解決に向けて専門家や実務者も交え分析・検証をする場」の設置について引き続き国に求めていく。また、「分析・検証をする場」では、国と地方が連携しながら「車の両輪」として必要な対策を検討する。

・情勢に応じて要請活動を行う際に、提言素案をチームで作成する。

・人口減少対策として効果的な施策を全国的に推進するため、「具体的・客観的なデータに基づく施策立案事例や成果が発現した先進施策」を各都道府県から募り、全国へフィードバックする。

４　デジタル社会の実現に向けた提言
～ 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化のために ～

国においては、デジタル社会の実現に向けて、デジタル庁をはじめ、各府省庁で、デジタル行財政改革を推進されるとともに、地方創生に関する総合戦略にデジタル・新技術の徹底活用を掲げ、地方の社会課題解決等に向けた様々な取組が進められている。

このうち、デジタル行財政改革については、公共サービス等の強靭化と、労働環境の整備により生活者目線の改革を推進すべく「デジタル行財政改革取りまとめ２０２６」を策定するとともに、人口戦略本部と連携しながら、必要なサービスの維持・向上が可能となるＤＸ施策の推進による人口減少対策を推進するとされ、地方創生に関する総合戦略においても、「地域未来交付金」等によるデジタル・新技術の社会実装の推進により、デジタル公共財の共同調達・共同利用、デジタル関係人口の創出などを支援するとしている。

また、生成ＡＩ技術に加え、自律的に業務を実行できる「ＡＩエージェント」や、現実世界でロボット等を動かす「フィジカルＡＩ」といった新たな技術の進展等、ＡＩの急速な進歩や普及により、ＡＩの活用を通じた新しい価値の創出への期待が高まる一方で、社会に及ぼすリスクへの懸念も高まっており、国においては、ＡＩの活用に向けて、令和７年９月に全面施行となった「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」に基づき、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」の整備や「人工知能基本計画」の策定など、ＡＩガバナンスに関する国際協力において主導的役割を果たすためのルール作りを進めている。

これらに加え、国においては、経済安全保障及びサイバーセキュリティの観点から、重要インフラ防護、データの適切な取扱いの確保及び技術基盤の強化を進めるとともに、海外依存リスクの低減を含めた総合的な対策を講じることとしており、併せてサイバーセキュリティ人材の効率的・効果的な確保・育成を進めるとしている。

全ての国民や事業者がデジタル化の恩恵を享受するためには、デジタル行財政改革やデジタル・新技術の徹底活用を図るとともに、生成ＡＩやＡＩエージェント、フィジカルＡＩをはじめとするＡＩの社会実装やＡＩトランスフォーメーション（ＡＸ）の進展に伴う新たな課題に適切に対応していくことが必要であり、国、地方を挙げた取組を速やかに実施していかなければならない。

全国知事会としては、こうした国の動きに即応し、４７都道府県が一致団結して、デジタル庁をはじめとする国の機関や市町村、民間等と連携し、想いも一つにしながら、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を、スピード感を持って進め、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡り、国民一人ひとりが自らの価値観やライフスタイルに合ったサービスを選択し、多様な幸せを実現できる社会の実現を目指して、全力で取り組んでいく決意である。

ついては、政府におかれては、こうしたデジタル化の推進に向けて、我々が重視する以下の項目に適切かつ迅速に対応されるよう、ここに提言する。

１　デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく着実な施策の推進等

（１）国と地方が一体となった重点計画の推進

重点計画に基づく施策の推進に当たっては、司令塔であるデジタル庁の下、各府省庁、地方公共団体や民間事業者などと緊密に連携しながら、社会全体のデジタル化に向けた取組を着実に進めるとともに、国と地方が一体となった取組が重要であることから、今後の施策の推進や制度の見直し等に当たっても、地方の意見を積極的に取り入れること。

（２）デジタル原則を踏まえた規制の見直し

デジタル化を真の意味で達成し、社会全体が豊かになるために、国はアナログ規制の一掃に向けた取組を進め、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制の７項目の規制等について、令和８年６月時点で、見直しが必要な規制のうち約９９％の規制について見直しを完了し、残る規制についても引き続き見直すこととしている。

アナログ規制の見直しは、国だけでなく、地方においても重要となる。国においては、地方の自主的な取組を支援するため、「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」やアナログ規制用例集を策定・公表しているが、地方公共団体の規制の見直しを推進するため、先行団体における取組の進展などを踏まえたマニュアル等のアップデートや、「テクノロジーマップポータル」の内容充実を図るなど、地方公共団体間で取組の進捗に差が生じないよう、現場に寄り添った実践的な支援を継続すること。

（３）デジタルの力を活用した地域未来戦略の推進

地方創生に関する総合戦略においては、基本姿勢として人口減少を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じるとともに、ＡＩ・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装を進めることが掲げられている。地方におけるデジタル実装を更に加速していくためには、これまで行ってきた新たなツールの発掘や開発に重点を置いた支援を、ツールの「使いこなし」と定着に重点を置いた支援へと抜本的に転換していくことが重要である。

そのため、ＮＦＴ等ｗｅｂ３を含む新たなデジタル技術の共同利用・共同調達による地方創生の取組や地域のｗｅｌｌ－ｂｅｉｎｇ向上を目的とした政策の展開を推進できるよう、デジタル公共財の理解促進や優れたソフトウェア（ＳａａＳ）等の調達負担の軽減を図るほか、「地域未来交付金（デジタル実装型）」について、予算の大幅な拡充・継続、要件緩和、交付対象の拡大や手続の簡素化等の運用の弾力化を図るなど、地方における取組を強力に支援すること。特に、本交付金の要件のうち、住民が直接利用するサービスに限定されていることについては、住民サービスの向上につながるものであれば幅広く対象とするよう見直すこと。

（４）デジタル行財政改革の推進

デジタル行財政改革の推進に当たっては、医療・介護、交通・インフラなどの公共サービスの強靭化と、行政手続・サービスのＤＸ等、現役世代の活躍を支える働く環

境整備を２つの重点分野に据え、データ利活用促進、国・地方デジタル共通基盤整備、先行地域支援など分野横断の取組を両輪で進めることで、改革を推進するとされている。

国においては、地方が限られた人員・予算の中で多様なＤＸ施策に取り組むことができるよう、業務負担の軽減につながる実効性ある制度設計に加え、導入・運用の両面を見据えた持続的かつ十分な財政措置等を講じること。

２　地方からの変革に向けたデジタルインフラの整備促進

（１）光ファイバ等の整備促進

「デジタルインフラ整備計画２０３０」に基づき、過疎地域等をはじめとする光ファイバ未整備地域を解消できるよう、引き続き国庫補助金等による支援制度の拡充に取り組むこと。

特に、未整備地域が多く残されている離島については、「海底ケーブルの敷設」により整備費や維持管理費が多額になるなど、財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。

災害等の非常時においても、高度情報通信ネットワークの機能が維持されるよう、「国土強靱化の観点」に立って、「光ファイバ網の多重化や地中化」、「停電時における光ファイバ網の無停電化」を促進するための新たな支援制度を創設すること。

また、４Ｇ等の無線ブロードバンドサービスは、山間部の道路や耕作地などの不採算地域では民間業者による整備が進んでいない地域があり、今後、スマート農業や林業、インフラ管理など様々な分野でのデジタル技術の活用を促進するためには、居住地域だけでなく活動エリアを網羅する必要があることから、有線ブロードバンドサービスと同等の支援制度を創設するとともに、整備の促進に向けた支援制度の拡充を図ること。

さらに、災害情報や地域情報の発信などで極めて重要な情報インフラである地上デジタル放送共聴施設についても、整備が進んでいる光ファイバ等のブロードバンド基盤を用いた配信サービスの活用を推進するとともに、共聴施設の更新に係る支援の拡充及び維持管理に係る支援制度を創設するなど難視聴地域の負担軽減を図ること。

（２）光ファイバ等のユニバーサルサービス化に係る交付金の制度的工夫等

令和６年８月にブロードバンドのユニバーサルサービス制度に係る交付金による支援対象地域として「一般支援区域」及び「特別支援区域」が指定され、さらに、令和７年５月のブロードバンド提供事業者がいない地域に限り責務を負う最終保障提供責務の導入により、最終保障電気通信役務の提供が、交付金の支援対象とされた。現在、交付金制度の見直しが進められているが、交付金・負担金の算定に当たっては、ブロードバンドサービス提供事業者の支援区域からの撤退を回避するとともに、未整備地域の解消や公設設備の民間移行の促進の副次効果を得るため、十分な交付金が提供事業者に対して交付されるような制度的工夫を行うこと。

また、交付金制度の運用開始後においても、制度の運用状況等を踏まえた検証を実施し、地方公共団体等の意見も取り入れながら、必要に応じ見直しを継続すること。

（３）公設で整備した施設への支援

交付金制度について、公設公営の施設を支援対象とすることは適当ではないとされているが、公設の光ファイバ網等の高速情報通信施設は、地域の情報通信サービスの基幹となる重要なインフラである一方、利用者が少なく、維持管理費や更新経費等を料金に転嫁することが難しいため、「構造的に不採算」の状況にあり、近年の情報通信技術の向上や多様化するサービスに対応するための設備投資が困難となっている。

このため、民間への移行が円滑に進むよう、移行に当たって地方公共団体が公設設備の性能の高度化を伴う更新等を行う際の支援制度を継続すること。また、民間への移行が円滑に進まないなど、公設による維持が必要となる地域においては、それに伴う運営や機能向上のための設備投資等に対して交付金制度と同等の支援が適用されるよう、制度の創設を検討すること。

（４）支援対象経費の拡充

交付金制度について、支援対象経費として、設備の初期整備に要する費用は含まれず、更新に要する経費については、サービス維持等の観点で必要最小限の設備とされている。テレワークなどのデジタルの活用を持続的に支えるために必要となる最小限の設備は、その時々によって変わる可能性があるため、引き続き電気通信事業者からの聴取等を通じて、事例の蓄積を行い、その蓄積を踏まえて必要最小限の設備に係る判断・解釈の積み上げを行うこと。

（５）公設施設の民設への移行促進

交付金制度において支援対象地域として指定される「特別支援区域」における未整備地域の解消や公設施設の民間への移行促進等が図られるよう、特別支援区域でブロードバンドサービスの提供を行う事業者において、同区域における施設整備やサービス提供に関する計画の策定・公表が進んでいる。ブロードバンドサービスがあまねく日本全国で提供されるため、当該計画が実効性の高いものとなるよう、国において事業者の取組状況の把握や事業者への働きかけなどに引き続き主導的に取り組むこと。

（６）交付金制度の見直しに関する地方との協議

光ファイバ等のブロードバンド基盤と交付金制度の在り方は、地方に大きな影響を及ぼすことから、交付金制度の見直しに当たっては、運用上の諸課題を踏まえ、広く地方公共団体などの意見もしっかりと反映させた上で実施すること。

（７）５Ｇの整備促進

「デジタルインフラ整備計画２０３０」に基づき、都市部に遅れることなく、非居住地域も含め、通信環境の確保が必要な地域において基地局等の整備を一気に進められるよう、人口カバー率のみならず面積カバー率による評価も前提に、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などあらゆる手段を講じ、５Ｇの整備促進を図ること。

また、「５Ｇならでは」の携帯電話サービスを利用者に提供するために、サブ６やミリ波などの高い周波数帯や、ＳＡ（Stand Alone）といった新技術について、インフ

ラ整備の促進を図るとともに、災害発生時に対応拠点となる地方公共団体の本庁舎等については、早期に５Ｇによりカバーすること。

ローカル５Ｇは、地域や産業の個別のニーズに応じて、企業や地方公共団体等の多様な主体が免許を取得して、敷地内などの限られたエリアで５Ｇシステムを柔軟に構築できるものであり、地域課題を解決する重要なインフラである。ローカル５Ｇを活用した新たなサービスやビジネスモデルの開発、生産性向上等を目指す実証事業に対する支援策を拡充するとともに、これまでの開発実証の成果を踏まえ、より柔軟にローカル５Ｇのエリア構築が可能となるよう、今後の普及促進に向けた取組を進めること。

さらに、より高次元の社会インフラとなり得る６Ｇについては、実用化に向けた取組を加速するとともに、その実証フィールドを地方とし、地方から整備が進むよう取り組むこと。

（８）情報通信基盤の安定的な運用

携帯電話サービスは、国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであり、災害発生時や通信障害等の非常時においても、継続的に通信サービスを利用できる環境を整備することが重要であることから、非常時に他事業者のネットワークを一時的に利用して通信を可能にする「非常時事業者間ローミング」が令和８年度から開始された。

デジタル社会の実現に向けては、その前提となる情報通信基盤の安定的な運用が不可欠であることから、非常時の活用に向けた確実な体制構築とともに、その趣旨や利用方法などの広く丁寧な周知・広報も含め、事業者間ローミングの円滑な運用・定着を図ること。

（９）データセンターの強化・最適配置

ＡＩの利用進展や通信トラヒックの増加により、データセンターへの需要が急速に拡大しており、その重要性は増している。国においては、レジリエンス強化、再生可能エネルギー等の効率的活用、通信ネットワーク等の効率化の観点から、地域を分散して、データセンター拠点を整備することとし、拠点化が進む東京・大阪を補完・代替する第３・第４の中核拠点の整備促進を図るとしている。

その整備に当たっては、地方におけるデジタル化の推進やデジタル産業の創出につながるよう、地方の意見も十分に反映し、立地計画を策定するとともに、電力インフラを踏まえた立地の促進を視野に、支援制度の継続及び更なる拡充を図ること。

また、データセンターについては、現状では東京圏・大阪圏に集中していることから、国においては、ワット・ビット連携官民懇談会での議論を踏まえ、ＡＩ活用を通じたＤＸの加速、成長と脱炭素の同時実現等に向け、地方のデータセンターの活用の促進策について、取組を進めること。

さらに、データセンター事業は、自社で保有して運用するケースや、外部にスペースやサーバーを貸し出すケースなど様々な事業形態があり、また、国内外の多様な事業者が参入し、今後、建設の増加が見込まれる中で、企業の経済活動に十分配慮しつつ、限りのある電力の合理的な利用の観点や、データセキュリティの確保の観点から、今後のデータセンターの整備と利用に関し、国の責任において適切に対応すること。

（１０）海底ケーブルの整備促進

国においては、我が国の災害に対する国内通信ネットワークの強靱化等の観点から、日本を周回する海底ケーブル「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」を完成させるとともに、国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に向けた海底ケーブル等の整備や多ルート化を促進するとしている。

国内通信ネットワークの強靱化はもとより、デジタルインフラの地方分散による国全体の経済安全保障や自然災害などのレジリエンスの更なる強化を図るため、引き続き国の支援により多ルート化を促進するとともに、近年発生頻度が高まっている国際海底ケーブルの損壊に対して、未然防止、異常・損壊の速やかな検知、損壊発生後の迅速な対応・保守を体系的に推進することで、国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に向けた海底ケーブル等の整備を一層促進すること。

３　多様な主体によるデータ利活用環境の整備

（１）個人情報に配慮したデータ利活用環境の整備

人口減少が加速する中で、豊かな生活を維持し、また産業競争力を強化するには、ＡＩの最大限の利活用と併せ、ＡＩに学習させるデータの整備と利活用が必須となる。このため、国において、「データ利活用制度のあり方に関する基本方針」に沿って、デジタル化された個人や産業の各種データを、個人情報に配慮しながら、新たなサービスや社会経済活動の創出等に積極的に利活用できるよう、様々なユースケースを想定の上、慎重な検討の下で環境整備を進めること。

また、国等データ活用事業の認定制度の創設に当たっては、地方の意見も踏まえ、認定事業者へのデータ提供のルールや国と地方公共団体との役割分担などを明確にした上で、データ提供が強制ではないことを改めて周知すること。併せて、こうしたデータ提供に必要となるデータの標準化や公的基礎情報データベースの整備に伴い生じる費用については、国の責任で負担すること。

（２）オープンデータ等の利活用環境の整備

活力あるデジタル社会を実現するためには、地域課題に対する新たなソリューションやイノベーションの創出の源泉となる、行政機関が保有するデータを積極的にオープンデータ化し、多様な主体が、豊富に流通するデータの中から必要なデータを容易に検索し、活用できる環境を整えることが重要であることから、国において、機械判読性の強化や形式の統一など、オープンデータの質の向上を図るとともに、地方公共団体が行う地域課題の解消に向けた様々な取組に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

また、「ベース・レジストリ」については、行政手続におけるワンスオンリーや民間事業者のＤＸ促進等に向けて、データの品質の確保を徹底していくことが必要である。国においては、デジタル社会形成基本法等の一部改正法に基づき、公的基礎情報データベース整備改善計画を策定し、総合的かつ計画的に整備や利用を推進しているが、地方公共団体において、既に独自のデータベースを構築している場合もあることから、その整備に当たっては、地方公共団体の意見を十分踏まえるとともに、あらかじめデータ項目やスケジュール、優先順位等を明示し、地方公共団体に過度な負担を課すことがないよう、効率的かつ段階的にデータの集積を進めること。

特に、住所・所在地、地番などの「アドレス」に関する「ベース・レジストリ」である「アドレス・ベース・レジストリ」については、地方公共団体から収集した情報により整備した町字データが公開されたが、継続的なデータ更新や、現在検討されている町字以外のデータ整備に当たり生じる地方公共団体の作業に関して、効率的な手法の検証及び速やかな情報提供を行い、地方公共団体の作業の負担軽減を図ること。

（３）エリアデータ連携基盤の整備

エリアデータ連携基盤は、官民データの共有・活用の基盤となるものであり、デジタル実装を支援する交付金を活用し、現在、２００以上の地方公共団体において整備が進められている。

その一方で、このまま新規の整備が広がっていくと、同一機能を有した基盤への重複投資が広がる恐れがあることから、国において、「エリアデータ連携基盤の共同利用の基本的な考え方」が示され、都道府県ごとに、エリアデータ連携基盤の共同利用や整理統合も含めた中長期的なビジョンが策定されている。

国においては、エリアデータ連携基盤の共同利用等が円滑に進むよう、目指すべき全体像等について、早急に示すこと。併せて、エリアデータ連携基盤の共同利用に関する技術的な助言や人的支援、既存のエリアデータ連携基盤を共同利用に移行する際の移行経費や維持管理・更新経費に関する継続的かつ十分な財政支援を講じるとともに、市区町村からの相談・連絡体制の整備に向けて必要な支援を行うこと。

４　急速なＡＩの進歩・普及を踏まえた対応

生成ＡＩやフィジカルＡＩ技術の急速な進展を踏まえ、国においては、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」を定めるとともに、「ＡＩ事業者ガイドライン」を改訂するなど、我が国におけるＡＩガバナンスの指針やガイドライン等の整備が進められているところである。ＡＩの利活用については、行政の様々な分野で活用が広がる可能性があることから、国において、同ガイドラインの継続的な見直しに取り組むとともに、行政事務・サービスの観点から特に効果のあったプロンプトやアプリケーション等について、ナレッジを共有できるプラットフォームの開発や、国の一括調達による提供など、地方公共団体における積極的な生成ＡＩサービスの実装を支援すること。

加えて、今後急速な普及が見込まれるＡＩエージェントについては、行政事務の高度化・効率化や住民サービスの質の向上に資する基盤として重要であることから、国による共通サービスの提供を検討するとともに、安全性や信頼性が担保できる実務的なガイドラインを整備すること。また、活用事例や標準的な業務モデルの共有を通じて、地方公共団体における利活用を促進すること。

今後のＡＸ社会への転換に向けては、産業構造や行政運営の在り方を抜本的に見直し、再設計していくことが不可欠である。ＡＸ社会に的確に対応できるよう、産業界及び地方公共団体が共通して活用可能な標準モデルや指針を示すこと。併せて、ＡＸ社会をリードする人材の育成に向けて、必要となる人材像を明確化するとともに、その育成に向けた枠組みやルールを示すこと。

なお、国において省庁への実装を進めている「ガバメントＡＩ」の地方公共団体への展開に向けては、早期に構築段階から地方の意見や実情などを十分聴取等した上で、検討を進めること。

また、行政分野においては、国と地方全体の行政事務の効率化等や生成ＡＩを安全・安心に活用できる環境整備等を進めること。

ＡＩ技術の推進に当たっては、デジタル赤字解消や我が国の重要データの海外流出防止、安全保障上のリスク軽減等の観点を踏まえ、過度な海外サービスへの依存の見直しを図るとともに、信頼性の高い国産クラウド基盤の整備や国産ＬＬＭの開発促進等により、国産ＡＩの研究開発から社会実装までを継続的に支援すること。

加えて、ＡＩデータセンターやＡＩ関連産業を支える次世代半導体については、我が国のＡＩ競争力及び経済安全保障の強化に不可欠であり、国内における製造・研究・人材育成等が一体となった拠点の整備や関連産業の集積、イノベーションの創出、安定的な人材供給などに対する継続的かつ重点的な支援を行うこと。

また、欧米をはじめとした海外の関係国・地域との連携を強化し、次世代半導体における技術の共同研究・開発やサプライチェーンの強靭化など、グローバルなエコシステムの構築を推進すること。

５　誰一人取り残されないデジタルデバイド対策

誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備するとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるＩＣＴリテラシーの向上を支援すること。

なお、高齢者等が、身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境作りを推進するため、国において令和７年度まで「デジタル活用支援推進事業」を実施していたが、令和８年度以降も対策が後退しないよう、引き続き、誰一人取り残されないデジタルデバイド対策の推進を図ること。

また、デジタルに不慣れな方をサポートする「デジタル推進委員」の取組については、地方公共団体と連携して、講習講師等を含め、地方で活躍できる仕組みを構築するなど、今後もより多くの地域で効果的な取組になるよう配慮した上で、デジタル活用の促進を図ること。

併せて、地方公共団体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバイド対策に対して、財政的支援を拡充すること。

さらに、ＵＩ（ユーザーインターフェース）・ＵＸ（ユーザーエクスペリエンス）に配慮した情報発信の充実や、音声入力や画像認識等による本人確認、ＡＩを活用した行政手続のデジタルサポートなど、地方公共団体が独自に行う先進的な取組や実証等に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

６　デジタル社会を支える人材の育成・確保

デジタル社会の実現に向けては、デジタル技術を活用して、地域の課題解決や新たな価値を生み出す人材、システムの連携を担う人材、国民の能力の向上のための教育を担う人材など、専門知識を有する多種多様な人材の育成・確保が必要である。こうした人材については、質・量の両面での不足とともに、都市圏への偏在が課題となっており、国においては、デジタルの力を活用した地方創生を実現するため、この課題解消に向けた取組を進めるとしている。

人材不足の解消に向けては、専門的なデジタル知識・能力を有し、デジタル実装による地域の課題解決を牽引する「デジタル推進人材」を、令和８年度までに２３０万人育成することが目標とされ、また、人材の偏在解消に向けては、地域への人材還流を促進するための取組を「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」として、集中的に実施するとされた。これを踏まえ、特に地方における人材不足が喫緊の課題となっていることから、令和９年度以降の目標設定に当たっては、ＡＸ／ＤＸを担うデジタル人材の急速な需要増や産業構造の変化も見据えた中長期的視点に立ち、全国各地におけるデジタル人材の育成・確保を着実に進めること。

これらの取組に加えて、デジタル人材の育成が偏ることがないよう、人材の育成・確保に向けた取組の更なる拡充について検討を進めること。

具体的には、デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めるとともに、限られたデジタル人材のシェアリングの観点から、複数の事業所での労務管理の問題などの制度的課題を整理し、意欲あるデジタル人材が、専門性を発揮し、幅広い分野で活躍できる環境整備を図ること。

さらに、地方公共団体での専門的な知識・経験を有する外部人材の確保を支援するため、国の官民人事交流制度と同様の制度を創設するとともに、国のデジタル専門人材派遣制度については、派遣の対象となる役職が限定されているなど、地方の実情にそぐわない要件が設定されていることから、地方公共団体において柔軟な運用が可能となるよう、流動性を高めるなど、必要な措置を講じること。これらに加えて、国や地方公共団体間との人材育成ノウハウ等の共有なども含め、地方公共団体内部のデジタル人材育成に向けた取組に対して、技術的・財政的支援を行うとともに、地方公共団体職員向けの研修プログラムを充実・強化すること。

加えて、今後、地方において、デジタル化の取組を底上げし、高度化を進めていくに当たっては、知識・技能の習得だけでなく、それを活かして地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができるデジタル人材を育成していくことも重要となる。このため、幼少期からのデジタル技術に触れる機会の創出、学校でのプログラミング教育の充実やＡＩ等を体験・活用できる環境の整備、多様な外部人材の活用のほか、社会人を含む即戦力人材の育成に向け、大学・企業等と連携した取組の推進や実務の中で失敗の許容も含めてデジタル実装に挑戦する環境の整備など、地方公共団体等が行う人材育成を支援すること。特に、大学等が人材育成に果たす役割が大きいことを踏まえ、ＡＩやデータサイエンスに関して専門的に学ぶ機会の拡大に取り組む大学等に対して、十分な技術的・財政的支援を行うなど、多くの専門的人材を確実に、かつ迅速・集中的に輩出できる環境を整備すること。

なお、こうした人材の育成に向けては、教える人材の確保も重要であることから、大学における実務家教員等の活用促進など、教育人材の確保にも取り組むこと。

併せて、実践的な知見やスキルを有する社会人を増やすため、企業のニーズを踏まえたリカレント教育に取り組む大学等への支援を充実させること。さらに、企業に対して社員の学び直しに積極的に取り組むよう働きかけるとともに、スキル情報の蓄積、試験や教育コンテンツの推奨、保有スキルのデジタル証明を可能とする個人向けＩＤのプラットフォームの構築など、個人に合わせたスキルアップを継続的に行える環境の整備を進めること。

加えて、デジタル技術の活用により、生活やビジネスの場における効率化、利便性の向上などにつなげるため、全ての国民や事業者がデジタルに関する知識を備え、利

活用が可能となるよう、地方が行う取組の支援も含め、デジタルリテラシーの向上やＤＸマインドセットの形成を推進すること。

また、全ての都道府県が市町村と連携したＤＸ支援のための人材プール機能を構築できるよう、国においては、既に、都道府県が中心となり、様々な形で支援の仕組みを構築しているという現状を踏まえ、そうした地方の取組との相乗効果を高められるような形での支援を行っているが、市町村のＤＸを推進するため、対応する地方財政措置と併せて、こうした支援を継続するとともに、都道府県による財政的支援以外の支援に要する経費を含めるなど、その対象を拡大すること。

特に、国際流動性の高いＡＩ等の新技術に専門性のある人材や洗練化・巧妙化するサイバー攻撃に対応できる高度セキュリティ人材については、全国的に不足しており、都市部のＩＴ関連企業への集積等により、とりわけ地方における不足の状況が顕著となっていることから、都市と地方の人材交流・人材循環を促進するなど、地方公共団体や地域のデジタル改革・デジタル実装を担うデジタル人材の確保・育成に向けた支援の更なる充実を図ること。

７　デジタル・ガバメントの構築

デジタル原則への適合を実現するため、アナログ規制の見直しの取組が進められる中において、デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行していくため、必要となる地方公共団体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に実施するとともに、その維持管理・更新等に対して継続的かつ十分な財政措置を講じること。

また、国民一人ひとりのポータルサイトであるマイナポータルについては、行政機関と民間事業者のサービスとのＡＰＩ連携による官民の「情報ハブ」として機能するよう、ＵＩ・ＵＸの向上や、ＡＰＩの開発・提供等に取り組むこと。併せて、マイナポータル上のオンライン申請可能な手続の増加に向け、各地方公共団体がより活用しやすいような改善を図ること。

その上で、オンライン化が実現した行政手続については、オンライン申請が定着するよう、手続の概要、変更点、メリット等について、様々な広報媒体を活用した効果的な広報活動に取り組むとともに、マイナポータル利用者への操作支援の充実など、様々なフォローアップに努めること。

なお、手数料納付を伴う一部の行政手続について、マイナポータルを利用したオンライン化・キャッシュレス化が進められているが、そうした手続の中には、窓口でも申請できるものが存在する。これらについては、国とキャッシュレス決済で納付できる環境を整備した地方公共団体との間で、手数料の納付方法に違いが生じることから、利用者のＵＸの向上、業務の効率化を図るため、一元的なキャッシュレス化の導入など、状況の早期改善に取り組むこと。

「地方公共団体情報システム標準化基本方針」においては、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、令和７年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標とし、国は、令和５年４月から令和８年３月までの「移行支援期間」において、必要な支援を積極的に行うとともに、令和８年３月までに移行作業が完了に至らなかったシステム（特定移行支援システム）についても、概ね５年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援することとされた。このため、国においては、地方公共団体の状況や直面している課題等を的確に把握し、特定移行支援システムへの支援を充実させ、それぞれの実情に応じて移

行作業を円滑かつ確実に完了できるよう、適切な情報提供を行い、状況に応じたきめ細かなフォローアップを引き続き行うこと。

地方公共団体の標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るため、デジタル基盤改革支援補助金による支援が行われる中、令和８年度末までの執行予定額が確保されるよう、令和７年度補正予算で約５５９億円が追加計上され、令和７年１１月には、新たな補助金上限額等が設定されたところである。国においては、令和８年３月から４月にかけて実施した移行経費調査の結果や調査後の状況の変化、各地方公共団体の個別事情等を踏まえた補助金上限額の設定や基金の積み増し等を確実に行うとともに、特定移行支援システムなどの移行経費を国が責任をもって全額補助金の対象とすること。

さらに、当該補助金の補助対象が限定的であることから、基幹業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修や移行期間中の既存システム利用に係る新たな費用負担、経過措置により移行後に実施される一部機能の実装に伴う関連システムの改修なども補助対象とすること。また、地域におけるデジタル人材の確保等の観点から、地域のベンダーの参入機会の確保に配慮すること。

標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、平成３０年度比で少なくとも３割の削減を目指すとされているが、標準準拠システムへの移行に際し、移行後の運用経費が移行前より大幅に増加する見通しとなっている地方公共団体がほとんどである。国においては、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づき、地方公共団体や事業者と協力して運用経費等の３割削減に向けた環境整備に取り組むとされているが、その目標達成に向けて、短期・中長期の両面で必要な対策を確実に実施するとともに、スケジュールを具体的に明示すること。

令和８年度における運用経費の増嵩について、人件費・物価の増加等の外的要因等による恒常的な経費の増加分は普通交付税措置により対応し、これを上回って一時的に増加する経費は、令和７年度補正予算において創設された「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」及び普通交付税措置で対応するとされたところであるが、令和９年度以降においても、財政支援措置を検討するなど、全ての地方公共団体に新たな負担が生じることのないよう、確実な支援を行うこと。

併せて、「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」の市町村分執行については、国からの依頼に基づき、都道府県が事務委任を受けることとなったが、都道府県の業務負担が過度なものとならないよう、最大限に配慮すること。

加えて、国・地方ネットワークについては、全体最適かつ効率的な将来像の実現に向け、ＧＳＳ基盤の共用化や自治体におけるゼロトラストアーキテクチャの導入に関し、更なる分析・検討を進めるとされているが、自治体の裁量を確保できるような将来像の検討を進めるとともに、ゼロトラスト基盤の共同調達や共同運用など、コスト負担の在り方や効率的な運用方法についても検討を進めること。

なお、地方公共団体における標準準拠システムへの移行や運営の取組に影響を及ぼす事項がある場合には、速やかに情報提供を行うとともに、地方公共団体からの意見を積極的に取り入れること。

また、国が主導して地方公共団体の意見を聴きながら作成する仕様書に沿ったシステムを原則ガバメントクラウドに構築し、地方公共団体が複数の団体と同じシステムを利用する形でサービスを受ける取組（いわゆる共通ＳａａＳ）の推進に当たっては、

地方公共団体の現場の実情や意見を十分に踏まえ、共通化すべき業務・システムを選択するとともに、特に既存システムの共通化については、標準化対象事務の取組を検証し、取組手法等を十分に検証した上で進めること。

さらに、国の主導により、一定の競争環境下での開発事業者による共通ＳａａＳの構築・提供を促し、地方公共団体が共通システムを適正な価格で利用できるようにすること。

併せて、維持管理やシステム移行に多大なコストと人役を要する「レガシーシステム」の解消や、地方独自の助成制度や行政サービス、アナログ規制の見直しなどスマート自治体を加速化するための取組等、業務改革を含めた地方公共団体独自の取組や既存システムから共通ＳａａＳへの移行に対しても、技術的・財政的支援を行うこと。

なお、標準化対象事務以外における、地方公共団体によるガバメントクラウドの更なる利用拡大に対しては、具体的な方針を示すとともに、必要に応じて技術的な支援を行うこと。

こうした地方のシステムに影響を与える事項が、関係省庁において一方的に決定されることのないよう、地方の意見を丁寧に聴くとともに、必要に応じモデル地域での研究等を行うなど、限りあるリソースを有効活用するよう努め、真に住民サービスの向上と行政の効率化につながるものとすること。

また、情報システム等の調達については、国に加え、地方公共団体においても、スタートアップ等の参入促進による担い手の拡大及び調達の迅速化等に向け、デジタルマーケットプレイスを含めた施策の検討を進めることが示された。地方のデジタル化の取組において、スタートアップ等が開発した優れた技術の導入促進につなげるとともに、地域の活性化に向けて、地方のＩＴ企業の受注機会の拡大にもつながるよう、国において調達制度の改善に向けた取組を着実に進めること。

併せて、地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、引き続き、地方財政計画に計上する地域デジタル社会推進費の拡充を図るなど、地方公共団体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

８　マイナンバー制度の推進

（１）マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けた取組の推進

マイナンバー制度はデジタル社会の基盤となるものであり、マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けては、国において、制度のメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解促進に向けた取組の強化はもとより、関連システムを含めた安定的なシステム運用により、安心してサービスを利用できる環境を構築することが必要である。

また、マイナンバーと各種制度との紐付け誤りの発生を受け、実施された総点検の結果を踏まえた再発防止対策を徹底するとともに、関係する各省庁、地方公共団体、事業者が一体となったチェック体制の構築や、正確かつ適正な情報の紐付けがなされる仕組み（情報システム）を構築すること。

（２）マイナンバーの利用範囲の拡大等の推進

国においては、令和６年９月から行われたマイナンバー連携実態調査により、マイナンバー情報連携を活用する上での課題と対応策等を示しているところであるが、マ

イナンバー情報照会の実施がより一層推進されるよう、引き続き適切な助言を行うとともに、地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題の解決に向けた方策を検討し、適切に対応していくこと。

なお、こうした取組の実施に当たっては、地方公共団体の意見を十分踏まえるとともに、対象となる行政手続やスケジュール、優先順位等を明示し、地方に過度な負担を課すことがないよう、効率的かつ段階的に進めること。

さらに、マイナンバー制度の推進に向けて、マイナンバーの利用範囲の拡大や情報連携に係る見直しを行う際は、国民の理解を得た上で、厳重なセキュリティ確保による個人情報の保護を図りつつ、住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

なお、今後の国家資格等に係る各種申請手続を含む行政手続のオンライン・デジタル化の進展やマイナンバーの利用範囲の拡大を見据え、マイナンバー制度における情報連携に関し、セキュリティを十分に担保した上で、業務の効率性向上を実現するため、引き続き、必要な見直しを検討すること。特に、大規模な災害の発生や感染症のまん延等の事態において、国民の生命、身体又は財産を守る目的でのマイナンバー利用や、実施が検討されている給付付き税額控除制度については、セキュリティの確保や事務負担の軽減等に配慮した情報連携の仕組みを確立すること。併せて、これらに伴い必要となる地方公共団体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

（３）マイナンバーカードの普及・利活用の拡大

デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードの更なる普及・利活用の拡大に向けて、以下の取組を推進すること。

全国民のマイナンバーカード取得につながるよう、本人確認に関する運用の見直し等の交付事務に係る更なる負担軽減の検討など市町村が実施するカードの交付拡大に向けた取組について、支援強化を図ること。

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の更新について、利用者の利便性向上を図るため、更新手続を可能とする場所を拡充するとともに、オンラインによる更新手続を可能とすること。また、今後、多くの方が電子証明書の更新時期を迎えることから、更新の必要性の周知等、必要な対応を行うこと。

マイナンバーカードの利便性向上に向けては、引き続き、診察券等との一体化や、手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス実施など、国民が利便性向上を実感できる取組について、関係機関と適切に連携を図りながら確実に実現するとともに、カードを活用した「書かない窓口」の取組など、地方公共団体におけるカードの利活用シーンが広がるよう、地方公共団体への支援強化を図ること。令和８年度から順次全国的な運用が開始され、介護保険被保険者証との一体化が進められている中、国民の不安の払拭や一体化の意義についての理解が進むよう、メリットや安全性について、国において引き続き丁寧に説明を行うこと。

また、令和６年能登半島地震におけるマイナンバーカードの活用状況等を踏まえ、災害時に被災者一人ひとりが災害の状況に応じた適切かつ迅速な支援を受けられるよう、防災分野におけるカードの利活用等について重点的に取り組むこと。

これらの実施に当たっては、地方に過度な負担を課すことがないよう、具体的な手法やスケジュールを適切な時期に明示するとともに、必要となる地方公共団体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

９　サイバーセキュリティ対策の強化

行政手続のオンライン申請や情報を活用した多種多様なサービスの利用が定着したデジタル社会において、強固なサイバーセキュリティ対策は、多様な主体が安心して社会経済活動を行う上で、不可欠な環境整備である。「国民生活や経済活動の基盤」と「国家及び国民の安全」をサイバー攻撃から守るため、「能動的サイバー防御」の導入に向けた関連法が成立したが、個人情報の漏えい等により、地方におけるデジタル化の取組全体が阻害されることのないよう、法的な枠組みに基づき、国の責任においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、必要な対策を講じるとともに、地方公共団体に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。

特に、サイバーセキュリティ対策を確実に実施するため、改正地方自治法に基づき、国が地方公共団体の講ずべきサイバーセキュリティ対策を細目化し、一貫性のある明確な基準として示すこと。

また、ＡＩ技術の急速な進展により出現した高性能ＡＩが悪用されることで、サイバー攻撃のスピードや規模がこれまで以上に増大することが懸念されることから、国においては、これらの新たな脅威に対応した監視・分析体制を強化し、その知見や対策について地方公共団体へ迅速に共有すること。

国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げつつ、単にクラウドに移行するだけではなく、クラウドの利用メリットを十分に得られるスマートなクラウド利用を促進するため、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」を抜本的に見直すとともに、具体的な評価制度やガイドライン等を整備している。地方公共団体においても、業務システムのスマートなクラウド利用を推進するため、境界型防御のみに依拠した「三層の対策」を見直し、ゼロトラストアーキテクチャの考え方を導入する必要があることから、セキュリティ対策や国での導入事例の紹介及び技術的な助言等を通じて、地方公共団体の取組を支援すること。

さらに、エンドポイント・セキュリティについては地方公共団体が実施するものではあるが、その基準や規格については国が一定の見解を示すこと。

加えて、体制や専門人材に制約のある市町村においては、高性能ＡＩに起因する高度なサイバーリスクに継続的に対応することが困難であることから、都道府県が市町村の取組を支援し、地域全体として更なるセキュリティ対策を強化できるよう、国において、脆弱性診断、監視・分析、人材育成等に係る技術的支援を拡充するとともに、地方公共団体の実情を踏まえた継続的かつ十分な財政措置を講じること。

また、デジタル・ガバメントの構築に向けては、行政手続のオンライン化の拡充による住民サービスの利便性向上や、クラウド化・テレワーク等の推進による業務の効率化のため、庁内ネットワークにおける高度なセキュリティ対策が必要となることから、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の継続的な見直しに取り組むとともに、同ガイドラインに基づき、地方公共団体が実施するセキュリティ対策の強化に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

なお、情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ対策を実施しているか判断する情報セキュリティ監査については、国が最新の技術的観点から助言を行うこと。

さらに、国においては、セキュリティ人材の育成を推進し、官民でのサイバーセキュリティ対策を強化するとともに、それらの成果を踏まえ、デジタル社会の安全・安心性について、国民に対し、様々な広報媒体を活用して、分かりやすい説明と効果的なＰＲ活動を行うこと。

１０　デジタル空間における情報流通の諸課題への対応

（１）インターネット上の偽・誤情報等への総合的な対策

ＳＮＳ等のインターネット上において、依然として誹謗中傷や匿名の投稿者による悪質な書き込みによる人権侵害が多発するとともに、ＡＩの進展もあり、違法・有害情報、偽・誤情報の発信と安易かつ急速な拡散、これらによる犯罪・事件の発生、選挙における有権者の行動への影響、災害時における救助活動等の妨げとなる事象の発生などが大きな社会問題となっている。

国においては、情報流通プラットフォーム対処法に基づく対応など、情報流通の諸課題に対処するための取組を進めているところであるが、未だ課題も多く、依然として違法・有害情報等の流通は深刻な状況であることから、早期に更なる対策を実施すること。

具体的には、不適切な情報及び悪質な発信者へ迅速かつ適正に対応することに加え、公的機関等による削除要請に専門に対応する通報窓口の設置等をＳＮＳ事業者に求めていくこと。また、国において、業界団体における行動規範の策定支援やファクトチェックの充実とともに、犯罪行為に対しては法的な対処を行うこと。さらに、ネットモニタリング体制の構築などにより、誹謗中傷等による人権侵害を防止するとともに、迅速に被害者の人権救済を図るため、実効性のある人権救済制度の確立、強化に努めること。

加えて、情報を正しく理解、評価するとともに安全に活用することができるよう、情報リテラシー・モラル教育や啓発活動を強化すること。

（２）なりすまし広告詐欺対策の強化

生成ＡＩ技術の進展に伴い、ＳＮＳや動画共有プラットフォーム上において、ディープフェイクによるなりすまし広告詐欺が拡大しており、消費者被害の防止が喫緊の課題となっている。国においては、情報流通の諸課題に対応するため、「国民を詐欺から守るための総合対策２．０」に基づく取組も踏まえ、関係府省庁が連携し、現行法に基づく取締り及びモニタリングの徹底に加え、オンライン詐欺対策に係る政府横断的な調整機能の確実な強化を図るとともに、ＡＩ生成物を識別できることの義務付けなど国際的な議論に合わせた規制についても検討を進めること。

１１　デジタル化推進のための国と地方の協議の場の創設

「デジタル社会形成基本法」では、重点計画の案において地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策については、全国知事会等から意見を聴かなければならないとされており、その他の施策についても、国と地方公共団体で相互連携を図る必要性

が規定されている。法の趣旨を実現するためにも、国と地方の協議の場にデジタル化に関する分野別分科会等を設置し、地方の声を反映させるプロセスを設けること。

５　教員を取り巻く環境整備に関する方策の推進について

【ポイント】
- ○　学校における働き方改革の更なる加速化のため、あらゆる施策と十分な財政措置を講じ、教育環境の充実を図ること。
- ○　令和 12 年度までの教職調整額 10%への確実かつ計画的な引き上げを実現すること。
- ○　新たな「定数改善計画」に沿って、教職員定数の改善を着実に実施するとともに、複雑化・多様化する教育課題に対応するため、教職員定数の一層の充実を図ること。特に、中学校 35 人学級については、学級増に伴い必要となる基礎定数について、加配定数の振替によることなく措置すること。
- ○　児童生徒に対してより良い教育を行い、教員自身の志気が高まるよう、学習指導要領を見直すこと。
- ○　学校教育を担う人材を確保するため、学部段階の貸与奨学金の返還支援制度の創設や、より多くの学生が免許を取得できるような教職課程・免許制度改革に取り組むこと。
- ○　部活動の地域展開等の推進のため、指導者の人材確保や質の担保、総括コーディネーターの配置、部活動指導員の継続的な配置、経済的に困窮する世帯に対する支援の更なる充実など部活動の地域展開等の全国的な実施に向けた体制整備に取り組むこと。

学校教育の質の向上に向けて、教職が魅力ある仕事として教職志望者に再認識されるとともに、教員が自信と誇りを持って「令和の日本型学校教育」を担うことができる環境を整備するため、中央教育審議会における議論も踏まえ、学校における働き方改革の更なる加速化、教員の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、学習指導要領の見直し、教員の育成支援を一体的・総合的に推進する必要がある。

また、全国的な少子化が進む中で生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を継続的に確保・充実し、また、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進に向けて、予算措置を含めた地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備充実を図ることが重要である。

こうした理由から以下の事項について提言する。

１　学校における働き方改革の更なる加速化

学校における働き方改革については、これまでの取組の成果は着実に出つつあるが、依然として長時間勤務の教職員も多い。また、給特法の改正により、国は、令和 11 年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、１か月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することを目標としており、引き続き取組を加速させていく必要がある。

各教育委員会においては、策定した「業務量管理・健康確保措置実施計画」の実施状況を毎年度、公表することが義務付けられている。計画の着実な実行を可能とするため、教職員定数の改善、副校長・教頭マネジメント支援員、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの充実、外部人材の積極的な活用、保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築やスクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実、学校以外が担うべき業務等の外部委託の推進、部活動の地域展開等や学

校ＤＸの推進、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進による地域全体で子どもたちの成長を支える社会の実現、就職支援を行う教員の負担軽減につながるデジタル技術の導入や高等学校就職支援教員の配置拡充など、国において、あらゆる施策と十分な財政措置を講じ、教育環境の充実を図ること。

２　教員の処遇の改善

学校が対応すべき課題の複雑化・困難化が顕著になっている中、専門的な知識や技能等が求められる高度専門職である教員の職務の重要性を踏まえ、教員の処遇改善を図る必要がある。こうした中で、教職の魅力を更に向上し、教員に優れた人材をより多く確保するため、給特法の改正により教職調整額の水準を令和 12 年度までに 10%に改善することとされているが、これを確実に実施するとともに、必要な財政措置を講じ、他の手当等を削減せず、地方の財政に負担とならないようにすること。

加えて、経験豊富な再任用教員を確保するため、暫定再任用教員（フルタイム）の給与水準が定年引上げ後の 60 歳超の教員と同程度になるよう義務教育費国庫負担金を見直すなど、給与水準の改善を図ること。

３　新しい時代の学びを支える学校の指導・運営体制の充実

全ての児童生徒へのより良い教育の実現に向け、新たな「定数改善計画」に沿って、教職員定数の改善を着実に実施すること。

加えて、学校の指導・運営体制は、教員の勤務環境と密接に関連することから、標準法における「乗ずる数」の見直し、副校長・教頭の複数配置の拡大、並びに養護教諭・栄養教諭の配置充実など、複雑化・多様化する教育課題に対応し、新しい時代の学びを支える指導体制を整備するため、教職員定数の一層の充実を図ること。

特に、中学校 35 人学級については、学級増に伴い必要となる基礎定数について、加配定数の振替によることなく措置すること。

また、加配定数については、地方の裁量により柔軟に配置できるようにすること。

さらに、国のグランドデザインを踏まえ、改革に取り組んでいる高等学校においても、高等学校教育改革交付金（仮称）等による支援のみならず、地元の企業や大学等の人材の活用や遠隔授業の充実・強化など、地域資源を活用した学びや多様な学習ニーズに対応する場合に必要となる教員の加配定数を新設すること。

４　学習指導要領の見直し

学習指導要領は、急速に変化する時代に対応するため、育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目の新設や目標・内容の見直しが行われている。

学校現場では学習指導要領に示された資質・能力を育成するため、教員は懸命に授業等を行っている。しかしながら、学習内容が多いために、児童生徒のつまずきへの対応等、きめ細かな支援を行う時間を十分に確保することができず、結果として、日常生活で必要となる基礎的な学力が児童生徒に十分身に付いていない恐れがある。

義務教育においては、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能等を確実に身に付けられるように、教員が児童生徒に対応できる時間を十分確保し、児童生徒に対してより良い教育を行い、教員自身の志気が高まるよう、次期学習指導要領では、学習内容を精選するなどの見直しを行うこと。

５　人材確保強化、教員人材の質向上と教員への入職経路の拡大

教育の機会均等、教育水準の向上を実現していく上で、特に深刻な地域課題に直面している地方も含め、各地域において学校教育を担う人材を確保することはますます重要な課題となっている。

国においては、教員不足が深刻な学校現場の現状を打破するため、多様な教員候補者を確保する新たな対策として、学部段階の貸与奨学金の返還支援制度を創設すること。

また、教員不足解消を目的とした産・育休代替教員の安定的確保のための加配定数による支援において、加配要件や対象校種・職種を拡大すること。

加えて、入職前後の研修等、新たななり手確保のための取組を自治体が実施する際に必要な財源を国の責任において確保するとともに、教員不足の要因分析・要因への包括的な対応支援や、「トラベルティーチャー」モデルを含めた、県内外における人材バンクの創設・活用などの抜本的な教員不足対策を実施すること。

同時に、大量退職・大量採用を背景とする教員採用選考の倍率低下が続く中、児童生徒の能力を最大化し、主体的な学びを支援する質の高い教員人材を養成・確保していくため、より多くの学生の免許取得に向けた単位数の見直しや、教職生涯を通じて能力向上への意欲を喚起させるような教職課程・免許制度改革に取り組むほか、様々な経験を有する社会人の教職への入職支援、「地域枠」を活用した教育委員会との連携・協働による教員養成機能の強化や管理職を含めた現職の研修の充実、教職大学院における学修に必要な財源の確保等、教員人材の質向上と教員への入職経路の拡大を推進すること。

また、教員採用選考試験の共同実施等に伴い、教員採用選考試験が早期化される場合は、教育実習を含めた教職課程の編成・実施時期について、大学に対して、早期化に合わせたカリキュラムの見直しを働きかけるなど必要な措置を講じること。

６　地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革について

これまで学校部活動は体力の向上や豊かな人間性・創造性の育成などの教育的意義や役割を担ってきたが、全国的な少子化が進む中で、その継続が困難になりつつある。

部活動改革については、令和８年度からの６年間を新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとしているが、生徒が将来にわたって活動できる環境を確保することが重要であり、また、学校における働き方改革の推進にも資することから、部活動の地域展開等が地域の実情に応じて円滑に進むよう国による支援の一層の充実を図ること。

中でも、指導者の人材確保や質の担保、総括コーディネーターの配置、部活動指導員の継続的な配置、地域クラブ活動を担う運営団体等の持続可能な収支構造の構築等にかかる財源確保に苦慮しており、全国共通の課題となっていることから、地方公共団体の理解を得ることなしに、財政負担を求めることのないようにするとともに、団体間で大きな差が生じないよう国において必要な財政措置を行い、部活動の地域展開等の全国的な実施に向けた体制整備に取り組むこと。また、経済的困窮世帯の生徒への支援については、参加料と保険料に加え、用具の購入費、移動費等活動に係るその他の費用も対象とするなど支援の充実を図ること。

加えて、部活動改革の理念やこれからの地域クラブ活動の在り方について国民に広く周知するとともに、一定の受益者負担が生じることについて、国においても十分な広報を行い、生徒・保護者等の関係者の理解促進を図ること。

６　地域経済・社会の発展を支える人材育成を担う高校・大学等の機能強化について

【ポイント】

○　高校等について、地元の企業・大学等の人材の活用や遠隔授業の充実・強化など、地域資源を活用した学びや多様な学習ニーズに対応する場合に必要となる教員の加配定数を新設すること。

○　教員の資質・能力の向上も重要であり、各都道府県が実施する教員の資質・能力向上の取組に対し、国としても支援を行うこと。

○　高等学校等の DX 加速化のための取組を実施すること。

○　大学・高専について、理工農・デジタル分野の人材育成強化や文理分断からの脱却、公立高専の設置促進等の構造改革に取り組むとともに、国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の拡充等により、地域経済・社会のイノベーションを支える大学の機能強化を図ること。また、産学官連携によるリ・スキリングの充実に一層取り組むこと。

○　エッセンシャルワーカーをはじめとした地域に必要な人材の育成・確保や地域への定着を進めるため、地方大学への支援や専門学校の教育の質の高度化、「地域構想推進プラットフォーム」による各地域の産学官の協働の取組、地域の高等教育機関へのアクセス確保の取組等を一層充実させること。また、18 歳人口の減少に伴う、大学数や定員の適正化の議論に際しては、機械的に選別するのではなく、地域ごとに異なる高等教育機関の収容力状況等を勘案し、地域における高等教育機関へのアクセス確保の観点に十分に留意をしながら議論を進めること。

○　国立大学法人等のキャンパスについて、産学官等の地域の多様なステークホルダーが共創する拠点（イノベーション・コモンズ）の実装化を図るとともに、耐災害性の強化など防災拠点の実現を図るため、基盤的経費である施設整備補助金の拡充を図り、計画的整備を支援すること。

○　「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業」について、審査基準を明確にするとともに、改革先導拠点に対する教職員の加配を新設するなど、改革に伴う業務増加や多様な教育ニーズに対応できる制度整備を進めること。また、大規模な施設整備や設備更新が想定される中、３年間の事業期間では十分な事業効果を得られないおそれがあることから、事業期間の延長を検討すること。

○　高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえて都道府県が策定する実行計画に位置付けた取組を確実に推進できるよう、既存の教育財源を原資とすることなく、国の責任において必要かつ安定的な財源を確保し、令和９年度から「高等学校教育改革交付金（仮称）」等による長期的な支援として、地方に負担を求めない仕組みを構築すること。また、各自治体の学校数や地理的条件などを踏まえた配分を行うとともに、各自治体が地域や学校等の実情に応じた取組を推進することができるような柔軟な制度設計を行うこと。

○　高校教育改革に係る制度の全体像と詳細について、早期に情報提供を行うこと。特に、「高等学校教育改革交付金（仮称）」の対象経費や事業期間等の制度の詳細については、今年度に策定する都道府県の「高等学校教育改革実行計画」に反映させる必要があることから早急に提示すること。

２月 13 日に公表された高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）において、2040 年の社会を見据え、産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力需給ギャップにより、地域経済・社会を支えるエッセンシャルワーカーの圧倒的な不足や、いわゆる理系人材・デジタル人材の不足への対策が必要であることが指摘されている。

また、人口減少社会の中でさらなる急激な少子化、地方における教育機会の減少から生じる懸念への対策も喫緊の課題である。

このため、地域における人材育成等の役割を果たしている高校の特色化・魅力化、地理的アクセス・多様な学びの確保については、今後も長期的かつ継続的な支援が必要である。

加えて、各地域における高等教育へのアクセス確保等も課題となってくるが、大学をはじめとする高等教育機関は地域における「知と人材の集積拠点」であり、地域の将来を担う人材輩出や産業創出といった地方創生の観点からも、地方大学への支援や専門学校の質の高度化が特に重要となる。

また、いわゆる高校無償化の影響等により、公立高校を取り巻く環境が大きく変化する中、高校教育改革の実現は一刻を争うものである。未来を担う若い世代にとって、高校がより魅力的な教育の場となり、希望する学びが実現できるよう、質の高い公教育の再生に向けた早急な取組が必要であり、都道府県による学校、地域、生徒の実情に応じた創意工夫ある取組・成果を広げ、高校教育全体の大変革につなげるためには、国において、新たな交付金等による財政支援の仕組みを構築するなど、地域社会の需要に応じた将来を担う人材育成に取り組む都道府県への十分な支援が必要である。

一方で、「高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)」において、「高等学校教育改革交付金(仮称)」等の対象となる取組を、今年度中に策定する都道府県実行計画で具現化するよう求められる中、財政支援の方法や制度の詳細など事業の全体像が未だ示されず、どのような計画を策定していくべきかの判断が困難な状況となっている。

また、こうした中で行われた「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」における改革先導拠点の申請・採択については、準備期間が短く、採択審査基準等も不明確であるなど、都道府県に多大な負担が生じている上、採択率が４割程度に留まり、すべての拠点が不採択となった自治体や１件の採択に留まった自治体も多数存在するなどの課題を抱えている。

こうした状況を踏まえると、今後、高校教育改革を推進するに当たっては、都道府県と十分な協議を行い、地域の実情や考え方を十分に反映した上で、丁寧に進めていく必要がある。

このように強い経済や地域社会の基盤となる人材を育成するためには、産業構造・社会構造の変化を踏まえ、高校から大学・大学院に至るまでの一貫した改革が必要であり、地域経済・社会の発展を支える人材育成を担う高校・大学等の一層の機能強化を図るため、以下の事項について提言する。

- 高校等（高等学校、中等教育学校（後期課程)、特別支援学校（高等部））について、地元の企業や大学等の人材の活用や遠隔授業の充実・強化など、地域資源を活用した学びや多様な学習ニーズに対応する場合に必要となる教員の加配定数を新設すること。
- 教員の資質・能力の向上も重要であり、各都道府県が実施する教員の資質・能力向上の取組に対し、国としても支援を行うこと。
- 高等学校等の DX 加速化のための取組を実施すること。
- 大学・高専について、理工農・デジタル分野の人材育成強化や文理分断からの

脱却、公立高専の設置促進等の構造改革に取り組むとともに、国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の拡充等により、人材育成のみならず地域経済・社会のイノベーションを支える国立大学や公立大学、私立大学の機能強化を図ること。また、産学官連携によるリ・スキリングの充実に一層取り組むこと。

- エッセンシャルワーカーをはじめとした地域に必要な人材の育成・確保や地域への定着を進めるため、地方大学への支援や専門学校の教育の質の高度化、「地域構想推進プラットフォーム」による各地域の産学官の協働の取組、地域の高等教育機関へのアクセス確保の取組等を一層充実させること。また、地域の高等教育へのアクセス確保の観点から、国立大学の授業料標準額については拙速な引き上げを行わないことはもとより、地域の実情を踏まえて国立大学の定員管理を弾力的に運用すること。あわせて、高等教育の修学支援新制度の拡充を図るとともに、その財源については国が責任をもって確保すること。
- 18 歳人口の減少に伴う、大学数や定員の適正化の議論に際しては、機械的に選別するのではなく、地域ごとに異なる高等教育機関の収容力状況等を勘案し、地域における高等教育機関へのアクセス確保の観点に十分に留意をしながら議論を進めること。
- 知と人材の集積拠点である国立大学法人等において、産学官等の多様なステークホルダーが共創し、地域課題の解決や地域産業の振興等を実現するため、キャンパス全体において「共創拠点（イノベーション・コモンズ）」を実装化するとともに、大規模自然災害の発生時における地域の防災拠点の実現を図るべく、基盤的経費である施設整備費補助金を拡充し、各国立大学法人等における計画的な施設整備を支援すること。
- 高校教育改革の推進に当たっては、制度設計や事業内容の検討段階から都道府県と十分に協議を行うとともに、都道府県において必要な検討期間を確保するなど、地域の実情や課題等を踏まえながら丁寧に進めること。また、文部科学省のみならず、関係省庁が連携して高校教育改革に取り組み、多方面からの支援策を講じられる体制を整えること。
- 「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業」について、審査基準を明確にするとともに、改革先導拠点に対する教職員の加配を新設するなど、改革に伴う業務増加や多様な教育ニーズに対応できる制度整備を進めること。また、大規模な施設整備や設備更新が想定される中、３年間の事業期間では十分な事業効果を得られないおそれがあることから、事業期間の延長を検討すること。
- 高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえて都道府県が策定する実行計画に位置付けた取組を確実に推進できるよう、既存の教育財源を原資とすることなく、国の責任において必要かつ安定的な財源を確保し、令和９年度から「高等学校教育改革交付金（仮称）」等による長期的な支援として、地方に負担を求めない仕組みを構築すること。また、各自治体の学校数や地理的条件などを踏まえた配分を行うとともに、各自治体が地域や学校等の実情に応じた取組を推進することができるような柔軟な制度設計を行うこと。
- 「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の支援対象は、基金事業終了後の継続的な経費や協力校に係る経費も対象とするとともに、改革先導拠点の取組に準じ、ハード・ソフト両面とし、高校教育改革の実現に向けた取組のみならず、老朽化した施設・設備の更新や修繕、空調をはじめとする更なる教育環境の改善などのほか、教育改革を進めるための教職員の加配や必要な外部人材の配置に係る経費等も対象に含めること。また、物価・人件費の高騰等の経費上昇にも対応できるものとなるよう検討すること。

・　高校教育改革に係る制度の全体像と詳細について、早期に情報提供を行うこと。特に、「高等学校教育改革交付金（仮称）」の対象経費や事業期間等の制度の詳細については、今年度に策定する都道府県の「高等学校教育改革実行計画」に反映させる必要があることから早急に提示すること。
・　これらのほか、高等学校教育改革等事業債について、事業内容の拡充や事業期間の延長等を検討するとともに、企業・大学等が継続的・安定的に高校教育改革に協力できるよう、財政上・税制上のインセンティブを検討すること。
・　以上の人材育成に関する取組については、「新たな投資枠」を活用するなど、既存の予算の枠組みにとらわれることなく、予算を確実に確保して集中的な投資を行うこと。

７　子ども・若者の声を反映した政策の推進と国地方の協働強化に関する提言

「こどもまんなか社会」の実現には、国がナショナルスタンダードとして全国一律に実施すべき施策の推進と、地方が実情に応じてきめ細かく創意工夫しながら取り組む施策への積極的な支援が不可欠である。

また地方について重要なテーマに関しては、地方自治体が円滑に着手できるよう、国と地方自治体で十分な時間的余裕を持って丁寧に協議を行い、地方自治体の実情に応じた制度設計とするとともに、導入後も事業の進め方や課題等について地方自治体を交えて検証し、継続して改善を図ることが重要である。

令和８年度は、こども誰でも通園制度や公立の小学校段階の学校給食費の抜本的な負担軽減が開始される等、子育て世帯への支援が拡充されるとともに、いわゆる「日本版ＤＢＳ」が開始されるなど、子ども・若者を取り巻く環境の整備が進められているが、これらの施策をより効果的に機能させるためには、国と地方が車の両輪となって、施策を推進する必要がある。

子ども・若者の可能性を広げ、子ども・若者の笑顔が将来にわたって輝き続ける社会を実現するため、特に以下の項目について対策を講じられたい。

記

１．子ども・若者の声を反映した、こどもまんなか視点の施策の実施について

- こども基本法の掲げる基本理念に則り、子どもが自立した個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮される「こどもまんなか社会」の実現にむけて、子どもが権利の主体であることを今一度社会全体で共有し、子どもや子育て世帯を支える気運が醸成されるよう、国民や事業者等の関心と理解を深めるための周知啓発等を行うこと。
- 地方が行う子どもの意見表明等の権利を守る仕組みづくりや、子どもの意見の政策反映に必要な取組、さらには権利の侵害事案が発生した際の救済措置の体制の整備等を推進するための十分な財政措置を含めた支援を強化すること。
- 国が実施する若者１０万人を対象とした総合調査について、若者世代への的確かつ効果的な政策の展開につなげるため、この総合調査の結果を十分に検証し、若者世代の状況や課題の把握に努めるとともに、調査・検証結果を地方と共有すること。
- 「こどもまんなか社会」の実現に向け、子ども関連政策を円滑・強力に推進するとともに、真に実効性ある取組が展開できるよう、ＰＤＣＡサイクルにより各施策の不断の強化・改善を行い、実務レベルも含め地方と丁寧な調整や意見交換を行った上で、その意見を反映すること。また、国におけるＰＤＣＡサイクルによる各施策の見直しを踏まえ、地方において取組の検討・実施ができるよう、都道府県・市町村別データの収集・提供を行うこと。
- 子ども・子育て支援施策は、ナショナルスタンダードとして全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わさることで、効果的なものとなる。そのため、全国一律で行う施策については、近年の物価高にも対応した十分な予算を確保するとともに、その充実に伴い生じる地方の財政負担について、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置すること。また、経済的負担軽減の観点はもとより、地方がその実情に応じて

きめ細かに行うサービスの提供やそれらを支える人材の確保、施設整備などに当たって、地方自治体の創意工夫を活かせるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。

- 児童福祉法等、改正法を施行するにあたっては、地方自治体が円滑に施策の実施に着手できるよう、あらかじめ準備に必要な制度の詳細やスケジュール等を早期に示し、情報提供を行うこと。
- 子ども・子育て支援金制度が開始されたが、来年度以降も負担額の引き上げが予定されていることから、支援金の目的や使途、負担の在り方等、国民の理解が十分得られるよう、今一度、国の責任において丁寧な周知広報を行うこと。また、子ども・子育て支援納付金について、低所得者の過度な負担増とならないよう、国による十分な財政措置を行うとともに、システム改修費等の必要な経費についても財政的支援を講じ、併せて、直接被保険者と接する市町村等の保険者に対しても、必要な支援を行うこと。さらに、歳出改革等については、地方の意見を十分に踏まえて検討すること。
- 子ども・子育て政策に限らず、支援金等について、毎年のように緊急的な臨時給付が実施されている。しかし、給付に係る実務の多くが地方自治体にゆだねられており、短期間での対応が求められることも多いため、地方自治体には大きな負担が生じている。こうした状況を踏まえ、国が責任を持って平時からＤＸを推進する等して、一元的かつ効率的に給付を実施できる仕組みを構築し、地方自治体の事務負担に最大限配慮すること。
- 被選挙権年齢の引き下げは、若者の政治参加を促進し、その世代の候補者を国や地方の代表者として選択する可能性を広げ、結果として投票率の向上にもつながるものと考えられる。国民の政治参画を高めるためにも、被選挙権年齢の引き下げの具体化に向け、国会において丁寧に議論すること。

２．子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革について

- 価値観やライフスタイルが多様化する中で、若い世代が妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自ら主体的に将来を選択し、適切な判断ができるよう、発達段階に合わせたライフデザイン教育やライフプランニング教育、キャリア教育、プレコンセプションケア（性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うこと）、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に対する理解促進を全国的に進めること。
- 社会全体で子どもや子育て当事者を支える地域づくりの重要性について、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消も含め、理解を深めるための周知啓発等を行うとともに、家事育児時間の男女間格差是正に効果が検証された施策を自治体向けに提示し、国としてもその施策推進を図ること。また、民間が行う子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組や、地方が行う取組に係る補助を充実すること。
- 子どもたちが社会と関わる力を養い、自己肯定感や自立に向けて生き抜く力を育むため、安全で安心して過ごせる多様な子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域の実情や多様な支援ニーズに応じた独自の取組に対して安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- 「こどもまんなか社会」及び共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育を推進するため、全国的な気運醸成を進めること。

・　子どものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化するため、子ども・若者・妊産婦が移動に不自由することのないよう、公共交通の維持・活性化や公共ライドシェアなど多様な移動手段の確保、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの普及に向けた支援を推進すること。
・　選択的夫婦別姓や雇用・労働環境の改革など、家庭環境や子育て世帯の働き方に関わる諸制度改革については、様々な制度見直しが子どもに不安を与えたり健やかな育ちを妨げたりすることがないよう、子ども目線を取り入れたうえ、議論を加速させること。

３．多様な働き方や妊娠・出産・子育てとの両立を実現する労働・雇用環境等の整備について

・　長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方、男性の育児休業の取得等の促進、不妊・不育症治療に係る休暇制度の創設など、子どもの成長過程を通じて、誰もが希望に応じたキャリア形成や、妊娠・出産・子育て等と仕事を両立することができる仕組みづくりを促進するとともに、人材面・資金面で課題を抱える中小企業への伴走型支援を強化すること。また、フリーランスを含む自営業者や条件によって雇用保険の対象外となる非正規雇用者も安心して妊娠・出産・子育てができるよう、休業期間中の経済支援制度を充実すること。
・　次世代育成支援対策推進法において、従業員が１００人を超える企業に対して、育児休業の取得状況の把握や数値目標の設定などが義務付けられたが、仕事と育児の両立支援に関する事業主の取組を一層促すため、義務対象外の企業も含め、企業の取組状況の周知や支援の充実・強化を行うこと。
・　特に小学校において、共働き世帯やひとり親家庭の子どもたちが、登校時間前や放課後に安心安全に過ごすことができるよう、親の時差出勤やフレックス制度、短時間正社員制度等、多様で柔軟な働き方の仕組みづくりを促進すること。

４．出会いから子育てまでのライフステージを通じた経済的支援の強化について

・　国主導により、「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」の議論を踏まえ、若い世代が自分らしく人生の選択ができるよう後押ししていくため、「若い世代に向けたライフデザインに関する情報発信等」を実施することとされたところであるが、この情報発信等を通じて、若者世代が希望をもって結婚、妊娠・出産、子育てを選択できる社会の実現に向けた環境づくりを推進すること。特に、未婚化・晩婚化対策については、個人の価値観や考え方による人生の選択が尊重されることを大前提として支援の強化を図ること。
・　プレコンセプションケアについては、プレコンセプションケア推進５か年計画に基づき、社会全体への周知啓発を徹底すること。また、地方自治体が実施する助成等の支援について、国のプレコンセプションケアセンターとの連携等を含め、十分な財政的支援を講じるとともに、地方公共団体が実施するプレコンセプションケア健診事業に対する補助制度を創設すること。
・　地域少子化対策重点推進交付金制度については、自治体の意見を踏まえ、更なる運用の弾力化を図るとともに、補助対象となるメニューの充実、補助率の引上げ及び確実な予算の確保を行うこと。また、結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラムの支援状況は全婚姻件数の約２％に過ぎず、支援を要する世帯の経済的不安を軽減するためには制度の改善が必要であり、所得要件の撤廃、補助対象及び経費の拡充、補助上限額の引上げを行うこと。さらに、都道府県主導型

市町村連携コースの補助メニューを常設化すること。

- 不妊・不育症治療等について、保険適用以前の助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、引き続き保険適用されたことによる影響を調査した上で、保険適用範囲の拡充など保険制度の見直しによる改善を図ること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援を講じること。
- 国において、標準的な出産費用の自己負担無償化に向けた検討が行われているところだが、具体的な制度設計に当たっては、地域の周産期医療提供体制が維持されるよう、現場の実情を十分に踏まえること。
- 児童手当の制度改正に伴う事務費等の負担増に対して、引き続き継続的な補助制度の創設等による財政支援を行うこと。
- 全国の自治体で子どもの医療費助成が実施されているが、財政事情や政策的要素などから、住所地により対象年齢や自己負担金等の制度内容が異なるため、保護者の不公平感が生じている。所得や地域等に関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、ナショナルスタンダードの観点から、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で早期に実現すること。また、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置対象を高校生年代まで引き上げることが示されたが、その軽減割合は５割と十分なものとは言えないため、軽減割合の拡充を図ること。あわせて、軽減割合の拡充に当たっては、地方自治体の財政負担増とならないよう、国の責任と財源において必要な措置を講じること。
- 就労や障害の有無、所得等に関係なく、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、国の制度化が実現するまでの間、独自に保育料の減免や無償化を実施する地方自治体への財政的支援を行うこと。さらに、放課後児童クラブの利用料について無償化を含む負担軽減策を講じること。
- ２０２６年４月から公立の小学校段階において実施されている「学校給食費の抜本的負担軽減（いわゆる給食無償化）」について、速やかに公立の中学校段階まで対象を拡大すること。また、子育て支援の真のナショナルスタンダードへと発展させるため、居住地や学校設置主体による格差を解消し、公平な支援を実現する観点から、国立・私立学校についても課題の整理を十分に行った上で対象化に向けた検討を進めること。さらに、本施策は本来、国の責任において一律に実施すべき性質のものであることから、全額国費負担で実施するよう見直すこと。その上で、見直しが完了するまでの間、地方財政措置によって対応する場合は、国の一般会計から加算措置を講じるなど、全額を国の財源により措置すること。

  加えて、支援の基準額については、実際の食材費の水準を適切に反映し、保護者や地方自治体に負担が生じない仕組みとするとともに、物価高などの社会経済情勢の変化に対して機動的に対応できる柔軟な制度設計をあらかじめ講じること。

  併せて、地方における事務負担の軽減や、学校給食の質の向上についても、地方自治体の実情を踏まえ、十分な検証と必要な支援を行うこと。また、学校給食を通じた「食育」、「地場産物及び国産食材の活用」を一層推進する観点から、地方が独自に行う地産地消や食育の取組みも十分考慮すること。
- 高等学校等就学支援金について、令和８年度から収入要件が撤廃された一方、外国籍生徒等に対する新制度が設けられるなど、大幅な見直しがあったことから、国において制度の周知に努めるとともに、都道府県が負担する費用については、国において恒久的な財源を確保し、適切に財政措置を講じること。また、地方交

付税で措置する場合には、別枠で一般財源総額の増額確保を図るとともに、精緻かつ確実に算定すること。さらに、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。併せて、学校現場の状況を丁寧に把握しつつ、学校及び都道府県の事務負担の軽減に努め、必要な事務費については、国において財源を措置すること。また、国籍及び在留資格等の要件確認を含めたシステム改修については、国の責任において実現すること。加えて、事業開始後一定期間を経た後には、事業の進め方や課題等、特に対象校や対象者のあり方について、地方を交えて検証する場を設けること。

・　「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、都道府県が地域の実情に応じて策定する高等学校教育改革実行計画に基づく改革を確実に推進できるよう、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等による財政支援については、必要とする予算を国の責任において継続的に確保し、安定的な仕組みを構築するとともに、地方における教育充実のための多様な施策が対象となるよう柔軟性を持った制度とすること。

・　産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業の追加公募の実施に当たっては、都道府県において申請内容の見直しや再検討を適切に行うことができるよう、当初申請に係る審査結果について詳細な情報を提供するとともに、十分な検討期間を確保すること。

　また、追加公募によって事業着手時期が当初計画から大幅に遅れる場合、事業実施期間が十分に確保できず、事業効果の発現に支障を来すおそれがあることから、事業期間の延長について検討すること。

・　今後、高校教育改革を推進するに当たっては、全国知事会と十分な協議を行い、地方の実情や考え方を十分に反映した上で、丁寧に進めること。

・　喫緊の課題である施設の老朽化への対応や、ＩＣＴ環境の充実などを含めた教育ＤＸへの対応、専門高校も含めた、公立高校の施設や空調等の設備・備品等整備への財政支援を充実すること。特に、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく改修事業の主要財源である公共施設等適正管理推進事業債が、令和８年度を期限とする地方債であり、今後の事業推進に支障をきたすおそれがあることから、その期間延長措置を講じること。

・　高等教育に係る教育費の負担を軽減し、進学機会の確保を図る観点から、国立大学の授業料標準額について、進学希望者が進学を諦めなければならないような引上げは行わないこと。また、国公立、私立問わず、安定的な運営を確保できるよう、国立大学における運営費交付金や公立大学における地方交付税措置、私立大学に対する助成を拡充すること。あわせて、高等教育の修学支援新制度についても、所得制限や支給制限の撤廃など更なる支援対象の拡大や給付額の引上げ等を図り、国が責任をもってその財源を確保すること。さらに、大学院修士段階で導入されている授業料後払い制度について、学部段階での導入についても検討すること。

・　子ども・若者の健やかな成長、社会性や自己肯定感等の形成に必要な自然・文化・社会交流などの体験活動や地域活動に対して積極的に支援すること。

５．子ども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充、教育の機会の確保・質の向上について

・　里帰り期間中も含め、全国のどこに住んでいても切れ目なく支援が行き届き、妊産婦や子どもたちの命、健康が等しく守られるよう、新生児マススクリーニング検査の公費負担の対象疾患の拡大や新生児聴覚検査の公費負担による検査実

施など、妊産婦や新生児、乳幼児への相談支援や検査・健診の全国一律の制度設計を引き続き行うとともに、その実施に当たっては、市町村の実情に応じた柔軟な運用を可能とし、安定的かつ十分な財政措置を講じること。併せて、安心して子どもを産み育てられる医療提供体制の実現のため、産科・小児科をはじめとした医師の診療科偏在や地域偏在が是正されるよう、引き続き、地域枠などによる医療人材の確保対策を講じるとともに、各地域において、産科や小児科医療をはじめとする医療機関相互の役割分担や機能集約などの議論が円滑に進められるよう、国においても国民に対する理解の促進を図るための取組や地域の実情に応じた財政的支援を強化すること。

・　災害時に妊産婦や乳幼児等に対して適切な配慮や支援が行われるよう、平時からそのポイント等について周知啓発を図ること。

・　心身ともに負担の大きい産後の母親のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう、産後ケア事業について体制整備支援や財政支援を含む制度拡充や、利用申請・予約等を迅速・円滑に行うことができる全国統一のシステムの構築を図るほか、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。

・　人格形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの育ちや学びを保障するため、施設種別や設置者の別を問わず、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等が受講できるキャリアアップ研修等の仕組みを整備するとともに、研修受講に伴う代替職員の配置に対する財政的支援を拡充するなど、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ること。

・　令和７年１０月の児童福祉法改正による、保育所等の職員による虐待通報義務化や令和８年１２月のこども性暴力防止法施行を踏まえ、自治体における指導監督体制の一層の強化が急務となっている。虐待等の状況を的確に判断できる保育現場に精通した人材や、看護師など医療の知見を有する人材の確保を含め、法により新たに義務付けられた事務の増加に対応できるよう、地方交付税や補助金等新たに十分な財政措置を講じること。

・　待機児童やいわゆる育休退園等の早期解消、年度途中の保育ニーズやこども誰でも通園制度のニーズへの柔軟な対応の他、様々な配慮を必要とする子どもや家庭への支援など、保育士に期待される役割が拡大していることを踏まえ、保育士等の負担軽減を図りつつ、保育士等の他産業と遜色ない水準までの更なる処遇改善を進めること。また、保育士修学資金貸付等事業をはじめとする保育対策総合支援事業の継続・拡充、潜在保育士を把握できる仕組みの整備及び再就職支援等の推進、保育士等の離職防止のための職場環境の改善、保育現場の魅力向上につながるポジティブキャンペーンの展開等により人材確保を強力に進めること。併せて、これらに係る費用について、地方自治体に追加の財政負担が生じることのないよう、国において所要の財源を確保すること。

・　１歳児の職員配置基準の改善を早期に実施するとともに、望ましい職員配置基準のあり方について、保育士のワーク・ライフ・バランスを実現し、負担軽減をより一層進めるために必要な職員を確保できるよう科学的に検証し、検証結果を踏まえた更なる職員配置基準の見直しを行うこと。なお、それまでの間、１歳児の職員配置改善加算について、保育の質に影響のない範囲で支給要件を緩和すること。また、配置基準より多く保育士等を配置した場合の加算制度等を充実すること。加えて、まずは令和８年度幼稚園設置基準改正に見合うよう子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の国庫補助単価の改善を図り、その上で保育所や認定こども園といった新制度の施設に対する公定価格上の配置基準と同じ水準で教職員を配置できるよう国庫補助単価の改善に取り組むこと。

・　保育士等の処遇改善をより一層推進するため、公務員の地域手当の見直し等に伴う公定価格への反映に当たっては、地方と丁寧に意見交換を行った上で、現行を超える給付水準を確保すること。その際、地域間の物価水準等を考慮するとともに、人材の確保に影響が出ないよう、隣接地域や同一の生活圏を構成する周辺地域との地域区分差に配慮するほか、都市部とその他の地域の給与格差が過大とならないようにすること。今般、地域区分について、令和６年人事院勧告に準拠した際に県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大するという課題を踏まえ、他の自治体への通勤率の高さなどを勘案した新たな補正ルールが国において検討されているが、見直しに当たっては自治体の意見を十分に尊重すること。また、その見直し等に伴い生じる地方の財政負担については、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。
・　保育士養成施設の学生数の減少や新規学生募集停止の発表が相次ぐなか、保育士養成施設がこれまで果たしてきた役割等を踏まえつつ、保育士の今後の需給推計や、将来的な保育士の育成・確保をどのように進めるのか、国としてのグランドデザインを示すとともに、地域の保育人材の確保や保育の質の向上につながる取組への支援を行うこと。
・　人口減少地域においては、利用児童の減少や物価高などにより将来の施設運営を不安視する声があることから、地域特性に応じた持続可能な保育等サービスの提供が行えるよう、公定価格を見直すとともに、保育と児童発達支援の一体的な支援や保育施設の多機能化を図るための施設整備などの制度的・財政的支援の充実を図ること。
・　医療的ケアや障害、アレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもや、障害者手帳の有無にかかわらず特に保育上の支援を要する子どもを保育所や幼稚園、認定こども園で安心して受け入れられるよう、看護師等の配置や施設改修等について施設種別による差異を解消するとともに、補助率の引上げなど更なる支援の充実を図ること。また、公定価格に保育士の加配や、看護師や調理員等の配置に係る加算を創設・拡充するなど、保育所等における看護師等の配置促進に向けた財政措置を講じること。併せて、病児保育事業に従事する保育士や看護師について、処遇改善に係る財政措置を講じること。
・　就学前教育・保育施設整備交付金や次世代育成支援対策施設整備交付金について、全ての自治体の施設整備事業が確実かつ円滑に実施でき、施設整備に遅れが生じないよう、実施設計の事前着手を認めるなど柔軟な対応を可能とすること。また、各自治体の整備計画に支障を来たすことのないよう、当初予算において、十分な予算額を引き続き確保するとともに、物価や人件費の高騰に対して基準額が見直されているものの、実勢価格とは乖離しているため、基準額の更なる引上げを行うこと。これに加え、資材等の高騰により工事費が増額となった場合は、増額の変更協議を受け付けること。特に、複数年度事業の２か年目以降の事業の協議において、物価上昇の理由による１か年目協議時点からの対象経費の増額を可とすること。併せて、障害児者の多機能型事業所の施設整備に係る一体的実施については、申請時期や予算区分、内示見込み等を省庁間であらかじめ調整するなど、各自治体が計画的に整備事業を実施できるよう、採択に当たってのルールを明確にすること。
・　家庭支援事業等に係る安定的・継続的な実施体制の確立のため、事業ごとに必要な職員を確保できるよう、補助制度を拡充すること。あわせて、市町村が当該事業を円滑かつ適切に実施できるよう、補助基準の適用ルールの明確化を図ること。

・　児童福祉施設等の安全対策を推進するため、全ての施設の耐震診断費用を助成対象とするとともに、耐震改修費用の補助率の引上げや地方財政措置の拡充など、更なる財政支援を行うこと。
・　こども誰でも通園制度については、制度の運用状況を十分に検証し、地方の意見を丁寧に聞きながら、制度を安定的に運用できるよう、継続的に検討を行うとともに、事業運営に必要な財政措置を講じること。
・　放課後児童クラブについて、待機児童の解消や児童の安全確保、環境の整備を図るため、国の責任において通信ネットワークの増強を含む施設整備や放課後児童支援員の確保に資する安定的な財源を確保すること。また、放課後児童支援員等の資質向上のための研修体系の整備や処遇改善に係る補助の拡充、補助要件の緩和など、対策の充実・強化を図ること。加えて、大規模クラブについては、一定の要件を満たす場合に、運営費の減額措置が緩和されたところであるが、１事業所あたり複数支援単位で申請ができるようにするなど、さらなる要件緩和を行い、運営費の充実・強化を図るとともに、過疎地域等における小規模クラブについても、実態に即した運営費の底上げなど手厚い支援を行うこと。さらに、開所日数が２５０日に満たない施設や、小学校の長期休業期間における受入体制を確保するための財政支援を拡充すること。
・　特に小学校において、共働き世帯やひとり親家庭の子どもたちが、登校時間前や放課後に安心安全に過ごす居場所の整備を進めるため、子どもたちの居場所の実態とニーズの把握や、自治体の好事例等の横展開を行い、居場所の整備等を推進するための十分な財政措置、地方が行う取組への支援を強化すること。
・　令和８年１２月にこども性暴力防止法が施行され、いわゆる「日本版ＤＢＳ」の運用が始まるが、国において施設・事業者の実態や、自治体の指導監督の実態等を把握し、地方の意見を聴きつつ、十分な準備期間を設けられるよう、自治体が所轄庁として実施する施設等に対する指導監査の基本方針や考え方についても示すなど、早急に制度設計・運用方法の周知等を進めること。加えて、事業者に対し、制度に対する十分な周知を図るとともに、特に、小規模な認定事業者が円滑に制度を運用し、防止措置などの安全確保措置や情報管理措置を適切に整備等できるよう、国において強力に支援体制を整えること。併せて、事業者並びに地方自治体における保育現場に精通した保育指導職や、看護師など医療の知見を有する人材の確保など管理監督体制の強化をはじめとする体制整備に係る十分な財政措置などの支援を図ること。また、子どもたちの安全・安心を守るという観点は、職業選択の自由やプライバシーの配慮という観点と相反するおそれもあるため、被害者の保護及び適切な支援はもちろんのこと、加害者の更生や治療に係る支援を強化するなど、「生命（いのち）の安全教育」の推進と併せて、子どもの性犯罪、性暴力対策を総合的に推進すること。
・　国が検討している家事支援サービスやベビーシッターの利用支援について、家事や子育ての負担軽減に資するよう、利用者の利便性に配慮した支援制度を構築すること。また、サービスの子育て支援への有効性を検証した上で、サービス利用に向けた国民への理解促進に努めること。
・　教職員の勤務環境の改善及び教育の質の向上を図るため、教職員定数の一層の改善及び支援スタッフの配置の充実を図ること。特に、少人数指導や小学校の教科担任制を推進するための計画的な定数の拡充及び部活動指導員等の外部人材の活用に向けた財政措置の拡充を図るほか、部活動の地域展開についてもより一層推進すること。また、学校教育の質の向上や実効性のある働き方改革の推進とともに、有為な人材を持続的に確保していくため、高いマネジメント能力を求め

られる学校管理職の処遇改善を図ること。

・　子どもの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、ＧＩＧＡスクール構想で整備された端末の更新やクラウド対応の校務支援システム整備、ＩＣＴ支援員の拡充、校内外通信ネットワーク環境の維持・改善に係る費用について、高等専修学校等も含めた全校種を対象とするとともに、都道府県が共同調達する場合に必要となる事務負担について国の責任と財源で確保すること。加えて、放課後児童クラブ等の放課後の児童生徒の居場所においても端末を活用した家庭学習が行えるよう、通信ネットワークの増強を含む環境整備に必要な財政措置を講じること。

・　義務教育においては、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能等を確実に身につけられるように、教員が児童生徒に対応できる時間を十分確保し、児童生徒に対してより良い教育を行い、教員自身の志気が高まるよう、次期学習指導要領では、学習内容を精選するなどの見直しを行うこと。

６．困難な状況にある子どもたちへの支援強化について

・　いじめや不登校、ヤングケアラー、医療的ケア児、日本語指導が必要な子ども、性的指向やジェンダーアイデンティティに悩みを抱える子どもなど、困難な状況にある子ども・若者への切れ目のない支援を総合的に推進するため、子ども・若者支援地域協議会や子ども・若者総合相談センターの設置・運営に係る費用を含む必要な財政措置を十分に講じるとともに、教育支援センターやメタバースを活用した居場所、ＮＰＯ、フリースクール、ユースセンターなどの多様な居場所や学びの場の整備・運営に対する支援を充実すること。その際、不登校児童生徒への支援を行う民間施設等に関する支援の考え方について整理すること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材について、標準法による定数措置を図るほか、加配の更なる拡充など児童生徒の支援に向けた教職員定数の一層の改善を図るほか、医療的ケア看護職員、医療的ケア児等コーディネーターの配置拡充、校内教育支援センターの設置及び支援員の配置について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

・　地域における身近な相談役として子どもや子育て家庭への見守りや行政等へのつなぎを行うなど地域福祉の要として期待される民生委員・児童委員については、一斉改選のたびに充足率が低下してきており、なり手確保に向けた対策が喫緊の課題となっていることから、現任委員や、自治会及び地方自治体の意見を十分に踏まえつつ、就業しながらでも民生委員・児童委員として活動できる環境を整備するなど、時代の変化に即した持続可能な制度へ見直すこと。

・　自殺対策基本法が改正され、子どもの自殺防止に「学校の責務」が明記されたことから、学校の支援体制の拡充をさらに進めるためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門人材の配置に係る補助金等について十分な予算額を確保すること。特にスクールソーシャルワーカーについては、ＣＯＣＯＬＯプランに基づく、家庭等へのアウトリーチ支援等の新たなニーズへの対応も必要なことから、適切な予算確保を図ること。

・　全国的に２０歳未満の自殺者数が増加しており、地域を問わず、子どもの命を守る取組が迅速に着実に進まなければならない。こども・若者自殺危機対応チームや法定協議会の設置に対し、財政的な支援を拡充するとともに、こどもの自殺リスクを早期に把握するためのスクリーニングツールの全国的な活用促進について早急に取り組むこと。

・　かけがえのない子どもの命を救うため、予防のためのこどもの死亡検証（ＣＤＲ）について、「ＣＤＲの制度のあり方に関する検討会」において個人情報の収集や取扱い等の法令整備や虐待など他の検証制度とのすみわけ等について議論を重ね、それを踏まえてよりよい制度設計と、検証結果の分析・評価などの仕組みを構築し、地方において有効な予防策が講じられるよう、財政支援を含め取組をさらに強化すること。
・　児童虐待相談対応件数が依然として高止まりしている。一時保護開始時の司法審査の対応、家庭養育の推進や市町村の相談支援体制の整備など、児童虐待への更なる対応力強化に向けて、児童福祉司、ＳＶ職員や一時保護に従事する職員、市町村相談員等の専門的人材の確保及び育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援を行うこと。また、児童福祉司等を養成する大学の学部・学科等の創設や運営への支援も含めた子ども家庭福祉分野の人材養成の充実を図ること。さらに、児童相談所と市町村や警察等の関係機関との連携強化に向けた取組への支援の充実を図ること。
・　一時保護時の司法審査について、児童相談所は一時保護状の請求にあたり、短期間で戸籍謄本を取得する必要がある。国は、都道府県による戸籍電子証明書等のオンライン公用請求について、令和８年度中の導入を進めているとのことだが、詳細が示されておらず、児童相談所で利用することができるか現時点では不明である。一時保護に係る手続きを円滑に進めるため、児童相談所が簡便かつ迅速に戸籍謄本を取得できる仕組みを構築し、支援策を講じること。
・　社会的養育の一層の推進に向け、その必要性や里親制度等について、広く国民に周知すること。また、養育里親を育児休業制度の対象に含めることや、里親支援センターにおける共働き家庭への支援の充実、ファミリーホームの措置費を実態に見合うよう見直すなど、体制整備に向けた支援を強化することにより、里親等の受け皿の拡充や運営基盤の安定化を図り、里親委託の促進及び委託後の制度的・財政的支援の充実を図ること。
・　児童相談所職員の法定研修に関しては、職員のキャリアアップに資する経験年数に応じた体系的な研修を検討すること。また、研修実施者や受講者の負担軽減を図り広域的な研修に資するよう、オンラインと対面を組み合わせた研修実施が可能となるよう動画研修教材を提供すること。
・　児童養護施設等に関わる専門人材の定着、後継育成等に資する恒常的な人材確保のため、児童福祉施設等職員の一層の処遇改善の推進、措置費における配置基準や専門人材に対する加算基準の見直し等、人材育成や定着支援に係る予算の更なる充実を図ること。
・　社会的養育の転換期にあたり、乳児院、児童養護施設等が入所機能を維持しつつ、その専門性を活かした多機能化・機能転換等に取り組むことができるよう、現行の定員を維持するための入所率や職員配置の基準となる最少定員の見直しなど、措置費制度を改善すること。
・　社会的養護経験者（ケアリーバー）が孤立することなく安心して自立した生活を送れるよう、施設入所中の自立支援や退所後のアフターケアなど、当事者の状況に応じた取組を行うための財政支援を拡充すること。また、被虐被害や不適切な養育環境のもとで育ちながらも、これまで公的支援につながらなかった若者等に対しても、十分な支援が受けられるよう、制度の拡充を検討すること。
・　児童養護施設入所者等の学びや体験の機会を確保するため、小学生の学習塾費用についても基準内であれば支援が可能となるようにするとともに、大学生等多様な人との交流事業なども幅広く対象とし、夢や進学を叶えられるよう支援を強

化すること。
・　外国人の子供の就学状況を把握し、就学を促進するために必要な法整備を行うとともに、帰国・外国人児童生徒、外国につながる児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制の整備拡充、教材等の開発、外国人児童生徒等の文化的な背景にも配慮しながら日本語指導に対応できる専門性の高い教員等の計画的な育成と配置のための予算措置及び定数の改善等を早急に講じること。とりわけ、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」について、各都道府県の交付申請額に対する交付決定額に差額が生じないよう、十分な予算を確実に確保すること。
・　非行少年等であって、更生保護や社会的養護等の各種制度の支援対象から外れる少年について、立ち直りを支援する制度を創設すること。
・　子どものデジタル機器の活用が進む中、子どもたちがウェブサイトやＳＮＳを通じた犯罪への加担や、オンラインカジノの利用、また生成ＡＩによる合成ポルノ製造などの事案に巻き込まれることや、被害に遭うことを未然に防ぎ、子どもたちを被害者にも加害者にもさせないため、最適な対策について省庁横断的に検討し、実効的な対策を講ずること。
・　医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援の充実のため、家族等のレスパイトに必要な短期入所事業所や医療的ケア児等を受け入れる障害児通所支援事業所の安定的な運営に十分な報酬水準を確保するとともに、多発する災害に備え、災害時における電源確保等、必要な支援措置を講じること。
・　医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援事業等、その家族等の負担軽減等に資する財政支援を拡充すること。
・　難聴児への支援について、国の障害児福祉計画の基本指針では、都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組を進めることとされていることから、全都道府県において中核的機能を有する体制の確保ができるまでの間、聴覚障害児支援中核機能整備に係る事業費の全額を国負担とすること。
・　物価高による影響が特に大きい生活困窮世帯への生活福祉資金貸付について、支援の更なる拡充を図ること。
・　共同親権に関する規定が令和８年４月に施行されたが、この運用に当たっては、地方自治体にとって大きな負担増とならないよう、実務レベルも含め基礎自治体と丁寧な調整や意見交換を行うこと。なお、今後も、地方自治体への負担が増える場合には、人員体制を担保する財政措置を講じるとともに、現場が混乱することがないよう、地方自治体と平時から情報共有に努めること。
・　あわせて、法定養育費制度が新たに創設されたことを踏まえ、法定養育費制度を含む養育費支払等に関する周知啓発を推進するとともに、ひとり親家庭が法定養育費を確実に受け取ることができるよう、申立文書の様式や地方裁判所の窓口等の請求手続に関する分かりやすい情報提供や相談支援体制の整備等、実効性のある養育費の確保策について検討すること。
・　ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもたちが夢や進学を諦めることがないよう、重点的に生活指導や学習支援に取り組むための十分な財政措置を講じること。また、食事の提供や相互交流等の活動を行う民間団体に対する補助基準額の拡充や補助率の引上げを行うとともに、こうした活動に子どもたちが容易にアクセスできるよう、交通費や送迎体制の整備など移動に要する費用への財政支援を拡充すること。
・　母子家庭・父子家庭の世帯の平均年間収入が子どものいる全世帯の水準を下回っているなど、ひとり親世帯が経済的にも困難を抱えている状況を踏まえ、児童

扶養手当の更なる増額及び所得制限限度額の引上げを行うこと。また、多子加算額の更なる増額及び支給額逓減措置の撤廃、年度途中の家計急変世帯への特例措置の創設を行うこと。

・　特別児童扶養手当について、手当額は物価上昇等に応じて改定されている一方で、所得制限限度額は長期間据え置かれている。近年は物価上昇が名目賃金の伸びを上回り、実質賃金が低下し生活負担感が増しているにもかかわらず、所得制限限度額が改定されないため、支給停止となる受給者が増加している状況を踏まえ、所得制限限度額の引上げを行うこと。

８　「少子化の観点から結婚や子どもの法的保護等を巡る現状と課題について考える研究会」報告書のポイント

～自らが望む形で家族を形成でき、安心して子どもを産み育てられる社会の実現に向けて～

（研究会での議論の概要）

我が国の出生数は明治 32（1899）年の統計開始以来、2022 年に初めて 80 万人を下回り、わずか２年後の 2024 年には国の推計※より 15 年も早く、70 万人を割り込んだ。こうした急速な出生数の減少は、歯止めのかからない少子化の深刻さを示している。結婚と出産の結びつきが強固な我が国における少子化の主な要因は、婚姻数の減少であると考えられる。婚姻数の減少により出産機会が減少し、出生数は低下の一途を辿っている。

少子化の進行は、現行の社会・経済システムの維持を困難にし、地域社会の持続可能性にも大きな影響を及ぼす。一方で、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくもので、多様な価値観は尊重されるべきものである。こうした考え方のもと、今一度、自らが望む形で家族を形成でき、安心して子どもを産み育てられる社会の実現に向け、国と地方自治体の双方がそれぞれの立場で取り組んでいく必要がある。

若者のライフスタイルや価値観は、時代の移り変わりとともに、変化している。こうした実態を十分に踏まえるとともに、「子ども・子育て支援は次世代への投資である」という認識の下、経済的な安定の確保、結婚、妊娠・出産及び子育ての各段階における負担の軽減、社会全体で子どもを育てる雰囲気の醸成を進め、すべての人々が、家族のあり方を始め、自らが望む人生を設計できるような社会制度が求められている。

※出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」

全国知事会の有志 30 都道府県の知事が集う、「少子化の観点から結婚や子どもの法的保護等を巡る現状と課題について考える研究会」は、2024 年８月以降、これまで６回にわたる研究会において議論を重ね、我が国における少子化の現状と課題を整理するとともに、今後の対応策を取りまとめてきたところである。研究会での議論を踏まえて整理された政策課題に対応する施策例のうち、国において取り組むべきものを以下に取りまとめる。

1. <u>若者の出会いの機会の創出や若者が結婚や出産に踏み切るために十分な経済力の確保</u>

・地域の実情に応じた若者の出会いの場の創出や結婚初期や子育て期の若者への経済的援助に取り組む地方自治体への財政的支援を充実させること

・若年層の雇用及び賃金の安定を図る施策を一層推進すること

・妊娠・出産に係る費用の負担を一層軽減すること

・現在の第三子からとなっている児童手当の加算や、保育料の無償化などの対象を第二子にも拡充することを検討すること

・税制面において、子育て世帯の負担を一層軽減させる方向で検討を進めること

・高等教育をはじめとした教育費負担の一層の軽減について検討を進めること

2. 結婚・出産及び子育てに関する身体的・心理的負担の軽減

・家事代行サービスの利用に際しての助成やベビーシッターの利用に際しての助成、こども誰でも通園制度の利用時間制限の緩和、障害児保育の充実などにより、子育て世帯の家事・育児負担の一層の軽減を図ること

・生産性の向上や勤務間インターバル制度の導入などにより、労働者の長時間労働の是正を図るとともに、労働者がそれぞれのライフスタイルに応じて時間や場所を問わない柔軟な働き方を実現できるよう、企業等に対する支援などを検討すること

・固定的な性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動を一層推進すること

・男性が育児休業を取得しやすい環境整備に加え、育児休業の取得に一層のインセンティブを付与するなど、男性の育児休業のさらなる取得の促進につながる取組の検討を行うこと

・子どもを望むより多くの人が子どもを持てるよう生殖補助医療の年齢制限の見直しや治療方法の拡充を検討すること

3. 結婚や出産への「積極的な動機」を持てる社会の実現に向けた気運醸成

・子育て世帯を社会全体で支える観点から、結婚・子育てに温かい社会づくり・気運の醸成に一層取り組むこと

・若者が自分の人生を主体的に設計し、妊娠・出産に必要なケアを理解・準備できるようにライフデザイン形成支援とともにプレコンセプションケアを全国で実施するため地方自治体への一層の財政的支援を講じること

4. 社会情勢の変化に対応した多様な家族のあり方の実現

・ひとり親家庭が安心して子育てができるように、養育費の支払が滞った場合における、地方裁判所等における執行期間の短縮を図るとともに、その間の養育費を行政等が養育費支払い義務者に代位し、立替払いを行う制度の導入を検討するなど、ひとり親家庭の子育て環境が経済的に脅かされることのないよう、環境を整備すること

・多様な家族のあり方を支える法制度として、事実婚カップルであることを公的に示すことができる仕組みづくりや一定の法的保護を与える制度の創設を国民世論の動向も踏まえつつ、検討すること

（参考）研究会各回における主な議論

◆ 結婚・子どもを巡る現状（第１回）

○ 少子化の要因は①女性人口の減少に起因する「人口要因」、②非婚化の進行に起因する「有配偶率要因」、③夫婦の出生力の低下に起因する「有配偶出生率要因」に大別することができるが、①人口要因は人口減少そのものであることから、少子化への対策としては、②「有配偶率要因」と③「有配偶出生率要因」に対する施策が現実的かつ効果的ではないか。

図表　出生数変化の要因分解



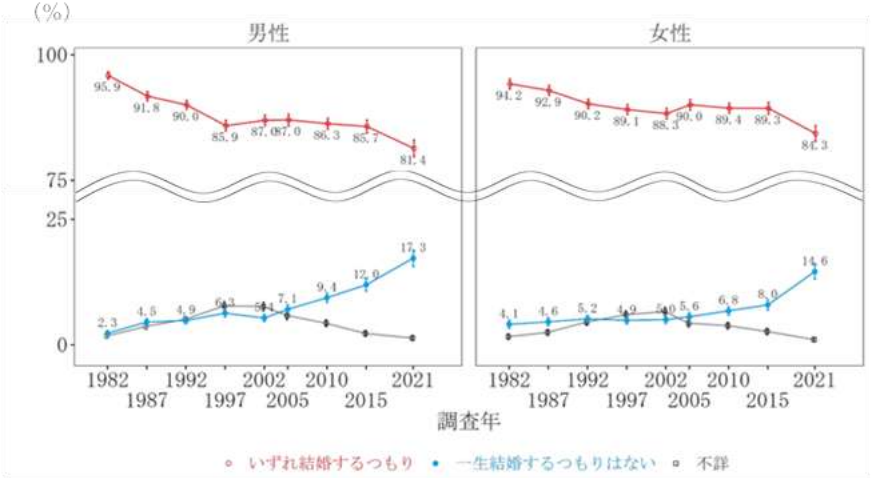
出典：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」

○ 夫婦の平均出生子ども数に相当する完結出生子ども数は、1970 年代の 2.2 人から 1.9 人に減少しているが、結婚した男女は 2021 年時点で一生涯に概ね２人の子どもを生んでいる。このことは、結婚をすると子どもを持つ傾向が依然として強いことを示している。婚姻数の減少（約 77 万組（1980 年）⇒約 48 万組（2024 年））と並行して出生数が減少（約 157 万人（1980 年）⇒約 68 万人（2024 年））していることから、少子化の主な要因は、婚姻数の減少であると考えられる。

◆ 安心して子どもを生み育てられる社会の実現（第２・３回）

○ 若者の未婚化の背景には、未婚者の結婚意思の減退、若年層における結婚への動機の希薄化と男女の出会いの機会の不足、さらには、結婚や家族への価値観の変化がある。

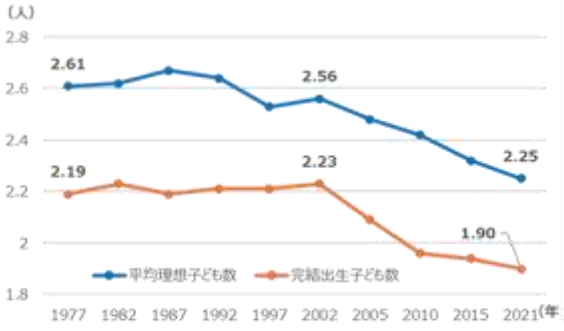
図表　未婚者（18～34 歳）の生涯の結婚意思



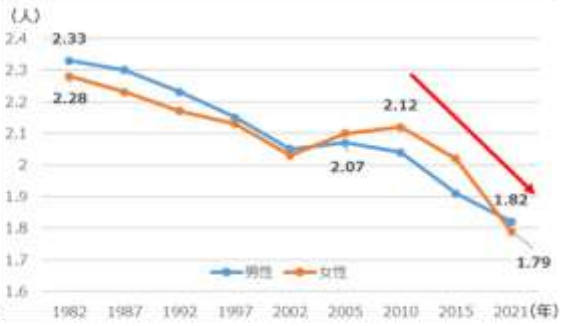
出典：第 16 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）
調査結果報告書（2023 年 8 月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）

○　夫婦の平均理想子ども数と完結出生子ども数に乖離が見られるとともに、未婚者の希望子ども数も近年減少傾向にあり、特に女性における希望子ども数の減少が著しい。子どもを持たない理由を見ると、経済的、身体的、心理的、社会的理由の４つの要因に分類でき、幅広いアプローチが求められる。

図表　夫婦の平均理想子ども数と完結出生子ども数の推移



図表　結婚意思のある未婚者の平均希望子ども数の推移



出典：第 16 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）調査結果報告書（2023 年 8 月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）から作成

図表　夫婦の理想の数の子どもを持たない理由



出典：第 16 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）調査結果報告書（2023 年 8 月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）

図表　婚姻状況別子どもを持つことを希望しない理由



出典：愛知県「少子化の観点から結婚や子どもの法的保障を巡る意識や課題に関する調査に係るパネル調査」（2024 年度）

◆　諸外国における家族政策（第４回）

○　OECD 加盟国の中で過去に出生率の上昇に成功し、現在も比較的高い水準の出生率を維持しているフランス・スウェーデンでは、両国とも家族関係支出額が OECD 平均を大幅に上回っているとともに、多様な家族のあり方を認める柔軟な家族制度が存在しており、安心して子どもを産み育てることのできる社会環境を実現している。

○　我が国への示唆としては①金銭的インセンティブを活用した行動変容を促す取組、②妊娠・出産に対する支援の充実、③子育て支援の充実と子どもを生み育てやすい気運の醸成、④価値観の変化に対応した多様な家族のあり方についての議論が必要ではないか。

※第５回及び第６回では上記を踏まえ、報告書のとりまとめについて議論及び検討を行った。

９　ジェンダー平等の実現に向けた提言
～誰もが暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現を目指して～

【ポイント】
- ○　ジェンダー平等の実現に向けた基盤の整備を図るとともに、雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスを推進すること。また、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大すること。
- ○　生涯を通じた男女の健康支援を強化するとともに、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた対策を推進すること。また、生活上の困難に対する支援を拡充し、多様な人材が活躍できる環境整備を促進すること。
- ○　地方で女性も活躍できる環境を整備するために、地方が力強く取り組むための十分な財源を確保すること。

男女共同参画は、我が国の重要かつ確固たる方針であるとともに、国際社会で共有されている規範である。政府においては、男女共同参画社会基本法の施行以来、基本計画の策定や女性活躍推進法の施行など、男女共同参画に関する推進体制の整備が図られ、様々な取組が進められてきた。一方で、世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数（2025）において、我が国は148か国中118位と低迷しており、特に政治分野・経済分野において国際社会に後れを取っている。

少子化・人口減少が進む中で、我が国が活力を維持し、持続的に発展していくためには、年齢や性別、障がいの有無や国籍、性的指向及びジェンダーアイデンティティなどの違いにかかわらず、全ての人が個性や能力を最大限発揮することが重要であり、その達成のためには、ジェンダー平等の実現が不可欠である。

全国知事会としては、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（well-being）のため、なお一層、ジェンダー平等の実現に向け全力で取り組んでいく決意である。ついては、地方において実効性ある取組が展開できるよう、政府に対し以下のとおり提言を行うものである。

提言１　ジェンダー平等の実現に向けた基盤の整備

（１）固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組の促進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が国全体にあるとの前提のもと、その気づきを促し、対処法を広く周知・啓発するため、メディアミクスによる政府広報の展開等取組を強化すること。

（２）男女共同参画社会の実現に向けた教育・学習の推進

乳幼児期から心身の発達の過程において性別にかかわらず誰もが互いに尊重し合い、共に支え合い、社会に参画する意欲や態度を育む教育・学習を推進すること。

また、ジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）解消への理解を深める教育を含め、年代に応じたライフデザインに関する教育を充実させること。

（３）選択的夫婦別氏制度に係る議論の加速・活性化

選択的夫婦別氏制度は、夫婦や家族の一体感や子どもへの影響が懸念されるとの考えがある一方、結婚に際して、いずれかが氏を改めなければならない現行法制度は、改氏をする側にとって、職業や日常生活での不便・不利益、アイデンティティの喪失など、活躍を阻害する大きな要因の一つとなっているとの実例や指摘が多くある。

誰もが暮らしやすく、働きやすい社会の実現のため、経済団体等からの意見や各種調査結果に表れる世論の動向なども踏まえ、選択的夫婦別氏制度に係る具体的な議論を加速・活性化させること。

（４）男女共同参画センター等への支援

男女共同参画機構を中核として、地域の男女共同参画センターが関係者相互間の連携と協働を促進する拠点として十分に機能を発揮できるよう、人材育成や業務のデジタル化への支援などを早期に実施すること。

また、地域の課題や実情を踏まえた調査研究を行い、その統計データについて地域毎に整理・分析し提供するなど、地域の課題解決に向けた支援を行うこと。

提言２　雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの推進

（１）女性の正社員化・賃金向上に向けた取組の促進

女性の年齢階級別正規雇用比率が20代後半をピークに低下し、30代、40代以降は、非正規雇用が中心となる状況（「Ｌ字カーブ」）は、女性の経済的自立を阻む企業の労働慣行や家事・育児負担などの様々な問題の存在を示している。短時間正社員など非正規雇用の「正規化」に向けて、官民ともに女性の正社員化・賃金向上を進め、男女間の格差解消と地方の企業の大半を占める中小企業・小規模事業者等における女性活躍の促進を加速する実効性ある取組を進めること。

また、若年女性の地方定着を促進するためにも、最低賃金の地域間格差を是正するとともに、ワーク・ライフ・バランスや生産性向上に加え、女性のキャリアアップやリスキリングに取り組む中小企業等へインセンティブを付与する等、支援を充実すること。さらに、賃金水準が高く、テレワーク等の多様な働き方が可

能な業種や企業の地方への誘致等、女性の働く場の確保・充実へ向けた取組に対する支援を行うこと。

（２）デジタル分野や理工系分野で活躍できる女性の人材の育成

デジタルを活用して地域の課題を解決したり魅力を向上したりするためのスキルを身につけた人材を育成するとともに、発達段階に応じた情報モラルや情報リテラシー教育、デザイン思考やＳＴＥＡＭ教育の機会を提供することで文理を問わず多くの大学・短大・高専等でより専門的な教育に取り組むことを後押しすること。

理工系分野のジェンダー・ギャップが大きいことから、進路選択の際の「理工系は女子に向かない」といった無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消する取組及びキャリアパスやロールモデルに関する情報発信等の取組を強化すること。

また、「新・女性デジタル人材育成プラン」に基づき、「デジタルスキル習得支援」及び「デジタル分野への就労支援」について、地域女性活躍推進交付金を拡充し地方での取組を支援すること。

（３）仕事と子育て・介護等との両立に向けた柔軟な働き方の導入の推進

誰もが、子育てや介護、不妊・病気治療等を理由に離職することなく仕事と生活を両立できる職場環境づくりにより、女性の就業継続や正社員化、管理職登用が進むよう、人材面・資金面で課題を抱える中小企業に対して長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の導入が可能となる伴走型支援を強化すること。

また、女性への家事・育児・介護等の負担の偏りの解消に向けて、男性の家事・育児等への参画について理解促進を図るとともに、企業等における男性従業員に一定期間の育児休業を取得させる独自の取組や家事等の負担軽減のための支援サービスの導入に対する支援を行うこと。

（４）ハラスメント対策の強化

性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりの基盤として、ハラスメント対策の促進は不可欠である。職場等におけるあらゆるハラスメントを防止するための周知啓発を徹底するとともに、ハラスメントを根絶する職場環境の整備に向けた支援を充実させること。

また、政治分野をはじめ女性の参画が十分に進んでいない分野についても、女性の参画拡大や活躍しやすい環境の整備に向けて、ハラスメント対策を一層強化すること。

提言３　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

（１）政治分野における女性の参画拡大

日本では政治分野における女性の参画が著しく低い。諸外国においてはクオータ制の導入等により、女性の政治参画が進んでいる状況に鑑み、政治分野における男女共同参画推進法に基づく実効性ある取組を進めること。

また、立候補しやすい環境整備に向けて、企業等における立候補に伴う休暇の設定や不利益取扱いの禁止、公務員の立候補制限の見直し等について検討を進めること。

（２）経済分野における意思決定層への女性登用の促進

企業の意思決定層への女性の登用を促進するためには、企業の規模にかかわらず、経営者の意識改革が最も重要であることから、組織内の男女間の格差の要因となる労働慣行等を分析し積極的な改善策を講じるとともに、生産性の向上や業績の上昇が認められた好事例を収集・活用し、経営者の気づきと行動変容を促す取組を進めること。諸外国では、役員比率等にクオータ制を導入している事例があることから、女性役員比率に係る数値目標を掲げる対象企業を拡大するなど、取組を強化すること。

（３）農林水産分野における意思決定層への女性登用の促進

農林水産業者の減少・高齢化が進む中、農林水産業の発展、農山漁村への人材の呼び込みのためには、男女ともに働きやすく暮らしやすい農山漁村にすることが重要であるが、地域の方針決定の場面で女性の参画が少なく、多様な視点が反映されにくい状況である。このため、農林水産分野における地域のリーダー層や意思決定層に対する女性登用への理解や意識改革を促進する取組、経営への女性参画の推進及び労働環境整備への支援を行うとともに、地域をリードする女性人材を育成するための研修等を充実させること。

（４）教育分野における男女共同参画の推進

すべての教職員が仕事と生活を両立できるよう、勤務時間管理の徹底や担うべき業務の明確化等、働き方改革を推進すること。さらに、女性教員の管理職登用を促進するため、様々な経験や役割を担う機会の確保などキャリアアップに向けた積極的な取組に対する支援を行うこと。

（５）防災分野における女性の参画拡大

全国的に災害が激甚化・頻発化している中、大規模災害の発生に際しては、女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いなどに配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が必要であるが、現状では不十分である。

そのため、防災を担う組織のリーダー層に対する理解促進や、女性防災士など地域防災を支える人材の育成のほか、防災に関する施策・意思決定の場や消防団・自主防災組織、避難所運営等における女性の参画拡大に向けた取組に対する支援を強化すること。

提言４　生涯を通じた男女の健康支援

（１）リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）に関する意識の浸透

妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自ら主体的に適切な判断ができるよう、プレコンセプションケア（性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うこと）にかかる教育を進めること。

また、予期せぬ妊娠について女性の自己決定権を尊重するとともに、その負担を軽減するため、相談支援や健診等を通し、ジェンダー平等や性的同意についても、誰もが年代に応じて学ぶ機会を増やすこと。

（２）職場等における健康課題の解決に向けた取組の促進

女性と男性では、健康課題の内容も課題を抱えやすい時期も異なることから、

男女双方の健康課題に対する理解促進を強化するとともに、仕事と健康の両立に向けた中小企業等の取組を支援すること。

とりわけ、女性の月経、妊娠・出産、更年期等のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職を防ぎ仕事との両立を図るため、職場等の理解促進や相談体制の整備、フェムテック活用等への支援を強化すること。

提言５　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた対策の推進

（１）ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた啓発、教育、学習の充実

ジェンダーに基づくあらゆる暴力は重大な人権侵害であり根絶すべきものである。加害者や被害者、傍観者を生まないために正しい認識が浸透するよう教育の機会を確保するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」等の啓発活動に対する財政支援を講ずる等、若年層をはじめ幅広い世代を対象とする予防啓発を拡充すること。

（２）ＤＶ被害者等に対する支援体制の充実及び加害者対応の推進

ＤＶ被害について、相談から自立支援に至るまで、被害者に寄り添ったきめ細かい支援を実施するためには地域における民間団体との連携が重要であるが、地方においては行政と連携が可能な民間団体やマンパワーが不足しているため、都市部のＮＰＯが持つ団体や人材育成のノウハウを地方が共有し活用できる仕組みづくりを行うなど全国的なサービスの平準化を検討すること。

また、被害者への支援に力を入れることはもとより、加害者が自ら加害責任を自覚し、認知・行動変容を起こすことを目的とした加害者プログラムを一層推進するとともに、プログラム受講につなげていく仕組みづくりを行うこと。

さらに、ＤＶ・ストーカー被害について、関連法の改正等により、国、都道府県、警察、市町村、民間団体等の役割や具体的な連携方法を整理・明確化し、被害の予防や被害者の安全確保から被害者が安心して自分らしく暮らすための自立に向けた支援までを切れ目なく行える体制を構築すること。

（３）性犯罪・性暴力被害者のための相談体制の充実

性犯罪･性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける24時間365日オンコール体制を整えるため、相談員の確保と支援体制の充実及びメール、ＳＮＳ等を活用した相談体制の充実に向けた支援を拡充すること。

また、ＡＶ出演被害防止・救済法の相談体制については、国において相談専用ダイヤルを設置するとともに、ワンストップ支援センターの人員体制や関係機関との連携体制等の強化を図るために必要な財政的支援、相談者対応のための情報提供及び助言などの支援を十分に行うこと。

提言６　生活上の困難に対する支援

（１）不安や困難な問題を抱える女性への支援の充実

不安や困難な問題を抱える女性への支援は、本人の意思を尊重しながら、抱えている問題やその背景及び心身の状況等に応じて、国、県、市町村及び民間団体が相互に連携し、切れ目なく重層的に実施していく必要がある。そのため、地域の実情を踏まえつつ、支援の要となる女性相談支援員の配置のあり方等の検討を進めるとともに、女性相談支援員の配置促進等の体制強化や協働する民間団体への支援の充実、女性のニーズにきめ細かく対応できる補助要件の設定など、自治

体にとって柔軟で使いやすい財政支援を講ずること。
　また、男女共同参画センター等関係機関のＳＮＳ等による相談機能の充実に伴う人的配置や環境整備等への支援を拡充すること。

（２）ひとり親家庭の生活基盤の確保

　一人で子育てと生計を担うひとり親世帯については、特に母子世帯において非正規雇用で働く割合が高いことなどから経済的基盤が弱く、物価高騰等の社会経済の影響を強く受けやすいため、ひとり親世帯に対する養育費確保制度や児童扶養手当等各種給付金による支援の更なる強化を図ること。
　特に、法定養育費制度について、周知啓発や相談支援体制の充実など、活用促進に向けた取組を図っていくこと。

提言７　多様な人材が活躍できる環境整備

（１）多様性への理解促進と誰もが安心して暮らし活躍できる社会づくりの推進

　性的指向及びジェンダーアイデンティティ（ＳＯＧＩ）の多様性に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域等において必要な知識の普及啓発を推進するとともに、ＳＯＧＩを理由とした生活上の困難や課題について、実態把握のための調査を実施し、相談体制の整備等その解消に向けた取組を実施すること。
　また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に定める運用指針について早期に策定すること。加えて、自治体が独自施策を展開するために必要な経費について、十分な財政措置を講ずること。

提言８　女性活躍の推進に地方が力強く取り組むための十分な財源の確保

（１）地域女性活躍推進交付金の充実

　人口減少による担い手不足やニーズの多様化に対応し、地方が活力を維持していくためには、様々な視点から課題解決に継続的に取り組むことが必要であることから、事業成果の定着を図るための十分な財源確保と複数年の継続事業やハード整備も交付対象とする等、柔軟で使いやすい運用とすること。
　加えて、「生理の貧困」への対応を含む不安や困難を抱える女性への支援が途切れることの無いよう、財政支援の拡充・継続を図ること。

（２）女性活躍応援基金（仮称）の創設

　地域の実情に合わせた独自施策の展開を継続的に可能とする「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。

１０　持続可能な地域経済のためのイノベーションと産業力強化の提言

我が国の経済において、ＧＤＰの半分程度を地方部が占めている。しかし、地方では人口減少が急速に進行し、それに伴う消費の縮小が地域経済全体の活力低下につながることが強く懸念されている。

こうした構造的課題に直面する中で、我が国が目指すべき姿は、長年続いたデフレ・コストカット型経済から脱却し、投資拡大と生産性向上を伴う成長型経済へと転換することである。これにより、雇用と所得を着実に増やし、潜在成長率を引き上げる「強い経済」を実現することである。

とりわけ人口減少による労働力不足が深刻化する地域においては、限られた人材で持続的に成長していくために、一人ひとりが生み出す付加価値を高めることが不可欠である。そのためには、それぞれの地域の産業構造等に応じた高付加価値型産業の創出や、その担い手となり地域に新たな価値をもたらす人材の育成・確保が重要である。自立的に稼ぐ力を備えた「稼げる地域経済」を構築することが、持続可能な成長の鍵となる。その原動力となるのがイノベーションであり、ＡＩの進化は、イノベーションを大きく前進させることが期待できる。

ＡＩ社会の到来を契機に、企業変革を起こし、首都圏を中心に余剰が見込まれる人材について、成長分野や、地方の現場など深刻な人手不足が進む分野に戦略的に転換していくべきである。

地方には、世界に誇れる製造業や農林水産業などの現場が多くあり、こうした現場でＡＩ技術の実装・活用を進め、地方の経済成長率を高めていくことが重要である。

国は「地方創生に関する総合戦略」で、「強い経済」の実現を打ち出しており、こうした国の動きを好機と捉え、地方においても、国の施策を大きな推進力に、地域が持つ伸びしろを最大限に引き出す取組を展開していく。全国各地で生まれる無数の挑戦がイノベーションを創出し、産業力を高めることで、持続可能な日本経済の未来が切り拓かれていく。

以上の認識のもと、あらゆる人々の挑戦を引き出し、その挑戦に寄り添う施策をオールジャパンで展開するため、地方は自ら率先して取り組むとともに、全国的に制度の検討や見直しが必要な事項について、国に対し以下のとおり提言するものである。

１　地域における高付加価値型産業の創出・強化

（１）スタートアップ等の起業の推進

いつの時代にあっても経済の活力源は起業にある。起業の数の増加と規模の拡大が加速し、スタートアップ等が牽引役となって、社会課題の解決や良質な雇用の創出、新しい産業クラスターが形成されていくことが持続的な成長にとって極めて重要であることから、挑戦心を持って果敢に起業を志す人が、その能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備することが必要である。

○　大学等の技術シーズの事業化の促進
・ギャップファンドの拡充推進
・経営人材等の専門人材の確保支援
・高等教育機関や研究機関における研究活動や機能強化に対する支援の充実
○　地方圏においてもメンターやアクセラレーターの支援が十分に受けられる環境の整備
・全国や世界に遍在しているロールモデルとメンターを全国規模でプール化し、そうした人材と地方公共団体とをつなぐ仕組みの構築
・起業エコシステムの先進組織リソース（人材や仕組みなど）を活用する地方公共団体に対する継続的な支援の実施
○　起業に踏み出す意欲を高める環境の整備
・経営者保証を不要とする信用保証制度の活用促進や経営者保証に依存しない融資慣行の加速化
・公的資金による出資強化のほか、事業会社や個人、海外企業・投資家、金融機関など多様な主体の参入を促す環境整備やベンチャーキャピタルの育成によるリスクマネーの供給拡大
・小中高生も含めた若者への起業家教育や国を挙げての起業の推進により、起業を身近なものと捉え、失敗を受け入れる風土の醸成
○　起業に寄り添った制度の構築
・社会実装に向けた大胆な規制緩和と各種制度・規制の一元的な情報提供
○　大企業人材等の出向や副業・兼業、労働移動の円滑化の促進
○　スタートアップ等からの公共調達の促進
・製品・サービスの品質・コストの適正な評価や必要な認証の取得が円滑に行われる環境の整備
・スタートアップ等からの提案内容が評価できる人材を地方が活用できる仕組みの構築
・公共調達により、優れた製品・サービスの導入に伴う付加価値に相応した地方公共団体の財政負担の増加に対する国の支援の実施
○　地方公共団体が実施するベンチャー・スタートアップ支援施策に対する財政支援の充実
○　海外からの投資の呼込強化
・投資審査プロセスの迅速化や透明性の高い審査体制など、海外資金を呼び込みやすい投資環境整備
・日本のスタートアップや支援制度に関する情報発信の強化
・海外投資家や海外スタートアップが参加する国際的なスタートアップイベントの継続的な実施と地方での開催
・地方公共団体が行う海外投資家等の誘致に係る取組への支援

（２）ＤＸ・ＡＸの推進

（商工労働関係）

我が国の従業者数の７割を占める中小企業の生産性向上は「強い経済」実現の鍵であり、その手段としてデジタルの活用は極めて重要であるが、中小企業は大企業に比べて相対的に経営資源に恵まれておらず、ＤＸの取組は総じて遅れている。このような中、ＡＩ技術が急速に発展し、ビジネスや働き方も含めた産業構造等を根本から変革できる大きなチャンスが到来しており、中小企業においても、ＡＩを前提とした企業変革（ＡＩトランスフォーメーション：ＡＸ）の実現に向

けた取組を進めていくことが不可欠である。
　このため、ＡＩをはじめとしたデジタル技術の活用による新しい働き方・稼ぎ方の実現に挑戦する中小企業を強く後押しすることが必要である。
　また、地方公共団体が実施するデジタル実証事業を幅広く支援するとともに、ハード・ソフト・ルールに渡るデジタル基盤の整備を促進する必要がある。

○　ＤＸ・ＡＸに挑戦する中小企業の裾野の拡大
・業務におけるデジタル活用に向けた資金的支援の継続及び拡充
・支援機関等によるデジタル化の課題の抽出から解決までの伴走型支援の充実
・商工指導団体における経営指導員等のデジタルリテラシーの向上に向けた支援の充実
・経営層のＡＩリテラシー向上やＡＸの先進事例の積極的な発信等を通じた企業風土の醸成と国民理解の促進
・企業のＡＩ導入に対する安定的な財政支援や税制優遇等の支援
・ＡＩ活用の現場ニーズの掘り起こしや、相談対応から伴走支援までの一貫した支援の充実
・ＡＩ実装・活用が円滑に進むよう、ＡＩによる業務改革や経営改革に関して、産業界が共通して活用可能な標準モデルや指針の作成・提示
○　デジタル人材育成等への支援
・実社会・ビジネスとの接続を意識した出口志向のデジタル教育や女性デジタル人材の育成等に取り組む地方公共団体に対する支援の充実
・地方公共団体によるＩＴ企業のサテライトオフィス誘致や副業・兼業人材の呼び込みに対する支援の充実
・ＡＸ社会において必要とされる人材像の明確化
・現業型人材やＡＩを使いこなす人材など、教育分野等と連携し、地方で必要とされる人材を継続的に確保・育成できる仕組みづくり
○　デジタル基盤の整備
・過疎地域も含めた光ファイバ、５Ｇ等のデジタルインフラの整備
・多様な主体によるデータ利活用環境の整備
・デジタル化を妨げるアナログ規制の一掃に向けた取組の推進

（農林水産関係）
　農林水産業従事者の高齢化の進行、担い手の減少等により、農林水産業の生産構造が脆弱化する中、生産現場において、一層の省力化や生産性・収益力の向上を実現するためには、生育状況や気象、販売実績などのビッグデータをＡＩによって解析し、ロボット技術やＩＣＴにより生産性を向上させるなど、より高度なスマート農林水産業の技術開発及び現場実装の加速化が必要である。
　また、高齢化や過疎化が進行している農山漁村において、集落機能が低下しつつある一方、リモートワークなど場所を問わない働き方の進展などにより、社会経済や人々の暮らし方・働き方に様々な変化が生じ、農山漁村への関心が高まっていることから、農山漁村の情報通信基盤など生活インフラの整備等に対する支援の強化が必要である。

○　スマート農林水産業の技術開発と現場実装の加速化
・ロボット・ＡＩ等の先端技術を活用した生産性向上に向けた取組の一層の推

進
・スマート農業実証プロジェクト等を通じて効果が明らかになった技術・機械等の導入支援の強化
・現場でスマート農業の普及を担う人材や農業支援サービス事業体の育成の促進
・ドローンに適した登録農薬の拡大や中山間地域を含めたスマート農業に適した生産基盤整備、通信基地局設置など、スマート農業の実装・普及を加速するための環境整備の推進
・気象、栽培環境、生育、出荷等のデータを活用した農業者の経営改善等に寄与するシステム構築などの環境整備に対する支援の強化
・有機農業や幅広い品目、中山間地域など条件不利地域にも対応できる技術開発・実証の推進と現場実装の拡大への支援
・航空レーザ等のリモートセンシング技術の活用推進や伐採・造林に係る自動運転・遠隔操作等の先端技術の開発、ドローンを活用した測量や資材運搬、農薬散布等の推進及び通信環境の整備、それらの技術の普及を担う人材の育成を促進するなど、スマート林業の実装・普及を加速するための環境整備の推進
・養殖生産の効率と収益力を高める技術等の開発や導入への支援、ＩＣＴ等を活用した漁場の見える化技術や漁獲情報データを活用する環境整備、新たな技術の普及を担う人材育成の促進など、水産資源の持続的な利用と水産業の成長産業化を実現するスマート水産業の推進

○　農山漁村の活性化に向けた支援の強化
・農用地保全や、生活支援、地域資源の活用、デジタル技術の導入・定着等に取り組む農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）の活動のほか、多様な人材の移住促進に対する支援の強化
・農山漁村の情報通信基盤など生活インフラの整備等に対する支援の強化

（３）ＧＸの推進

（商工労働関係）

過去においてオイルショックへの対応から省エネ技術を発展させることで我が国経済の国際競争力を高めたように、昨今の中東情勢等によるエネルギー供給の不確実性が高まる中にあっても、脱炭素社会の実現に向けた挑戦を成長の機会と捉え、産業競争力を高め、経済社会システム全体の変革（ＧＸ：グリーン・トランスフォーメーション）を強力に推進していくことが重要である。脱炭素化は、サプライチェーン全体での達成に向けた国際的な機運が高まる中にあって、中小企業も例外なく取り組まなければならない経営課題であり、中小企業の取組を加速化させる必要がある。

○　再生可能エネルギー由来電力の導入拡大
・十分な送電容量の確保に向けた電力系統の増強
・自然変動電源（太陽光・風力）の出力変動への対応及び「電力の供給量に合わせて需要量を調整する」ＤＲ対応に向けた定置用蓄電池や水電解水素製造による調整力の活用促進、地域間電力融通のための連系線の増強
・地域ごとのポテンシャルを活かした次世代技術の調査研究・実証事業等の推進
・地元企業の参入機会創出による産業集積の形成支援

・電気自動車などの普及拡大、充電インフラの整備加速に向けた支援の拡充
○　水素・アンモニアの強靭なサプライチェーン構築と需要の創出
・水素製造や燃料電池等の技術開発・実証事業の推進と社会実装の拡大への支援
・地域の水素需要量に応じた十分な価格差支援の実施
・大量かつ安定・安価な水素・アンモニアの輸入・供給を可能とする拠点の整備
・合成メタンや合成燃料等のカーボンリサイクル燃料の導入拡大に向けた技術開発支援
・燃料電池トラック（商用車）などの普及拡大、水素ステーションなどの水素製造・供給インフラの整備加速に向けた支援の拡充
○　中小企業における脱炭素経営の促進
・自社のＧＨＧ（温室効果ガス）排出量の把握や目標・計画の策定支援
・エネルギー消費効率の高い設備や再生可能エネルギー設備への転換・導入支援の強化
・取引先との協業を通じたサプライチェーン全体での取組の加速化
・高度なエネルギー管理技術やノウハウを有する人材の専門性に見合った対価を前提とした派遣支援制度の充実と人材の偏在是正
○　社会の脱炭素化により事業転換や再構築等が必要な企業に対する支援の充実
・地域経済・雇用を支える重化学工業における大規模な事業転換等に対する支援
・自動車部品サプライヤーやＳＳ（サービスステーション）などの中小企業の事業転換等に対する支援

（農林水産関係）
2050 年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に農林水産業分野として対応していくため、「みどりの食料システム戦略」に掲げる、将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承や持続的な産業基盤の構築に向け、収益性を兼ね備えた環境への負荷を低減する生産方法等の技術を早期に確立するほか、生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図る取組を強化することが重要である。

○　革新的な技術の開発や社会実装に向けた取組の推進
・スマート農林水産業の実装加速化、農林業機械や漁船の電化・水素化による化石燃料起源の二酸化炭素の排出削減
・環境負荷低減と高い生産性を両立する新品種や農林業機械・養殖システムの開発・実証、社会実装に向けた環境整備の一層の推進
・水田や牛の消化管内発酵・家畜排せつ物管理からのメタンの排出削減の取組の一層の推進
・持続可能な資材や再生可能エネルギー及び未利用資源の活用の取組の一層の推進
○　持続可能な農業・食品産業への転換に向けた取組の推進
・化学肥料等の使用量低減や有機農業の取組拡大など、環境への負荷を低減する取組の一層の推進
・環境負荷低減の取組の「見える化」を通じた食料システムの関係者・消費者

の理解醸成や、有機加工食品における国産原料の取扱いの拡大、国産有機農産物等の需要喚起・消費拡大の取組の一層の推進
・集荷場の整備・集約等による共同輸配送や、鉄道等へのモーダルシフトの促進など、流通の合理化による温室効果ガスの排出量の削減を図る取組の一層の推進

○　森林資源の持続的活用の推進
・主伐後の再造林や間伐、路網整備、先進的な林業機械の導入、木材加工流通施設、燃料用チップの加工施設及び木質バイオマス利用施設の整備等に対する支援に必要な予算の安定的な確保
・地域の関係者の連携の下、熱利用等により森林資源を地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」の構築の推進

○　農地・森林・海洋における炭素の吸収や長期・大量貯蔵に向けた取組の推進
・堆肥や緑肥等の有機物の施用など農地の炭素貯留効果に関する評価手法の確立
・人工林及び天然林資源の循環利用の推進や木材利用の拡大
・二酸化炭素の吸収源として重要な役割を有する藻場等について、高水温等の環境変化に適応した形成・拡大技術の開発や、炭素貯留効果に関する評価手法の確立

○　Ｊ－クレジットを活用したカーボン・オフセットの取組の推進
・農業生産活動を通じた、新たな農業由来Ｊ－クレジットの創出の拡大
・森林の所有者や管理主体への制度活用の働きかけや、森林経営活動等を通じた森林由来Ｊ－クレジットの創出拡大
・Ｊ－クレジットを活用したカーボン・オフセットの取組の推進による企業や地方公共団体等における需要の拡大
・藻場・干潟における炭素貯留（ブルーカーボン）の取組拡大に向けたＪ－クレジット制度の拡充

（４）国内の生産能力等の強化

昨今の中東情勢など地政学的な環境変化、自然災害等により、企業のサプライチェーンが不安定化する中にあって、その再構築が喫緊の課題となっており、また、ＤＸ・ＡＸやＧＸを技術的に支える半導体や蓄電池等の重要物資に係る国内供給力の強化は、雇用を生み出すだけでなく、ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）への貢献、国際競争力の確保や経済安全保障の向上にとって不可欠な要素となっていることから、国として大規模な政策的支援が必要である。

さらに、対ＧＤＰ比で見た我が国の対内直接投資残高は諸外国に比して極端に低く、逆に言えば伸びしろが大きいことから、スタートアップやＤＸ・ＡＸ、ＧＸ等への官民連携の大胆な投資を呼び水としながら、海外企業のインセンティブを高める施策や定着を図る施策等を展開することで、雇用創出や国際競争力の加速化を図ることが必要である。

これらの課題を解決するためにも、「地域未来戦略」に基づく施策を着実かつ効果的に進めていくことが重要である。

○　サプライチェーンの強靭化
・生産拠点等の国内回帰を行う企業の設備投資に対する支援の拡充
・レジリエンス向上に向けたサプライチェーンの分散化の取組に対する支援の強化

・サプライチェーン全体でのセキュリティ対策や脱炭素化、人権保護に対する取組の促進

○　半導体や蓄電池等の重要物資の国内供給力強化

・国民の生存に必要不可欠な又は広く国民生活・経済活動が依拠している特定重要物資である半導体や蓄電池等（製造装置や部素材等を含む）の国内製造基盤拡充のための投資への支援の強化、国民の理解促進
・サプライヤー支援や産学官連携による人材確保・育成への支援の充実
・土地利用調整の円滑化、工業用水や下水道、道路等のインフラ整備への支援
・再生可能エネルギー等による電力の安定・安価な供給の確保
・半導体デバイスの製造に必要な水（用水・排水）や電力等のインフラリソースの使用量抑制に資する研究開発や設備投資への支援の強化
・次世代半導体の量産等に向けた財政措置等の継続的な支援、次世代技術に対する開発支援の加速化
・半導体の製造・研究・人材育成等が一体となった複合拠点の実現、さらには地域への関連産業の集積に向けた取組の推進

○　都市部のみならず地方への対日直接投資の拡大

・海外から我が国への投資の拡大に向けた自治体・地域による戦略策定やプロモーション活動、海外企業とのマッチング等に対する政府や日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）による与信情報の提供やコーディネーター派遣などの支援の充実
・地方へ投資を呼び込み、確実に地域に定着させるため、地域人材育成プログラムの充実や海外ビジネス専門家による伴走支援など、投資完了に至る段階まで支援範囲の拡大
・国内外の資金を成長分野へとつなぐ国際金融センターとしての札幌、東京、大阪及び福岡の魅力向上につながる支援の充実
・海外からの高度人材等の誘致に向けた在留資格制度の丁寧な情報提供や継続的な見直し、ビジネス・生活環境の整備
・脱炭素電源が豊富な地方に対する投資を支援する制度の充実

（５）地場産品の輸出促進

（商工労働関係）

海外展開やインバウンドにより旺盛な海外需要を取り込むことは、付加価値の高い製品・サービスを有する中小企業の更なる成長につながるとともに、エネルギーや食料等の輸入価格上昇が続く中において、「稼ぐ力」を高め、所得を国内に還流させるものであることから、大企業に比べて経営資源が乏しい中小企業に対して、積極的な海外展開を可能とする支援を行う必要がある。

○　海外の市場や法規制等に関する情報提供の拡充

○　販路開拓支援

・現地のニーズや規制に即した製品・サービスへの磨き上げやマーケティング等の支援の充実
・海外バイヤー等に向けたＰＲ機会の提供
・模倣被害の防止強化

○　海外ビジネスを担当する人材の確保・育成

・留学生や外国人材、大企業ＯＢ・ＯＧ等のグローバル人材の確保に対する支援の実施

・企業内人材や地域の支援機関等に対する人材育成事業の拡充
○　地域における支援体制の強化
・地域商社等による輸出サポート機能強化の促進
・地方公共団体等が実施する海外展開支援に対する財政支援の実施
・事業者同士の連携や地域一体となった推進体制の整備に対する支援の実施

（農林水産関係）
国では、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、2030 年の輸出額５兆円を目標として取組を進めている。輸出による新たな販路の拡大は生産者の所得向上などにつながる重要な取組であることから、成長する海外市場を取り込み、一層の輸出拡大に向けた環境整備や地方の取組などへの支援の強化が必要である。

○　輸出障壁の除去
・輸出先国・地域の法規制や食品衛生規制等に関する情報提供の拡充
・輸入規制を維持している国・地域における規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化
○　輸出産地づくりへの支援
・ＨＡＣＣＰ等の要件に適合する施設の整備等に対する支援の強化
・畜産物の輸出拡大に必要な食肉処理施設の整備等に対する支援の強化
・加工食品などの輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の整備等に対する支援の強化
・輸出事業計画策定への支援や、輸出支援プラットフォームの取組による輸出拡大に向けた環境整備の推進
○　海外での販路開拓・拡大への支援
・輸出先国・地域のニーズの絞込みや、商品のブランディング・マーケティング等の取組の推進
・日本食・食文化に関する情報発信
・国内外での商談会やキャンペーン等のプロモーション活動の推進
・地方が海外で行う販売促進活動等の輸出拡大に向けた取組に対する支援の強化
・オールジャパンのＰＲ活動時における地域ブランドの積極的な発信
・都道府県レベルでの効率的な物流構築に資するため、都道府県単位で輸出品目や輸出額を把握できる仕組みの構築
・特定国・地域への輸出依存度の低減に向けた輸出先の多角化支援の強化
○　海外での知的財産保護
・海外での品種登録出願や模倣品対策等への支援の強化
・地理的表示（ＧＩ）保護制度の相互保護を行う国・地域の拡大に向けた協議の推進
・日本の主要な地名（都道府県名等）の冒認出願に対する各国への働きかけの強化

（日本産水産物等の輸出回復・拡大と供給体制強化等への万全の対策）
ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴い輸入停止措置を継続している国や地域に対してその撤廃を強力に求めるとともに、輸入停止や風評被害により損害を被った全ての事業者に対して、迅速かつ確実に賠償が行われるよう、国と東京電力が責任

を持って対応すること。
　また、日本産水産物等の安全性と魅力を粘り強く発信し続けることにより、国内外の理解醸成の深化による風評被害の払拭と新たな販路開拓による需要拡大に継続的に取り組むとともに、特定国・地域依存を分散するため、将来に向けて海外拠点を含めた供給体制の強化を促進すること。
　一部の都道府県を対象として、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制を今なお継続している国や地域に対し、これらの規制を早急に撤廃するよう強力に求めること。

２　全ての働く人が活躍できる社会の実現

（１）人への投資と円滑な労働移動の推進

　グローバル化やデジタル技術の進化に加え、2050年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）実現に向けた脱炭素社会への移行に向けて、産業構造や求められる能力・スキルが大きく変化している状況においては、働く人の学び直しを促し、それを社会全体で支えることにより、我が国における人的資本の蓄積を充実させていくことが益々必要とされている。
　また、生産年齢人口が減少している我が国において、ＡＸ時代の到来を契機に、今後成長が見込まれる分野や深刻な人手不足に陥っている分野に円滑に労働力が移動していくことが重要であり、そのためには働き方に対して中立的な制度の構築やセーフティネットの充実、雇用慣行の見直しを進めることが必要である。

○　余剰が想定される事務職等ホワイトカラー人材の労働移動の加速
○　学び直しに挑戦する意識の醸成や環境の整備
　・労働者の自律的・主体的なキャリア形成意識の醸成
　・時間や場所に制約がある人に対するオンラインやオンデマンドのeラーニング等による学習機関の充実
　・教育プログラム、教育機関、支援制度などの情報発信
　・デジタル分野などの企業ニーズが高いスキルの習得に資する講座の拡充
○　学び直しに対する企業による取組の促進
　・企業が求めるスキルの明示や適正なスキルの評価と処遇の推進
　・スキルアップした非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換促進
　・休暇や勤務時間の柔軟化の促進
　・企業主導による人材戦略の明確化とその戦略に基づくリスキリングの推進
○　働き方に対して中立的な制度の構築
　・退職所得に対する課税の見直し
　・被用者保険の適用拡大に関する広報活動等の継続的な実施
　・民間企業に対する配偶者手当見直しへの継続的な働きかけ
　・求職者支援制度における職業訓練・所得保障機能の強化によるセーフティネットの充実
○　いわゆるメンバーシップ型、年功賃金、終身雇用といった我が国に根付く雇用慣行の見直しの推進
○　地域における企業の事業再構築や産業構造の転換と企業ニーズを踏まえた人材育成を一体的に取り組む地方公共団体に対する支援の充実

（２）働き方改革及び多様な働き方の推進、誰もが安心して働ける環境の整備

働き方に対する人々の価値観が多様化し、付加価値の源泉が有形資産から人的資本をはじめとする無形資産に比重がシフトしている中にあって、働く人の厚生を高めることは、労働生産性を向上させ、企業にとって質の高い労働力の確保に不可欠な要素となっている。ついては、ワーク・ライフ・バランスを実現し、働き方に関わらず貢献に見合った公正な待遇が受けられる社会を実現させる必要がある。

さらに、時間や場所に制約されず自己のパフォーマンスを最大限に発揮できる働き方や、自己実現と社会貢献の両立を図る副業・兼業のような働き方など、誰しもが自分に合った働き方を自己選択できる環境の整備も必要である。こうした多様な働き方は、都市と地方の人の交わりを活発化し、関係人口の創出等への波及効果も期待されることから、地方創生の観点からも積極的に支援していくことが重要である。

○　長時間労働の是正
- 時間外労働上限規制などの監督強化と労働時間の改善に積極的に取り組む中小企業に対する支援強化
- 勤務間インターバル制度の普及促進

○　荷待ち時間及び荷役等の附帯作業に要する時間の削減等によるトラックドライバーの長時間労働の改善
- 標準仕様パレットの活用促進、予約システムや荷役機器・設備の導入支援
- 中継輸送や共同輸送、モーダルシフトの推進、自動運転技術の導入支援

○　働き方改革関連法やトラック運転手の改善基準告示等の法令遵守の徹底

○　場所にとらわれない働き方の推進
- 地元での暮らしを続けながら都市部の企業で働く遠隔勤務の普及促進
- 転職なき移住や二地域居住など場所に制約されない暮らし方・働き方の推進
- ワーケーションの実施に係る安全配慮義務の明確化や時間管理における制度の柔軟な運用

○　職務、勤務地、労働時間を限定した多様な正社員制度の普及促進

○　フレックスタイム制の普及促進、健康福祉確保措置を併せた裁量労働制の対象業務の拡大、時間単位の年次有給休暇制度の導入促進

○　副業・兼業の推進
- 中小企業との人材マッチング事業の充実
- 中小企業に対して人材確保の一手として副業・兼業の活用の推奨
- 副業・兼業時における労働時間管理など健康維持や労務管理上の懸念解消への制度的対応
- 地域ごとの特性に応じて展開する地方公共団体の事業に対する支援の充実

○　フリーランスとして安心して働ける環境の整備
- 雇用類似のフリーランスに対する労働者に準じた保護や社会保険の適用
- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間における不合理な待遇差の禁止徹底、正規化の促進や教育訓練の充実等による非正規雇用労働者の処遇改善

○　事業者によるカスタマーハラスメント防止対策を促進するための環境の整備
- 中小・小規模企業に対する財政支援の充実

（３）人材確保の推進

生産年齢人口が減少する中、労働生産性の向上やリスキリングによる円滑な労働移動の推進、事業再生・再チャレンジへの支援による企業の新陳代謝の促進等により貴重な労働力の活用を進めることが必要である。

また、イノベーションを創出し、持続可能な地域経済実現の鍵となるデジタル人材の確保・育成による不足の解消と地域偏在の緩和を図るとともに、外国人材が活躍できる環境の整備等により労働供給の増加を図る必要がある。

特に、地域の雇用の多くを支え、生活に密着したサービスを供給する中小企業における人材不足は、一企業の経営問題にとどまらず、地域社会の弱体化に直結するものであることから、人材の確保に積極的に取り組む中小企業への支援を強化すること。

○　デジタル人材の育成・確保
- 非正規雇用労働者を含む在職者や求職者に対する職業訓練におけるデジタル分野の強化
- 企業におけるリスキリングの取組に対する支援の充実
- 各地域における高等教育機関の情報系学部等の定員増や実務家教員の確保など、地方においても質の高い十分なデジタル教育が提供できる環境の整備

○　外国人材の就業促進
- 技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行を実現するため、育成就労制度及び特定技能制度の内容や手続等について十分な情報発信・相談対応の実施
- 育成就労制度について、従事する業務の拡大や、デジタルの活用も含めた手続の簡略化、在留審査処理期間の短縮など、外国人労働者及び受入事業所にとって利便性の高い運用
- 育成就労制度において求められる「認定日本語教育機関」や「登録日本語教員」による日本語講習について、地域で円滑に受講できるよう、国による環境整備や財政支援の実施
- 育成就労制度における実態に即した技能検定試験の内容の担保
- 在留資格「特定技能」について、１号及び２号の対象分野に地域や企業等の実情を反映した特定産業分野の追加及びデジタルの活用も含めた手続の簡素化かつ迅速化
- 特定技能評価試験、介護福祉士・看護師の国家試験における受験上の配慮
- 技能検定試験や特定技能評価試験等が円滑に地域で受験できるよう、在留資格や地域の実情等に応じた試験日程および回数等の拡充
- 特定地域に外国人材が偏在することがないよう企業等と外国人材とのマッチングの充実
- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」における従事可能な業務の緩和
- 在留資格「特定活動（告示第 46 号）」の日本語能力要件を含む各種要件の実情に即した見直しなど、在留資格制度の改善を含め留学生の日本企業への就職や起業を促す施策の充実及び留学生と中小企業とのマッチング支援
- 在留資格認定証明書の交付の停止措置状況についての迅速な情報提供
- 特定技能制度及び育成就労制度における受入れ見込数上限の見直しや人材の地域偏在の是正
- 過疎地等における介護をはじめとした地域の生活を支える分野におけるサービスの質の維持に資する柔軟な運用と十分な配慮

・農業など小規模経営体が多い分野の実情を踏まえ、監理支援機関が送り出せる経営体数の上限の緩和

○　地方公共団体による生徒・学生の地元就職やＵ・Ｉ・Ｊターン、地域のニーズに即した人材育成等の取組への支援強化

（４）多様な人材の活躍の推進

性別、年齢、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もがその能力を十分に発揮できることは、個人にとっての働くことによる自己実現につながるものであるのみならず、社会にとってもイノベーションの土壌となるダイバーシティを育むものであることから、多様な人材が活躍できる環境を創り出すことが必要である。

○　出産・育児・介護等と仕事のトレードオフの解消
・フリーランスを含む自営業者や会社経営者も育児期間休業を取得し、収入について十分な保障を受けられる制度の構築
・雇用の安定性や賃金水準の違いに起因する正規・非正規雇用労働者間における育児休業・育児休業給付の格差是正に資する短時間正社員を含めた正社員化の推進や同一労働同一賃金の徹底
・育児・介護等により時間的・場所的制約がある人のテレワーク導入の促進

○　若年者におけるキャリア形成の初期段階におけるつまずきの解消
・在学段階でのキャリア教育の推進
・労働条件の明示徹底や企業情報の積極的な開示の推進、ユースエール認定制度等の活用の促進による職業選択時のミスマッチ防止
・採用後のハラスメントの防止徹底やメンタルヘルス対策の促進
・第二の就職氷河期世代を生まぬため、新卒・既卒者に対するきめ細かな就職支援の充実

○　企業の本社機能等の地方分散や、それぞれの地域が特色を生かした高付加価値型産業の創造による若者・女性が活躍できる雇用の場の創出

○　意欲ある高年齢者の就業確保
・ジョブ型雇用による能力やスキルに見合った処遇の促進
・65 歳を超えて継続雇用が可能な企業とのマッチング促進

○　障害者の雇用の量的拡大・質的充実
・中小企業に対するノウハウ提供や採用前から採用後までの一貫支援の充実
・企業に一定割合の雇用が義務付けられていない難病患者等の雇用促進のため、法定雇用率への算入や障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象への追加

○　就職氷河期世代を含む中高年層の就労や社会参加の拡大
・支援が必要な就職氷河期世代を含む中高年層に対する相談、教育訓練から就職、定着までの切れ目のない支援の実施

○　外国人との共生環境の整備
・在留外国人への日本語教育や生活支援について、国が責任を持って取り組むとともに、地方公共団体が行う取組に対する継続的かつ十分な財政措置の実施
・外国人材を受け入れる企業等における人権侵害の防止対策、労働関係法令の遵守徹底や労働保険・社会保険の加入促進による就労環境の適正化

○　性的指向及びジェンダーアイデンティティの理解増進に向けた国民・企業等への啓発等の取組の推進

（５）ジェンダー平等の推進

若者・女性が活躍できる環境を創り出すには、男女間における賃金格差の是正のほか、女性活躍を阻む性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消など、魅力ある職場環境づくりを官民が連携して進め、国際的にも通用する働き方を実現することが必要である。

○　男女間における賃金格差の是正
- 育児・介護と仕事やキャリア形成の両立実現や役員・管理職への女性登用などに積極的に取り組む企業に対する支援強化
- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間における不合理な待遇差の禁止徹底、正規化の促進や教育訓練の充実等による非正規雇用労働者の処遇改善

○　性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消
- 採用、配属、人材育成など雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保
- 男性の育児・介護休業取得の促進
- 地域や職場におけるアンコンシャス・バイアスへの気づきの促進と解消に向けた普及啓発の強化
- 若者・女性に選ばれる職場環境の構築に向けた企業や地方公共団体が行う取組に対する支援の充実

３　中小企業・農林漁業者の持続的発展の支援

（１）持続的な賃上げの実現に向けた環境整備

我が国の持続可能な成長には分厚い中間層の形成が不可欠であり、それには雇用の約７割を占める中小企業の賃上げが重要であるが、賃上げ原資のほか、被用者保険の事業主負担の確保に苦慮する中小企業が多いのが実情である。更には、大企業と中小企業との賃金格差がこれまで以上に拡大する場合、中小企業における人手不足が加速化し、事業継続や雇用継続を阻害しかねないことから、中小企業の賃上げが持続的に可能となるような環境整備が急務である。

このため、エネルギー・原材料・労務費の円滑な価格転嫁を社会全体で受容する意識醸成や過剰債務をはじめとする事業者の実情に応じた金融面の課題解決のほか、ＡＸ時代の到来を見据えつつ、省力化や付加価値向上に対する設備投資、デジタルの活用や脱炭素化に向けた取組、海外展開の拡大、リスキリング、働きやすい職場づくりなどの生産性向上に向けた支援を強力に実施すること。

（２）企業間における取引適正化対策の強化

中小企業による力強い賃上げや投資が実現するには、生産性向上はもとより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁を進めるとともに、大企業と中小企業が共存共栄の関係を構築し、サプライチェーン全体での競争力向上を図ることが重要であることから、企業間における取引の適正化に向けた対策を強化していく必要がある。

○　取引対価の協議の実施や取引代金支払いの支払期日の短縮化、支払方法の現金化、発注内容の明確化等、受託中小企業振興法に基づく「振興基準」に掲げ

られた内容の事業者団体等による自主行動計画への反映の促進

○　中小受託事業者の委託事業者に対する価格交渉力強化へ向けた支援の強化に加えて、取引調査員の機能強化による発注業者に対する働きかけや立入調査等の取締体制の強化など国による実効性のある価格転嫁対策の実施

○　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律により勧告を受けた企業に対する厳正な対処

・製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律により勧告を受けた企業等については、過去に遡って調査を行うなど、同法及び独占禁止法に基づく措置や行政指導を含めた可能なあらゆる手段の実行

○　国民生活や経済を支える物流網の維持・強化に向けた適正な運賃収受と賃上げによる事業者の経営安定とトラックドライバーの賃金水準の向上

・受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守、「標準的な運賃」に則った適切な料金設定の推進

・適切な価格転嫁の実現に向けた独占禁止法や中小受託取引適正化法の執行強化、取引Ｇメン等による監視の強化

○　広報等を通じた消費者の意識改革・行動変容を促す取組の強化

○　大企業によるパートナーシップ構築宣言数拡大と宣言の実効性向上に向けた企業に対する働きかけの強化

（３）中小企業の力強い再生に向けた金融支援の拡充

中小企業の多くは、エネルギー・原材料価格等の高騰や人手不足の影響等により、依然として厳しい状況に置かれており、こうした中小企業に対して、引き続き十分な資金繰り支援を行うとともに、収益力の改善や円滑な事業再生・債務整理の実現が必要である。

○　万全の資金繰り支援

・新規融資や既存債務の条件変更・借換、資本性劣後ローン等のニーズに対する柔軟かつ機動的な支援の実施

・地方公共団体が実施する実質無利子・無担保融資及び独自の資金繰り支援の実施にあたり必要となる代位弁済額の都道府県負担分などの経費に対する財政支援の充実

○　経営改善への支援強化

・中小企業活性化協議会やよろず支援拠点の体制充実・強化、他の支援機関との連携やノウハウの共有の推進

・事業再生に至る前段階であって経営改善が必要な企業の掘り起こし強化

・金融機関や信用保証協会による貸付先・保証先の企業に対するモニタリング機能の強化

・経営者保証に依存しない融資や経営者保証の解除の推進

○　円滑な事業再生・債務整理

・「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく準則型私的整理を軌道に乗せるため、その趣旨・内容の浸透や外部専門家・第三者支援専門家の確保、中小企業活性化協議会との連携強化

・中小企業活性化協議会における支援人材の確保

・保証人の個人破産回避に向けた「経営者保証に関するガイドライン」及び「廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的な考え方」等に

基づく保証債務の整理の推進

（４）事業承継・引継ぎの推進

中小企業は、地域の経済や雇用、住民生活を支える重要な存在であり、多様な技術・技能の担い手であるが、経営者の高齢化と後継者難に直面しており、後継者難に伴う廃業やそれに伴う雇用・技術の喪失は、地域存続に関わる重大な危機となるものである。中小企業がこれまで培ってきた価値ある経営資源を次世代に引き継ぐとともに、事業承継を経営体制の変更ということだけでなく、更なる成長・発展を遂げるための契機とすることが重要であることから、事業承継・引継ぎに対する一層の支援が必要である。

○　経営者保証の解除の推進
- 事業承継特別保証制度の活用促進
- 中小企業活性化協議会や外部専門家による経営改善の支援強化
- 経営者保証に依存しない融資の確立に向けた「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」の周知強化

○　多様な事業承継の促進
- 事業承継・引継ぎ支援センターによるＭ＆Ａや創業希望者とのマッチング等の支援充実
- 事業承継・引継ぎ支援センターの体制充実、支援機関同士の連携強化
- Ｍ＆Ａの買収資金確保や承継後の設備投資等に対する支援の充実
- 移住政策とも連携した社外第三者への引継ぎの推進

○　後継者による経営革新に向けた挑戦への支援の拡充

（５）商工指導団体の機能強化

中小企業を取り巻く経済環境が激変する中にあって、経営課題や中小企業政策が多様化し、商工指導団体に対する中小企業の支援ニーズが質的にも量的にも拡大している。商工指導団体の支援体制の強化に対して都道府県が十分な財政支援を行うことができるよう、経営指導員等の指導費等に係る財政措置を複数年度にわたり拡充すること。

また、地域の中小企業・小規模事業者の支援拠点である商工指導団体施設の老朽化対策及び機能強化が図られるよう、施設整備費用に対しても十分な財政支援を行うこと。

（６）農林水産業の担い手の確保・育成と生産基盤の強化

世界的な人口増加等による食料需要の高まり、気候変動や災害、家畜伝染病の発生による生産量の減少など、我が国の食料の安定供給に影響を与える可能性のあるリスクが高まっている中で、食料安全保障の強化を図り、将来にわたる食料の安定供給の確保、食料自給率の向上を図っていくためには、国内生産の増大や、生産・流通等の各段階の持続性を確保するための合理的な価格形成に資する環境の整備が重要である。

我が国の農林水産業が、魅力と競争力のある産業として地域経済を牽引する役割を果たしていくためには、多様な自然環境や地域資源を活用し、市場ニーズや地域の特性に合った特徴ある力強い産地づくりを推進していくことが重要であり、優れた経営感覚を備え、戦略をもって農林水産業に取り組む経営体の育成を図るとともに、当該経営体が活躍できる環境を整備する必要がある。

また、こうした状況を踏まえ、農地を含めた土地の利用については、優良農地を確保しながら、地域の実情を踏まえた農地の集積・集約化や農業用施設の維持・強化などが必要である。

○　持続可能な食料供給の実現
- 「食料・農業・農村基本計画（令和７年４月）」に基づく、初動５年間で農業の構造転換を集中的に推進するために必要な施策の充実・強化や十分な予算の確保
- 燃料、肥料、飼料など生産資材等の価格高騰対策の拡充や安定的な確保・供給に向けた資材調達先の多角化など、農林漁業者等への影響を緩和する総合的な対策の実施
- 水田等の有効活用により、輸入に大きく依存する麦、大豆、飼料作物などの生産拡大等に向けた支援の一層の推進
- 節水型乾田直播など作業の省力化・効率化に資する技術開発や現場実装等への支援の強化
- 新たな水田政策の実効性の確保に向けた関連施策の充実・強化
- 耕畜連携による飼料の供給・利用拡大のための体制構築や、飼料生産組織における作業受託の拡大に必要な機械導入など、国産飼料の増産を図る取組への支援の強化
- 国内資源の肥料利用拡大や肥料原料備蓄など、肥料の安定供給体制の確保
- 食料生産基盤である農地の確保や共同利用施設、水利施設等の維持・強化、担い手の確保・育成、農業者の所得向上など、食料供給の現場である地方の実情に応じた施策の充実・強化
- 持続的な供給に要する費用を考慮した合理的な価格形成・取引の実現に向けた制度の着実な運用と実効性の確保

○　意欲と能力のある経営体や多様な人材の確保・育成
- 「新規就農者育成総合対策」や「森林・林業担い手育成総合対策」、「経営体育成総合支援事業」、「被災地次世代漁業人材確保支援事業」の継続と十分な予算の確保
- 地域計画の実現のための農地中間管理機構等による農地の集積・集約化や、農地等の生産基盤の受け皿となる経営体を確保する取組への支援の強化
- 作業の効率化・省力化に資する農地の大区画化やスマート農林水産業の導入支援など、農林水産業の体質強化に資する基盤整備の推進に必要な予算の確保や財政措置の充実
- 経営感覚に優れた人材等を確保・育成するため、経営の多角化や法人化、経営規模拡大に必要な雇用労働力の安定的な確保等の経営課題の解決に向けた支援に必要な予算や制度の充実
- 第三者への継承も含めた経営継承支援など経営資源の有効利用に向けた取組の推進
- 農業経営・就農支援センターの運営に必要な十分な予算確保と効果的な運営に向けた継続的な見直し
- 農林水産業分野における女性の参画や、国、都道府県、市町村、関係事業者等が一体となった農福連携等の一層の推進

○　「新しい林業」に向けた取組の展開
- エリートツリー等の植栽や自動運転機械等の新技術の導入により作業の効率化を図り、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換や、林業従事者

の所得向上、労働安全の確保を目指す「新しい林業」に向けた取組の展開

○　海業の推進

・海や漁村の地域資源を最大限に活用しながら、地域を活性化していく海業の推進に向けた取組への支援の充実

○　経営所得安定対策等のセーフティネットの充実・強化

・経営所得安定対策等の十分かつ安定的な予算の確保、漁業経営安定対策の拡充、資金繰り支援の充実

○　地域の実情を踏まえた土地利用

・農地を含めた土地の利用について、地方が主体的に土地利用を進められるよう、農用地区域の設定・除外等について、農地の実態や地域の実情に応じた適切な対応が可能となるようにすること。

○　家畜伝染病及び野生鳥獣被害等対策の充実・強化

・家畜伝染病及び病害虫の国内への侵入防止のための水際対策の強化・徹底や国内での発生予防及びまん延防止に係る施設整備、調査・防除事業、家畜所有者が自ら防疫措置を講ずる場合の支援の拡充、影響を受けた事業者の経営維持・再開に対する財政支援の充実・強化

・特に豚熱に関し、令和７年度に策定された豚熱清浄化ロードマップに基づき、マーカーワクチンの実用化を含め、その実現へ向けた必要な施策の着実な推進、さらに、養豚農場でのワクチン接種や野生いのしし用経口ワクチン散布への継続的な財政支援

・高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病についての科学的根拠に基づく有効な発生予防対策の確立や、迅速かつ安全で効率的な殺処分の新たな手法の開発と普及、家畜防疫員の確保や防疫資材等の供給体制強化などに資する国による広域的・体系的な都道府県連携の仕組みの構築

・高病原性鳥インフルエンザ等に係る民間事業者を活用した防疫作業体制の構築や、民間事業者を最大限に活用しても速やかな封じ込めが困難となる場合における自衛隊派遣の柔軟かつ迅速な対応

・関係府省が連携した野生鳥獣被害対策の推進と支援対策の拡充、恒久化

・外来生物・外来植物種子の水際対策の強化及び防除等に対する国の支援対策の拡充

・都道府県の情報交換を図るためのネットワークの構築

・公務員獣医師に限定される「と畜検査」について、業務を民間獣医師が担うことを可能とするための抜本的な制度の改正や、ＡＩ診断の活用に向けた調査研究の更なる推進

（７）気候変動問題への対応

我が国の年平均気温は、100 年当たり 1.44℃の割合で上昇し、世界平均の２倍近い上昇率で温暖化が進んでいる。

近年、農業においては、米の白未熟粒の発生や、りんご、ぶどうの着色不良など、高温障害による農作物の品質低下、家畜の繁殖成績の悪化や増体抑制など生産性の低下等が顕在化してきている。水産業においては、水温などの海洋や湖沼の環境の変化やそれに伴う漁場生産力の低下等により、サケ、サンマ、スルメイカ、アユ、アサリなどの不漁や、ノリなどの養殖生産量の減少が続いている。

このように、農林水産業は、気候変動の影響を受けやすい産業であり、生産者の収入の減少だけではなく、加工業など地域経済に大きな影響を及ぼしており、農林水産業における気候変動問題への対応は、極めて重要である。

○　将来の影響予測等を踏まえた計画的な対応策の推進
・高温による品質及び生産性の低下や長雨による不作、病害虫の発生など、気候変動が農畜産物の生産に及ぼす影響の継続的な分析
・気候変動に対応した品種の開発、生産・飼養管理技術の開発及び新たな品目や高温対策の導入支援などの推進
○　持続可能な水産業を推進する総合的な施策の展開
・水産資源の回復及び増養殖の拡大、海洋や湖沼の環境の変化等に対応した新たな増養殖技術の開発、漁業者・水産加工業者の魚種転換の取組への支援の充実・強化
・海水温の上昇を踏まえた海藻種の選定などの新たな知見の導入や、多様な主体の参画による持続可能な藻場・干潟の保全・創造に向けた取組の一層の推進
・クロマグロなど資源が回復傾向にある魚種について、新たな評価手法（管理戦略評価）に基づく漁獲管理措置導入の国際合意の推進や、海洋環境の変化に伴う回遊性魚類の沿岸への来遊状況を正確に把握するための調査実施及びそれに基づく国内配分の実施
・水温上昇や海域環境の変化に伴うプランクトンの動態変化及び水産資源への影響についての解析や、餌不足を含む海洋環境の変化に対応するための、適切な栄養塩管理の実現

（８）速やかな復旧、防災・減災対策のための基盤強化

気候変動の影響により、台風や豪雨、土砂災害などの自然災害が激甚化・頻発化する中、被災した農林漁業者や商工業者の早期事業再開の実現や、災害に強い施設にすることが重要である。

また、農林漁業の更なる成長産業化を目指すためには、生産基盤の構築と密接不可分な農山漁村地域の防災力の強化を図ることも重要である。

○　災害復旧事業をはじめとする支援制度の改善と万全な措置
・ＢＣＰ（事業継続計画）、事業継続力強化計画策定の推進
・原形復旧にとどまらず、再度災害の防止に向け、農地や農業用ハウス、農林業用施設、林内路網、定置網等の漁業用施設、漁港施設の改良復旧による整備の推進
○　「第１次国土強靭化実施中期計画」を強力かつ計画的に実施するための必要な予算の安定的な確保と更なる地方財政措置の充実
・農業用ため池等の農業水利施設や治山施設、林道施設、漁港施設などの防災・減災対策
・自然災害の激甚化・頻発化に伴い増大する施設の維持管理の負担軽減対策
・適切な保全管理を通じた長寿命化対策
・流域治水の考え方に基づく農業用ダムなどによる洪水調節機能の強化
・山地災害危険地区等における治山・森林整備対策
・農林水産物の生産・流通機能の確保対策
○　農業用施設等の盗難被害に対する復旧や防犯対策への支援制度の拡充

４　エネルギーや石油関連製品の安定的な供給・流通と機動的な支援

昨今の中東情勢の緊迫化を受けた原油等の供給不安及び国際的な原油価格の高騰により、ガソリンや軽油、重油などの燃料価格は過去最高水準に達し、依然と

して先行きが見通せない不安定な状況が続いている。
燃料や石油関連製品の価格の高騰等は、製造業をはじめとする幅広い業種の中小企業等の経営を直撃するとともに、肥料・飼料等の生産資材価格の高騰や調達の不安定化を招き、農林漁業経営に影響を及ぼすことが懸念されている。加えて、インフレ基調の中、更なる物価全体の上昇を通じて国民生活を揺るがす事態となることも懸念されている。
エネルギーや石油関連製品の安定的な供給・流通は社会経済活動の根幹をなすものであることから、国民生活や地域経済を守るためにも、関係諸国との緊密な連携の下、十分な原油やナフサの供給体制を確保し、国内での円滑な流通による燃料や石油関連製品の調達・価格の安定化を進めることが極めて重要である。
なお、国内製油所の統廃合が必要以上に進んだ現状を踏まえ、リダンダンシー確保の観点から地域分布にも配慮したうえで国内での精製による柔軟な製品供給体制の再建も併せて検討していくなど、多角的な対策を講じていくことが重要である。

○　燃料・石油関連製品の安定的な確保と国民等の不安の払拭
・適時適切な石油備蓄の放出と、燃料や石油関連製品の国内必要量の確保及び地域の需要家への供給が滞ることがないよう国内融通の促進
・石油需給のひっ迫状況及びその見通しに係る正確な情報の提供
・必要に応じて、期間・目的を明確にした省エネルギーの協力要請
・国民や事業者等の不安を払拭する丁寧な情報提供
・燃料やナフサ等の石油関連製品の供給の偏りや流通の目詰まりの解消に向けた調整・指導の強化
・情勢が変化する中において、事業者が抱える課題の迅速な把握及び機動的かつ的確な対応

○　海外要因に左右されにくいエネルギー需給構造の構築
・海外に依存する化石燃料の使用量削減
・エネルギー需要側における省エネや燃料転換
・エネルギー供給側における再生可能エネルギーや水素・アンモニア等の次世代エネルギーの導入及び供給網整備

○　中長期的なエネルギー・原材料の安定的な確保
・海外要因等によりエネルギー・原材料価格の急騰や供給不足が懸念される事態においては、社会経済の混乱を回避するために機動的かつ柔軟な価格安定策の実施
・原油やナフサの調達先の多角化や原油依存の低減に向けて再生可能エネルギーをはじめとするエネルギー源の多様化
・国内の生産活動や国民生活に必要なエネルギーの確保に向けた原油・ナフサの備蓄の在り方の検討

１１　国産木材の需要拡大に向けた提言

【ポイント】
＜林業分野の人手不足対策＞
- **柔軟な働き方を可能とする多様な労働環境の整備を進めることで、異業種等からの参画を促進して、人材確保に努めること**
- **交流や体験を通じた関係人口の増加により、次世代を担う人材の裾野を広げること。**
- **現場での林業ＤＸを推進する技術者育成研修の充実を図ること**

＜スマート林業・林業ＤＸの推進＞
- **緊急時の対応など林業現場における労働安全の確保に加え、労働負荷の軽減、労働生産性の向上を図るスマート林業の実現に向けて、森林地域における情報通信環境の構築に対する支援を強化すること。**
- **原木の生産・加工・流通の効率化・低コスト化を推進するため、航空レーザ計測による資源把握を始め、リモートセンシング・ＡＩ・ＩＣＴなどを活用したスマート林業技術の開発・実証・実装に向けた取組に対して積極的な支援を行うこと。**
- **デジタル技術による社会変革を実現する林業ＤＸの取組に向け、川上から川下、消費者までの関係者間の円滑なデータ連携・標準化を図り、地域全体でデジタル技術を有効活用するシステム等の構築を促進すること。**

我が国の国土の約７割を占める森林は、そのうち約４割が人工林である。現在、戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、国産木材の供給量が増加傾向にある中、世界の木材需要は今後も拡大していくことが見込まれており、輸出促進による海外需要の獲得も期待される。一方で、森林資源の蓄積量も年々増加し続けており、整備が行き届かず、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止等の公益的機能が十分に発揮されていない森林も見受けられている。

そうした中、近年は大規模な豪雨災害や地震などの自然災害が頻発しており、森林の有する土砂災害防止や洪水緩和といった機能の重要性が一層高まっており、全国の各地域では、国産木材の需要拡大を通じた林業の振興による中山間地域の活性化が強く期待されている。

また、2015 年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」に掲げられている複数の目標達成に向け、新たな木材需要の創出が求められた。国内においても、2020 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されたほか、12 月には「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、二酸化炭素吸収・固定の観点からも木材利用の拡大の必要性が指摘されている。

さらに、2021 年 10 月には、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、基本理念に木材利用等による「脱炭素社会の実現」への貢献が掲げられ、木材利用を促進する対象が建築物一般に拡大されるとともに、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が策定された。また、建築物における木材利用をより一層促進するため、新たに「建築物木材利用促進協定」制度が創設された。それにより、民間事業者等は国又は地方公共団体と協定を締結し、協働・連携して木材の利用に取り組むことができるようになった。

2025 年 10 月からは、自治体や企業等が、建築物の木造化などの木材利用の推進や木材利用の見える化に取り組む「『森の国・木の街』づくり宣言」制度が開始された。これにより、本格的な利用期を迎えた森林資源の循環利用や街の木造化の進展が期待されている。さらに、2026 年 4 月の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK 制度）改正において、新たに木材利用による炭素貯蔵効果が位置付けられたことにより、主に企業等が所有する非住宅分野や賃貸マンションについて、木造化・木質化が促進されることが期待される。

国産木材の需要拡大は、森林資源の循環利用を通じた二酸化炭素吸収及び固定機能や、鉄・コンクリート等のエネルギー集約的資材や化石燃料の代替機能の維持・向上に繋がり、地球温暖化防止に貢献する。

さらに、心理面、身体面、学習面などの多様な場面における建物の内装木質化が人にもたらす効果について、科学的な検証が進んできている。

一方、スギ・ヒノキによる花粉症は今や国民の約４割が罹患しているといわれている。国においては、2023 年４月に設置された「花粉症に関する関係閣僚会議」で「花粉症対策の全体像」が決定された。それに基づき、10 月には「花粉症対策　初期集中対応パッケージ」が取りまとめられ、新たに設定されたスギ人工林伐採重点区域における伐採・植替え等の加速化などの花粉発生源対策や、スギ花粉の飛散防止対策等の着実な実行に取り組むこととされた。また、ヒノキについても花粉の少ない森林への転換等に取り組むことが重要である。このような花粉症対策を一層推し進めることは、国民の健康維持・向上に寄与する。

また、2025 年 10 月以降、米国への輸出については、新たに丸太や製材等に対して分野別関税が適用されるなど、米国を中心とする関税措置の影響に伴い、輸出入の動向は依然として不透明なものとなっている。加えて、中東情勢の緊迫化がもたらす影響により、石油由来製品等が入手困難となり、国内での住宅建築等がストップすることなども懸念されている。こうした状況も踏まえながら、国や地方公共団体においては国産木材の需要拡大に向けた取組を、生産・流通体制の整備とともにさらに全国的に加速させ、森林資源の循環利用を進めることで、再造林、保育、間伐などの森林整備を推進し、災害防止の観点からも極めて重要な森林再生、すなわち治山の理念に基づく取組へと繋げていく必要がある。

民間事業者の動向に目を向けると、ＣＳＲやＥＳＧ投資の観点から木材活用への意識が高まっており、中高層木造建築物に関するプロジェクトが複数進展するなど、我が国の林業・木材産業は大きな節目を迎えている。また、建築基準法やクリーンウッド法の改正等により、品質や合法性・持続可能性が担保されている木材の需要拡大が見込まれている。

ついては、この機を逃すことなく、国産木材の供給能力を速やかに高めるとともに、消費地と生産地の繋がりによる地域の活性化や国土強靱化などに寄与する国産木材の更なる需要拡大を図り、我が国が長年培ってきた「木の文化」を次世代に確実に引き継いでいくため、次のことを要請する。

１　新たな国産木材の需要創出

（１）民間建築物の木造化・木質化の推進【重点事項①】

ア　ＪＡＳ構造材の流通量拡大

改正建築基準法の施行に伴い、民間建築物において品質や性能が明確なＪＡＳ製材品の需要が高まる可能性があることから、生産拡大に必要な施設の整備、普及拡大に向けたＪＡＳ構造材の活用に対する支援を引き続き行うこと。

また、ＪＡＳ認証の取得や維持に要する経費の負担軽減につながる支援など、中小製材業者がＪＡＳ認証に取り組みやすい環境を整備すること。

イ　ＣＬＴ等の普及

着実に事例が増加しているＣＬＴの民間建築物における利用を更に推進するため、「ＣＬＴの普及に向けた第４次ロードマップ」等により、性能や品質が確保されているＣＬＴや集成材等の中高層建築物への活用に向けた設計・施工技術の確立などの取組を進めること。

また、資材の供給を担う関連産業の振興に向け、ＣＬＴパネル工場やＣＬＴ加工施設等の整備に対する支援を行うこと。

さらに、木造建築物に関する技術やノウハウを蓄積するため、ＣＬＴや木質耐火部材等を活用したモデル的な建築物の整備促進に必要な予算を引き続き確保するとともに、拡充・強化を図ること。

加えて、木造建築物の耐火構造等に関する建築基準法の規定について、建築物の木造化・木質化を促進する観点から、技術開発・研究等の動向を踏まえ、更なる木材使用可能範囲の拡大など、木材利用の要件緩和に向けた検討を引き続き進めること。

ウ　加工供給体制の強化

プレカット事業者等の加工供給体制を強化し、木造建築物への対応力向上を図るため、施設整備に対する支援を充実強化すること。

エ　国産木材の利用を促進する制度等の創設

地球温暖化防止、ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に向けて、社会全体で木材を活用する実効性ある取組を促進するため、民間非住宅建築物について、例えば建設費の５％程度を木造化や木質化の費用に充てた場合に補助や税制の優遇措置を受けられる「５％フォー・ウッド（仮称)」のような、国産木材の利用を促進する制度を創設すること。

（２）木塀の普及

木塀の普及に向け、民間事業者や地方公共団体の木塀設置に対する支援を継続的に実施すること。

また、国のリーダーシップのもと、木塀の耐久性向上やコスト軽減等に係る試験研究や技術開発を推進するとともに、その成果を広く発信すること。

（３）不燃木材等の屋外利用の促進

不燃木材等を屋外で実証的に使用する建築物の設計・建築等に対する支援を行うこと。

また、不燃木材を屋外で利用した際の薬液の溶脱・白華現象の減少や、防腐処理を施した木材の屋外用に向けた品質向上等、その利用拡大に向けた製品・技術開発に対する支援を行うこと。

（４）木材・木材製品の輸出拡大【重点事項②】

付加価値の高い製材品等の輸出拡大に向け、相手国の建築法令の調査・整理や現地向けの設計・施工マニュアルの作成、流通させるための支援及び更なる認知度向上に向けたＰＲの実施など、ジャパンブランドとして注目されている木造軸組工法の海外普及を促進する取組を進めること。

また、輸出業者向けセミナー及び国内外商談会の実施規模の拡大のみならず、新規市場開拓に向けた市場調査の実施等を通じて、海外販路の拡大の実現に向

けてスピード感をもって取り組むこと。
さらに、米国の関税措置について、引き続き機会を捉えて関税措置の見直しを粘り強く求めるとともに、国産木材の輸出等の影響を迅速に調査・整理し、関連事業者が安心して事業継続できるよう多様な経営サポートや資金繰りへの支援など、ニーズに応じたあらゆる手立てを速やかに講じること。

（５）土木分野での利用

国産木材を活用した構造物基礎等の工事資材、柵（防護柵を含む）や型枠用合板等の木製品、看板等の工事関連資材について、積極的に公共事業での利用を進めるとともに、工事の評価規定において国産木材活用を評価する仕組みを検討すること。
また、関係団体との連携により土木分野での更なる国産木材活用に関する課題整理を進めること。
さらに、土木分野で活用する新たな木製品の開発や普及に対する支援を行うこと。

（６）仮設物での利用

国際的な競技大会や博覧会等、様々なイベントで用いる仮設物への国産木材活用を関係団体に働きかけるとともに、国産木材を活用した仮設物の開発・普及に対する支援を行うこと。

（７）木質バイオマスの安定供給

国産木材の利用拡大に繋がる木質バイオマスの安定供給に向け、林地未利用材の効率的な集荷・搬出にも活用可能な路網整備や林業機械の導入、燃料用チップの加工、利用施設の整備等に対する支援に必要な予算を安定的に確保するとともに、生産者から消費者まで関係者が連携した「地域内エコシステム」の構築を進めること。

（８）森林環境譲与税の活用促進

森林環境譲与税の使途について、都市部においては、公共施設の木造化等に有効に活用することで山村部の森林整備との好循環が生まれるよう、市町村が譲与税を活用して実施した木材活用の先進・優良事例を収集し、都道府県や市町村に対して積極的な情報提供を行うこと。

（９）広葉樹資源の活用

国産広葉樹を付加価値の高い有用な資源として家具・内装材等への利用拡大を図るため、安定供給体制の整備や製品・技術開発に対する支援を行うこと。

（10）新たな素材としての木材の活用促進

従来の木材利用に加え、木材から抽出した精油としての活用や、セルロースやリグニン等の成分を使用した新素材の技術開発など、木材の新たな素材としての活用にかかる取組への支援を拡充すること。

（11）新しいライフスタイルや新たな省エネ基準への対応

テレワークの普及等による、ライフスタイルの変化を背景とした住環境に対する消費者ニーズの変化や、ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に

向けて改正された建築物省エネ法の省エネ基準に対応できる、各種木製品と技術の開発及び普及に対する支援を行うこと。

２　公共建築物の木造化・木質化の推進

（１）財源の確保【重点事項③】

公共建築物の木造化・木質化を促進するために必要な予算を確保するとともに、補助率の引上げ、補助対象の拡充といった既存事業の見直しや、地域の実情に応じた新たな助成制度の創設など、地方公共団体等に対する支援の拡充を図ること。

（２）企画立案の推進

一般流通材の活用などにより低コスト化を図る工法の開発を促進し、新営予算単価への反映を図るとともに、用途別・規模別の標準設計の作成・普及を進めること。

また、木造建築物の単価設定や積算方法、維持管理費用等を含めた他構造とのトータルコスト比較等に関する事例調査を実施し、その結果を地方公共団体に提供すること。

（３）設計・維持管理の円滑化

木造に対応した一貫構造計算ソフトウェアの普及や標準ディテールの開発を促進するとともに、設計に必要となる試験に対する支援を行うこと。

また、木造化・木質化された公共建築物の維持管理に係るデータを収集するとともに、必要な試験を実施し、その結果を地方公共団体に提供すること。

３　大規模な木造建築物の設計や施工を担う人材の育成

（１）建築士等の育成【重点事項④】

非住宅木造建築物の設計・提案・施工が可能な建築士等を増加させるため、国が主体となった人材育成を行うとともに、地方公共団体や関係団体が実施するリカレント教育や連続講座などに対する支援を拡充すること。

また、大学の教育課程における木造建築や木材利用のカリキュラムの充実を図ること。

さらに、蓄積された技術やノウハウを普及させるための技術書の作成や、非住宅木造建築物に係る経験を有する建築士等を全国各地へ派遣してノウハウを普及する仕組みを創設すること。

（２）地方公共団体職員等の育成

各地域の公共建築物の木造化について中核的な役割を担う地方公共団体職員の育成に向け、木造建築に係る技術や知識の習得を図る研修を体系的に実施すること。

また、国産木材の利用を促進するコーディネーターの育成に対する支援を行うこと。

４　新たな技術の研究開発

（１）新たな技術の開発を促進する環境整備

施工性の高い構造材や内装材、リーズナブルな木質耐火部材や屋外利用での耐久性を向上させる技術など、新たな木材需要の創出に繋がり、Ａ材の付加価値を高める製品の研究や開発に対する支援を充実・強化すること。

また、企業や建築士、デザイナー等との連携による技術開発・製品開発に対する支援制度の創設など、多様な主体との連携により新たな技術や製品の開発を促進するプラットフォームを整備すること。

（２）大径材の活用に向けた技術開発

今後増大する大径材の活用に向け、公設試験場や民間企業等の大径材生産・加工に関する技術開発・製品開発に対する支援の拡充を行うこと。

５　国産木材活用の意義や魅力の周知・啓発

（１）木材の特性や木材活用のメリット・効果の適切な評価と発信【重点事項⑤】

脱炭素化に向け重要となる建築物の LCC について、2028 年度に建築物 LCA 算定の制度化が予定されていることから、木造建築物の LCC をより適切に評価する手法の明確化やその運用に対する支援を充実・強化すること。

加えて、施主への木材利用の理解醸成を図るため、木造化・木質化されたモデル的な建築物に関する事例の活用などを通じ、長期間炭素の貯蔵効果がある等の木材の特性や、ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）に貢献するといった木材活用のメリット、地域への経済波及効果、心理面・身体面や学習面など木材を利用した居住環境が人に与える効果についての研究やエビデンスの更なる蓄積・検証を推進するための支援制度を創設すること。あわせて、その結果について情報発信を強化すること。

また、他構造と比較した際のメリットを明らかにするため、維持管理費や解体費用等を含めたトータルコストの実証や、SHK 制度改正により、事業者自らの木材製品利用等による炭素蓄積変化量が新設されたことなども踏まえ、二酸化炭素排出削減等の効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及を早期に進めること。

（２）木材利用の拡大に向けた普及・啓発

森林資源の活用と木材の利用拡大を図る取組※の意義を国民に広めるため、地方公共団体、民間企業、関係団体等と連携したイベント開催や、普及啓発用木製品及びポスターなどの製作・配布といった効果的な広報の実施など、木づかい運動の強化を図ること。

また、幼少期から木材に親しむ機会や日常的に木材を観て触れることができる環境、木に包まれた暮らしの創出等を通じて国産木材利用の理解を醸成するため、指導者の育成・確保等をはじめとする木育を一層促進する取組を進めるとともに、子育て施設での国産木材利用やＰＲ効果の高い民間商業施設の木造化・木質化、国産木材を利用した住宅の新築等に対する支援策を講じること。

さらに、森林を健全な状態に保ち木材を持続的に活用していくうえでは、森林循環の重要性や林業・木材産業に関する消費者等の理解促進が必要不可欠であることから、その一助となる消費地である都市部と生産地である山間部をつなぐ取組に対する支援も併せて進めること。

※　第 75 回全国植樹祭（令和７年５月開催）において、埼玉県は森林資源の活用と木材の利用拡大を図る取組を「活樹」として提唱し、その理念を全国に発信した。

（３）「森林認証材」の利用促進

2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略が示され、持続可能な森林経営が果たす役割はますます重要になってきていることから、森林認証の認知度向上に向けたＰＲの実施など、森林認証材の利用を促進する取組を進めること。また、森林管理認証であるＦＭ認証、加工・流通認証であるＣｏＣ認証の取得・更新に必要な経費等に対する支援を行うこと。

６　生産・流通体制の強化

（１）伐採・搬出・流通基盤の整備

国産木材の生産拡大を図るとともに、持続的な林業の成長産業化を達成するため、再造林や間伐などの森林整備、路網の整備、先進的な林業機械の導入、木材市場の機能強化、大径材の活用を促進する加工流通施設の整備など、川上から川下までの総合的な取組の推進に向け、輸入木材等の需給変動への対応を含め、必要な予算を十分に確保し、支援を強化すること。

緊急時の対応など林業現場における労働安全の確保に加え、労働負荷の軽減、労働生産性の向上を図るスマート林業の実現に向けて、森林地域における情報通信環境の構築に対する支援を強化すること。

改正森林経営管理法を踏まえ、関係団体の連携強化及び事務手続きの簡素化等により所有権の移転等を推進し、森林の集約化や再造林率の向上を図ることで、木材の安定供給体制の構築及び森林循環の促進を図ること。

加えて、森林整備や山林活用の妨げとなっている所有者不明問題の早期解決に向け、より短期間で境界の明確化や所有権の移転を可能とする制度の構築に取り組むこと。

また、既存交付金の補助単価の見直しなどにより、集約化が困難な箇所に対する支援の充実を図ること。

さらに、国産木材の供給に一定の役割を担っている林業公社等への金融措置等の支援を継続・拡充すること。

併せて、分収造林事業は国が推進した事業であることから、事業を収束させる際には、債務整理や森林管理について特段の支援策を講じること。

加えて、健全な森林を育成するため、定期的な修繕が不要な野生鳥獣被害対策の技術開発を進める等適切な森林被害対策を推進すること。

（２）林業を担う人材の確保・育成

国産木材の供給を支える林業従事者の確保・育成や現場技能者のキャリアアップを進めるため、「緑の雇用」事業や緑の青年就業準備給付金などの必要な予算を確保するとともに、林業就業者の待遇改善、所得向上に向けた労働環境や賃金の改善を図る取組を推進すること。

また、新規就業者の確保・定着や外国人材の受入れに向けた条件整備を促進するとともに、柔軟な働き方を可能とする環境の整備を進めることで、異業種等からの参画を促進して、人材確保に努めること。また、交流や体験を通じた関係人口の増加により、次世代を担う人材の裾野を広げること。

さらに、架線系等の技術者養成研修や現場での林業ＤＸを推進する技術者育成研修の充実を図ること。

（３）木材需要者と木材供給者を繋ぐ仕組みの構築

国産木材の安定かつ効率的な供給体制を構築するため、国産木材を長期間集積、保管するための貯木場の整備など、ストック機能の強化に係る予算を継続的に確保すること。

また、原木の生産・加工・流通の効率化・低コスト化を推進するため、航空レーザ計測による資源把握を始め、リモートセンシング・ＡＩ・ＩＣＴなどを活用したスマート林業技術の開発・実証・実装に向けた取組に対して積極的な支援を行うこと。

さらに、デジタル技術による社会変革を実現する林業ＤＸの取組に向け、川上から川下、消費者までの関係者間の円滑なデータ連携・標準化を図り、地域全体でデジタル技術を有効活用するシステム等の構築を促進すること。

（４）国産木材への転換促進【重点事項⑥】

外国産木材の供給量の低下や価格の高騰により国内の木材需給のひっ迫が生じないよう、国産木材への転換を図るべく、国産材製品の流通対策、国産材製品への転換を図る設計・施工方法の導入や普及に対する支援に一層取り組むこと。

（５）花粉症対策の推進【重点事項⑦】

花粉症に関する関係閣僚会議で決定された「花粉症対策の全体像」に基づく発生源対策の推進が国産木材の利用拡大や森林整備に資することを踏まえ、花粉症対策苗木への植替えや花粉発生源対策の意義の周知・啓発などに必要な予算を十分に確保すること。

また、スギ等の伐採・植替えを着実に実施する上で国産材製品の需要拡大と住宅分野や中大規模建築物等への安定的な供給を図ることが不可欠であることから、木材加工流通施設の整備をはじめとした製材・合板・集成材等の国際競争力強化に向けて、強力な支援策を講じること。

１２　農林水産物の輸出拡大に向けた提言

人口減少により国内の市場規模が縮小する中、地域の主要産業である農林水産業・食品産業の持続的な成長を実現するためには、海外の生活水準の向上や訪日外国人の増加等による日本産農林水産物・食品のニーズの高まりといった環境の変化を捉え、輸出拡大を図ることが重要である。

都道府県においては、農林水産物・食品の輸出拡大に向け、輸出産地づくりや地域のブランド産品と観光誘客との一体的なプロモーション活動等を展開し、農林水産物等の輸出拡大やインバウンド消費の拡大に一定の成果をあげてきた。

一方で、更なる輸出拡大に向けては、輸出先国・地域が求める規制に対応した生産・流通への転換に加え、市場ニーズを踏まえた効果的なプロモーションの展開など、国と地方が一体となって戦略的に推進していく必要がある。全国知事会においても、今年、海外での共同プロモーションを米国・ニューヨークで実施することとしている。

こうした取り組みを契機に、国の掲げる 2030 年輸出額５兆円の目標達成に向け、国と地方がスクラムを組み、オールジャパンによる取組を加速させ、更なる輸出拡大を図るため、次の対策を講ずるよう提言する。

１　輸出障壁の除去

（１）　輸出先国・地域での残留農薬基準や検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件等が設定されているものの厳しい条件が課されている品目、豚熱の予防的ワクチン接種に伴い一部の国・地域において輸出が停止されている豚肉について、輸入解禁や条件緩和の早期実現のため、積極的に二国・地域間協議を行うこと。

（２）　米国向け牛肉輸出の低関税複数国枠について、他国の輸出により数量枠が早期に全量消化されている実態を踏まえ、輸出拡大に支障を来すことのないよう、安定的な輸出に向けた米国への働きかけを行うこと。

（３）　EU 向け牛肉輸出について、森林減少フリー製品規則（EUDR）における低リスク国認定等を踏まえ、牛トレーサビリティ制度を活用するなど実務手続の合理化・効率化が図られるよう働きかけるとともに、包装・包装廃棄物規則(PPWR)については、食品輸出の実態を踏まえ、中小事業者や輸出事業者に過度な事務手続の負担が生じないよう、対応に向けた情報（使用可能な資材等）提供や運用面での配慮がなされるよう要請すること。

（４）　輸出牛肉について、輸出先国の物流実務に対応するため、箱単位でのバーコード添付や箱寸法の標準化に向けた取組を更に進めるとともに、牛肉輸出に不可欠な衛生証明書の電子化を推進することにより、輸出に携わる国内外の事業者の実務負担の軽減及び通関から流通までの手続の効率化に資する体制整備を進めること。

２　原発事故、ALPS 処理水

原子力発電所事故や ALPS 処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制について、当該国・地域に対し、即時に撤廃するよう強く求めること。

特に、科学的根拠に基づかず、原子力発電所事故後継続している 10 都県に対する中国の輸入停止措置についても、あらゆる交渉機会を捉え撤廃するよう強く働きかけるとともに、政府間交渉に関する情報を関係都県と共有すること。

３　輸出産地づくりへの支援

安定的・継続的に輸出に取り組む産地を形成するため、「フラッグシップ輸出産地」の育成や、農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）に参加する生産者・事業者による輸出施設整備や販路開拓など、ステージに応じた取組への支援に係る十分な予算の確保及び優先採択等の優遇措置の対象となる関連事業を拡充すること。

４　海外での販路の開拓・拡大への支援

地方の輸出の取組が更に活発となるよう、都道府県域を越えた連携活動を含む地方の海外での販売促進活動等の輸出拡大に向けた取組等に対し、積極的な支援を行うとともに、輸出先の多角化への支援など必要な対策を講じること。

また、都道府県レベルでの効率的な物流構築に資するため、貿易統計（財務省）の基礎となる税関への「輸出申告書」において、生産地や最終製造地を都道府県単位で記載する欄を新設するなど、輸出品目や輸出額が把握できる仕組みを構築すること。

さらに、オールジャパンのＰＲ活動については、地域ブランドが埋もれることがないよう、積極的な発信を行うこと。

５　海外での知的財産保護

都道府県を含め我が国で育成した優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業の十分な予算の確保や実効性ある対策を継続するとともに、海外品種登録の迅速化・円滑化のため、関係国・地域と協議を進めること。

また、地理的表示（GI）保護制度の相互保護を行う国・地域の拡大に向け、関係国・地域との協議を進めること。

さらに、コメや青果物などの食材において、日本産を模した安価な海外産食材が流通しているため、日本産と海外産の食材を明確に区別できるよう、都道府県産農産物の商標を模倣した疑義品の流通を防ぐための政府間での申入れや監視等、権利保護に資する制度を整備すること。

１３　外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言

我が国の在留外国人数は約 413 万人（令和７年 12 月末時点)、外国人労働者数は約 257 万人、外国人を雇用する事業所数は約 37 万か所（令和７年 10 月末時点）と、いずれも過去最高となっている。

平成元年の「出入国管理及び難民認定法」改正以降、外国人定住者が急増し、日本語教育、生活支援、子どもの教育等の課題は、外国人が集住する特定地域の問題とされ、その対応は受入れ自治体任せとなってきた。

国は外国人を「労働者」と見ているが、地方公共団体から見れば日本人と同じ「生活者」であり、「地域の担い手」でもある。

現在、外国人が定住し始めた地方公共団体では、外国人の高齢化に伴う介護・年金、日本生まれ日本育ちの第２・第３世代の教育等が生活上の課題となっている。

また、令和９年４月に施行される「育成就労制度」は、特定技能への移行が可能で、将来的な長期在留につながる制度である。今後、これまで以上に外国人の生活上の課題への対応が顕在化し、全国に拡大することが想定される。

国においては、令和８年１月、一部の外国人による法やルールを逸脱する行為に対する国民の不安・不公平感に対処した上で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会を実現するため、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を新たにとりまとめた。「秩序は社会の土台、多様性は社会の力であり、この両者を両立させることが、真の秩序ある共生社会の道である」と有識者が意見するように、秩序の視点に加え、外国人の受入環境整備の取組も着実に推進する必要がある。

さらに、従前より自治体連携の枠組み等を使って、新たな外国人の受入れに関する基本戦略の取りまとめや国が多文化共生施策に主体的・戦略的に取り組む根拠となる基本法の制定や、司令塔となる組織の設置を国に要望してきたが、いまだに実現の筋道は見えていない。

以上を踏まえ、全国知事会では、外国人の受入れと多文化共生社会の実現に国が責任を持って取り組むよう、強く要請するものである。

Ⅰ　育成就労制度について

地方の労働力不足は深刻であり、新たに導入される「育成就労制度」では、国と地方の適切な役割分担のもと、全国各地域の実情に応じた制度設計と運用が求められるため、以下の事項を検討・実施すること。

１　全国各地域の実情を考慮した「受入対象分野」を設定すること

○育成就労制度の受入対象分野については、様々な産業分野で外国人材のニーズが高まることが想定されるため、現在対象外の分野も継続的に追加を検討するなど、全国各地域の実情を反映すること。

○地域産業を支える中小企業が、真に必要とする外国人材を十分かつ円滑に受け入れるため、受入対象分野の追加や事業者の外国人材受入れなどの手続きについては、地域や現場の要望を踏まえ、簡素化・迅速化すること。

○現在の技能実習制度は、対象作業が細分化されており、相互に関連する作業ができない場合がある。育成就労制度では、対応職種間の柔軟な取扱いが可能となるよう

配慮すること。

２　地方の外国人労働者確保につながる制度を適切に運用すること

○国は「特定技能及び育成就労に関する分野別運用方針」において外国人労働者の受入れ見込数や転籍制限期間を示したが、地方の労働需給を踏まえ、人材が大都市圏等の特定地域に過度に集中することがないよう、都道府県別の受入れや転籍の状況を定期的･継続的に把握し、分布の変化を検証するなど、地方への配慮施策を実効性のあるものとすること。

○国は特定技能第１号の外食業分野における在留資格認定証明書交付の一時停止措置を行ったが、各分野の受入れ見込数を適切に設定するとともに、影響が見られる場合は、証明書交付の再開を柔軟に対応すること。また、特定技能第１号への移行を見据え、就労開始前から受入れ準備を進める受入れ機関に影響が生じないよう、最新の受入れ人数や在留資格認定証明書の交付の停止措置の見通しを早期に公表するなど、必要な配慮を行うこと。

○育成就労制度施行後に組織される「地域協議会」において、地方公共団体、事業者団体、中小事業者等の意向を丁寧に聴取するとともに、小規模経営体が多い分野の実情を踏まえ、監理支援機関が送り出せる経営体数の上限を見直すなど、地方の外国人労働者の確保・定着に確実につながる制度運用を行うこと。また、地域の実情に応じた取組の支障となる規制や制度があった場合は、地方公共団体からの提案を踏まえ柔軟に対応すること。

○国が責任をもって事業者団体等への制度周知を徹底するとともに、施行までの十分な準備期間の設定、正確で分かりやすい説明に配慮すること。

○国外における外国人労働者の募集活動や、外国人労働者と地域企業のマッチング、キャリアアップ支援などの取組を支援すること。

Ⅱ 外国人の受入環境整備について

国、地方、民間が、適切な役割分担に応じて受入環境整備を進めるため、事業者や地方公共団体の枠を超えて対応すべき課題については、国の責任のもと制度設計や運用を行うとともに、十分な財源措置等が必要である。このため、外国人の受入環境の整備について、以下の取組を検討・実施すること。

１　国が示した「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に係る予算確保と永続的な財政措置を講じること

○現在、地方公共団体が先行して取り組む多文化共生施策の必要額に不足が生じないよう、予算の確保とともに、永続的で十分な財政的支援を行うこと。

○特に、一元的相談窓口に関しては、令和７年度以降、「外国人受入環境整備交付金」が見直され、対象経費の限定、基準額設定などにより、縮小せざるを得ない状況となっている。また、日本語教育についても、ニーズが増加し、支援を充実させる必要がある中、「教育支援体制整備事業費補助金」のうち「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」は、申請額に対して約２億 6,000 万円不足の 69.2%、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」は、申請額に対して約８億 8,000 万円不足の 61.4%に留まり、国の予算が大幅に不足し、事業実施に支障をきたしている。国の総合的対応策に「一元的相談窓口を設置する地方公共団体への国の財政支援」及び「地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援の拡充」等が明記

されていることも踏まえ、確実な財政措置を講じるとともに、より一層、財政支援を拡充すること。
○育成就労制度等に基づく新たな外国人の受入環境の整備にあたっては、国の責任において、外国人労働者やその家族に対する日本語教育などの支援を制度化すること。また、事業者の責務をより明確化し、その実施に必要な財政的支援等を講じること。

２　国による一元的な受入環境整備の取組を実施すること

○総合的対応策で示された「在留外国人が日本語や日本の制度・ルール等を学習するプログラムの創設」については、地方の意見や地域の実情を十分に踏まえながら、居住地域で学習機会に格差が生じないようにするなど、国の責任で一元的制度として実施するとともに、早期実現に向けて検討を加速すること。また、初期支援だけではなく、プログラム終了後の継続的支援の仕組みも検討すること。
○日本での就労を希望する外国人に対しては、国として、送出し国の現地における日本語教育支援を充実させるとともに、外国人の来日後の定着・活躍を促進するため、就労場面やキャリア形成を見据えた日本語教育を充実すること。
○日本語指導が必要な児童生徒に対し、初期の日本語指導や学校生活への適応指導を行うプレクラスの設置について、国が主導して全国で実施できるよう財政支援を含めて検討すること。
○高度な専門性を要する医療通訳や、日本語教育における多様なニーズに適応した対話型オンライン学習機会の提供など、全国で一律の実施が求められる施策については、国が主体的に措置を講じること。
○生活に必要な全国一律の内容を案内する制度等については、国が積極的に情報発信するとともに、サービス提供の多言語化、やさしい日本語化を推進すること。
○一部の外国人による既存ルールを逸脱する行為についての国民の不安・不公平感への対処が必要であることから、国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプランを推進し、適切な出入国在留管理を徹底するとともに、不法就労・不法滞在などの我が国の法やルールを逸脱する行為に対し、国が責任を持って対応すること。

Ⅲ 基本法の制定と司令塔となる組織の設置について

国が掲げる秩序ある共生社会を実現するためには、外国人の受入れ、多文化共生施策実施の根幹となる国の戦略が求められるため、以下の取組を検討・実施すること。

１　多文化共生施策実施の根拠となる体系的・総合的な基本法を制定すること

○これまで、地方公共団体は、明確な法的根拠や十分な財源的裏付けが無い中で、多文化共生施策を実施してきた。今こそ、国の責任で不当な差別や偏見の防止、人権尊重の観点を踏まえた受入環境整備に関する多文化共生施策を制度的な枠組みとして整備すること。
○国の責任において、外国人の受入れ及び多文化共生施策に取り組む必要があることから、根底にある人口減少対策と併せて議論した上で、新たな外国人の受入れに関する基本戦略を取りまとめるとともに、国・地方公共団体・事業者の責任と役割の明確化や、多文化共生施策の根拠となる体系的・総合的な基本法を制定すること。
○外国人の増加に対する国民の不安を払拭し、国民が正確な情報に基づいて冷静に議論できるよう、国民に向けたメッセージを発信するとともに、正確なデータに基づく積極的な情報発信を行うこと。

２　多文化共生施策実施の司令塔となる組織を設置すること

○各省庁が「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に取り組み、多文化共生施策をさらに充実・推進すること。また、これらの施策が確実に実行されるよう、出入国在留管理庁や外国人との秩序ある共生社会推進室とは別の「多文化共生施策実施の司令塔となる組織」を設置すること。

１４　国土強靱化の推進、交通ネットワークの整備・維持及び持続可能な観光立国の実現に向けた提言

我が国では、近年、気候変動の影響等により自然災害が激甚化・頻発化しており、極めて甚大な被害が生じている。また、令和６年能登半島地震においては、半島という地理的条件による課題が浮き彫りとなったことを踏まえ、第１次国土強靱化実施中期計画では、「半島防災・強靱化」を推進するなど、半島・離島等の条件不利地域における対策を強化することなどが明記された。

こうした中、大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、サプライチェーンの確保など経済活動を含む社会の重要な機能を維持するために、防災・減災、国土強靱化の取組は、一層重要となっており、地域の実情に応じたハード・ソフト両面からのきめ細かな対策の推進が急務となっている。

また、全国で下水道管路の破損等に起因する道路陥没が発生しており、令和７年１月に埼玉県八潮市で発生した事故では長期に亘り、国民生活に甚大な影響を及ぼしている。下水道管路に限らず、全国のインフラ施設について、今後 20 年で建設後 50 年以上経過する割合が加速度的に高くなることが示されるなど、インフラ施設の適切な維持管理や予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換に向けて老朽化対策が急務となっている。

このため、改正国土強靱化基本法に基づき、近年の様々な災害から得られた貴重な教訓や社会情勢の変化等も踏まえ、デジタルなどの新技術も活用しながら、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取組を進めていくだけでなく、更なる加速化・深化を図ることが重要である。

また、第１次国土強靱化実施中期計画の計画期間内において推進が特に必要となる施策については、事業規模をおおむね 20 兆円強程度と示されているが、激甚化・頻発化する災害への対応や老朽化の進行に伴う追加対応、さらに近年の物価高や人件費の高騰等に加え、中東情勢の不安定化による原油価格の上昇に伴う影響に対応するため、十分な事業規模を確保することが不可欠である。

さらに、「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）」において、「費用便益分析の便益として計上されていない効果についても、必要に応じて定性的な評価項目として考慮する」とされているが、各種インフラ整備事業の評価については、費用便益分析の結果を中心とした評価に留まっている。そのため、社会経済情勢の変化等を踏まえ、事業特性に応じて費用便益分析で十分に反映されていない誘発需要の創出効果や防災・減災効果等の定量的な便益を適切に反映し、計測手法の確立を図るとともに、定性的な評価も重視するなど、評価手法の見直しが必要である。また、長期的な整備効果を適正に評価する必要があることから、最新の社会経済情勢等を踏まえ、社会的割引率の見直しが必要である。

併せて、令和７年 12 月 23 日閣議決定の「地方創生に関する総合戦略」において掲げられている「持続可能なインフラの実現」による「豊かな生活環境」の構築に向け、時間距離の短縮や多重性・代替性の確保等を図る交通ネットワークの強化を推進しなければならない。

さらに、地方において、人々の生活や産業を支える地域交通は、地域にとって重要な社会インフラであり、公共財としての性格を有している一方、地域交通を取り巻く環境は厳しく、人口減少下において、学校や医療機関等の統廃合が進むとともに、運転手不足に伴いバスが減便・廃止されるなど、通学や通院等の日常生活における移動手段の確保が困難になっている。こうした中、地域交通については、その

持続可能性や利便性等を高めるため、地域交通のリ・デザインを引き続き全面展開するとともに、「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保の取組を進めることが重要である。

また、地域経済の一翼を担う観光産業は裾野が極めて広く、観光による「稼げる」地域・産業を実現するために、インバウンドをはじめとする地方誘客が重要となっている。このためには、オーバーツーリズムの未然防止・抑制、地方誘客及び消費拡大に効果の高い観光コンテンツの充実、地方部への交通ネットワーク機能強化等を図るとともに、国内交流・アウトバウンド拡大に向けた取組や、観光地・観光産業の強靭化の推進が必要である。

以上を踏まえ、下記項目について強く提言する。

記

１　防災・減災、国土強靭化の推進

近年頻発する自然災害においても、防災・減災、国土強靭化対策の重要性が再確認された。このことから、国土強靭化の取組については、事前の対策により被害が抑えられるとの認識のもと、今後の原油高や物価高、賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、政府が掲げる「危機管理投資・成長投資による強い経済」を実現し、計画的かつ更なる加速化・深化を図るために、第１次国土強靭化実施中期計画に関する予算については、例年以上の規模で通常の公共事業予算とは別枠で当初予算として確保すること。

さらに、令和８年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業債」については期間を延長するとともに、国土強靭化に資する取組である「緊急自然災害防止対策事業債」等も含め対象を拡充すること。

また、国土強靭化の取組を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、財政支援や地方財政措置の充実・強化を図ること。

さらに、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故等を受け、下水道管路の点検・調査の頻度及び方法の抜本的見直しを行うとともに、国が主体となって下水道管路の維持管理・更新に関する手法を確立し、道路陥没事故の未然防止やリダンダンシーの確保を目的とした対策を全国的に推進するため、国が策定を義務付けているストックマネジメント計画に基づく対策はもとより、路面下空洞調査も含め技術的・財政的に全面的な支援を行うこと。

併せて、国土強靭化に向け、建設業における働き方改革の推進など、インフラ整備の担い手となる人材の中長期的な確保に向けた取組を強化するとともに、インフラマネジメントに当たっては、インフラの長期にわたる更新に目途がつくよう、大量に更新時期を迎えるインフラ施設の現状と課題を把握した上で、地方自治体の実情に応じた取組を進めること。特に、「水の官民連携」（ウォーターＰＰＰ）については、これらのことについて十分に配慮した上で、推進を図るとともに、「水の官民連携」（ウォーターＰＰＰ）の導入を下水道管路改築時の交付要件とすることについて、慎重に検討すること。

ならびに、人口減少やインフラの老朽化を踏まえ、市町村が管理する下水道の一部を浄化槽へ転換するなど汚水処理システムの最適化に向けた検討を進めるとともに、多大な経費が見込まれる下水道施設の更新費用を受益者負担とすることの是非など下水道施設の更新費用に係る負担のあり方について国民的な議論を通じ見直すこと。

加えて、上下水道と同様に重要インフラである「工業用水道」の管路更新・耐震化を加速させるため、必要な予算額を十分確保するとともに、特に甚大な被害が想定される地域への重点配分を行うこと。また、大規模災害発生に備え、より強力かつ迅速な耐震対策を図るため、国庫補助率を「下水道事業」と同水準まで引き上げること。

併せて、中東情勢に伴う建設資材の価格高騰や供給不足が懸念されていることを踏まえ、国土強靱化対策や被災地の復旧・復興等が停滞しないよう、建設資材の安定的な供給に必要な措置を講じること。

２　シームレスな拠点連結型国土の形成に向けた広域交通ネットワークの整備推進

シームレスな拠点連結型国土の形成を図るため、成長投資として高規格道路の未整備区間の早期整備や高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道等とのダブルネットワーク強化、暫定２車線区間の４車線化、環状道路の整備促進、湾口部・海峡部等を連絡するプロジェクトを推進すること。

なお、費用対効果分析を含む道路事業の評価については、ネットワークとしての観点及び地方における多様な効果に加え、誘発需要や、東日本大震災・能登半島地震等においてその重要性が再認識された代替性確保など防災・減災効果の観点も含め、更なる検討を行うこと。

リニア中央新幹線及び整備新幹線については、整備促進と早期開業の実現を図ること。また、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への 2020 年代の格上げや国家プロジェクトとしての位置付けの明確化、新たな整備財源の確保に取り組むとともに、整備に伴って生じる地方負担の軽減を図ること。加えて、新幹線整備に係る投資効果（Ｂ／Ｃ）について、誘発需要や防災・減災効果等の便益を適正に評価できる手法へ見直しを行うこと。さらに、幹線鉄道においては、地域の実情に応じた高機能化や高速化、代替機能を発揮する鉄道のネットワーク化など、広域交通ネットワークの整備を推進すること。そのため、必要な財源確保の方策も含めて調査・検討を行い、鉄道施設の整備に対する支援制度を創設すること。また、複線化や線形改良など、部分的・段階的に高速鉄道の整備を図る手法を検討すること。

また、航空路線が全国各地の産業や経済及び住民の生活に果たしている役割に十分配慮しつつ、生活交通としての地域航空路線を維持可能なものとする観点から、地方航空路線に対する運航経費への支援制度の拡充など国内航空ネットワークの維持・充実について適切な対応を図ること。

３　地方創生と国土の均衡ある発展に向けた地域公共交通の維持・確保

地域の実情に応じた生活交通の維持・確保、及び持続可能な地域公共交通の実現に向け、深刻化するバス・タクシー運転手や鉄道運転士、グランドハンドリングスタッフ、船員不足の解消を図るため、人材確保や処遇改善に対する支援、人材派遣要件の緩和など抜本的な対策を講じること。

交通空白の解消に向けて、積雪時など地域ごとの走行条件等に左右されることなく通年運行が可能な自動運転や空飛ぶクルマなどの新たな技術の導入や規制緩和などを行いながら、地域の交通資源等を最大限活用した持続可能で多様な移動手段を継続的に確保できるよう、地方に対し必要かつ十分な支援を行うこと。

離島航路・航空路についても、離島の地理的条件や自然的条件を考慮し、必要かつ十分な支援を行うとともに、定額引下げ措置の終了やイラン情勢の悪化に伴い価格が高騰し、安定的な供給の確保に懸念が生じている船舶用燃料について、

新たな支援制度の創設等必要な措置を講じること。さらに、船価の高騰により、民間事業者のみでは船舶更新が困難になっている状況を踏まえ、離島における社会経済活動を支える重要な社会インフラである船舶の更新に対する新たな国の支援制度を創設すること。その際、安定的な運航の継続性が損なわれると見込まれる場合は、黒字航路も支援対象とするほか、唯一の航路でない場合も対象とすること。加えて、船舶更新に対する地方自治体の財政負担に対して、更なる地方財政措置を講じるなど、支援の充実等の対策を講じること。

また、人口減少下において、生活利便性の向上や地域経済・沿線の活性化など、まちづくりの観点から地域交通体系の維持・確保及び充実について支援を行うとともに、地域公共交通の確保・維持に係る事業においては、人件費や物価の上昇による影響を適時・適切に反映すること。

公共ライドシェアについては、制度のさらなる周知や運輸局及び運輸支局による積極的な助言を行うとともに、地方公共団体が容易に制度を導入できるよう、車両の購入費用や運転手の人件費、既存事業者に運行を委託する場合における既存事業の運賃と公共ライドシェア料金との差額調整に必要な費用等に対して、国による継続的な財政支援を行うこと。

日本版ライドシェアについては、大阪・関西万博開催時の規制緩和や全国各地の取組状況の検証等も踏まえ、必要な見直しを行うこと。

また、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置付ける法制度については、安全性の確保を大前提として、現在の自家用車活用事業等の実施状況、地域の声やタクシー事業者の意見を踏まえ、地域の実情を反映できる制度とし、全国一律の規制緩和は拙速を避けて行うこと。

加えて、国民にとって重要な社会インフラである鉄道については、災害時等のリダンダンシーの確保をはじめ、人口減少や高齢化などの社会環境の変化、現在のＪＲ各社の経営状況、事業構造及び内部補助の考え方等を踏まえ、全国的な鉄道ネットワークのあり方そのものについて、まずは国の責任において議論のうえ早期に方向性を示すこと。また、地域鉄道の安全輸送の確保に加え、利便性向上や利用促進、沿線活性化、被災鉄道の早期復旧のため鉄道事業者及び地方に対し更なる支援を行うとともに、災害を契機とした安易な存廃・再構築の議論が行われないよう鉄道事業者を指導すること。

４　持続可能な観光立国の実現

観光立国の実現に向けた政府が掲げる目標「2030 年に訪日外国人旅行者数 6,000 万人・消費額 15 兆円」等の達成を目指し、インバウンドの戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立を図るため、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策を一層強化する観点から、過度の混雑やマナー違反対策等に取り組むこと。

また、地方誘客及び消費拡大に効果の高い観光コンテンツの充実を図る観点から、伝統的酒造りや温泉文化、神楽など、それぞれの地方が持つ歴史、文化、自然、食、スポーツ等の資源を活かした魅力ある新たな観光資源・文化資源の発掘・磨き上げの取組や誘客プロモーションの支援を行うこと。その際、春夏の旅行商品の造成やインバウンドの誘客期間を加味し、各補助事業の採択早期化、ソフト事業も含めた債務負担行為等による複数年にわたる事業実施など補助制度の柔軟な運用を検討すること。

観光コンテンツの維持や磨き上げ、オーバーツーリズム対策を一層推進するため、観光施設において適切な料金設定が行われるよう、居住者・非居住者間等で

料金差を設ける、いわゆる「二重価格」を含め、地域の実情を踏まえた料金設定の在り方について論点を整理するとともに、国が主導的な役割を果たすこと。

加えて、開催地を中心に大きな経済効果をもたらすＭＩＣＥについて、各地の誘致体制の強化のための支援を行うとともに、各地で開催される国際的な博覧会・スポーツ大会を好機と捉え、地方の魅力的な観光資源・文化資源の効果的な発信や全国各地への誘客に向けた施策を戦略的に講ずること。

併せて、地方部への交通ネットワークの機能強化を図る観点から、地方空港における新規就航等の実現や施設の拡充等の機能強化、航空燃料の安定供給やグランドハンドリング用機材の導入促進等の受入環境整備、地方港湾も含めた検疫・税関・出入国管理体制等の整備・不足の解消や充実、訪日短期滞在ビザ免除対象国の拡大などへの支援を行うほか、空港の施設整備に当たっては、費用対効果分析における費用便益分析の対象となる便益の拡充や、就航実態を踏まえた整備効果の評価と計測手法の確立を図るとともに、定量的・定性的評価など多様な視点からの評価を重視する等、評価手法の見直しを行うこと。

加えて、観光地への公共ライドシェアも含めた多種多様なモビリティの導入や更なる活用など「観光の足」の確保に係る支援を行うこと。

「日本人の地方部延べ宿泊者数 3.2 億人泊・国内旅行消費額 30 兆円」を目指し、国内交流の拡大を図るため、ワーケーションやラーケーションの促進等による旅行需要の平準化等に取り組むとともに、双方向の交流拡大に向けたアウトバウンド推進のための支援を行うこと。

また、令和６年能登半島地震の被災地域における観光の復興を図るため、事業者支援やコンテンツ造成、情報発信・プロモーションへの支援を進めること。

観光地・観光産業の強靱化に向け、宿泊施設・観光施設の整備促進や高付加価値な旅行商品の造成、観光ＤＸの推進、観光産業の外国人材活用などによる総合的な人手不足対策や通訳ガイドの充実・強化等の取組の支援を行うこと。

さらに、大規模災害時の外国人観光客の安全かつ迅速な帰国を支援するため、法令等の整備や広域的な対応における司令塔機能の設置、駐日大使館等の関係機関との連絡調整体制の構築など、全国的な課題について制度設計を進めること。

これに加え、国際観光旅客税については、今般措置された広域連携ＤＭＯが策定する広域連携観光戦略に基づく取組への支援のみならず、ＤＭＯの機能強化への取組を含む地方の観光振興施策に自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を交付金等により、都道府県ＤＭＯを含めた地方に配分すること。

１５　2040年を見据えた医療・介護提供体制の構築に向けた提言

【ポイント】
- ○　新たな地域医療構想については、これまで以上に丁寧な協議プロセスが必要となることから、国においては、構想の策定・取組に対してデータ分析等の技術的支援に加え、各種支援体制の確保や地域医療介護総合確保基金の拡充など十分な財政的支援を行うこと。
- ○　医療機関等の経営安定化について、診療報酬改定時の見通しを超える物価や賃金の急激な変動に際しては、適時適切な見直しを行うとともに、公立・公的病院を含めた医療機関等の安定的な経営に資する対策を迅速に講じること。
- ○　「医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージ」による総合的な医師偏在対策を推進していくに当たっては、引き続き地方との協議の場を設けるなど、地域の実情を十分認識した上で、具体的なスキームや手続き等について早急に示すこと。
- ○　感染症危機等の事態に備え、医療機関や都道府県等が平時から取り組む体制整備に対して、必要な技術的支援及び財政支援を講じること。
- ○　介護人材の確保・定着のため、人材確保に資する確実な収入の引上げにつながるよう、介護報酬における処遇改善加算の見直し等により、介護事業所で働く全ての従事者について、他職種と遜色のない更なる処遇改善を図ること。
- ○　医療・介護保険制度においては、国民や事業者の過度な負担や急激な変化が生じないよう、十分な配慮を行うとともに、社会全体で納得感を得られるよう丁寧に検討を進めること。

我が国においては、「団塊の世代」が 75 歳以上となり、2040 年頃には高齢者人口のピークを迎えるとともに、医療と介護の複合ニーズを抱える 85 歳以上の人口の増加が見込まれる一方、急速に少子化が進行し、生産年齢人口は更に減少が加速するなど、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」に直面している。

政府は、2040 年頃までを見据え、「全世代型社会保障」の構築に向け取り組んでいるところであるが、国民の安心や生活の安定を支えるセーフティネットという役割を決して損なうことのないよう十分留意した上で、増加する社会保障給付の重点化や効率化を含め、持続可能性を高めるための制度見直しに引き続き取り組むことが不可欠である。

特に、医療・介護などのサービス提供体制については、地域ごとに状況が異なる人口動態の変化や、医療・介護の複合ニーズの高まり、コロナ禍・大規模災害への対応や継続する物価高や人件費の上昇といった社会経済情勢の変化等も踏まえ、地域の実情に応じ、質の高い医療・介護を効率的・効果的に提供できる体制の構築に向け、着実に取組を進めていくことが求められる。

また、健康寿命の延伸は、高齢者の社会参加や生きがいにつながるばかりでなく、社会保障制度においても医療費・介護給付費の削減につながることから、健康増進対策や生活習慣病予防対策に関する取組も、今後更に強化していく必要がある。加えて、ケアラー・ヤングケアラーなど近年顕在化している多様な家族介護に対する支援についても着実に取組を進めていくことが求められる。

医療や介護、保健など社会保障分野の施策については、その多くを地方が担っていることから、地方自身も責任を持ち、適切な役割分担の下、国と連携しながらその役割を果たしていく決意であり、政府においては、2040 年頃を見据え、これから生まれ

る将来世代も含めた全世代の安心を保障する持続可能な医療・介護提供体制の構築に向け、特に以下の項目について適切に対応されるよう、提言する。

１　医療提供体制の構築

（１）地域医療構想の実現

新たな地域医療構想の策定に当たっては、地域の実情に応じた課題抽出や実現に向けた施策等について、市町村、地域の医療関係者、保険者及び患者・住民の意見を聴取し、幅広い関係者で検討する等、これまで以上に丁寧な協議プロセスが必要になることから、全国一律で分析すべき横断的データは国で一括管理し、都道府県に提供するとともに、そうしたデータを都道府県が自ら分析し、有効活用できるよう、地域における人材育成や分析のための支援を実施するなど全国的な推進を着実に図っていくための技術的支援を行うこと。

また、新たな構想は対象の拡大や医療機関機能報告の新設により、医療機関や自治体の負担増が懸念されることから、国において構想の策定・取組に対して各種支援体制の確保や自治体の体制整備に対する地方財政措置等を講じること。併せて、新構想の推進を図るため、医療機関に対して地域の医療ニーズや医療資源の実情に応じた支援が不可欠であることから、地域医療介護総合確保基金の拡充など、十分な財政的支援を行うこと。

さらに、ガイドラインに盛り込むことができなかった具体的な課題に対応していくため、地方との協議の場を継続して設けるとともに、継続的な伴走型支援体制を構築し、現場で生じる課題を把握すること。加えて、国全体として全国の知見を集積・活用するなど、着実なフォローアップを行うこと。

（２）中東情勢を踏まえた医療機器等の安定的な供給体制の確保

現下の中東情勢の緊迫化によって光熱費及び輸送費等の高騰のみならず、診療に不可欠な医療機器等の長期的な供給、流通への影響が懸念されることから、関係省庁が連携し医薬品、医療機器及び医療物資等の安定した供給体制の構築に万全を期すとともに、医療提供が停滞することのないよう、迅速に必要な対応を行うこと。

（３）医療機関等の経営安定化

保険医療機関等は、公定価格である診療報酬によって運営されており、物価や人件費の上昇の影響を価格転嫁できず、深刻な経営難に陥り、地域医療の提供体制を維持・確保する上で重大な課題となっている。令和８年度診療報酬改定により、経営実態を踏まえた経営の改善や従事者の処遇改善に向けた支援が実施されることとなったが、今後も診療報酬改定時の見通しを超える物価や賃金の急激な変動に際しては、適時適切な見直しを行うとともに、公立・公的病院を含めた医療機関等の安定的な経営に資する対策を迅速に講じること。加えて、医療機関の経営意識向上が図られるよう、外部専門家の活用など経営改善を後押しする財政支援や経営に特化した人材育成の取組に対する支援策を講じること。

また、公立・公的病院は地域医療の拠点として、救急医療・周産期医療・へき地医療・精神医療・感染症対応など効率性・経済合理性だけでは対応できない医療を担い、民間医療資源の少ない地域において重要な役割を果たしている。しかしながら、今般の物価高や人件費の著しい上昇に伴い、もはや経営努力のみでは対応することが困難な極めて厳しい経営状況にある。加えて、建築コス

トの高騰などによって施設の老朽化に伴う病院の建替・改修が困難な状況も生じている。こうした状況を踏まえて、令和７年度補正予算や令和８年度地方財政措置において、物価高や賃上げに対する支援、設備整備支援など幅広く支援事業が示されたが、支援事業の効果を把握しながら、引き続き、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の強化や医療体制の整備について、地域の実態を踏まえた支援のため、必要な補助金及び地方財政措置を講じること。

（４）かかりつけ医、かかりつけ薬剤師等必要な医療機能の確保

ア　「かかりつけ医機能報告」をはじめ、令和８年10月１日に施行される医療機関機能報告などの各種報告制度については、地域における協議の場など実務を担う都道府県に対する技術的、財政的支援のほか、医療機関に対してシステム（Ｇ－ＭＩＳ）改修に伴う統一的な相談窓口の設置や、人員体制を強化する際の地方交付税措置など、体制確保に必要な支援を行うこと。あわせて、Ｇ－ＭＩＳによる各種報告については、スマートフォンやタブレット端末に対応可能とし、操作環境の改善を図るなど医療機関側の利便性を考慮したシステムを構築すること。また、Ｇ－ＭＩＳを用いた緊急配布要請機能については、都道府県の要請判定に際して、Ｇ－ＭＩＳ上での自動判定機能や入力事項の一括アップロード機能を追加するなど、効率的な事務処理に資する改善・改修を行うこと。

イ　かかりつけ薬剤師・薬局の機能の推進等を図るため、認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局及び健康増進支援薬局）制度の機能や地域における役割、位置付けが整理されているところであるが、国民及び関係者が容易に理解できるよう国において分かりやすく示していくとともに、認定薬局に対する調剤報酬上の検討や認知度向上に向けた対策を講じること。

（５）在宅医療の推進

高齢化の進行により、今後需要が増大する在宅医療の提供体制を充実させるため、在宅医療を担う人材の確保・育成のほか、訪問診療・訪問歯科診療・訪問看護等に必要な設備整備や在宅医療の拠点整備・運営に必要な経費への財政支援を講じること。さらに地方における各患者宅への移動時間の長さや医療従事者等の安全確保などを考慮した適切な診療報酬の設定など、令和８年度診療報酬改定の効果を把握しつつ、在宅医療の推進を図るための施策を地域の実情を踏まえながら講じること。

また、第８次医療計画国指針では「積極的役割を担う医療機関」に他医療機関の支援を求めているが、普段連携のない医療機関も含めた医療機関間の患者情報の共有方法や報酬手続きについてのルール整備や、支援の依頼を受けるまでの待機への評価、支援先が在宅療養支援診療所等でない場合への評価など、積極的役割を担う医療機関がその機能を十分発揮できるよう診療報酬制度等の見直しを含め支援策を講じること。

（６）オンライン診療を含む遠隔医療の推進

医療資源の乏しい地域や受診機会が不十分な診療科がある地域等において、受診を希望する住民の適時受診を確保し、十分な医療行為が提供される必要があることから、オンライン診療を含む遠隔医療の普及・促進を図るため、インフラの整備や必要な設備整備への財政支援等を行うとともに、遠隔手術指導や遠隔手術支援など先進的な技術を活用した遠隔手術に対しても一層の支援を

行うこと。
　また、オンライン診療が医療法に定義されたことを踏まえ、施行・運用においては、オンライン診療基準に適合した診療が行われるよう、指導監督の具体的な基準や内容、都道府県間の連携方法等、具体的な運用方針を示すとともに、適切な制度運用がなされるよう、国においても現場の状況を十分把握し、継続的な制度管理を行うこと。併せて、当該業務により負担が生じることから、地方財政措置を含めた体制整備に対する支援について検討すること。

（７）医療ＤＸの推進

ア　医療ＤＸの推進に当たっては、医療現場で混乱を生じさせないよう医療機関や都道府県の意見を踏まえながら必要な技術的・財政的支援を行うとともに、推進の具体的な内容に係る情報を早期に提示すること。
　また、国民や医療機関など関係者全体から理解が得られるよう、医療ＤＸによって享受できるメリットや安全性について、将来ビジョンを示した上で丁寧に周知・広報すること。

イ　医療分野でのＤＸを通じた医療サービスの効率化・質の向上を図るため、電子カルテ情報共有サービスをはじめ関連する基盤整備を進めるとともに、電子カルテの普及に向けてシステムの導入・更新費用の低廉化や必要な技術的・財政的支援を講じること。さらに、サイバーセキュリティの確保など医療ＤＸ全般について、令和８年度診療報酬改定の効果を把握しながら、引き続き、システム運用費用等に対応できる適切な診療報酬の設定を検討すること。
　また、国が開発を進めている標準型電子カルテシステムについては、医療機関が導入しやすいシステムを構築した上で、早期の運用開始を図ること。

ウ　現在、国において構築している保健・医療・介護等の情報を集約する全国医療情報プラットフォームの今後の拡張方針や、これまで各地域で構築・運用されてきた地域医療情報連携ネットワークとの役割分担を早期に示すこと。

エ　医療ＤＸの推進に当たり、ハード面におけるセキュリティ対策のみならず、医療情報等への不正なアクセスを防止するため、医師資格を電子上で証明する手段として、日本医師会が発行する医師資格証の普及促進を図る等、安全な運用に資する取組について国主導で万全な対策を講じること。

オ　電子処方箋管理サービスについては、国民が平等にサービスを享受できるよう、医療機関における電子処方箋管理サービス導入の阻害要因である、導入費用や運用に係る経費負担に対し、十分な財政支援を行うこと。
　また、電子処方箋を推進するため、医療機関が安全に運用できる仕組みや環境を引き続き整備するとともに、電子処方箋管理サービスの導入及び更新費用の低廉化や対応可能なベンダの一層の拡大など、体制整備への支援策を講じること。

（８）ドクターヘリ等による救急医療提供体制の確保

　ドクターヘリを用いた救急医療の確保については、一部地域で操縦士・航空整備士等の人材不足や高騰する機材価格等に起因する供給力不足を背景に、ドクターヘリの運航が確保できない「空白地域」が生じていることから、国主導により総合的なバックアップ体制のあり方を検討するとともに、操縦士・航空整備士等の人材確保に向けた取組を推進し、安定的かつ効率的なドクターヘリ運航体制を整備すること。さらに、ドクターヘリの運航に必要な経費の支援については、機体価格の著しい上昇や賃上げ等に伴う運航経費の増大を反映した

十分な予算を確保すること。

（９）医療人材の確保

ア　医師の偏在是正・確保対策は、国と地方とが連携して取り組むことが重要であり、国においては、「医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージ」により、実効性のある総合的な医師偏在対策を推進するとしているが、引き続き、地方との協議の場を設ける等、地域の実情を十分に認識した上で、具体的なスキームや手続き等について早急に示すこと。

なお、同パッケージでは、都道府県において医師偏在是正プランを策定することが求められているが、「計画策定等における地方分権改革の推進について」（令和５年３月31日閣議決定）を踏まえて、記載事項を簡略化すること。

また、医師の高齢化の進行や働き方改革の影響も懸念される中、離島、中山間地域はもとより都市部においても安定的な医師の確保が喫緊の課題となっていることから、医師需給推計を再度検証し、医師養成課程における対策なども含め、国が主体となり実効性のある偏在対策・確保対策を講じること。

イ　大学が主体的に地域と連携して医師の育成及び医師不足の地域・診療科への医師派遣に取り組むよう、国が責任を持って大学への指導や制度改正を講じること。

また、大学が当該役割を十分に果たすことができるよう、恒久定員内での地域枠の設置を要件とすることなく、地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員増を延長するとともに、恒久定員の増員も含めて一定水準の定員を担保すること。

さらに、臨時定員の配分に当たっては、医師偏在指標等のみならず、地域の実情を詳細に分析した上で行うこと。

ウ　臨床研修医の募集定員は、特定の地域への集中を是正し、地域偏在の是正につながる配分となるよう抜本的な対策を速やかに行うこと。

また、専攻医の募集定員におけるシーリングについては、特定の地域への集中を是正し、若手医師の確保に苦慮する地域において専攻医の増加につながるような制度設計にするとともに、専攻医の育成環境にも配慮した制度とするよう、日本専門医機構に強く働きかけること。

エ　医師の働き方改革の推進に当たっては、その影響に関する調査を継続的に実施の上、詳細な分析を行い、地域医療提供体制の維持・確保に支障を来さないよう、医師確保・偏在対策に関する施策の方針に確実に反映させ、一体的に進め、地方と緊密に連携しつつ、国民へのより一層の周知を含めた必要な対策を機動的に行うこと。

オ　都道府県が行う医療従事者の確保・偏在対策や、医師の働き方改革に対応した地域の医療提供体制の確保に向けた取組に対して、地域医療介護総合確保基金の拡充や事業区分間の弾力的な活用などを含む抜本的な財政支援を講じること。

特に、医師の働き方改革については、地域医療確保暫定特例水準の終了年限の目標である令和17年度末に向け、医療機関における勤務環境の改善のための取組をより一層推進する必要があることから、地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅵ「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」に要する経費について全額国庫負担で実施できるようにすること。

また、医療機関の業務効率化・職場環境改善への取組に対し、継続的な支援と地方負担の軽減を図るとともに、都道府県が設置する医療勤務環境改善支援

センターの体制拡充・機能強化が重要であることから、技術的支援及び財政的支援を強化すること。

カ　医療機関においては、人材確保が困難となっていることに加え、医師の働き方改革に伴うタスク・シフト/シェアへの対応や、急速に進展する医療レベルに併せ、薬剤師や看護師、臨床工学技士等多くの専門的人材が必要となっていることから、これら人材の確保・定着を図ることができるよう、財政措置も含め適切な措置を講じること。

　また、看護職員の確保対策については、育児休業等取得者や夜勤困難者の増加に加えて、退職者の補充が十分できないといった理由による看護職員不足が深刻化し、病棟の一部休止等が起きている実態を踏まえ、夜勤負担の軽減等の勤務環境改善や処遇改善など、実効性のある対策を追加すること。

キ　助産師の確保については、分娩数の減少等に鑑み、助産師養成課程における実習要件の弾力化等について、検討を行うこと。

（１０）感染症危機等の事態に向けた対策

ア　新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画を踏まえ、施設・設備整備や感染症危機に対応できる人材の確保、訓練・研修、個人防護具の備蓄など、医療機関や都道府県等が感染症危機に備えて取り組む体制整備への技術的支援及び財政支援を講じること。

　また、感染症指定医療機関に対する運営費補助金について、基準額に基づく申請に対して交付額が下回らないよう、必要かつ十分な国庫財源を継続して確保すること。

　さらに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県が平時から負担することとなる流行初期医療確保措置に関する事務の執行に要する費用についても財政支援を行うこと。

イ　高病原性鳥インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など、人と動物の双方に感染する人獣共通感染症等に備えるため、「ワンヘルス」について広く普及啓発を図るとともに関係機関との連携推進等の取組を強化すること。

ウ　新型コロナワクチンの定期接種について、安定的に推進できるよう対象者の自己負担及び市町村の費用負担の軽減に資する確実な財政措置を講じること。

エ　災害拠点病院や、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を設置している医療機関、並びに災害支援ナースの派遣に関する協定を都道府県と締結している医療機関に対して、発災時に機動的に対応できる医療チームの育成や、災害対応に備えた人材・物資の確保、施設・設備整備及び発災以降の人的補償の充実など、感染症対応を含む災害時医療提供に対する必要な財政措置を、国の責任で行うこと。

オ　新型インフルエンザ等感染症等の個別事例情報の公表基準に関しては、人権や社会的影響等に配慮した全国統一の取扱について法的に明確に位置付けるとともに、地方との協議を行いながら適切な運用を図ること。

カ　新型コロナウイルス感染症罹患後症状の問題を根本的に解決するため、国の責任において、当該研究に必要な予算を拡充し、罹患後症状の病態の解明や診断基準及び治療法の早期確立を図ること。

　その際、臨床試験への参加を希望する患者をはじめ、より多くの国民が研究情報をより容易に把握できるよう、国や研究を実施する医療機関等において、研究情報をわかりやすく公表すること。

２　介護サービス提供体制の確保

（１）介護人材の確保

介護人材の安定的な確保に向け、国においてもあらゆる手段を活用し、緊急にかつ集中的に財源を投下して、介護職への理解促進とイメージアップに取り組むとともに、学生、主婦、元気高齢者、外国人など多様な人材の確保を推進すること。

（２）介護職員等の処遇改善

介護を必要とする方に持続的に介護保険サービスを提供するためには、介護人材の確保・定着が不可欠であることから、人材確保に資する確実な収入の引上げにつながるよう、介護報酬における処遇改善加算の効果を検証し適切に制度設計するなど、介護事業所で働く全ての従事者について、他職種と遜色のない更なる処遇改善を図ること。

（３）中東情勢を踏まえた介護物資等の安定的な供給体制の確保

現下の中東情勢の緊迫化によって光熱費及び輸送費等の高騰のみならず、サービスの提供に不可欠な物資等の長期的な供給、流通への影響が懸念されることから、関係省庁が連携し、現場で必要とされる物資等の安定した供給体制の構築に万全を期すとともに、介護・障害福祉サービスの提供が停滞することのないよう、迅速に必要な対応を行うこと。

（４）介護事業所の経営安定化

地方においては、介護を要する高齢者の所在が点在しており、サービス提供のための効率化が図りにくいことから、訪問介護の移動時間を介護報酬の算定に反映させる等、地域の実情を考慮すること。

また、令和８年度介護報酬改定により、介護従事者を対象とした幅広な賃上げなど処遇改善に向けた支援が実施されることになったが、今後も物価や賃金の急激な上昇に際しては適時適切な見直しを行うとともに、介護事業者の経営状況を丁寧に把握し、経営の安定に資する対策を迅速に講じること。

さらに、人口減少地域においても将来にわたって施設を維持・継続できるよう、既存施設の一部を転換・活用した施設整備や、障害者や単身高齢者等を対象とする多様なサービス提供体制の構築に向け必要な支援を行うこと。

（５）介護分野における生産性向上

介護ロボットやＩＣＴ機器等のテクノロジーを活用し、業務の改善・効率化を進めることで、介護職員の業務負担の軽減を図り、介護の質の向上につなげることが重要である。よって事業者が行う各種取組を進めるために、事業者や都道府県の財政負担の軽減を図り、補助事業の活用に当たっては、事業者の負担を軽減し簡素で活用しやすいものとする等、実効性のある施策を強力に推進するとともに、引き続き都道府県の取組に対する助言・支援を行うこと。

３　健康長寿社会の実現

（１）健康寿命の延伸

ア　健康長寿社会の実現を目指して、健康寿命の延伸に向けた取組等国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

特に、健康に関する無関心層や無行動層が、生活習慣病等への意識を高め、

「健康づくり・未病の改善」を実践できるよう、より効果的なインセンティブの付与や、健康情報等の利活用に向けたＩＣＴ基盤の構築、意識せずともより健康的な行動を起こさせるような新たな社会システムについて、国においても自治体や企業等と連携して、積極的に検討、導入を進めること。

また、各自治体が地域の実態に応じて実施する、健康づくり（健康経営を含む）にかかる普及啓発や県民運動の展開等の実践活動、健康づくりに取り組みやすい環境整備、ＩＣＴ基盤の構築等の取組に対し、必要な財源措置を講じるとともに、保健師等の専門職員の確保について推進すること。

イ　運動習慣や食生活等の生活習慣の改善の効果は、すぐには現れず、長期的に取り組む必要があることから、地方の実情に合わせ、柔軟に活用できる人的支援及び補助金制度の創設や継続等の財政的支援を行うこと。

（２）生活習慣病予防対策の推進

ア　健康長寿の最大の阻害要因である生活習慣病の予防対策について、予防から早期発見、重症化予防の各段階における自治体や医療関係者等の連携・協力による効果的な取組を地域間の格差なく推進できるよう、十分な財政支援を講じること。

イ　特定健診やがん検診の重要性について、事業主や特に健（検）診の入り口となる40歳代の国民に対して、国において受診促進に向けた周知・啓発活動を強化すること。

ウ　全ての者が漏れなく適切に特定健診やがん検診が受けられるよう、都道府県独自の積極的な取組に対する財政支援を行うとともに、職域におけるがん検診の法的な位置付けを明確にした上で全医療保険者に対しても財政的な支援等の拡充を図ること。

エ　市町村をはじめとする多くの保険者において、重症化予防のポイントとなる保健指導等を担う保健師等のマンパワーの確保が課題となっていることから、人材確保等に対する支援を行うとともに、講師派遣や効果的な保健指導力向上のためのスキルアップ研修を充実すること。また、市町村のみならず、全保険者への恒久的な補助制度の創設など財政的な支援等の拡充を行うこと。さらに、国においてヘルスケア産業の育成を支援するなど民間委託の推進を後押しすること。

（３）地域包括ケアシステムの深化

ア　高齢者の介護予防、自立支援・重度化防止等の取組の重要性等について、高齢者はもとより医療・介護関係者に対し、国をあげての周知・啓発活動を強化すること。また、医療・介護の専門職団体の人材確保・育成等を充実できるよう支援策を講じること。

イ　在宅医療と介護の連携については、地域包括ケアシステムの深化に不可欠であり、今後は市町村の役割がより一層求められ、支援体制を強化する必要があることから、要介護高齢者が、切れ目や格差なく、医療・介護サービスを利用して生活できるよう、人材の育成・確保、研修機会の提供等に関する支援や情報共有の仕組みを運用・評価していくために必要な支援を行うこと。

また、市町村が行う在宅医療における必要な連携を担う拠点（在宅医療・介護連携支援センター等）の整備に対する支援など、地域の在宅医療と介護サービスの連携推進に必要な支援を行うこと。

（４）多様な家族介護に対する支援の強化

高齢化の進行に伴う介護需要の増加や社会情勢の変化等を踏まえ、家族等の介護を担うケアラーを社会全体で支えていくための機運醸成を図るとともに、ヤングケアラーなどの多様なケアラーに対する包括的な支援策を講じること。また、地域の実情等に応じて必要な取組を実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

４　医療・介護保険制度の安定的運営

ア　将来にわたり持続可能な医療・介護保険制度とするため、必要かつ十分な財源を確保すること。

また、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けては、限りある資源を有効に活用しながら、質の高い医療・介護提供体制を確保するためにも、既成概念に捉われず、早期かつ着実に検討を進めること。

なお、高額療養費の見直しや金融所得等の勘案、ＯＴＣ類似薬の保険給付のあり方の見直し等の検討に当たっては、国民や事業者の過度な負担や急激な変化が生じないよう、十分な配慮を行うとともに、社会全体で納得感を得られるよう関係団体、地方自治体等との協議や分かりやすい周知・広報を行うなど、丁寧に検討を進めること。

イ　医療保険制度における給付と負担の見直しについて検討を行う場合は、制度設計者である国の責任において、必要な医療への受診抑制につながることがないよう、特に低所得者、こども、高齢者、難病患者、慢性疾患患者等に十分配慮した制度のあり方を検討すること。

なお、見直しに当たっては、医療費等の増加に伴う公費負担の財源について、地方公共団体にとって過大な負担とならないよう、国において十分な財政措置を講じ、持続的で安定的な制度とすること。

ウ　分娩費及び出産時一時金等の創設に当たり、出産を望む当事者や医療機関、地方の実情を反映し、地域の周産期医療体制に影響を与えない適切な分娩費を設定すること。

また、現行制度との併存に伴う現場の混乱を避けるため、具体的な運用方法を早期に詳しく説明するとともに、地方に過度の負担が生じないよう、準備期間を確保し、国において十分な財政措置を確実に行うこと。

特に、出産育児一時金に係る一般会計繰入及び地方財政措置の廃止により、国民健康保険における被保険者の保険料負担の増加が見込まれることから、制度移行の過程においては、被保険者の急激な負担の増加を避けるため、国において必要な財政措置を講じること。

エ　国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能は極めて重要であることから、引き続き維持するとともに、保険者へのインセンティブ機能としては保険者努力支援制度を有効に活用し、その評価のあり方など制度の運用については地方と十分に協議を行うこと。

オ　生活保護受給者の国保等への加入について、拙速な議論は地方や国民を混乱させ、ひいては社会保障制度の信頼を損なうこととなるため、議論に当たっては制度の課題や運営状況の分析を行い、慎重な議論を行うこと。

カ　国民健康保険財政安定化基金については、不測の事態における財源不足に対応し、都道府県の財政規模に見合った適切な積立額を確保するため、必要な財政措置を講じること。

キ　介護サービスの安定供給のために必要な措置を十分に講じた上で、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担のあり方を含め、国庫負担割合を引き上げるなど必要な制度の改善を図ること。

　また、低所得者対策については、引き続き介護保険料や利用料の負担軽減について、恒久的な制度として拡充に努めること。

１６　脱炭素社会の実現に向けた対策の推進に関する提言

【ポイント】
〇地域脱炭素の推進のための大規模かつ安定的な財政措置
〇再生可能エネルギーの地域共生のための適正な規制及び導入拡大の支援
〇新しい脱炭素技術の社会実装の取組

国は、２０２５年2月ＧＸ２０４０ビジョンの策定並びにエネルギー基本計画及び地球温暖化対策計画の改定を閣議決定し、ＧＸ実現に向けた新たな産業構造や産業立地のあり方、脱炭素電源の最大限活用、温室効果ガス削減目標とその達成に向けた施策等が盛り込まれた。中でも地域脱炭素については、２０２６年度以降２０３０年度までの５年間を新たに実行集中期間として位置付けており、そのスタートを切る今年度からの地域の取組は非常に重要なものとなっている。

我が国においては、２０２４年度の温室効果ガス排出量が過去最低値を記録したところではあるが、２０５０年までに脱炭素社会を実現するために残された時間は限られており、少しも無駄にすることはできない。気候変動に対する責任を自覚し、目先のことだけでなく若者世代と共に将来のことを考え、今以上に快適で利便性がよく、質の高い脱炭素社会を実現するためには、国が高い目標を掲げ、達成に向けたロードマップを示し、地方公共団体と連携しながら先導的に取り組むことで、民間による速やかな行動と大胆かつ継続的な投資を促すことが必要となる。

また、今後はＤＸやＧＸの進展により、電力需要が増加に転じることが見込まれており、産業を発展させていくためには、国際的に遜色のない価格で安定した品質の脱炭素エネルギー供給が不可欠である。このような状況の中で、深刻な気候危機に対応し、脱炭素社会の実現に向けて取組を進めるためには、エネルギー政策に大きな責任と役割を持つ国の取組が決定的に重要である。

国のエネルギー政策は、安全性の確保を大前提とした上で、安定供給、経済効率性、環境適合を同時に実現することを目指しているが、今般の中東情勢の影響により、あらためてエネルギー輸入に伴う経済的リスクが浮き彫りとなった。

ついては、エネルギー供給に大きな責務を有する国がエネルギーの安定供給に万全の対策を講じつつ、経済を持続的に成長させていくために、国と地方がそれぞれの役割を踏まえ、日本の脱炭素化を力強くリードしていくため、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー・脱炭素政策に次の事項が反映されるよう強く提言する。

１ 脱炭素社会を目指す基盤

全ての地域が足並みを揃えて「２０５０年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指していくため、以下を提言する。

（１）２０５０年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）に向けて限られた時間を無駄にしないため、国が行う全ての政策に脱炭素の視点を取り入れるとともに、技術革新及びその社会実装等につながる取組を加速すること。

また、ＣＯＰ２８で採択された「２０３０年までに再生可能エネルギー発電容量を世界全体で３倍にする」という目標を踏まえたエネルギーミックスやロードマップを示すとともに、その実現に向けた具体的な対策と自治体の施策を後押しする取組もあわせて示すこと。

（２）脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を強力に推進し、地方公共団体、事業者、ＮＰＯ等の取組を後押しするとともに、脱炭素型ライフスタイルへの転換のメリットを国民に積極的にＰＲするなど、国を挙げて地球温暖化対策に取り組む機運を醸成すること。

（３）地域脱炭素の取組について、地球温暖化対策計画における実行集中期間が開始したことを踏まえ、地方公共団体での地域共生型再生可能エネルギーの大量導入や省エネルギー対策の推進、ＧＸ製品（製品単位の温室効果ガス削減実績量や削減貢献量がより大きい製品等）の導入等により、地方から脱炭素と経済成長を推し進めるため、以下のとおり十分な財政措置等を行うこと。

ア　ＧＸ製品の積極導入など地域脱炭素の取組は、地域経済や暮らしにＧＸの恩恵をもたらすものであるため、地方公共団体の取組への支援について、２０兆円規模の「脱炭素成長型経済構造移行債」（ＧＸ経済移行債）を積極的に活用すること。

イ　「地域脱炭素推進交付金」については、すでに採択されている地方公共団体の計画も含め、採択額の縮減を後から求める等の措置を行うことがないよう、必要かつ十分な予算措置を講ずるとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度とすること。加えて、本年５月に環境省から示された「地域資源を活用したレジリエントなエネルギー・経済循環の実現に向けて」に基づき、地域にとって有効で取り組みやすい新たな展開策を示すとともに、意欲的な地方公共団体が積極的に取り組めるような十分な予算措置を行うこと。

ウ　「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」については、防災力強化の観点からも重要な役割が期待できるため、第１次国土強靭化実施中期計画に定められた目標の達成に向け、事業を継続するとともに、更なる拡充を目指すこと。

エ　「脱炭素化推進事業債」について、地方公共団体においても政府実行計画に掲げる２０４０年度目標に向かって主体的に取り組むことが可能となるよう、予算規模の拡充や更なる要件緩和、対象事業の拡充など、制度を引き続き見直すこと。

オ　上記によらない地方公共団体の脱炭素化に向けた取組を支援するため、国庫補助事業の地方負担分はもとより、地方公共団体それぞれが創意工夫を凝らして取り組む地方単独事業に対しても、必要かつ十分な地方財政措置を講じるとともに、施設等に対する補助事業のみならず、地方公共団体が脱炭素化につながる実効性のある検討を行うための支援についても十分な予算措置を講じること。

（４）脱炭素社会を実現するための施策を展開していく上で、迅速で正確な情報を把握し、可視化することが非常に重要であるため、都道府県別、市町村別に以下に掲げる統計資料を可能な限り早期に提供すること。

ア　温室効果ガス排出量又は都道府県等が温室効果ガス排出量の算定に用いるエネルギー消費統計等の基礎資料

イ　既設分も含めた再生可能エネルギーなどのCO_2削減効果を適切に反映した温室効果ガス総排出量

ウ　森林吸収量

エ　小売電気事業者ごとの電力需要実績または電力排出係数

オ　ＦＩＴ認定施設以外も含めた再生可能エネルギーの種別ごとの設備容量及び発電量並びに自家消費分も含めた地域における再生可能エネルギー由来電力の需給状況
カ　非化石証書やＪ-クレジットなどのクレジットの創出及び活用状況
キ　ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）及びネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ＺＥＢ）導入状況
ク　乗用車・軽自動車の燃料別新車販売台数

（５）地域の脱炭素化に向けて、地方公共団体の取組を促進するため、専門人材の派遣や人材育成など人材支援策を継続すること。

（６）地域地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業者及び住民に対する普及啓発活動や広報活動、地球温暖化防止活動推進員への活動支援等に対し、各都道府県や指定団体の実情に合わせ十分な財政支援を行うこと。

（７）政府が目指す成長志向型カーボンプライシング構想の具体化にあたっては、２０２６年度から「排出量取引制度」が本格稼働することを踏まえ、温室効果ガスの排出抑制を最大化する効果を発揮するとともに、地域経済の成長促進につながるものとなるよう、更なる発展に向けた検討を進めること。なお、検討にあたっては地球温暖化対策に係る地方財源の充実の視点も踏まえるとともに、その運用にあたっては地方自治体が実施しているキャップ＆トレード制度や報告書制度など先行する制度による削減効果・実績を損なわない実効性の高い制度となるよう引き続き検討すること。

（８）「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の目標達成に向けて、水素・アンモニアエネルギーの全国的な普及・導入拡大を加速させ、水素の製造から貯蔵・輸送、利用にいたるサプライチェーン構築を図ることができるよう以下について積極的に取り組むこと。
ア　技術開発や実証研究の更なる推進
イ　燃料の種類及び地域間などで生じる価格差への十分な支援
ウ　燃料電池自動車・バス・トラック・フォークリフトなどの導入促進に向けた支援の継続・強化とともに、導入事業者のインセンティブとなる施策の展開と導入後の負担増に対する支援
エ　水素ステーションに係る整備・運営等に対する支援の強化、高圧ガス保安法から切り離した法整備等による関連規制の抜本的な緩和、補助金の分割払い等の中小企業の資金繰り対策
オ　水素パイプライン等のインフラの整備の推進及び 2030 年度以降の水素等の本格的な需要拡大に応える内陸地域も含めた広域的なサプライチェーン構築のための支援
カ　グリーン水素をはじめとするＣＯ２フリー水素や副生水素の利活用などについて、電力調達コストの低減、電力調整手段確立に向けた研究開発、広域的かつ戦略的な取組を推進する自治体との十分な連携及び財源措置
キ　水電解装置等の水素製造能力の強化
ク　水素・アンモニアを活用した火力発電のゼロエミッション化
ケ　カーボンプライシング等の温室効果ガス排出削減を促す取組の制度設計時における水素インフラの普及が進んでいない地域への配慮

コ　2031 年度以降の価格差・拠点整備のための支援策の構築など、水素価格低減に向けて事業者が安心して投資できる環境構築及び支援の拡充

サ　ＧＸ経済移行債の水素・アンモニア施策への割り当ての拡充、国で創設を検討されている「新たな投資枠」における海外市場も見据えた水素・アンモニア施策への十分な割り当て

（9）２０５０年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）へのトランジション期における脱炭素の取組を進めるエネルギーであり、既存のインフラ設備等を利用可能な「ｅ−メタン」の活用に向けて、関連する技術開発や国内外における社会実装に向けた取組を推進すること。

(10) オゾン層保護及び地球温暖化対策の両面から重要な課題であるフロン類の排出抑制について、関係事業者へ法令の周知徹底を図るなど回収率向上のための施策を着実に推進すること。

また、フロン類使用製品からのフロン類の漏えいを防止するため、機器使用時のフロン漏えい防止に資する技術の普及に向けた取組を行うとともに、事業者のみならず、広く一般国民に対しても法令周知を行い、フロン類の適正管理の徹底を図ること。

さらに、ノンフロン製品への転換を加速化させるため、技術開発や製品の導入に対する支援の更なる充実などの普及のために必要な措置を講じること。

(11) CO_2を地中に貯留するＣＣＳ及び素材や燃料に再利用するＣＣＵ/カーボンリサイクルなどの革新的技術の早期社会実装に向け、技術開発支援や施設整備にあたっての財政支援のほか、貯留を想定する地域の理解を得るための普及啓発等に取り組むとともに、貯留によるCO_2削減効果の算定方法を早急に示すこと。

また、CO_2等の回収・輸送・利用に係るサプライチェーン構築に向けた支援策やＣＣＵ製品の市場創出に向けた公共調達の推進、法規制の見直し等の対策を講じること。

２ 交通分野の施策

交通に起因するCO_2排出量の削減は、地球温暖化対策として極めて重要であることから、２０３５年までに乗用車新車販売で電動車１００％という目標を実現させ、環境負荷軽減と地域交通の最適化を同時に実現するため、以下を提言する。

（1）電動車、特に電気自動車や燃料電池自動車の加速度的普及を図るため、研究開発の推進、購入補助をはじめとする需要拡大に向けた支援、規制緩和、道路整備や維持管理等に影響を及ぼさないよう国の財源措置による高速道路等の利用料金減免といったインセンティブ付与など、実効性のある取組を進めること。また、積雪寒冷地など地域の特性に配慮した上で、充電・充填インフラなどの環境整備を加速すること。

（2）自家用車依存の高い地方部における公共交通の確保・維持への積極的な支援や、新モビリティサービス（ＭａａＳ、ＣＡＳＥ）の基盤づくりを推進し、CO_2排出量を抑えるとともに、地域における多様な移動手段確保について支援すること。

（3）従来のトラックによる貨物輸送から、環境負荷が低いとされている鉄道や船舶等へと転換するモーダルシフトについては、令和６年に公表された「新たなモーダルシフトに向けた対応方策」に従い、着実に取組を進めるとともにCO_2排出量が増加する鉄道事業者・船舶事業者に対して、非化石ディーゼル燃料や燃料電池機関車への転換やＬＮＧ燃料船、水素・アンモニア燃料船、バッテリー船等の先進的な取組の実証・導入促進、取引環境の改善や技術開発など、積極的な支援を行うこと。

３　建設分野の施策

住宅をはじめ、公共施設や社会福祉施設、商業用ビルなど、建築物の早期ネット・ゼロ・エネルギー化の実現と、インフラ分野におけるネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に向け、以下を提言する。

（1）地域工務店等のスキルアップを含め、十分な支援策を講じた上で太陽光発電設備等の設置を要件としたＺＥＨの適合義務化を早期に図るとともに、国のＺＥＨ基準よりも高断熱で気密性が確保された住宅を基準として導入促進するなど、先導的取組等を実施する地方公共団体の支援を行うこと。

また、多雪地域等、太陽光発電や断熱化に不利な地域においてもＺＥＨの導入が進むよう、技術開発や導入にあたって財政支援を行うこと。

（2）既存住宅については、国民に向け高断熱の重要性を周知するとともに、高断熱性能の確保に向けたリフォーム、再生可能エネルギー設備や蓄電池の設置に向け、全国の地方公共団体が導入補助等に足並みを揃えて取り組めるよう、十分な支援策を講じること。

（3）民間事業者等が設置する業務用建物に係る各省庁の補助制度は、ＺＥＢ化の推進や地方公共団体の先導的取組に資することを前提としたものにすること。

（4）建築物の炭素貯蔵効果を押上げる建築物の木造化・木質化の推進について、木材を利用することが森林資源の循環利用の推進につながるとともに環境負荷の低減策として有効であることを普及啓発するほか、補助制度の拡充を図るなど、十分な支援策を講じること。

（5）空港、港湾、道路、ダム、下水道等の多様なインフラを活用した再生可能エネルギーの導入やエネルギー消費量削減の徹底などにより、脱炭素に資する都市・地域づくりを推進するとともに、必要な財政支援を行うこと。

（6）製造時における温室効果ガスの吸収や排出抑制に資するコンクリートやアスファルトなどの建設資材について、コスト減を実現するための技術開発支援を拡充するとともに、公共事業等における活用拡大に向けた支援を行うこと。

４　産業分野の施策

地域の企業が、事業活動での脱炭素化や革新的技術の創出により、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるよう、以下を提言する。

（1）実効性のある脱炭素対策を促進するため、以下に掲げる項目について十分な支援策を講じること。また、これらの取組により産業構造の変革が予想されるため、産業界からの意見を踏まえて関連企業への支援を強化するとともに、労働者や地域との対話を図り、公正な移行についても対策を講じること。

ア　熱電併給の導入など計画的な省エネルギー設備への投資
イ　水素・アンモニア等の次世代エネルギーや再生可能エネルギーの導入
ウ　自動車・船舶などの脱炭素化
エ　電化が困難な産業における化石燃料の消費削減・燃料転換
オ　生産過程で多くの二酸化炭素を排出する産業における新たなプロセス開発
カ　都市ガス導管の整備
キ　カーボンニュートラルコンビナートへの転換
ク　サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組む企業のニーズに対応した港湾機能の高度化
ケ　水素･アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポートの形成に向けた取組への支援

（2）ＧＸ製品の実用化に向けた取組のほか、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発・実証・社会実装の取組を支援する制度を創設すること。

（3）農業機械の電動化、グリーン水素、バイオメタンの利用などの脱炭素燃料化、畜産由来のメタン等の温室効果ガスの排出抑制に必要な技術開発の早期実現と導入支援を行うこと。
　また、バイオ炭の農地施用や水稲栽培における中干し期間の延長など、農業分野での J-クレジット活用の一層の推進を図るとともに、堆肥散布などの農業者が実践しやすい取組を J-クレジットの方法論に追加すること。

５　再生可能エネルギー分野の施策

再生可能エネルギーの導入にあたっては地域との共生や環境への配慮、安全確保が大前提であり、地域と共生がなされた再生可能エネルギーは積極的に導入拡大していくことが必要であるため、以下を提言する。

（1）再生可能エネルギーの地域との共生

再生可能エネルギーの導入にあたっては地域との共生や環境への配慮、安全確保が大前提であるため、再生可能エネルギー発電施設については計画・設置・運営・廃棄の各段階において、地域との共生や環境への配慮、事故発生時も含めた安全確保が適切に図られるよう国の責任において適正な規制及び支援策を講じること。

特に太陽光発電は、昨年 12 月に閣議決定された大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージで示された施策を速やかに実行に移すとともに、同パッケージには時間を要する取組もあることから、その間に事業着手を急ぐあまり、地域との共生をおろそかにするなど不適切な駆け込み案件が増加する懸念があるため、現時点でできる対策を早急に行うこと。既に開発に着手している事業についても、地域の実情に即して国が積極的に関与すること。

また、発電事業者が地域の理解を得ながら、自然環境や景観との調和、生活環境の保全、適切な土地利用を図るよう、許可制を含めた設置規制の強化を検討することに加え、適正な土地利用に向けては、地方公共団体や事業者の双方が法令等の手

続きの進捗を共有できるシステム等を構築・整備すること。更に、再エネ特措法に基づく太陽光発電設備の廃棄等費用の外部積立制度を透明性・実効性の高い制度とするほか、太陽光発電以外の発電設備についても、同法の廃棄等費用の外部積立制度の対象とするとともに被災等による再生可能エネルギー設備の放置の防止のため、地方公共団体においても、詳細な設置場所や所有者等の必要な情報を入手できる仕組みを構築すること。加えて、令和９年度から地上設置太陽光発電施設をＦＩＴ・ＦＩＰ制度による支援の対象外とされたことから、同法に基づかない設備（オフサイトＰＰＡ等）に対しても、廃棄費用の確保等、同法と同様の措置を事業者に求める制度を構築すること。

併せて、「地球温暖化対策推進法」に基づく「促進区域」制度を市町村等が積極的に活用できるよう、地域脱炭素化促進事業に係る都道府県や市町村への財政支援、地域住民からの理解を円滑に得るため再生可能エネルギーの地産地消など地域への利益還元の仕組みの創設等、実効性の高い制度を構築すること。また、都道府県及び市町村が共同して促進区域等を定めることができることとなったことから、地域脱炭素化促進事業制度の円滑な運用のため、都道府県及び市町村の共同した促進区域等の設定や地方公共団体実行計画協議会の運営等についてのモデルケース等を示すこと。

（２） 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上や災害に強い「自立分散型電源」確保の観点からも重要であるため、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、「2040 年度におけるエネルギー需給の見通し」で示された 2040 年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率４～５割の導入を視野に、以下の取組を講じ、引き続き地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速させること。

・ＦＩＴ・ＦＩＰ制度対象外の再生可能エネルギーへの支援の拡充
・ＦＩＴ認定施設以外も含めた再生可能エネルギーの種別ごとの設備容量及び発電量等の情報開示の徹底
・各地域の創意工夫を活かした再生可能エネルギー発電設備の優先接続
・事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置等の支援
・事業者による適正な管理の一層の推進
・発電コストの低下や安定供給のための技術開発の積極的な推進
・固定価格買取期間満了後の事業継続・再投資の促進等の措置

ア 太陽光発電

令和９年度から地上設置太陽光発電施設をＦＩＴ・ＦＩＰ制度による支援の対象外とされたことから、太陽光発電全体の普及が鈍化することがないよう、建築物の屋根や壁面への設置等の地域との共生が図られた太陽光発電の導入支援を強化すること。

次世代型太陽電池については、技術的なイノベーションを加速し、社会実装を強力に進めること。特に、日本の固有資源に鑑み優位性を有するペロブスカイト太陽電池については、量産体制を構築するとともに、補助制度の対象となる施設等の要件を緩和すること。

イ 洋上風力発電

再生可能エネルギーの主力電力化に向けた切り札とされている洋上風力に関し

て、発電事業者が撤退した海域については、事業者不在の期間が可能な限り短くなるよう、新制度のもと、速やかな再公募を行うとともに、撤退によって影響を受ける地元関係者への支援を行うこと。その他の既存案件についても公平性を考慮しつつ、支援が十分かどうかを検討の上、すべての既存案件が確実に完遂するよう取り組むこと。また、浮体式洋上風力については実用化に向けた一層の支援を行い、早期の社会実装を促進すること。

併せて案件の形成にあたっては、以下に取り組むこと。

（ア）自治体単独では解決困難な課題であり、国が主体的に取り組むこと

・回遊魚の取扱い
・意見を聴く漁業者の範囲の明確化
・船舶の航行ルール
・県域を越えて存在する利害関係者との調整
・発電設備への固定資産税課税のための公有水面に係る市町村境界の決定方法の検討

（イ）案件形成にあたり配慮すること

・漁業及び環境への影響
・世界遺産等の価値に関わる生態系や景観上の影響
・計画地に近接した基地港湾の指定及び事業の進捗に合わせた整備

ウ　その他の再生可能エネルギー

水力については、更なる中小水力の導入促進の観点から、低コスト、高効率を目的とした水車発電機等の開発に係る投資を促進すること。

また、国内において膨大に賦存しているものの十分に活用が進んでいない地熱、温泉熱、地中熱、太陽熱、温度差熱などの再生可能エネルギーについて、利用拡大に向けた技術開発や熱利用としての用途開発を積極的かつ継続的に推進するとともに、強力に普及を進めること。

（3）再生可能エネルギーの地産地消の確立

新たなエネルギー政策の具体的な推進にあたっては、地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、地域に広く賦存する再生可能エネルギーについて、地域社会との共生が図られ、地域に根ざしたエネルギー資源となる「再生可能エネルギーの地産地消」の確立を目指し、地域の事業者等が安心して再生可能エネルギーの事業に投資することができるようにすること。また、バイオコークスは、各地域が有する未利用資源の有効活用やエネルギーの循環利用等に資することから、その普及に向け国として各地域の取組を強力に後押しすること。

地域新電力については、地方創生の担い手としての役割を果たしていけるよう、「卸電力市場」や「容量市場」及び「需給調整市場」の制度設計の見直しをはじめ、その規模に応じた地域の再生可能エネルギー由来の電気を開発・調達することができる環境を整えるため、地域の意見を踏まえた規制緩和や必要な法整備、ガイドラインの策定、より細分化した価格・調達区分の設定を行うなどの支援策を講じること。

６　吸収・適応分野の施策

森林の健全な育成と森林資源の循環利用や、藻場・干潟の保全・拡大を図ることでCO_2の吸収量を増加させるとともに、防災・減災、熱中症対策などの気候変動適応

策を講じるため、以下を提言する。

（１）主伐後の再造林、下刈り、間伐等の森林整備やＩＣＴ等を活用して作業の効率化を図る「スマート林業」の推進、林業の担い手の確保・育成など、森林の適正な管理への支援を強化すること。
　また、炭素貯蔵効果とともに、他の資材より製造時のエネルギー消費が比較的少なく、輸入木材と比べて、輸送時にCO_2排出抑制効果が期待できる国産木材の活用や、未利用間伐材等のバイオマス発電・熱利用など、森林資源の循環利用の確立に向けた取組を一層推進すること。
　さらに、カーボン・クレジット制度の活用を促進するため、森林由来のＪ-クレジットについて、適切に管理されることが担保された森林の追加やクレジット発行の手続に要する期間の短縮など、汎用性のある制度への見直しを図ること。

（２）藻場・干潟による炭素固定（ブルーカーボン）の取組を各地で推進するため、地域毎のCO_2吸収量の評価手法に対し技術的支援を行うとともに、藻場・干潟の保全や拡大に向けた取組、海藻養殖の促進に対して支援を充実させること。

（３）気候変動の影響に基づく災害等のリスクによる国民の生命、財産、生活、経済等への被害の最小化や、迅速に回復できるレジリエントな社会の構築に向けて、府省庁間や研究機関との連携を強化し、気候変動の実態や影響予測・評価などの情報を積極的に国民や地方公共団体に発信してリスクコミュニケーションを強化するなど、気候変動に対する国民の危機意識の啓発を図る取組を強化すること。

（４）熱中症対策については、国が責任を持って、制度内容を国民へ周知するとともに、都道府県・市町村が熱中症対策を着実に実行できるよう、指定暑熱避難施設の維持管理に係る財政措置を含めた必要な支援策を講ずること。また、熱中症特別警戒情報については、現行の都道府県や市町村を通じた周知方法を見直し、デジタル技術を活用して都道府県・市町村や住民等に即時に一括して情報伝達できる手法を構築すること。さらに、発表判断の際に一部の情報提供地点を参照しないこととされたところであるが、島しょ地域等の気象条件が異なる地域に係る対応について引き続き検討を進めること。
　地域における適応の取組を促進するため、気候変動適応法で規定された地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定や実行、地域気候変動適応センターの整備・運営等について、国において十分な財政措置を講じること。

１７　大規模災害への対応力強化に向けた提言
～令和７年に発生した災害の検証を踏まえ～

我が国は、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の切迫性が指摘されている。

また、近年全国各地で、毎年のように深刻な豪雨災害が発生しており、令和７年以降は各地で大規模な林野火災も頻発している。

これらの災害対応を通して顕在化した新たな課題や教訓を踏まえ、多様化・激甚化する大規模災害への備えを強化していくことが重要である。

１　被災地支援体制の強化

○　令和６年能登半島地震における災害関連死や孤立集落の発生といった課題を踏まえ、能登半島地震のみならず、全国でこれまで発生した災害における災害関連死や孤立集落の事例の分析を行い、原因に応じた予防・対応策を講じるとともに、これらの対策の推進に係る必要な財政的支援を行うことで、事前防災の充実強化を図ること。

○　南海トラフ巨大地震など、大規模災害時の拠点空港として位置づけられている空港については、拠点機能を最大化するため、滑走路延長や平行誘導路整備など周辺空港と同等の機能を具備するための防災力強化に特化した新たな補助制度を創設すること。

○　発災後は、技術系職員を中心にマンパワーが不足することが想定されることから、災害からの復旧・復興を着実に進められるよう、復旧・復興支援技術職員派遣制度を含め、十分な人的支援を行うこと。

　また、行政実務の経験がある元地方公共団体職員は被災地において即戦力となる存在であることから、「元職員等情報提供制度」の活用など、人的支援を充実させること。

○　応急対策職員派遣制度について、被災自治体、応援自治体双方に過度な財政負担が生じないよう十分な財政措置を行うこと。また、災害救助法の対象外経費に係る業務について、被災都道府県へ求償する際の取扱いを統一し、派遣元の費用負担を軽減するための措置を講じること。

○　大規模災害における各省庁や各種団体等全国組織の統制に基づく専門人材等の応援派遣や物資支援にあたっては、その派遣先について、各自治体が行う対口支援先や支援内容を十分考慮した府省庁間の総合的な調整により、効果的・効率的な応援体制を確立すること。

○　災害時における都道府県との窓口を一元化すること。

　また、発災時の調査照会については、都道府県の災害応急対策に支障を来さないよう適時適切なタイミングで行うこと。

○　「首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」及び「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」の運用において、即時応援道府県等の職員（市町村職員を含む）が、着実に被災市区町村まで赴くことができる輸送スキームについて、実動組織による支援も含めて、国の責任で実効性のある体制を整えること。

　また、受援都県・重点受援県と即時応援道府県等間で、実効性を確保するために実施すべき取組について、関係都道府県等間の対応に差が生じないよう支援するとともに、平時における研修、訓練、人材育成に要する追加経費について、十

分な財政措置を講じること。
○　平常時の火葬能力を遥かに上回る数の犠牲者の発生が想定される大規模災害時の遺体への対応について、国の主導により、火葬支援可能な自治体を調整のうえ、被災自治体に対しプッシュ型で遺体搬送車両を展開するなど、都道府県域を越えた広域的火葬支援体制の構築を行うこと。
○　住民の広域避難に伴う、被災地における公立病院の財政状況の悪化や、その後の住民の帰還に伴う医療需要の増加に柔軟に対応できるよう、継続的な支援体制を国の主導により構築すること。
○　医療施設等災害復旧費補助金について、激甚災害法適用による補助率嵩上げが対象とならない民間医療機関及び医療関係者養成所施設に対し、補助率を嵩上げすること。
○　児童福祉施設及び社会福祉施設等の災害復旧費国庫補助金について、工事事務費に係る上限を撤廃又は緩和するとともに、原則として補助対象外となっている借用土地及び借用施設に係る災害復旧に要する費用を全額補助対象とすること。
○　広域避難している被災施設入所者や、長期にわたる避難所生活等で新たに配慮が必要となる方の受け皿を整備するため、入所対象者が全壊等の施設の入所者に限られるといった制約の多い福祉仮設住宅などの制度の柔軟な運用や拡充、新たな制度の創設等を行うこと。
○　被災中小企業・小規模企業へ手厚い再建支援を実施するため、局地激甚災害の指定基準の緩和及び災害救助法適用時に活用できる自治体連携型補助金の補助対象に中小企業を加えること。
○　移動手段が限定される離島においては、現地で十分な看護支援活動ができるよう派遣期間について、災害支援ナース活動要領に特例的な取扱いを明記すること。
○　児童が被災により別の自治体の保育所等を利用した場合、施設に対する補助については避難先自治体の負担になることから、財政負担軽減のため、国が地方負担分の全額を財政支援すること。
○　災害等廃棄物処理事業費補助金について、被災した家屋等の公費解体費用に対する補助対象を、特定非常災害が適用された場合に限定せず、半壊の家屋等まで拡大するとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう見直すこと。
○　災害ボランティア活動に要する資機材の平時からの調達、被災現場までのボランティアの移動や資機材の運搬手段、宿泊拠点の確保、災害ボランティアセンターの運営等、災害ボランティアの活動に必要となる経費全般に対する財政支援を行うこと。
○　一般住宅火災による一時避難先としての公営住宅目的外使用承認申請について、被災者への早急な住宅提供のため、事前承認を不要とするなどの運用を検討すること。

２　被災者支援制度の強化

○　被災者生活再建支援法の想定を超える国難級の大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、国の補助率を通常の２分の１から５分の４に引き上げるなどとした特別の負担により対応すること。
○　被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。
○　応援した自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求を制度化すること。

また、救助に係る事務の実態に応じて十分な措置がなされるよう、災害救助法第２条第２項における救助事務費の算定方法の見直しを検討すること。

○　賃貸型応急仮設住宅供与にかかる居住者死亡等における損害補償について、一部屋単位から民間の保険が適用できるよう、保険会社に対して、保険プランの作成を依頼すること。

○　賃貸型応急住宅の供与について、応急修理と併用する場合に、賃貸型応急住宅に入居してから応急修理の申込みができるよう制度の見直しを行うこと。

○　被災者の健康管理や衛生管理、及び生活再建支援の観点から、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、テレビ等の生活家電の給与又は貸与についても災害救助法の対象とすること。

○　被災者支援の核となる災害救助法について、地方自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、発生した大規模災害の実態等を踏まえ、救助範囲や事務費の拡充、及び確実な財政措置を講じること。

また、救助範囲の拡大に伴って地方自治体職員の事務負担が増加することについて、例えば、求償事務の簡素化など負担を軽減するための措置を講じること。

○　近年の短期集中的な降雪の増加や雪下ろし事業者の不足といった現状を踏まえ、災害救助法の適用に際しては、救助期間の延長（特別基準の適用）についても併せて協議を行い、適切に対応すること。

加えて、除雪作業中の写真を不要とするなど、救助実施の確認方法の簡素化について検討すること。

○　雪下ろし事業者の確保対策を豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の支援対象に加えるなど、深刻な担い手不足への対策を強化すること。

○　被害認定調査・罹災証明書交付から支援金等の支給までの業務について、被災市区町村が広域応援を受けても迅速かつ適正に行えるよう、デジタル活用を進め、住家被害認定の判定方法を簡略化するなど業務の標準化を図るとともに、自治体に財政負担が生じないよう継続的かつ十分な財政措置を行うこと。

○　風害に係る住家被害認定調査について、外観の被害程度によって迅速に判定できるよう、水害や地震と同様、簡易な調査方法を策定すること。

○　非木造等の住家被害認定調査に係る調査員の育成のため、研修等に係る経費への財政支援や全国統一的な研修教材の提示など、研修環境の整備を行うこと。

○　被災地心のケア事業について、地方負担が生じることのないよう、その全額を財政支援すること。

３　災害対策の強化

○　住宅の再建等に向けた液状化対策について、事業期間が長期にわたることが見込まれるため、継続的に技術的・財政的支援を行うこと。

また、地下水位低下工法により液状化対策を行う場合に、対策の効果継続に必要となる管路やポンプ等の長寿命化に対する技術的・財政的支援を行うこと。

○　被災した公共土木施設の早期復旧が図られるよう、災害査定の早期採択決定に努めるとともに、災害査定業務の簡素化を図るため、労務費や物価の上昇を踏まえ、採択保留金額の引き上げを検討すること。

○　災害復旧事業における工事の分割は、業種区分が異なるもの、または、分割による工期短縮が図られ、かつ経済的となる範囲に限定されるが、自治体の財政負担の軽減を図るため、気候等により一時中止を余儀なくされる工事や、複数年の施工が必要な工事についても、実際の発注単位に応じた分割数で採択されるよう分割条件の緩和を検討すること。

○　国土強靱化の取組については、今後の原油高や物価高、賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、計画的かつ更なる加速化・深化を図るために十分な予算を通常予算とは別枠で確保すること。
○　中東情勢の影響による建設資材の価格高騰や供給不足が懸念されている現状を踏まえ、災害復旧事業が着実かつ円滑に推進されるよう必要な措置を講じること。
○　土地の境界再確定の加速化に向けて、土地境界問題対策プロジェクトチームが令和７年９月に策定した「土地境界再確定加速化プラン」に基づき、引き続き、地籍調査の短期集中実施や、土地境界再確定にかかる住民負担軽減に必要となる支援を行うこと。
　また、災害後の円滑な復旧・復興に資する地籍調査を推進できるよう、実施主体である市町村からの要望額や労務費の上昇を踏まえた所要の事業費を確保すること。
○　流域治水プロジェクトに基づく施策の着実な推進を図る観点から、河川整備や河川管理施設などの既存施設の老朽化対策等を計画的に推進するとともに、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化に対する流域治水の取組を強力に推進するため、所要の事業費を確保すること。
○　ライフラインの耐災害性の強化に向け、上下水道施設の耐震化や老朽化対策は必要不可欠であり、特に、浄水場や下水処理場等の上下水道システムの急所施設や、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化を進めることと、耐用年数超過や腐食が認められる上下水道管路等の老朽化対策について促進することが重要であることから、補助金・交付金の採択基準の緩和、国庫補助対象の拡充と国庫補助率の大幅な引き上げといった財政措置の拡充を図ること。
　また、上下水道耐震化計画やストックマネジメント計画に位置づけられた対策が確実に実施できるよう、十分な予算・財源を確保すること。
　さらに、災害時の早期復旧を可能とする全国の相互応援体制についてあわせて確立すること。
○　埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえ、道路陥没事故の未然防止やリダンダンシーの確保を目的とした対策を全国的に推進するため、引き続き第１次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた上下水道の強靱化対策の着実な推進や路面下空洞調査の実施に必要な予算を確保すること。
○　上下水道と同様に重要である工業用水道施設の管路更新・耐震化を進めるための十分な予算を確保し、特に甚大な被害が想定される地域へ重点的に配分するとともに、工業用水道施設の耐震化等に対する国庫補助率を下水道事業と同水準まで引き上げること。
○　携帯電話基地局強靱化対策事業について、地方自治体に財政負担が生じないよう、国の責任と財源において、事業を推進すること。また、事業者に対して整備に係る応分の負担を求めることを検討すること。
○　木造建築物が密集する地域における大規模火災への対応を強化するため、地域特性に配慮した住宅等の防火対策や市街地整備、消防力の整備などの取組に対して、財政措置の充実を図ること。
○　「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」報告書に記載の提言内容について、着実に推進すること。
○　消防車や消防艇による消火を十分に行えなかったため、大きな延焼を招いた令和６年能登半島地震の事例に鑑み、自衛隊の全ての航空部隊が空中消火を円滑に

実行できるよう各地域の担任部隊が自治体主催の防災訓練における空中消火訓練への参加等を通じて、各自治体との連携の維持・強化を図ること。

○　林野火災の消火活動に絶大な効果を発揮する自衛隊大型ヘリコプター用の消火バケットを国の関係機関へ配備すること。

○　住民に対する実践的な防災教育の場を整備するために必要な財政措置を充実すること。

○　市町村及び都道府県が防災・減災への取組を継続して行っていけるよう、本年度創設された防災力強化総合交付金の対象経費の拡充及び地方負担の軽減を行った上で、十分な予算を確保すること。

○　酷暑時における避難の長期化を見据え、屋内運動場の空調設備整備事業の補助率や上限額を拡充するなど、避難所環境の改善に向け、国による財政措置を更に充実させること。

○　被災者見守り・相談支援等事業について、地方負担が生じることがないよう、仮設住宅供与期間中は、その全額を財政支援すること。

また、災害公営住宅の完成・入居後も財政支援を継続すること。

○　仮設住宅設置期間中の住民の安心した日常生活を支えるため、生活支援サービス等を提供する総合的な機能を有するサポート拠点の整備・運営費用について、災害救助法上の対象への追加や新たな補助制度の創設など、恒久的な財政支援を講じること。

○　被災した社会福祉施設の復旧に当たっては、災害査定業務の更なる簡素化等を図るとともに、原形復旧だけでなく、個室化・ユニット化など現在の施設として求められる機能を付与することや入所施設から訪問サービスへ、といったサービス種別の変更及び一部廃止を可能とするなど、地域の実情に応じた復旧についても補助対象とすること。

あわせて、追加工事を理由とした査定後の増額協議を可能とするとともに、震災による入所者の激減等により、厳しい経営を強いられている事業所に対し、事業再開や継続に向けた運営費用等についても支援すること。

○　「南海トラフ地震臨時情報」及び「北海道・三陸沖後発地震注意情報」について住民、事業者等が正しい理解のもと適切な行動を取れるよう、地方自治体と協力して丁寧な周知を継続して行うこと。

○　津波警報に伴う避難について、生活状況等の客観的要因により徒歩や自動車避難等の避難方法を判断する技術的助言を行うこと。

また、避難行動を促すための避難情報の発信の仕方や指定緊急避難場所における対応の仕方等を検討し、ガイドラインを策定するなど避難対策を強化すること。

○　災害発生時の大規模停電を防ぐための危険木の予防伐採を迅速に進められるよう、国において自治体や電力事業者等の関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すこと。

○　地震活動が継続しているトカラ列島近海の地震については、原因が定かでないことが風評被害や誇張された情報の拡散に繋がり、住民の不安に拍車をかける大きな要因になったとも考えられるため、国において、発生原因やメカニズムの解明等に向けた観測や調査、予兆の研究の実施について検討すること。

○　自治体単独では十分な備蓄量を確保することが困難なことから、国が整備している分散備蓄拠点の備蓄物資については、能登半島地震の実績も踏まえ必要な備蓄量を確保すること。

○　相次ぎ発生している大規模自然災害における外国人観光客の安全かつ迅速な帰国を支援するため、「Safety tips」などの情報伝達手段の機能強化及び普及促

進を図ること。
　また、災害時に国内に取り残された外国人観光客等への支援について、現在、外務省、内閣府（防災担当）、観光庁等に機能が分散していることから、防災庁の設立を契機に、防災庁が司令塔となり、関係省庁が連携してこれらの業務を担う体制を整備すること。
　さらに、自治体による最前線での対応の指針となる法令やガイドライン等を作成するために必要な費用負担も含め、関係者の意見を十分に踏まえて整備し、発災時には駐日大使館等との情報共有を円滑に行うなど、防災庁が関係機関を統括する司令塔として総合調整を行うこと。

○　防災庁の地方機関である「防災局」について、防災体制の空白地を生まないため、全国各地における大規模地震発生の可能性や、バックアップ機能の確保の観点から、設置するエリアや組織体制が十分なものとなるよう検討すること。

○　津波災害警戒区域・特別警戒区域を問わず、移転元地の防御のためのハード整備を行えるよう、防災集団移転事業の活用要件を緩和するとともに、補助対象経費の範囲を拡大すること。

○　「津波対策の推進に関する法律」第 16 条第２項に基づく、地方公共団体による津波ハザードマップの整備等への財政支援については、現行の適用期間が令和９年３月 31 日までとされていることから、令和９年度以降も引き続き自治体が津波対策に取り組めるよう、期限を延長し、恒久化についても検討すること。

○　スフィア基準の達成に向けて、都道府県や市町村が救援物資等を調達する際の費用について、十分な財政措置を講じること。
　また、基準を達成するために必要となる多くの救援物資の備蓄について、防災拠点の老朽化等により、十分なスペースが確保できないことから、保管場所の確保や整備が行えるよう、新たな財政措置を講じること。
　さらに、各自治体で調達・保管できないものについては、国のプッシュ型支援や流通備蓄の調達等により柔軟に対応できるよう、基準達成に向けた国の考え方を示すこと。
　加えて、１人当たりの居住スペースなど、大都市においては避難者数が多く避難場所の確保にも苦慮していることから、地域の実情に応じた運用方針を示すとともに、各自治体における好事例を取りまとめ、広く全国へ周知すること。

４　防災ＤＸの推進

○　新総合防災情報システムの整備内容について情報提供を行うほか、新総合防災情報システムの連携する自治体で整備する防災情報システムのランニングコスト等の運用費用についても財政措置を講じること。また、新総合防災情報システムについては、被災自治体への広域応援の際に、応援職員をはじめとする関係機関にとっても、被災状況等の情報共有に資する実効性のあるシステムとして、整備運用すること。

○　マイナンバーカードや専用アプリ等のデジタル技術を活用し避難所内外の避難者の把握・管理及び避難所運営、更に被災者支援に至る業務などの効率化を図る仕組みについて、国及び全ての自治体においてシステムの仕様や運用がばらつくことのないよう、国主導により全国標準の統一化を図ること。また、大規模災害時における広域避難にも対応できるよう、都道府県域を越えた情報共有が可能な広域被災者データベース・システム及びそれを支える共通のデータ連携基盤を国において整備すること。
　あわせて、これらのシステムの導入及び維持に係る自治体負担の軽減を図るた

め、緊急防災・減災事業債の恒久化及び対象事業のさらなる拡大や、地域未来交付金（デジタル実装型）における自治体ごとの申請上限数の撤廃等により、システムの維持管理経費を含めた十分な財政支援を行うとともに、自治体が円滑に導入・運用できるよう、専門家の派遣等による支援体制を整備すること。加えて、被災者の迅速な支援に資する被災者支援システムに対しては、引き続き、同交付金の対象とする等、安定的な財政措置を講ずること。

さらに、国による統一システムの構築までの間に、各自治体が独自に構築・運用するシステムについても地方財政措置を講じた上で、国の統一システム構築時には、既存の自治体システムとの情報連携に支障が生じないよう、確実な連携を確保すること。

○　地域の交流の場であり、災害時には避難所にもなる公民館等を、物流や移動、情報のハブとして整備するために必要な支援を継続的に行うこと。

また、有事に備えて平時から当該ハブを拠点としたドローン航路について整備する必要があることから、航路の検討・整備に係る財政負担に対して、支援を行うこと。

１８　緊迫度を増す国際情勢等を踏まえた国民保護の更なる充実に係る提言

全国知事会では、ロシアによるウクライナへの侵略や、北朝鮮からの弾道ミサイルの発射による挑発行為など、緊迫度を高める国際情勢を受け、令和４年から国民保護の充実に係る提言を行ってきた。

その後も、ロシアによるウクライナ侵略は止む気配がなく、中東でも不安定な情勢が続いていることに加え、北朝鮮は、弾道ミサイル等の発射による挑発行為を繰り返している。

こうした緊迫度を増す国際情勢を踏まえ、国民の不安が高まっていることから、万一の事態に備えた国民保護の充実は、喫緊の重要課題である。

ついては国において、これまでの提言と合わせて、次の事項に取り組むよう求める。

１　国民保護に関する普及啓発

○　迅速かつ円滑に避難措置が講じられるよう、国民保護に関する啓発を強化するとともに、九州・山口各県が進めている避難住民の受入れに係る検討については、あくまでも訓練上の一つの想定であることを、国民はもとより報道や関係事業者等の理解を得るための丁寧な説明と協議に努めること。

２　避難施設の確保と整備

○　緊急一時避難を含めた避難施設について、国有施設の指定が進むよう、所管の各省庁に対し指定協力に係る依頼文を発出する等の協力を徹底するとともに、省庁ごとの一元的な窓口を示すこと。

○　民間施設の指定に関して、施設管理者の負担が生じないよう、事故や損害発生時の統一的な考え方を基本指針として明示すること。併せて、引き続き、先進県のモデルケースを示すなど、指定のノウハウを共有するとともに、避難施設の指定に関して、施設管理者や国民の理解促進に取り組み、政府による広報の一層の強化を図ること。

○　民間施設の負担軽減のため、避難施設データベースについては、真に必要な項目を予め選定し、項目の追加等については最小限の内容にするよう検討すること。

○　シェルター（緊急一時避難施設及び特定臨時避難施設）の整備については、令和８年３月に示された基本方針を踏まえ、具体的な進め方を整理すること。また、自治体や国民に対して継続的に情報発信し、要件を満たす自治体や一時避難を含め趣旨に沿った地下施設等の整備を行う自治体に対しては、十分な情報提供を行い、ランニングコストも含めた財政面、技術面の支援を行うこと。

３　避難行動に関する啓発の強化

○　弾道ミサイル発射時の対応について、テレビ・ラジオによる政府広報などを活用して、様々な場所や状況下での適切な避難行動に対する啓発の一層の強化を図ること。また、避難行動の解除を周知する時期についての考え方を示すこと。

４　国民保護措置の実施体制

○　離島の住民避難については、島外に避難させる場合は輸送手段に大きな制約があることから、平素からの備えとして、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して航空機や船舶の優先的な確保の依頼や国が自ら保有する

船舶等の使用など、避難に必要な航空機、船舶、飛行場及び港湾の確保について検討するとともに、住民避難の拠点となる港湾・飛行場の整備について所要の事業費を配分すること。

○　要配慮者の広域避難に関しては、前項の航空機や船舶等に加えて、医療用車両や福祉車両等の搬送車両、車いすや酸素ボンベ等を含む医療資器材、救護班の編成・派遣や避難中の付添人員など、要避難地域及び避難先地域の対応にとどまらず、全国の医療・福祉関係者の協力が得られる体制を検討すること。

１９　原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言

東京電力福島第一原子力発電所事故から１５年余りが経過したが、今なお多くの住民が避難を続けており、事態の早期収束に向け、国や事業者が一丸となって取り組む必要がある。

また、令和６年能登半島地震を受けて、原子力発電所の安全性や避難計画の実効性を懸念する声が多く上げられている。

こうした中、全国に立地している原子力施設の安全確保が何よりも重要な課題となっており、原子力規制委員会においては、常に最新の知見を踏まえ、新規制基準の見直しを行うとともに、厳正かつ迅速に適合性審査を行い、その結果について、地域住民はもとより、国民全体に明確かつ責任ある説明を行うことが強く求められるところである。

併せて、原子力防災対策については、原子力災害対策指針で連携が必要とされている一般的な災害対策も含め、平成２８年３月の原子力関係閣僚会議において決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」の対応方針に沿って、国が前面に立って継続的に充実強化を図るとともに、地方自治体が講じる対策について、必要な予算を確保し、早急に支援体制の整備を図ることが必要である。特に、令和６年９月の原子力関係閣僚会議において確認された「避難対策を中心とする具体的対応の方針」については、多くが原子力施設立地地域に共通するものであることから、関係地方自治体の意見を十分に反映し、政府一丸となって対応する必要がある。

国民及び国土の安全確保のため、原子力施設の安全対策や防災対策の強化を図り、事故は起こり得るものとの前提に立ち、あらゆる対策を講じることが重要であり、現時点において、国が責任を持って早急に取り組むべき事項について、次のとおり提言する。

第１章　東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る対策について

東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた取組が、国民の理解のもと、中長期ロードマップ等に基づき、安全かつ着実に進められることは被災地の復興の大前提である。一方で、令和５年度には作業員の身体汚染、令和６年度には２号機の燃料デブリ試験的取出作業の中断など重大なトラブルが発生しており、廃炉の行く末に不安を持たざるを得ない状況となっている。また、今なお、避難を続けている国民が多数いることも重く受け止め、事態の早期収束・廃止措置の早期完了に向け、国内外の英知を結集し、国が前面に立ち、責任を持って取り組むとともに、これら避難を続けている人々に対する適切な支援や除染等の着実な実施、各産業分野における風評の払拭、原子力災害の風化防止対策など、政府一丸となって取り組むこと。

１　廃止措置について

廃止措置を進めるに当たっては、廃炉作業の安全が確保されるよう東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に強く求めるとともに、国としても、指導・監督を徹底し主体的に取り組むこと。

（１）　地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化に取り組み、より一層の安全確保に努めること。

（２） 使用済燃料の取出しに向けた原子炉建屋の解体、がれき撤去などの放射性物質が飛散する可能性がある作業や廃棄物処理設備の運用等においては、飛散防止対策と放射線モニタリングを徹底して行うこと。

（３） 今後も被ばくリスクの高い作業が行われる予定であるため、廃炉作業を担う作業員の被ばくについて、一層の管理や低減対策を徹底すること。

（４） 作業員が安定・安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等、労働環境を整備すること。

（５） 廃止措置に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な確保・育成に取り組むこと。

（６） 迅速かつ正確な通報・連絡、情報公開の徹底はもとより、廃止措置に向けた取組状況等について、国民に分かりやすく丁寧な説明を行うこと。

（７） 新たな風評を発生させないという強い決意のもと、万全な風評対策を講じること。また、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。

２　ＡＬＰＳ処理水について

令和５年８月からＡＬＰＳ処理水の海洋放出が開始されたが、長期間にわたる取組であることから、国は、処理水の問題は福島県だけでなく、日本全体の問題であるとの認識のもと、「ＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき政府一丸となって、最後まで全責任を全うすること。

また、処理水放出に伴う中国政府等による日本産水産物の輸入停止措置は、中国政府における水産物輸入停止措置が令和７年６月に条件付きで一部解除されたものの、一部の国、地域では未だに輸入停止措置が継続しており、漁業をはじめ関連産業に大きな影響を及ぼしていることから、国は、引き続き中国政府等との外交上の対応による輸入停止措置の即時撤廃や輸出に係る条件の撤廃、関係者が被る全損失への責任を持った対応などの万全な対策を講じること。

（１） タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、処理過程における透明性の確保や、地元関係者等の立会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。また、海洋放出により空になったタンクの中長期的な解体計画と敷地利用計画を明らかにし、その進捗等について分かりやすい情報発信を行うよう東京電力を指導すること。

（２） 希釈放出設備の適切な維持管理による安全性の向上やトラブルの未然防止に取り組むことに加え、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、正確で分かりやすい情報発信を行うこと。

（３） 処理水の元となる汚染水発生量の低減が重要であることから、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、更なる低減に向けて、様々な知見や手法を活用し、原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むこと。

（４） トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリングの結果、希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、ＩＡＥＡ等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に努め、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。

（５） トリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

第２章　原子力施設の安全対策について

１　実効性ある原子力規制の実施と国の説明責任について

（１） 新規制基準等に関すること

新規制基準等については、より一層の安全性向上のため不断に見直すとともに、その内容を国民及び地方自治体に分かりやすく説明すること。

ア　福島第一原子力発電所の事故の原因や対応を徹底的に究明し、そこから得られた教訓や新たな知見等を総括するとともに、必要な知見を原子力規制に取り入れること。

イ　原子力施設の安全性向上のため、令和６年能登半島地震で得られる新たな知見など、国内外における最新の知見を収集するとともに、安全研究に取り組み、関係機関や学会、専門家等の意見を聴きながら幅広い議論を行い、手続きを明確にした上で、新規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

ウ　原子力規制上の安全目標については、設定の考え方や意義、新規制基準との関係などを明らかにして公表するとともに、継続的に検討を行うこと。

（２） 安全規制の実施に関すること

科学的・技術的根拠に基づいた厳格な安全規制に取り組むとともに、評価・審査の結果について国民及び地方自治体に分かりやすく説明し、安全対策等の実施主体である事業者に対し厳正な指導・監督を行うこと。

ア　事故は起こり得るものとの前提に立ち、たとえ重大事故が発生したとしても放射性物質の大量放出を伴う事態を生じさせないよう、深層防護、多重防護を徹底し、科学的・技術的根拠に基づいた厳格な安全規制を行うこと。

イ　原子力規制委員会における評価・審査に当たっては、審査方法を明確にした上で幅広い分野の専門家の意見を聴くとともに、国及び事業者の調査結果や蓄積されたデータを踏まえ、科学的・技術的根拠に基づき判断すること。また、東日本大震災等の巨大地震や大津波により大きな影響を受けた原子力発電所については、施設の健全性を考慮した審査を行うこと。

ウ　事業者による核物質防護に関する取組について、より厳格に日常検査を実施すること。また、核物質防護上の問題が発生した場合、当該事業者の管理能力を評価し、結果を公表すること。さらに、国や事業者による情報公開の在り方を検討すること。

エ　事業者に対し、最低限の規制要求事項を満たすだけでなく、安全性向上の評価を含め、更なる安全性の向上と安全文化の醸成に向けた自主的かつ継続的な取組を行うよう促すこと。

　また、研究開発施設等においても、放射性物質の管理や取扱いなどに係る安全管理体制の厳格化を促すこと。

オ　国の「今後の原子力政策の方向性と行動指針」で示されている運転サイクルの長期化や定期検査の効率的実施等については、科学的・技術的根拠に基づいた厳格な安全規制を行うこと。

カ　運転開始後３０年を超えて運転する発電用原子炉に係る施設の劣化を管理するための長期施設管理計画の認可制度について、科学的・技術的根拠を明確に示すとともに、審査結果については、国民に不安を与えることのないよう、運転延長の間の安全性について、規制制度の全体像と併せて分かりやすく丁寧に説明すること。

キ　原子炉圧力容器の照射脆化の研究を始めとした高経年化対策に関する技術情報基盤の整備や安全研究の一層の推進を図り、最新の知見に基づく不断の検討を重ね、高経年化原子炉の安全確保に万全を期すこと。

ク　原子炉の廃止措置が安全かつ着実に進められるよう、原子炉本体の解体技術などの高度化に努めるとともに、廃止措置計画を厳正に審査し、廃止措置の工程や周辺環境への影響等の審査結果について、住民及び地方自治体に丁寧な説明を行うこと。

ケ　廃止措置の実施に当たっては､高速炉も含め安全確保に万全を期すとともに、検査等の結果について住民及び地方自治体に丁寧な説明を行うこと。

（３）　原子力規制委員会に関すること

　原子力規制委員会については、様々な指摘や提言を踏まえ、引き続き高い独立性や専門性、徹底した情報公開による透明性などの確保に努めるとともに、地方自治体等の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。

ア　「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という委員会の組織理念を達成するため、関係省庁、地方自治体、関係団体等との意思疎通を図るとともに、外部評価機関の新設など、組織の健全性や信頼性を評価、改善できる仕組みを構築すること。

イ　原子力施設に係る新規制基準への適合性審査については、設備運用に係るソフト面の規制を含め厳正かつ迅速に行えるよう審査体制の拡充・強化を図ること。

ウ　既に適合性審査に係る申請がなされている原子力施設について、審査の長期化は住民の不安につながることから、審査手順の改善等を図るとともに、安全性の確保のため施設と地震･津波に関する審査を遅滞なく着実に実施すること。

エ　原子力規制検査制度については、セーフティ側だけでなくセキュリティ側についても現場を重視した実効性ある安全規制を進めるとともに、検査官の検査技術の維持・向上及び厳正かつ厳格な検査の実施に努めること。併せて、地方自治体の意見も踏まえ、継続的な改善に努めること。

オ　原子力規制検査の制度や検査結果も含め、責任を持って国民及び地方自治体に分かりやすく、かつ丁寧に説明すること。
カ　現地の規制事務所の人員体制については、事故制圧・防災体制を一層強化するため、抜本的に充実強化すること。

（４）　原子力発電所で発生した不正行為に関すること

令和８年１月５日に中部電力株式会社（以下、「中部電力」という。）が発表し、１月１４日に原子力規制委員会が報告徴収命令の決定等を行った「浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不正行為」については、中部電力及び原子力発電事業に対する国民の信頼を損なう重大な事案であることから、国は、徹底した原因究明と再発防止を進め、原子力施設の安全性や信頼性の確保に最大限取り組むこと。

ア　本事案に関し、電気事業法第１０６条第３項の規定に基づく報告及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６７条第１項の規定に基づく報告を厳密に検証し、然るべき指導・監督及び監視を事業者に対して行うこと。
イ　国民の安全を最優先に、本事案に対する原因究明の結果と、地域の安全性にどのような影響があったのかを分かりやすくかつ丁寧に公表すること。
ウ　本件のような事案を二度と起こさせないよう、審査体制及び方法の見直しや、不正を行った事業者への厳しい処分を制度化するなどの再発防止を徹底すること。

２　原子力施設の安全性及び再稼働等の判断に係る国の責任について

原子力施設の安全性の確保と利用については、国が責任を持って取り組むこと。

（１）　第７次エネルギー基本計画で示した原子力の活用に係る国の方針や考え方については、その前提となる安全性の確保や、原子力災害時の対応等と併せて、原子力施設立地地域及びその周辺地域はもとより、広く国民の理解が進むよう、国が主体的に、分かりやすく丁寧な情報発信に取り組むこと。

（２）　原子力施設に係る新規制基準や適合性審査の状況・結果等については、地方自治体の要望を踏まえ、原子力規制委員会の責任において、国民及び自治体に十分に説明し、理解を得るよう、主体的に取り組むとともに、その内容について分かりやすく公表し、問合せ窓口を設置することなどにより、理解促進に努めること。

（３）　現在検討が行われている特定重大事故等対処施設の設置に係る経過措置の起算点の改正については、安全側への改正ではないことから、理由を明確にするとともに、国民の理解と納得が得られるよう、説明責任を十分に果たすこと。

（４）　原子力施設の安全性については、新規制基準への適合性審査の結果だけでなく、万一の事故や原子力災害に係る国の対策の状況、事業者の運営能力など総合的な観点から判断するとともに、その理由を国民及び地方自治体に十分に説明すること。

（５）　原子力発電所の再稼働及び高経年化原子炉の運転延長については、エネルギー政策上の重要性や必要性等も十分に考慮し、国が一体となって責任を持った判断をするとともに、その経緯や結果について、国政を預かる立場の者が国民

及び地方自治体に十分に説明し、理解を得るよう、国として主体的に取り組むこと。

（６） 万が一事故が起きた場合には、被災者への賠償を含め、国が責任を持って対処すること。

（７） 原子力施設における事故やトラブルの情報については、国民及び地方自治体に対する説明責任を十分に果たすこと。

３ バックエンド対策について

（１） 使用済燃料対策に関すること

使用済燃料対策については、原子力施設立地地域だけの問題ではなく、電力を消費する国民全体の問題である。国は第７次エネルギー基本計画で示した「中間貯蔵施設等に貯蔵された使用済燃料は六ヶ所再処理工場へ搬出するという方針」に基づき、前面に立って主体的に対応し、取組を着実に進めること。

ア 使用済燃料貯蔵は、再処理までの一時的な保管であり、国は、再処理までの保管の在り方を含め関与を強化するとともに、事業者全体が一層の連携強化を図り、確実に搬出するよう責任を持って指導すること。また、乾式貯蔵などの安全性も含め国民に分かりやすく説明すること。

イ 使用済ＭＯＸ燃料の処理・処分について、技術的な検討・研究開発を加速し、その具体的な方策を速やかに示すこと。

ウ 試験研究炉の使用済燃料についても、一時的な貯蔵であるにもかかわらず、具体的な搬出計画がない状況では、敷地内での貯蔵の長期化が懸念されることから、国は、事業者とともに、搬出に向けた具体的な道筋を示すこと。

エ プルサーマルについては、六ヶ所再処理工場の竣工が近づく中、第７次エネルギー基本計画において、『「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を踏まえ、プルトニウム保有量を適切に管理し、削減に取り組む。』としていることから、同工場で回収されるプルトニウムの着実な利用を進め、段階的な再処理量の増加に対応できるよう、国は事業者とも連携し、必要な対応を進めること。

（２） 高レベル放射性廃棄物等に係る最終処分地の早期選定に関すること

高レベル放射性廃棄物等の最終処分は、全国的に非常に重要な課題であり、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の施行から２５年が経過したが、未だ最終処分地の選定には至っていない状況にあるほか、現在保管されている、海外から返還された高レベル放射性廃棄物のうち、初期に搬入したものは、一時貯蔵管理期間３０年間から５０年間に対し、既に３１年が経過していることから、早期選定に向け、令和５年４月に改定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」に基づき、国は、政府一丸となって、かつ政府の責任で最終処分に向け取組を一層加速すること。また、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」については、平成２０年を最後に改定されていないことから、改定に向けて早急に検討すること。

ア 最終処分地の選定の問題は、原子力施設の所在の有無にかかわらず、その負担は国全体で分かち合うべきであり、国民的な議論が必要な問題である。そのため、国が前面に立ち、電力消費地である都市部を含む全国において、最終処分に関する知識を普及させるとともに、国民の関心を深めるため、積極的に情

報公開に取り組むなど、最終処分事業の理解促進に一層努めること

イ　国は、地方自治体に対し、最終処分に関する情報提供を緊密に行うとともに、積極的に意見を聞き、丁寧な対話を重ねていくこと。併せて、国と自治体との協議の場の設置や関心地域への国からの段階的な申入れ等については、全国の自治体を対象に具体的な進め方を明確に示し、地域それぞれの実情を十分に踏まえ、詳細説明を行った上で、誠実かつ慎重に進めること。

ウ　令和８年１月に経済産業大臣から全都道府県知事に対して発出された、原子力利用に伴う課題解決に向けた協力を求める旨のレターを踏まえ、国として更に一歩前に出て全国的な理解活動に取り組むこと。また、処分地の選定については、国の責任において着実に進めること。

エ　地層処分に関しては、廃棄物の減容化や有害度低減に係る技術開発の推進及びその情報発信を行うなどの取組を加速させること。

オ　原子力発電所の廃止措置や原子力の試験研究等に伴い発生する低レベル放射性廃棄物についても早期に最終処分を行うため、国は、国民の理解促進に努めるとともに、事業者に対して取組の加速を促すなど、積極的に取り組むこと。

４　原子力に関する人材育成及び研究開発について

原子力分野における技術の伝承に大きな懸念が生じていることから、国が責任を持って人材育成及び研究開発等に取り組むこと。

（１）　国が、中長期的な視点で、地方自治体も含め原子力分野の人材育成等に着実に取り組むこと。

（２）　地震・津波対策を含め、原子力施設の安全確保に必要な研究開発予算を十分に確保し、その促進を図ること。

（３）　試験研究炉等の研究開発施設については、人材育成や研究開発のための基盤整備に向けた長期的な方針を具体的に示すとともに、高経年化対策を始めとする安全対策や廃止措置、放射性廃棄物の処理処分などを含めた予算・人材の十分な確保を図ること。

第３章　原子力防災対策について

１　原子力防災体制の強化について

（１）　原子力災害対策指針に関すること

原子力災害対策指針については、これまでの自然災害の経験、最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的に改定していくこと。また、改定の際には事前に地方自治体等に説明し、聴取した意見を適切に反映していくこと。

ア　原子力災害対策指針の防護措置について、段階的な避難や屋内退避の有効性などの考え方を、放射線による被ばくの影響を含め、科学的・技術的根拠に基づき、国民に対して丁寧に分かりやすく説明すること。

イ　令和６年能登半島地震を踏まえ、自然災害により、建物や道路が損壊した状況下での避難や屋内退避に係る運用について訓練の検証結果や地方自治体の意見を踏まえて継続的に検討するとともに、速やかに示すこと。

ウ　屋内退避について、鉄筋コンクリート構造で陽圧化した放射線防護対策施設だけでなく、木造住宅を含む一般住宅においても、住民が安心して屋内退避できるよう、屋内退避の重要性や効果に関するデータを具体的に示した上で、国

民に対して丁寧に分かりやすく説明すること。
エ　屋内退避中における一時的な外出に係る具体的な範囲や留意点など、運用手順をより明確化するなど、引き続き、実効性の向上に取り組むこと。また、国民や地方自治体に対して丁寧に分かりやすく説明すること。
オ　屋内退避中の住民生活維持のために必要な民間事業者等の活動について、関係省庁から関係団体等に対して具体的な運用も含めた協力依頼を行うなど、地方自治体の体制整備・運用の支援に省庁横断的に取り組むこと。
カ　安定ヨウ素剤の配布や服用に係る判断根拠を速やかに示すこと。
キ　原子力施設の事故に伴う放射線の被ばくによる健康影響を適切に把握するため、住民等の被ばく線量の評価方法を速やかに示すこと。
ク　ＯＩＬの初期設定値の変更、中期モニタリングや住民との情報共有の在り方など、今後、検討が必要とされる事項についても速やかに検討を行い、原子力災害対策指針に反映すること。

（２）　原子力防災体制の確立に関すること
地方自治体の意見を踏まえ、令和６年能登半島地震も念頭に、複合災害や重大事故を想定し、原子力防災対策を充実させること。
ア　災害対策における地方自治体の役割の重要性を踏まえ、自治体と国、事業者との緊密な連携協力体制の整備に向け、法整備も含めて国が主体的かつ速やかに対応すること。
イ　防災業務関係者の安全確保のため、現在、放射線防護に係る基準が法令で定められていない緊急時の防災業務関係者について、適用すべき基準を速やかに法令で定めること。
ウ　複合災害時には、自然災害と原子力災害の対応を連携・調整し、一元的に進めることになるため、初動段階からの国による支援が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備すること。
エ　複合災害や重大事故に備え、警察、消防、海上保安庁、自衛隊の実動組織の支援内容、現地における指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、「実動組織の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続きオンサイト対策も含め、必要な資機材の確保など具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。
オ　実動組織による迅速な対応が図られるよう、原子力施設外においても被ばくに関する規制を設けるなどの法制度の見直しや、オンサイト対策及びオフサイト対策に必要な特殊部隊の創設などを検討すること。
カ　事故発生時における原子力施設の安全確保のため、意思決定や指揮命令系統などに関する法整備など、国の体制整備に取り組むこと。
キ　原子力緊急事態支援組織に対して、全国の発電所において実践的訓練を実施させるなど、国が継続的な検証を指導するとともに、原子力災害対応資機材の技術開発を支援すること。
ク　オフサイトセンターについて、法令又はガイドラインに国が設置や運営の主体であることを明記するとともに、機能班に配属される各職員の役割を明確にすること。
ケ　地方自治体職員やバス事業者等民間事業者への原子力防災研修について、国の責任において実施するとともにその内容を充実すること。
コ　緊急時の対応について、住民が円滑・確実に避難できるよう、民間事業者と実動組織との連携を通常時から図ること。

サ　国は、地方自治体が実施する原子力防災訓練をより実効性のあるものとするため、オフサイトセンターへの関係要員の派遣など、地域からの支援要請に積極的に対応すること。また、事故の際に円滑に対応できるよう、原子力災害現地対策本部長を含め関係要員は、平時から現地の状況確認に努めること。

シ　原子力防災体制の確立に当たり省庁横断的に進める必要がある対策について、国は地域原子力防災協議会において、各地域の取組状況を把握し、具体的な対策を提示するなど、地域の実情に応じた適切な防災体制の確立を支援すること。

ス　原子力施設の所在地域及びその周辺において情報収集事態や警戒事態に相当する地震や津波等の自然災害が発生した際、ＥＡＬに至らない原子力施設の故障等の事象であっても、住民の不安をあおるような偽情報や誤情報が多くインターネット上に拡散されていることから、国は責任を持って施設の状況や事象進展の見込みなど正確な情報を地方自治体や報道機関に提供するとともに、国民に丁寧な説明を行うこと。また、報道機関に対し、事実に基づいた正確な報道を求めること。

（３）　原子力施設に対する武力攻撃事態等への対処に関すること

令和４年３月からのウクライナのザポリージャ原子力発電所への武力攻撃をはじめ、昨今の国際情勢の悪化に伴い、原子力施設が武力攻撃の標的となる事例が相次いでいることは、原子力施設の安全と核セキュリティを脅かし、我が国の原子力施設の立地地域においても大きな不安を与えるものである。早急に原子力施設の警備体制の充実・強化を図るとともに、我が国に対して武力攻撃事態等の脅威が直接及ぶことのないよう、あらゆる外交努力を尽くすこと。

ア　原子力施設への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。

イ　突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

ウ　原子力施設に対するミサイル攻撃が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に努めること。

エ　万一の武力攻撃事態等への対処処置について、原子力施設の防御、安全対策及び防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行い、その結果及び対応方針を国民に明らかにすること。

オ　警察、消防、海上保安庁、自衛隊、地方自治体、事業者等の関係機関が連携し、事態の進展に応じた住民避難の手段の確保など、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制の構築に万全を期すこと。

カ　原子力事業者が、原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護事案又は同事案と疑われる事象を覚知した際は、不確かな情報を含んでいたとしても躊躇することなく直ちに通報連絡を行い、各関係機関が速やかに必要な防災体制に移行できるよう、国は、通報連絡の判断基準及びその連絡票の様式を改善し、通報の即時性及び情報の正確性の両立に取り組むこと。また、核物質防護事案の公表の在り方についてマニュアル等を整備し、事案が発生した場合には速やかに公表すること。

（４）　原子力施設周辺上空の飛行規制及びテロの未然防止に関すること

原子力施設周辺上空の飛行規制及びテロの未然防止については、国が責任を持

って取り組むこと。

ア　原子力施設への航空機落下のリスク低減のため、原子力施設周辺上空の適切な飛行禁止区域等の設定（飛行禁止又は航空機の飛行に係る最低安全高度の設定等）について、関係省庁間で連携し、早急に法令改正等を行うこと。

イ　原子力施設周辺上空から小型無人機等の侵入を許すことがないよう、警察及び海上保安庁は小型無人機等飛行禁止法を厳格に運用すること。また、事業者及び原子力規制庁、警察、海上保安庁、自衛隊が連携し、あらゆる可能性を排除することなく、早期の検知や、万一の侵入に備えた飛行妨害、無力化などの具体的な対策強化に取り組むこと。

ウ　令和８年６月、小型無人機等飛行禁止法が改正され、対象施設周辺の飛行禁止範囲を拡大する等の規制強化が行われたが、今後も技術の進展等に速やかに対応し、更なる侵入対策の強化に不断に取り組むこと。

エ　原子力施設に対するテロの未然防止のため、国内のみならず国際的な連携も強化し、情報収集や国際協力に努めること。

２　具体的な原子力防災対策について

（１）　避難対策に関すること

複合災害発生時においても、住民避難等の防護措置を迅速かつ円滑に実施するため、国が責任を持って取り組むこと。特に、令和６年能登半島地震の状況を念頭に、地震との複合災害時の住民避難等の取組について、国において早急に検討を行うとともに、複合災害時の避難行動について、国民に対して分かりやすく説明すること。

ア　耐震性を備えた屋内退避施設の整備、家屋の耐震化や倒壊した場合の対応、ライフラインの確保など、屋内退避が継続できる環境整備について、地方自治体の意見を十分に聴いた上で、支援を強化すること。

イ　避難のための道路や港湾等のインフラ、公共施設等について、地方自治体の意見を聴きつつ、国が主体となって早急に整備を進めるとともに、適切な維持管理を行うこと。また、避難路については、地方負担を求めず国が責任をもって整備することを早急に制度化するとともに、緊急時避難円滑化事業の充実を図るなど､安全かつ迅速な避難のための交通基盤整備を促進すること｡加えて、自家用車による避難の際の燃料不足を回避するため、住民拠点サービスステーション等の整備を促進すること。

ウ　県境を越えるなどの広域避難について、国が主体的に地方自治体や運輸事業者等と調整を行い、避難先・具体的な避難手段の確保及びその要請の仕組みを構築すること。また、広域的な交通管制についても国が責任を持って警察や道路管理者等と調整を行うこと。

エ　避難先への迅速な人的支援や、避難受入に必要となる資機材等の具体的な整備基準の策定、国による大規模備蓄施設の整備など、物的支援ができる体制に加え、避難の長期化も想定した、みなし仮設住宅などの住宅確保の体制を構築すること。

オ　避難行動要支援者の避難体制について、地域原子力防災協議会における検討も踏まえながら、必要な車両や資機材、医療従事者等の確保、自衛隊等による迅速な搬送体制の整備、避難先となる医療機関や社会福祉施設等の確保などに係るマニュアル等を整備するとともに、国として、避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できる具体的な支援体制を確立すること。

カ　避難行動要支援者の避難対象施設に対し、地方自治体が進める避難訓練や研修・説明会等の取組について、必要な支援・協力を行うこと。

キ　原子力災害対策指針において、施設敷地緊急事態要避難者として明記された妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等が、円滑に避難できる体制を構築すること。

ク　ＵＰＺ外の社会福祉施設等において、ＵＰＺ内施設の利用者を避難先として受け入れる場合は、定員超過での受入や費用負担の特例に係る必要な措置を講じること。

ケ　民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

コ　地震、津波などとの複合災害時の道路啓開について、道路管理者・建設事業者・実動組織等による実効的な体制を、関係省庁の連携のもと、国が責任を持って構築すること。

サ　離島・半島、山間地、豪雪地については、自然災害等による集落の孤立化が想定されるため、空路や海路による避難のためのヘリポートや港湾の整備や必要とされる放射線防護対策施設の確保、実動組織による確実な支援体制など、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。

シ　冬季に原子力災害が発生した場合の避難道路の確保について、関係省庁の連携のもと、除排雪体制の構築など具体的な対策を確立すること。

　特に、高速道路と国直轄管理道路などの主要幹線道路の管理者間の連携や体制の強化について、地域原子力防災協議会において、必要な検討を行うこと。

ス　避難住民や避難車両、船舶等に対する避難退域時検査及び簡易除染について、原子力規制庁が新たに示した屋内退避の継続期間や避難受入地域の状況等を十分考慮した上で、その方法や実施場所選定に係る基準、人員体制、資機材の配備、汚染物処理などの運営方法等を整え、国の責任において災害時に確実に機能する体制を構築すること。

セ　避難退域時検査及び簡易除染に必要な資機材を地方自治体等に整備し、国が災害時に自治体を支援するための体制を整備すること。

ソ　避難住民の円滑な受入のため、避難先となる地方自治体及び住民に対して、国が放射線等に関する知識の普及啓発を行うこと。

タ　避難ルート等の検討や準備、緊急時モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、引き続き地方自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

チ　原子力災害時においては、住民に対してあらゆる手段で情報を提供することが重要であることから、震災やそれに伴う停電の長期化があっても、テレビやラジオ、携帯電話などに電波を送受信するアンテナや中継器等の機能が失われることがないよう、通信の強靭化のために必要な対策を講じること。また、トンネル内を含む携帯電話等の不感地帯の解消のために必要な対策を講じること。

ツ　原子力災害時において円滑な住民避難を行うため、国は、発電所の状況や避難情報、交通規制、渋滞状況など関係機関等がそれぞれ提供する情報を集約したポータルサイトを立ち上げるとともに、アクセス輻輳による閲覧障害が生じないよう十分な能力のサーバを設置するなど、住民へ的確に情報が伝わるよう必要な対策を講じること。

テ　都道府県を越えた避難も想定されることから、住民受付や避難先等の情報管理を行うことができる全国共通システム等の整備を図ること。

ト　統合原子力防災ネットワークについては、その接続が専用端末に限られていることから、道府県、市町村及び関係機関の情報端末との情報の伝達・共有が容易となるよう、地方自治体の意向を踏まえて仕様の見直しを行うなど、環境の改善を図ること。

ナ　避難や屋内退避等における感染症対策については、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」等により方針が示されているが、感染症に係る最新の専門的知見等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行うなど、引き続き、必要な対策を講じるとともに、放射線防護対策施設やオフサイトセンターでの感染症対策についてもより具体的に示すこと。

（２）　放射線モニタリング体制に関すること

原子力施設周辺の放射線モニタリングを平常時から緊急時に至るまでシームレスに実施するため、国が責任を持って取り組むこと。

ア　原子力施設周辺の放射線モニタリングに係る実施項目や実施範囲、測定地点の設定間隔等について、専門家を交えた議論の場においてモニタリングに関する指針を継続的に見直すとともに、地方自治体に丁寧かつ速やかに説明すること。

特に、平常時モニタリングについては、地方自治体が事業者等との協定などに基づき実施している経緯を尊重し、国が指針等を見直す場合や測定結果を独自に利用する場合は、事前に根拠や理由を示し、自治体の理解を十分得た上で進めること。

イ　放射線モニタリングプラットフォームについては、地方自治体と電力事業者の協定等に基づく現行の放射線監視体制に支障が生じないようにすること。

また、移行を検討している地方自治体に対し、必要な技術支援を行うこと。

ウ　緊急時モニタリングは、避難指示や飲食物摂取制限などを実施するためにも極めて重要であることから、国は、事前に地方自治体の理解を得た上で、自治体や事業者等における実施内容や役割分担、広域化・長期化に対応するための具体的な動員計画、避難ルートとなる海上も含めたモニタリング体制等を速やかに示し、緊急時モニタリング計画の改正を支援すること。

エ　令和６年能登半島地震では、電源及び通信の多重化を行ったモニタリングポスト等においても欠測・伝送不良が発生したことを受け、緊急時に防護措置の判断が確実に実施できるよう、国が責任を持ってバックアップ体制を含め必要な対策を講じるとともに、その内容を地方自治体に説明すること。

オ　上席放射線防災専門官を原子力施設の立地地域毎に複数名配置するとともに、資機材を早急に整備するなど、災害発生時において緊急時モニタリングセンターが確実に機能する仕組みを構築すること。

カ　ＵＰＺ外の緊急時モニタリングについては、海域や空域等の広域モニタリングを含め、国の責任において、地域の実情に応じた機動的なモニタリングの実施体制を確保するとともに、環境放射能水準調査のモニタリングポストを増設するなど、放射線の状況を確実に把握できる体制を構築し、実施方法等を具体的に示すこと。

特に、海域モニタリングを適切に実施するため、海洋での放射性物質の拡散予測システムの一層の研究開発に努めること。

キ　緊急時のモニタリング結果については、国が責任を持って住民に速やかに分かりやすくかつ丁寧に公表すること。

３　原子力災害医療について

（１）　原子力災害医療体制に関すること

原子力災害時に、被災者等に必要な医療を迅速、的確に提供するため、各地域の状況を勘案して、国が責任を持って平時から被ばく医療に対応できる体制整備に取り組むこと。

ア　原子力災害時における医療処置を円滑に行うため、被ばく傷病者の搬送体制を含め、緊急時に国、地方自治体、事業者、医療機関等が連携して適切に対応できるよう必要な対策を具体的に整理し、対応マニュアルを早急に作成すること。

イ　原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件において、原子力災害拠点病院及び一部の原子力災害医療協力機関は整備に努めることとされている原子力災害に対応できる業務継続計画について、作成に当たっての留意点やガイドラインを示すなど、計画を整備するために必要な支援を行うこと。

ウ　原子力災害医療派遣チームを保有する医療機関への財政支援や診療報酬の加算によるインセンティブ付与等により、派遣チームが十分に確保されるよう国において具体的な対策を実施すること。

エ　原子力災害発生時における原子力災害医療派遣チームの指揮命令系統の確立や被災した自治体へのチーム派遣の意思決定、自治体への個別・具体的な支援等について、被害や影響の大きさ等を考慮し、国も責任を持って主体的に取り組むこと。

オ　原子力災害時の重点区域内の医療ニーズに対応する体制の構築に当たっては、原子力災害拠点病院等の意見を十分に踏まえた上で、原子力災害医療派遣チームの活動範囲や優先順位を明確にするとともに、活動範囲に応じた研修や訓練を実施すること。

カ　複合災害発生時における原子力災害医療派遣チームとＤＭＡＴ等の医療チームの役割分担の整理や運用上のルールづくり等を地方自治体、原子力災害拠点病院及びＤＭＡＴ指定医療機関等の意見を聴きながら行うこと。

キ　原子力災害医療派遣チームやＤＭＡＴ等の医療チームが安全に活動するための線量管理マニュアルを策定すること。

ク　原子力施設の事故発生時から継続的に住民の被ばく評価を含めた健康管理が実施できるよう、統一的な基準に基づくマニュアルを早急に作成すること。なお、中長期的な放射線の被ばくによる健康影響の把握について、個人の行動調査と環境放射線モニタリングの結果から個人の被ばく線量の推定を行うとともに、個人線量モニタリングによる実測値が求められていることを踏まえ、緊急時に住民に対して行われる避難退域時検査及び甲状腺被ばく線量モニタリングの実施から統一的に行われるよう、省庁横断で作成すること。また、自治体が被ばくによる健康影響以外も含めて健康調査・健康相談を行うことの負担も考慮した体制を整備すること。

ケ　感染症の感染拡大時において、原子力災害時に主体的に治療、除染等の役割を担う原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関でのクラスター発生の可能性も否定できないことから、具体的な対応策について検討し、早急に対応方針を定めること。

（2） 安定ヨウ素剤に関すること

原子力災害時に安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用するため、国が責任を持って取り組むこと。

ア　事前配布体制の整備に当たり、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行うほか、医療用医薬品としての位置付けや説明会における医師の関与について見直すなど、住民や地方自治体の負担を軽減すること。

イ　配布後も地方自治体において薬剤の更新業務が継続的に発生するため、住民や自治体の負担が軽減されるよう、原子力災害対策指針において定められた薬局を活用した配布方式の早期導入に向けた環境整備を早急に行うほか、対象者の状況に応じた医師問診の省略や郵送による配布など更なる手続きの簡略化を図ること。

ウ　転出や死亡、使用期限切れ等により不要となった安定ヨウ素剤については、配布した自治体の回収努力にも限界があるため、本人又は家族によって廃棄処分できるよう手続きの簡略化を図るなど、国において実効性のある方法を示すこと。

エ　丸剤の使用期限に合わせたゼリー剤の使用期限の延長及びこれらの薬剤の使用期限の更なる延長について、早急に製薬業者を指導・支援するなど、実現に向け関係省庁が責任を持って対応すること。

また、未就学児まで服用できるようゼリー剤の対象年齢を拡大するとともに、丸剤の服用が困難な者が適切に安定ヨウ素剤を服用できるよう既存のゼリー剤の増産や、３歳以上の服用量に合わせたゼリー剤の製造、水がなくても服用可能な薬剤の開発に積極的かつ早急に取り組むこと。

オ　原子力災害発生時の配布について、住民が適時・適切に服用できるよう、地方自治体の事情を十分に聴取の上、服用可否の事前把握やＰＡＺ外の取扱い、丸剤の服用が困難な者への対応を含め具体的な方法を明らかにし、早急にマニュアルを充実すること。

カ　事業者や自衛隊等による配布に係る人員確保の体制を整備すること。

キ　服用に係る住民不安や過度な混乱を防ぐため、服用の目的や効果とともに服用のタイミングや年齢による服用効果の違いなど、薬剤に関する正しい知識の啓発について、国が主体的に行うこと。

ク　国において、服用可否や副作用など医学的な相談に対応する窓口を運営するとともに、副作用や誤飲等による事故が発生した際に簡易な手続きで補償を受けることが可能な制度を創設すること。

（3） 甲状腺被ばく線量モニタリングに関すること

放射性ヨウ素による甲状腺被ばく線量を的確に把握するため、国が責任を持って早急に取り組むこと。

ア　「甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル」において、実施主体となる道府県による実施計画の策定が位置付けられたが、測定結果に基づく甲状腺被ばく線量の推定方法や測定データの管理方法、住民への説明の在り方など、実施の意義・目的に関わる多くの事項が、未だ検討されていない状況となっている。これら実施体制構築に必要となる検討課題については、国が地方自治体の意見を取り入れながら早期に検討を進めること。

イ　甲状腺の詳細測定について、現在開発中の可搬型測定機器の実用化見込みを早期に示すとともに、実用化前の詳細測定について、国が車載のホールボディ

カウンタを避難所に投入するなど、地方自治体の負担を軽減する具体的な対応策を講じること。

ウ　被災した自治体においては、緊急時に様々な業務が集中し、短期間での対応が必要な甲状腺の測定体制への更なる人員確保は困難なため、国が平時から測定要員を全国から登録をし、災害時に資機材も含めた測定チームを編成・派遣するなど、全国的な測定要員の体制構築について、国が主導して進めること。

特に全国的な応援体制が想定される電力事業者に対しては、事業者内での研修実施により要員の測定対応の知識・技能の習得を行うよう国が指導するなど、広域的な人材確保・育成に取り組むこと。

４　財政支援等について

原子力防災体制の見直しにより地方自治体が実施する防災対策の範囲が大きく広がっている状況を踏まえ、原子力施設の立地状況や周辺の人口規模、道路事情等を考慮し、自治体が必要と判断した防護対策等については、ＵＰＺの内外にかかわらず、必要な財政支援を行うこと。

また、財政支援に当たっては、昨今の物価やエネルギーコスト、労務費等の上昇を考慮すること。

（１）　原子力災害体制の整備等に関すること

原子力防災対策に必要な資機材や備蓄品の配備及び維持管理、一般住民や避難行動要支援者等の円滑な避難に係る道路や港湾等のインフラやシステムの整備及び除排雪を含む維持管理、計画や防災関係マニュアル等の作成や周知のための研修・説明会及び各種訓練に係る必要経費について、十分な財政支援を行うこと。

（２）　放射線防護対策の強化等に関すること

ア　原子力防災関連施設や一時的な屋内退避施設、医療機関、社会福祉施設等の放射線防護対策の強化については、気密性の確保など放射線防護対策に係る科学的・技術的根拠を示すとともに、例えばＩＣＵ病床や救急病床を抱える医療機関や、災害対策の拠点となる役場庁舎など地方自治体が必要と判断したものについては、原子力災害対策重点区域内の全ての区域で、施設の耐震化も含め実施できるよう、原子力災害対策事業費補助金の対象を拡大するなど必要な財政支援を行い、早期に適切な防災対策が講じられるようにすること。

また、令和６年能登半島地震において、放射線防護対策施設の施設・設備に損傷が発生したことを踏まえ、大規模な自然災害発生時にも放射線防護対策施設の防護機能等が維持されるよう、施設の破損防止措置、設備の強靭化措置など、より幅広く財政支援を行うこと。

イ　放射線防護対策施設の維持管理等に係る経費については、フィルターの劣化管理など整備した設備の維持管理基準を明確にした上で、必要な予算を確保し、地方自治体に配分すること。また、令和６年能登半島地震において、多くの放射線防護対策施設に損傷が生じたことを踏まえ、施設の修繕や代替施設の設置に必要な財政支援を十分に行うこと。

加えて、固定資産税が課税されている法人が所有する社会福祉施設等が放射線防護対策施設用の設備を設置した場合、固定資産税負担額が増大することが課題となっていることから、国の責任において負担が生じないようにすること。

（３） 放射線モニタリング体制の整備に関すること

ア 「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」及び「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」の改訂等に伴う追加機材については、国が整備の考え方や基本仕様を提示するとともに、当該整備及び維持管理に係る必要経費については、地方自治体の新たな負担にならないよう十分な財政支援を行うこと。

イ 放射線モニタリングに係る財政支援に当たっては、交付金の統合時に、交付限度額の十分な引上げが行われなかったため不足が生じていること、また近年、地方自治体が必要とする交付金額に対して十分な予算が確保されていない現状に鑑み、別枠予算の確保、交付限度額の引上げ等により抜本的に改善し、継続的かつ適切な放射線モニタリングが実施できるよう、十分な財政支援を行うこと。特に臨時交付金などで大規模な機器整備を行った機材の更新時期を十分考慮し、地方自治体の意見を十分聴いた上で、制度改正等を行うこと。

ウ 地方自治体が放射線モニタリングプラットフォームへの移行を完了するまで、現在使用しているシステムの維持・更新に必要な費用については、自治体の負担にならないよう優先的に予算を確保するなど、十分な財政支援を行うこと。

（４） 原子力災害拠点病院等の体制整備に関すること

原子力災害拠点病院等については、研修・訓練の実施など負担が増大しており、原子力災害医療派遣チームが十分に確保できない状況となっていることから、関係医療機関等の協力が得られるよう、平時からの体制整備について、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を原子力災害医療に係る人材確保の支援に充てるなどの弾力的運用や別枠による支援を含め、必要な財政支援を早急に行うこと。

併せて、資機材の備蓄や施設整備、医療従事者の確保、中長期的な視点での人材育成等に関して、財政支援も含めた支援体制を強化すること。

（５） 広域避難体制の整備等に関すること

ア 避難生活における良好な生活環境の確保を図りながら広域避難体制を整備するために、ＵＰＺ外における避難先の確保や避難所としての設備の整備、運営及び備蓄品の確保に必要な財政支援を行うこと。

イ 原子力災害発生時における感染症対策や避難先で必要とされる救急医療等を実施するための必要な財政支援を行うこと。

（６） 電源三法交付金制度等の充実に関すること

ア 現在、複数の原子炉の廃止措置が決定されているところであるが、その完了には、今後、数十年の長い期間を要することから、防災対策等に係る財源を確保するため、電源三法交付金等については、原子力発電施設の廃止措置の完了までを見据えて制度の充実を図ること。

イ 原子力防災対策が必要な区域が３０㎞圏まで拡大されたことから、電源三法交付金制度については、既存の交付地域に対する交付水準を確保した上で、対象地域を原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、地方自治体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。また、その実施に当たっては、新たに必要となる財源を確保すること。

併せて、直轄補助及び交付金事業の地方負担に対し電源三法交付金の充当を禁止している現行の通達を見直し、充当できるようにすること。

ウ　「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の特定事業に河川整備事業などを追加し、対象事業の拡充や補助率の嵩上げを行うなど支援の充実・強化を図ること。また、それに伴って必要となる予算について、既存の予算に上乗せして確保すること。

（7）　原子力損害賠償制度の見直しに関すること

福島第一原子力発電所事故の賠償の実施状況などを踏まえ、原子力損害賠償制度における国の責任の在り方等を明確にするため、法改正も含めた見直しをできるだけ早期に行うこと。

（8）　原子力災害発生時の風評被害対策に関すること

原子力災害時の風評被害対策について、未然防止を含め、国が責任を持って取り組むこと。

ア　原子力災害が発生した場合には、国が指揮する緊急時モニタリングセンターにおいて、放射線量の適切なモニタリングを実施し、国はその他関係機関と協力し、国民に対して信頼性、透明性のある情報を発信することにより風評被害の未然防止を図ること。

イ　仮に風評による損害が発生した場合は、期間、地域や業種などの限定なく原子力災害が発生しなければ生じることのなかった全ての損害について、迅速かつ確実な賠償を行うよう事業者を指導するなど、国が責任を持って万全な風評被害対策を講じること。

（9）　法人事業税の収入金額課税制度の堅持に関すること

電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度については、令和２年度税制改正において、小売全面自由化、送配電部門の法的分離等に対応して、既に課税方式の見直しが行われたところであり、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。現行制度は、地方自治体から多大な行政サービスを受益している原子力発電所を始めとする大規模発電施設に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すること。

２０　東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言

平成 23 年３月 11 日に発生し、死者・行方不明者・震災関連死約２万２千人、建築物の全半壊約 40 万戸に上る未曽有の被害をもたらした東日本大震災から 15 年が経過した。

国におかれては、復興交付金・福島再生加速化交付金をはじめとする所要財源の確保、各種事業の要件緩和、人的支援の充実、用地確保の促進措置など、地方からの様々な提言や要望を具体化するとともに、今年度からの「第３期復興・創生期間」においても、特例的な財政支援措置を基本的に継続していただいていることに心より御礼申し上げる。

被災地では官民を挙げた懸命の努力により、インフラ整備をはじめとした復旧・復興は着実に前進しているものの、復興はいまだ途上であり、現在も約２万６千人の方々が長期にわたる避難生活を続けている。

震災で心に大きな傷を負い、復興を実感できないまま日常生活を送っている被災者の心のケアや、時間とともに加速する風化を防止し、若い世代へと語り継いでいくことが我々の大きな責務となっている。

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という）による東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業、除染、放射性物質に汚染された廃棄物等の最終処分場の確保の遅延、また、被災地方公共団体や民間企業の人手不足と資材高騰等に加え、原発事故に伴う国内外の根強い風評と、時間とともに加速する風化が重い課題となっている。さらに、復興状況の地域間格差や被災者の心のケアなど、新たな課題も生じており、復興を実感できないでいる被災者も多い。

被災者が一日も早く住居や事業を再建し、地域のコミュニティの再生・形成を実現するために、被災地方公共団体が行わなければならない業務は依然として膨大である。

福島の再生を加速し、被災地の復興を早期に成し遂げるためには、被災者に寄り添い、長期的な視点による手厚い支援を継続することが不可欠である。また、東日本大震災復興協力の教訓を生かし、災害に強い国づくりに、国と地方が一丸となって全力で取り組んでいかねばならない。このような考えの下、全国知事会では、東日本大震災復興協力本部が中心となり、改めて国への提言を取りまとめた。

国においては、全国の総意として提出している提言・要望に誠実に対応するとともに、喫緊の課題である以下の事項について、速やかに実施するよう提言する。

１　東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束

（１）原子力災害の国主導の早期解決

原子力災害のあらゆる課題については、国策として原子力事業を推進してきた責任を踏まえ、引き続き東京電力任せにすることなく国主導で取り組み、早期に解決すること。

（２）東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の推進

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業は一定の進捗を見せているものの、１，２号機の使用済燃料や燃料デブリの取り出しなど前例のない困難な課題を抱えている。

廃炉に向けた取組については、中長期ロードマップに基づく取組を国が前面に立ち責任を持って進めること。

また、汚染水・処理水問題を含む廃止措置に向けた取組が、安全かつ着実に進

むよう、国は東京電力に対する指導・監督を徹底するとともに、国内外の英知を結集し、総力を挙げて取り組み、確実に結果を出すこと。加えて、廃止措置を進めるに当たっては、あらゆるリスクについて不断に検討し、必要な対策を講じるとともに、地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を東京電力に求めること。また、これらの取組に対する現場を含めた監視体制を強化し、より一層の安全確保に努めること。

（３）汚染水・処理水対策の徹底

令和５年８月からは、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出が開始されたが、長期間にわたる取組が必要であることから、国は、処理水の問題は福島県だけでなく、日本全体の問題であるとの認識の下、「ＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、最後まで全責任を全うすること。また、タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、処理過程における透明性の確保や、地元関係者等の立会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。併せて、希釈放出設備の安全性の向上やトラブルの未然防止に努めることに加え、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、正確で分かりやすい情報発信を行うこと。さらに、処理水の元となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じること。

トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリングの結果、希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、ＩＡＥＡ等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に努め、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。また、海洋放出により空になったタンクの解体状況や中長期的な解体計画、敷地利用計画を明らかにし、その進捗等について分かりやすい情報発信を行うよう東京電力を指導すること。

トリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

（４）原子力損害賠償の完全実施

東京電力福島第一原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、被害の実態に見合った賠償が確実・迅速に行われるようにすること。あらゆる風評被害について、風評が完全に払拭されるまで賠償が行われるようにすること。

また、ＡＬＰＳ処理水の処分について万全な対策を講じてもなお、被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。

さらに、東京電力に対しては、加害者としての立場を十分自覚させ、被害者に対して誠実かつ丁寧な対応を行うよう徹底させること。

（５）除染等の促進

放射性物質の影響を受けた地域の除染等については、除去土壌等の適正管理と早期搬出、搬出完了後の仮置場における農地の地力回復等を含めた原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組やため池の放射性物質

対策など、必要な措置を着実に実施すること。
帰還困難区域の除染等については、特定帰還居住区域において、帰還する住民の方々が安心して生活できるよう、面的に十分な除染を着実に実施するとともに、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の残された土地や家屋等の扱いについても、市町村等の意向を十分に踏まえながら、速やかに方針を示すこと。
また、避難指示が解除された区域においても、きめ細かい空間線量のモニタリングを行うとともに、放射線量が局所的に高い箇所については、フォローアップ除染を実施すること。
特定復興再生拠点区域復興再生計画及び特定帰還居住区域復興再生計画に位置付けられるアクセス道路の整備に必要な工事着手前の除染については、国の責任の下で最後まで確実に実行すること。
帰還困難区域内の帰還居住等のために実施する道路及び国土保全のために実施する河川や海岸の復興事業等に必要な工事着手前の除染等については、国の責任の下で最後まで確実に実行すること。
森林については、生活環境の安全・安心の確保や森林・林業の再生に向けた放射性物質対策を着実に講じるとともに中長期的な財源を確保すること。
中間貯蔵施設への輸送については、今後、発生する特定帰還居住区域のものを含め、全ての除去土壌等の搬入が完了するまで、安全・確実かつ円滑な実施に万全を期すこと。また、中間貯蔵施設の現場管理を徹底し、施設の運営を安全・確実に行い、用地取得に当たっては、引き続き、地権者に寄り添った丁寧な対応を行うとともに、２０４５年３月までの除去土壌等の福島県外最終処分の確実な実施に向け、残された期間における進捗管理をしっかりと行いながら、取組を加速させること。道路側溝堆積物や河川堆積土砂など放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染以外で生ずる土壌等の処分について、国の責任の下、撤去及び処理について、最後まで適正に対応すること。

（６）放射性物質に汚染された廃棄物等の処理等の促進

放射性物質により汚染された焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、建設・農林業系副産物等の廃棄物、残土及び除染に伴い発生した除去土壌は、その濃度に関わらず、国が責任を持って処理施設を確保するなど迅速かつ適切な処理を進めること。
特に、放射性物質の濃度が 8,000Bq/kg を超える指定廃棄物については、地域の意向を踏まえ、地元の理解を得ながら、国が総力を挙げて早急に処分すること。
また、指定廃棄物を国に引き渡すまでの間、安全を確保するため、フレキシブルコンテナの経年劣化等への対応などの飛散防止対策や周辺環境への影響に係るモニタリングの強化等、各事業者等が適切に保管できるよう、国が対策を講じること。加えて、個人の敷地で一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講じること。
8,000Bq/kg以下の廃棄物の処分を円滑に進めるため、住民の理解と処理の促進が図られるよう、処理や再利用に係る基準値の設定根拠を含め安全性を明確に示すとともに、地方公共団体・排出事業者に対する技術・財政的支援や処分先の確保など、国が責任を十分に果たすこと。
また、復興事業等に伴い発生する高線量の土壌等については、事業に支障が生じないよう、国が責任を持って最後まで確実に対応すること。

（７）食品・低線量被ばくの健康影響等についての対策の強化

食品中の放射性物質の基準値や低線量被ばくの健康影響について、国が正確な情報を分かりやすく継続的に提供するとともに、事故以前の基準との違いを丁寧に説明し、放射線や放射性物質に対する理解を深めて国民の不安の解消に努めること。

環境中に放出された放射性物質等の影響については、水、大気、土壌、水道水、農林水産物などの総合的かつ長期的なモニタリングを実施すること。

低線量被ばくの健康影響にかかる不安の解消に努めるため、国において、対象者、対象地域などの必要な条件を設定し疫学的な調査を実施すること。

（８）風評被害対策の強化

原子力災害により国内外に生じている広範な風評を完全に払拭するため、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、正確かつ効果的な情報発信と安全性の普及啓発を強化すること。諸外国による食品等への輸入規制については、科学的な根拠に基づいた正確な情報発信を一層強化し、早期撤廃を実現すること。

農林水産物や加工食品、工業製品等の放射性物質検査などの国による体制強化や支援の充実を図るとともに、地方公共団体、事業者等が実施する観光誘客事業や販路回復・拡大、販売促進に向けた取組等の風評被害対策事業に対する支援を強化すること。

根拠のない風評によって住民生活と経済活動への悪影響や人権侵害が生じることのないよう普及啓発を継続的に実施すること。

また、ＡＬＰＳ処理水については、トリチウムをはじめ処理水に含まれる放射性物質に関する科学的な性質やデータ、国内外におけるトリチウム等の処分状況、環境モニタリングの結果など、正確な情報を広く国内外に発信するとともに、新たな風評を発生させないという強い決意のもと、万全な風評対策を講じること。

（９）出荷制限の早期解決の支援強化等

全ての出荷制限品目について、早期の解除が図られるよう支援の強化を図ること。検体量確保が困難な野生の山菜やきのこ、野生鳥獣の肉、魚介類などについては、地方公共団体等による実態に即した検査の結果を踏まえたより現実的な解除要件とするなど柔軟に対応すること。

また、野生鳥獣肉の出荷制限に伴い狩猟意欲の低下、さらには狩猟者の確保への影響が懸念されることから、狩猟者確保事業の取組について財政支援の強化を図ること。

(10) 原子力災害対応費用の負担等

地方公共団体または事業者等が原子力災害に起因して実施した除染、廃棄物の保管や処理、放射性物質の検査の実施、風評被害対策などに要する費用については、これらに係る人件費及び税収減を含め、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速な支払いを行うこと。

(11) 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の整備並びに両区域外への対応

特定復興再生拠点区域について、避難指示解除後も引き続き、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく拠点づくりを確実に進めるために必要な予算を十分に確保するとともに、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組む

ことができるように支援すること。
また、特定帰還居住区域について、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や地元自治体の意向を十分に踏まえながら、特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、早期の避難指示解除に向けた除染等の確実な実施に加え、インフラ整備や営農再開に向けた取組等をきめ細かに支援し、帰還意向のある全ての住民が一日も早く帰還できるよう責任を持って取り組むこと。
さらに、両区域外の残された土地・家屋等の扱いや森林・農村の適切な保全、避難指示の長期化に伴い管理できないまま経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題について、引き続き、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。

(12) 早期の営農再開に向けた農地の原状回復

避難指示が解除された地域の農地において、早期の営農再開が図れるよう、仮置場の原状回復に必要な取組を確実に実施するとともに、除染等により生じた不具合の解消に向け、国の責任の下、対策を講ずること。

2　福島国際研究教育機構の研究開発等の推進について

（1）福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進

福島国際研究教育機構は、日本全国、ひいては世界共通の課題解決に資するものとして、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものであるとともに、我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すこと。
そのためには、国内外から優秀な研究者が参画し、世界最先端の研究開発が行われるよう、国際水準の処遇・人事制度や研究を支える研究設備の整備、十分な研究資金の確保、さらには、研究成果の社会実装・産業化や人材育成に取り組むことができるよう産学官連携体制の構築や被災地域の連携等について、省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援や政府を挙げた中長期的な枠組みでの、十分な予算を確保するとともに、施設の円滑かつ確実な整備と可能な限りの前倒しを図ること。
また、福島国際研究教育機構の取組の国内外の情報発信や広報活動を積極的に行うこと。

（2）人口減少に伴う課題の解決への貢献

福島国際研究教育機構の研究開発等を推進し、原子力災害の影響等により全国に先行して人口減少が進む福島県浜通り地域等の未利用地を社会実証・実装のフィールドとして活用すること等により、担い手不足に対応したロボット技術やスマート農業技術を活用した更なる超省力生産システムの確立を進め、その成果を全国に展開することで過疎や中山間地域等の持続的な発展や人材の育成・確保に貢献すること。

（3）大規模複合災害に備えた効果的な対策等への貢献

福島国際研究教育機構の研究開発等を推進し、原子力災害に関するデータや知見を収集･分析するほか､日本全国や世界に向けて積極的に発信することにより、

風評払拭・風化防止を図るとともに、将来の大規模複合災害に備えたより効果的な対策の構築等に取り組み、全国の自治体が取り組む防災対策を通じたまちづくりに貢献すること。

３　財政支援の継続、補助金等の手続の簡素化等

（１）特例的な財政支援と財源の確保

被災地における復興まちづくりには長期間を要するので、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、第３期復興・創生期間も安心感を持って復興を進めるために必要な財源を確実に確保すること。

資材や人件費の高騰等による事業費の増加や事業の進捗により新たに必要となった事業についても、適切に支援すること。

避難者を受け入れている地方公共団体の受入れに係る経費についても、災害救助法に基づく求償のほか、特別交付税等により適切に所要額を措置すること。

（２）被災地方公共団体の財政状況への配慮

被災地方公共団体の復興事業の進捗状況や財政状況の適切な把握に努め、財政基盤の弱い団体や事業の進捗が遅れている団体に十分配慮し、その底上げを図ること。

（３）原子力災害からの復興への配慮

原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響を踏まえ、引き続き、県及び市町村等の負担とならないよう、全面的な対応策を講じること。

特に福島県においては、避難地域の復興・再生、避難者の生活再建、廃炉と汚染水・処理水対策、法律で定められた除去土壌等の県外最終処分、風評被害、鳥獣被害対策に加え、新たな住民の移住・定住の促進等に取り組んでいくなど原子力災害からの復興・再生が長期化することから、今後の予算編成において、「原子力事故災害に由来する復興事業」の範囲を最大限広く捉えるなど、更なる負担の軽減を図ること。

（４）使途の自由度の高い交付金等の充実

被災地方公共団体において、具体化が進むまちづくりの進捗に応じ、住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業を継続的・安定的に実施できるよう、使途の自由度の高い交付金等、従来の枠を超えた財源確保の充実を図ること。

また、被災地方公共団体において、地方創生施策を活用し、被災地の多様なニーズに対応できるよう、地方創生関係交付金を柔軟に運用すること。

（５）国が行う復興事業の着実な推進

被災地の復興を牽引する港湾等の国が行う復興事業について、必要な予算と体制を別枠で確保し、整備を図ること。

（６）津波対策施設の適切な管理に対する財政措置

水門、樋門等の自動化、遠隔操作施設による津波防災対策をより確実なものにするため、水門・陸閘の更新費等の国庫補助率を嵩上げするなどした上で確実な予算措置を行うとともに、維持管理費に対する、財政措置を講じること。

（７）補助金等の事務手続の簡素化の徹底

被災地方公共団体の事務負担を軽減するため、補助金等の事務手続きや提出書類の簡素化を更に進めること。

（８）「新しい東北」の推進

復興推進委員会が提言した「新しい東北」が確実に実現できるよう、必要な予算や制度について措置すること。

４　被災地方公共団体に対する人的支援

（１）国による人的支援の強化等

被災地方公共団体に対する国・独立行政法人や民間企業からの中長期的な人員派遣を一層強化すること。

近年全国各地で大規模な自然災害が発生しており、引き続きマンパワー不足が見込まれるので、全国の地方公共団体からの人員派遣、被災地方公共団体の職員採用に対する支援を継続すること。この場合、特定業務へのチーム派遣も検討すること。

職員の事務負担軽減のため、民間企業等への復興関連事業の業務委託を一層支援すること。

（２）国による任期付職員制度の導入

復旧・復興業務に従事する任期付職員を必要に応じて国において一括して採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度を早急に導入すること。

（３）震災復興特別交付税による人件費等に対する財政措置の継続等

地方自治法に基づく派遣職員の受入経費及び東日本大震災への対応のために職員採用を行った場合の人件費等の経費に対する震災復興特別交付税については、復旧・復興を完全に果たすことができるまでの期間、経費全額に対する財政措置を確実に継続すること。

併せて、被災地方公共団体以外の地方公共団体が行う任期付職員の採用に係る経費及び派遣元で実施する研修等に係る経費に対する財政措置を行うこと。

また、国・独立行政法人や民間企業からの人的支援についても被災地方公共団体の負担が生じないよう配慮すること。

５　住宅再建・復興まちづくり、鉄道復旧・道路整備等の促進

（１）住宅再建に対する財政支援

復興まちづくりの取組を一層加速させるとともに、一日も早い住宅再建を支援することが可能となるよう、建築確認申請等の手数料減免に対する財政措置の継続など、被災地方公共団体に対する十分な財政支援を行うこと。また、災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、被災者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保、被災自治体の復興支援に必要不可欠な事業であることから、安定的な財政支援を継続すること。

さらに、原発事故による避難者のための災害公営住宅に係る東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、原発事故により長期避難を余儀なくされている避難者の厳しい生活再建状況や、風評被害・人口減少など多くの課題を抱えている避難地域等の復興状況を鑑み、現行の支援水準を維

持すること。

（２）防災集団移転促進事業により市町村が買い取った土地の集約や整地に要する費用への支援

被災市町村のまちづくりの推進のため、専門家派遣や社会実験の実施など、防災集団移転促進事業により市町村が買い取った土地の利活用に向けた取組に対する支援を継続すること。また、このような取組を踏まえ、市町村が行う移転元地の集約や整地に要する経費に対して財政支援を行うこと。

（３）防潮堤の整備促進

集落再生に不可欠な防潮堤の整備を迅速に進めること。とりわけ、漁港区域内の防潮堤の整備を促進するため、「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」の後続事業制度を構築し、予算を十分に確保すること。

（４）鉄道復旧後の支援

被災地を縦断する三陸鉄道リアス線について、持続的な経営の確保に向けて十分な支援を行うこと。

（５）復興道路等の整備の促進

被災地域と内陸部の後方支援拠点等を結ぶ道路等の災害に強い交通ネットワークの整備について、第３期復興・創生期間も社会資本整備総合交付金（復興）制度や福島再生加速化交付金制度等により、事業が完了するまで必要な予算を確保すること。

（６）資材高騰・人材不足への対応

第３期復興・創生期間における復興事業の円滑な推進のため、資材及び人材確保に必要な財政支援を継続すること。

（７）液状化被害への支援の継続・強化

液状化対策事業については、事業費が多額で住民同意の取得難航などの実情に十分に配慮し、被害世帯への支援を強化すること。

６　産業の復興、雇用対策の促進

（１）産業の復興加速、被災企業等への支援の強化等

被災地の復興を加速するため、地域の基幹的な産業の復興を促進するとともに、成長分野の新たな立地、農林水産業の６次産業化などを強力に推進し、安定した雇用を確保すること。

地域経済の未曽有の危機に対処するため、これまでの枠組みにとらわれず、被災企業に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など支援を強化すること。

被災企業の二重債務問題については、支援決定後の経営改善への助言等の支援を強化すること。

（２）農林水産業の復旧・復興支援の強化

漁港・海岸保全施設・海岸防災林・農地・森林等の復旧・整備や復興のモデルとなる園芸団地の整備に必要な十分な予算を確保し、農林水産業の復旧・復興を

促進すること。
特に、水産業における漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による設備等の整備や担い手の確保・育成、技術者等の派遣、被災海域における放流種苗の確保、関連業者の事業再開・経営再建と失われた販路の回復への支援を継続すること。また、福島県については、復旧・復興の進捗に合わせたきめ細かい支援を強化すること。
漁場のがれきの将来にわたる撤去・処分についても、全額国庫負担により支援すること。
加えて、地震・津波に対応した漁港施設の機能強化を緊急的に進め、安定的な漁業活動を支援するため、復興特別会計と同等の予算措置を行うこと。
さらに、放射性物質の汚染により原木等の生産資材の調達に苦慮しているきのこ生産者への支援については、調達環境が依然厳しいことから、引き続き同じ要件で継続すること。

（３）「グループ補助金」や「東日本大震災復興緊急保証」等の継続・拡充
中小企業の再建のための「グループ補助金」や「東日本大震災復興緊急保証」等については、今後のインフラ整備の進捗に合わせて事業に着手する事業者も多数見込まれ、また、東日本大震災事業者再生支援機構等による債権買取支援を受けた事業者が計画的に経営再建を果たせるよう、制度の長期的な継続を明確にし、十分に予算を確保すること。
「グループ補助金」により取得した財産の処分については、事業継続に向けた業態転換や新分野への挑戦の後押しとなるよう、被災地の実情に応じた柔軟な制度運用を行うこと。

（４）観光振興の強化
被災地及びその周辺の観光地への旅行を促進するため、被災地に関する正確な情報の発信、国内外での大規模な観光キャンペーンの実施、外国人旅行者のビザ発給条件の更なる緩和、観光振興に対する財政支援の強化など、総合的な観光促進策を拡充すること。
また、東北観光復興対策交付金に代わる新たな観光振興支援策を講じるとともに、その他の支援については、全体の観光者数に占める外国人観光客数の割合において、全国の水準に追いつくまでの間、継続・拡充すること。

（５）まちのにぎわいづくりへの支援
人口減少が進む中、商店街の仮設から本設店舗への円滑な移行、本設商店街での共同施設整備、イベント開催等、被災地のにぎわい創出やうるおいのあるまちづくりに向けた地域の商業者の主体的な取組みに対する支援に継続して取り組むこと。

（６）就業支援や人手不足対策の強化
被災地におけるきめ細かな就業支援や企業の人手不足対策を強化するとともに、被災者の状況や復旧・復興の段階に応じた多様な雇用就業機会の創出を支援すること。
「事業復興型雇用確保事業」及び「原子力災害対応雇用支援事業」については、被災企業が積極的に活用できるよう簡素で手厚い支援制度とするとともに、弾力的な運用を図ること。また、被災地の厳しい雇用状況を踏まえ、制度の継続と必

要な財源確保を図ること。

（７）福島イノベーション･コースト構想の推進

震災及び原子力災害により失われた浜通り地域等の産業の回復に向けた国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想については、各プロジェクト（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙等）の具体化や産業集積の促進、優秀な研究者の確保、未来を担う教育・人材育成等の着実な実施、福島国際研究教育機構の研究開発等の推進のため、関係省庁一体となって推進し、構想の関連事業も含めて必要な財源を責任を持って継続的かつ十分に確保すること。

また、これらのプロジェクトや研究施設について、地元企業だけでなく、広く全国の都道府県や企業が連携・活用しやすい仕組みづくりを進め、福島県を起点としたイノベーションを全国に波及させ、これまでの被災地支援の枠を超えた他県との互恵関係の構築を支援すること。

７　被災者への総合的な支援の強化、東日本大震災の風化防止、「第３期復興・創生期間」の体制の整備

（１）避難者の帰還の支援等

被災者の安定した生活の再建及び雇用の確保や事業の再建への総合的な支援を強化するとともに、避難者の帰還等を支援すること。

長期間にわたり帰還困難となる住民については、生活再建の見通しを明確に示すこと。

避難先での定住を希望する避難者に対し、避難先での生活再建を円滑に進めるため、就業支援や住宅確保のための支援策を講じること。

被災地方公共団体及び避難者を受け入れている地方公共団体の取組に対して十分な財政支援を行うこと。

（２）被災者の心のケア

心身の健康や将来の不安などへのケアが必要な被災者への支援をきめ細かく行えるように、被災者支援総合交付金の継続・拡充、臨床心理士等の専門家の確保及び相談や孤立防止などの取組に対する支援の強化を行うこと。

特に、被災者の心のケアについては、度重なる住居環境の変化に伴うストレスや家庭問題、経済問題などを背景に、相談内容が深刻化・複雑化しており、人材を安定的に確保し、中長期的に取り組む必要があることから、第３期復興・創生期間も全額国費による財政支援を継続すること。

また、避難者の方々が抱える課題は様々な面で個別化・複雑化しているため、避難先を問わず支援が必要な方が適切な支援を確実に受けられるようにすること。

（３）地域コミュニティの再生・形成に対する支援の強化等

被災地では、仮設住宅から災害公営住宅への転居や住宅の高台移転が進み、新たなまちづくりに取り組んでいるが、今後の活力ある被災地の復興のため、地域住民の交流の促進やＮＰＯ等による多様な活動への支援など、地域コミュニティの再生・形成に係る取組への支援を強化すること。

また、高齢者等が孤立しないよう、見守り体制の整備、生きがいづくり対策などのきめ細かな取組への支援を継続すること。

（４）被災地の実態に合った子育て支援の強化

安心して子どもを生み育てられるよう被災地の実態に応じたきめ細かな就学支援や心のケア、復興を支える人材育成のための教育、子育て環境の整備などの取組を全面的に支援すること。

県外へ避難している子育て家庭については、多くが精神的、経済的に厳しい状況にあることを踏まえ、保育料減免や就学援助などの経済的負担軽減、心のケアなどを十分に支援すること。

（５）個人の二重債務解消に向けた支援

個人の住宅ローン等に係る二重債務問題の解決を促進し、住宅再建を加速させるため、法整備を含む新たな仕組みの構築を積極的に行うこと。

（６）医療・福祉サービス提供体制の復旧・復興支援

原子力災害の影響の大きい福島県をはじめとする被災地方公共団体では、人口減少、医療・介護人材の不足、建設コストの高騰等により、医療・福祉サービス提供体制の復旧が遅れているため、処遇改善による人材確保、施設整備などの支援を強化すること。

医療や介護の復興は長期間にわたり、安定した財源確保が必要であるため、地域医療介護総合確保基金の弾力的な運用を行うとともに、医療・介護人材の確保や施設の再開、再開後の経営安定化等に係る十分な支援を行うこと。

（７）公的保険の減免措置等に対する財政支援

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険等について、保険料(税)の大幅減収や医療費の増大などによって、被災地方公共団体の財政基盤が大きく損なわれたことから、安定的な運営が図られるよう調整交付金の増額や国費による補填など十分な財政支援措置を講じること。

また、避難指示区域等対象地域における減免措置については、令和５年度から見直しが開始されたが､対象となる住民の不安や疑問に丁寧に対応するとともに､今後､見直しが検討される帰還困難区域に居住していた住民の保険料等の減免や､市町村の保険事務等の支援について、引き続き、市町村の意向をしっかり踏まえた対応を行うこと。

（８）災害救助法に基づく救助の対象範囲の拡大等

応急仮設住宅の供与終了に伴い生じる経費をはじめ、救助に要するもの全てを災害救助法の対象とするとともに、必要な事務経費の全てを全額国庫負担の対象とすること。応急仮設住宅の供与終了に伴う未退去案件への対応については、必要な財政的支援を行うこと。

（９）災害援護資金の債権管理に係る更なる支援

東日本大震災財特法施行令第 13 条第５項による免除特例について、「無資力又はこれに近い状態」の定義を示すとともに、「最終支払期日から 10 年」とされている期間について、資力の回復が困難と市町村が認めた場合、期間の短縮を可能とすること。

借受人が行方不明の場合、支払猶予の対象となる一方、免除の対象とならず、将来的な市町村の負担となることが見込まれることから、償還免除の対象範囲を拡大すること。

市町村の債権回収に要する経費や償還免除に係る県負担分の増加が一層見込まれることから、必要な財政支援を講じること。

(10) 東日本大震災の被害や教訓等の風化防止

東日本大震災の記憶を国民全体で共有し後世に伝え、今後起こりうる広域災害の備えに活かすため、被害の実情や教訓、復旧・復興の過程でのノウハウ等を蓄積・整理し、防災意識を向上させるための、効果的な方法による政府広報を強化すること。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会において、復興五輪として開催された理念や大会を契機に生まれた様々な主体とのつながりをレガシーとして継承していくため、引き続き、被災地の復興状況や魅力を国内外に発信するとともに、被災自治体が取り組む関連事業に対し積極的な支援を行うこと。

伝承団体や市町村などによる伝承活動を支援するための補助金や伝承施設の運営に要する経費の支援など、新たな支援制度の創設等を講じること。

震災遺構の維持管理や修繕、保存や撤去に対する財政支援を長期的に継続すること。

被災地でのボランティア活動や学校の修学旅行をはじめとする被災地ツーリズム等を促進すること。

学校、家庭・地域、自治体等が一体となった防災教育を徹底できるよう支援し、東日本大震災の教訓を踏まえた実践的な避難訓練及び防災訓練を充実させること。

(11) 被災地域の復興に向けた教育環境の整備への支援

被災地の児童生徒に対しては、それぞれの状況に応じたきめ細かな教育的支援や心のケアが必要であることから、復興推進に向けた教職員の加配、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置、魅力ある教育環境整備等、必要な支援を第３期復興・創生期間も継続・充実すること。

また、地域の復興を支える人材育成のため、発達の段階に応じた教育環境の整備を支援するとともに、幼児・児童・生徒に対する長期的な就学支援を継続して実施すること。さらに、国の責任において、放射線への正確な理解を促進するとともに、地方公共団体が、東日本大震災と原発事故に起因するいじめの未然防止、早期発見及び発見後に適切に対処できるよう支援すること。

加えて、未だ地元での学校再開をできていない学校があるほか、地元での学校再開後の児童生徒数についても震災前と比べて少数にとどまっていることなどから、学校再開及び魅力ある教育環境整備のため、継続した支援を行うこと。

２１　地方分権改革の推進について

平成５年６月の衆参両院における憲政史上初の「地方分権の推進に関する決議」以降、機関委任事務制度の廃止や国の関与に係る基本ルールの確立が行われ、地方に対する権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが進められるとともに、「国と地方の協議の場」をはじめ、国と地方が連携して取り組む基盤も整えられるなど、地方分権改革は着実に進展してきた。

一方でこの間、わが国は人口減少局面に入り、行政における人手不足が顕在化すると同時に、急速にデジタル化が進展したことにより、国と地方の役割分担のあり方が改めて問われている。また、「従うべき基準」をはじめ、法令の規律密度は今なお高いままであり、近年では地方自治法の一部改正により補充的な指示の規定が盛り込まれるなど、国の地方への関与のあり方についても課題が残されたままである。加えて、地方の行財政運営に大きな影響がある施策が、地方との十分な協議を経ずに導入される事例も見られたところである。

社会経済情勢が目まぐるしく変化する現在、国と地方が連携しつつ、地方が自らの判断と責任においてその役割を果たし、地域の実情や住民ニーズを踏まえた行政サービスを安定的に提供していくためには、これらの課題に正面から取り組む必要がある。

こうした認識の下、地方分権改革の推進について、以下のとおり提言する。

１　国と地方のパートナーシップの強化

（１）国と地方の協議の充実

- いわゆる教育無償化のように、地方の行財政運営に大きな影響を及ぼす施策について、十分な時間的余裕がなく、唐突に地方負担が示された事例もみられたところである。国・地方が互いに協力して対応していくために、国と全国知事会が政策の設計から決定段階まで率直に意見交換し、協働して政策形成を行う基盤となる議論ができる場を設けること。
- 「国と地方の協議の場」について、分野別の分科会を設けるなど、国と地方が実質的に協議を行う仕組みを強化すること。また、地方からの開催申出に対する応諾義務や協議結果の遵守義務など、制度面での更なる充実を図るとともに、十分な議論ができる時間を確保すること。

（２）立法プロセスへの地方の参画

- 地方が重要な役割を担う施策や地方の行財政運営に影響の大きい施策の立案に当たっては、地方の意見を反映することが可能な時期に情報提供を行うとともに、早期に地方と協議することで、国における施策の立案段階で地方の意見が反映される仕組みを確保すること。
- 議員立法においても新たな義務付け・枠付けが設けられている現状を踏まえ、これまで進められてきた行政面における地方分権改革から範囲を広げ、地方分権の推進に関する常設の委員会又は調査会を国会へ設置することや、議員立法についても内閣提出法律案に関して制度化されている意見提出権や事前情報提供制度のような地方の意見を反映させるための仕組みを創設することなど、立法プロセスに地方が適切に関与する仕組みを構築すること。

・　地域の実情に合った法令の運用が可能となるよう、政省令の制定や改正時における実務レベルでの国・地方の協議を充実させること。

（３）「提案募集方式」の見直し

・　「提案募集方式」は、地方分権改革の手法として一定の役割を果たしているが、地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう、個々の提案への対応にとどまらず、同様の課題を持つ類似業務の見直しにもつなげる等、制度を拡充すること。
・　「実現できなかったもの」とされた提案については、今後、地方から支障の根本的な解決が必要とされた場合には、再度検討対象とし、改めてその実現に向けて尽力すること。
・　提案の検討及び提案後の調整に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を十分に果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。
・　これまでの対応方針において、「検討を行う」又は年次を示して「結論を得る」とされた事項について、今後の検討において重点事項として取り上げるなど、政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現に努めるとともに、その結果については地方に速やかに情報提供すること。

２　社会経済情勢に応じた国と地方の役割分担の実現

（１）国と地方の役割分担の適正化

・　地方自治を担う現場の人材不足や偏在が深刻化する人口減少社会においては、地域の特性や事務の性質、デジタル技術の進展等を踏まえ、国と地方の役割分担を見直し、地方が地域の実情に応じた施策を実施できる資源を確保することが急務である。このため、人口減少社会を踏まえた国・地方が担うべき役割について、国民的課題意識のもと、第34次地方制度調査会をはじめ、官民一体となって横断的かつ抜本的な議論を丁寧に進めること。その上で国・地方がそれぞれ責任を果たすことができるよう財源を確保すること。

（２）国の責任において実施すべき施策・事業

・　リニア中央新幹線や整備新幹線といった国の成長戦略に直結する事業、原子力・洋上風力発電などのエネルギー政策、防衛政策に係る事業など、日本全体に関わる国家的プロジェクトについては、国の責任と財源において実施すること。
・　子ども医療費をはじめ、全国どこに住んでいても一定水準のサービスが確保されるべき「ナショナルスタンダード」の観点から国が責任を持って行うべき施策・事業については、地方単独事業として自治体の判断と負担に委ねるのではなく、国の責任において実施することを基本とし、地域間格差が生じないよう、必要な制度設計及び財源措置を講じること。その際、何を「ナショナルスタンダード」として位置付けるかについては、国民的な議論を十分に行うとともに、地方に新たな負担や支障が生じることのないよう、国と地方が政策形成段階から十分に協議する仕組みを構築すること。

（３）多様な主体との連携

・　地方版ハローワークや地域公共交通会議のように、国と地方が協力して取り組む施策については、地方の実情を十分に踏まえた対応が可能となるよう、より

一層緊密な連携を図ること。特に複数都道府県にまたがる生活の基幹となる公共インフラ・公共交通などの社会基盤整備等については、国において必要な事業規模を確保するとともに、地方が行う整備・更新や交通確保に必要な支援を行うこと。

・　今後、インフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約の更なる深刻化が予想される。地方公共団体には、持続可能な形で住民生活を支えていくため、それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点がますます求められる。このため、国と地方の関係にとどまらず、都道府県による市町村支援をはじめ、都道府県間又は市町村間の連携、都道府県と市町村との連携を促進しやすい環境を整えるため、必要な支援を行うこと。

・　行政における経営資源が制約される一方、行政需要が増加する中で、質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するためには、官民連携した取組が有効である。民間企業やＮＰＯ等、多様な主体との柔軟な協働・連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用する取組を更に推進すること。

（４）全国一律の基準で実施する事務のあり方の見直し

・　自治体間での画一性・共通性が高く、専門性も求められる事務については、国と地方公共団体による共同実施、地方公共団体から第三者機関への委託、地方共同法人による実施等を検討すること。

・　例えば各種の給付金、補助金の交付事務や国家資格に係る事務など、国が制度設計や運用ルールを一元的に定めているものについては、国における一括処理やオンライン化などを通じて効率化を図るとともに、その事務について「権限」と「責任」を持つ主体を可能な限り一致させること。

（５）経由事務の見直し

・　各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、人口減少社会に対応した地域づくりやデジタル化による国民の利便性向上、地方公共団体の業務効率化等を図る観点から、地方の意見を十分に反映した上で、地方公共団体への情報共有にも配慮しつつ、横断的かつ抜本的な見直しを行うこと。

・　オンライン申請が可能な行政手続の中でも、事務の一部で紙による経由が存置されている例（国家資格に係るデジタル資格者証の運用等）もあるため、オンラインで手続が完結できる制度・システムへの移行を検討すること。

（６）事務・権限の円滑な移譲等

・　住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な考え方に基づき、受け皿としての広域連合の活用も含め、国から地方への事務・権限の移譲についても、引き続き取り組んでいくこと。なお、広域連合を活用するに当たっては、国と広域連合とが協議により調整を行う仕組みを構築すること。

・　事務・権限の移譲などを円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。特に、地方が十分な予算・人員を確保して住民サービスを確実に提供できるよう、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。

・　適正な法執行の観点から、条例の制定改廃が必要となる場合等においては、地方公共団体に対し、事前に情報提供を行うほか、十分な準備期間を確保し、政省令の整備を行うこと。

（７）公務人材の確保

・　国と地方の役割分担を適切に実現するためには、それぞれの役割に見合った執行体制の確保が不可欠であり、必要な人材を確保できなければ、役割分担の見直しも実効性を持ち得ない。地方公務員の業務内容や勤務環境が大きく変化する中、高度な専門知識や経験を備えた優れた人材を確保していくためには、各地方公共団体が実情に合わせ、給与や勤務時間等を柔軟かつ迅速に設定することができる制度の確立が必要である。このため、地方公務員の給与について、デジタル人材等の専門人材に対応した個別の給与制度案の検討や民間企業の動向等を踏まえた官民比較の対象の見直し等を行うこと。また、地方公務員の勤務条件については、高度な専門性を有する人材の確保に資する柔軟な働き方について検討を深めるとともに、こうした高度な人材の確保に向けた地方の独自の取組に対する財源確保について、併せて検討すること。

３　自立した地方への更なる前進

（１）自治立法権の拡充・強化

・　地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化、規律自体の削減などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。

・　新たな立法により、地方が実施しなければならない計画等の策定をはじめとする事務事業の増加や、「従うべき基準」の新設といった状況が生じている。このため、地方分権改革推進委員会の第３次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立など、新たな事務事業や義務付け・枠付けが必要最小限のものとなるための仕組みを構築すること。

・　地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制については、国と地方で課題意識を共有し、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（以下「ナビゲーション・ガイド」という。）のように、国が自ら制度の検討・見直しを行っていくルールを作成すること。

（２）「従うべき基準」の見直し

・　国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、原則として新たな設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねること。

・　また、「従うべき基準」の見直しを進めるに当たっては、ナビゲーション・ガイドのように、国が自ら制度の検討・見直しを行っていくルールを作成するなど、地域の実情に合った施策の実施が可能となるようにすること。

・　なお、全国一律の基準で実施する必要がある事務等の基準については、実質的に地方に裁量の余地がなく、条例制定に係る負担のみが生じるため、条例委任を廃止すること。

（３）計画策定等の見直し

・　本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし現実には、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題がある。各府省においては、政策立案や法案作成の都度ナビゲーション・ガイドの順守状況を内閣府に報告するなど、当該ガイドが実効性を持つように運用するとともに、地方の意見を十分に反映しつつ、計画等の策定による地方の負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。

・　法令等の見直しと併せて、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。

・　ナビゲーション・ガイドの対象となっていない議員立法についても、当該ガイドの趣旨に鑑み、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、事前のチェックを行うこと。

・　また、既に法令で計画策定が義務付けられているものについても、ナビゲーション・ガイドの趣旨に基づき、義務付けを廃止するよう不断の見直しを行うこと。

（４）補助金等における国と地方の関係の見直し

・　義務付け・枠付けの緩和等が実現した場合であっても、財政的な措置が不十分であれば、補助金等を通じて実質的に国に縛られたり、法令の規律密度の緩和が財源保障を弱めたりしてしまう懸念もあるため、地方公共団体が自主的な判断に基づき、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、適切な財源保障を行うこと。

・　国の出先機関が直接実施している事業や、国が都道府県を介さず市町村や民間事業者などに直接交付している補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）のうち、都道府県が地域の実情に応じて実施・調整する必要があるものは、都道府県を実施主体にするか、又は都道府県に交付すること。

・　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条に基づき都道府県の知事の同意の下で事務が行われる補助金については、不同意により市町村が補助を受けられなくなる懸念から、実質的に不同意が困難である。当該補助金のうち、国が直接実施することが効果的・効率的なものについては、国の直接執行を検討するなど、制度の見直しについての議論を深めていくこと。

・　国の補助金等を財源の一部とする地方公共団体の補助金等において、事業者の不正等に起因した国庫返還金や償還期限が到来した個人への貸付金を当該事業者や個人から徴収することが困難な場合、地方公共団体が代わりに国庫に返還しなければならない取扱いとなっている事例がある。こうした取扱いは、国と地方の費用負担のあり方として適切ではないため、制度の見直しを行うこと。

　また、不正を働いた事業者に対し、地方公共団体が訴訟を提起して支出した補助金を回収する場合もあるが、現行制度では回収した補助金は国庫に返納しつつ、訴訟に要する弁護士費用等は地方公共団体が負担することとなる。こうした取扱いは、地方公共団体による不正事案への厳正な対応を躊躇させるおそれがあるとともに、地方公共団体のみが被害回復のための費用を負担することとなり不適切である。したがって、訴訟や債権回収に要する費用については、地方公共団体が過度な負担を負うことのないよう、国による財政支援を行うこと。

（５）補充的指示権の適正な運用

・　地方自治法第 252 条の 26 の５の規定に基づく国の地方公共団体に対する補充的な指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないよう、衆・参両院の総務委員会の附帯決議（第 213 回国会提出閣法第 31 号に対するもの）を十分に踏まえ、抑制的に運用すること。具体的には、当該指示の行使に際して、国と地方公共団体が事前に適切な協議・調整を行うことができるよう、手続を明確化すること。

・　想定外の事態に万全を期すため、補充的指示権が行使される条件、想定される事態などについて可能な限り明確にし、あらかじめ、実際に指示権の影響を受ける国民に対して丁寧に説明すること。

（６）「裁定的関与」の見直し

・　国や都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う「裁定的関与」については、地方公共団体が「自らの判断と責任で行政を運営する」という原則に立ち、国と地方の関係のあり方の問題としても総合的に勘案した上で、国と都道府県、市町村それぞれが対等な立場で責任を果たせるよう見直すこと。

（７）「地方分権改革特区」の導入等

・　国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについては、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、広域連合の活用などにより、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。

４　地方分権改革の一層の推進を図るための地方税財政の充実等

・　わが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠である。また、地方が責任をもって増大する役割に適確に対応していくためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた具体的な取組を確実に講ずるとともに、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保・充実すること。

・　ＡＩ・デジタル技術の進展や急激な人口減少などの環境変化を踏まえ、地方公共団体が、一層、自主的・自立的に施策・事業を実施できるよう、施策・事業の権限と責任の所在の最適化を図り、それにあわせて国・地方の税財源のあり方を見直すこと。

・　国と地方の税収割合が６対４である一方、歳出割合は４対６と乖離がある。住民に身近な行政サービスを提供する地方の役割に見合った税源配分とするため、新たな行政需要に対応するための税源の創出にも努めつつ、国と地方の税源配分をまずは５対５とすることを目標として税収割合と歳出割合の乖離を縮小し、自主財源比率を高めていくこと。

・　国の政策が地方税財政に影響を及ぼす場合は、国が確実に財源を措置し、その際には自主財源比率を低下させないよう、地方税源の充実を行うことを基本ルールとすること。

・　「地方固有の財源」である地方交付税については、その総額を確保・充実するとともに、各地方団体が地域の実情に応じた施策を着実に実施できるよう財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

・　臨時財政対策債については、令和７年度に引き続き令和８年度も新規発行額がゼロとなったが、今後、国税収入・地方税収入や地方負担の状況等によって財政収支に大幅な不足が生じる場合には、地方交付税の法定率の引き上げを行い、安定的に交付税総額を確保することで、臨時財政対策債に頼らない財政運営の確立を図ること。

５　地方分権改革を推進するに当たり、さらに検討を深めるべき事項

・　従来から議論のある条例による「上書き権」の問題に関しては、現行の法体系全体との整合性や個別法の趣旨目的などを踏まえつつ、地域の実情に応じた施策を地方が実施できるよう、法令の規律密度の緩和による自治立法権の拡充・強化と併せて、罰則のあり方についての検討も含め、引き続き法律と条例の関係についての議論を深めていくこと。
・　地方分権改革のこれまでの成果の上に立ち、国の立法プロセスに地方の声を一層反映していくとの観点から、憲法改正に向けた議論において、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記すること。
・　また、参議院選挙区の合区の早期解消、地域代表制のあり方、国の政策決定への更なる地方参画、自治立法権・自治財政権の拡充・強化、などの議論を積極的に行うこと。

２２　第 20 回アジア競技大会及び第５回アジアパラ競技大会を契機とした地域活性化、地方創生に向けた提言

愛知・名古屋で開催される第 20 回アジア競技大会及び第５回アジアパラ競技大会（以下、「愛知・名古屋大会」）までいよいよ２ヶ月となった。

国においては、本年３月に推進本部として実施した緊急提言に基づき、愛知・名古屋大会の機運醸成やチケットの販売促進に向けた情報発信にご協力いただいており、感謝申し上げる。

全国知事会においても、積極的な情報発信により大会機運を盛り上げ、大会を通じて地域の魅力や文化、特産品などを国内外に PR するなど、地域の活性化に向けた取組を進めていくこととしている。

愛知・名古屋大会を契機とした各地域における交流人口の拡大や取組を一過性のものとせず、大会終了後も地方が継続して地域活性化に資する取組を推進することが大会のレガシーとなり、ひいては地方創生につながるものである。

ついては、国において格別の措置を講じていただくよう、下記のとおり提言する。

記

１．愛知・名古屋大会の機運醸成のため、実施競技等大会情報について、積極的な情報発信を実施すること。

２．フルスタジアムを実現し、アスリートに大歓声の会場で最高のパフォーマンスを発揮していただくため、チケット販売情報の発信など、チケットの販売促進を後押しすること。

３．愛知・名古屋大会を契機として、地方が地域活性化に資する取組を推進するため、各府省庁が所管する補助金の拡充など、地方創生の観点から、地方の取組を後押しすること。

２３　地方自治・民主主義の確立に向けた決議

全国的な投票率の低下、選挙における偽誤情報の流布やＳＮＳによる誹謗中傷といったインターネットの不適切な利用、他の候補者への誹謗や営利などを目的としているのではないかと疑われる選挙運動など、健全な民主主義の発展が危ぶまれる事態が頻発している。現行の公職選挙法に基づく選挙運動規制では、こうした事態に対処しきれなくなっている。

これまで、全国知事会では「参議院選挙における合区の解消に関する決議」（平成２８年７月以降毎年採択）のほか、「公明かつ適正な選挙の確保に向けた提言」（令和７年４月採択）、「民主主義と地方自治の基盤である公明かつ適正な選挙の確保に関する緊急提言」（令和７年７月採択）をとりまとめ、地方自治・民主主義の土台を守るべく政府や国会等に要請活動を行ってきた。

さらには、有識者の参画の下、令和７年１０月に「地方自治・民主主義の確立に向けた研究会」を設置し、選挙を取り巻く諸々の課題について精力的に議論を重ね令和８年４月に報告書をとりまとめた。

これまでの全国知事会からの要請を踏まえ、公職選挙法等が改正されたことは評価するが、我々は健全な地方自治、民主主義の土台を揺るがす状況を見過ごすことなく、今後も、国会や政府で議論が進み、必要な制度改正に向けた検討が早急かつ不断に行われるよう、下記のとおり決議する。

なお、「地方自治・民主主義の確立に向けた研究会」において、現状の合区の固定化は避けるべきであり、国会は合区の解消に取り組むべきとの報告もとりまとめており、これについては別途、「参議院選挙における合区の解消に関する決議」を行うこととする。

記

１　被選挙権年齢のあり方

国会は、若者の政治参加を促進し、投票率の向上を図るため、被選挙権年齢の引下げについて検討する必要がある。検討に当たっては、全ての公選職を一律 18 歳とする方法のほか、段階的な引下げや公職の種類によって異なる設定をする方法などが考えられるが、国会において、幅広い意見を踏まえ、具体化に向けた丁寧な議論を行う必要がある。

２　主権者教育等

近年急速に拡大したＳＮＳにおいて、アルゴリズムによって偏った情報を含むコンテンツに触れる機会が増加し、収益目的で極端な情報を発信する動画が溢れる状況が生まれており、主権者の側が自ら情報の真偽を判断するためにも、新しいメディアリテラシーを身につけることが必要となっている。

主権者教育は、選挙管理委員会や学校現場などが個別に担うのではなく、都道府県・市町村（いわゆる首長部局）、教育委員会や議会など、様々な主体が連携して取り組むべき課題であり、各地方自治体で体制づくりを急ぐべきである。

児童・生徒・学生への教育だけでなく、主権者教育を受ける機会がこれまでになかった社会人等を含めたメディアリテラシーの向上（特にデジタル関連）にも、地方自治体のみならず国の責務において取り組むことが必要である。

３　地方選挙再統一等の選挙のあり方

統一地方選挙における統一率の低下は、選挙への関心の低下、ひいては投票率の低下の要因として考えられ、地方選挙の再統一又は一定の時期への集約という方向性の検討が必要である。

また、国会及び政府は、有権者の実質的な投票権、参政権の確保はもとより、極寒や酷暑を避け、選挙までの十分な準備期間を確保し、選挙に関わる人々の身体的な負担を考慮した日程を決定するなど、選挙の管理執行のあり方についても検討が必要である。

有権者の投票機会の確保が投票権の行使や投票率向上のための前提条件だが、人口減少傾向の中での選挙事務に従事する人材の確保には限界があり、国及び地方自治体は電子投票やオンライン投票立会人など、デジタル技術の活用によってカバーする手法についても検討していく必要がある。

４　選挙運動規制、ＳＮＳ、ネット規制

インターネット選挙運動においては、候補者等に対する誹謗中傷や偽誤情報の拡散、ＡＩ生成や収益化を狙った偏りのある極端な動画の流布など新しい課題が生じている。一方で、インターネット空間における公正な選挙運動の担保のため、有権者が偽誤情報や誹謗中傷などに惑わされることのないよう、候補者等による正しい情報掲出機会を保障することも重要である。

先の特別国会で全国知事会の要請を踏まえ公職選挙法等が改正されたことに感謝する。併せて、国会及び政府においては、今回の法改正の施行状況等を踏まえ、ＳＮＳ等を利用した選挙運動の適正化に向け、他国の中立的な監視・適正化の取組も参考にしつつ、選挙と表現の自由も勘案しながら更に必要な対策の検討を精力的に進められたい。

２４　参議院選挙における合区の解消に関する決議

参議院は、創設時から一貫して「都道府県」単位の代表が選出されることで、地方の声を国政に届けるとともに、我が国における戦後の民主主義の発展に重要な役割を果たしてきた。

憲政史上初めて合区選挙が行われた平成２８年の参議院選挙では、投票率の低下に加え、自らを代表する議員が選出できなかった県民からは、大きな失望の声が上がり、国民の参政権にも大きく影響を及ぼす事態を引き起こした。

その後、令和４年の参議院選挙では、合区選挙開始以降、３回連続で過去最低の投票率を更新する県が発生し、令和５年の参議院補欠選挙では、ゆかりのある候補者がいない県で投票率が戦後最低を記録した。さらに、令和７年の参議院選挙では、鳥取県及び島根県において、投票率が低い水準に留まっているほか、徳島・高知選挙区において、徳島県の投票率が３回連続で全国最低を記録するなど、合区を起因とした弊害が常態化しており、今年５月に公表された令和７年国勢調査速報値等を鑑みても、今後更なる人口減少とともに合区対象県が広がっていくことが懸念され、深刻度が増している。

また、合区制度では、合区した県の間で利害が対立する問題が生じた場合に、国政に両県民の意思を十分に反映することが困難になるとの指摘があるほか、合区対象となる県の固定化に加え、今後、人口の減少や大都市への一極集中が進めば、合区対象となる県が全国へと広がり、その結果、人口が少ない地方には議員定数が十分に割かれず、地方創生・人口減少対策などの国政の重要課題の解決において、人口減少に直面する地方の実情が国政へ反映し難くなる状況が生じる。

このような状況は、我が国の民主主義の根幹を揺るがす重要な問題であり、都道府県間で一票の較差とは異なる不平等性が生じることにもなる。

これまで、全国知事会では、地方六団体合同による「合区早期解消に関する要請活動」を行うほか、各政党や衆参両議院議長、憲法審査会長へ要望活動を行うなど地方の声を継続的に国に対して訴えかけてきたところであるが、国会の憲法審査会等では合区解消に向け精力的な議論がなされるようになり、着実に理解が深まってきたと期待される。

令和元年に行われた参議院選挙時には、都道府県単位の代表が選出され得る、いわゆる特定枠が比例代表選挙に導入されたが、特定枠で選出された合区対象県の議員が辞職し、合区地域とは無関係な人が繰り上げ当選するという事態も生じており、根本的な合区の解消が断固として必要である。

令和１０年の参議院選挙に向けて、憲法が求める法の下の平等に配慮しつつ、国政に地方の意見をしっかりと反映させ、各地方の実情に合った施策の実現を図るため、十分な国民的議論のもとでの憲法改正等の抜本的な対応による「合区の確実な解消」を強く求めるものである。

２５　ＮＨＫ受信契約の合理化・簡素化に向けた提言

2025 年（令和７年）２月以降、地方自治体において、公用車に搭載されたテレビ受信機能付きカーナビゲーションシステムやワンセグ機能を持つ携帯電話について、「受信機能を有する」ことを理由に、日本放送協会（ＮＨＫ）に対して、過去に遡って受信料を支払う事例が発生している。

これらの混乱が生じた主な要因として、当該機器は公務の遂行を目的として配備されたものであり、テレビ放送の視聴を主目的として設置されたものではないことから、受信契約の締結が必要であるとの認識が十分に共有されていなかったこと、また、世帯契約と事業所契約とで取扱いが大きく異なることが挙げられる。

このような状況を踏まえ、受信契約が実態に即した、合理的で分かりやすいものとなるよう、下記のとおり提言する。

記

１　契約単位の在り方の見直し

現在、事業所の契約単位は、「設置場所（部屋）ごと」となっており、世帯契約（１世帯１契約）と取扱いが異なっている。そのため、施設（庁舎、公共施設等）ごとに１契約を基本とし、受信機設置台数（１～５０台、５１～１００台、１０１台以上）で区分を設けるなど、契約単位の在り方について、明確化・合理化・簡素化を図ること。

また、公用車等（公用船を含む。）の取扱いについては、世帯契約と同様に施設の一契約に含めること。

２　緊急車両等（警察車両・消防車両・消防艇・道路維持作業用自動車）の取扱い

緊急車両等は、公共の安全と秩序の維持、社会公共の福祉の増進を目的としており、犯罪捜査や消火活動、人命救助などの業務遂行に使用するものである。このため、上記１の公用車等について、世帯契約と同様に施設の一契約に含める取扱いがされない場合には、その使用目的に鑑み、少なくとも緊急車両等については受信料の免除対象とすること。

≪政策要望≫

【農林水産関係】

１　食料・農業・農村政策について

食料・農業・農村基本計画では、初動５年間で農業の構造転換を集中的に推進することとしており、持続可能で強固な食料供給基盤が確立できるよう、担い手の確保・育成や国内農業生産の増大、国産への転換に向けた産地の育成強化、将来の生産者の減少に備えた農業構造の確立、農業者の経営安定に向けた万全なセーフティネットの構築、地方公共団体による農地の総量確保と適正利用の取組支援、合理的な価格形成と国民理解の醸成など、関連する施策の充実・強化や必要な予算を確保すること。

特に、「農業農村整備（農地の大区画化等）」、「共同利用施設の再編集約・合理化」、「スマート農業技術等の開発・実装」、「輸出産地の育成」など、集中的かつ計画的に対応する必要がある事業については、既存予算とは別枠で十分な予算を継続的に確保すること。

２　経済連携協定及び米国による関税措置について

ＣＰＴＰＰ、日ＥＵ・ＥＰＡ、日米貿易協定、日英ＥＰＡ及びＲＣＥＰ協定等の経済連携協定に加え、米国による関税措置が、農林水産業等に与える影響を継続的に検証するとともに、今般、交渉を開始することが発表された日・メルコスールＥＰＡを含め、いかなる国際貿易交渉にあっても、国内生産への悪影響を防ぐため、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保すること。併せて、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧かつ速やかな情報提供を行うこと。

また、「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な措置を講じること。

加えて、米国による関税措置については、日米貿易協定の趣旨を踏まえ、農林水産物等への追加関税の見直しを粘り強く求めるとともに更なる関税措置を行わないよう毅然とした対応を行うこと。

３　農林水産業におけるネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現について

（１）2050 年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に農林水産業分野として対応していくため、「戦略的農林水産研究推進事業」等による革新的な技術の開発や社会実装に向けた取組を充実させるとともに、必要な予算を確保すること。

また、農地・森林・海洋における炭素の長期・大量貯蔵を可能とするため、「環境直接支払交付金」や、森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するための「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」、水域の保全を行う「漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業」、藻場・干潟造成等を行う「水産基盤整備事業」に十分な予算を確保すること。

（２）2050年までに農林水産業のＣＯ$_2$ゼロエミッション化の実現や耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25％（100万ha）に拡大するなど、長期目標を掲げる「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、国と地方が連携した研究開発や再生可能エネルギーの導入等による脱炭素化を推進するとともに、多くの生産者が生産力向上と持続性を両立した農林水産業に取り組めるよう、スマート農業技術活用促進総合対策やみどりの食料システム戦略推進総合対策、スマート林業・ＤＸ推進総合対策、水産業成長産業化沿岸地域創出事業等に十分な予算を確保すること。

また、流通・加工事業者や消費者も含めた国民全体の理解の促進を図ること。

４　農業・農村の振興について

（１）農業の生産性向上を通じた食料自給力の確保等に向けては、「土地改良長期計画」に掲げる、農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化、農業水利施設の適切な保全管理などを推進し、農地の集積・集約化やスマート農業技術の導入、国内需要を踏まえた作物の生産拡大、農業用水の安定供給を図ることなどが不可欠である。

特に、農地の大区画化や水田の汎用化については、農地の集積・集約率に応じて農家負担を軽減する制度や農家負担を求めない農地整備事業の積極的な活用により、事業要望が増加している状況にある。

このため、地域の実情や特性を踏まえた上で、計画的かつ着実な事業の推進に必要な当初予算を安定的に確保するとともに、農業の競争力の強化を加速化するための補正予算の編成、さらには、地域のニーズに応じたきめ細かな農業農村整備を推進できるよう定額補助事業等の拡充、地方財政措置の充実を図ること。

また、農業水利施設の適切な保全管理については、老朽化の進行に伴う突発事故の増加、施設操作に係る人員の減少・高齢化、農村地域における都市化・混住化、気候変動等による管理の複雑化・高度化等により、施設等の再整備や管理にかかる土地改良区や農家の負担が増加している。

このため、各種事業において受益者負担の軽減を図る新たな制度を創設すること。

土地改良区、市町村、集落等の地域内の関係者が連携して施設の保全に取り組むための連携管理保全計画（水土里ビジョン）については、地域の実情に応じたビジョンの策定やビジョンに基づく施設保全の取組が促進されるよう、水利施設管理強化事業の支援対象の拡充や地方財政措置の適用など、土地改良区等の施設管理者への支援の更なる充実を図ること。

さらに、国の発意による保全対策の積極的な実施や国直轄による保全対策の対象拡大、国営事業の農家負担軽減策等を講じるとともに、国営造成施設において突発的な事故が発生した際の、迅速な復旧作業、原因究明、再発防止の措置等、対応の強化を図ること。

加えて、地域と共生した形での太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化対策等、地域の持続可能な施設管理の確立に向けた施策を推進すること。

（２）気候変動に伴い激甚化・頻発化する集中豪雨や大規模地震等による災害に対応するためには、農村地域の流域治水対策や農業水利施設、農業集落排水施設、地

すべり防止施設、海岸保全施設、防災重点農業用ため池の老朽化対策及び防災・減災対策等が重要であることから、「第１次国土強靭化実施中期計画」を着実に実施するため、必要な財源確保と地方財政措置の充実を図ること。

特に、防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が制定され、防災工事等の取組を加速的に進めることとされたが、ため池の保全管理に係る体制強化も重要な取組であることから、「ソフト・ハード双方による総合的な対策」を進めるため、改修・廃止に必要な財源確保及び地方財政措置の更なる充実とともに、データベースの管理や管理者による適切な管理・監視体制の強化、ため池サポートセンターに係る国の定額補助を活動規模に応じて拡充するなど、ソフト面においても財政支援の継続と更なる充実を図ること。

また、国は、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で災害に備える「流域治水」の取組を推進しており、流域で行う治水対策の充実に向けて、農業用ダムの洪水調節機能の強化、農業水利施設の高度な操作・管理の実施、さらには、水田やため池を活用した雨水貯留など農地・農業水利施設の有する多面的機能を発揮させる取組を行う管理者等への支援について、地域で一体的な取組が図られるようパッケージ支援策を整備すること。

特に、水田や農業用ため池等において流域治水に協力する農業者が安心して営農を継続できるよう支援を充実させること。

（３）大規模自然災害が近年多発していること、また市町村の技術職員数が減少していることなどを踏まえ、農地・農業用施設の災害復旧事業の迅速化を図るため、災害査定や申請事務の更なる簡素化等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うこと。

（４）国産穀物を主体とした食料安全保障を確保していくため、食料・農業・農村基本法に基づき、穀物の備蓄制度も含め、水田農業施策を見直し、小麦や大豆、飼料作物等への需要に応じた生産体制の整備と生産力の維持・強化や国民の国産穀物の消費に関する意識啓発、食品製造事業者における米粉の活用促進など、抜本的かつ効果的な対策を講じるとともに、輸入に依存している穀物を安定供給できる環境を整えること。

（５）経営所得安定対策等については、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、対象品目の拡大や交付単価の検証など、生産の実情を考慮した制度とするとともに、地域農業再生協議会が行う事務に係る必要な予算を十分措置すること。

農業保険については、加入者の拡大に向けて、制度の周知や農業共済組合が行う事務の執行に必要な経費を措置するとともに、保険料等への補助は、全国一律の制度とするため、国の負担割合の引上げを検討すること。

また、収入保険制度については、農業者の視点に立って制度の見直しを行うとともに、類似制度を含めた見直し等を行う際には、原材料・飼料価格高騰等を踏まえた農業・畜産経営への補填、みどりの食料システム戦略で掲げる有機農業の取組拡大に向けた補償制度など、農業者のニーズや関係団体の意見を十分に踏まえた上で、総合的かつ効果的なセーフティネットの構築を図ること。

さらに、生産・流通コストの上昇を踏まえた合理的な価格形成・取引の実現に向け、消費者の理解促進を含め、食料システム法の制度を着実に運用するととも

に、地方が独自に行う取組への支援を充実すること。

（６）米の安定供給や生産者の所得確保を図るため、需給調整については、これまでの取組を検証し、見直しの検討を継続的に行い、全国・各産地において、国内外の需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、実効性のある対策を講じること。
あわせて、米の適正な価格形成に向け、生産者が再生産・再投資可能な米価の維持・安定と消費者が購入しやすい価格に十分に配慮し、実効性のある対策を講じるとともに、消費者・実需者への情報発信を通じた理解醸成を図ること。
また、米の生産に当たっては、国内外の需要拡大策の推進を図るとともに、的確な需給見通しに基づく生産を進め、生産者が将来にわたり安心して営農に取り組むことができるよう、米価下落等による収入減少のほか、資材価格の高騰等による所得低下にも対応したセーフティネットを構築すること。
さらに、政府備蓄米については、令和７年度に実施した市場流通の効果や影響を検証するとともに、不作や災害等緊急事態における供給など、政府備蓄米が持つ役割が十分果たせるよう、適正かつ効果的な運営を行い、売渡しに係る買戻し及び買入れは、市場の動向を注視し、農業経営に影響を生じさせないよう、需給状況等を踏まえ、適切な時期に行うこと。
加えて、令和９年度以降の水田政策の見直しに当たっては、食料供給の現場である地方の実情に配慮し、新たな担い手を含め、意欲ある生産者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすること。具体的には、加工用米・飼料用米などの非主食用米や麦、大豆等の需要に応じた生産のほか、中山間地域等も含め持続的な営農が可能となるよう、中長期的に安定した制度とすること。
また、見直し内容について、十分な周知期間を設け、農業者や関係機関等に丁寧な説明を行うこと。

（７）都道府県が継続的に稲、麦類及び大豆の種子の生産及び普及に取り組むことができるよう、都道府県が行う種子の生産及び普及に要する経費について、引き続き地方財政措置を確保すること。

（８）気候変動に適応した高温等に強い品種や生産技術の開発・導入、新たな品目の栽培や高温対策設備等の導入への支援を強化すること。

（９）日本型直接支払制度については、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能が、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、極めて重要な機能であることから、本制度の積極的な活用が重要である。
一方で、制度を推進する市町村の業務負担が増大していることから、負担の軽減と推進体制の強化に向けた人的・財政的な支援策を充実すること。
また、農村を下支えする地域コミュニティの活動が今後も維持・発展できるよう、対策期間中においても、交付単価や制度運営に係る事務費等について所要の見直しを行いつつ、事業を推進するための経費を含め必要な予算を確保するとともに、地方の財政負担が生じないよう国庫負担で対応すること。
さらに、地震等大規模災害発生時には、必要な復旧作業に十分取り組めるよう、交付単価の上限を超えて活用できる災害特別枠を設けること。
集落や市町村、都道府県における書類の確認作業に膨大な時間を要しており、事務負担を理由に、制度の継続を断念する集落があることから、事務手続の更な

る負担軽減を図ること。
多面的機能支払交付金については、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援するため、必要な予算を確保すること。
中山間地域等直接支払交付金についても、中山間地域と平場との生産費の格差が拡大していることを踏まえ、交付単価を実態に即した水準に引き上げるとともに、農業者が意欲を持って、営農や集落機能の維持に向けた取組を着実かつ継続的に実施できるよう、各都道府県からの要望量に見合う十分な予算を確保すること。
環境保全型農業直接支払交付金制度については、新たな制度への見直しに当たり、現行制度から円滑に移行ができ、生産者が安心して環境保全型農業に取り組める安定的かつ継続的な制度設計・運営をするとともに、各都道府県からの要望量に見合う十分な予算を確保すること。

(10) 自然・社会的条件が厳しい中山間地域農業の状況を踏まえつつ、地域の特色をいかした多様な取組を後押しするため、付加価値の高い農業の創出や地域コミュニティ機能の維持・強化、多面的機能の発揮の促進、地域を支える体制及び人材づくりなどのための政策の充実・強化を図ること。
また、「農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）」の都道府県からの要望に見合う十分な予算を確保すること。

(11) 新規就農者育成総合対策について、必要な予算を十分に確保するとともに、経営発展支援事業等においては、適切な事業実施期間を確保するため早期に配分すること。
あわせて、地方自治体の財政負担の軽減を図るため、地方財政措置を継続するとともに、全額国庫負担等での実施についても検討を進めること。
また、農林水産業の活性化に向けて、農林水産業に携わる女性が活躍できるよう、女性リーダーの育成や資質向上のための助成を充実させること。
さらに、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた担い手の農地利用の実現に向け、農業経営の法人化促進や、規模拡大等に伴う機械・設備等の導入、人材の育成・確保及び労働力の確保に対する支援に必要な予算を十分に確保すること。
加えて、発展意欲のある農業者を育成するための専門家派遣や研修等の実施、担い手の確保のための就農相談等を行う拠点（農業経営・就農支援センター）の運営に必要な予算を十分に確保すること。
特に、経営体の減少や従事者の高齢化といった喫緊の課題に対し、円滑な経営継承への支援策について十分な予算を確保すること。
これらの担い手確保・育成の中核となる農業者研修教育の拠点施設である農業大学校の安定的な管理運営・教育内容の充実や、普及指導員による担い手への技術・経営指導に必要な協同農業普及事業交付金の予算を十分に確保すること。
労災保険の加入義務化に際し、制度内容や手続き方法を、関係者に丁寧に周知するとともに、実施までに十分な準備期間を確保すること。

(12) 農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業については、農地の権利設定等が農用地利用集積等促進計画に一本化され、農地中間管理機構の権利設定に係る事務が増加していることから、安定的な事業運営ができるよう、市町村委託費等の国の補助率の引上げ・補助対象経費の拡充を含む予算を十分に確保するこ

と。
　また、都道府県や市町村、農地中間管理機構など、関係機関の実情や意見を十分に踏まえ、業務の分散化や手続の簡素化を進めることにより、増大している業務の軽減を図るなど、引き続き、農地の出し手や受け手が機構を活用しやすい仕組みとなるよう改善を行うこと。
　加えて、農地の権利移動に係る公告・認可業務については、法改正により、都道府県や市町村の業務量に大きな変更が生じること及び都道府県から市町村への権限の移譲が可能となったことから、それらの事務が円滑に執行できるよう、確実な財政措置を講ずること。
　地域農業経営基盤強化促進計画の実現に向けた更なる農地集積・集約化の取組を加速させるため、農地集約化促進事業について、十分な予算措置を講じるとともに、地域集約化実現タイプについて、地域の実情に即した交付単価区分に拡充すること。
　機構集積支援事業及び農地利用最適化推進事業についても、施策効果が発揮されるよう制度の安定的・柔軟な運用を図ること。

(13) 地域農業経営基盤強化促進計画については、計画実現に向け随時見直し等を行うことから、引き続き地域における話し合いや、公告・縦覧等の事務が必要であるため、市町村や都道府県が行う事務等に係る十分な予算を確保すること。
　また、農業を副業的に営むなど、多様な人材による農地の保全・管理活動への参画や、小区画な農地の利活用の促進などの対策も併せて講じること。

(14) 地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業を中長期的に継続し、必要な予算を確保するとともに、生産現場の実情に配慮した助成対象の充実などの制度改正を図ること。
　また、老朽化した農業共同利用施設の再編集約・合理化を支援する新基本計画実装・農業構造転換支援事業については、必要な予算を継続的に確保するとともに、地方の財政事情を踏まえ、地方公共団体の財政的負担の更なる軽減を図ること。

(15) 畜産・酪農における地域の生産基盤の維持・強化と収益性、社会的価値の向上に加え、持続可能な畜産経営への転換に向けて、飼養管理施設や省力化機械の整備・補改修、繁殖雌牛の更新奨励金など、畜産クラスター関連事業を中長期的に継続して実施するとともに、必要な予算を安定的に確保すること。
　また、畜産経営の安定に向けて、「肉用子牛生産者補給金制度」の保証基準価格や「肉用牛肥育経営安定交付金制度」の算定基準について、現状の生産費を十分に反映するとともに、「優良和子牛生産推進緊急支援事業」及び「和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業」を継続するなど、経営安定対策を推進すること。
　さらに、和牛肉の需要拡大に向け、消費者の理解醸成を図ること。

(16) 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱及びアフリカ豚熱等の家畜伝染病について、国内への侵入防止の強化を図るとともに、国内での発生予防及びまん延防止に係る支援制度を強化・拡充、施設整備等に対する継続的な財政支援を行うこと。

ア　家畜伝染病の発生に係る対応関連

・近年、大規模農場や過去発生農場における発生が続いていることから、その原因究明や振り返りを早急に行い、科学的根拠に基づく有効な対策を確立するなど、発生予防対策の強化を図ること。また、家畜伝染病が発生した際は、ウイルスの伝播経路の速やかな解明、畜産農家等への経営支援、風評被害対策等について引き続き強化すること。さらに、家畜伝染病の全国的な発生のリスクが高まった際には、農場における緊急消毒に対して速やかに財政支援を行うこと。

・大規模農場での発生は、地域経済や消費生活への影響が大きいことから、農場での分割管理が円滑に進むよう、集卵設備など新たに必要となる施設整備等に対する支援を継続するとともに、十分な予算を確保すること。また、畜舎単位などの管理区域ごとに殺処分ができるよう、科学的にリスクを検討するほか、防疫措置の実施方法や農場及び市場への影響など、様々な観点から調査・研究・検証を進めること。

・家畜伝染病が発生した場合の防疫措置については、発生都道府県における負担が大きくなることから、家畜伝染病予防費負担金の引上げや地方財政措置の充実など、国の財政支援を拡充すること。特に、家畜伝染病予防費負担金、消費・安全対策交付金及び特別交付税については、防疫措置に従事した自治体職員の時間外手当や特殊勤務手当などの人件費が対象外となっていることから、対象経費を拡充し、国による十分な財政支援を行うこと。

・防疫措置等をより迅速かつ的確に行うことができるよう、安全かつ効率的な手法・技術の開発及びその普及を図るとともに、発生都道府県で得られた知見等を集約し、各都道府県が速やかに情報共有することができる仕組みを構築すること。

・防疫資材が不足する場合等に都道府県間で融通しあえる体制を国が主体となって構築するとともに、国においても、派遣応援の増員や防疫資材の備蓄体制の強化を図り、発生都道府県への速やかな支援を行うなど、防疫措置が円滑に進む体制の構築を推進すること。

・大規模農場や複数農場での家畜伝染病の発生時において、防疫措置を迅速に行うためには、殺処分従事者などの人員確保が特に重要であることから、発生都道府県が必要とする人員を速やかに確保できるよう、国が民間業者を派遣する仕組みを構築すること。また、従事可能な民間事業者をあらかじめ登録する制度を創設するとともに、広域で活動できる事業者の新規参入を促進すること。

・養鶏密集地域、大規模農場での発生や複数農場での同時発生等の場合は、民間事業者等を最大限活用しても、速やかな封じ込めが困難となることから、自衛隊の派遣について柔軟かつ迅速に対応すること。

・家畜の埋却処分については、国有地の活用等、まん延防止で必要となる埋却地確保のため、柔軟な対応を検討すること。

・高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策として、令和７年４月に示された「鳥インフルエンザ対策パッケージ」の予防的ワクチン接種の導入について、検討を早急に進め、体制実現に向けたスケジュールを示すこと。

イ　家畜伝染病発生時の経済的支援関連

・家畜伝染病発生予防等の目的のための既存畜舎の改修又は改築に係る支援策の強化を図ること。

・家畜伝染病発生リスクが高い状況下において自然災害等の不慮の事故により畜舎が損壊し、家畜の適切な飼養管理が困難となった場合の緊急的な殺処分について、国の支援策を検討すること。

・種鶏や種豚等の家畜を供給する農場において、家畜伝染病が発生した場合、その影響は広域に及ぶため、受入側の関連農場の損失補填支援策とともに、発生農場や制限区域内の農場への出荷制限に伴う区域外の種鶏場等の損失補填支援策も検討すること。併せて、家畜の生産体制が全国的に安定・維持できる仕組みを検討すること。
・家畜伝染病の発生は、関連事業者の経済活動にも大きな影響を及ぼすことから、発生農場と取引のある食鳥処理業者や販売・加工業者、運送業者等についても、損失補填支援策を検討すること。

ウ　豚熱の予防的ワクチン接種関連

・豚熱ワクチンの追加接種（免疫付与状況確認検査結果に基づき抗体陽性率が 80%に満たない群において実施する接種）については、都道府県の人的及び財政負担を伴わない制度設計とし、農家負担の軽減につながる体制とすること。
・子豚へのワクチン接種時期について、母豚の免疫獲得状況等を考慮して適時に実施することができる科学的知見を集積し、情報提供すること。

エ　野生動物関連

・野生動物が家畜伝染病の病原体に感染した場合の防疫対策を家畜等の防疫対応と切り分けて確立し、野生動物に係る防疫対応について、関係省庁で協議の上、役割分担を明確にし、迅速かつ効果的な対応を図ること。併せて、都道府県等に対して、対策に要する財源を速やかに措置すること。
・野生いのししにおける豚熱撲滅に向けた行程を示すとともに、その取組に必要となる予算を確保すること。また、野生いのしし用の経口ワクチン散布に関しては、環境省と連携し、散布効果が発揮されるよう、都道府県の実情に合わせた支援を行うこと。
・高病原性鳥インフルエンザの野鳥におけるサーベイランス（調査）について、防疫対策強化に資する調査となるよう、引き続き、環境省と農林水産省が連携して、検査優先種の選定等の調査方法について検討と見直しを行うとともに、監視体制を強化し、速やかな防疫措置に資するため、都道府県が行う調査に要した費用に係る財源を措置すること。

オ　水際防疫関連

・家畜伝染病の海外発生地からの直行便がある地方空港やクルーズ船が寄港する港において、検疫探知犬の増頭や常時配置を行うなど、動物検疫所の機能強化を図るとともに、アフリカ豚熱を始めとした海外悪性伝染病の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるなど、空港や港等での水際防疫に万全を期すこと。

カ　ランピースキン病関連

・ランピースキン病は、今後国内で継続して発生する危険性があるため、早急にワクチンの薬事承認が行われるように関係機関へ働きかけを行うこと。

キ　ヨーネ病関連

・ヨーネ病について、国内におけるヨーネ病によって引き起こされる経済損失及び現在のサーベイランス体制について評価し、より効果的、効率的なサーベイランス体制を構築すること

(17) 全国的に獣医師が小動物診療に偏在していることから、産業動物診療、家畜衛生、公衆衛生及び動物愛護管理に携わる専門性の高い獣医師を確保するため、大学のカリキュラム充実や獣医療提供体制整備推進総合対策事業の拡充を図ると

ともに、勤務獣医師の待遇改善や離職者に対する就業支援を行うこと。特に、産業動物獣医師や都道府県獣医師の確保・育成を図るため、国において、修学資金給付に係る十分な予算を確保し、給付の対象を拡充すること。

なお、体験型実習のカリキュラム化については、受入先となる現場や自治体の事情を十分に考慮すること。

また、獣医師の地域的な偏在解消に向けた支援策を充実すること。

(18) 野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に依然として高水準で推移しており、市街地付近でも被害が拡大しているほか、一部では人身被害も増加している実態を踏まえ、都道府県が実施する広域捕獲活動等及び地域が取り組む緊急的な捕獲活動や柵の整備等の侵入防止対策、河川敷等における緩衝帯設置等に対する支援、簡易で効率的な侵入防止や捕獲方法・捕獲獣の処理対策の研究、捕獲の担い手確保・育成、捕獲個体のジビエ等での利活用の推進等、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図るとともに、各都道府県の必要額に不足が生じないよう十分な予算を確保すること。

また、都道府県間を広域的に移動する鳥類などによる被害軽減に対して、地方が連携して取り組む生息実態調査や共同駆除について、国による調整や十分な財政支援を行うこと。

さらに、狩猟免許の保持や取得、銃刀法改正に伴う猟銃所持に係る負担を軽減するとともに、捕獲活動にかかる支援単価の引上げや狩猟者の育成・確保及び積極的な捕獲活動を促進する仕組みの強化など、必要な支援の拡充を図ること。

あわせて、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による野生鳥獣肉の出荷制限については、有害鳥獣捕獲の強化やジビエ活用による地域振興の支障となっているため、解除要件の緩和や市町村単位での解除要件の明確化などの見直しを行うこと。

関連して、豚熱の発生による野生いのししの出荷制限についても、野生いのししの捕獲強化やジビエ利用推進の支障となっているため、豚熱感染確認区域の解除要件を定めること。

(19) 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農林水産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を確実に実施すること。

ア　地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査機器の整備及び検査人員の確保等について、財源措置を含め全面的な支援を行うこと。

イ　放射性物質に汚染された農地の放射線量低減対策及び放射性物質吸収抑制対策について、全ての農業者が負担無く効率的かつ確実に実施できるよう、基本的に国庫負担により継続すること。

ウ　放射性物質に汚染された農業系廃棄物について、最終的な処分方法が具体的に確立するまでの間、一時保管等の隔離対策を強力に支援すること。併せて、一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講じること。

エ　避難指示が解除された地域の農地において、早期の営農再開が図れるよう、仮置場の原状回復に必要な取組を確実に実施するとともに、除染等により生じた不具合の解消に向けて、国の責任の下、対策を講じること。

オ　食品中の放射性物質に関する基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、国産農林水産物の安全性については、「ＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」も踏まえ、これまで以上に国内外における正確

で分かりやすい情報発信やリスクコミュニケーションを積極的に行うなど、風評の払拭に努めるとともに、地域の取組に対しても現場の実態に即した支援を行うこと。

(20) 我が国の農林水産物・食品の輸出拡大を推進するため、科学的根拠に基づかないまま原発事故による輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけ、政府間交渉の取組状況について、継続して情報提供を行うこと。

また、米国向け牛肉輸出の低関税複数国枠について、枠数量を早期に超過し、輸出拡大に支障をきたすことのないよう、安定的な輸出に向けて米国と交渉すること。

ＥＵ向け牛肉輸出について、森林減少フリー製品規則（ＥＵＤＲ）における低リスク国認定等を踏まえ、牛トレーサビリティ制度を活用するなど実務手続の合理化・効率化が図られるよう働きかけるとともに、包装・包装廃棄物規則（ＰＰＷＲ）については、食品輸出の実態を踏まえ、中小事業者や輸出事業者に過度な実務手続きの負担が生じないよう、対応に向けた情報（使用可能な資材等）提供や運用面での配慮がなされるよう要請すること。

さらに、輸出先国・地域での残留農薬基準や検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件等が設定されている品目で厳しい条件が課されているもの、豚熱の予防的ワクチン接種に伴い輸出が停止されている豚肉について、輸入解禁や条件緩和の早期実現のため、積極的に２国・地域間協議を行うこと。

あわせて、国の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく取組に加え、地方が海外で行う販売促進活動などの輸出拡大に向けた取組に対し、積極的な支援を行うとともに、フラッグシップ輸出産地や農林水産物・食品輸出プロジェクト（ＧＦＰ）に参加する産地の取組支援に係る十分な予算の確保及び優先採択等の優遇措置の対象となる関連事業の拡充を図ること。

加えて、日本産を模した安価な海外産食材が流通し、特に輸出拡大が期待されるコメなどの食材において輸出障壁となっているため、日本産と海外産の食材を明確に区別できる取組を推進すること。

(21) 我が国の農産物の輸出力強化につながる都道府県育成品種を含む、我が国の優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業の十分な予算を確保するとともに、海外品種登録の迅速化・円滑化のため、関係国と協議を進めること。

国産農産物の信頼性確保のため、商標権の侵害等に対して、関係国に向けた実効性を伴う申し入れを行う等、より一層の措置を講じること。

また、家畜改良増殖法に基づく都道府県の事務について、必要な地方財政措置を講じること。

(22) 燃料の価格が高騰した際に、農家の実質負担が大きく増加することのないよう、施設園芸等燃料価格高騰対策を恒久的な制度にするとともに、より実効性を高めるため、急騰特例の発動基準の引下げや基準価格算定方法の見直し、加入要件の緩和、加入申請や補填金の請求等の手続の簡素化（オンライン化）、積立金における国の負担割合の拡充、米麦乾燥施設を対象とするなど制度の充実・強化を図ること。また、対象品目にいぐさ及びきのこ類を追加すること。

さらに、電動トラクタや園芸施設用ヒートポンプなど、農業における省エネル

ギー機器等の開発及び社会実装に向けた取組を進めること。
また、エネルギー価格の先行きが不透明であることは、農業経営、地域農業の維持に大きな影響を及ぼしていることから、土地改良区等が維持管理する揚水機等の省エネルギー化対策の支援を継続的に行うこと。
「配合飼料価格安定制度」について、配合飼料価格の高騰・高止まりが続いた場合においても、畜産経営体の再生産が可能となる十分な補塡金が交付されるよう、制度の拡充を図ること。
また、配合飼料価格の地域間格差を縮小させる仕組みを構築すること。
さらに、価格安定制度が存在しない粗飼料についても、畜産経営に及ぼす影響を緩和する支援策を検討すること。
加えて、輸入飼料に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産への転換に向け、粗飼料を含む国産飼料の広域流通の取組や自給飼料生産に適さない都市的地域及び中山間地域の農家に対する支援施策の拡充強化を図ること。
肥料については、化学肥料原料のほとんどを輸入に依存しているため、世界情勢の影響を受けやすいことから、肥料価格の安定化や肥料原料の安定的な調達、価格高騰に対する支援について、取組の充実・強化を図るとともに、海外原料に依存する化学肥料に代わる堆肥など未利用の国内資源を積極的に活用した有機質肥料の開発・利用を一層推進すること。
燃油・ガス・飼料・肥料のほか、被覆資材など生産資材等の価格が高止まりしている中、生産コストの価格転嫁が十分にできていないことから、価格高騰対策の拡充や助成措置を講じるなど、農林漁業者等への影響を緩和する全国一律の支援策の充実・強化を行うこと。

(23) 国内の大消費地から距離的に遠い地方の農林水産物の輸送が停滞しないよう、農林水産物の物流革新に向けた十分な予算の確保と併せて、大都市圏市場等での荷待ち、荷役時間の削減、全国的な広域ストックポイントの設置等について、食料の安定供給の面からも、国が主導的に対応すること。
加えて、輸送コストの負担増加分について支援を講じるほか、遠隔地かつ食料供給地域の農林水産物に係る競争力低下に繋がらないよう特段の配慮を行うこと。
また、地方が食料安全保障の役割を担っている実態を踏まえ、トラックドライバーの時間外労働時間上限規制に適切に対応した結果の輸送経費の上昇等により、遠隔地の地方が、食の供給に不利とならないよう対策を講じるとともに、農林水産物への適正な価格転嫁を国が主導する等、必要な対策を講じること。
さらに、貨物自動車運送事業の適正原価の設定に当たっては、地域や輸送品目ごとの実情を十分に勘案し、適切に反映すること。

(24) 農山漁村における６次産業化等の地域資源の付加価値創出及び地産地消等の取組を着実に推進するため、「農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）」及び「地域の持続的な食料システム確立推進支援事業」、「消費・安全対策交付金（地域での食育の推進事業）」の拡充・強化を図ること。
特に、６次産業化をはじめとした農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出する取組に必要となる施設整備等について、財政措置の更なる拡充を図ること。
また、「地域資源活用・地域連携サポート事業」については、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓等、新たな取組に対する支援や、国が認定する「総合化事業計画」の作成・実現や経営改善等

の多様な課題解決のための地域プランナーの派遣による支援を充実させるとともに、意欲ある事業者が支援を受けられないことがないよう十分な予算を確保するほか、必要な財政措置の拡充を図ること。

「消費・安全対策交付金（地域での食育の推進事業）」については、第５次食育推進基本計画に掲げる目標の実現に向けて都道府県や市町村等が取り組む事業は全て対象とするなど、補助対象を拡充すること。

また、学校給食を通じた「食育」、「地場産物及び国産食材の活用」を一層推進する観点から、学校給食費の抜本的な負担軽減にあたっては、保護者や地方自治体に負担が生じない仕組みとし、国において恒久的な財源を確保すること。

さらに、基準額については、各自治体の状況を調査し、実情に合った基準額とするとともに、地方が独自に行う地産地消や食育の取組みも十分考慮すること。

加えて、中学校等への拡大についても、速やかに実施すること。

(25) 輸出拡大にも資するＧＬＯＢＡＬＧ．Ａ．Ｐ．等の認証取得を促進するため、ＧＡＰ認証を取得する産地の取組の支援や実需者の取引意向に関する情報提供を継続するほか、国際水準ＧＡＰに対応した指導員や認証審査員の育成支援を拡充するとともに、必要な予算を確保すること。

また、消費者や流通業者に対して、ＧＡＰの理解促進を図り、ＧＡＰ農産物の認知度向上対策で需要の喚起を進めるとともに、都道府県ＧＡＰについても、各都道府県の必要に応じた制度の維持や運営費等の支援措置を行うこと。

(26) インバウンド需要の呼込みや都市と農山漁村との交流を促進し、地域の所得向上や雇用の創出が期待できる「農泊」の取組をより一層推進するため、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型））を中長期的に継続し、必要な予算を確保すること。

また、地方回帰・移住就農へのトライアルとして、農林漁家民宿等をワーケーション等で活用する利用者への支援を拡充すること。

(27) スマート農業技術により、地域や品目に応じた現場課題の解決が図られるよう、スマート農業技術の社会実装に向けた支援策の一層の拡充やスマート農業に適した品種・技術の開発、ローカル５Ｇ技術の公設試験研究機関における実証、農業支援サービス事業体の機器導入やオペレーター育成の支援、データを活用した農業実践の推進など、農業のデジタルトランスフォーメーションの加速化に向けて取り組むとともに、地方の取組を支援するほか、十分な予算を確保すること。

また、ＩｏＴなどの先端技術に対応した研究開発に必要な戦略的投資として、地方の試験研究機関の高速インターネット環境等の研究基盤を国が主導的に整備すること。

(28) 農福連携を国民的運動として展開するため、国において、農福連携の意義や効果を発信し、国民一人一人が参画・応援する機運を醸成するとともに、相談窓口の設置やサポート人材の育成・派遣など、農福連携を推進し、支援する体制の整備を促進すること。

また、ノウフクＪＡＳの認証取得と商品等の販売促進に向けた支援の充実を図るとともに、農福連携による農産物等の生産活動を支援する農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型））及び施設外就労のマッチング等を支援する工賃向上計画支援等事業（特別事業）について、都道府県等の

要望に対応できるよう、制度の拡充と十分な予算を確保すること。

(29) サツマイモ基腐病については、全国的な広がりが見られることから、被害軽減を図るため、ほ場に基腐病菌を「持ち込まない」、「増やさない」、「残さない」対策を総合的に推進するとともに、必要な予算を確保すること。
　また、茎根腐細菌病の原因究明と防除技術の確立を早急に進めること。

５　林業の振興について

（１）森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050 年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）を見据えた豊かな社会経済を実現するため、以下をはじめとする施策を充実させるとともに、必要な予算を十分かつ安定的に確保すること。

ア　主伐後の再造林及び間伐や路網整備、先進的な林業機械等の導入、木材加工流通施設、木造施設、木質バイオマス利用設備の整備といった、川上から川下に至る総合的な取組（サプライチェーンの構築等）に必要な予算の十分な確保

イ　広く消費者に木材利用の意義や魅力の周知・啓発を図るため、「『森の国・木の街』づくり宣言」を通じた木材の特性や木材活用のメリット・効果の発信強化及び「木づかい運動」や「木育」 などの取組の推進

ウ　非住宅分野における木造化・木質化や、木塀など外構構造物への木材利用など、国産材の需要創出に対する予算の十分な確保

エ　ＣＬＴや木質耐火部材等の新たな技術を用いた木質部材の普及促進に向け、モデル的な建築物の整備や建築関係基準の拡充、建築士等の技術者の育成などの取組の推進

オ　国際博覧会などの様々な機会を通じて日本の木の文化や技術を世界に発信

カ　ＩＣＴ等を活用し資源管理や生産管理を行う「スマート林業」や、自動化機械の開発、早生樹等の育種などの技術革新による伐採・搬出や造林の省力化・軽労化など、「スマート林業技術の現場実装ビジョン」に基づく取組の推進

キ　中高層木造建築用に新たな技術を用いた木質部材の開発・製造の取組への支援の充実・強化

（２）森林の有する多面的機能を持続的に発揮し、健全な森林づくりを推進するとともに、森林吸収源対策による脱炭素社会の実現に貢献するため、以下をはじめとする施策を充実させるとともに、必要な予算を十分かつ安定的に確保すること。

ア　造林や間伐、気象災害等による被害森林の復旧、森林管理に必要となる路網の整備など森林の有する機能を維持・増進させるための森林整備及び松くい虫等の防除、ナラ枯れ被害対策などの森林病害虫対策に必要な予算の十分な確保

イ　社会的要請の高い花粉発生源対策として、花粉を全く出さない品種や少ない品種、成長に優れ林業経営の改善が期待されるエリートツリー等への転換を促進するため、新たな品種の開発や都道府県の採種園等整備に必要となる種苗の十分かつ確実な供給及び植替経費などの必要な予算の十分な確保

ウ　森林資源の循環利用を推進し、花粉の少ない森林への転換を図るため、スギやヒノキ人工林の伐採・植替え等の加速化や下刈り等保育の省力化、獣害対策の強化、木材の利用促進など、実効性のある対策の充実・強化

エ　気候変動に伴い激甚化・頻発化する集中豪雨や大規模地震等による災害に対応するためには、山地災害危険地区等における「被害を最小に抑え、地域経済を支

える防災インフラの整備」である治山対策等が重要であることから、「第１次国土強靱化実施中期計画」の着実な実施に必要な財源確保と地方財政措置の充実

オ　国民参加による森林づくりを推進するため、地域住民や非営利団体（ＮＰＯ）に対する支援に必要な予算の十分な確保と、企業等による森林づくり活動の取組に対する支援の充実

カ　所有者不明山林の問題は、森林の適正な管理や林道等の整備等に幅広く支障を来たしていることから、その早期解決に向け、所有者の所在把握の円滑化や所有権の迅速な移転等を可能とする制度の構築

キ　カーボン・クレジット制度の活用を促進するため、森林由来のＪ-クレジットについて、適切に管理されることが担保された森林の追加やクレジット発行の手続に要する期間の短縮など、汎用性のある制度への見直し

（３）森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策、都道府県が行う分収林事業等への支援等、実効性のある対策を早急に講じること。

（４）新規就業者の確保・育成について、「緑の雇用」担い手確保支援事業による研修等への支援や、緑の青年就業準備給付金が満額支給されるよう、十分な予算を確保するとともに、林業労働災害の撲滅に向けた取組への支援の充実・強化を図ること。

（５）林業の現場における労働安全対策を強化するため、森林内の電波が届かない地帯における緊急時の最適な通信システムの普及に向けた支援の強化を図ること。

（６）東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質により汚染された樹皮（バーク）等の廃棄物処理について、国は、国民の不安を払拭するとともに、処理費用等に対する支援を継続して実施するなど、万全の措置を講じること。

また、野生きのこの出荷制限を種類ごとに設定するよう運用を見直すとともに、野生きのこ・山菜類の出荷制限の解除に当たっては、検査方法について見直しを行うなど、出荷再開に向けて柔軟な対応とすること。

さらに、事故後 15 年以上を経過した現在においても、放射性物質の影響により原木等の生産資材の調達環境が依然として厳しく、風評被害もあり、特用林産物の生産及び経営に多大な支障をきたしているため、産地再生に向けて、きのこ原木等の生産資材の助成施策と次世代の原木林となる広葉樹林の再生施策を長期にわたり継続するとともに、新規参入者や生産拡大を目指す生産者への支援を強化すること。

また、経営が悪化している原木しいたけ生産者に対する損害賠償金の早期支払への支援や、産地再生に向けて取り組むための掛かり増し経費について、損害賠償対象とするための支援を継続すること。

加えて、バークの廃棄物処理経費に係る賠償や原木として利用できない立木の財物賠償については、汚染実態に即して対象を拡大するよう、東京電力ホールディングス株式会社を指導すること。

６　水産業の振興について

（１）漁業経営安定対策については、燃油・配合飼料価格が高騰した際や自然災害で被災した場合なども、漁業者及び養殖事業者に加えて増殖事業者が安心して漁業

や増養殖事業に取り組むことができるよう、未加入者の新規加入や加入者による補填金の積み増しに随時対応できる契約時期の設定など、漁業経営セーフティーネット構築事業の更なる要件の緩和及び補填金支払時における国の負担割合の段階的な引上げ、資金繰り円滑化対策などの支援制度を拡充すること。

また、漁業用燃油について、漁業者の実質負担が大きく増加することのないよう、免税等の措置や燃油価格高騰対策を恒久的な制度とするとともに、近年の漁場環境の変化に伴う不漁や社会経済情勢の変化に伴う魚価下落時にも、安心して漁業に取り組めるよう、漁業共済の補償限度額の引上げや加入要件の緩和、掛金の負担軽減など、漁業経営安定対策の充実を図ること。

さらに、電気料金の大幅な値上げについては、増養殖事業の推進に大きな影響を及ぼしていることから、増養殖事業団体等が使用する取水施設等の電気料金を低減するための支援を行うこと。

水産業の体質強化を図るため、漁船や水産物の加工処理に係る省力・省コスト機器の導入促進、共同利用施設や種苗生産施設の整備等に必要な支援について十分な予算措置を講じるなど、収益性の高い経営体への転換をより一層進めるほか、水産業の成長産業化に向けて、ＩＣＴ等を活用したスマート水産業の取組に必要な予算を十分に確保するとともに、漁業調査船の観測機器整備に係る支援を図ること。

また、水産加工業においては、燃油価格、包装資材等の高騰や円安による加工原魚の仕入価格高騰、電気料金の値上げなどが追い打ちとなり、一層厳しい経営状況にあることから、経営の安定化に向け、原料や包装資材等の調達に係る支援制度の新設・拡充を図るとともに、加工に必要な燃油や電気料金など経常的経費の増加に対する新たな支援策を講じること。

（２）周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、既存の漁業協定の見直しも含め、水産物の安定供給の確保対策を強化するため、以下に取り組むこと。

ア　竹島の領土権の確立による日韓暫定水域の撤廃並びにそれまでの間の当該水域、日中暫定措置水域、日中中間水域、北緯 27 度以南の水域においては、適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図ること。

イ　日台漁業取決めについては、取決め適用水域を見直すこと。

ウ　ロシア連邦との協定に基づく漁業の操業機会を確保するよう配慮すること。また、地元漁業者の負担軽減に努めるほか、引き続き、関係地域における栽培漁業の推進や関連産業の振興などに対し支援を行うこと。

エ　排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の監視・取締体制を一層充実・強化するとともに、関係国をはじめとした各国への外交交渉を強化すること。

オ　近年、北太平洋公海域では、外国船の漁獲圧が非常に高まっており、サンマの資源が減少していることから、これら資源の適正な管理に向け、総漁獲枠の更なる縮減など、実効ある保存管理措置が実現するよう、関係各国との交渉を進めること。

カ　太平洋熱帯域での高い漁獲圧により、カツオ資源が減少している懸念があることから、我が国沿岸への来遊量の回復を目指し、関係国・地域への働きかけを強化するとともに、当該海域での実効ある管理措置が講じられるよう交渉を行うこと。

キ　パラオ共和国等、太平洋島嶼国排他的経済水域での日本漁船の操業が継続できるよう、積極的な交渉を行うこと。

（3）東京電力福島第一原子力発電所事故により、水産業が甚大な影響を受けていることを踏まえ、水産業に関わる全ての事業者の事業継続・拡大に向け、万全の措置を講じること。

（4）「新規漁業就業者対策」については、新規就業者を継続して確保できるよう、各都道府県の必要額を踏まえた十分な予算措置を講じるとともに、特に収入が不安定な就業直後の経営確立を支援する資金を創設するなど、漁業技術の習得から経営安定まで一貫した支援体制を整備すること。

また、漁業への定着率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充し、持続的な担い手づくりの体制を整備すること。

（5）近年、海洋や湖沼の水温の上昇などの水域環境の変化により、サケ、サンマ、アユなどの不漁や、ノリやマガキなどの養殖生産量の減少が続いている。主要な魚種の水揚量や養殖生産量の減少は、漁業者の収入の減少だけでなく、水産加工業など地域経済にも影響を及ぼすことから、水域環境の変化に対応した新たな増養殖技術の開発や漁場の整備、漁業者・水産加工事業者の魚種転換の取組への支援などの漁業構造改革総合対策事業等に、必要な予算を確保するとともに、豊かな漁場環境推進事業等による赤潮等の被害軽減の対策技術の開発や水産資源の回復、新たな赤潮発生海域における発生原因の早期究明、養殖マガキの大量へい死メカニズムの解明等に取り組むこと。

また、第 10 次総量削減在り方答申において、地域が主体となった栄養塩類管理制度が答申され、今後法改正が見込まれるが、海域ごとの生産力向上に資する取組に向け、科学的根拠を更に整理するとともに、地域の実情に応じた栄養塩類管理計画が策定・実施されるよう、きめ細かな支援を行うこと。

さらに、近年、貝毒によるホタテガイ等の出荷自主規制は、規制の対象となる海域の広域化や規制期間の長期化などにより、養殖業者の水揚収入の減少や水産加工業者の原料調達に影響が生じていることから、貝毒に関する調査・研究の充実を図ること。

（6）水産資源の回復と、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備、生産・流通機能の強化や漁村の活性化に資する漁港整備等を計画的かつ着実に推進するとともに、改正漁業法に基づく資源管理の実施に当たっては、資源評価の精度向上及び都道府県による地先資源の調査や自主的資源管理の高度化等に係る必要な予算を確保すること。

（7）気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震に備えた漁港施設の機能強化など、「第１次国土強靱化実施中期計画」を着実に実施するため、必要な財源確保と地方財政措置の充実を図ること。

また、漁港施設や海岸保全施設の長寿命化対策を進めるためには、施設の点検、補修・更新を着実に実施することが重要であることから、国庫補助・交付金制度の要件緩和や起債制度の拡充などによる十分な財政措置を行うこと。

さらに、近年多発する集中豪雨等により、漁場に流木・沈木が堆積し、操業制限等の影響が生じていることから、流木等の処理に対する財政支援の充実を図るとともに、漁業者等が行う漂流漂着物の回収・処理など水産多面的機能の強化対策に必要な予算を十分に確保すること。

加えて、へい死魚類の漁港等への漂着に伴う水域環境の悪化に対し、管理者等が緊急に行う海水の水質改善対策に必要な予算を確保すること。

（８）知床遊覧船事故を踏まえ、船舶安全法の告示等改正により、遊漁船業者に対しても、法定無線設備・非常用位置等発信装置・改良型救命いかだ等の安全設備の導入が義務化されることから、関係者に対し改正法の適用日等について丁寧な情報提供を行うとともに、安全設備の導入経費の支援を継続すること。

（９）海業振興による地域経済活性化に向けて、海業支援事業を中長期的に継続し、必要な予算を確保するとともに、海業支援に関する漁港施設等の整備に係る補助の充実などの制度改正を進めること。

【商工労働関係】

１　実質賃金の増加・エネルギー価格高騰への対応について

（１）物価上昇に負けない賃上げを実現するため、特に賃上げの原資が十分確保されているとは言えない状況にある中小企業に対して、賃上げ促進税制の延長及び各種補助金・助成金によるインセンティブ付与等、強力な支援策を講じること。

特に、中小企業・小規模事業者が最低賃金の大幅な引上げに対応できるよう、「従業員１人当たり給与支給総額の年平均成長率の増加目標」等、既存の支援策に設定されている中小企業・小規模事業者にとって達成が困難な要件を見直すなど、国の責任において十分な支援措置を講じること。

また、中小企業・小規模事業者が、最低賃金の引上げに伴う被用者保険の事業主負担の増加に対応できるよう、地域の状況を踏まえつつ、十分な支援措置を講じること。

さらに、大企業による「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守など、価格転嫁をはじめとする取引の適正化に向けて、受託取引の監督及び実効性ある中小受託事業者の支援対策を強化するとともに、最終消費者である国民に対する啓発を行うなど、社会全体で価格転嫁を受け入れる機運を醸成すること。

加えて、実質賃金が持続的に上昇する状況を創り出すことが重要であることから、賃金の原資である付加価値額が増加し労働生産性が向上するよう、中小企業の収益力強化につながる施策の展開や支援機関による伴走支援の体制強化を図ること。

（２）経済やエネルギーをめぐる情勢の先行きが不透明な中にあって、今後とも住民生活や経済活動への影響を最小限に抑えるよう、エネルギー価格の動向等に応じて、燃料油価格や電力・都市ガス・ＬＰガス料金の負担抑制策を機動的かつ国として責任を持って全国統一的に実施すること。

また、地域経済がこの変化を乗り越える力を付けることが肝要であることから、負担軽減策だけではなく、省エネルギー投資やエネルギー転換等の事業構造の転換に係る取組など、将来にわたり効果が持続するよう中長期的な取組に対する一層の支援を行うこと。

２　地域経済の活性化について

（１）国の経済財政諮問会議など、経済財政政策について検討する機関に、地方財政や地域の経済・社会に精通した地域の代表を委員として加えるなど、地域の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。

（２）地域におけるオープンイノベーションを促進するため、産学官連携の強化や国・地方公共団体が設置するインキュベーション施設の充実を進めるとともに、成長型中小企業等研究開発支援事業の拡充、研究開発税制やオープンイノベーション促進税制による支援を継続すること。なお、これらオープンイノベーションの促進においては、地域発のイノベーションの取組をコーディネートできる人材が各

組織に必要であるため、人材の育成と配置など、体制強化のための支援についても取り組むこと。

また、各地域の大学や高等専門学校における技術シーズを活用したスタートアップや中小企業による新しい付加価値の創出に向けて、必要な施設の整備や企業とのマッチングに対する支援を拡充するとともに、小中高生も対象に含めた起業家教育を強化すること。

加えて、ベンチャー企業への投資規模が拡大するよう、機関投資家への税財政措置等の投資優遇策を充実させるとともに、機関投資家の中間的役割を担うベンチャーキャピタル等の人材確保・育成を行うなど、物的・人的の両面から地方でスタートアップを成長させる実効性のある仕組みへと改善すること。

スタートアップに限らず、必ずしも高度な技術や斬新なビジネスモデルをベースとしない・規模の拡大を目指さない等のローカル志向の起業が増加しており、そうした起業希望者も含め都道府県が行う支援施策について、十分な財政措置を講じること。

（3）デジタル化に未着手又は取組の初期段階の中小企業も一定数存在することから、初期的なデジタル化のニーズの掘り起こしのため、デジタル化診断事業を積極的に展開するとともに、デジタル化・ＡＩ導入補助金による技術導入支援を継続すること。

加えて、地域や中小企業内部におけるデジタル人材の育成のため、地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成プラットフォーム）を強力に進めること。

（4）2050 年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に向けて、中小企業等が脱炭素化を自らの経営課題として捉え、主体的な取組を促す仕組みを構築すること。さらに、より多くの中小企業等が脱炭素経営を推進できるよう、カーボンフットプリントを含む温室効果ガス排出量の算定や削減計画策定、省エネルギー診断事業、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入、工場のスマート化等に対する支援を強化すること。

加えて、中小企業の積極的な事業展開を支えるため、生産性革命推進事業等による支援を継続すること。

また、再生可能エネルギーや水素、アンモニア等のクリーンエネルギーの導入加速化を進めるとともに、トランジション期における石油・天然ガス等の安定供給の確保を図ること。その際には、地域や産業の事情による国内格差を生じさせないよう十分配慮したものとするとともに、全国に均質に普及するまでの間、カーボンプライシング等の温室効果ガス排出削減を促す取組の制度化に際しては、普及が進んでいない地域に不利益を生じさせないようにすること。

（5）付加価値の高い製品・サービスを有する中小企業が、更なる成長を遂げ、賃上げや投資の増加を実現させるためには、輸出や海外投資により旺盛な海外需要を取り込むことも重要であることから、海外展開する中小企業の裾野を拡大するとともに、ブランディングや設備投資、知財保護を支援する施策を拡充すること。

（6）自動車関連産業をはじめ、米国による関税措置の影響を大きく受ける輸出関連事業者等に対する資金繰り支援、経営指導、価格転嫁の円滑化などによる取引適正化等、地方の産業や雇用への影響を最小限にする対策を講じること。

（７）経営課題の解決を図りたい地方の中小企業と自らの経験やスキルを活かしたい都市部の人材とのマッチングを図ることはイノベーションの創出にプラスの影響を与え得るものであるとともに、地方への人材の還流にもつながるものであることから、副業・兼業へのインセンティブを高めるための副業・兼業支援補助金等の支援制度の充実や高度な知見を有する人材の中小企業経営への参画を促す制度の更なる強化を図ること。

（８）世界的な旅客機需要は、2044 年までに現在の約 1.6 倍と更なる成長が見込まれる中において、世界の航空機サプライヤーとの競争に打ち勝つため、競争力向上や新たな受注獲得に向けた地方が行う取組に対し支援を行うこと。

また、2024 年４月に策定された航空機産業戦略に基づき、海外主要ＯＥＭと伍する立場としての完成機事業の創出に向け、ロードマップに示した取組を強力に推進すること。

加えて、エンジン・装備品・ＭＲＯ等の事業領域についても、更なる成長の可能性があることから、運航・整備も含めた航空機ライフサイクル全体のバリューチェーンを取り込むため、ＭＲＯ拠点の整備や専門人材の育成等に向けた官民一体となった取組を支援すること。

（９）半導体は産業のコメと言われ、大きな経済効果、雇用創出が見込まれるとともに、経済安全保障の要でもあり、国内生産を長期的、安定的に確保する必要があることから、次世代半導体の研究開発や製造拠点の円滑な整備、製造・研究・人材育成等が一体となった複合拠点の実現に向けた取組を推進すること。

また、パワー半導体、アナログ半導体等の従来型半導体、先端のロジック及びメモリ半導体、半導体製造装置・部素材及びこれらを構成する重要な部品・素材等並びに原料の製造基盤の強化に対しても引き続き幅広く支援を行うこと。

さらに、国による半導体分野への国内投資を継続・拡大するとともに、半導体関連企業等の進出に伴う住民生活への影響などを踏まえ、国民の安全・安心が確保されるよう、必要な支援や国民の理解促進に取り組むこと。

(10) 対日直接投資は、内外資源の融合によるイノベーションや地域での投資拡大・雇用創出を通じて、日本経済の成長力強化にも貢献することから、グローバル企業の誘致に取り組む地方に対し、国も一体となって重点的に支援すること。

(11) 経済活動を支える重要な社会インフラである物流の維持・強化に向け、物流ＤＸの推進による省人化や労働生産性向上、適正な対価の確保による事業者の経営安定と労働者の賃金水準の向上を支援すること。

また、トラックドライバーの時間外労働の上限規制等の適用により、特に国内の大消費地から距離的に遠い地方にあっては、競争力の低下による地域経済への打撃が懸念されることから、こうした地方における競争力の維持に向けた支援策を実施すること。

(12) 映像作品のロケ誘致は直接経済効果も高く、作品公開後の観光誘客が期待できるなど、地域経済活性や地域の魅力向上につながるものであることから、地方へのより規模の大きいロケ誘致を進めることができるよう、地方のロケ誘致に対する国の支援を強化すること。

また、より大きな経済効果が見込まれる海外の大型映像作品のロケが日本国内で行われるよう、国による海外ロケ誘致の支援を強化すること。

(13) 自由貿易体制の維持に向け、米国による関税措置については、その動向を的確に把握しつつ、必要に応じて見直しを求めるなど適切な働きかけを行い、安定的で予見可能性の高い通商環境の確保に向けて毅然とした対応を行うこと。
また、米国との交渉内容はもとより、各国・地域の動向や国内の支援措置など、関税措置に関連する情報について、丁寧かつ迅速に提供し、地方公共団体や地域の事業者などが適切に対応できる環境整備を進めること。

3　中小企業の振興について

（1）物価高等の影響を受けて厳しい状況にある中小企業の資金繰りを支援するため、新規融資や条件変更、借換等の需要に対して金融機関が迅速かつ柔軟に対応するよう今後も強く要請を継続するとともに、セーフティネット保証制度の弾力的な運用、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付の要件緩和の継続、借換や経営改善への取組に対する信用保証制度の継続・拡充、返済猶予を含む既往債務の条件変更に伴う追加保証料に対する支援制度の創設、経営改善や事業再生に対する支援の強化など、事業者の状況に応じた必要な対策を引き続き講じること。
また、円滑な事業再生を支援するため、中小企業再生ファンドについて、支援を必要とする事業者の掘り起こしを行う「プッシュ型の支援体制」の構築や必要に応じた追加出資を行うとともに、民間金融機関による資本性劣後ローンの取扱いが広がるよう信用保証制度の創設などを講じること。

（2）信用保証協会の経営に支障を来さないよう、協会への無利子貸付や補助などの支援措置を講じるとともに、中小企業の経営改善につなげる観点から、保証料率・保険料率のあり方の検討を進めること。
また、都道府県が「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」への対応や実質無利子・無担保融資及び独自の資金繰り支援を実施するにあたり必要となる、信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分や預託原資調達に係る借入利息、利子補給、信用保証料補給等については、都道府県の財政負担が大きいことから十分な支援を行うこと。
さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への信用保証料補助等のため積み立てた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財源とする基金について、借換えの増加に伴い基金の積立期限終了時点で余剰金が見込まれる県もあることから、借換え後の資金も基金の対象とするほか、基金の期間を延長するなど運用の弾力化を図ること。

（3）地域産業の活性化や中小企業の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実させるとともに、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」を継続的に実施すること。
また、「中小企業生産性革命推進事業」については、中小企業基盤整備機構へ拠出する仕組みを継続し、今後も安定的な予算を確保すること。特に、厳しい経営状況にある小規模事業者における販路開拓等による生産性向上を図る観点か

ら、持続化補助金は十分な予算を確保すること。
　さらに、社会・経済の変化に対応するための思い切った事業の再構築や省人化投資に対する支援の継続・充実を図ること。

（４）中小企業の国内投資の拡大は、日本経済の持続的な成長につながるものであることから、投資促進税制の要件緩和や、省力化投資補助金などによるインセンティブ付与等により支援を継続すること。

（５）中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継・引継ぎ支援センターの取組や専門家派遣への助成、非上場株式や事業用資産の引継ぎに伴う税制上の優遇措置の拡充、各種申請手続の簡素化など、事業者の気付きから承継の実現までの一貫した支援をより一層充実させるとともに、後継者による経営革新に向けた挑戦を後押しすること。
　また、事業承継税制の認定件数が増加していることから、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき都道府県が行う認定事務について、必要な地方財政措置を講じるとともに、全国規模での申請手続や認定事務の電子化、定期的な担当職員への研修により、適正化・効率化に向けた環境の整備を行うこと。

（６）小規模事業者は地域における経済、雇用、コミュニティの維持に重要な役割を果たしていることから、その振興策を充実させること。
　また、商工指導団体による事業者への伴走支援がさらに重要度を増していることから、都道府県が商工指導団体の支援体制の強化に十分な財政支援を行えるよう、経営指導員等の指導費等に係る財政支援を複数年度にわたり拡充すること。
　加えて、地域の中小企業・小規模事業者の支援拠点である商工指導団体施設の多くが老朽化していることにより、災害時の相談対応や炊き出し、物資提供等の拠点として十分に機能を発揮することが困難になってきている。地域の拠りどころである施設を地域における社会資本と位置づけ、災害のほか、まちづくり拠点、インキュベーション施設等の機能の強化が図られるよう、耐震化、浸水防止並びに機能強化を目的とした集約化に伴う、移転・解体を含む費用に対しても十分な財政支援を行うこと。

（７）中小企業高度化資金（高度化事業）について、昨今の金利情勢や民法改正、他省庁の遅延利息の率等を踏まえ、新規貸付分にかかる違約金の利率について検討を行うこと。

（８）中小企業の経営革新への取組を支援するため、経営革新計画承認企業に対し、資金調達や販路開拓などの支援措置を一層充実すること。

（９）感染症や自然災害、地政学リスク等の不確実性が高まっている中において、様々な産業において生産拠点等の国内回帰を含む強靱なサプライチェーンを構築する必要があるため、経済安全保障の観点から国が指定する重要物資についての支援はもとより、中小企業のサイバーセキュリティ強化やサプライチェーンの強靱化に対する取組への支援を継続すること。
　また、税制措置の充実を図ること等により中小企業の事業継続計画（ＢＣＰ）及び事業継続力強化計画（ジギョケイ）の策定によるリスクマネジメントの強化

を支援すること。
　加えて、災害が発生した際の中小企業関係の被害状況報告については、各商工会議所・商工会が被災企業の状況を調査し、都道府県が取りまとめ、地方経済産業局へ報告しているが、デジタル化により、これらの調査・報告を迅速・円滑に行うことができる全国統一システムの導入を早期に行うこと。

（10）中心市街地の商業機能やコミュニティ機能の維持・強化を図るため、商店街の活性化に向けた取組等に対する支援の充実を図るとともに、空き店舗の解消や商店街が保有するアーケード等共同設備の修繕・解体撤去等を促進するため、制度改正や財政支援措置を含む抜本的な対策を実施すること。

４　雇用対策及び労働の質の向上について

（１）中小企業が生産性を高め発展的な事業継続を実現する上で、人手不足への対応も喫緊の課題となっていることから、賃上げによる人材確保の取組のみならず、働きやすい職場づくりや社員のリスキリング、省人化投資への取組等に対する支援の強化とともに、自治体が実施している学生等の地元就職支援やＵ・Ｉ・Ｊターン、産業人材育成等の取組に対する財政支援の拡充を図ること。

（２）労働生産性の向上には、働く人のスキル向上や円滑な労働移動が不可欠であることから、離職者向け職業訓練について、デジタル分野の強化や委託先の民間教育訓練機関等が提供するオンライン訓練の受講に必要な通信環境への支援の充実を図ること。
　併せて、物価や人件費が高騰する中、引き続き、民間教育訓練機関等に安定して離職者向け職業訓練を委託できるよう、委託費の上限単価及び就職支援経費の支払い額の算出方法の見直しを図ること。
　さらに、在職者向け訓練について、教育訓練給付のオンライン・土日・夜間の講座の拡充を図るとともに、人材開発支援助成金等の事業主に対する支援の充実を図ること。
　また、在籍型出向制度については、出向によるスキルアップが復帰後の出向元へのフィードバック効果を生み出す点を踏まえ、支援の拡充を図ること。

（３）育児・介護や地域活動など働く人それぞれのライフスタイルやライフステージに応じた働き方を実現させるため、人材確保等支援助成金（テレワークコース）やデジタル化・ＡＩ導入補助金等の支援策の充実によりテレワークを促進するとともに、フレックスタイム制や時間単位の年次有給休暇制度の導入を一層推進するため、勤怠管理の煩雑さの解消につながる支援策の充実等を図ること。
　併せて、労働契約関係の明確化やキャリアアップ助成金等により短時間正社員などの多様な正社員制度の普及を図ることで、中小企業における柔軟で多様な働き方を推進すること。
　また、被用者保険の適用拡大については、中小・小規模事業者の実情に配慮し、過度な負担とならないよう負担軽減や円滑な制度の運用を図ること。
　さらに、企業の本社機能等の地方移転やサテライトオフィス設置に係る取組を促進するとともに、それぞれの地域の特色を生かした高付加価値型産業の創出や地方公共団体が行う中小企業等による若者・女性などに魅力ある雇用・労働環境

の整備を図る取組への支援の拡充を図り、若者・女性が活躍できる雇用の場を創出すること。

（4）ワーク・ライフ・バランスと同一労働同一賃金の実現のため、働き方改革推進支援助成金等による長時間労働の是正を進めるとともに、監督強化による非正規雇用労働者に対する不合理な待遇差の禁止徹底やキャリアアップ助成金等の活用による非正規雇用労働者の処遇改善を図ることで、中小企業における働き方改革を推進すること。

（5）女性が自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮し、豊かな職業生活を送ることができる社会を実現させるため、女性の健康上の特性に配慮した取組を推進するとともに、男女いずれも家庭生活との両立ができるように出産・育児や保育に係る施策の充実はもとより、企業が行う円滑な育児休業の取得や職場復帰、代替要員の確保などを図る仕組みの整備への支援を強化すること。
　また、「えるぼし認定」や「くるみん認定」の取得を促進するためのインセンティブの充実、男女間の賃金格差是正の取組への支援、企業の両立支援や女性活躍に関する情報の開示の促進を図ること。

（6）就職活動様式の変化や景気動向の見通しが立ちにくい状況下にあって、今後も新規学卒者や既卒未就業者の更なる採用増加を図るため、ハローワークによる支援や中小企業とのマッチングの強化を図ること。
　また、若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援や地域若者サポートステーションを核としたニート等の若者への職業的自立支援、若者の早期離職を防ぐための対策など、若年者雇用対策を充実すること。

（7）70 歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業に対して、65 歳超雇用推進助成金を拡充するなど、意欲のある高年齢者が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。

（8）企業の規模や産業（業種）にかかわらず障害者雇用が促進されるよう、障害者雇用の意義についての啓発、障害者の就労・職場定着を支援するジョブコーチ等の体制の強化や人材の育成、雇用する企業に対するトライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金等の拡充により、障害者の就労促進策の充実・強化と地域のニーズに応じた雇用維持支援策の充実を図ること。
　また、障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービスの対象となっている難病患者や内部障害者、高次脳機能障害者及び発達障害者の雇用を促進するため、雇用率制度及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加する等施策の充実を図ること。
　加えて、障害者の雇用促進につながる短時間勤務を進めるため、障害者雇用率の算定方法について制度を見直すこと。

（9）就職氷河期世代を含む中高年層の活躍を促進する仕組みづくりや気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への就業・職業訓練・リカレント教育・職場定着の支援、ひきこもりの状態にある者や生活困窮者への支援について、引き続き、国が責任を持って取り組むこと。

また、長期にわたり不安定就労や無業状態にある者等については息の長い支援を地域の実情に応じて実施することが必要であることから、地方公共団体の取組について、必要な財政措置を講じること。

(10) 外国人材について、国内における産業を支える人材不足を踏まえ、在留資格「特定技能」に係る１号及び２号の対象分野に地域や企業等の実情を反映した特定産業分野を追加するほか、「技術・人文知識・国際業務」などの専門的・技術的分野の在留資格において、事業者等の実情を反映し、外国人材が従事可能な業務の緩和等を行うこと。

また、在留資格の制度の見直し等に当たっては、それらのプロセスを明確化し、事業者団体等へ周知徹底した上で、地域の労働需給の状況や、地方公共団体や地域の事業者団体、中小事業者等から聴取した意向等を反映するとともに、在留資格の取得や変更手続における提出書類や記載事項の省略など、一層の簡素化を図るとともに、在留審査処理期間の短縮に努めること。

さらに、技能検定試験を地域で円滑に受検できるよう在留資格や地域の実情等に応じて試験日程や試験回数の制限等について見直しを行うとともに、特定技能評価試験、介護福祉士・看護師国家試験の受験者への配慮として、日本語のほか多言語による表記を併用し選択可能とするなどの受験しやすい環境整備を行うこと。

加えて、地方公共団体の施策立案に資するよう、統計情報の充実を図るとともに、地方公共団体側が必要とする情報の提供を柔軟に行うこと。

(11) 現行の技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行を実現するため、地域の実情に応じた経過措置の設置及び新制度の内容や手続等に関する事業者等に対する十分な情報発信・相談対応の実施とともに、特定地域への外国人材の偏在防止、外国人材への人権侵害の防止及び地域ニーズに応じた長期的・安定的な外国人材の確保・定着につながるような制度運用を行うこと。

特に、外国人材が大都市圏等に過度に集中しないよう、大都市圏等と地方における受入れ及び転籍の状況を継続的かつ的確に把握するための指標を設定し、地方への配慮施策の実効性を検証するとともに、不断の見直しを行うこと。

また、育成就労制度等に基づく新たな外国人材の受入環境の整備にあたっては、監理支援機関及び育成就労実施者による育成就労外国人の教育や監理が適切に行われるよう国が責任を持って取り組むとともに、外国人労働者やその家族に対する日本語教育を始めとした支援について国、地方公共団体、関係機関、事業主等の役割を明確に示し、各対象に周知するとともに、地方公共団体の取組に対して十分な財政措置を講じること。

さらに、育成就労制度において求められる「認定日本語教育機関」や「登録日本語教員」による日本語講習について、地域で受講できるよう、国において環境整備を進めるとともに、受入事業者に過度な経済的負担が生じることのないよう、必要な財政的支援を行うこと。

加えて、育成就労制度について、従事する業務の拡大、デジタルの活用も含めた手続の簡略化など、外国人労働者及び受入事業者にとって利便性の高い制度内容の設定及び運用を行うこと。なお、技能検定試験については、制度の目的を踏まえ、実態に即した内容とすること。

(12) 都道府県が実施している技能検定制度について、国が定める標準的な手数料を物価情勢等に応じて見直すとともに、令和４年度・令和６年度と相次いで縮小変更されている若年者に対する技能検定手数料の減免措置に係る国の補助対象範囲・額を令和３年度まで対象としていた「２級・３級の実技試験を受検する 35 歳未満の全ての受検者へ 9,000 円を補助」に復元・拡充することでものづくり分野に従事する若年者の確保・育成を進めること。

加えて、「技能向上対策費補助金」の十分な予算を確保のうえ国の補助率を引き上げ、技能検定に係る収支均衡と都道府県職業能力開発協会の安定運営を図り、技能の振興や継承に対する施策の充実を図ること。

また、若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）についても、高校生等が熟練技能者の指導を受ける十分な機会を確保するため、必要な財政措置を図ること。

(13) カスタマーハラスメントを防止するため、事業主に防止措置義務を課すことなどを定めた改正労働施策総合推進法が施行されることを受けて、経営基盤が脆弱な中小・小規模企業においても実効性の高い対策が講じられるよう財政支援を充実させること。

【消費生活関係】

１　消費生活相談体制等の充実・強化について

（１）消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費を支援する地方消費者行政強化交付金については、地方消費者行政を安定的に推進させるための各自治体の財政状況を考慮し、地方消費者行政機能維持事業（相談機能維持・未然防止強化型）の補助上限額の逓減の見直しを行うなど、恒久的な財源措置を行うとともに、既に地方消費者行政推進事業の活用期限を迎えた自治体に対しても十分な配慮を行うこと。

また、消費者教育、相談・見守り連携の強化、消費生活相談員の担い手確保や人材育成の強化の推進等のため、普及啓発や人件費の補助率の嵩上げ、デジタル化の進展などに伴う新たな消費者問題への対応等にも活用できる使途の拡充、少額な事業に係る変更事務の簡素化など、引き続き、地方自治体の要望が十分に反映された、活用しやすい制度とするよう、より一層の改善を図ること。

（２）消費生活相談のデジタル化を契機とした自治体間の広域連携及び相談員の役割分担については、自治体の意見を十分に聴取し、その意向を踏まえ、相談業務の実情に即した制度設計とすること。

また、新システム導入後は、現行のＰＩＯ－ＮＥＴが国において端末・回線を調達・運用し無償貸与してきた経緯を踏まえ、自治体の負担増につながることのないよう、運用経費を含めた十分な財政支援を行うこと。

さらに、新システムの運用について相談現場で混乱が生じないよう、国と地方自治体の実務者レベルで情報共有や情報交換を緊密に行うことのできる場を引き続き設定するとともに、ＷＥＢフォーム受付やテレフォニーシステムの利用における課題や効果を国と地方自治体の双方が認識できるよう、全ての機能を体感できる検証・練習用環境を用意すること。

２　食の安全安心の確保について

食の安全安心については、消費者の健康の保護が最重要であり、消費者に信頼される食品等の生産及び供給を確保し、もって消費者の現在及び将来にわたる健康の保護を図る必要がある。

令和６年３月に発生した機能性表示食品に起因する健康被害事案を踏まえ、同年９月に機能性表示食品及び特定保健用食品については、健康被害情報の届出や製造工程へのＧＭＰの導入の義務化がなされたが、栄養機能食品の義務化は見送られたところである。現在、国においてサプリメントに関する規制の在り方について、検討が進められているが、栄養機能食品についても、機能性表示食品や特定保健用食品と同様に、健康被害情報の届出と製造工程へのＧＭＰの導入を義務づけるなど、いわゆる「健康食品」による健康被害が未然に防止できる制度とすること。

なお、いわゆる「健康食品」について、消費者が正しい知識と利用方法を理解できるよう、普及啓発を強化すること。

また、機能性表示食品、特定保健用食品及び栄養機能食品の健康被害情報の届出に伴う地方公共団体の事務負担に対し十分な人的及び財政的支援を講ずること。

【国土交通・観光関係】

１　地方創生を支える社会資本整備等について

（１）地方創生を支える社会資本整備は、国民の生命・財産を守り、地域経済を活発化させ、地方に活力と魅力をもたらすものである。

また、激甚化・頻発化する自然災害や、道路陥没事故などのインフラ老朽化等の危機から現在と未来の国民の生命と財産を守り抜くため、「国土強靭化基本計画」に基づき、国土強靭化対策を進めているところであるが、対策を必要とする箇所は数多くある。さらに、地方において、いまだに高規格道路の未整備区間など社会インフラには地域間格差が存在し、その解消には息の長い、腰を据えた対策が必要である。

他方、人口減少・少子高齢化の急速な進行やデジタル・オンラインの活用による時間と場所に捉われない働き方の普及など、社会情勢がこれまでとは大きく変化しており、令和７年 12 月 23 日閣議決定の「地方創生に関する総合戦略」において、地域の人口減少や高齢化が進む中、「豊かな生活環境」を実現するため「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開等が掲げられている。

さらに、グリーントランスフォーメーション（ＧＸ）・デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進、経済安全保障の観点から国際競争が激化する中、第三次国土形成計画（全国計画）において「持続可能な産業への構造転換」が国土の刷新に向けた重点テーマに位置付けられている。

以上を踏まえ、地方創生に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を図るとともに、地域の特性を活かした成長産業の全国的な分散立地等を促進するため、企業のニーズも踏まえつつ、立地・設備投資を誘発するなど経済活動を支える道路、港湾、工業用水等のインフラの円滑かつ機動的な整備を推進するなど、日本全体の成長につながる基盤整備を含めたシームレスな拠点連結型国土づくりを戦略的に進めること。

また、2027 年国際園芸博覧会（神奈川県横浜市）をはじめとする国際大会等を契機として交流人口の拡大等を図り、地域経済の活性化につなげるため、地方創生の取組の視点を持って社会資本整備を加速すること。

中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資計画を策定し、資材価格や人件費の高騰に加え、中東情勢の不安定化による原油価格の上昇等も踏まえた必要な予算総額を確保するとともに、地方負担に対する財政措置や補助制度の拡充を行うこと。併せて、中東情勢に伴う建設資材の価格高騰や供給不足が懸念されていることを踏まえ、国土強靭化対策や被災地の復旧・復興等が停滞しないよう、建設資材の安定的な供給に必要な措置を講じること。

加えて、社会資本整備を支える担い手不足への対応として、労働者の処遇改善とともに、ＩＣＴの活用やＢＩＭ／ＣＩＭの推進、データ連携基盤の構築などＤＸを加速させ、建設産業における生産性向上や働き方改革等に資する施策を一層推進すること。

さらに、「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）」において、「費用便益分析の便益として計上されていない効果についても、必要に応じて定性的な評価項目として考慮する」とされているが、各種インフラ整備事業の評価については、限定的な費用便益分析の事業評価となっていることや、長期的

な整備効果を適正に評価する必要があることから、社会経済情勢の変化等を踏まえ、社会的割引率の見直しを行うこと。また、事業特性に応じて費用便益分析で十分に反映されていない誘発需要の創出効果や東日本大震災等においてその重要性が再確認された防災面の効果等、定量的な便益を適切に反映し、計測手法の確立を図るとともに、防災や地方創生など、Ｂ／Ｃだけでは測れない効果も踏まえ、多様な観点も含めて事業の必要性を適切に評価する仕組みを再構築するなど、評価手法の見直しを行うこと。

（２）バス路線、鉄道路線、離島航路・空路、タクシー、運送事業者等の地域公共交通や物流は地域経済や住民生活を支える重要なインフラであるが、人口減少等による利用者の減少や、担い手不足、昨今の燃料費などの物価高騰により、経営に深刻な打撃を受け、地域公共交通・物流ネットワークの維持が難しくなっている。引き続き、住民が安心して利用することができるよう、各事業者の減収分を補填する新たな補助金制度等の構築や、既存補助事業の補助率のかさ上げなど、地域公共交通等の維持・回復に十分な予算を確保し、財政支援を早急に行うこと。

また、広域交通ネットワークの基盤である航空・空港関連産業に対する総合的な支援を行うとともに、航空ネットワークの維持・充実に向け積極的な政策を実施すること。

地方空港における国際線の誘致を後押しするため、航空会社にとって固定経費として大きな負担となっている空港ビル内等の事務所の賃借料やグランドハンドリングに係る費用への補助、着陸料の減免など、路線の維持・拡大に必要な支援を実施すること。

加えて、空港やターミナルビルの運営会社においても、航空会社同様厳しい経営状況に置かれていることから、持続的・安定的な空港運営に向け、ターミナルビル用地の賃借料の負担軽減や、コンセッション空港における、運営権対価分割金の支払い猶予、空港施設の整備に関する無利子貸付、空港運営事業期間の更なる延長などの支援を行うとともに、事業継続のための直接的な補助などの支援についても実施すること。また、着陸料等の収入が少ない地方管理空港等に対しても管理・運営に係る経費の支援を実施すること。

さらに、国際線の維持・拡大に伴い課題となっているグランドハンドリングを始めとする空港の受入体制の確保に向け、航空・空港人材確保等の対策を継続して実施するとともに、航空燃料の安定的な供給のための措置を講じること。

また、国において、空港における旅客の保安検査の実施主体の円滑な移行に向けて、実務的な課題についての中間的な取りまとめが行われたところであるが、今後の具体的な検討に当たっては、地方航空路線を維持していく必要がある地方の実情等に十分に配慮するとともに、特に、費用負担や責任の所在のあり方等の見直しに当たっては、地方管理空港を所管する自治体の負担が増加しないよう、国において必要な措置を講ずること。

２　防災・減災、国土強靱化の強力かつ継続的・安定的な推進について

（１）我が国では、気候変動の影響等により豪雨や大雪等の大規模な自然災害が毎年のように相次いでいる。能登半島では地震により甚大な被害が発生し、その後の記録的な大雨により被害が拡大する「複合災害」が発生した。また、切迫性が高

まっている巨大地震等への備えを求められているほか、下水道管の破損等に起因する道路陥没が発生するなど急速に進行する社会インフラの老朽化対策も急務となっている。

こうした中、地方公共団体においては「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を積極的に活用しながら、ハード・ソフト両面で災害予防の徹底に取り組み、事前の対策により被害を回避・軽減する事例も確認されるなど、着実に効果を積み上げてきた。

第１次国土強靱化実施中期計画に基づく国土強靱化予算については、初年度分を令和７年度補正予算として措置されたところであるが、国土強靱化の取組の計画的かつ更なる加速化・深化を図るため、今後の原油高や物価高、賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、十分な予算を通常予算とは別枠で当初予算として確保すること。

また、国土強靱化の取組を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、財政支援や地方財政措置の充実・強化を図ること。

さらに、令和８年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業債」については期間を延長するとともに、国土強靱化に資する取組である「緊急自然災害防止対策事業債」等も含め対象を拡充すること。

加えて、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、下水道管の点検・調査の頻度及び方法の抜本的見直しを行うとともに、国が主体となって下水道管路の維持管理・更新に関する手法を確立し、道路陥没事故の未然防止やリダンダンシーの確保を目的とした対策を全国的に推進するため、国が策定を義務付けているストックマネジメント計画に基づく対策はもとより、路面下空洞調査も含め技術的・財政的に全面的な支援を行うこと。併せて、国土強靱化に向け、建設業における働き方改革の推進など、インフラ整備の担い手となる人材の中長期的な確保に向けた取組を強化するとともに、インフラマネジメントに当たっては、インフラの長期にわたる更新に目途がつくよう、大量に更新時期を迎えるインフラ施設の現状と課題を把握した上で、地方公共団体の実情に応じた取組を進めること。特に、水の官民連携（ウォーターＰＰＰ）については、これらのことについて十分に配慮した上で、推進を図るとともに、水の官民連携（ウォーターＰＰＰ）の導入を下水道管路改築時の交付要件とすることについて、その要件から除かれる緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管に加え、それ以外の急所施設や重要施設につながる管路等についても、同様に要件から除外すること。

ならびに、人口減少やインフラの老朽化を踏まえ、市町村が管理する下水道の一部を浄化槽へ転換するなど汚水処理システムの最適化に向けた検討を進めるとともに、多大な経費が見込まれる下水道施設の更新費用を受益者負担とすることの是非など下水道施設の更新費用に係る負担のあり方について国民的な議論を通じ見直すこと。

（２）相次ぎ発生している大規模自然災害からの復旧・復興に向け、被災地の発展の基盤となるインフラ整備を進めること。

施設等の災害復旧事業については、現行構造基準に基づいた復旧を認めるとともに、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、更なる改良復旧事業の適用範囲の拡大や、災害査定時における測量・設計等に要する費用補助制度の拡充など必要な措置を講ずること。

また、災害に強い道路ネットワーク構築の加速化・深化を図るために、円滑な支援物資搬送等に不可欠な緊急輸送道路等における無電柱化や法面対策、盛土対策、橋梁の耐震対策を進めること。併せて、発災後の迅速な復旧復興を支援する道の駅や公園等の防災拠点の整備について重点的、計画的に推進すること。

さらに、早期復旧に取り組むことができるよう、自治体への迅速な財政支援やＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ等を含む人的支援の拡充や災害対応に必要となる資機材の更なる確保を図ること。

加えて、第７次国土調査事業十箇年計画に基づく、地籍調査を着実に推進するため、国において必要な予算を十分に確保するとともに、地方負担の軽減や効率的な調査手法の導入推進を図ること。

（３）近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する水災害に備えるために、「流域治水」の考え方に基づき、堤防整備や河道掘削、ダムの建設はもとより事前放流やダム再生等による治水機能強化、排水機場の機能確保、砂防堰堤や遊砂地等の整備、地下空間を活用した地下河川や雨水貯留浸透施設、下水道等の整備などの流域全体において水災害を軽減させる対策をより一層加速すること。

加えて、気候変動による外力増大を考慮した河川整備基本方針や河川整備計画の見直しに係る経費などについて更なる財政支援を実施すること。

また、流域治水の取組を強力に推進するための流域治水関連法の整備を受け、河川への雨水の流出抑制や、民間施設等も活用した流域における貯留・浸透機能の向上を図るため、地方公共団体や民間事業者の行う雨水貯留浸透施設・グリーンインフラ等の整備、貯留機能保全区域の指定に対する支援制度の更なる充実を図るとともに、水田やため池を活用した雨水貯留など農地・農業水利施設の有する多面的機能を発揮させる取組を行う管理者等への支援、農業水利施設等の再整備や更新にかかる管理者の負担軽減など、地域で一体的な取組が図られるようパッケージ支援策を整備すること。

さらに、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりなどの取組を加速化させるため、流域市町村と連携した災害危険区域や浸水被害防止区域、土砂災害警戒区域等の指定に対する重点的な財政的支援などの取組を強力に推進すること。

（４）発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などに備え、社会インフラ及び住宅・建築物の耐震化や津波、高潮等の災害時に防護効果を有する防波堤、海岸保全施設、津波避難タワーなどの整備に必要かつ十分な予算を確保し、着実に推進すること。

特に国民の生命や暮らしへの被害を最小限に抑えるための住宅・建築物、上下水道の耐震化は、令和６年能登半島地震における甚大な被害を教訓とし更に加速させる必要があることから、補助制度の拡充等を含めた財政的支援を強化すること。

また、持続可能な水道事業経営や効率的な耐震化のため事業統合を含めた広域連携を進める必要があるが、地域の実情に応じて着実に推進するため、原則 10 年間とされている交付金の活用期間を任意に設定できるようにすることや、事業統合や経営の一体化を伴わない施設の共同化事業についても国庫補助対象とすること。加えて、要望に合わせた必要な予算の確保及び交付率の引上げ等の十分な財源措置を講ずること。

（５）港湾機能の強化や高規格道路の未整備区間の整備による日本海国土軸及び太平洋新国土軸等の形成並びに、広域及び地域におけるネットワークのリダンダンシーの確保に必要な対策等を積極的に実施し、広域的な視点での経済活性化と災害に強い安全・安心な国土づくりを進めること。
　また、湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、リダンダンシーの確保等の観点も含め、国土全体にわたる連結強化の重要性を踏まえて取り組むこと。

（６）北海道・東北・北陸地方や近畿・中国地方の日本海側を中心とした近年の大雪等を踏まえ、国においても予防措置や被災時の交通確保等のため、支援体制の強化をはじめとした取組の推進を図ること。特に豪雪時に交通の妨げになる吹雪や雪崩への対策、堆雪幅の確保や消融雪施設の整備等といった積雪寒冷地特有の課題に対応するための施策について、必要な予算を確保すること。また、第１次国土強靱化実施中期計画では「推進が特に必要となる施策」に位置付けられており、地方自治体が実施する事業についても着実かつ強力に推進すること。

３　社会インフラの老朽化対策の確実な推進について

全国で下水道管に起因する道路陥没事案が令和４年度に約 2,600 件発生しているが、下水道施設に限らず、全国のインフラ施設について、今後 20 年で建設後 50 年以上経過する割合が加速度的に高くなることが示されている。
今後老朽化割合が急速に高まる社会インフラを適切に維持管理・更新するためには、国と地方が一体となり、予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換に向けて老朽化対策を加速させる必要がある。このため、点検により明らかになった要修繕箇所の早期対策に加え、予防保全の観点による対策に必要な予算・財源を措置すること。併せて、社会インフラ全般の定期点検・診断・修繕を適切に実施するため、補助・交付金の対象になっていない小規模施設などについて、補助・交付金の対象にすること。また、その際には、地方財政への影響を十分考慮するとともに、補助・交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、地方財政措置の拡充など、地方への十分な財源措置を講ずること。
加えて、維持管理・更新に関する新技術の開発・導入の推進や技術者の育成、効果的な「地域インフラ群再生戦略マネジメント」や「施設の集約化・撤去」の推進などを含め、インフラメンテナンスの効率性向上に向けた取組を加速すること。

４　道路整備の推進等について

（１）我が国の生産性を向上させ、成長力及び国際競争力を強化し、激甚化・頻発化する自然災害に対応していくため、高規格道路の未整備区間の整備や、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道等とのダブルネットワーク強化、環状道路の整備促進、三大都市圏間のネットワークの強化など、国土をつなぐ幹線道路ネットワークとして、シームレスなサービスレベルを確保するよう、国の責任において早期整備を図ること。また、高規格道路の整備推進のため、国直轄事業の地方負担金に係る地方財政措置の拡充、補助事業の国費率のかさ上げや地方財政措置の拡充などによる重点支援を行うこと。

また、高規格道路の暫定２車線区間は、速度低下や対面通行の安全性、大規模災害時の通行止めリスクといった課題がある。このため４車線化については「高速道路における安全・安心基本計画」に基づき、着実な推進を図るとともに、随時、計画の見直しを図ること。

さらに、無料区間においても、必要に応じて機能強化を図りつつ、維持管理を確実に実施するため、有料道路制度の活用など安定的な財源の確保について、地域の意見も踏まえ検討を進めること。併せて、事故防止対策や逆走防止対策等、高規格道路の総合的な安全対策についても計画的に推進すること。

（２）高速道路の利活用を促進し、利便性の向上や地域活性化、民間投資の誘発等を図るため、民間施設直結型も含めスマートインターチェンジやインターチェンジへのアクセス道路等の整備について、補助制度や税制特例の活用等により地方への十分な税・財政支援を行うこと。

（３）高速道路料金については、首都圏、近畿圏及び中京圏において、賢く使うための新たな料金体系が導入された。その分析・評価を行うとともに、環状道路を中心としたネットワーク整備の進展に伴い新たに発生する交通流動を踏まえ、適切な経路選択が行われるよう、料金体系の改善を継続すること。

また、地方においても、必要なネットワーク整備のスピードアップを図るとともに、利用者ニーズを考慮し、引き続き料金体系の見直しを進めること。

（４）有料の高速道路の良好なインフラを持続的に利用するため、料金徴収期間の延長による財源を活用し、適切な維持管理と更新事業、暫定２車線区間の４車線化や耐震補強などの機能強化を着実に進めること。

（５）早期のＥＴＣ専用化の実現に向け、ＥＴＣの普及促進やクレジットカード非保有者等への対策を推進するとともに、ＥＴＣ専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を進めること。

また、トラック運送事業者の人手不足や時間外労働の上限規制等により物流の停滞が懸念されていることから、物流ＤＸの推進等による物流システムの効率化を図るため、高速道路での自動運転を実現するための新技術の開発や導入・普及に向けた検討を進めるとともに、新東名・新名神高速道路６車線化等の高速道路網整備や中核物流拠点等の基盤整備を推進すること。

（６）平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路及びその代替・補完路の整備・機能強化を推進するとともに、そのために必要な補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

（７）無電柱化は景観形成・観光振興に加え、自然災害発生時における迅速な避難・救助、物資供給等に向けた緊急車両の通行確保の観点からも重要である。このため、都道府県が策定する無電柱化推進計画を着実に進めるために必要な予算の確保や更なるコンパクト化を図る技術開発、低コスト手法等に関する規制緩和等を行うとともに、直轄国道の無電柱化を着実に進めること。

（８）令和３年６月に千葉県八街市で発生した通学中の児童が犠牲となる痛ましい交通事故等を踏まえ、通学路等の安全を確保するため、国においても交通安全対策

を充実させるとともに、令和４年度に創設された交通安全対策補助制度などにより、地方公共団体が行うソフト対策の強化と併せた交通安全対策について、技術的な支援や、補助制度の拡充等を含めた財政的な支援を着実に推進すること。

さらに、交通事故は通学路に限らず広く発生していることから、その抑制を図るため、地方公共団体が行う路面標示や道路標識の計画的な更新による道路利用者の視認性の向上並びに自動車の運転支援装置の作動信頼性の確保等に向けた取組に対し、財政的な支援を行うこと。

（９）気候変動の影響により、自然災害の激甚化・頻発化が懸念される中、道路分野では、令和７年１０月１日施行の道路法改正に基づき、道路脱炭素化基本方針が示されたところである。地方公共団体としても道路分野の脱炭素化を強化する必要があるため、脱炭素化推進事業債の対象とされている公用車の導入に対する財政的な支援を拡充すること。

５　港湾整備の推進等について

（１）我が国の成長力・国際競争力の強化はもとより、サプライチェーンの強靱化を図るため、国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾をはじめとする国際貿易のゲートウェイとなる港湾、地域の産業を支える港湾において、大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤、臨港道路に加え、国内フェリー・ＲＯＲＯ船航路の輸送力増強に対応した高効率のユニットロードターミナル、農林水産物の輸出促進、洋上風力発電の導入促進に資する港湾施設等の整備を推進すること。

また、離島における安定した住民生活を確保するため、離島航路の安定的な運航を支える防波堤や岸壁等の整備を推進すること。加えて、多大な事業費を要する離島港湾の整備は、小規模自治体にとって財政負担が大きく、港湾整備が進まない要因の一つとなっていることから、離島港湾整備に対する財政措置の充実を図ること。

さらに、港湾は、岸壁だけでなく、岸壁背後の施設等も併せて適切に維持管理することにより、機能向上につながることから、国庫補助の対象となっていない岸壁背後の埠頭用地の造成や外周護岸、舗装、荷役機械の整備・修繕のほか、維持管理計画策定後の港湾施設の詳細な点検診断等について、補助事業の創設など、十分な財政支援を行うこと。

（２）クルーズ寄港回数が増加し、国内外からの来訪者が増加する中、とりわけインバウンド需要の一層の拡大も期待されている。こうした動向を踏まえ、クルーズ船の更なる寄港増加が期待されることから、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を推進するとともに、地域の活性化に寄与するクルーズ船の受入のため、大型化に対応する岸壁などの旅客船ターミナル整備、クルーズ旅客の円滑な周遊や満足度向上に資する環境整備等を推進すること。

また、寄港地への高い経済効果が期待される大型のプレジャーボートの受入環境の整備を推進すること。

さらに、地域住民、観光客等の交流拠点となる「みなとオアシス」について、交流人口の拡大やインバウンド需要の取り込みを見据え、支援制度の拡充を図ること。

（３）大規模地震や津波、高潮等の災害時に防護効果を有する防波堤や緊急物資輸送等の拠点として機能する耐震強化岸壁、広域的な経済・産業を支える石油化学コンビナート等が立地する地区の海岸保全施設の整備などを推進すること。

特に半島地域や離島地域など交通網が脆弱な地域では、令和６年能登半島地震において、港湾が被災地への緊急物資輸送の拠点として機能したことを踏まえ、港湾整備への支援を強化すること。

また、自然災害発生時における臨港道路の通行確保や停電対策等に資する離島の臨港道路無電柱化への支援強化を図ること。加えて、民有護岸等の改良に対する支援制度については、対象施設の拡充など一層の支援強化を図ること。

加えて、改正港湾法に基づき策定される気候変動への適応を図る協働防護計画等に伴って整備する港湾施設に必要な予算・財源を確保すること。

（４）我が国の産業や港湾の競争力強化と地域の脱炭素社会の実現に貢献するため、港湾における脱炭素化に取り組む必要がある。脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の港湾周辺立地企業等への供給と一体となった受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポートの形成を推進するために、港湾脱炭素化推進計画等に伴って整備する港湾施設に必要な予算・財源の確保とともに、受入環境整備等に必要となる港湾計画の変更等に係る技術的支援を図ること。また、港湾はもとより、地域の脱炭素社会の実現のため、洋上風力発電の着実な推進を図ること。

（５）港湾の生産性向上と良好な労働環境の確保を図るため、ＡＩを活用したオペレーション、荷役機械の遠隔操作や手続き等の電子化・省力化・効率化など情報通信技術を活用した港湾の整備を推進すること。

（６）ＳＯＬＡＳ条約を踏まえた港湾の保安対策を適切に継続するため、老朽化した埠頭保安設備の維持・更新に対する財政支援の拡充を図ること。

（７）特定利用空港・港湾は、民生利用に加え、自衛隊・海上保安庁による災害対応や安全保障上の拠点として重要であることから、平素から適切な利用に資するよう、着実な整備及び既存施設の延命化を推進するため、別枠での予算確保や国費率の嵩上げなどを図ること。

６　鉄道整備の推進について

（１）活力ある社会の実現、地域間における交流・連携の強化を図るため、整備新幹線については、国家プロジェクトとしての重要性を踏まえ、国と地方の負担のあり方など財源構成の枠組みの見直しをはじめ、地方の受益の程度を勘案した負担改善策を実施し、「整備新幹線の取扱いについて」（平成 27 年１月 14 日　政府・与党申合せ。以下「政府・与党申合せ」という。）、「北陸新幹線の取扱いについて」（令和２年 12 月 16 日　国土交通大臣）、「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の取扱いについて（令和４年 12 月 23 日　国土交通大臣）」を踏まえ、早期完成・開業を図ること。

また、並行在来線の維持・存続のため地方の実態とニーズを踏まえ、政府・与党申合せに基づき、引き続き、財源確保の方策も含め、幅広い観点から新たな仕

組みを検討し、所要の対策を講ずること。また、線路使用料の算定方法を実態にあわせて見直し、支援を拡充するほか、経営維持のための運営費補助等の支援制度や、並行在来線とＪＲ路線等を乗り継ぐことによる、利用者負担を緩和するための、乗継割引に対する財政支援制度を創設し、ＪＲに対しても乗継割引制度の導入を指導するなど、並行在来線への財政支援策の充実を図ること。

加えて、並行在来線の経営分離については、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

（２）災害時のバイパス機能やリダンダンシーの確保の観点も含めて、リニア中央新幹線や整備新幹線の整備促進と早期開業の実現を図るとともに、地方創生回廊中央駅構想、青函共用走行問題の抜本的解決について、早期実現を図ること。

特に、リニア中央新幹線については、品川・名古屋間の早期整備を促進するとともに、三重・奈良・大阪の概略のルート・駅位置の絞り込みをさらに加速させ、名古屋・大阪間の環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の早期公表を行うこと。そのうえで、周辺のまちづくりを推進していくためにも、東京・名古屋間に並行して、詳細なルート及び駅位置を早期に確定し、工期短縮に資する工事の検討・準備を最大限進め、全線開業時期の最大８年前倒し（最速 2037 年）を確実なものとすること。

また、我が国の高速輸送体系のあるべき姿を示すとともに、基本計画路線を含む新幹線ネットワークの地方への拡充を国家プロジェクトとして明確に位置付けること。

加えて、基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークについて、骨太方針 2025 で、「各地域の実情を踏まえ、地方創生 2.0 の実現にも資する幹線鉄道の高機能化に関する調査や方向性も含めた検討など、更なる取組を進める」と明記されたことを踏まえ、建設に必要な調査を早期に実施するとともに、2020 年代に整備計画路線への格上げを図ること。また、整備新幹線や基本計画路線の整備促進を図るため、貸付料算定の適正化や国際観光旅客税の活用など、新たな財源の確保を検討するとともに、整備に係る投資効果（Ｂ／Ｃ）について、誘発需要や防災・減災効果等の便益を適正に評価できる手法へ見直しを行うこと。

（３）国土の均衡ある発展の観点から、基本計画路線及び幹線鉄道ネットワーク等の高機能化等の地域の実情に応じた諸課題について方向性も含めた調査検討を着実に進め、都市間を結ぶ幹線鉄道の高速化、相互連携及び安定輸送確保、鉄道未整備地域における鉄軌道の新規整備を図ること。

また、都市圏の活性化の観点から、都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに、鉄道ネットワークの構築によるリダンダンシーの確保や、運行の安全性の向上を図ること。

７　地域における交通の確保等について

（１）バス路線、鉄道路線、離島航路・空路、タクシー等の地域公共交通は、住民生活や経済活動、地方創生に不可欠な基盤であるが、人口減少等により、利用者が減少していることに加え、担い手不足、燃料費などの物価高騰の影響を受けて厳しい環境にあることから、将来にわたる維持・確保及び充実を図るため、地方公共団体や交通事業者の意見を踏まえ、引き続き、必要な予算の確保や財政支援の

拡充等の適切な支援を講ずるとともに、補助制度の見直しを行うに当たっては、地域の実態に合うよう十分に配慮すること。

特に、バス事業者の経営効率化や経営基盤の強化を図るための主体的な経営努力を促す環境を整備するとともに、バス路線に係る地域公共交通確保維持改善事業については、地域キロ当たり標準経常費用や補助対象経常費用見込額の 20 分の９を限度とするカット措置等の見直しなどを図るとともに、必要となる予算を増額確保すること。併せて、人件費や物価の上昇の影響を補助額に適切に反映できる仕組みを導入すること。

また、ＪＲ北海道やＪＲ四国、第三セクター鉄道等の地域鉄道事業者をはじめ、地域公共交通を運行する事業者の多くは経営基盤が脆弱であることから、安全輸送に必要な補修・点検のほか老朽化対策、防災・減災対策や機能向上、高速化や利用環境改善等の利便性向上に資する投資、経営の安定化、自然災害からの速やかな復旧に対する支援策、大雪時における安全輸送に資する対策を充実すること。特に第三セクター鉄道については、その多くが開業から 30 年以上経過した路線や、整備新幹線の開業に伴いＪＲから経営分離され老朽施設を譲り受けた並行在来線であり、車両や施設・設備の更新時期が到来していることから、更新が確実かつ計画的に実施できるよう、必要な予算の確保や財政支援の拡充等の適切な支援を講ずること。

（２）鉄道ネットワークは国・地方、双方にとって重要なインフラであり、ひとたび廃止等が行われれば容易に復活できないことを踏まえ、ＪＲ各社の地方路線の果たす役割が引き続き堅持されるよう国の責任において同社に対する経営支援及び指導を行うこと。また、同社を含む鉄道事業者側の事情・判断のみによって鉄道路線の廃止等がなされることがないように、再構築協議会の設置にあたっては、国の関与の下、データに基づく議論のみならず、地域の実情に配慮した運営を行い、合意のない再構築方針の策定は行わないこと。

加えて、再構築協議会等において、関係者で合意された取組に対し、その持続可能性が最も高いものとなるよう、国による財政支援や、「ＪＲをはじめとする鉄道事業者がその持続的な運行及び利便性の確保に最大限協力を行うべき」ことについて、法律等で担保するとともに、十分な支援額を確保すること。

さらに、国鉄改革から 30 年以上経過した状況を踏まえ、分割民営化が地方に与えた影響、分割方法の妥当性、国鉄改革の精神等を改めて検証するとともに、ＪＲの役割並びに現在のＪＲ各社の経営状況、事業構造及び内部補助の考え方等も考慮した上で全国的な鉄道ネットワークのあり方そのものについて、まずは国の責任において議論のうえ方向性を示し、実効性のある措置を講ずること。

併せて、地域が一体となって進める利用促進の取組や、キャッシュレス化の導入などの地域に求められる運行サービス水準の確保に必要な支援等を講ずること。また、被災鉄道の早期復旧のため、国庫補助金の充実、大規模災害時の地方負担に対する災害復旧事業債の活用や、事業構造の変更を行った場合の鉄道施設の維持や運営に伴う地方負担に対する補助制度の創設など鉄道事業者及び地方に更なる支援を行うこと。さらに、災害を契機とした安易な存廃・再構築の議論が行われないよう鉄道事業者を指導すること。

（３）地域公共交通について、交通空白を解消し、地域の交通資源等を最大限活用して安定的に維持・確保できるよう、現行のバス支援制度の見直しを含め、地方公共団体が取り組む自動運転などの多様な移動手段の継続的な確保策に対する補

助制度の創設、地域特性や環境変化に応じた交通ネットワーク再構築に対する基本的な方針の提示や知見の共有など、引き続き地方に対し必要かつ十分な支援を行うこと。

加えて、高齢化や人口減少が著しい中山間地域においては、生活交通として乗合バスではなくタクシーを利用せざるを得ない場合があることから、タクシー利用料金の助成をしている地方公共団体に対して特別交付税等の財政支援をすること。

（４）公共ライドシェアについては、制度の更なる周知や運輸局及び運輸支局による積極的な助言を行うとともに、地方公共団体が容易に制度を導入できるよう、車両の購入費用や運転手の人件費、既存事業者に運行を委託する場合における既存事業の運賃と公共ライドシェア料金との差額調整に必要な費用等に対して、国による継続的な財政支援を行うこと。

日本版ライドシェアについては、大阪・関西万博開催時の規制緩和や全国各地の取組状況の検証等も踏まえ、必要な見直しを行うこと。

また、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置付ける法制度については、安全性の確保を大前提として、運送責任の所在やドライバーの柔軟な働き方などについて十分な議論を行うとともに、現在の自家用車活用事業等の実施状況、地域の声やタクシー事業者の意見を踏まえ、地域の実情を反映できる制度とし、全国一律の規制緩和は拙速を避けて行うこと。

（５）地域公共交通や物流の維持・確保に大きな影響を及ぼしている運転手をはじめとする要員不足の解消に向け、運転手の処遇や労働環境の改善に対する支援を充実するほか、国が率先して運転手の確保に向けた機運醸成を行うなど、人材確保に向けた取組をより一層推進すること。また、二種免許や大型免許等の取得費用の支援の継続を図るとともに、特定技能外国人の受入れに向けた環境整備など、具体的な策を講ずること。

（６）積雪時など地域ごとの走行条件等に左右されることなく通年運行が可能な自動運転や空飛ぶクルマをはじめとする新しいモビリティ・サービスの社会実装が円滑に進むよう、実証試験の実施やサービス導入への支援など国による幅広い支援を行うとともに、自動運転の積雪時を含めた通年実用化に向けた取組工程の明確化やＤＭＶ等の新技術の開発や導入・普及に向けた検討等を行うこと。

さらに、自動運転車両の社会実装を速やかに進めていく上では、安全性の確保はもとより、国民や地域の社会受容性を高めることが重要であることから、自動運転の社会実装によって国民や地域が享受できるメリットを分かりやすく情報発信する機会を拡大し、機運醸成を図るほか、住民理解の促進に取り組む地方への支援や事業者支援を行うこと。

（７）公共交通機関の利便性向上を図るため、交通情報のオープンデータ化の推進や交通系ＩＣカード等のキャッシュレス決済の導入、エリアをまたぐ広域利用のためのシステム改修、鉄道トンネル内等での携帯電話等の接続環境の向上など、事業者が行う投資に対する支援策を充実するとともに、光ファイバーや５Ｇ基地局などデジタル基盤の整備が全国津々浦々で整備され、低廉な通信サービスが提供される環境を整えることで、日本版Ｍａａ Ｓの早期実現と普及を図ること。

（８）内航フェリーやＲＯＲＯ船をはじめとする貨物船は、広域的な物流や観光交流を支え、モーダルシフトの受け皿、また、災害時の陸路に替わる輸送手段等としても期待されるなど重要な役割を果たしているが、航路と競合する高速道路料金の割引が継続されたことや昨今の原油価格高騰並びにＳＯｘ規制強化に伴う燃料価格の上昇の影響を受けて厳しい環境にあることから、航路の維持・確保に向けて支援策を講ずること。

（９）高速乗合バス・貸切バスの安全対策について、運送事業者に対する指導に加え、バスの運転手の確保・育成と疾病対策、車両の安全対策、日本バス協会が実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の活用など実効性のある安全確保対策を徹底すること。

（10）子育て世帯から高齢者、障がいのある方、大きな荷物を持った旅行者など誰もが安全・安心で快適に利用できる交通環境の整備を図るため、ユニバーサルデザインタクシーの普及に向けた支援を推進すること。

（11）離島航路は、住民の生活物資の輸送、通学・通院、観光振興、経済活動など、地域の社会経済を支える重要な社会インフラとして不可欠な役割を担っているが、定額引下げ措置の終了や中東情勢の悪化に伴う船舶用燃料の価格高騰と安定的な確保への懸念が生じており、離島航路を取り巻く環境はこれまで以上に厳しい環境にあることから、船舶用燃料に対する新たな支援制度を創設するほか、安定的な供給のために必要な措置を講ずること。

また、離島航路就航船舶は老朽化が進行し、多くの航路で更新時期を迎えているが、人口減少などによる利用者の減少及び船価の高騰が進む中、航路事業者の船舶更新に係る負担が大きくなっていることから、離島航路の安定性が損なわれることが懸念されている。そのため、離島航路における社会経済活動を支える重要な社会インフラである船舶の更新に対する国の支援対象として「唯一の航路」の補助要件を撤廃すること。併せて、安定的な運航の継続性が損なわれると見込まれる場合、国補助金の補助率を引き上げるとともに、黒字航路も対象とすること。また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度における離島航路就航船の適用利率について、更に引き下げるとともに船舶更新に対する地方公共団体の財政負担に対して、更なる地方財政措置を講じること。

さらに、船員不足を理由とした減便が発生するなど、離島住民の生活や経済活動に深刻な影響が出ていることを踏まえ、制度の柔軟な運用や人材確保のための処遇改善に対する支援など、早期に更なる対策を行うこと。

８　航空路線の維持・充実等について

（１）航空路線が全国各地の産業や経済及び住民の生活に果たしている役割、さらには我が国経済全体に及ぼす影響の大きさにも十分配慮するとともに、東日本大震災をはじめとした震災復興や地方への誘客支援を図る観点、生活交通としての地域航空路線を維持可能なものとする観点からも、航空ネットワークの維持・充実、地方空港アクセス改善に対する支援制度の構築及び空港機能の保持・強化並びに安全運航を確保する上で必要不可欠な費用に対する予算措置について適切な対応を図ること。

（２）空港の施設整備に当たっては、「空港整備事業の費用対効果分析マニュアル」等に基づく費用対効果分析の費用便益分析の対象となる便益の拡充や、就航実態を踏まえた整備効果の評価と計測手法の確立を図るとともに、定量的・定性的評価など多様な視点からの評価を重視すること。また、地方管理空港については、空港法附則第７条第１項及び第２項に基づく「地方空港整備特別事業」の柔軟な運用などにより、施設整備を支援すること。

９　観光振興対策の推進について

（１）観光立国の実現に向けた政府が掲げる目標「2030 年に訪日外国人旅行者数 6,000 万人・消費額 15 兆円」等の達成を目指し、インバウンドの戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立を図るため、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策を一層強化する観点から、需要の分散・平準化の促進を含めた過度の混雑対策、マナー違反対策、民泊の適切な運営確保その他のインバウンド増加に伴う対応、地域一体となった持続可能な観光地域づくりの推進に係る支援などを行うこと。

　また、出入国に関する措置等の受入体制の確保に当たっては、国が導入を目指している電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）により、入国管理の厳格化と円滑化の両立が期待されることも踏まえ、訪日短期滞在ビザに関する免除対象国を拡大及び免除措置を延長すること。

（２）地方誘客の推進による需要分散を図る観点から、ＪＮＴＯをはじめとする戦略的な訪日プロモーションの実施とともに、大規模イベントを活用した情報発信に係る取組として、2027 年国際園芸博覧会（神奈川県横浜市）、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西などの国際的な博覧会・スポーツ大会の開催を地域経済活性化の好機と捉え、地方の魅力的な観光素材を効果的に発信するとともに、陸・海・空の周遊パスを創設するなど、訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策を積極的に講ずること。

（３）地方誘客及び消費拡大に向けた効果の高い観光コンテンツの充実を図る観点から、アドベンチャーツーリズムやサイクルツーリズム等の推進、スノーリゾート形成支援、観光周遊ルートの整備のほか、伝統的酒造りや温泉文化、神楽など、それぞれの地方が持つ歴史、文化、自然、食、スポーツ等の資源を活用した魅力ある新たな観光資源の掘り起こしや磨き上げの取組をハード・ソフト両面で支援するとともに、誘客プロモーションの支援などを行うこと。

　また、春夏の旅行商品の造成やインバウンド誘客期間を加味し、各補助事業の採択早期化、ソフト事業も含めた債務負担行為等による複数年にわたる事業実施など補助制度の柔軟な運用を検討すること。

　観光コンテンツの維持や磨き上げ、オーバーツーリズム対策を一層推進するため、観光施設において適切な料金設定が行われるよう、居住者・非居住者間等で料金差を設ける、いわゆる「二重価格」を含め、地域の実情を踏まえた料金設定の在り方について論点整理と議論を深めること。

（４）全国 14 のモデル観光地をはじめとする高付加価値旅行者の受入環境整備に係る支援を行うとともに、開催地を中心に大きな経済効果をもたらすＭＩＣＥにつ

いて、地方都市を含め全国での誘致を促進するため、政府やＪＮＴＯ等による誘致活動を行うとともに、各地の誘致体制強化のための支援を行うこと。

また、特定複合観光施設（ＩＲ）の実現は、観光関連産業や地域経済の活性化に大きな役割を果たすことが期待されることから、日本型ＩＲによりもたらされる高い政策効果が最大限に発現されるよう、区域認定後のＩＲ整備に対する総合的な対策を講ずること。また、今後予定されている新たな区域整備計画の認定申請の受付に係る所要の手続を着実に進めること。併せて、その趣旨が社会全体に正しく浸透するよう努めるとともに、ＩＲ整備に際しては、懸念されるギャンブル等依存症について、国として地方公共団体等とも連携した対策を講ずること。

（５）地方部への交通ネットワークの機能強化を図る観点から、早期の国際線受入拡大のため、国際定期便が就航している地方空港については速やかに検疫飛行場に指定するとともに、全ての空港・港湾における検疫、税関、出入国管理の人員体制を迅速に拡充すること。また、出入国手続きについて、短時間のスムーズな入国審査をはじめとした手続の改善等を進めるとともに、航空機の運航に不可欠なグランドハンドリング・保安検査・給油作業等の空港業務の持続的な発展に向け、人材確保やＤＸ等の取組を推進すること。

さらに、地方空港において、新規就航等の実現や運休路線の運航再開を促進するためには、令和５年度まで実施されてきた訪日誘客支援空港への着陸料等の支援も必要であることから、早期に支援を再開するとともに、割引率・補助率の引き上げや１空港当たりの支援上限額の撤廃、グランドハンドリング等の運航経費支援等、国支援の充実を図り、併せて、滑走路やエプロン等の施設の拡充に努めること。また、訪日外国人旅行者向け国内線割引運賃の認知度向上など、積極的な訪日誘客対策を実施すること。

加えて、受入環境整備のため、観光地への公共ライドシェアも含めた多種多様なモビリティの導入や更なる活用など「観光の足」の確保に係る支援を行うこと。

（６）ストレスフリーな観光を推進するためには、インバウンドの受入環境整備が不可欠であることから、外国語併記の観光案内標識の設置促進、観光施設や道の駅等のキャッシュレス促進、無料公衆無線ＬＡＮの整備促進、災害時の情報伝達等緊急時の対応などの施策を進めること。

（７）「日本人の地方部延べ宿泊者数 3.2 億人泊、国内旅行消費額 30 兆円」等の達成を目指し、国内交流の拡大を図るため、国内旅行需要の平準化を促進する観点から、ラーケーションの促進、休暇取得の分散化等に取り組むとともに、ワーケーション、ユニバーサルツーリズム等の多様なニーズに対応するための必要な環境整備等に取り組むこと。また、地方空港を活用した相互交流の一層の拡大に向けて、支援を拡充すること。

さらに、訪日外国人旅行者と日本からの海外旅行者の双方向の交流拡大に向けたアウトバウンド推進への支援を行うこと。

（８）令和６年能登半島地震の被災地域における観光の復興を図るため、事業者支援やコンテンツ造成、情報発信・プロモーションへの支援を進めること。

（９）観光地の強靭化に向け、高付加価値な旅行商品の造成、観光ＤＸの推進、良好な景観の形成・保全・活用促進のための支援を行うこと。

(10) 観光産業は地域経済を支える重要な産業であり、その中核施設である旅館・ホテルは災害時避難所としての機能も期待されている。観光産業の強靭化を図る観点から、観光産業の再生支援、宿泊施設・観光施設の整備促進に取り組むとともに、特に、耐震改修促進法の改正に伴って引き続き実施される建築物の耐震設計・改修に係る費用について、特別交付税措置の更なる拡充など地方への財政支援を行うとともに、耐震改修工法の情報提供など総合的な支援策を講ずること。

(11) 観光人材の確保を進める観点から、観光産業の外国人材活用などによる総合的な人手不足対策や通訳ガイドの充実・強化に対する支援を行うこと。

(12) 相次ぎ発生している大規模自然災害における外国人観光客の安全かつ迅速な帰国を支援するため、「Ｓａｆｅｔｙ　ｔｉｐｓ」などの情報伝達手段の機能強化及び普及促進を図るとともに、法令等の整備や広域的な対応における司令塔機能の設置、駐日大使館等の関係機関との連絡調整体制の構築など、全国的な課題について制度設計を進めること。

(13) 鉄道・自動車交通・海上交通・航空の公共交通機関等の安全対策や、行楽地を中心とした白タク対策等の道路交通の安全対策の推進を図るとともに、特に、令和４年 12 月にとりまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」を着実に実施し、旅客船の安全運航の確保を図ること。

(14) 観光地域づくりの司令塔となる「観光地域づくり法人（ＤＭＯ）」の果たすべき役割がますます重要になるため、自主的かつ安定的な財源を確保しながら継続的に観光地経営を推進できるよう、機能強化への取組に向けた支援を行うこと。

(15) 国際観光旅客税については、今般措置された広域連携ＤＭＯが策定する広域連携観光戦略に基づく取組への支援のみならず、ＤＭＯの機能強化への取組を含む地方の観光振興施策に自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を交付金等により都道府県ＤＭＯを含めた地方に配分すること。

10　過疎地域等特定地域の振興施策の推進について

（１）過疎地域及び辺地、山村、離島、半島、豪雪地帯等特定地域の地理的、自然的特性を活かした持続的発展を図るため、関係省庁が連携して、地域の振興施策を推進するとともに、支援措置を充実させること。

とりわけ、過疎地域は集落機能の低下など極めて深刻な状況に直面しており、引き続き総合的な過疎対策を実施し、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現を図る必要があることから、過疎対策事業債の必要額の確保をはじめ、過疎対策に係る支援措置の更なる充実を図ること。

また、令和６年能登半島地震で明らかになった半島地域の脆弱性の改善に向けて住民が安心して暮らし続けられるよう、被災地の復旧・復興対策を含め支援策を強化すること。加えて、半島や離島など特定地域の防災・減災対策に必要な予算・財源を十分に確保すること。

さらに、全国の豪雪地帯では、人口減少・高齢化の進行に伴い除排雪の担い手不足が深刻化する中で、高齢者を中心とした除排雪作業中の事故が多発してい

る。豪雪地帯安全確保緊急対策交付金等の支援については、死傷事故防止に向け、不断の制度改善を図るとともに、十分な予算額を安定的に確保・拡充すること。
そして、克雪技術の開発については、国が率先して研究・開発・普及を推進すること。

（２）離島地域の振興に向けて、産業基盤及び生活環境等に関する本土との格差是正を図るため、離島航路・航空路の運賃等の引き下げ、生活及び事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充や港湾、漁港、道路、ヘリポート及び空港の整備等、地域社会の維持に必要な支援措置の拡充を図るとともに、財政措置を講ずること。
特に、物価や原油価格の高止まりが離島における住民生活や企業活動の支障とならないよう、離島住民の運賃低廉化及び物流コスト支援に係る交付金の所要額を確保するとともに、輸送コスト支援事業の特例的な交付率の嵩上げなど、社会経済情勢の変化に応じた支援制度の拡充を図ること。
加えて、人口減少下において、医療、福祉、産業等様々な分野で担い手不足が深刻化している小規模離島の地域社会を持続可能なものとしていくため、担い手の受入れ等に必要となる住宅の確保、車両・物資の海上輸送手段の確保等の取組に対する支援を強化すること。

（３）地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う「特定地域づくり事業協同組合」の設立や事業を推進し、新たな組合の設立による組合数の増加や、既存組合の事業拡大等が想定される中、これから更なる活用が期待される組合活動に支障が生じないよう、特定地域づくり事業推進交付金の十分な予算額を確保し、派遣職員人件費や事務局運営費の充実など財政措置の拡大を図ること。
特定地域づくり事業協同組合制度における組合員以外への派遣が可能な利用量割合の拡大や、組合の区域外派遣について、制度趣旨に沿い、その見直しの実現に向け、継続して検討を進めること。
加えて、本制度の活用促進や持続的な組合運営のため、特定地域づくり事業の活用を検討する事業者や市町村及び設立後の組合に対して、組合の設立・運営の知見・ノウハウ等を有する専門家を派遣する制度の創設等について検討を進めること。
また、更なる組合の設立や派遣職員の確保等を図るため、制度の周知を強化すること。

11　盛土等に伴う災害防止に関する推進について

（１）宅地造成及び特定盛土等規制法の運用にあたっては、地方公共団体の果たす役割が大きく事務負担が増加していることから、必要な人員に対する交付税措置の拡充などの予算の措置を確実に行うこと。さらに、法運用情報の適正な管理と有効活用のため、関係法令による規制情報も含め、盛土情報を包括的に管理する全国的なネットワークシステムを構築すること。

（２）盛土等に関する工事等の許可について、地方公共団体間で判断に差異が生じないよう相談体制の強化や事例を共有する仕組みの構築など、国も積極的に関与し支援するとともに、制度執行において混乱が生じないよう、基準や許可等の運用

の明確化や、広く国民に対して十分な制度の周知、普及啓発に率先して努めること。
　また、手数料収入で賄うことができない協議や届出の対応に必要な財政的支援を行うこと。

（3）不法・危険盛土等への対応について、地方公共団体が行う外部委託を含むパトロールや衛星画像解析による監視など、違法性や危険性の疑いのある盛土等の早期発見につながる取組や、発見した場合の緊急対応や行政処分などが適正に行われるよう、必要となる財政的・技術的支援を行うこと。

12　国土の適正な利用及び管理に向けた取組の推進について

（1）近年、土地需要の高まりが見られる中、大規模なメガソーラー開発や外国人による土地取得の加速化等により、地域において法令等の遵守がなされないなど、水源周辺や森林地域を含め、自然環境保全の観点で課題を生じている土地利用の事案が全国各地で確認されている。
　このため、適正な土地の利用・管理に向けては、全国統一でのルールのもと、土地の取得から、林地開発、土地の造成、建築に至るまでの各段階において関係法令を適切に運用していくことが必要である。

（2）国においては、現在、複数の府省庁で「外国人の土地取得規制」、「地下水の採取規制」、「土地の取得・利用規制」について並行して検討が進められているが、その検討に当たっては、関係府省庁の連携のもと、多岐にわたる法令や制度の整合を図りながら、地方公共団体や事業者の負担なども考慮し、効率的で実効性ある仕組みを検討・構築すること。また、重要土地等調査法については、附帯決議の趣旨を踏まえ、水源地をはじめ国土保全にとって重要な区域に関する調査や規制のあり方について検討すること。

（3）また、地下水や水源地などの水資源は、地域の重要な共有資源であるが、地下水については、全国一律でその採取を規制する法律がなく、地域の実情に応じて、地方公共団体が条例により採取の届出や許可等を実施している。このため、国においては、地方公共団体ごとの対応を前提とすることなく、全国統一的な考え方に基づき適正な保全・利用が確保されるよう、法令の整備等について検討するとともに、地下水採取の効果的な実態把握を進めること。
　さらに、地域にとって重要な水源地は、行政が適切に管理する必要があることから、市町村による水源地周辺の土地の公有地化を推進するため、地域活性化事業債の対象を森林以外の土地取得にも拡充するなど、取得や保全に関する財政支援制度を創設・拡充すること。

（4）加えて、国において、現在、効率的な土地の利用・管理や行政手続の簡素化等のため、不動産登記情報を一元管理する「不動産ベース・レジストリ」の整備が進められているが、適正な土地の利用・管理において不可欠な不動産登記などの所有者情報に関しては、土地の異動情報や地図による所有者把握、同一の者による複数の土地保有状況の一括把握を可能とするとともに、各種法令等における土地利用に関する手続きとの連携を図るなど、効率的な事務執行が可能となる仕組みを構築すること。

また、地方公共団体や事業者の双方が法令等の手続きの進捗を共有できるシステム等を構築・整備すること。

【社会保障関係】

１　地域医療体制の整備等について

（１）地域の医療提供体制の維持・確保

ア　これまでの地域医療構想は医療計画の一部として、主に入院医療を対象に病床の機能分化・連携を推進するものであったが、医療法等の一部を改正する法律の施行に合わせて、新たな地域医療構想は医療計画の上位概念に位置付けられ、入院医療に加え、医療機関機能に着目した医療機関の機能分化・連携、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も対象に含め、限りある医療資源を最適化・効率化しながら、地域完結型の医療・介護提供体制全体を目指すものとなる。

そのため、策定に当たっては、地域の実情に応じた課題抽出や実現に向けた施策等について、市町村、地域の医療関係者、保険者及び患者・住民の意見を聴取し、幅広い関係者で検討する等、これまで以上に丁寧な協議プロセスが必要になることから、全国一律で分析すべき横断的データは国で一括管理し、都道府県に提供するとともに、そうしたデータを都道府県が自ら分析し、有効活用できるよう、地域における人材育成や分析のための支援を実施するなど全国的な推進を着実に図っていくための技術的支援を行うこと。

また、多くの関係者との調整や医療機関機能報告の新設により、現場の医療機関や自治体など関係者の負担が大きくなることから、国において構想の策定・取組に対して各種支援体制の確保や自治体の体制整備に対する地方財政措置等を講じるとともに、地域医療介護総合確保基金の拡充など、新構想の推進を図るため、十分な財政的支援を行うこと。

さらに、ガイドラインに盛り込むことができなかった具体的な課題に対応していくため、地方との協議の場を継続して設けること。加えて、継続的な伴走型支援体制を構築し、現場で生じる課題を把握するとともに、国全体として全国の知見を集積・活用するなど、着実なフォローアップを行うこと。

イ　現下の中東情勢の緊迫化によって光熱費及び輸送費等の高騰のみならず、重油の確保が困難になっていることや、診療に不可欠な原油由来の医療物資等の長期的な供給、流通への影響が強く懸念されることから、関係省庁が連携し燃料や医薬品、医療機器及び医療物資等の安定した供給体制の構築に万全を期すとともに、中東情勢の状況を踏まえ、医療提供が停滞することがないよう、迅速に必要な対応を行うこと。

ウ　地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金や医療提供体制推進事業費補助金等が重要な役割を果たしていることから、所要額満額の交付及び将来にわたり必要な財源を確保すること。

また、新たな地域医療構想を推進していくためには、医療機関の役割分担を明確化し、病床の機能分化など医療機能に応じ、連携・再編・集約化を進めていくことが求められていることから、医療機関が地域の実情に応じた診療体制の変更等による様々な負担に対し、必要な財政支援を継続的に講じること。

さらに、地域の医療提供体制維持・確保に必要な補助のあり方については、離島・中山間地域における地域特性や、救急医療等の実態、災害時に地域医療機能を担う病院の耐震化のみならず浸水対策、非常用電源や給水設備の整備状況などに即した補助基準の緩和、補助基準額の拡充や補助率の嵩上げを行うなど、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう見直すこと。

なお、地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、一律に地域医療構想の進捗状況によって評価せず、地域における議論の内容など実情を踏まえるとともに、年度当初から事業を確実に実施するために内示時期を早期化すること。

エ　保険医療機関等は、公定価格である診療報酬によって運営されており、物価や人件費の上昇の影響を価格転嫁できず、深刻な経営難に陥っている。令和７年度補正予算や令和８年度診療報酬改定により、経営実態を踏まえた経営の改善や従事者の処遇改善に向けた支援に加え、救急医療を担う医療機関に対する一定の支援が盛り込まれたところである。

一方で、診療報酬改定が反映された後も社会経済情勢の変化によって、経営に支障が生じる懸念があることから、今後も物価や賃金の急激な上昇に際しては、適時適切な見直しを行うとともに、安定的な経営に資する効果的な対策を迅速かつ柔軟に講じること。

加えて、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、柔道整復、あん摩マッサージ・鍼灸等の事業所等についても、同様に経営の実態を把握し、経営安定化のための財政支援等の必要な支援を行うこと。

あわせて、過疎地域を含む地方においては、人口が分散し訪問診療や訪問看護など効率性が著しく低下する中での対応が必要であるほか離島・中山間地域など隣接する医療圏のない地域では、医療従事者の確保や施設基準の取得・維持に関して特有の困難性もあることから、地方の実情を踏まえた診療報酬の評価の適時適切な見直しや診療報酬請求手続きの簡素化を行うこと。

また、介護・福祉サービス事業所、社会福祉施設等については、新興感染症の発生・まん延時等に備えた平時からの取組に対して必要な支援を行うこと。とりわけ、在宅系サービスなど小規模な事業者に対しては、感染症発生・まん延時の利用者減が経営に直結することから十分な財政支援を行うこと。

加えて、医療機関等に対する新たな支援制度を設ける際には、医療法において医療を提供する施設として位置付けられている薬局に対しても、漏れなく支援対象とすること。

さらに、令和７年４月から措置された（独）福祉医療機構による大幅に拡充された優遇融資については、証明事項の対象要件のさらなる緩和など、医療機関の厳しい経営状況に応じた迅速かつ柔軟な対策を引き続き講じること。

オ　新興感染症の発生・まん延時に機動的に対応する医療提供体制を構築し、維持していくことができるよう、施設・設備の整備や感染症専門医をはじめとした人材の養成・確保、個人防護具等の備蓄など、感染症危機に備えた体制整備に取り組む医療機関や都道府県等への技術的支援及び財政支援を継続・拡充すること。

あわせて、重症・中等症患者の受入れについては、今後の新興感染症の感染拡大にも対応できるよう、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。

また、感染症指定医療機関に対する運営費補助金は、新興感染症への初動対応期における医療提供体制を安定的に確保する上で重要かつ不可欠であり、基準額に基づく申請に対して交付額が下回らない必要かつ十分な国庫財源を継続して確保するとともに、感染症病床等を有する公的病院等以外の医療機関への補助について、特別交付税の算定対象となるよう制度を拡充すること。

カ　外来機能の明確化・連携強化のための外来機能報告や「紹介受診重点医療機関」が十分に機能するためにも、診療報酬の加算や定額負担等を含めた紹介受診重点医療機関制度の趣旨や医療機関・患者双方のメリットについて、国において分かりやすく示すとともに、国民への十分な周知・啓発を図ること。

また、病床機能報告及び外来機能報告については、地域医療構想調整会議や地域における紹介受診重点医療機関設定の協議のため、国が調査委託し都道府県に還元するとしている報告内容について、未報告医療機関や許可病床等との不整合データの解消を図ること。

さらに、病床機能報告、外来機能報告、かかりつけ医機能報告制度に加え、令和８年10月１日に施行される医療機関機能報告などの各種報告制度については、地域での協議等の実務を担う都道府県が、円滑に事務を執行できるよう、専門的な知見に基づく技術的支援や財政的支援のほか、医療機関の報告のための医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）の改修に係る統一的な窓口設置や医療機関への督促支援等による都道府県事務の省力化に加え、人員体制を強化する場合における地方交付税措置など、体制確保に必要な財政措置を行うこと。

なお、医療機関の事務負担が過大になる懸念があることから、各報告制度で重複する項目の削除や、国で保有する匿名医療保険等関連情報データベース（ＮＤＢ）等から取得できる情報は報告を求めないなど、各報告内容を整理すること。

あわせて、Ｇ－ＭＩＳによる各種報告については、スマートフォンやタブレット端末で対応可能とするなど医療機関側の利便性向上に配慮したシステムを構築すること。

キ　ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び災害支援ナースの活動要領に感染症に関する支援業務が追加されたことを踏まえ、大規模災害時の感染症対応等において、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成を国の責任で行うこと。あわせて、緊急時に備えた資機材整備に対する支援を具体的に措置すること。

ク　ドクターヘリを用いた救急医療の確保については、一部地域で操縦士・航空整備士等の人材不足や高騰する機材価格等に起因する供給力不足を背景に、ドクターヘリの運航が確保できない「空白地域」が生じていることから、国主導により総合的なバックアップ体制のあり方を検討するとともに、操縦士・航空整備士等の人材確保に向けた取組を推進し、安定的かつ効率的なドクターヘリ運航体制を整備すること。

さらに、ドクターヘリの運航に必要な経費の支援については、令和９年度当初予算において、機体価格の著しい上昇や賃上げ等に伴う運航経費の増大を反映した十分な予算を確保すること。

ケ　周産期母子医療センターの運営については、分娩件数が減少する中にあっても地域に不可欠な施設であり、人件費や設備維持費等の経費負担が増加していることから、補助基準額の一律引上げや過疎・中山間や豪雪地帯といった地域特性に配慮した加算を設けるなど制度を拡充すること。

コ　公立・公的病院は、地域医療の拠点として救急医療・へき地医療・精神医療・感染症対応などの効率性・経済合理性だけでは対応できない医療を担い、民間医療資源の少ない地域において重要な役割を果たしている。特に、中山間地域や離島においては、人員確保や輸送費など地域特性によって割高となる費用や、診療所医師の高齢化、後継者不足により一次医療の維持・確保が課題となっており、診療所を支援する役割も、より一層重要になっている。また、コロナ禍において中核的な役割を果たし、その重要性が改めて認識されたが、国民の受療行動の変化に加え、物価高や賃上げの影響等により、経営努力のみでは対応できないほど極めて厳しい経営環境にある。令和７年度補正予算や令和８年度地方財政措置において、施設整備支援の拡充を含む支援事業が示されたが、引き続き、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の強化や医療体制の整備について、地域の実態を踏まえた支援のため、必要な補助金及び地方財政措置等を講じること。

また、医療施設運営費等補助金及び医療施設等設備整備費補助金はへき地診療所の運営費など地域医療を確保する上で重要かつ不可欠な補助金であり、国の予算不足等を理由とした内示減は許容できず、基準額に基づく申請に対して交付額が下回らない必要かつ充分な国庫財源を継続して確保すること。

さらに、独立行政法人国立病院機構が令和６年12月に策定した「国立病院機構ビジョン」では、各ＮＨＯ病院の経営改善が見込めない場合は、これまで担ってきた政策医療であっても、必要に応じて地元自治体から医療機能継続のための必要な支援を求めていくとされている。地元自治体からの支援については、地域に多大な影響を及ぼすことから、地方負担が生じないよう国立病院機構に対する国の支援のあり方を見直すとともに、地方自治体に支援を求める状況となる場合においては、事前に国として医療機能の移転方針や移転に伴う新たな地方に発生する費用に係る財源の確保を明確にした上で、国と当該地域間はもとより、全国知事会をはじめとする関係団体等とも丁寧な協議を行うこと。

サ　公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る病院事業債（特別分）の交付税措置や医師派遣等に係る交付税措置については、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインの策定に伴い、新たな財政措置等の取扱いが示されているが、地域医療構想の実現に向けて、病床の機能分化・連携のための取組が一層推進されるよう、病院事業債（特別分）の交付税措置率を引き上げるとともに、対象期間を延長するなど、引き続き、地域の実情に応じた取扱いを可能とするよう適用要件の緩和を図ること。

また、新興感染症の発生・まん延時等に備えた平時からの取組については、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインの中で示されているが、新たな財政措置等の取扱いが示されている病床の機能分化・連携のための取組と同様に、感染症の発生・まん延時に対応できる施設・設備の改修費や専門人材の確保・育成等についても、必要な財政措置を図ること。

シ　特定機能病院の承認要件のあり方については、大学病院本院が有する高度医療の提供や医師派遣機能など、地域医療における特定機能病院の極めて重要な役割を鑑み、新たに設定される「発展的基準」が地域の実情を踏まえた実効性のある評価基準となるよう具体的な検討を進めること。

ス　社会保険診療に係る消費税の取扱いについては、実際の補てん状況について継続的に調査を行うとともに、患者負担の増加とあわせて、物価上昇など社会経済情勢の変化に伴う医療機関の経営実態等を十分に考慮した上で、医療機関個別に補てんが充足される公平で精緻な制度とすること。さらに、診療報酬での対応が困難な場合には、医療機関の自己負担となる控除対象外消費税が発生しないよう課税措置への転換など、税制上の抜本的な見直しを含め対策を講じること。

セ　医療機関のサイバーセキュリティは、内閣サイバーセキュリティセンター（ＮＩＳＣ）が指定する重要インフラに位置付けられ、一般的なセキュリティ以上の対策が求められるとともに、基幹インフラ制度の対象機関に特定機能病院が指定されるが、国においては、病院・診療所を問わず全ての医療機関等がサイバーセキュリティ対策を講じられるよう診療報酬のあり方も含め、公的補助金の創設等必要な支援を行うこと。

また、医療ＤＸの推進に当たり、ハード面におけるセキュリティ対策のみならず、医療情報等へ不正なアクセスを防止するため、医師資格を電子上で証明する手段として、日本医師会が発行する医師資格証の普及促進を図る等、安全な運用に資する取組について国主導で万全な対策を講じること。

ソ　医療分野でのＤＸを通じた医療サービスの効率化・質の向上を図るため、電子カルテシステム導入及び更新費用の低廉化や財政支援などによりデジタル環境の整備を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応における課題等も踏まえ、電子カルテ情報の標準化、感染症に関するシステムと保健・医療・介護分野のシステムや連動性の向上を推し進めること。

また、自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤（ＰＭＨ：Ｐｕｂｌｉｃ Ｍｅｄｉｃａｌ Ｈｕｂ）については、各自治体において、システム改修等の対応に一定の期間と経費を要することから、全国展開に当たっては、関係者に対し引き続き丁寧な説明を行うとともに、円滑な実施に向け、十分な技術的・財政的支援を行うこと。

加えて、医療ＤＸに関する組織や様々なシステムの構築・運用等における費用負担について、関係者と丁寧に調整した上で、地方の過度な負担とならないものとするとともに、電子カルテ情報共有サービスについては、効果が実感できる程度に制度が普及するまでの間、保険者に対し特段の配慮を行うこと。

さらに、オンライン診療を含む遠隔医療を推進するため、診療報酬のあり方を含めた制度の検討や体制整備への支援策を講じるとともに、遠隔手術指導や遠隔手術支援など先進的な技術を活用した遠隔手術に対しても一層の支援を行うこと。

タ　オンライン診療が医療法に定義されたことを踏まえ、施行・運用においては、オンライン診療基準に適合した診療が行われるよう、指導監督の具体的な基準や内容、都道府県間の連携方法等、具体的な運用方針を示すとともに、適切な制度運用がなされるよう、国においても現場の状況を十分把握し、継続的な制度管理を行うこと。また、当該業務により負担が生じることから、地方財政措置を含めた体制整備に対する支援について検討すること。

チ　美容医療を行う医療機関等の報告・公表の仕組み等について、保健所による立入検査や相談対応など新たな取組になることに加え、同一法人が複数自治体に医療機関を開設しているケースも多いことから、各保健所において統一的な対応ができるよう指導監督及び立入検査等に関する指針やマニュアル等を作成すること。さらに、具体的な運用方法や制度内容については、都道府県に対し検討段階から早期に提示の上、実務的な観点での調整を丁寧に行うこと。また、保健所の現場の業務負担が増えることは避けられないことから、負担軽減に最大限配慮した検討を行うとともに、体制の整備に対する地方財政措置等について検討すること。

ツ　電子処方箋管理サービスについては、医療機関における導入が課題であることを踏まえ、新たな目標として、電子カルテ情報共有サービスと一体的な導入を進めることとし、患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備する全ての医療機関への導入を目指すとしている。国民が平等にサービスを享受できるよう、医療機関における電子処方箋管理サービス導入の阻害要因である、導入費用や運用に係る経費負担に対し、十分な財政支援を行うこと。

また、電子処方箋を推進するため、医療機関が安全に運用できる仕組みや環境を引き続き整備するとともに、電子処方箋管理サービスの導入及び更新費用の低廉化や対応可能なベンダの一層の拡大など、体制整備への支援策を講じること。

テ　多数の医療用医薬品が長期にわたり供給停止や限定出荷となっており、医療機関や薬局において必要な医薬品を入手することが困難な状況となっている。医療現場では代替薬への処方変更や医薬品卸との頻回な納入交渉を余儀なくされ、それでも必要な医薬品が手に入らない場合もあるなど、医療提供に支障を来している。

国においては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の改正や、薬価改定においても医療用医薬品の安定供給に配慮したところであるが、医療上の必要性が高い医薬品を扱うメーカーが採算性を維持できる制度の導入、生産の効率化が促進される法規制の見直し、原薬等の安定的な調達を可能とする体制整備、流通適正化に向けた取組等を一層進めるとともに、増産対応するメーカーの人員体制や製造設備の増強に係る支援を更に拡充するなど、医療用医薬品の安定的な供給体制の確保に向け、実効性を持った対策を講じること。

ト　認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局及び健康増進支援薬局）については、国民に対して切れ目のない質の高い医療を提供し、また、健康の保持増進に重要であることから、全国への配置を推進するべく、調剤報酬上のインセンティブの導入について検討すること。また、認定薬局の機能とメリットについて、国において分かりやすく示すとともに、国民への十分な周知・啓発を図ること。

ナ　感染症有事にしっかりと対応できる検査やサーベイランス体制を構築するため、地方衛生研究所等における感染症検査室の整備等については、保健衛生施設・設備整備費国庫補助金による補助制度が導入されているが、地方衛生研究所等は地域保健法に基づき、感染症対策のほか、生活衛生や食品安全等、幅広い分野での地域保健対策に重要な役割を担っていることから、感染症検査室以外の施設及び設備の整備についても必要な財政措置を講じること。

（２）医療人材の確保

ア　国においては、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の具体的な取組により、実効性のある総合的な医師偏在対策を推進するとしている。

医師の偏在是正・確保対策は、国が主体となり、責任を持って実効性ある対策を講じることが重要であるが、対策の具体化に当たっては、引き続き、地方との協議の場を設ける等、地域の実情を十分に認識した上で検討を行うこと。

その上で、医師の専門分化や高齢化など必要医師数の前提が変化している状況の中、実効性のある対策を進めていくため、必要医師数の早急な見直しを行うとともに、地域の実情を踏まえた課題の整理・可視化を行うこと。

イ　県全体として医師不足が深刻化している県への取組は不可欠であるとともに、若手医師の不足や指導医の不足、中山間地域や離島等で必要とされる診療科医師の不足など、全国各地域の課題が深刻化していることから、各都道府県の医師確保計画が着実に実行されるよう、更なる対策の検討を行うこと。

また、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」における経済的インセンティブについては、地域の実情を踏まえて各都道府県が設定する「重点医師偏在対策支援区域」において実施する、診療所の承継・開業支援事業をはじめとした各施策に必要となる財源を確保すること。

なお、医師手当事業の具体的な制度設計に当たっては、都道府県等との協議を行い実効性を高めるとともに、医療機関等の事務負担にも配慮すること。

また、医師手当事業の財源については、一般保険料として徴収することが示されていることから、被保険者にとって過大な負担とならないよう配慮するとともに、制度について理解が得られるよう、国による十分な周知・広報を行うこと。

ウ　国はこれまで、近い将来に医師需給が均衡し、その後医師が過剰となることを前提に医師偏在対策を進めてきたが、医師の地域偏在、診療科偏在が依然として解消されていない現状を踏まえ、離島、中山間地域における医療提供体制等の地

域特性や医師の勤務環境改善状況、美容医療等の自由診療への従事状況等を反映した医師需給推計の検証を行うとともに、医師の働き方改革や女性医師数の増加等の環境の変化を考慮するなど、地方の実情を十分認識した上で、将来において必要な医師需給に関する分析を適時適切に行うこと。さらに、その結果について事前に都道府県で検証できるようデータや計算過程の全てを明らかにして説明を行う等、地域の理解を十分に得るようにすること。

その上で、感染症の大規模流行等の危機的事象が発生しても、住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、新興感染症発生・まん延時における医療を含む５疾病６事業等に携わる医師の確保策を講じること。

エ　地域における医師不足や医師の偏在を抜本的に解消していくため、医師が少ない地域における一定期間の勤務の義務付けや都市部と医師が不足している地方が連携の上、臨床研修及び専門研修のプログラムを構築・運用する際に必要な支援を行うなど、実質的かつ効果的な対策を講じること。

オ　医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや医師の働き方改革の影響等を十分考慮した上で、医師確保が必要な地域等に医師を配置・確保することを目的として増員された医学部臨時定員枠のあり方については、地域医療の実態を十分に把握した上で慎重に検討を行うこと。特に、地域の実情に十分配慮した上で、大学が主体的に都道府県及び地域と連携して医師の育成及び医師不足の地域・診療科への医師を派遣するよう、国が責任を持って大学への指導や制度改正を講じること。あわせて、大学が当該役割を果たすことができるよう、地域枠の適正な運用を継続するとともに、恒久定員内での地域枠の設置を要件とすることなく、地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員増を延長するなどの対応を行うこと。また、地域枠の設置については、大学が都道府県に負担を求めることなく必要な教育を行えるよう、大学に対して国が十分な財政的措置を行うこと。さらに、医師不足が顕著な地域における医学部新設や不足している診療科に対応する地域枠の別枠創設もあわせて検討すること。加えて、全国の医師の偏在解消のために県境を越えた地域枠を多数設けている大学の恒久定員を減員しない等の対応を行うこと。

カ　臨床研修医の募集定員は、特定の地域への研修医の集中を是正し、地域偏在の是正につながる配分となるよう地域の実情に応じた調整を行いつつ、臨床研修医の募集定員数と研修希望者数の早期均衡を図るなど、抜本的な対策を速やかに行うこと。

また、権限移譲されている臨床研修事務については、地域医療の確保のため、都道府県が柔軟に対応できるよう指導医の確保支援やソフト・ハードを含めた環境整備を強化すること。特に臨床研修病院の指定権限については、一定水準の研修の質を担保するためには、国の関与が必要不可欠であり、引き続き都道府県に対する技術的支援を行うこと。

あわせて、２名となっている臨床研修病院ごとの募集定員下限を見直すなど、都道府県が募集定員配分に柔軟に対応できるよう、国において必要な措置を講じること。

キ　都道府県が行う、医師や歯科医師、看護師、薬剤師等の確保や偏在是正対策は、地方創生を進める上でも極めて重要であり、地方においても実効性ある対策を講じる必要があることから、過度な地方負担が生じないよう、地域医療介護総合確保基金の増額・重点配分や補助率の嵩上げを行うこと。

また、医療再編など地域医療構想の推進と医師など医療人材の確保は一体的に取り組む必要があることから、一体的に確保するための取組等については、事業区分を超えて地域医療介護総合確保基金が活用できるようにするなど柔軟な運

用を認めること。

ク　都道府県独自の歯科医師の修学資金の貸与や看護師等養成所以外の医療関係職種養成所への運営費補助など、都道府県が医療従事者の養成・確保に講じる施策を地域医療介護総合確保基金の対象とすること。

ケ　医師の働き方改革を推進するために、国は、医師確保が困難な病院への実効性ある支援策を早期に提示するとともに、医療機関や都道府県に対し更なる技術的・財政的支援を行うこと。

また、医師の働き方改革に対応しつつ地域の医療提供体制を確保するためには、大学病院による地域への医師派遣機能を維持することが欠かせないため、国の責任において大学病院の医師派遣に対する支援を実施すること。さらに、大学病院をはじめとして、医療提供体制を支える医療従事者の定着が図られるよう、給与水準の向上等処遇改善に向けた実効性ある対策を講じること。なお、地域医療介護総合確保基金の区分Ⅵを活用した支援については、特例水準の終了年限の目標である令和17年度末に向け、より一層推進する必要があることから、都道府県と十分な協議を行い、全額国庫負担とするなど必要に応じ制度設計を見直しつつ、継続して実施すること。

コ　業務効率化・勤務環境改善に取り組む医療機関を支援する新たな区分を地域医療介護総合確保基金に設けるとされているが、更なる地方負担が生じることから、確実な事業実施に向け、地方負担を軽減するための支援を行うとともに、新たに必要となる地域医療介護総合確保基金の所要額を確保するほか、都道府県の個別の状況に柔軟に対応できるよう、区分間の配分調整を可能とするなど取扱いを見直すこと。

あわせて、区分Ⅳ及び区分Ⅵの再編も検討されているが、基金管理及び活用促進の観点から、各区分の趣旨、紐づく事業の目的、対象経費や施設などを明確にした上で、今後の事務スケジュールを早期に示すこと。

また、持続可能な医療体制を維持し、地域医療を守るためには、医療現場におけるICT機器等の導入や業務効率化・職場環境改善が急務であることから、これらに対する支援を拡充すること。

医療機関における業務効率化・職場環境改善は、全ての医療機関が直ちに対応できるものではないことを考慮し、医療界全体の実効ある取組として、継続的な支援を検討するとともに、医療機関等への支援に際しては、都道府県が設置する医療勤務環境改善支援センターの体制拡充・機能強化が重要であることから、財政的支援及び技術的支援を強化すること。

さらに、医療機関から効果等に関するデータの収集を行う場合には、現場の負担が過度なものとならないよう配慮すること。

サ　新専門医制度については、サブスペシャルティ領域の研修のあり方を含め、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、制度開始後の地域医療に対する影響を検証することとあわせて、都道府県に十分な情報提供を行うとともに、都道府県や専攻医の声を十分に取り入れた上で、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度として機能するよう、必要に応じて運用の見直し等を行うこと。また、見直し等に当たっては、都道府県の声を聞くための仕組みを法定化した趣旨を尊重し、適切に意見照会を行うとともに、都道府県から提出された意見については最大限配慮し、その反映状況及び見直し内容について、都道府県に対し速やかに情報提供を行うよう、日本専門医機構に強く働きかけること。さらに、各都道府県から提出された意見書の内容について、国における具体的な検討の過程と結果を各都道府県に対して明らかにすること。加えて、国の責任において、

見直し後の制度について、全国的に適切に運用されるよう、都道府県に速やかに通知等を行うこと。

あわせて、専攻医募集定員に係るシーリングの算出に当たっては、研修の質を担保するという新専門医制度本来の目的を十分に考慮した上で、各都道府県知事の意見を十分に尊重し、最新のデータを活用することで将来の医療需要や地域の実情、医師の稼働実態を踏まえた診療科ごとの医療体制に応じたものとなるよう、日本専門医機構に強く働きかけること。

また、地域勤務が義務付けられている医師や出産・育児、介護等と専門研修を両立しようとする医師に対する配慮として、各領域においてカリキュラム制度や身分保障に関する配慮の内容を明確にするとともに、各基幹施設においてもそれが実行できるよう日本専門医機構に働きかけること。

あわせて、地方の指導環境を充実させるため、派遣元病院にインセンティブを付与することなどにより、都市部から地方へ指導医が派遣される実効性のある仕組みなどを創設するとともに、その実施にあっては、派遣先が特定の地域に偏ることのない仕組みとなるよう、日本専門医機構に働きかけるなど、勤務地（病院）の決定については、都道府県の意向を踏まえた仕組みとすること。

専門医資格の取得において、積極的に地域医療へ従事することを促すため、連携プログラムや特別地域連携プログラム等の派遣元の医療機関に在籍したまま医師が不足する地域へ専門医が派遣される仕組みが運用されているが、その実施に当たっては、派遣先が特定の地域に偏ることのないよう、日本専門医機構に働きかけるとともに、勤務地の決定については、都道府県の意見を十分踏まえること。

新専門医制度における地域枠離脱防止策に関して、不同意離脱と認定することで都道府県が法的な責任を負うことのないよう、貸与時の説明すべき事項や、地域枠からの離脱に対する同意・不同意の基準を明確に示すなど、国の積極的な関与により、実効性のある法的な仕組みを整備すること。

加えて、地域医療の確保に重要な役割を果たすものと期待されている総合診療医を養成・確保するため、医療法において診療科名としての「総合診療科」を広告可能とし、医学部生等が総合診療科の位置付けを明確にするとともに、総合診療医を目指し、地域で働き続けるための対策を講じること。

シ　各都道府県における看護職員の需給推計に基づく取組を支援するとともに、医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進すること。

中でも、質の高い看護職員を養成するためには、看護教員を安定的に確保する必要があり、看護教員と臨床看護師とが相互に連携しながらキャリアを形成することが重要である。そのため現在は看護団体ごとに策定しているキャリアラダーについて互換性のあるものとなるよう国が中心となり調整を図ること。

ス　看護師等の医療人材の確保のため、必要な財政支援を行うこと。

特に、在宅医療や医師のタスク・シフト／シェアを推進する上で不可欠な特定行為研修修了者の増加を図るためには、医療現場における研修修了者の積極的な活用と処遇改善が必要であることから、国において特定行為に係る診療報酬を改定するなど、実現のための具体的な取組を実施すること。

また、育児休業等取得者や夜勤困難者の増加に加えて、退職者の補充が十分にできないといった理由による看護職員不足が深刻化し、病棟の一部休止等が起きている実態を踏まえ、夜勤負担の軽減等の勤務環境の改善や処遇の改善などの実効性のある対策を追加すること。

セ　診療報酬の引上げにより、看護職員等の処遇が公平、かつ確実に改善されるよう、適切に制度を運用するとともに、被保険者等に過度な負担が生じることのな

いよう、国において十分な財源の確保を含めた必要な措置を講じていくこと。

ソ　感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する公衆衛生医師、保健師等の恒常的な人員体制を強化するため、十分な財政措置を確実に行うとともに、広報の強化や研修の充実など、人材確保と育成に向けた一層の取組を行うこと。

（３）抗インフルエンザウイルス薬の効率的な備蓄

国の備蓄方針に基づき、国及び都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（行政備蓄）について、使用期限の経過により大量に廃棄処分されているため、新薬及び後発医薬品の出現により想定される「平時における市場流通量」並びに「パンデミック時におけるメーカーの放出能力」の増大等の環境変化を踏まえ、メーカー及び卸売業者による備蓄（流通備蓄）を増加させるとともに、行政備蓄の削減を図り廃棄処分を最小限にするよう、運用体制を効率化すること。

また、行政備蓄分は、「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく目的以外の使用及び譲渡はしないものとなっているところ、令和７年12月の「新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドライン」の一部改正により、季節性インフルエンザの急激な感染拡大があり、安定供給に係る対応を講じた上でもなお、医療機関や薬局において抗インフルエンザウイルス薬が不足する場合には、国備蓄分を一時的に使用できるとされたことを踏まえ、迅速かつ効果的な感染対策や備蓄薬のロス軽減・有効活用をさらに推進する観点から、地域の実情に応じて、柔軟に都道府県備蓄分の使用が可能となるような仕組みを構築すること。

さらに、行政備蓄分は、国及び各都道府県がそれぞれで調達しているが、業務効率化や経費節減の観点から、国で一括購入し各都道府県に配分するなど、調達方法の抜本的な見直しを図ること。

（４）感染症対応における国と地方の連携

感染症発生・まん延時の管内の一元的な対策の実施など、必要がある場合に都道府県が権限を発揮できるよう、都道府県の総合調整権限の強化や保健所設置市・特別区への指示権限が感染症法で定められていることを踏まえ、引き続き国と地方が効果的・効率的に連携できる体制の整備を進め、地域の感染症対応能力向上に向けた方策を検討し、その実施を支援すること。

２　医療保険制度改革の推進について

（１）医療保険制度

ア　将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任の下、地方と十分な協議を行いながら医療保険制度の改革等を着実に行うこと。また、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

イ　国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、新制度の運用状況を鑑み、不断の検証を行いながら国保制度の安定化が図られるよう必要な見直しを行うとともに、平成27年１月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施すること。

あわせて、被保険者数の減少等、構造的課題を抱える国保制度を取り巻く環境

は厳しく、さらに子ども・子育て支援金制度が創設されるなど、今後も被保険者の保険料負担の増加が見込まれる状況の中で、平成30年度の改革当時には想定されていない被保険者の負担が新たに生じていることから、今後も被保険者の保険料負担の増加が見込まれる状況を踏まえ、賃上げ等による実質的な社会保険負担軽減の効果のみに依拠せず、国定率負担の引上げ等、財政基盤強化のための既存の枠にとらわれない新たな財政支援を行うこと。

また、特別調整交付金等の国保の財政制度の見直しが必要な場合には、近年全国で災害が頻発している状況を踏まえ、復旧に取り組む被災自治体の実情にも配慮したものとすること。

ウ　国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、今後もその機能を引き続き維持することとし、国民健康保険制度における保険者のインセンティブ機能を担うものとしては、「保険者努力支援制度」を有効に活用し、具体に受益と負担の見える化に取り組んでいる都道府県への評価のあり方など制度の運用については地方と十分に協議を行うこと。また、国が推進する保険料（税）水準の統一実現を加速させるため、保険者努力支援制度による更なる支援を図ること。特に後発医薬品の供給不足により影響が生じる評価指標については、地域の実情を踏まえ、十分に配慮すること。あわせて、インセンティブを強化する場合には、既存財源からの振替えではなく、国の責任において新たな財源を確保して行うこと。

エ　保険者努力支援制度における「保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）」については、地方の予防・健康づくりの取組が確実に実施できるよう十分な予算を確保するとともに、その使途を国民健康保険に限定せず、結果として地方の医療費適正化に資する予防・健康づくり事業全般について、人件費を含めた体制整備等の取組に活用可能とするなど、地方の実情に沿った使い勝手の良い制度となるよう地方と協議を行うこと。

また、交付の要件や対象外経費等を変更する際は、自治体の予算要求時期に配慮すること。

なお、事業費連動分に係る評価指標については、国保財政の健全化に向けた取組への有効な動機付けとして各保険者が確実に交付を受けられるようにするため、それぞれの保険者の置かれている地域の実情を踏まえた事業規模等とすること。

オ　国の公費の見込額と実際の交付額の差や前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金等の精算制度が国保財政運営の不安定要因となっていることから、可能な限り正確な算出となるよう運用方法の見直しを行うとともに、普通調整交付金については、国の推計額と実績額との乖離が大きい場合、差額分の収入不足による財政負担が生じることから、国の責任において財政措置を確実に講じること。

さらに、今般の前期高齢者交付金にかかるシステム誤りによる影響を受け、各都道府県の国民健康保険特別会計において財源不足が生じるおそれがあり、今後の同交付金の精算状況や給付費の動向によっては財政安定化基金では対応できない規模の赤字が生じかねない。このような不測の事態に対応できるよう、都道府県の財政規模に見合った本体基金の積み増しや特別調整交付金の交付など必要な財政措置を講じること。

特に、今般のシステム誤りに起因して国民健康保険財政安定化基金の取り崩しにより充当した分については、国の責任において全額補填すること。

カ　子どもに係る均等割保険料軽減措置については、対象となる子どもの範囲を高校生年代まで拡充する方向性が示されたが、その軽減額は５割と十分なものとは言えないため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、軽減割合の拡充を図ること。

あわせて、子どもに係る均等割保険料軽減措置の拡充が地方自治体の財政負担増とならないよう、国の責任において財政措置を確実に講じること。

キ　国民健康保険制度の取組強化として、「保険料水準統一加速化プラン」を基に法定外繰入等の解消や保険料水準の統一に向けた取組が進んでいるが、被保険者の負担が過大とならないよう更なる財政支援を講じることに加え、均等割保険料増加の影響を大きく受ける低所得者の負担軽減のため、国定率負担の引上げや各種均等割軽減措置の拡大を合わせて検討すること。

また、都道府県は、市町村からの委託を受けて、第三者行為求償事務の一部を行うことができるとされたが、地方の実情に応じた取組を阻害することがないよう制度の運用を行うとともに、国において人材確保への支援や必要な財政措置を講じること。

ク　都道府県が行う国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定結果は、都道府県及び市町村の国民健康保険事業及び国民健康保険料（税）の決定に大きな影響を与えるものであることから、財政影響を与える係数や制度改正等の情報は、自治体の予算編成作業に合わせ、秋の段階から示すこと。

ケ　「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和５年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）に沿って、令和６年度以降、後期高齢者の保険料負担の見直しがされ、賦課限度額及び所得割率の引上げが行われているが、引き続き医療保険制度における給付と負担の見直しについて検討を行う場合は、制度設計者である国の責任において、必要な医療への受診抑制につながることがないよう、特に低所得者、子ども、高齢者、難病患者、慢性疾患患者等に十分配慮した制度のあり方を検討すること。

なお、見直しに当たっては、医療費等の増加に伴う公費負担の財源について、地方公共団体にとって過大な負担とならないよう、国において十分な財政措置を講じ、持続的で安定的な制度とすること。

また、後期高齢者医療制度の被保険者のみが保険料の算定に金融所得を反映させる金融所得勘案の対象となることについて、国民にとって十分な理解と納得が得られるよう、国の責任において分かりやすく丁寧な広報を行うこと。

あわせて、法改正により新たに必要となるシステムの開発及び運用など業務に必要となる費用については、国において必要な財政措置を講じること。

コ　一部保険外療養（仮称）の創設に当たり、具体的な制度設計については、国民や事業者の過度な負担や急激な変化が生じないよう、十分な配慮を行うとともに、社会全体で納得感を得られるよう、患者団体をはじめとした関係団体などの意見を踏まえ、丁寧に検討を進めること。

また、本制度の運用により、必要な医療への受診抑制につながることがないよう、特に低所得者、子ども、高齢者、難病患者、慢性疾患患者等に十分配慮すること。

あわせて、国民からの問い合わせが想定されることから、国の責任において分かりやすく丁寧な広報を行うとともに、資料やデータ提供等による医療現場に対する技術的支援や、国民からの問い合わせ窓口の設置など、医療現場や地方の急激な業務増加とならないよう必要な支援を行うこと。

サ　マイナンバーカードの健康保険証利用については、引き続き、国の責任において情報セキュリティ対策を徹底するとともに、制度の意義等について、国民及び医療機関への普及・啓発を進めること。あわせて、国民健康保険の保険者に新たな負担を求める場合においては、その根拠及び運営に関する地方団体の権限などを明確にするとともに、地方財政措置を確実に講じること。

また、地方単独事業として実施されている医療費助成に係るオンライン資格確認や現物給付化の推進については、全国一律の医療費助成制度の創設と一体的に行い、利便性の高い制度を国の責任と負担において構築すること。

なお、重度心身障害者、ひとり親家庭等へ医療費助成の現物給付に対して、国民健康保険の国庫負担減額調整措置を設けていることについて、このマイナンバーカードを活用した医療費助成の現物給付化を推進する施策と齟齬をきたすため、廃止すること。

シ　被用者保険の適用拡大については、国保被保険者のうち、一定の所得を有する方が被用者保険に異動することが想定されることから、国民皆保険の最後の砦である国民健康保険が、安定した財政運営を継続できるよう、引き続き配慮するとともに、今後も被用者保険の適用拡大を検討する際には、都道府県によって、被保険者の年齢構成や所得分布が異なることから、都道府県ごとの財政影響も示しつつ関係者とあらかじめ丁寧に協議を行い、その納得を得ながら、検討を進めること。

ス　国民健康保険料（税）の負担軽減を図るため、本来国民健康保険に加入すべき個人事業主やフリーランス等が法人役員として実態を伴わない業務に従事することで健康保険の被保険者資格を取得する、いわゆる「国保逃れ」が問題となっている。国民健康保険料（税）の節減を目的としたこのような活動は、国民健康保険の財政運営に多大な影響を与えるだけでなく、医療保険制度に対する信頼を大きく損なうものであり、速やかに是正措置を講じること。

セ　都道府県のガバナンス強化として、「生活保護受給者の国保等への加入」や「後期高齢者医療制度の都道府県移管」を検討する動きがあるが、都道府県と市町村が一体となり、国保財政運営の安定化に努めているところであり、拙速な議論は地方や国民を混乱させ、ひいては社会保障制度の信頼を損なうこととなるため、議論に当たっては制度の課題や運営状況の分析を行い、慎重な議論を行うこと。

ソ　市町村が不正等を行った保険医療機関等に対して診療報酬の返還を求めた場合において、市町村が返還金の徴収に十分努力したにもかかわらず、客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認められる場合は、国庫負担金の返還を免除する仕組みを創設すること。

また、新たな制度の創設に向けた検討を行う際は、現行法令等の解釈のみで拙速に可否を判断するのではなく、法改正も含めた対応を丁寧に検討すること。

タ　高額療養費制度の自己負担限度額の見直しに当たっては、セーフティネットとしての役割や保険制度の持続可能性等について丁寧に議論を行うこと。また、見直しを行う場合は、被保険者等への周知広報や保険者のシステム改修等が必要となることから、現場で混乱が生じないよう、国において丁寧かつ十分な対応を行うこと。

チ　国民健康保険に係る業務支援システムについては、令和７年度末までに標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）へ移行する目標とされているところ、令和８年度以降となる自治体があることから、引き続き市町村国保の業務に影響を与えないよう、速やかに適切な情報提供を行うとともに、標準準拠システムへの移行に係る特別調整交付金などによる財政支援を確実に講

じること。

ツ　国保総合システムの開発や運用に当たっては、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、必要な財政措置を講じること。

テ　市区町村の事務負担軽減に向け、国民健康保険団体連合会の役割を強化し、持続可能な市区町村支援が可能となるよう、国において財政措置を含め必要な支援を行うこと。

ト　「こども未来戦略」における子ども・子育て支援金制度については、国民に実質的な負担を生じさせないこととされている。一方で、高齢者や低所得者が多い国民健康保険制度においては、子ども・子育て支援納付金が低所得者の過度な負担増とならないよう、国による十分な財政措置を行うこと。

　また、子ども・子育て支援金の医療保険者への按分負担については、国保における実質的な保険料負担増の実態を踏まえ、必要な負担見直しを速やかに行うこと。

　あわせて、子ども・子育て支援納付金は、市町村の国民健康保険料（税）として徴収されることから、支援金の目的や使途、負担のあり方等、制度の概要について、被保険者の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うとともに、システム改修や窓口対応等の事務経費等新たに必要となる費用について、保険者に財政負担が生じないよう、十分な財政措置を行うこと。

ナ　分娩費及び出産時一時金等の創設等について、具体的な制度設計に当たっては、出産を望む当事者や医療機関、地方の実情を十分に踏まえ、丁寧に検討を進めること。その際、分娩費の額については、地域の周産期医療提供体制に影響がないよう設定すること。

　また、分娩費及び出産時一時金は、保険給付として創設される新たな制度であり、当分の間は現行の出産育児一時金の仕組みも併存するとされている。施行後に医療現場や地方において混乱が生じないよう、新たな制度の具体的な内容や運用方法等について、早期に丁寧な説明を行うこと。

　加えて、新たな業務については、地方に過度な負担が生じないよう早期にスキームを示し、施行までの準備期間を十分確保するとともに、システム改修など業務に必要となる新たな費用については、国において必要な財政措置を確実に講じること。

　あわせて、新たな制度について、国民にとって十分な理解と納得が得られるよう、国の責任において分かりやすく丁寧な広報を行うこと。

ニ　外国人の社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用は、負担と給付の公平性の観点からも解消すべき課題となっている。現在、国において「保険料（税）の未納情報を外国人の在留資格審査に反映するためのシステム改修」などの検討が進められているところであるが、実効性があり、かつ、自治体に負担が生じない制度とすること。

　また、制度改正に係るシステム改修で費用が生じた場合には、全額国が負担すること。

（２）医療費適正化の推進

ア　国は、医療費適正化の推進についてその役割と責任を果たした上で、都道府県及び保険者が、医療費適正化の取組を円滑かつ効率的に実施できるよう、都道府県並びに保険者協議会におけるデータ分析・活用のためのノウハウやツールの提供等の環境整備、体制強化及び人材育成に係る必要な支援を行うとともに、医療費適正化の推進に向けて、先進・優良事例の全国展開を積極的に行うこと。あわ

せて、国民や医療機関等の理解促進に向けた啓発を行うこと。

イ　保険者協議会の運営を実効性のあるものとするため、協議会の運営体制の強化や国が協議会に求める事業に要する財政措置は、その全額を国の責任において講じること。

ウ　高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策のあり方を検討するに当たっては、国として、地域独自の診療報酬の妥当性及び医療費適正化の実現に向けた実効性に係る検討を、各都道府県の意見も踏まえ、慎重かつ適切に行うこと。また、都道府県がそれぞれの地域の実情を踏まえながら進めている医療費適正化のための取組の状況等に配慮し、その意見を十分に聞き尊重すること。

エ　地域フォーミュラリについては、医師、薬剤師等の医療従事者やその関係団体等の協働により策定するものであるため、取組の推進に当たっては、関係者の理解促進に向けた分かりやすい周知・広報とともに、専門的な知見に基づく技術的支援や国による十分な財政的支援を行うこと。

３　健康づくりの推進について

（１）健康長寿社会の実現

ア　健康長寿社会の実現を目指して、健康寿命の延伸に向けた取組等国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

　また、高齢者の保健事業と介護予防・フレイル対策を一体的に実施するため、保健指導等を行う保健医療専門職の確保及び資質向上の支援を行うこと。

　健康寿命については、経年的に評価できる指標として、介護保険データに基づく「日常生活動作が自立している期間の平均」の併用も検討していくこと。

　ただし、算出・公表に当たっては、人口１．２万人未満など小規模な市町村等への配慮に努めること。

イ　受動喫煙防止対策の強化については、制度の円滑な運用が可能となるよう、各省庁が連携して国民に対し制度の十分な周知を図るとともに、国において実施している受動喫煙防止対策助成金の対象・助成率等の拡充や相談支援業務の体制等を充実・強化するほか、都道府県等に対し必要な財政的・技術的支援を行うこと。

　また、ニコチン依存症患者が入院中から禁煙治療を開始できるようにするなど、禁煙治療に係る診療報酬の改定を検討すること。

ウ　国においては、医療等データの利活用に向けた取組が進められているが、データを有効活用し、施策の企画立案に生かせるよう、自治体ごとの地域課題の分析に必要となる実績数値や推計式及びデータの分析例や活用方法、自治体の健康課題の解決につながった活用例の提示を行うとともに、人材育成等に係る支援を行うこと。

　また、匿名医療保険等関連情報データベース（ＮＤＢ）については、提供方法が抜本的に見直されたところであるが、一層の利活用容易化に継続して取り組むこと。

　さらに、健診データを自治体等の健康増進施策や本人の健康づくりに活用する上で、データベースの網羅性の確保が重要であり、事業者健診結果がＮＤＢに確実に収録されるよう、電子カルテの導入率が低い一般診療所に対しても導入に必要な支援を行い、電子カルテ情報共有サービスを早期に実現すること。また、電子カルテ情報共有サービスの対象項目に特定保健指導も含めることにより収録

データのさらなる充実を図ること。

（２）疾病の予防及び対策の推進

ア　難病患者の社会参加のための施策を充実させるため、福祉・介護サービス等の拡充などによる、総合的・包括的な支援をより一層推進するとともに、新たな医療提供体制の整備に向けて、必要な財政措置を講じること。

難病の患者に対する医療等に関する法律により都道府県が行うこととされている指定難病特定医療支給認定事務について、長期の療養が必要な患者の負担軽減を図るため、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会において令和８年度末までに臨床調査個人票の更新申請に係る提出頻度の延長の可否について審議されることを踏まえ、難病法施行規則で定められている支給認定の有効期間を、現行の期間よりも長期間になるよう見直すこと。

また、疾患毎に臨床調査個人票の更新申請に係る提出頻度が異なる運用となる場合、臨床調査個人票の提出時期の管理が必要となる等、事務処理手順が変更となることから、実務上の取扱いについて明示するとともに、管理方法の変更に対応するため、都道府県が使用しているシステムの改修に係る必要な予算を措置すること。

指定難病特定医療支給認定事務に関しては、委託費を含む必要な予算を措置すること。

イ　小児慢性特定疾病患者についても、都道府県が行うこととされている支給認定事務について、長期の療養が必要な患者の負担軽減を図るため、支給認定の有効期間を、現行の期間よりも長期間になるよう見直すこと。

支給認定事務に関しては、委託費を含む必要な予算を措置すること。

また、成人移行期支援として、医療提供体制の整備も含め、20歳以降も継続的に医療費助成が受けられるよう、必要な財政措置を講じること。

ウ　第４期がん対策推進基本計画に基づき作成した都道府県計画により、市町村において効果的・効率的ながん検診受診勧奨を実施するため、特定健診と同様に検診実施者の役割や検診対象者等を法的に明確に位置付けるとともに、職域におけるがん検診の法的な位置付けを明確にした上で全医療保険者に対しても財政的な支援等の拡充を図ること。

あわせて、がん検診受診率向上に向け、がん検診の実施者である保険者、事業者、検診機関及び市町村におけるがん検診の対象者数や受診者数等の情報共有を図るため、令和８年度から市町村において職域等がん検診の受診状況を把握する扱いとされたところであるが、市町村の負担を軽減し、確実な把握が可能となるよう、国においてパーソナルヘルスレコード等の取組を活用した情報共有の仕組みを構築すること。併せて仕事と治療の両立等各種取組が円滑に実施できるよう、必要な支援を行うこと。

また、がんゲノム医療を必要とする患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられるよう医療提供体制を早急に整備するとともに、がん医療の一層の充実強化のため、がん診療連携拠点病院の機能強化に向けた財政支援等の充実を図るとともに、ゲノム情報等のビッグデータを解析し、がん医療の質の向上につなげる体制の整備を確実に行うこと。

エ　子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進と、ＨＰＶワクチンに関するエビデンスに基づく知識の普及を併せて行うことが効果的であることから、ＨＰＶワクチンの積極的な接種勧奨の実施に当たり、各自治体が接種対象者に対し、接種の有効性や安全性に関する情報を提供できるよう、引き続き科学的知見に基づく効果検証を行うとともに、専門的・技術的支援や普及啓発に

要する経費への財政的支援を行うこと。

あわせて９価ワクチンの対象年齢について、２回接種の期間を拡大し、より若い年齢で接種が行えるよう、ワクチンの製造販売承認の年齢に合わせ、９歳に引き下げることに関し、ワクチンの効果の持続期間や費用対効果など科学的な知見に基づく議論を行うこと。

また、男性に対する定期接種化の方針について速やかに結論を示すこと。

あわせて、子宮頸がん検診の「ＨＰＶ検査単独法」については、国の責任において、運用上の課題や各自治体からの疑義に対し、専門的・技術的支援を行うとともに、精度管理をはじめ安全で効果的な実施体制の整備に取り組むほか、必要な財政措置を講じること。

オ　離島やへき地など医療機関への移動に時間を要するがん患者の支援について、がん医療の拠点病院等の集約化に伴い、通院の交通費など移動に要する費用への支援制度を創設すること。

カ　効果的・継続的にがんのリハビリテーションを行えるよう、外来も含めた体制整備のための措置を講じること。

キ　がん治療に伴う外見の変化に対して、がん患者等が抱える心理的・経済的負担を軽減するとともに、がん患者等の社会参加を促進し、療養生活の質を向上させるため、医療用ウィッグや補正下着等の購入支援など、治療に伴う外見（アピアランス）に関する支援制度を創設すること。

ク　小児・ＡＹＡ世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業について、研究促進を目的とした事業であることを踏まえ、地方負担分の財政措置を行うこと。

ケ　乳幼児期からのう蝕予防を推進するため、保育所や幼稚園、学校等における集団フッ化物洗口について、児童生徒やその保護者等が十分な理解の上で、フッ化物洗口に取り組めるよう、う蝕予防効果や安全性等に関する情報発信及び財政的支援を強化すること。

コ　介護保険制度の対象とならない40歳未満のがん患者については、在宅療養に対する公的支援制度が限定的であるため、介護保険サービスと同等の支援制度を創設すること。

サ　予防接種健康被害救済制度について、審査手続の迅速化を図るとともに、請求者に対して、認否の理由を十分に説明できるよう更に詳細に示すこと。

また、予防接種健康被害救済制度に係る行政不服審査法の規定による審査請求手続に国が関与するよう、制度の見直しを行うこと。

シ　がんや再生不良性貧血などの治療により造血幹細胞の移植を受け免疫を完全に消失した患者が行うワクチン接種について、予防接種法による定期接種に位置付けること、又は国において新たな公費負担制度を創設すること。その際、接種年齢に制限を設けないなど十分に配慮すること。

ス　帯状疱疹ワクチンの定期接種の対象年齢などについて、罹患率は50歳代以降で高くなることから新たに開始された定期接種の状況等を踏まえ、継続して検討していくこと。

セ　おたふくかぜワクチンについて、接種の安全性や有効性など科学的な知見に基づく議論を深め、予防接種法に基づく定期接種化の方針について速やかに結論を示すこと。

ソ　百日せきワクチンについて、令和７年の流行も踏まえ、順次検討することとされている就学前の追加接種等に係る必要なデータを早期に取得するとともに、定期接種化に向けた議論を深め、速やかに結論を示すこと。

タ　定期接種の実施主体である市町村の財政負担について、年々増加しているため、予防接種の推進に対して地域差が生じないよう市町村への助成等国による確実な財政措置を講じること。
チ　定期接種の実施に当たり、安定的なワクチンの確保、円滑な流通を図るとともに、ワクチンに関する情報や健康被害救済制度等の普及啓発に努めること。
ツ　定期接種のスケジュールについて、過密になっていることから、医療機関及び被接種者等の負担軽減のため、新たな混合ワクチンの開発の推進等の改善策を早期に進めること。

（3）新型コロナウイルス感染症に係る取組
ア　国民が新型コロナウイルス感染症の流行状況を客観的に判断できるとともに、行政が適切な注意喚起を行うことができるよう、季節性インフルエンザ等における「警報・注意報」と同様の全国統一の基準を早急に設定すること。
イ　新型コロナウイルス感染症の薬剤費やワクチンの接種費用が高額であることに加え、令和６年度でワクチン接種の国助成が終了したことにより、国民及び自治体の負担は増しており、受診及び接種控えが懸念される。
　その状況を踏まえ、薬価の引き下げに資する取組など、国民の負担軽減策を講じるとともに自治体が地域の実情に応じて新型コロナワクチンの定期接種を実施できるよう、国の負担による確実な財政措置を講じること。
ウ　令和６年３月31日まで、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源として実施された、新型コロナウイルス感染症患者に係る医療費の公費負担については、当該医療費に係る診療報酬請求権の時効が消滅するまでの間（最長で令和11年５月末まで)、全額国費を財源として措置すること。
エ　新型コロナウイルス感染症罹患後症状の問題を根本的に解決するため、国の責任において、当該研究に必要な予算を拡充し、罹患後症状の病態の解明や診断基準・治療法を早期に確立すること。
　その際、臨床試験への参加を希望する患者をはじめ、より多くの国民が研究情報をより容易に把握できるよう、国や研究を実施する医療機関等において、研究情報をわかりやすく公表すること。

４　超高齢社会への対応について

（1）地域包括ケアシステムの構築等
　高齢者数が増加するとともに生産年齢人口が減少する2040年を見据え、医療・介護の体制整備が急務となっているが、中山間地域や離島をはじめ、国民が住んでいる地域によって、提供される医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉サービスなどに格差が生じることのないよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、基盤整備や人材確保のための支援を行うこと。
　また、地域包括ケアシステムを深化・推進していくための各種制度構築に当たっては、地方においては利用者宅が点在し移動時間が長いことから、訪問診療や各居宅サービスの利用者数が都市部に比べ少ない地域もあること等、地方の実情を踏まえた上で診療報酬・介護報酬を含めた制度設計を行うこと。
　さらに、地域包括ケアシステム構築に不可欠な在宅医療の推進において、第８次医療計画国指針では「積極的役割を担う医療機関」に他医療機関の支援を求め

ているが、普段連携のない医療機関も含めた医療機関間の患者情報の共有方法や報酬手続きについてのルール整備や、支援の依頼を受けるまでの待機への評価、支援先が在宅療養支援診療所等でない場合への評価など、積極的役割を担う医療機関がその機能を十分発揮できるよう診療報酬制度等の見直しを行うこと。

（２）高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金については、評価指標の判断基準を明確にするとともに、制度の運用については事前に地方と十分に協議を行い、意見を制度に反映させること。あわせて、地方において必要な施策が確実に実施できるよう十分な財政措置を講じること。

また、適切な指標を設定し、ＰＤＣＡサイクルに沿った取組を進められるよう、国が保有する介護関連のデータを都道府県が利活用しやすい環境を整備すること。

（３）認知症施策の推進

認知症と共に希望を持って生きるという「新しい認知症観」に立ち、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への備えとしての取組や、認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備、地域の実情に応じた体制づくりに対する恒久的な財政措置に加え、若年性認知症の人たちの就労の継続を含めた社会参加等、本人の力を最大限に活かせる環境整備を行うこと。

あわせて、認知症発症メカニズムの解明と予防や治療に関する研究開発を加速化するなど、国による認知症に関する研究・技術開発の促進を図ること。

（４）介護人材の確保

ア　介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るため、国においても介護職への理解促進とイメージアップを様々なメディアを活用するなど緊急にかつ集中的に財源を投下して実施し、学生や主婦、元気高齢者などの多様な人材の確保に取り組むとともに、介護現場における魅力ある職場づくりを促進すること。

イ　介護事業者が円滑に外国人を雇用できるように、外国人介護人材受入施設の環境整備支援の充実を図ること。

また、外国人材が介護福祉士となり、在留資格「介護」を得て長期にわたり介護職に従事できるよう、介護福祉士国家試験について、平易な日本語を用いて出題する、又は、日本語のほか英語等多言語による表記を併用し、選択可能とすること。併せて、新たに創設される育成就労制度においては、外国人材が特定技能制度に円滑に移行し、長期にわたり就労を継続できるよう学習支援及び生活支援に必要な財政措置を講じること。

さらに、経済連携協定（ＥＰＡ）に基づく外国人介護福祉士候補者が、円滑に就労し能力を発揮できるよう、財源の見直しや補助上限額の引上げを行うこと。

ウ　都道府県が確実に介護人材確保対策を講じることができるよう、地域医療介護総合確保基金事業について必要な財源を確保するとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう制度の見直し等を行うこと。

また、都道府県が地域医療介護総合確保基金事業を年度当初から実施することができるよう、早期に内示を行うこと。

エ　「介護福祉士修学資金等貸付制度」は、従来通り制度が継続できるよう、貸付原資を確保すること。また、貸付原資の都道府県への交付については、貸付決定等に支障を生じることのないよう、原資の枯渇前のなるべく早期に行うこと。

オ　福祉人材確保に係るプラットフォームの構築に当たっては、必要となる費用について、人材確保に係る取組の実効性を高めるため、安定かつ十分な財源を確保すること。

カ　介護人材の定着を促進するためには、介護テクノロジーの活用などにより働き手の負担を軽減しながら、介護現場の生産性の向上を図ることで介護の質の向上につなげることが重要であることから、各種取組を行う事業者への財政的支援や好事例の周知等、実効性のある施策を強力に推進すること。

　また、総合相談窓口の設置が、今後さらに都道府県における介護現場の生産性向上に向けた施策の中心となるため、運営に関するノウハウの提供や役割の明確化など、各都道府県が継続的に運営していくための技術的支援を行うこと。

キ　要介護認定者の増加が見込まれる中、利用者の状況に応じた適切なサービスを提供するために必要な専門知識・技能を有する介護人材の安定的な確保・定着に向け、処遇改善加算の更なる充実を図ること。

　なお、介護職員については、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図れるよう、介護報酬の加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置を講じること。

　また、介護職員が安心して働くことができるよう、訪問介護サービス等において利用者等の同意を得ることが困難な場合であっても、カスタマーハラスメント対策が講じられるよう、介護報酬の算定要件等の見直しを図ること。

ク　軽費老人ホーム、養護老人ホームの介護職員に対する処遇改善に要する経費について、適切な地方交付税措置を講じること。

ケ　介護支援専門員の安定的な確保に向け、介護支援専門員実務研修受講試験に係る受験要件に、従前まで認められていた介護実務経験に関する要件を追加すること。

　さらに、質の担保と負担軽減が両立した研修制度となるよう見直しを図ること。見直しに当たっては、特に実務に従事する受講者の負担や都道府県及び指定研修実施機関の事務負担に配慮すること。

（５）持続可能な介護保険制度に向けて

ア　介護サービスの安定供給のために必要な措置を十分に講じた上で、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担のあり方を含め、必要な制度の改善を図ること。

　また、低所得者対策については、引き続き介護保険料軽減や利用料の負担軽減について、恒久的な制度として拡充に努めること。

　さらに、令和８年度介護報酬改定により、介護従事者を対象とした幅広な賃上げなど処遇改善に向けた支援が実施されることになったが、今後も物価や賃金の急激な上昇に際しては適時適切な見直しを行うとともに、令和６年度介護報酬において基本報酬が引き下げられた訪問介護をはじめとして介護事業者の経営状況を丁寧に把握し、経営の安定に資する対策を迅速に講じること。

イ　現下の中東情勢の緊迫化によって光熱費及び輸送費の高騰のみならず、サービスの提供に不可欠な原油由来の物資等の長期的な供給、流通への影響が強く懸念されることから、関係省庁が連携し、現場で必要とされる物資等の安定した供給体制の構築に万全を期すとともに、中東情勢の状況を踏まえ、介護・障害福祉サービスの提供が停滞することがないよう、迅速に必要な対応を行うこと。

５　子ども・子育て政策の推進について

（１）子どもの声を反映した、こどもまんなか視点の施策の実施

ア　こども基本法の掲げる基本理念に則り、子どもが自立した個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるこどもまんなか社会の実現にむけて、子どもが権利の主体であることを今一度社会全体で共有し、子どもや子育て世帯を支える気運が醸成されるよう、国民や事業者等の関心と理解を深めるための周知啓発等を行うこと。

イ　地方が行う子どもの意見表明等の権利を守る仕組みづくりや、子どもの意見の政策反映に必要な取組、さらには権利の侵害事案が発生した際の救済措置の体制の整備等を推進するための十分な財政措置を含めた支援を強化すること。

ウ　子ども・子育て支援施策は、ナショナルスタンダードとして全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わさることで、効果的なものとなる。そのため、全国一律で行う施策については、近年の物価高にも対応した十分な予算を確保するとともに、その充実に伴い生じる地方の財政負担について、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置すること。また、経済的負担軽減の観点はもとより、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供やそれらを支える人材の確保、施設整備などに当たって、地方自治体の創意工夫を活かせるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。

（２）子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

ア　社会全体で子どもや子育て当事者を支える地域づくりの重要性について、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消も含め、理解を深めるための周知啓発等を行うとともに、家事育児時間の男女間格差是正に効果が検証された施策を自治体向けに提示するとともに、国としてもその施策推進を図ること。また、民間が行う子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組や、地方が行う取組に係る補助を充実すること。

イ　子どもたちが社会と関わる力を養い、自己肯定感や自立に向けて生き抜く力を育むため、安全で安心して過ごせる多様な子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域の実情や多様な支援ニーズに応じた独自の取組に対して安定的かつ十分な財政措置を講じること。

ウ　選択的夫婦別姓や雇用・労働環境の改革など家庭環境や子育て世帯の働き方に関わる諸制度改革については、様々な制度見直しが子どもに不安を与えたり健やかな育ちを妨げたりすることがないよう、子ども目線を取り入れた上、議論を加速させること。

（３）多様な働き方や妊娠・子育てとの両立を実現する労働・雇用環境の整備

ア　長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方、男性の育児休業の取得等の促進、不妊・不育症治療に係る休暇制度の創設など、子どもの成長過程を通じて、誰もが希望に応じたキャリア形成や、妊娠・出産・子育て等と仕事を両立することができる仕組みづくりを促進するとともに、人材面・資金面で課題を抱える中小企業への伴走型支援を強化すること。また、フリーランスを含む自営業者や条件によって雇用保険の対象外となる非正規雇用者も安心して妊娠・出産・子育てができるよう、休業期間中の経済支援制度を充実すること。

イ　次世代育成支援対策推進法において、従業員が 100 人を超える企業に対して、育児休業の取得状況の把握や数値目標の設定などが義務付けられたが、仕事と育児の両立支援に関する事業主の取組を一層促すため、義務対象外の企業も含め、企業の取組状況の周知や支援の充実・強化を行うこと。

（４）出会いから子育てまでのライフステージを通じた経済的支援の強化

ア　不妊・不育症治療等について、保険適用以前の助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、引き続き保険適用されたことによる影響を調査した上で、保険適用範囲の拡充など保険制度の見直しによる改善を図ること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援を講じること。

イ　プレコンセプションケアについては、プレコンセプションケア推進５か年計画に基づき、社会全体への周知啓発を徹底すること。また、地方自治体が実施する助成等の支援について、国のプレコンセプションケアセンターとの連携等を含め、十分な財政的支援を講じるとともに、地方公共団体が実施するプレコンセプションケア健診事業に対する補助制度を創設すること。

ウ　全国の自治体で子どもの医療費助成が実施されているが、財政事情や政策的要素などから、住所地により対象年齢や自己負担金等の制度内容が異なるため、保護者の不公平感が生じている。所得や地域等に関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、ナショナルスタンダードの観点から、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で早期に実現すること。また、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置対象を１８歳まで引き上げる方向性が示されたが、その軽減割合は５割と十分なものとは言えないため、軽減割合の拡充を図ること。あわせて、軽減割合の拡充に当たっては、地方自治体の財政負担増とならないよう、国の責任と財源において必要な措置を講じること。

エ　就労や障害の有無、所得等に関係なく、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、国の制度化が実現するまでの間、独自に保育料の減免や無償化を実施する地方自治体への財政的支援を行うこと。さらに、放課後児童クラブの利用料について無償化を含む負担軽減策を講じること。

オ　子ども・若者の健やかな成長、社会性や自己肯定感等の形成に必要な自然・文化・社会交流などの体験活動や地域活動に対して積極的に支援すること。

（５）子ども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充、教育の機会の確保・質の向上

ア　里帰り期間中も含め、全国のどこに住んでいても切れ目なく支援が行き届き、妊産婦や子どもたちの命、健康が等しく守られるよう、新生児マススクリーニング検査の公費負担の対象疾患の拡大や新生児聴覚検査の公費負担による検査実施など、妊産婦や新生児、乳幼児への相談支援や検査・健診の全国一律の制度設計を引き続き行うとともに、その実施に当たっては、市町村の実情に応じた柔軟な運用を可能とし、安定的かつ十分な財政措置を講じること。併せて、安心して子どもを産み育てられる医療提供体制の実現のため、産科・小児科をはじめとした医師の診療科偏在や地域偏在が是正されるよう、引き続き、地域枠などによる医療人材の確保対策を講じるとともに、医療機関相互の役割分担や機能集約などの議論が進められるよう、地域の実情に応じた財政的支援を強化すること。

イ　豪雪地帯や中山間地域、離島などを抱える地域においては、移動に要する所要時間が６０分未満であっても、積雪の影響により本来の所要時間以上の移動時間

が発生するのみならず、雪道を運転する際の心理的・肉体的負荷の増加や、事故リスクの上昇等が生じることなどから、出産時等における妊産婦への交通費等の支援事業について、通院時間の要件を緩和し、地域の実情に応じた都道府県への財政支援を行うこと。

また、小児慢性特定疾病や育成医療の対象となる児童等は、対象となる疾患に対して、専門的な手術・治療が可能な医師、設備を有する医療施設が限られているため、大学病院など遠方の医療機関への通院・入院をせざるを得ず、交通費に係る経済的な負担が大きいことから、現行の妊産婦等アクセス支援事業の対象に、当該児童等の通院に係る交通費を追加するなど、制度の拡充を図ること。

ウ　心身ともに負担の大きい産後の母親のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう、産後ケア事業について体制整備支援や財政支援を含む制度拡充や、利用申請・予約等を迅速・円滑に行うことができる全国統一のシステムの構築を図るほか、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。

エ　人格形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの育ちや学びを保障するため、施設種別や設置者の別を問わず、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等が受講できるキャリアアップ研修等の仕組みを整備するとともに、研修受講に伴う代替職員の配置に対する財政的支援を拡充するなど、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ること。

オ　令和７年１０月の児童福祉法改正による保育所等の職員による虐待通報義務化や令和８年１２月のこども性暴力防止法施行を踏まえ、自治体における指導監督体制の一層の強化が急務となっている。虐待等の状況を的確に判断できる保育現場に精通した人材や、看護師など医療の知見を有する人材の確保を含め、法により新たに義務付けられた事務の増加に対応できるよう、補助金等新たに十分な財政措置を講じること。

カ　待機児童やいわゆる育休退園等の早期解消、年度途中の保育ニーズやこども誰でも通園制度のニーズへの柔軟な対応の他、様々な配慮を必要とする子どもや家庭への支援など、保育士に期待される役割が拡大していることを踏まえ、保育士等の負担軽減を図りつつ、保育士等の他産業と遜色ない水準までの更なる処遇改善を進めること。また、保育士修学資金貸付等事業をはじめとする保育対策総合支援事業の継続・拡充、潜在保育士を把握できる仕組みの整備や再就職支援等の推進、保育士等の離職防止のための職場環境の改善、保育現場魅力向上につながるポジティブキャンペーンの展開等により人材確保を強力に進めること。併せて、これらに係る費用について、地方自治体に追加の財政負担が生じることのないよう、国において所要の財源を確保すること。

キ　１歳児の職員配置基準の改善を早期に実施するとともに、望ましい職員配置基準のあり方について、保育士のワーク・ライフ・バランスを実現し、負担軽減をより一層進めるために必要な職員を確保できるよう科学的に検証し、検証結果を踏まえた更なる職員配置基準の見直しを行うこと。なお、それまでの間、１歳児の職員配置改善加算について、保育の質に影響のない範囲で支給要件を緩和すること。また、配置基準より多く保育士等を配置した場合の加算制度等を充実すること。加えて、まずは令和８年度幼稚園設置基準改正に見合うよう子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の国庫補助単価の改善を図り、その上で保育所や認定こども園といった新制度の施設に対する公定価格上の配置基準と同じ水準で教職員を配置できるよう国庫補助単価の改善に取り組むこと。

ク　保育士等の処遇改善をより一層推進するため、公務員の地域手当の見直し等に伴う公定価格への反映に当たっては、地方と丁寧に意見交換を行った上で、現行を超える給付水準を確保すること。その際、地域間の物価水準等を考慮するとと

もに、人材の確保に影響が出ないよう、隣接地域や同一の生活圏を構成する周辺地域との地域区分差に配慮するほか、都市部とその他の地域の給与格差が過大とならないようにすること。今般、地域区分について、令和６年人事院勧告に準拠した際に県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大するという課題を踏まえ、他の自治体への通勤率の高さなどを勘案した新たな補正ルールが国において検討されているが、見直しに当たっては自治体の意見を十分に尊重すること。また、その見直し等に伴い生じる地方の財政負担については、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。

ケ　保育士養成施設の学生数の減少や新規学生募集停止の発表が相次ぐなか、保育士養成施設がこれまで果たしてきた役割等を踏まえつつ、保育士の今後の需給推計や、将来的な保育士の育成・確保をどのように進めるのか、国としてのグランドデザインを示すとともに、地域の保育人材の確保や保育の質の向上につながる取組への支援を行うこと。

コ　医療的ケアや障害、アレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもや、障害者手帳の有無にかかわらず特に保育上の支援を要する子どもを保育所や幼稚園、認定こども園で安心して受け入れられるよう、看護師等の配置や施設改修等について施設種別による差異を解消するとともに、補助率の引上げなど更なる支援の充実を図ること。また、公定価格に保育士の加配や、看護師や調理員等の配置に係る加算を創設・拡充するなど、保育所等における看護師等の配置促進に向けた財政措置を講じること。併せて、病児保育事業に従事する保育士や看護師について、処遇改善に係る財政措置を講じること。

サ　こども誰でも通園制度については、制度の運用状況を十分に検証し、地方の意見を丁寧に聞きながら、制度を安定的に運用できるよう、継続的に検討を行うとともに、事業運営に必要な財政措置を講じること。

シ　放課後児童クラブについて、待機児童の解消や児童の安全確保、環境の整備を図るため、国の責任において通信ネットワークの増強を含む施設整備や放課後児童支援員の確保に資する安定的な財源を確保すること。また、放課後児童支援員等の資質向上のための研修体系の整備や処遇改善に係る補助の拡充、補助要件の緩和など、対策の充実・強化を図ること。加えて、大規模クラブについては、一定の要件を満たす場合に、運営費の減額措置が緩和されたところであるが、１事業所当たり複数支援単位で申請ができるようにするなど、さらなる要件緩和を行い、運営費の充実・強化を図るとともに、過疎地域等における小規模クラブについても、実態に即した運営費の底上げなど手厚い支援を行うこと。さらに、開所日数が２５０日に満たない施設や、小学校の長期休業期間における受入体制を確保するための財政支援を拡充すること。

ス　特に小学校において、共働き世帯やひとり親家庭の子どもたちが、登校時間前や放課後に安心安全に過ごす居場所の整備を進めるため、子どもたちの居場所の実態とニーズの把握や、自治体の好事例等の横展開を行い、居場所の整備等を推進するための十分な財政措置、地方が行う取組への支援を強化すること。

（６）困難な環境にある子どもたちへの支援強化

ア　いじめや不登校、ヤングケアラー、医療的ケア児、日本語指導が必要な子ども、性的指向やジェンダーアイデンティティに悩みを抱える子どもなど、困難な環境にある子ども・若者への切れ目のない支援を総合的に推進するため、子ども・若者支援地域協議会や子ども・若者総合相談センターの設置・運営に係る費用を含む必要な財政措置を十分に講じるとともに、教育支援センターやＮＰＯ、フリー

スクール、ユースセンターなどの多様な居場所や学びの場の整備・運営に対する支援を充実すること。その際、不登校児童生徒への支援を行う民間施設等に関する支援の考え方について整理すること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材について、標準法による定数措置を図るほか、加配の更なる拡充など児童生徒の支援に向けた教職員定数の一層の改善を図るほか、医療的ケア看護職員、医療的ケア児等コーディネーターの配置拡充、校内教育支援センターの設置及び支援員の配置について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

イ　かけがえのないこどもの命を救うため、予防のための子どもの死亡検証（ＣＤＲ）について、「ＣＤＲの制度のあり方に関する検討会」において個人情報の収集や取扱い等の法令整備や虐待など他の検証制度とのすみわけ等について議論を重ね、それを踏まえてよりよい制度設計と、検証結果の分析・評価などの仕組みを構築し、地方において有効な予防策が講じられるよう、財政支援を含め取組をさらに強化すること。

ウ　児童虐待相談対応件数が依然として高止まりしている。一時保護開始時の司法審査の対応、家庭養育の推進や市町村の相談支援体制の整備など、児童虐待への更なる対応力強化に向けて、児童福祉司、ＳＶ職員や一時保護に従事する職員、市町村相談員等の専門的人材の確保及び育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援を行うこと。また、児童福祉司等を養成する大学の学部・学科等の創設や運営への支援も含めた子ども家庭福祉分野の人材養成の充実を図ること。

エ　一時保護時の司法審査について、児童相談所は一時保護状の請求に当たり、短期間で戸籍謄本を取得する必要がある。国は、都道府県による戸籍電子証明書等のオンライン公用請求について、令和８年度中の導入を進めているとのことだが、詳細が示されておらず、児童相談所で利用することができるか現時点では不明である。一時保護に係る手続きを円滑に進めるため、児童相談所が簡便かつ迅速に戸籍謄本を取得できる仕組みを構築し、支援策を講じること。

オ　社会的養育の一層の推進に向け、その必要性や里親制度等について、広く国民に周知すること。また、養育里親を育児休業制度の対象に含めることや、里親支援センターにおける共働き家庭への支援の充実、ファミリーホームの措置費を実態に見合うよう見直すなど、体制整備に向けた支援を強化することにより、里親等の受け皿の拡充や運営基盤の安定化を図り、里親委託の促進及び委託後の制度的・財政的支援の充実を図ること。

カ　児童相談所のほか、児童養護施設等に関わる専門人材の定着、後継育成等に資する恒常的な人材確保のため、人材育成や定着支援に係る予算の更なる充実を図ること。

キ　社会的養護経験者（ケアリーバー）が孤立することなく安心して自立した生活を送れるよう、施設入所中の自立支援や退所後のアフターケアなど、当事者の状況に応じた取組を行うための財政支援を拡充すること。また、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった若者等に対しても、十分な支援が受けられるよう、制度の拡充を検討すること。

ク　児童養護施設入所者等の学びや体験の機会を確保するため、小学生の学習塾費用についても基準内であれば支援が可能となるようにするとともに、大学生等多様な人との交流事業なども幅広く対象とし、夢や進学を叶えられるよう支援を強化すること。

ケ　医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援の充実のため、家族等のレスパイトに必要な短期入所事業所や医療的ケア児等を受け入れる障害児通所支援事業所の安定的な運営に十分な報酬水準を確保するとともに、多発する災害に備え、災害時における電源確保等、必要な支援措置を講じること。

コ　難聴児への支援について、国の障害児福祉計画の基本指針では、都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組を進めることとされていることから、全都道府県において中核的機能を有する体制の確保ができるまでの間、聴覚障害児支援中核機能整備に係る事業費の全額を国負担とすること。

サ　ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもたちが夢や進学を諦めることがないよう、重点的に生活指導や学習支援に取り組むための十分な財政措置を講じること。また、食事の提供や相互交流等の活動を行う民間団体に対する補助基準額の拡充や補助率の引上げを行うとともに、こうした活動に子どもたちが容易にアクセスできるよう、交通費や送迎体制の整備など移動に要する費用への財政支援を拡充すること。

シ　母子家庭・父子家庭の世帯の平均年間収入が子どものいる全世帯の水準を下回っているなど、ひとり親世帯は経済的にも困難を抱えている状況を踏まえ、児童扶養手当の更なる増額及び所得制限限度額の引上げを行うこと。また、多子加算額の更なる増額及び支給額逓減措置の撤廃、年度途中の家計急変世帯への特例措置の創設を行うこと。

ス　特別児童扶養手当について、手当額は物価上昇等に応じて改定されている一方で、所得制限限度額は長期間据え置かれている。近年は物価上昇が名目賃金の伸びを上回り、実質賃金が低下し生活負担感が増しているにもかかわらず、所得制限限度額が改定されないため、支給停止となる受給者が増加している状況を踏まえ、所得制限限度額の引上げを行うこと。

６　障害保健福祉施策の推進について

（１）障害者総合支援法等

ア　改正障害者総合支援法等が順次施行されているところであるが、地方の意見を踏まえた上で、運用の見直しや必要な財政支援等を講じること。

イ　障害福祉サービス等報酬に係る令和９年度の見直しに当たっては、障害者・障害児が必要なサービスを安心して受けられるよう、地域におけるサービスの充足状況や利用者ニーズも勘案し、新規事業者への全国一律の報酬引き下げを行わないこと。

ウ　福祉・介護職員の処遇改善加算については、障害福祉サービス事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図ることができるよう、障害福祉サービス等報酬の加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置とすること。

エ　重度の障害者への支援については、障害の特性や必要とされる支援の度合に応じて適切な対応ができるよう、障害者や地域の実情を踏まえた報酬の評価や、地方自治体における地域移行の推進に向けた施設整備を含む支援体制や人材育成等の一体的取組への支援、福祉サービスの継続的かつ安定的な提供について、「地域医療介護総合確保基金」に準じた基金の創設等、財政措置を含め適切な措置を講じること。

オ　事業所等において強度行動障害の状態にある児者に対してチームで支援を行う上で、適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材（以下「中核的人材」という。） の養成研修については、令和９年度から都道府県が適切な研修を実施できるよう、国において令和８年度までに十分な指導者の養成を行う又は令和９年度以降も国において中核的人材養成研修を実施すること。あわせて、国が示した要綱はトレーナーの確保等が実現の困難な内容となっていることから、実際に即した内容に見直した上、開発した教材を早期に都道府県に示すとともに、十分な財政的措置を講じること。また、該当する障害児者の支援を行った場合に障害福祉サービス等報酬上の加算が設定されていることから、中核的人材養成研修の実施に当たっては、公平性を期し希望する全ての事業者が受講できるよう適切な措置を講じること。

カ　福祉型障害児入所施設については、報酬単価を改善するとともに、虐待を受けた児童の入所増加などの実態を踏まえて職員の配置基準の引上げを行うほか、基準を上回る手厚い職員配置をした場合の加算の充実を図ること。

キ　地域における相談支援で、中核的な役割を果たす基幹相談支援センター等の人材確保の観点から、十分な財政措置及びその活用方法の周知等、適切な措置を講じること。

　また、障害者総合支援法に基づき地方公共団体が実施する障害者相談支援事業等（基幹相談支援センター及び発達障害者支援センターの運営等）について、社会福祉法上の社会福祉事業に該当せず、消費税法上の課税対象とされている現行の運用を見直す等、適切な措置を講じること。

ク　原油価格や物価上昇の影響による障害者施設等の支出増加の実態を踏まえた基本報酬の改定等の財政措置を迅速に実施すること。

ケ　社会福祉施設等整備事業や、地域生活支援事業等に要する十分な財政支援措置を講じること。

　社会福祉施設等整備事業については、補助事業者が円滑に事業を進められるよう早期の協議及び内示を行うこと。

　地域生活支援事業については、補助金交付額が地方の所要額に満たないため事業縮小の検討をせざるを得ない状況が生じていること、また、移動支援や日常生活用具給付事業等において障害当事者のニーズに十分に対応できない状況や物価が上昇する中、当事者負担が増加していること等を踏まえ、十分な財政措置を行うこと。

コ　障害者の情報アクセシビリティ向上やコミュニケーション手段の充実のため、充分な財政措置を講じること。また、手話に関する施策の推進に関する法律が制定されたことを踏まえ、地方公共団体において手話に関する施策を総合的かつ実効性あるものとして推進できるよう、手話に関する普及啓発に係るもののほか、手話通訳を行う者の確保に向けた活動環境の整備や処遇改善など、必要な技術的支援及び財政措置等を行うこと。

サ　重度の障害者に対する医療費助成については、地方公共団体が実施しているが、本来はナショナルミニマムであり、国において、新たな医療費助成制度の整備と必要な財政措置を講じること。

シ　常時介護が必要な重度障害者については、日常生活と同様、就労中においても生活上の介助が必要であるため、地方自治体の自主性・任意性に委ねられた補助金の活用ではなく法定給付として受けられるよう制度化するとともに、国において確実に財政措置すること。

ス　障害者の自立を促進するためには、障害者の雇用・就労が重要な課題であることから、令和７年 10 月から始まった就労選択支援の安定的なサービス提供が図

られるよう施策や研修の充実を図るとともに、障害者就業・生活支援センター等については、物価高・人件費の上昇を踏まえた国庫補助基準額の見直しなど十分な予算措置を図ること。

また、就労継続支援Ａ型事業については、経営努力をしても物価や人件費の上昇により経営環境が厳しさを増している事業所があること、就労継続支援Ｂ型事業については、工賃向上の取組強化に加え、工賃だけでは測れない生産等日中活動機会の提供の役割もあることから、報酬の見直し等必要な措置を講じること。

セ　障害福祉分野の自立支援給付費等に関して、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めた場合において、市町村が返還金の徴収に十分努力したにもかかわらず、客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認められる場合は、国庫負担金の返還を免除する仕組みを創設すること。

また、新たな制度の創設に向けた検討を行う際は、現行法令等の解釈のみで拙速に可否を判断するのではなく、法改正も含めた対応を丁寧に検討すること。

ソ　車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に向けて、多くの地方自治体において独自に利用対象者に公的利用証を交付する取組（パーキング・パーミット制度）が実施されているが、依然として、本来であれば必要がない者が駐車することにより、真に必要な者が利用できない等の課題が解消されないことから、財政措置を含め、国において実効性のある全国一律の制度を創設すること。

（２）精神障害者の地域生活支援

ア　各自治体が可能な範囲で積極的に精神障害者の退院後支援を進められるよう必要な支援を行うとともに、精神科救急医療の体制整備等も含め財政措置を十分に講じること。また、地域の精神科救急医療システムの運用に支障をきたすことがないように十分に配慮し、精神科救急医療に係る診療報酬上の評価を適正に行うこと。

イ　精神障害者の地域包括ケアシステムの深化に向け、より住民に近い市町村における相談支援体制を整備するため、精神保健福祉相談員を新たに配置するための財政支援制度の創設や資格を取得するための研修の充実を図ること。

ウ　アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進が求められているが、対策を充実させるための体制整備や必要な財政措置を講じること。

（３）療育手帳の法制化及び基準の統一化

知的障害者に対する療育手帳の交付については、昭和48年厚生事務次官通知に基づき、各都道府県において独自に判定基準を定めて実施している。

療育手帳交付に係る公平性を担保するため、療育手帳の法制化及び基準の統一化について、国として具体的な検討を進め、早期の実現を図ること。

（４）精神障害者措置入院費や自立支援医療費（精神通院医療）の予算の確保

精神障害者措置入院費や自立支援医療費（精神通院医療）については、国負担金の全額を当該年度中に交付できるよう、必要な予算を確保するとともに、精神障害者措置入院費については、早期の交付決定を行うこと。

７　生活困窮者などの対策について

令和６年度に改正された生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の施行状況及び国が実施した相対的貧困率の調査結果等を踏まえ、実効性のある貧困対策をより一層推進するため、財源を確実に確保するとともに、必要に応じ改めて制度の見直しを行うこと。

特に、生活保護制度については、令和７年度生活扶助基準の見直しにおいて、令和８年度までは臨時的・特例的対応がなされ、令和９年度以降は、予算編成過程において改めて検討するとされた。しかし、臨時的・特例的対応を決定した令和７年度予算編成時以降も、コメなどの食料品をはじめとする生活必需品の物価上昇は継続しており、生活保護受給世帯の生活状況の更なる悪化が懸念され、予断を許さない状況にある。そこで、全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、令和９年度を待つことなく、可能な限り早急に物価上昇や生活環境の変化等による影響を検証し、基準に反映するなど、不断の見直しを行うこと。

なお、緊急小口資金等の特例貸付に係る償還については、借受人の生活再建の妨げにならないよう、必要に応じて償還免除及び猶予の要件適用等について更なる見直しを行い、自立支援機関が借受人に対する積極的なフォローアップを継続して行えるよう、国による必要な財政支援を行うこと。

また、令和８年度から本格的に開始した生活保護基準に係る最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加給付については、本来全て国の責任において実施すべき業務である。これを踏まえ、地方自治体が本来負担すべきではない人的負担や各種経費の負担等については、自治体の負担が発生しないよう、目下の物価高騰等も勘案した予算を確保の上、複数回地方自治体の状況を確認し、補助金に上限額等を設けることなく実績額を確実に自治体に交付すること。

さらに、物価高による影響が特に大きい生活困窮者への支援については、全国的な課題であることから、国において、全国一律の対策を継続して講じること。

８　地域共生社会の実現に向けて

（１）地域共生社会に向けた包括的支援等

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備について、地方自治体の創意工夫ある取組を支援するため、都道府県や市町村に新たな負担や超過負担が生じないよう、国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を行うこと。

なお、重層的支援体制整備事業のうち、「多機関協働事業」、「アウトリーチ等継続支援事業」、「参加支援事業」（以下「多機関協働事業等」）について、令和５年度から 1/4 を都道府県の負担割合とされ、地方負担分については地方財政措置を講じるとされているが、当該都道府県負担分の財政需要について、引き続き確実に交付税措置されるよう調整すること。

また、令和８年度から、事業開始から５年を経過した市町村及び事業開始前年度の財政指数が１を超える市町村及び特別区（事業開始年１月１日時点の人口が 10 万人未満の市町村を除く）の国の負担割合を 1/2 から 1/3 へ引き下げることとしており、それに伴い都道府県及び市町村の負担割合を 1/4 から 1/3 へ引上げることとしているが、地方の負担を増加させることにより事業縮小につながる懸念が大きいことから負担割合の見直しを行うこと。

併せて、市町村が重層的支援体制整備事業を実施せずに包括的な支援体制の整備を進める具体的な手法、財源、実践事例を早急に提示すること。

特に、関係機関の連携体制を強化していくためには、多機関協働の司令塔となる機能及びその機能を担う人材が必要になるが、生活困窮者自立相談支援事業等の既存制度等にはこれらの機能や人材の配置基準がないことなどから、既存制度等を活用して体制整備を行う場合に新たに必要となる機能やそれを担う人員の配置を検証し、都道府県や市町村に新たな負担や超過負担が生じないよう、国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を行うこと。

なお、誰一人取り残さない地域共生社会の実現へ向けて、事業実施市町村の拡大により生じる都道府県の負担割合の軽減、及び交付金事務に係る事務負担の軽減を図るとともに、多機関協働事業等の外部委託による実施を可能とした現行の取扱いについて、引き続き継続し、交付金についても時限を設けることなく現行どおり措置すること。

さらに、高齢者、障害者、子ども・子育て等福祉分野はもちろんのこと、保健医療、労働、教育、消費生活、住まい、地域再生及び防災に関する施策等多分野との連携においても、適正かつ円滑に行われるよう各制度間の調整や周知に努めること。

（２）頼れる身寄りがいない高齢者等への対応

頼れる身寄りがいない高齢者等への必要な支援について、社会福祉法の改正に向けた検討が進められているが、制度の設計及び運用に当たっては、利用者や地方に混乱が生じないよう、事業範囲を詳細かつ明確に示すとともに、既存事業との区別が容易に出来るよう整理し、法的根拠を示すこと。さらには、地方において必要な施策が確実に実施できるよう、専門職員の育成について、研修内容等の基準を示すとともに、無料または低額の料金で利用できる事業とするに当たり、実施機関が安定的かつ継続的に事業を実施できるよう、国において十分な財政支援を講じること。

（３）孤独・孤立対策の今後の更なる推進方策

令和６年度からの孤独・孤立対策推進法の施行に伴い、地方公共団体は、国及び他の地方公共団体と連携し、孤独・孤立に係る施策を策定、実施する責務を有することとなったが、孤独・孤立対策に係る施策推進や人材の確保等のため、国において必要な財政支援を行うこと。

また、地方公共団体が効率的・効果的に施策を推進するために必要であることから、孤独・孤立対策全般に係る都道府県と市町村の役割分担について孤独・孤立対策推進本部等において検討し、明確化すること。

あわせて、孤独・孤立対策推進本部等、国において孤独・孤立対策に係る議論を行うに際しては、地方公共団体から意見を聴取する機会を確保すること。

（４）退所者等の社会復帰等

ア　矯正施設退所者や起訴・執行猶予者などのうち、福祉的支援を必要とする高齢又は障害を有する犯罪をした者等の社会復帰等を支援する取組については、令和３年度より地域生活定着促進事業において、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者が事業の対象とされたところであるが、同事業が安定的かつ継続的に事業運営が行われるよう、国において事業の位置付けを明確にするとともに、必要な財源を全額国庫で確保すること。また、地域生活定着促進事業以外にも、犯罪をした者等への

支援の取組が実施されているところであり、そうした地方公共団体が実施する取組についても着実な施策の運営が確保されるよう国の責任において十分な財政措置を講じること。

さらに、犯罪をした者等の社会復帰に向け、住居確保のための身元保証制度の導入など国において必要な支援を行うこと。

あわせて、再犯防止施策については、国において主体的に取り組むとともに、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で取組を進めること。

イ　地方公共団体が先駆的に実施している、出所者を直接雇用し、住まいと就労の場を用意して、社会復帰につなげる更生支援の取組は、司法と福祉をつなぐ新たな視点の取組であり、安定的な運営を確保するため、その運用に必要な財政措置を講じること。

ウ　更生保護施設は、少人数であっても行き先のない出所者の受け入れ先となり、地域の安全安心にも直結することから、安定的な施設運営ができるよう、委託費の水準や制度の見直し、委託費に係る予算の確保を行うとともに、更生保護施設のあり方の検討を行うこと。

（５）ひきこもり支援

当事者・家族等の状況に応じた支援が行えるよう、地方の支援の実施等に係る必要十分な財政支援等を行うこと。

また、ひきこもり等就労困難者を対象とする新たな就労支援体制の整備と、その実施に必要な財政措置を講じること。

（６）自殺対策の推進

ア　近年、我が国の自殺者数は全体として減少傾向にある一方、児童生徒の自殺は増加が続いていることを踏まえ、引き続き国においても自殺対策を強力に講じるとともに、地方が必要とする事業を確実に実施できるよう、財源を確保した上で、交付金等の弾力的な運用を図ること。

イ　国が設置している「こころの健康相談統一ダイヤル」について、悩みを抱えた時に誰もが番号を想起し、速やかに相談できるよう、電話番号を分かりやすく短い番号に変更し、通話料を無料とするとともに、対応時間帯の拡充を図ること。

（７）ケアラー・ヤングケアラー支援の充実

ケアラー・ヤングケアラーの社会的認知度の向上と年齢による切れ目のない支援を進めていくため、ヤングケアラーに加えて、ケアラーについても法令上に支援対象であることを明確化し、あわせて、国・都道府県・市町村の役割分担についても明らかにすること。

また、国において、福祉、介護、医療、教育、労働など横断的な支援体制の構築に加え、ケアラー・ヤングケアラーや周囲の人が相談しやすい環境づくりを行うとともに、実態調査等により把握される新たな課題にも対応できるよう地方自治体が社会資源や人材などといった地域の実情に応じた取組ができるよう財政措置を講じること。

（８）ＤＶ・ストーカー被害者を含む困難な問題を抱える女性等への総合的な支援

ア　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、地方公共団体における女性相談支援員の配置促進や民間団体への支援など困難女性支援のための体制整備・強化や施策の充実等のために必要な財政支援を行うこと。

また、困難な問題を抱える女性の支援に当たっては、児童福祉、母子福祉、生活困窮者支援、生活保護等制度による幅広い福祉サービスの活用が不可欠である。これらの制度の実施主体であり、支援の主体である市町村がその役割を円滑に担えるよう運用上において、その明確な位置付けを示すこと。

さらに国において、女性相談支援員等の資質向上やアセスメント等能力を高めるため、研修内容のさらなる充実を図ること。

イ　ＤＶ・ストーカー被害について、被害の予防や被害者の安全確保から、被害者が安心して自分らしく暮らすための自立に向けた支援までを切れ目なく行える体制を構築できるよう、ＤＶ防止法、ストーカー規制法、女性支援法といった関連法を改正し、国、都道府県、警察、市町村、民間団体等の役割や具体的な連携方法を整理・明確化することにより、三法に規定されている支援施策の連携を図ること。

（９）民生委員の処遇改善

民生委員法第10条により、民生委員には給与を支払わないこととなっているが、民生委員の職責および業務量に鑑み、民生委員に必要な活動費を支給できるよう、十分な財政措置を講じること。

併せて、令和８年度から民生委員の活動に係る地方交付税算定基礎額が増額されたが、単なる増額にとどまらず、算定方法を地域の実態に応じて柔軟に措置できるよう見直しを行うこと。

併せて、令和８年度から民生委員の活動に係る地方交付税算定基礎額の増額（案）が示されたが、単なる増額にとどまらず、人口減少が急激に進む地域においても充実した活動が行えるよう、算定方法の見直しを行うこと。

また、民生委員・児童委員のなり手確保に向け、現任委員や、自治会および地方自治体の意見を十分に踏まえつつ、就業しながらでも民生委員・児童委員として活動できる環境を整備するなど、時代の変化に即した持続可能な制度へ見直すこと。

さらには、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の「民生委員の担い手確保対策事業」について、市区町村が実施主体となって事業を実施する場合は、都道府県による事業費の負担がなければ本事業の対象として認められないとされているが、地域の実情や課題に応じた市区町村の創意工夫による取組につなげるため、都道府県負担を必須としないよう見直すこと。

(10) ユニバーサルデザインタクシーの普及啓発

子育て世帯の方から高齢者、障害のある方、大きな荷物を持った旅行者など、誰もが利用しやすく、安全・安心で快適に移動できるユニバーサルデザインタクシーについて、利用者が不当な扱いがなされることがないよう、共生社会の実現に向けた理解促進を図ること。

９　人権の擁護に関する施策の推進について

（１）人権教育・人権啓発の推進及び人権救済制度の確立

全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、必要な財源を安定的に確保すること。また、教員養成課程を有する大学等での人権教育の充実を図り、人権教育

を担う人材の育成を図ること。さらに、インターネットを悪用した差別表現の流布等、様々な人権に関わる不当な差別その他の人権侵害事案が多数発生している。このような人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するため、早急に、実効性のある人権救済制度を確立すること。

（２）障害を理由とする差別の解消

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、国による啓発・知識の普及を図るための取組等をより一層推進するとともに、その施行状況について検討する等、実効性のある対策を講じること。

特に、法改正により事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことについて、国において事業者への周知を確実に行うこと。

また、相談体制の整備等、地方公共団体が実施する施策に必要な財政措置を講じること。

あわせて、全国統一的な相談及び紛争解決機関の設置もしくは既存機関にその機能を持たせることに加え、内閣府つなぐ窓口の調整機能を強化し、所管省庁が明確に定められていない紛争事案等においても、関係省庁の協力について調整するなど、地方公共団体が法第12条に基づく権限を行使できる所官省庁に、円滑につながる仕組みを確保すること等により、国における障害者差別解消のための継続的な体制を構築すること。

（３）ヘイトスピーチの解消

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づき、実効性のある対策を講じること。

（４）部落差別（同和問題）の解消

ア　部落差別（同和問題）の解消に向け、部落差別の解消の推進に関する法律に基づく国の施策について、同法第６条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知をはじめ、相談体制や教育・啓発、地域交流等の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。

イ　隣保館については、災害時等における避難所としても活用され、その多くが避難所にも指定されているが、今後多くの隣保館が耐用年数を迎えることから、確実に建て替えや改修が実施できるよう、必要な財政措置を講じること。その際、工期が複数年度に渡る事業も国庫補助対象とすること。

過去に整備した集会所、納骨堂、大型共同作業場等の隣保館以外の施設についても老朽化が著しいことから、隣保館と同様に大規模修繕等に対する財政措置を講じること。特に、過去に整備した大型共同作業場の多くは、老朽化が著しく大規模修繕が必要となっているが、現状では、大規模修繕は国庫補助事業対象外であるため、事業者は多額の費用負担ができず、更に老朽化が進む状況となっている。大型共同作業場については、地域住民の雇用に重要な役割を果たしているため、隣保館と同様に大規模修繕に対する財政的措置を講じること。また、納骨堂の整備費補助について、墓地移転に伴う事業だけでなく、過去に整備した施設の建て替えや改修についても補助の対象とすること。

ウ　インターネット等を利用した部落差別行為の防止については、国においてはプロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図るとともに、令和７年４月に施行された情報流通プラットフォーム対処法における規律の枠組みが適切に運用されるよう、部落差別解消推進法の趣旨に沿って必要な措置を講じること。

また、国が策定した大規模事業者に対するガイドラインには「私生活の平穏」が明記されており、法の実効性を確保する対策を講じること。

エ　個人情報保護法における「同和地区の所在地名（旧同和対策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる情報となることから、同法ガイドラインの「不適正利用の禁止」に係る「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」として「同和地区の所在地名を入手し、個人情報と照合する行為」を明示すること。

（５）様々な人権課題への対応

ア　児童・高齢者・障害者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティに対する理解促進並びにアイヌの人たちに対する差別等の様々な人権課題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権課題の解消に向け、国において、その責任を果たすよう、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。

イ　医療機関、教育機関及び官公署等において発生した障害者虐待を発見した場合についても、障害者福祉施設等のスキームと同様に通報義務があることを明確にするとともに、通報者の保護について規定するよう障害者虐待防止法を改正する等、障害者虐待防止施策の総合的な制度整備を図ること。

ウ　性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関しては、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議において議論されているところであるが、この問題は、地域性があるものではなく、全国的な課題であるため、令和５年６月に成立した性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に則り、学術研究等を推進するほか、当事者等への差別の実態や直面している困難な実態、必要な施策にかかる全国的な調査を国において早急に実施し、現状について適切に把握し、共有を図り、同法第８条に基づく基本計画や国と地方の役割分担の考え方をはじめ、運用に必要な指針を示すとともに、法の周知をはじめ、実効性のある対策を講じること。

エ　インターネット等を利用した誹謗中傷等の防止については、国において、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図るとともに、情報流通プラットフォーム対処法における規律の枠組みが適切に運用されるよう、実効性のある対策を講じること。

情報流通プラットフォーム対処法に基づき同法の指定事業者が公表する削除措置の実施状況等を検証し、侵害情報が適切に削除されるよう努めるとともに、部落差別など集団に向けられた侵害情報については、個人からの申出がなく差別が拡散されるおそれが大きいことから、行政機関等からの申出のルール化も含め、国において実効性のある対策を講じること。

また、情報流通プラットフォーム対処法による義務付けの対象となっていない事業者に対しても、大規模事業者向けのガイドラインの周知を行うなど、大規模

プラットフォーム事業者に準じた対応がなされるよう周知、啓発を行うこと。

さらに、国民が、情報の真偽を見極め、適切に発信・受信するためのインターネットリテラシーをより深く習得できるよう教育のあり方を見直すとともに、啓発を行うこと。

10　犯罪被害者等支援施策の充実強化について

犯罪被害者等の個々の事情に配慮し、その権利利益が適切に保護されるよう、国において、犯罪被害者等その他関係団体の意見を聴くなどして、犯罪被害者等の本質に向き合った真の支援施策を講じること。

犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるとともに、複雑な被害態様に柔軟に対応するため、精神疾患にかかる給付手続きの簡略化や医療機関等の協力体制を確保するなど、犯罪被害者等が迅速かつ十分な犯罪被害給付制度による給付を受けられるよう、必要な措置を講じること。加えて、性犯罪被害者への支援に特化した「性犯罪被害者給付金（仮称）」の創設の検討を行うこと。

また、犯罪被害者等の負担軽減及び確実な損害の回復が図られるよう、損害賠償請求権について消滅時効期間の伸長を認めることや国による賠償金の立替払等の支援施策を検討すること。

さらに、犯罪被害者等が必要とする多様な支援が、どこに住んでいても等しく切れ目なく受けられるよう、犯罪被害者等の被害直後からの経済的な負担を軽減するための支援制度を創設すること。加えて、地域の実情に応じて行う犯罪被害者等に対する経済的支援及び精神的負担軽減のための支援、生活支援に係る施策の継続・強化や、地方公共団体の総合的対応窓口における専門人材の確保・育成などの機能強化を進めるため、支援制度を有する地方公共団体への財政支援について、特別交付税措置等を含めた十分な予算を確保すること。

加えて、国において、民間の犯罪被害者等支援団体への財政的支援の強化を図ること。

【文教関係】

１　教育施策の推進について

（１）将来の予測が困難な時代において、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を実現させるためには、一人一人の生産性の向上と多様な人材の社会参画を促進するとともに、新たなイノベーションにつながる取組の推進が不可欠であり、「人への投資」を通じて、社会の持続的な発展を生み出す人材を育成する必要がある。こうした中で、一人一人の児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、教育振興基本計画の推進や学習指導要領の着実な実施が重要となる。

そのため、教育については単なる財政的観点から合理化を行うのではなく、全ての児童生徒へのより良い教育の実現に向け、学校の働き方改革を加速化し、教職の魅力を更に向上させ、教員に優れた人材をより多く確保するため、新たな「定数改善計画」に沿って、教職員定数の改善を着実に実施すること。また、実施に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な学級編制と教職員配置が可能となるよう、所要の措置を講じること。

特に、現在の教育現場は、いじめ等の問題行動、不登校、特別な支援が必要な児童生徒や特別な配慮を必要とする外国人児童生徒等の増加への対応など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にある。また、新規採用教員の指導力向上が求められる中、国が示す初任者研修に係る定数配置では初任者への指導が十分にできないことが懸念される。さらに、なり手の減少などによる教員不足が課題となっており、学校教育を担う人材の確保が求められている。あわせて、育児休業取得者、精神疾患による休職者等が一定数生じる中で、代替教員の確保が困難な状況となっていることから、欠員が発生しており大きな問題になっている。

このような現場の実情を十分に踏まえ、国においては、地方における教職員の確保を確実なものとするため、学校における働き方改革、メンタルヘルス対策、教員の処遇改善に引き続き取り組むこと。また、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するため、義務標準法等に定められている「乗ずる数」の見直し等により基礎定数の充実を図ることに加え、加配定数について一層の拡充に必要な財源を確保するとともに、地方の裁量により柔軟に配置できるようにすること。特に、中学校については、令和８年度からの３年間で学級編制の標準を 35 人に引き下げることとされたが、学級増に伴い必要となる基礎定数について、加配定数の振替によることなく措置すること。あわせて、高等学校についても、学級編制の標準の引下げや、高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）に掲げられた高校の姿を実現していくための定数改善を行うとともに、必要な財政措置を講じること。また、私立高等学校等についても、公教育の担い手として重要な役割を果たしていることに鑑み、私立学校経常費補助の増額など、教職員確保に必要な財政措置を講じること。

小学校の教科担任制については、音楽や図画工作などの専門性の高い教科も対象教科とするとともに、他の加配定数の振替によることなく定数の改善を行うこと。あわせて、養護教諭については、令和８年度からの３年間で、複数配置基準を小・中学校いずれも 50 人引き下げることとされたが、近年、児童生徒の心身の

健康問題は多岐にわたり、業務が増大していることから、高等学校や特別支援学校を含め、配置の拡大を図ること。また、栄養教諭については、食に関する課題に対応した食育を推進するため、配置を充実させること。さらに、特別支援教育については、対象児童生徒数の増加や個々の児童生徒の特性に応じた指導ができるよう、義務標準法等を見直し、学級編制の標準の引下げや定数改善を行うこと。

加えて、教員不足解消を目的とした産・育休代替教員の安定的確保のための加配定数による支援において、加配要件や対象校種・職種を拡大すること。また、定年引上げに伴い「定年前再任用短時間勤務制」が創設されたことを踏まえ、多様な働き方を実現できるよう、養護教諭、栄養教諭、事務職員を含めた必要な定数を措置するとともに、定年引上げが完了するまでの間、必要な新規採用数を安定的に確保できるよう、特例定員について確実に措置すること。

上記の定数改善等の推進と併せて、教員不足の要因分析・要因への包括的な対応支援や、「トラベルティーチャー」モデルを含めた県内外における人材バンクの創設・活用はもとより、入職前後の研修をはじめとした新たななり手確保のための取組を地方自治体が実施する際に必要な財源を国の責任において確保するなどの抜本的な教員不足対策を実施すること。同時に、主体的な学びを支援し、児童生徒の能力を最大化する質の高い教員人材の養成・確保に向け、様々な学部の学生が教員免許を取得しやすくなるような教職課程や教員免許制度のあり方の見直しや大学において教職課程を継続的に開設・維持できるようにする方策の検討のほか、入職後の研修や教職大学院における学修及び特定教科の免許取得に必要な財源の確保等、教員人材の質向上と教員への入職経路の拡大を推進すること。さらには、教員を志望する大学生に対する奨学金制度を充実させ、教員として一定期間勤務すれば返済を免除する制度を全国的に実施すること。

このほか、急務となっている学校における働き方改革の推進や教育上の配慮が必要な児童生徒の学びへの支援として、教職員の定数改善を速やかに進めることはもとより、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、校内教育支援センター支援員、部活動指導員、日本語指導補助者、母語支援員、特別支援教育支援員、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールロイヤーなどの専門スタッフ等と教員の連携体制の充実を図るため、専門スタッフなどの更なる配置に必要な財源を確保し、地方の体制整備の後退や格差が生じるような措置を講じないこと。なお、部活動指導員については、高等学校への配置が進むよう、補助対象の拡大を図ること。

特に、小・中学校及び高等学校等でいじめの重大事態の発生件数や長期欠席者数が依然として多い状況であることから、学校において、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携協力した組織的な支援体制を整えるために必要な財源を確保するとともに、スクールカウンセラーの配置については、公立高等学校への配置に関して補助対象の拡充を行うなど、都道府県の実態に応じた配置ができるよう、補助制度の充実を図ること。また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究の成果をまとめ、その方向性を示すこと。

加えて、保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築を更に支援すること。

また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の核となる地域学校協働活動推進員等の配置拡充を図ること。

あわせて、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、特別免許状を活用した教員や特定の分野を担当できる非常勤講師の登用、教員と一緒に児童生徒を教える補助者の授業への参加など、地域や企業などで活躍する多様な人材の知識や技能を学校教育に活用するために、様々な外部人材の活用に必要な財源を確保すること。

さらに、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることを定めた教育機会確保法の実効性を高めるため、校内教育支援センター、教育支援センター、フリースクール、学びの多様化学校など、多様な学びの場を充実させる取組を推進するとともに、その取組の充実に必要な財政措置を講じること。とりわけ、校内教育支援センター支援員配置事業費補助金については、既にセンターを設置している学校についても対象とするとともに、補助年限に上限を設けず、更なるセンターの設置促進・機能強化のために十分な財政措置を講じること。加えて、学校法人において設置する学びの多様化学校についても設置支援の対象とし、必要な財政措置を講じること。

（2）学習指導要領において学習過程の質的改善が求められる中、教員が児童生徒のつまずきへの対応等、きめ細かな支援を行う時間を十分に確保できないといった現状は、児童生徒等の学びに支障をきたしかねない重大な問題である。そのため、義務教育においては、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けられるように、教員が児童生徒に対応できる時間を十分確保し、児童生徒に対してより良い教育を行い、教員自身の志気が高まるよう、次期学習指導要領では、学習内容を精選するなどの見直しを行うこと。

（3）高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための、各高等学校の特色化・魅力化への取組を推進する観点から、「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）による新たな学科については、「専門教育を主とする学科」と同様の教員加算措置を講じるとともに、国内外の関係機関との連携・協働体制の構築に当たり、学校と関係機関とをつなぐコーディネーターを配置するために必要な財政措置を、「専門教育を主とする学科」と併せて講じること。

（4）高等学校については、社会の構造的な変化の中で、都道府県や市町村等の学校設置者や学校の自由度を高め、学校や地域の実情に応じて多様で柔軟な教育活動を展開することができるよう、カリキュラム編成の柔軟化や、高等学校の修業年限の柔軟化、高大連携の促進等、必要な措置を講じること。

（5）幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期に育まれる非認知能力や語彙力、多様な運動経験が、その後の生活や学力、運動能力に大きな影響を与えることから、人材確保の取組や幼児教育の更なる質の向上に必要な幼保小の接続に関する取組、遊具・運動用具などの環境整備に対する支援の充実を図ること。加えて、私立幼稚園等においても特別な支援を要する園児が増加傾向にあることから、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）や教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）について支給要件の緩和や補助単価の見直しを行うなど、必要な財源の確保を図るとともに、国庫補助の拡充など、地方負担の軽減を図ること。

（６）いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向であるが、依然としていじめを背景とする深刻な事案が発生していることから、いじめの積極的な認知、早期の組織的対応、関係機関等との連携など、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に向けた対策の強化に資する施策を講じること。また、地方公共団体がいじめ防止等の対策を総合的に推進するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置における補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

（７）2026 年４月から公立の小学校段階において実施されている「学校給食費の抜本的負担軽減（いわゆる給食無償化）」について、速やかに公立の中学校段階まで対象を拡大すること。また、子育て支援の真のナショナルスタンダードへと発展させるため、居住地や学校設置主体による格差を解消し、公平な支援を実現する観点から、国立・私立学校についても課題の整理を十分に行った上で対象化に向けた検討を進めること。

さらに、本施策は本来、国の責任において一律に実施すべき性質のものであることから、全額国費負担で実施するよう見直すこと。その上で、見直しが完了するまでの間、地方財政措置によって対応する場合は、国の一般会計から加算措置を講じるなど、全額を国の財源により措置すること。

加えて、支援の基準額については、実際の食材費の水準を適切に反映し、保護者や地方自治体に負担が生じない仕組みとするとともに、物価高などの社会経済情勢の変化に対して機動的に対応できる柔軟な制度設計をあらかじめ講じること。

併せて、地方における事務負担の軽減や、学校給食の質の向上についても、地方自治体の実情を踏まえ、十分な検証と必要な支援を行うこと。

（８）学校部活動の地域展開を見据え、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させるためには、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる地域の団体等の体制整備や指導者の人材確保、処遇改善等、地域でスポーツ・文化芸術活動が実施できる環境の整備が急務であることから、これに必要な取組を推進するとともに、必要な経費や補助事業、実証事業に対する財政措置を継続・拡大すること。

また、国において、地域展開等の必要性、目的、スケジュール、部活動の教育的意義と地域展開等との関係性などについて十分な広報を行うこと。併せて、実証事業の成果を踏まえ、地方における地域展開の手順や具体的な取組内容の例示、企業との連携に向けた環境整備や地域クラブ活動に関する認定制度の運用など、地域の実情に応じて部活動の地域展開等が円滑に進むよう支援すること。その際、これまで国の方針に沿って率先して準備を進めてきた団体において、改革に向けた意識や取組が後退することのないよう、国の方針を着実に実行するとともに、十分な財政措置等の支援を行うこと。

さらに、家庭の経済状況に関わらずスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、地域クラブ等に支払う会費や活動に伴う保険料など、新たに生じる保護者等の費用負担を可能な限り軽減する観点から、経済的に困窮する家庭に対する十分な支援など、引き続き国の責任において必要な財政措置を講じること。

加えて、部活動指導による教員の負担軽減に向け、地方自治体が工夫して実施する施策についても財政措置を講じること。

（９）開催都道府県の意見を十分反映した国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の改革を推進すること。また、開催経費及び選手派遣のための経費について、

応分の負担を行うこと。

(10) 大学等は、地域における「知と人材の集積拠点」として、地域の将来を支える人材や産業育成に多大な貢献をしており、地方創生の重要な役割を担っている。また、DX の加速化、SDGs の達成、2050 年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現、激甚化・頻発化する大規模自然災害への対応など、近年の困難かつ社会的な影響の大きい課題に的確に対応していくためにも、大学の果たす役割はますます重要となっていることから、単に人口の減少をもって大学の規模や地域配置を論じることなく、産学官の連携を深めながら広く議論するとともに、以下の点に配慮した施策を行うこと。

ア　地域を取り巻く課題は複雑で解決が困難なものが多く、また、絶えず変化していくものであることから、大学等が地方創生 2.0 の実現を強力に支える拠点となるべく、産学官金等の地域の多様なステークホルダーとの連携活動を活発化し、その成果を地域に還元することで社会的な課題解決につなげ、大学等と地域が共に発展するキャンパス全体のイノベーション・コモンズ（共創拠点）の実装化に向けた取組の更なる推進を図る必要がある。また、大学等が大規模自然災害における地域の防災拠点となるべく、キャンパス全体の耐災害性の強化・防災機能の強化を推進する必要がある。それらの実現に加え、大学等、地方自治体、産業界等の多様な主体の共創による地域課題の解決が促進されるよう、共創を支える大学等の体制強化のための支援を充実させるとともに、地域の関係者が継続的に議論を行う地域構想推進プラットフォームの仕組みを国が主導して推進するなど、地域における大学間や産官学の連携を深化させるための取組の充実を図ること。また、大学等が、学内外の様々な資源を活用しながら、多様な人材が必要な知識やスキルを身に付けるためのカリキュラムの提供等を積極的に展開できるよう支援を充実させること。さらに、大学等がイノベーション・コモンズ及び地域の防災拠点としての役割・機能を最大限発揮し、地方創生 2.0 の実現に貢献できるよう、ソフト面の取組を支える施設の機能強化や老朽化対策を含む大学等の施設の整備充実といった、ソフト・ハード一体となった更なる教育研究環境の充実を継続的に図ること。これらの取組を推進するため、建設資材高騰・労務費の上昇や老朽施設の増大等も考慮しつつ、施設整備費補助金の充実を図ること。

イ　急速な少子化が進行する中での高等教育全体の「規模」の適正化については、地域において大学等が果たす多面的な役割や、地域によって高等教育機関数が異なる現状を踏まえて、慎重に検討すること。また、高等教育への「アクセス」確保については、経済的な理由を始め様々な理由で地元を離れることができない進学希望者や、地元で学び・働きたいという意欲を持った進学希望者が学びたい分野を学べるようにすることは、地理的・経済的観点からのアクセス確保のほか、地域の将来を担う人材の輩出という、地方創生の観点からも重要である。とりわけ、地方部の国立大学は、地元の若者の進学意欲に応える受け皿であるだけでなく、都市部の若者の受入れにもつながることから、定員管理の弾力的な運用を認めるとともに、授業料標準額については、進学機会確保の観点に十分留意し、拙速な引上げを行わないこと。また、運営費交付金の充実及び安定的な配分を図ること。

ウ　現下の物価・人件費の上昇は、国公立、私立を問わず、大学の経営に大きな影響を与えている。大学が今後も質の高い教育研究活動を継続できるよう、高等教育を所管する国の責任において、大学における物価・人件費の上昇への支援を行うこと。

エ　将来の社会・産業構造の変化を見据え、理工農・デジタル人材や、社会人を含め地域社会に必要なエッセンシャルワーカー等の人材育成を強化する必要があり、社会や産業との円滑な接続・連携の観点を踏まえ、高校から大学等まで一貫して戦略的な改革に取り組むこと。また、大学の有する歴史的経緯を踏まえた基礎研究に関する体制を十分に維持しつつ、地域が必要とする専門的人材の育成などの地域課題解決に積極的に取り組む大学を評価し、施設整備・研究投資や運営費交付金などを拡大するとともに、大学の地方移転やサテライトキャンパスの設置に係る経費の補助やその後の運営費交付金・補助金の増額などの予算措置を講じること。さらに、学生が生まれ育った地域の将来を担えるよう、地方大学に入学又は卒業後に地元に定着した学生に対して、授業料減免など一定のインセンティブを与える制度の検討や、地域内における進学者や就職者の実績に応じた地方大学に対する運営費交付金・補助金の増額などの優遇措置を講じるとともに、地域内進学や就職を促す地方大学や地方自治体の取組に対する支援を拡充すること。

　大学病院における地域医療・研究を支える人材の拠点としての機能がより一層強化されるよう、教育・研究の充実等に対して継続的な支援を講じるとともに、老朽化した施設や医療機器の更新を含め、経営の安定化等に向けた支援を行うこと。

オ　成長分野を牽引する人材の育成については、国の喫緊の課題であり、オールジャパンで取り組むべきである。長期的にも必要とされる成長分野人材を継続的に確保するため、特に地方における大学のデジタル・理工系学部の定員増など、様々な手法を用いた取組を早急に行うこと。また、成長分野人材を育成するには、教える人材の確保も重要であることから、大学における実務家教員等の活用　促進など、教育人材の確保にも取り組むこと。その際、地方大学は都市部の大学と比べて、実務家教員等の確保が困難であるため、インセンティブ措置を講じること。同時に、成長分野人材の地域偏在を是正する取組を推進すること。さらに、令和４年度に創設された基金を有効に活用し、複数年度にわたり意欲ある大学や高等専門学校等が成長分野人材の育成に取り組むことができるよう、初期投資（施設・設備費等）や一定期間にわたる教員の人件費などへの支援を継続・拡充すること。

カ　「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」の一部改正に伴うデジタル人材育成に係る東京 23 区定員増加抑制の例外措置の要件として、対象をデジタル人材に限定すること、臨時的な定員増に限ることなどが明示されているが、地方での定員増を行ってもなお不足する範囲内での定員増であることも十分に確認すること。また、例外措置の前提として、地方大学において確実にデジタル人材を育成する施策を展開すること。さらに、関係省庁が連携して、育成されたデジタル人材が確実に地方に還流されるよう戦略的な誘導策や、地域ごとに就職先となる産業を育成・確保する取組への大胆な支援策を講じるとともに、地方における情報系教員の確保のための施策を実効性あるものとすること。なお、例外措置の要件に適合した大学の定員増を容認するに当たっては、当該大学が提案した、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれを解消するための取組に係る具体的な計画の策定やそのフォローアップが、当該大学により確実に実施されるよう、国の責任において大学に対する指導を適切に行うとともに、その進捗状況について適宜情報を共有すること。

キ　平成 27 年度に創設された大学生等の地方定着の促進に向けた奨学金返還支援制度の活用を図るため、地方公共団体への財政措置を更に充実させること。

ク　大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、制度の拡充を図るとともに、国が責任をもって財源を確保することにより、高等教育の授業料等無償化を実現すること。その際、地域における教育費の実態を踏まえた仕組みとすること。また、大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経費が必要となることから、入学前の貸付制度を創設すること。さらに、大学院段階において導入されている「授業料後払い」制度について、大学院のみならず学部段階での導入についても検討すること。

なお、対象者が増加することに伴い、大学・専門学校等現場での事務量が増大することへの対策として、事務の簡素化を進めるとともに、必要な財政措置を講じること。また、機関要件の確認について、専門学校の確認取消を猶予するための各都道府県知事等の判断基準は、制度を運用する中での各都道府県の意見を踏まえ、適切に見直しを図っていくこと。

ケ　職業教育の推進のための施策の一つである専門職大学等については、地域社会のニーズに即応する優れた専門技能と新たな価値を創造することのできる専門職業人材の養成、さらにリカレント教育を担う場となることも期待されることから、認知度の向上に向けた取組や、より一層実践的な教育を可能とする支援を行うこと。

コ　独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金制度では、申込関係書類の管理など、学校が担う必要のない事務も主に高等学校の教職員が担っている。このことは、学校が担うべき進路指導に付随する業務の範疇を超えており、現場の負担となっているため、学校が本来の進路指導に専念できるよう学校が担う必要のない事務は機構が行うなど、学校の関与をできる限り減らした体制を構築すること。

(11) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律により、学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講じることが学校設置者の責務とされたことから、看護師等の配置に係る補助率の引上げなど必要な財政措置を一層拡充するとともに、通学に係る費用についても十分な財政措置を講じること。

(12) 夜間中学は、様々な事情により十分な教育を受けられなかった者の教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしているため、設置しようとする地方自治体が各々の実情に応じて柔軟に対応できるよう、教職員定数の拡充や、新設準備・運営補助に関する財政支援の充実等、必要な措置を講じること。

(13) 高等専修学校は、後期中等教育機関として職業教育を受けた生徒を地域社会へ輩出してきただけでなく、多様な背景を持つ生徒を受け入れる「学びのセーフティーネット」として機能してきている。こうした高等専修学校が果たしている役割の重要性に鑑み、高等専修学校が安定的な教育活動を行えるよう、学校の運営に必要な経常的経費に対する補助制度や、特別交付税を創設するなど、国の責任において十分な財政措置を講じること。

また、専門学校についても、職業教育の重要性の高まり等を背景とした学校教育法の改正を踏まえ、実務的な職業教育機関としての教育の充実が図られるよう、十分な財政措置を講じること。

(14) 私立を含めた学校施設、社会教育施設及び社会体育施設は、将来を担う児童生徒の学習・生活の場及び住民の生涯学習の場であるだけでなく、災害時には地域住民の避難所としても使用される施設であり、その安全性・機能性の確保は非常に重要である。また、少子化に伴う児童生徒数の減少等により、毎年多くの廃校が発生している状況であり、利用するあてのない廃校舎の解体費が課題となっている。

これらを踏まえ、国は、学校施設や社会教育施設等の耐震化（非構造部材を含む。）と老朽化対策を着実に実施できるよう必要な財源措置を講じ、補助要件を満たす全ての事業について必要な予算を確実に確保するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げ、起債に係る交付税措置率の引上げなど、十分な財政措置を講じること。特に、公立学校施設について、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく点検・診断や学校水泳プールを含む改修、廃校舎の解体などについて財政措置の充実を図るとともに、起債期間延長措置を講じること。なお、高等学校施設においても、老朽化対策等について、補助金化も含めた財政措置の充実等を図るとともに、私立学校施設についても、耐震改築事業費補助制度を延長・拡充するなど公立学校施設と同水準の支援を行うこと。その際、耐震性や劣化状況に係る点検が完了していないものもあることや近年の建築単価の高騰等を勘案し、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財政措置を講じること。

また、環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。

特に、障害のある児童生徒が支障なく学ぶことができるよう、学校施設のバリアフリー化を推進するとともに、特別支援学校設置基準に適合させるために設置者が講じる措置について、一層の財政措置を講じること。

さらに、体育館を含めた空調設備の整備や 2050 年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に向けた取組について、補助単価・補助上限額の拡大などを行うとともに、高等学校・中等教育学校（後期）においても着実に実施できるよう、補助対象の拡充など、維持管理費も含めた十分な財政措置を講じること。

また、昨今、学校への不審者侵入事案により児童生徒の命の安全が脅かされており、安全・安心な学校づくりが喫緊の課題となっている。マンパワーによる防犯対策にも限界があることから、高等学校も含めた防犯カメラ等の整備に関する財政措置を拡充すること。

(15) 社会教育施設は、住民主体の地域づくりや持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組や地域の幅広い情報発信の拠点として、社会教育主事等の社会教育人材が中心となり地域住民の多様なニーズに応える取組を推進していく必要があることから、地方公共団体だけでなく様々な団体、住民が連携・協働し、多彩で創造的な取組を進められるよう財政措置の拡充を図ること。

学校図書館・公立図書館・公立博物館等を通じて、児童生徒や地域住民の文化的な素養を高めるため、多様な書籍や新聞、雑誌、視聴覚資料、デジタルデータベース等に触れる機会を提供するとともに、多世代が集い地域課題の解決に向けて「知」を共有する場としての人材育成機能の更なる向上に資する、司書及び学芸員の配置の充実や資料、施設、設備の整備に係る財政措置を拡充すること。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備や、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報について、障害の状況に左右されない入手支援、情報通信技術の習得支援、点訳者・音訳者・アクセ

シブルな書籍製作に係る人材育成や体制整備等についての財政措置を拡充するとともに、一般書籍と電子書籍の同時出版等が促進されるよう、出版社等に働きかけること。

加えて、著作権法の一部改正により、図書館等による図書館資料の公衆送信サービスが可能となったが、現場に過度な負担が生じないよう、制度・運用や、事務処理スキーム、システムなどについて、関係団体と連携して適宜見直しを図ること。さらに、公共図書館が制度の運用に当たっての事務等を適切に実施できる特定図書館等としての要件を備えるために行う人的・物的管理体制の整備に対して、財政措置をはじめとした支援を行うこと。

(16) 全ての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向け、地方公共団体や学校法人の全校種に対し、GIGA スクール構想で整備された端末の更新や校内外通信ネットワーク環境の維持・改善に係る財源を国で確保するとともに、情報活用能力の抜本的向上に必要となる指導体制・支援の充実を図ること。このうち端末及びネットワーク機器の更新に係る財政措置については、近年の物価高などによる端末等の価格上昇を踏まえた拡充を行うこと。加えて、学習用ソフトウェアの購入費用、LTE 端末等の利用や、家庭学習、遠隔教育などのオンライン学習等にかかる通信費の負担軽減、学校現場における効果的かつ安全な生成 AI の利活用を可能とするための環境整備についても、必要な財政措置を講じること。また、児童生徒にとってより分かりやすい内容にするために導入されるデジタルな形態を含む新たな教科書について、その円滑な導入が図られるよう、学校現場におけるアカウント管理の負担軽減を更に進めるとともに、高等学校段階を含む授業実践の事例の横展開を図ること。

とりわけ、高等学校段階においては、全ての生徒が学校種や学科に適した端末を活用して学べるよう、端末の整備・更新について、全自治体が見通しを持てる安定的なスキームを全額国費により構築するとともに、コンピュータ教室の整備についても必要な財政措置を講じること。また、遠隔授業を推進するため、教員の配置を含む、配信センターの設置・運営に必要な財政措置を講じること。さらに、デジタル人材育成のために必要な環境整備を行うとともに、外部専門人材の活用や大学等との連携などを推進するため、高等学校 DX 加速化推進事業（DX ハイスクール）を継続しつつ、更に拡大して実施すること。

また、次世代の校務 DX における校務系・学習系ネットワークの統合、強固なアクセス制御に基づくセキュリティ対策、校務支援システムのクラウド化、指導者用端末の一台化やダッシュボード機能といった新たな要素について、今後も必要な財政措置を講じること。なお、整備の加速化に向け、補助対象となっていないシステムの利用料やヘルプデスク運営費などの維持費等についても補助対象とすること。

加えて、初等中等教育機関の学術情報ネットワーク（SINET）への接続にあたり、接続機関に高額な費用負担が求められており、地域間（都市部と地方部）のデジタルデバイドの解消に逆行していることから、負担の軽減や必要な財政措置を講じること。

あわせて、教員の ICT 活用指導力の向上を推進するための指導体制の充実や、学校における教員の ICT 活用をサポートする人材の確保に向けた財政措置を拡充するとともに、ICT 支援員の配置やヘルプデスクの設置といった学校のニーズに応じたサポート体制整備への支援を継続すること。また、AI の活用等を通じた英語教育の抜本強化を進めること。

さらに、学校が保有する機微情報に対する不正アクセスの防止等の十分なセキュリティ対策を講じることが不可欠であり、学校の情報セキュリティ対策を強化するため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づく対策を確実に講じることができるよう、今後も必要な財政措置を講じること。なお、整備の加速化に向け、補助対象となっていないシステムの維持費等についても補助対象とすること。

(17) 高等学校等就学支援金制度及び高校生等・新修学支援制度については、国において恒久的な財源を確保すること。また、令和９年度以降の地方負担分については、精緻かつ確実に算定し、別枠で一般財源総額の増額確保を図ること。さらに、高等学校等就学支援金制度について、支給月数の制限、単位制高等学校進学者や併修を行う者に対する支給制限などの問題に対応するとともに、支給対象の施設整備費等への拡大や支援額の増額を行うこと。あわせて、保護者の申請手続きや学校・都道府県の確認手続きの簡素化を図るため、必要な制度改正を行うとともに、e-Shien システム内で国籍情報等の取得と確認を含む、申請から認定、結果通知等までの一連の作業を実施できるよう速やかに対応すること。また、事務費や国のシステム要件の変更に対応するために必要な各都道府県のシステム改修費用についても、国において財源措置すること。加えて、都道府県が独自に実施する授業料支援事業に対して、必要な財政措置を講じるとともに、こうした都道府県が独自に上乗せして支援する場合も e-Shien システムで対応できるよう改良を検討すること。なお、新制度開始後一定期間を経た後に、改めて対象校や対象者のあり方、事業の進め方や課題等について、地方を交えて検証する場を設けることとし、地方の意見を真摯に受け止め、必要な措置を講じること。

奨学のための給付金については、高等学校等就学支援金に所得制限を導入する際に、その財源を活用して国主導で創設されたものであることや、令和７年 10 月の自由民主党・公明党・日本維新の会の合意事項として、中所得層まで支援範囲を拡大するとともに、地方負担が生じることのないよう国の負担割合を 10 分の 10 とするとされたことを踏まえ、全額国庫負担により実施すること。

また、マイナンバーを使用した所得確認や前倒し給付、家計急変世帯への給付等の新たな取組などにより事務が増加していることに加え、本事業の支給対象がこれまでの低所得世帯から中所得世帯まで拡充したことにより審査の事務量が膨大となったことから、事務負担が少なく、分かりやすい制度とするとともに、事務費を国費負担の対象に含めること。

加えて、就学支援金と同様に全国共通のプラットフォームとなるシステムを構築すること。なお、構築に当たっては、申請者の利便性を考慮し、高等学校等就学支援金と一体のオンライン申請を早期に導入すること。あわせて、高等学校専攻科の生徒への修学支援制度についても、授業料を所得制限なく無償化するよう拡充を図るとともに、事務費も含め、全額国費負担により措置すること。

また、私立小中学校は、特色ある学びを志向する者のみならず、不登校やいじめ等の事情を有し、環境を変えることを希望する者等の受け皿としての役割を果たしているため、私立小中学校等に対する授業料減免支援について、入学後の家計急変世帯に限らず補助対象とするなど、国による支援をより一層充実させること。

(18) 令和９年度に新たに創設される「高等学校教育改革交付金（仮称）」について、既存の教育財源を原資とすることなく、国の責任において改革を確実に推進する

ために必要かつ安定的な財源を確保するとともに、公立高校全体の底上げを可能とするよう、交付金の対象を改革の取組のみに限定せず、「高等学校教育改革実行計画」に位置付けられた取組などを広く認めること。加えて、都道府県が「高等学校教育改革実行計画」に基づき、地域の社会や産業を支える人材の育成・確保など、地域の課題に的確に対応した取組を効果的に実施できるよう、高校の設置状況や就業構造、産業界のニーズなどの地域の実情に応じた柔軟な制度設計を行うこと。

また、高等学校教育改革促進基金によるパイロット校の取組の充実、成果の普及を図るため、基金事業に伴う継続的な経費や協力校の整備等も対象とすること。

特に、専門高校を含む公立高校の魅力向上のためにも、老朽化した施設・設備の更新や修繕、空調をはじめとする更なる教育環境の改善、必要な教育備品の整備への財政支援をより一層充実させるとともに、教員の加配や地域、地元大学との連携等を担う外部人材の配置など、教員の働き方改革を含む指導体制の充実を図ること。

都道府県が高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）に沿った取組を円滑に進めていくためにも、国は制度の詳細や検討状況について、今後も丁寧かつ速やかに情報提供すること。

(19)「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」に盛り込まれた日本版 DBS の開始に当たっては、事務負担増に対し財政措置をはじめとした支援を行うこと。

(20) 高校生の就職に関して、職業安定法に基づき、高等学校等の校長が公共職業安定所長の業務を分担する費用については、国が全額負担すること。また、全額負担に至らない場合には、その不足分を高等学校就職支援教員の定数拡充により適切に補填すること。さらに、運用上の課題がある「高卒就職情報 WEB 提供サービス」の改修等を早期に行い、生徒の利便性を高めるとともに、教員の事務処理を省略化できるシステムとすること。

(21) 持続的な経済成長を実現するためには、人への投資を進めていくことが不可欠であり、とりわけ地域経済・社会の発展を支える人材を育成・確保する上で、教育の果たす役割は大きいことから、教育施策の推進に関する取組については、「新たな投資枠」を活用するなど、既存の予算の枠組みにとらわれることなく、予算を確実に確保し、集中的な投資を行うこと。

２　地域における科学技術の振興について

地域における科学技術の振興は、新技術や新産業の創出による活力ある地域づくり、更には我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結び付くものであることから、その重要性を国家戦略の中で明確に位置付け、地域における科学技術の振興に向け、以下の支援策を積極的に推進すること。

・　世界各国からの高度な人材や技術が集積した国際科学技術研究拠点を形成するため、現在、世界の研究者が国際協力で進めている国際リニアコライダー（ILC）の国内への誘致に向けて、国として、国際的な議論を積極的に主導し、国家プロジェクトとして推進すること。

・　福島国際研究教育機構については、我が国の科学技術力の強化をけん引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる拠点を目指すものである。そのため、国内外に誇れる研究開発や産業化、人材育成の実現に向けて、関係省庁が連携し、縦割りを排し総合的かつ安定的な支援を図ること。また、政府を挙げて中長期的な枠組みで、施設整備や運営に対する必要な財源及び予算を確保し、可能な限り前倒しし早期の供用開始を図ること。
・　広域的な産学官連携を推進するため、サポート体制の強化や地域の産学官連携に不可欠なコーディネーターを長期安定的に確保するための制度を創設すること。
・　今後の感染症危機を見据え、感染症による健康被害を最小限に抑えるためには、必要十分なワクチンの確保や安定した供給環境が必要であり、また、重症化を予防する治療薬の存在も不可欠である。そのため、国が定めた「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、国産ワクチン・治療薬の研究開発や生産体制の強化などに対し、引き続き積極的な財政支援を行うこと。また、国が策定した「医薬品産業ビジョン 2021」において、医薬品産業政策の基本的な方向性は示されたものの、新型コロナウイルスの感染拡大により医療関係物資が不足した状況を踏まえ、国内で必要な医薬品・医療機器等を海外に依存することなく全て国内でまかなうことができるようにするため、国産化及び輸出産業化を推進することが必要である。そのため、医薬品のみならず、医療機器や医療物資の研究開発及び製造に取り組む企業に対する支援を拡充すること。
・　国においては「地方創生に関する総合戦略」にて、国全体の持続的発展のためには、スタートアップを生み出すエコシステムの形成や産学官共創に向けた拠点の形成に取り組むことで、地方に新産業や高付加価値型産業を創出し、地方経済の稼ぐ力を強化することを掲げている。そうした状況を踏まえ、国が推進する「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想」の具体化に当たっては、その先行的活動を含め、地方との情報共有を図るとともに、地域スタートアップ・エコシステムやそこで活動する支援機関との連携、地方大学との共同研究の強化など、日本全国が一体となったスタートアップ振興施策を展開すること。

３　地域における文化芸術の振興について

（１）ポストコロナにおける文化芸術を振興するため、文化芸術関係者・団体及び文化施設への支援や文化芸術人材の育成及び雇用機会確保のための支援を充実・強化すること。

新たな文化の創造や風流踊・神楽をはじめとする地域に根ざした伝統文化の継承、交流を生み出す芸術祭の開催など、地域における文化芸術活動の継続を支援すること。世界に誇るべき文化である和食や日本酒、温泉文化などの次世代への継承や、地域活性化を図るための振興策を充実させること。また、現在国が保護の対象としていない花火などの文化についても、保護・継承すべき伝統文化として位置付けるとともに、技術者に対する顕彰制度の確立をはじめとした振興策を講じること。

地域における文化芸術や歴史文化資源の情報発信の拠点であり、文化観光の拠点ともなる博物館・美術館や劇場・音楽堂等の文化施設について、耐震化やバリアフリー化、収蔵能力の拡大、長寿命化など機能向上につながる施設の整備・充実並びに PPP/PFI 手法の導入に必要な財政措置を拡充すること。

これらの政策実現のため、国は、文化芸術振興に係る予算を継続的かつ安定的に確保すること。

（2）都内はじめ首都圏では、国立劇場の建替計画の遅延により、国立劇場の代替施設として新国立劇場が使用されることとなり、オペラ・バレエ公演の計画にも影響が出ている。そこで、国の施設も含め国内の既存施設の更なる有効活用を図るため、国が主催するオペラ・バレエを全国のホール・劇場で公演するなど、全国のホール・劇場が今後とも発信拠点としての役割を適切に果たしていけるよう必要な支援を行うこと。

（3）高齢者や障害者等の多様な人々が様々な場で創造・鑑賞活動に参加しやすくなるよう、年齢や障害の特性に応じた情報保障などの取組を推進するほか、児童生徒の教育における文化芸術活動への支援の充実・強化を図ること。

（4）地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、以下の点に配慮した施策を行うこと。

ア　都道府県の「文化財保存活用大綱」及び市町村の「文化財保存活用地域計画」に示された保存活用事業の推進、文化財の保存整備、史跡等の維持管理、出土品収蔵施設の整備、未指定文化財の調査・活用に関する施策の実施及び体制の充実に係る取組並びに活用や補修時の利用を見据えたデジタルデータの取得を含む文化財の現状記録の作成等の取組に対し、国は財政措置の対象を拡充するとともに、文化財の保存・活用に係る全体の予算を増額確保すること。

イ　大規模災害時における文化財の保全については、広域的な支援が必要となることから、国は文化財防災の取組について支援すること。

ウ　文化財の保存修理については、技術者の高齢化や後継者の不足等の課題に直面しており、国は平時から人材の養成・確保等について支援すること。

エ　国宝・重要文化財の修理等に限られている補助率加算制度を、重要無形民俗文化財及び記念物にも適用するとともに、重要無形民俗文化財において、象徴的・中心的役割を果たし、当該文化財の本質に深く係わる用具については、それが消耗品であっても財政措置を講じること。

オ　無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度について、保護のための財政措置を拡充すること。特に、生活文化については、その概念が極めて広範であることに加え、分野ごとに特徴が大きく異なることから、国として調査研究を進め、その知見を地方公共団体にも提供すること。

カ　地方登録制度について、都道府県や市町村において登録制度の設置や、条例の改正、登録に伴う文化財調査や手続き等の事務量が増大することが予想されるため、必要な財政措置を講じるとともに、幅広い分野の専門人材の確保や人材育成などを進めること。

キ　天然記念物である樹木等について、安全性を確保しながら適切に保存・管理していくため、国として新たな財政措置を講じるとともに、樹木等の管理に係るガイドラインを策定すること。

ク　建造当時の技法や史資料等に基づき適切に復元された歴史的建造物について、その価値が広く国内外に周知され、積極的な活用に資するものとなるよう、復元建造物に対する国の認証制度を創設すること。

４　国際的なスポーツイベント・パラスポーツイベントの開催効果及びレガシーの全国への波及・継承について

（１）第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第５回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西など、我が国で開催が予定されている国際的なスポーツイベント・パラスポーツイベントについては、スポーツ振興に寄与することはもちろんのこと、高齢者や障害者の社会参加の促進、交流人口の拡大による観光振興、国外からの参加者・観戦者に向けての日本文化の発信、国際交流の促進による世界平和への貢献などとともに、大きな経済効果も期待される。ついては、国内外における機運醸成に取り組むとともに、こうした様々な効果が、開催地のみに留まらず、日本全体に広く波及するよう配慮すること。さらに、ホストタウンの取組をはじめ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会、第 25 回夏季デフリンピック競技大会東京 2025、第 20 回アジア競技大会及び第５回アジアパラ競技大会などの国際大会のレガシー（遺産）を、その先へつなげていくことができるよう、一過性のイベントに終わらせることなく、継続的な支援に取り組むこと。

（２）日本遺産をはじめ全国各地の地域固有の文化等が活発に発信されるよう、スポーツイベントを契機として開催された様々な文化プログラムの継続への支援を行うとともに、多言語対応などの環境整備や人材育成、情報発信を引き続き支援すること。

５　スポーツを生かしたまちづくりの推進について

（１）日本全体で国際的なスポーツイベントを成功に導くため、地方において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、国際的なスポーツ合宿の受入れ、国際的スポーツイベントの競技会場の整備や既存施設の国際水準の確保等、創意工夫ある取組を一過性に終わらせることなく継続的に実施できるよう、ソフト・ハード両面における適切な財政措置を講じること。

（２）健康寿命の延伸にもつながる生涯スポーツを通じた健康増進の取組などに対する支援について、高齢化の一層の進展を見据え更に充実・強化すること。
　また、障害者スポーツの裾野拡大と競技力向上を図る観点から、障害者スポーツに関する積極的な広報を引き続き推進するとともに、競技団体への助成やスポーツ施設のバリアフリー化などに必要な財政措置を講じること。

（３）通季・通年型スポーツアクティビティの創出によるスポーツツーリズムの推進など、地域スポーツコミッション等の官民が連携して行う分野横断的な取組に対し、関係省庁が連携して支援すること。
　さらに、地域の特性を生かし、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことができるよう、誰もが参加できる機会を「つくる」取組や、様々な人が「あつまり、ともに、つながる」ことができる取組、「誰もがアクセスできる」取組に対する支援を強化すること。

（４）スポーツ産業を我が国の基幹産業に成長させ、魅力ある雇用の場の創出等による地域経済の活性化を図るため、収益性の高いスタジアム・アリーナの整備やスポーツ経営人材の育成、大学・社会人スポーツの活性化、eスポーツの振興、ICT・食や健康・観光等の地域産業との融合を図る先駆的な取組などへの支援を強化すること。

【環境関係】

令和６年５月、第六次環境基本計画が閣議決定された。同計画では、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」等を目的とし、脱炭素、循環経済、自然再興等の施策の統合・シナジー等の政策展開を行う旨規定されている。

国においては、同計画についてあらゆる機会を通じて広く国民への普及に努め、地方公共団体と緊密な連携の下、各種施策を展開すること。

１　総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行について

（１）「第５次循環型社会形成推進基本計画」等に基づく諸施策の充実

令和６年８月、「循環経済を国家戦略に」を副題とした、「第５次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定された。同年 12 月には「サーキュラーエコノミーへの移行加速化パッケージ」が取りまとめられ、これらに基づく各種施策が実施されていることに加え、本年４月には改正資源有効利用促進法が完全施行されたほか、「循環経済行動計画」が関係閣僚会議で決定されたところであり、資源循環の取組の一層の加速が期待される。

循環型社会の形成に向けて、国、都道府県、市町村、事業者など多様な主体がそれぞれの役割分担の下、連携して取組を進めることが必要であり、特に大きな役割を果たしている地方公共団体や事業者に対する支援を強化するなど、諸施策の充実を図ること。

（２）不適正ヤード対策

令和８年６月 19 日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律」の施行にあたっては、規制対象物品や許可対象事業者の範囲を政令で厳密に定め、地域で混乱が生じないよう、通知やガイドライン、国による説明会の開催等を通じて、関係者に対し十分かつ速やかな周知を図るとともに、許可申請の集中への対応及び地方公共団体における施行のための準備等に要する時間を考慮し、施行までの期間の確保又は経過措置の設定等を行うこと。

また、法の施行に合わせ地方公共団体において新たな事務が発生するため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令を見直す等、地方公共団体の事務負担の軽減に十分に配慮するほか、既に制度を設けている地方公共団体の事例を参考に、技術的支援とともに人件費を含めた財政的支援を確実に講ずること。

（３）ＰＣＢ廃棄物等の適正な管理及び処理の促進

令和８年６月 19 日に公布された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「ＰＣＢ廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」という。）及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律」の施行にあたって、すべてのＰＣＢ廃棄物等の適正な管理及び処理に向けて以下のとおり実効性のある処理促進策を実施すること。

ア　「ＰＣＢ廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に係る事務の執行及びＰＣＢ廃棄物等の適正な管理及び処理に係る指導等に必要な経費について、確実に財政措置を講ずること。さらに、ＰＣＢ廃棄物の処理に係る行政代執行に要した費用の徴収が困難となる場合が想定されることから、代執行を行う自治体に財政負担が生じることのないよう、処理費用だけでなく、代執行及びその後の求償事務に係る人件費も含めた財政的支援を確実に講ずること。

イ　中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の閉鎖にあたっては、地元自治体に配慮し、一日も早く安全な施設解体を完了させるとともに、新たに発見された高濃度ＰＣＢ廃棄物について、安全かつ確実に処理できる体制を速やかに整備すること。また、高濃度ＰＣＢ廃棄物を処分する際には、事業者に対する処分費用等の支援措置を維持すること。

ウ　低濃度ＰＣＢ廃棄物について、その処理が効率的かつ合理的に進むよう、実態把握の促進及び処理体制の充実・多様化を図ること。また、低濃度ＰＣＢ廃棄物についても、適正な処理を推進するため、事業者に対する処分費用等の支援措置を維持すること。加えて、保管事業者が不明・不存在かつＰＣＢ使用の疑いのある廃棄物については計画的に処理が行われるよう国において早急に検討を行うこと。

エ　低濃度ＰＣＢ使用製品について、廃棄物となる場合を見据え、電気事業法の届出対象となっている製品を含め、トレーサビリティ確保に向けた仕組み（使用製品の実態を把握するための全国統一的なシステム等）を構築するなど、確実な処理につながる体制を整備すること。

オ　ＰＣＢ使用の疑いのある製品についても、計画的に処理が行われるよう早急に実態把握を行うとともに、処理方針を示すこと。

カ　ＰＣＢ廃棄物等の適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。

（４）災害廃棄物処理体制の構築

大規模な災害の発生に備えるため、令和８年６月 19 日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律」や令和６年能登半島地震等における対応も踏まえ、災害廃棄物処理を横断的に調整・支援する専門支援機関を速やかに確立し、効果的に運用するとともに、都道府県を越えた広域処理体制の構築等を国が中心となって積極的に進めること。また、廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入れ容量確保に向けた指定制度の創設にあたっては、指定により民間の廃棄物最終処分場の通常の事業に支障を来すおそれがあることから、適切な容量確保のため、指定を受けた者に対するインセンティブを検討すること。

（５）大規模不法投棄等への対応

近年の行政機関、事業者等の取組により、産業廃棄物の大規模な不法投棄等の不適正処理案件の新規発生はピーク時と比較すると減少傾向にあるものの、根絶には程遠い状況であり、依然として都道府県等が支障除去において多額の費用と労力を負担している現状にある。

このため、産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金については、令和５年６月に取りまとめられた「支障除去等に対する支援のあり方検討会中間とりまとめ」を踏まえ、現行制度の改善も含め都道府県の意見が反映された恒久的な制度を構築するとともに、必要額を確保すること。

また、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が令和４年度末で失効したことを受け、同法に基づく環境大臣の同意を得た事業については令和５年度から特定支障除去等維持事業として５年間を上限とする財政支援が開始されているが、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために都道府県等が実施する事業に対し、継続的な国の財政支援を実施すること。

（６）廃棄物処理法に基づく罰則の強化

産業廃棄物処理基準に違反する行為のうち、特に悪質な行為を行った者に対する直罰規定を設けること。

また、改善命令に違反した者に対しても、十分な抑止力となるよう、罰則規定を強化すること。

（７）ごみ焼却施設等の廃棄物処理施設の更新（循環型社会形成推進交付金の確保・拡充）

平成９年以降のダイオキシン類対策のために、市町村、一部事務組合及び広域連合において、一時期に集中して整備・改修されたごみ焼却施設等の廃棄物処理施設の老朽化が進み、全国的に更新時期を迎えている状況にある。循環型社会形成推進交付金について、市町村等の要望額どおり交付されるよう、確実な予算措置を講じること。また、国の方針に沿ってさらなる広域化・集約化を実施する際は、施設整備を伴わない単独の解体事業についても支援すること。

（８）国民への普及啓発、生産者への働きかけなど３Ｒの推進

廃棄物の適正な処理に向けて廃棄ルール等に関する必要な情報を周知するなど、広く国民に対して、「３Ｒ＋Renewable」の普及を図ること。

また、拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、生産者に対しより一層の取組を働きかけるとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入すること。

（９）太陽光パネルリサイクルの推進

太陽光パネルについては、発電事業終了後のメガソーラー等の発電設備の放置や不法投棄等が懸念されている。「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」の施行にあたっては、再資源化の実施について実効性を担保するとともに、規制対象とする多量排出者等の要件や、排出実施計画に対し命令・勧告を行う判断基準を早期に明らかにすること。また、リサイクル事業者の育成の推進、リサイクル技術開発、処理ルートの整備への支援を行い、リサイクルコストの低減を進め、リサイクルが選択される環境整備を進めるとともに、2030 年代後半以降の太陽光パネル大量廃棄に備え、現状では設置情報を入手する効果的な手段がない非ＦＩＴ/ＦＩＰの太陽光パネルについても国の責任において状況把握を行った上で、段階的な規制強化を着実に進めること。併せてペロブスカイト等の次世代型太陽電池についてはリサイクルを前提とした技術開発を行うこと。

太陽光発電設備が放置された際に、総合判断説では廃棄物であるか否かを判断することが困難な場合があるため、廃棄物と判断されない場合であっても、太陽光発電設備が放置され、緊急的な対処が必要になった場合に対応できるよう、国において原状回復等の体制整備とそのための資金確保を図ること。

(10) プラスチックリサイクルの推進

令和７年８月においても、プラスチック汚染対策条約の合意が見送られたところであるが、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に貢献する取組を世界の先頭に立って推進していく観点からも、プラスチックごみの削減につながる取組、再生可能資源への転換をより一層進めるとともに、使用済プラスチック等の省CO_2リサイクルシステムを早急に構築すること。なお、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応に伴い、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集等に取り組む市町村への支援の充実や、自主回収等に取り組む事業者の負担軽減を図ること。

また、使用済プラスチックを再原料化することで、廃棄物の削減と化石燃料使用の低減により多くのCO_2排出削減が実現できるケミカルリサイクルは、循環経済において大きな役割を果たすことが期待されることから、事業者の技術開発支援や分別・回収を行う市町村への財政援助等の体制づくりを進めるとともに、資源有効利用促進法に基づく識別表示制度の対象拡大や、材質記号のより分かりやすい表示に向け取り組むこと。

(11) 食品、電気電子機器廃棄物、小型家電リサイクルの推進

ア　食品

令和７年３月に策定された「食品リサイクル法に基づく基本方針」における目標達成に向けて食品関連事業者による取組の推進とともに、消費者の理解や取組が鍵となることから、国民に向けた分かりやすい普及啓発などに取り組むこと。

イ　電気電子機器廃棄物

電気電子機器廃棄物（E-waste）について、我が国の優れた再資源化技術・設備の活用など資源効率性の向上に取り組むとともに、３Ｒ推進や地方公共団体への支援の充実に努めること。

ウ　小型家電

有用金属の再資源化徹底のため、既存宅配網などを活用することで、サーキュラーエコノミーを見据えた広域的な回収処理制度を検討すること。なお、検討にあたっては、離島等の条件不利地域が不利益を被らないよう配慮すること。

(12) 再資源化事業等高度化法の適正な施行

昨年 11 月に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が全面施行され、再資源化事業等の高度化に係る計画の認定を受けた事業者に対して、廃棄物処理法の特例が適用されることを踏まえ、当該事業者等に対して都道府県が改善命令、措置命令等を行う事態となることのないよう、国において立入検査などにより十分な指導を行うこと。

また、特定産業廃棄物処分業者からの国への報告内容については、地域の資源循環を促進する上で貴重なデータであるため、都道府県に対し詳細なデータを提供すること。

(13) 海洋ごみ対策

海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って対応すべき問題であるため、以下について取り組むこと。

ア　最終的な処理責任の所在が国であることを明確にした上で、海岸漂着物等（漂流・海底ごみも含む）の回収・処理ルールを確立すること。

イ　海岸漂着物等の回収・処理及び普及啓発等の発生抑制対策への支援制度については、十分な予算を確保するとともに、地方公共団体が大量の漂着物を処理した場合も含め、国の全額負担による恒久的な財政支援制度に改善すること。
ウ　プラスチックごみ等の陸域から海洋への流出防止のため、河川ごみの回収・処理を支援する新たな制度を創設すること。
エ　海岸漂着物等の回収・処理等の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にすること。
オ　マイクロプラスチック(微細なプラスチック)を含むプラスチックごみに　ついては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、その実態解明と発生抑制対策を早急に講ずること。

(14) 船舶の適正管理の推進と処理体制の強化

適切に管理されない放置艇及び沈廃船は、油流出などの海洋汚染を招くほか、特にＦＲＰ船は、その素材の特性から、適正に処理される必要があるが、所有者不明や所有者の負担能力の欠如により、それらへの対応が自治体の負担となっている。このような状況を踏まえ、適正な管理・処分を所有者自らが確実に行うために船舶の保管場所確保を義務付ける制度を整備するとともに、所有者が不明になった場合に備え、船舶購入時等にあらかじめ負担する廃船デポジット制度を創設し、自治体負担のない持続可能な処理体制を推進すること。

(15) リチウムイオン電池等の適正処理の推進

令和７年 12 月に、国において取りまとめた「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づく各種施策について早期かつ着実に実行すること。

また、すべての製造業者に対する自主回収・再資源化の徹底等の拡大生産者責任の強化や、廃棄物処理施設に係る火災損害支援制度の拡充など、制度の見直しを図ること。

２　生物多様性保全対策、自然公園の利活用等の推進について

（１）生物多様性の保全等

生物多様性条約第 15 回締約国会議（ＣＯＰ15）で採択された新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」及びこれを踏まえて策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」に掲げられた取組を進めるため、各地域においても国と連携・協働して総合的な対策が推進できるよう、生物多様性地域戦略の改定及びそれに基づく生物調査並びに「30by30 目標」の達成に向けた取組等に地方交付税措置を含めた必要な支援を行うこと。

特に、令和７年４月に施行された「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づく自然共生サイトの認定等を推進するため地方公共団体が行う取組に対し、必要な支援を行うとともに、マッチングなどを通じて地域における民間企業等の生物多様性保全の取組を促進すること。

また、生物多様性の危機が続く中で、施策立案の基礎となる科学的基盤の強化及びデータの標準化やオープンデータ化による利便性の向上を図るとともに、生物多様性の価値の定量評価手法を確立するなど地方公共団体における政策や民間企業の意思決定に活用できる仕組みを国として整備すること。そのほか、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定された国内希少野生動植物種を対象に都道府県が実施する種の保存や生息・生育環境の保全に関

する施策等に対して、十分な財政措置を含めた支援を進めること。
さらに、多様な主体による取組が積極的になされるよう、国民や事業者に向けた効果的な広報・啓発活動や継続的な取組に繋がる制度創設を行うこと。

（2）特定外来生物対策

攻撃性が強く、人体にとって危険な生物であるヒアリをはじめとした特定外来生物の海外から国内への侵入を確実に阻止するとともに、国内への定着防止を図ること。特に、定着国等からの貨物により侵入する可能性が高いことから、海外での貨物輸出時における防除が徹底されるよう関係国、関係者に働きかけること。
また、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の改正に伴い、都道府県や市町村等の役割が規定されたため、防除の判断基準や効果的な防除方法を明確に示すこと。
さらに、地方公共団体が講じる特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のための措置等に対し、特定外来生物防除等対策事業交付金等の十分な財政措置を講ずるとともに、防除対象種の繁殖期や生態を踏まえ、地方公共団体が効果的・効率的な防除を実施できるよう国の交付金事務の迅速化及び柔軟な運用を図ること。

（3）国立・国定公園等の受入れ環境の上質化、自然公園の施設整備等

関係人口の創出や地域の暮らしの再建の観点からも、国、都道府県及び市町村や民間事業者等関係者が一体となって国内外からの誘客を更に推進していく必要がある。そのため、景観を著しく損ねている廃屋の撤去や電線類の地中化をより一層促進し、美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光の推進を図るため、国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業等のハード事業や国立公園における感動体験・アドベンチャートラベル創出事業等のソフト事業において、対象に国定公園や都道府県立自然公園、ラムサール条約登録湿地等を加え、長距離自然歩道等のロングトレイルとの連携を強化するなど、受入れ環境の上質化に向けた対策を推進すること。
また、自然公園については、その豊かな自然や景観等が地域の重要な観光資源であることに加え、2030 年の「30by30 目標」の達成に向けて、今後自然公園の新規指定や大規模拡張が進められ、これまで以上に施設整備が必要となることなどから、平成 16 年 12 月 27 日付け「自然公園等事業の改革について」の自然環境局通知により明確化された国と地方の役割分担に基づき、国立公園の特別保護地区及び第１種特別地域内の公園施設については、国直轄による主体的な整備を徹底するとともに、当該整備に必要な十分な予算を確保すること。また、地方公共団体が行う自然公園の施設整備に対し、自然環境整備交付金の充実など積極的な財政支援を行うとともに、公園区域の拡張等の公園計画見直しに向けた自然環境調査等の実施に係る技術的・財政的支援制度を創設すること。加えて、自然災害の激甚化・頻発化により、利用施設等の被害が増加していることから、既存施設の防災・減災対策や新規施設の整備等にも積極的に財政支援を行うこと。
さらに、官民連携の取組を一層加速し、自然公園の積極的な活用を進めるため、先進事例の共有や技術的な助言などにより都道府県の取組を支援すること。

３　野生鳥獣対策

全国においてクマ類（ツキノワグマ・ヒグマ）をはじめとした野生鳥獣の出没・被害が過去に例のない規模で急増していることから、以下について対策を講じる

こと。

（１）鳥獣被害防止総合対策交付金や指定管理鳥獣対策事業交付金、特別交付税措置などの必要な予算を確保・拡充するとともに、国の「クマ被害対策パッケージ」を踏まえ関係省庁が連携した支援を継続的に実施すること。

（２）生活被害・人身被害の防止及びその対応に不可欠な人材の確保・育成並びに体制の強化への支援を行うこと。

（３）クマ類の個体数管理においては、国が主体となったモニタリング調査等を継続的に実施するとともに、他の野生鳥獣にかかる生息実態調査への支援、被害防止対策や狩猟等の安全対策の強化など、なお一層の鳥獣対策の充実・強化を図ること。

（４）国立公園や国有林、防衛省施設用地など国の管理地内においては、国自らによる生息状況把握・捕獲の強化や市町村等に対する捕獲許可への柔軟な対応を行うなど、都道府県の鳥獣管理施策と一体的に進めること。

（５）国が主体となって先進的技術等も活用した効果的な侵入防止対策を確立するとともに、対策に必要な技術的・財政的支援の充実・強化を図ること。

（６）国のクマ被害対策パッケージで示されたガバメントハンターについて、その定義、都道府県と市町村における役割分担、任用の在り方を明確にするとともに、継続的な支援を行うこと。

（７）野生鳥獣対策は、銃器の使用が効果的である一方、住民の安全確保が求められることから、行政と警察の連携が欠かせない。クマ出没時及び緊急銃猟時の住民の安全確保への協力等への対応が都道府県警や管轄警察署によって異なることがないよう、国において、全国の先進的な取組等を踏まえた対応基準を明確に示すこと。

（８）緊急銃猟を行うハンターについて、刑事責任を払拭する具体的かつ明確な国の見解を公表すること。

４　有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）対策の推進について

有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）は、その性質から様々な用途に使用されてきたが、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約においてそのうちＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳが規制対象とされたほか、令和５年 12 月には国際がん研究機関（ＩＡＲＣ）が発がん性分類においてＰＦＯＳの分類をグループ２Ｂ（ヒトに対して発がん性がある可能性がある）に、ＰＦＯＡの分類をグループ１（ヒトに対して発がん性がある）に位置付けるなど、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されている。

国では、令和８年４月からＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを水道法における「水質基準項目」に引き上げ、水道事業者等に定期的な水質検査の実施や濃度が基準値を超えた場合の改善を義務付けている。

一方、ＰＦＡＳの健康影響に関する科学的知見や存在状況、分析方法及び対策技術の情報等は未だ十分とはいえないことから、国民の健康影響等への不安を払拭するには至っていない。

また、米国では飲料水中のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについて、日本の水道水における水質基準値を大幅に下回る規制値が定められていると承知している。

こうしたことを踏まえ、以下の取組により、国の責任においてＰＦＡＳ対策の更なる充実・強化を図ること。

（１）実効性のあるＰＦＡＳ対策を推進するため、地方公共団体から意見を聴取する場を設置する等、地方公共団体の意見を十分に反映させること。

（２）公共用水域及び地下水の水質調査など地方公共団体等が行う取組に対し、十分な財政措置や技術的支援を講ずること。

（３）引き続き国内外の健康影響に関する知見の集約に努めるとともに、血中濃度と健康影響の関係性の研究を推進するなど、人への影響を早急に明らかにし、得られた知見について、速やかに情報提供すること。

（４）水道水、公共用水域及び地下水に係る調査結果の一体的な解析・研究を進め、環境中の挙動を解明すること。

また、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ等の検査については、直接注入-LC-MS/MS 法を追加する等、結果把握の迅速化や作業の効率化を図ること。

（５）公共用水域及び地下水でＰＦＯＳ及びＰＦＯＡによる汚染が発見された場合における科学的知見（環境中での挙動等）に基づく排出源特定のための調査や汚染の拡散防止等について、具体的な方法を早急に示すこと。

（６）令和５年７月に示された土壌中のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳの暫定測定方法の精度の検証等を引き続き行った上で、測定方法を確立すること。

また、土壌汚染の状況を踏まえ、土壌に係る評価指標及び土壌汚染対策（未然防止、拡散防止及び浄化対策）の検討を進めること。

（７）地方公共団体が実施する調査において公共用水域や地下水のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡによる汚染が人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれが確認された場合において、その周辺の事業場・工場の設置者や土地所有者等（以下「事業場の設置者等」という。）が、排出源特定のために国や地方公共団体が行う調査に協力する制度を構築すること。さらに、排出源であった場合に、事業場の設置者等が浄化対策やばく露防止対策を行う制度の構築を検討すること。

また、事業場の設置者等が実施する地下水等の調査において、汚染が確認された場合に地方公共団体への迅速な報告を促す制度の構築を検討すること。

（８）地方公共団体が実施する排出源の特定調査において、排出源の候補として米軍関連施設が考えられる場合には、日本政府として米国側に必要な情報開示を強く求めるなど、調査に協力すること。

（9）ＰＦＡＳの農畜水産物への蓄積の状況とメカニズム及びそれを介した人への影響を早急に明らかにし、必要な対策を講じること。あわせて、肥料の原料となる下水汚泥の評価指標の検討を進めること。
　また、調査に関連する情報の発表に際しては、農畜水産物に対する過度な不安や風評被害が生じないよう、十分に配慮すること。

(10) ＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤等について、泡消火設備の点検を強化させるなど漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、泡消火薬剤等の交換に要する費用支援制度を創設するなど、ＰＦＯＳ等による環境汚染を未然に防止する取組を加速すること。

５　大気環境保全対策の推進について

（1）ＰＭ２．５対策
　微小粒子状物質（ＰＭ２．５）については、生成メカニズム等の高度な解析による総合的かつ広域的な対策、越境大気汚染に対する技術協力の強化、常時監視体制の整備のための都道府県の負担についての必要な支援、疫学的知見の収集、国民に対する幅広い情報発信といった対策を着実に実施し、国民の健康への不安の解消を図ること。
　また、大陸からの黄砂の飛来や火山の噴火などによる広域的なＰＭ２．５濃度の上昇に対しては、地方公共団体が個々に注意喚起を行うのではなく、国が気象情報とともに国民に情報提供を行うよう、「注意喚起のための暫定的な指針」の見直しを行うこと。

（2）光化学オキシダント対策
　光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質の影響などが示唆されていることから、地方公共団体の試験研究機関や大学などとの連携を強化し、原因解明のための調査研究を更に進めるとともに、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講ずること。

（3）自動車排出ガス対策、給油所対策
　自動車ＮＯx・ＰＭ法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を継続するとともに、光化学オキシダントや微小粒子状物質（ＰＭ２．５）の原因物質の一つとされる自動車燃料蒸発ガスの低減については、給油所側での対策が着実に進むよう「大気環境配慮型ＳＳ認定制度」の普及拡大など、財政支援を含め必要な措置を講ずること。特に、都心部に多く設置されている懸垂式の給油機について、燃料蒸発ガスの回収に対応する機器の導入を促進するため、メーカーに更なる技術開発を促すなど必要な措置を講じること。

（4）アスベスト対策
　「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進を図るとともに、以下の対策により、国の責任においてアスベスト対策の更なる充実・強化を図ること。
　ア　令和８年１月１日から有資格者による実施が義務付けられた工作物の事前調査について、広く周知を行うこと。

イ　技術講習会等の実施に要する費用、石綿事前調査結果の確認等に対する人件費、石綿含有建材の分析体制の整備等に対して十分な財政措置を講じること。

ウ　近年の大規模災害時における課題を踏まえ、災害時のアスベスト飛散・ばく露防止対策が迅速に実施できる体制が構築されるよう、地方公共団体への支援を行うとともに建築物石綿含有建材調査者等のアスベスト対策を専門とする人材の一層の育成・確保を行うこと。

エ　建築物等の吹付材以外も含めたアスベストの有無についての事前調査やその除去等を促進するため、建築物の所有者等に対する助成制度を創設すること。また、事前調査方法について、必要な設計図書等がない場合であっても、事業者が的確に事前調査を実施できるよう、具体的かつ現実的な方法を国として示すこと。

オ　中皮腫などの石綿による健康被害については、発症まで 40 年程の期間があり、今後、さらに患者数が増大することが推測されることから、石綿対策に関連する法令等を分かりやすく整理した上で、中・長期的な視点で当該法令等を遵守することの重要性について国民への丁寧な周知を行うこと。

カ　石綿健康被害救済制度の充実を図るとともに、中皮腫などのアスベスト関連疾患の診断や治療法確立に向けた研究・開発を推進すること。

【エネルギー関係】

１　エネルギー政策の総合的な推進について

（１）エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことに鑑み、エネルギー政策については、令和７年２月に閣議決定された地球温暖化対策計画、第７次エネルギー基本計画及びＧＸ２０４０ビジョンに基づき、安全・安心の確保を前提とし、総合的なエネルギー安全保障の強化、再生可能エネルギーの大幅な増加や水素等の普及・導入拡大などネット・ゼロ（カーボンニュートラル）に向けた世界の動向を踏まえ、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

特に、中東情勢の緊迫化などにより、エネルギーの確保が難しくなることが懸念されることから、国内の生産活動や国民生活に必要なエネルギーを確保するため、原油・ナフサの備蓄の在り方についても検討を進めるとともに、原油等の供給調達先の多角化や原油依存の低減に向けた再生可能エネルギーをはじめとするエネルギー源の多様化等の取組を進めること。加えて、エネルギー消費効率の高い設備や再生可能エネルギー設備への転換・導入支援など中長期的な取組に向けた環境整備の推進を図ること。

また、エネルギー政策の推進にあたっては、あらゆる技術や資金等を有効に活用しながら、地球温暖化対策の推進等に留意し、地方の意見を十分に反映させ、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

併せて、使用済燃料の再処理及び高レベル放射性廃棄物の最終処分を着実に進めること。特に最終処分については、国全体の課題として、電力の消費地も含め調査地点を早期に拡大すること。

（２）電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興や安全確保を図るため、各府省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備、安全対策等を推進すること。

電源三法等による交付金制度については、既存の交付地域に対する交付水準を確保した上で、対象地域を原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。

特に、原子力立地給付金は、発電用施設等の立地地域及び周辺地域の住民等に直接交付を行うことができる給付金であり、発電用施設等の設置及び運転の円滑化を図る上で重要な制度であることから、対象地域について、原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、給付額についても、大幅に増額することにより、対象地域の住民及び企業等に対する還元策として十分な水準となるよう、現行制度の見直しを行うこと。

再生可能エネルギー導入拡大においても、発電施設の設置や運転に係る地元の理解や協力が必要であることから、洋上風力発電などの再生可能エネルギー発電施設に対する新たな交付金制度の創設等、立地自治体に対する財政支援を検討すること。

脱炭素電源地域貢献型投資促進事業の事業者公募を複数年度にわたって継続すること等により、脱炭素電源の遺失地域に対する経済・雇用対策を大幅に拡張す

ること。
「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」における「振興計画」に基づく事業については、対象事業の拡充や補助率の嵩上など特別措置の充実・強化を図ること。
また、原子力発電所の廃止措置が行われる関係地方公共団体が新たな産業や雇用を創出できるよう、廃止措置完了までの財源及び長期停止等に伴う経済停滞に対する財源を確保すること。

（3）水素・アンモニアエネルギー普及・導入拡大の加速化

「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の目標達成に向けて、水素・アンモニアエネルギーの全国的な普及・導入拡大を加速させ、水素の製造から貯蔵・輸送、利用にいたるサプライチェーン構築を図ることができるよう以下について積極的に取り組むこと。

ア　技術開発や実証研究の更なる推進
イ　燃料の種類及び地域間などで生じる価格差への十分な支援
ウ　燃料電池自動車・バス・トラック・フォークリフトなどの導入促進に向けた支援の継続・強化とともに、導入事業者のインセンティブとなる施策の展開と導入後の負担増に対する支援
エ　水素ステーションに係る整備・運営等に対する支援の強化、高圧ガス保安法から切り離した法整備等による関連規制の抜本的な緩和、補助金の分割払い等の中小企業の資金繰り対策
オ　水素パイプライン等のインフラの整備の推進及び 2030 年度以降の水素等の本格的な需要拡大に応える内陸地域も含めた広域的なサプライチェーン構築のための支援
カ　グリーン水素をはじめとするCO_2フリー水素や副生水素の利活用などについて、電力調達コストの低減、電力調整手段確立に向けた研究開発、広域的かつ戦略的な取組を推進する自治体との十分な連携及び財源措置
キ　水電解装置等の水素製造能力の強化
ク　水素・アンモニアを活用した火力発電のゼロエミッション化
ケ　カーボンプライシング等の温室効果ガス排出削減を促す取組の制度設計時における水素インフラの普及が進んでいない地域への配慮
コ　2031 年度以降の価格差・拠点整備のための支援策の構築など、水素価格低減に向けて事業者が安心して投資できる環境構築及び支援の拡充
サ　ＧＸ経済移行債の水素・アンモニア施策への割り当ての拡充、国で創設を検討されている「新たな投資枠」における海外市場も見据えた水素・アンモニア施策への十分な割り当て

（4）海洋エネルギー資源の開発

新たなエネルギー資源として注目されるメタンハイドレートに関しては、日本海沖や太平洋沖での調査や採取技術の開発を推進するなど、日本周辺海域における海洋エネルギー資源の実用化に向け、調査研究成果の評価や有望技術の特定を踏まえた生産システムの検証などの取組を一層加速化させること。併せて、資源開発が行われる地元に経済的メリットが還元される仕組みづくりを検討するとともに、地元の技術・人材の活用を促進すること。

（５）エネルギーに係る多様なインフラ整備

災害リスクに備えた強靭な国土形成を進めるため、以下の取組をはじめとしたエネルギーに係る多様なインフラ整備や広域的な燃料供給体制構築に向けた取組について、法制度の整備を含め、国として主導的な役割を果たし、積極的に実施すること。

ア　地域間連系線等の広域的な電力系統の強化

イ　天然ガスの広域的なパイプライン網整備、タンクローリー輸送に対するＬＮＧ輸入基地の第三者利用、国家備蓄対象化及び枯渇ガス田の利用

ウ　石油製品の国家備蓄分散化

エ　Ｖ２Ｘシステムの普及など、電気自動車や燃料電池自動車の災害時活用を可能とするインフラの構築

オ　カーボンニュートラルコンビナート及びカーボンニュートラルポート整備

カ　蓄電池や水素等による余剰電力の貯蔵及び調整手段の構築

（６）木質バイオマス発電所における需給バランス確保

近年、地域の供給力に見合わない木質バイオマス発電所が乱立し、数年後に発電所が稼働停止するなどの事案が見られることから、現実的に持続可能な供給体制を担保した計画であるか等、燃料供給の実現性を精査の上認定するとともに、持続可能な供給が可能となる環境整備を図ること。

２　地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大について

（１）再生可能エネルギーの地域との共生

再生可能エネルギーの導入にあたっては地域との共生や環境への配慮、安全確保が大前提であるため、再生可能エネルギー発電施設については計画・設置・運営・廃棄の各段階において、地域との共生や環境への配慮、事故発生時も含めた安全確保が適切に図られるよう国の責任において適正な規制及び支援策を講じること。

特に太陽光発電は、昨年 12 月に閣議決定された大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージで示された施策を速やかに実行に移すとともに、同パッケージには時間を要する取組もあることから、その間に事業着手を急ぐあまり、地域との共生をおろそかにするなど不適切な駆け込み案件が増加する懸念があるため、現時点でできる対策を早急に行うこと。既に開発に着手している事業についても、地域の実情に即して国が積極的に関与すること。

また、発電事業者が地域の理解を得ながら、自然環境や景観との調和、生活環境の保全、適切な土地利用を図るよう、許可制を含めた設置規制の強化を検討することに加え、適正な土地利用に向けては、地方公共団体や事業者の双方が法令等の手続きの進捗を共有できるシステム等を構築・整備すること。更に、再エネ特措法に基づく太陽光発電設備の廃棄等費用の外部積立制度を透明性・実効性の高い制度とするほか、太陽光発電以外の発電設備についても、同法の廃棄等費用の外部積立制度の対象とするとともに被災等による再生可能エネルギー設備の放置の防止のため、地方公共団体においても、詳細な設置場所や所有者等の必要な情報を入手できる仕組みを構築すること。加えて、令和９年度から地上設置太陽光発電施設をＦＩＴ・ＦＩＰ制度による支援の対象外とされたことから、同法に基づかない設備（オフサイトＰＰＡ等）に対しても、廃棄費用の確保等、同法と同様の措置を事業者に求める制度を構築すること。

併せて、「地球温暖化対策推進法」に基づく「促進区域」制度を市町村等が積極的に活用できるよう、地域脱炭素化促進事業に係る都道府県や市町村への財政支援、地域住民からの理解を円滑に得るため再生可能エネルギーの地産地消など地域への利益還元の仕組みの創設等、実効性の高い制度を構築すること。また、都道府県及び市町村が共同して促進区域等を定めることができることとなったことから、地域脱炭素化促進事業制度の円滑な運用のため、都道府県及び市町村の共同した促進区域等の設定や地方公共団体実行計画協議会の運営等についてのモデルケース等を示すこと。

（２） 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上や災害に強い「自立分散型電源」確保の観点からも重要であるため、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、「2040 年度におけるエネルギー需給の見通し」で示された 2040 年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率４～５割の導入を視野に、以下の取組を講じ、引き続き地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速させること。

・ＦＩＴ・ＦＩＰ制度対象外の再生可能エネルギーへの支援の拡充
・ＦＩＴ認定施設以外も含めた再生可能エネルギーの種別ごとの設備容量及び発電量等の情報開示の徹底
・各地域の創意工夫を活かした再生可能エネルギー発電設備の優先接続
・事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置等の支援
・事業者による適正な管理の一層の推進
・発電コストの低下や安定供給のための技術開発の積極的な推進
・固定価格買取期間満了後の事業継続・再投資の促進等の措置

ア 太陽光発電

令和９年度から地上設置太陽光発電施設をＦＩＴ・ＦＩＰ制度による支援の対象外とされたことから、太陽光発電全体の普及が鈍化することがないよう、建築物の屋根や壁面への設置等の地域との共生が図られた太陽光発電の導入支援を強化すること。

次世代型太陽電池については、技術的なイノベーションを加速し、社会実装を強力に進めること。特に、日本の固有資源に鑑み優位性を有するペロブスカイト太陽電池については、量産体制を構築するとともに、補助制度の対象となる施設等の要件を緩和すること。

イ 洋上風力発電

再生可能エネルギーの主力電力化に向けた切り札とされている洋上風力に関して、発電事業者が撤退した海域については、事業者不在の期間が可能な限り短くなるよう、新制度のもと、速やかな再公募を行うとともに、撤退によって影響を受ける地元関係者への支援を行うこと。その他の既存案件についても公平性を考慮しつつ、支援が十分かどうかを検討の上、すべての既存案件が確実に完遂するよう取り組むこと。また、浮体式洋上風力については実用化に向けた一層の支援を行い、早期の社会実装を促進すること。

併せて案件の形成にあたっては、以下に取り組むこと。

（ア）自治体単独では解決困難な課題であり、国が主体的に取り組むこと
・回遊魚の取扱い

・意見を聴く漁業者の範囲の明確化
・船舶の航行ルール
・県域を越えて存在する利害関係者との調整
・発電設備への固定資産税課税のための公有水面に係る市町村境界の決定方法の検討

（イ）案件形成にあたり配慮すること
・漁業及び環境への影響
・世界遺産等の価値に関わる生態系や景観上の影響
・計画地に近接した基地港湾の指定及び事業の進捗に合わせた整備

ウ　その他の再生可能エネルギー

水力については、更なる中小水力の導入促進の観点から、低コスト、高効率を目的とした水車発電機等の開発に係る投資を促進すること。

また、国内において膨大に賦存しているものの十分に活用が進んでいない地熱、温泉熱、地中熱、太陽熱、温度差熱などの再生可能エネルギーについて、利用拡大に向けた技術開発や熱利用としての用途開発を積極的かつ継続的に推進するとともに、強力に普及を進めること。

（3）再生可能エネルギーの地産地消の確立

新たなエネルギー政策の具体的な推進にあたっては、地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、地域に広く賦存する再生可能エネルギーについて、地域社会との共生が図られ、地域に根ざしたエネルギー資源となる「再生可能エネルギーの地産地消」の確立を目指し、地域の事業者等が安心して再生可能エネルギーの事業に投資することができるようにすること。また、バイオコークスは、各地域が有する未利用資源の有効活用やエネルギーの循環利用等に資することから、その普及に向け国として各地域の取組を強力に後押しすること。

地域新電力については、地方創生の担い手としての役割を果たしていけるよう、「卸電力市場」や「容量市場」及び「需給調整市場」の制度設計の見直しをはじめ、その規模に応じた地域の再生可能エネルギー由来の電気を開発・調達することができる環境を整えるため、地域の意見を踏まえた規制緩和や必要な法整備、ガイドラインの策定、より細分化した価格・調達区分の設定を行うなどの支援策を講じること。

3　電力需給対策等の推進について

（1）電力供給力の確保

国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、発電設備の新設、改修、復旧等、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じること。

加えて、ＬＮＧの安価な調達、シェールガス輸入等により、環境にも配慮した電力の低廉な供給を確保すること。

また、ＡＩ技術の普及により電力需要の急激な増加が予想されることから、国民生活に支障を生じさせないことはもとより、温室効果ガス排出量の増加に繋がらないことにも留意して需給対策を進めること。

（２）省エネルギー対策の推進

エネルギーの効率的な利用が重要な課題であることを踏まえ、省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム、コージェネレーション・システムの導入、ＺＥＢ・ＺＥＨ等建築物のネット・ゼロ・エネルギー化の実現に対する支援を継続・強化すること。

（３）電力等の需給状況及び需給ひっ迫等に係る情報の確実かつ広範な周知

電力の供給量及び需要量の見通しについては、確定値に近い数値だけではなく、発電設備ごとにどのような想定のもとで推計したのかも含め、国として、時間的余裕をもって、具体的かつ詳細に情報公開すること。

また、中東情勢の緊迫化などにより、電力をはじめとしたエネルギーの確保が難しくなることが懸念されるため、エネルギー節約や需要抑制については、足下の状況を把握しながら、あらゆる可能性を排除せず臨機応変に対応すること。

さらに、以下の情報については国が責任を持って、あらゆる手段を講じて確実かつ広範に周知を行うこと。

ア　需給ひっ迫警報、需給ひっ迫注意報、需給ひっ迫準備情報

イ　電力需給のひっ迫度合いに応じた節電目標と取組及びその効果

ウ　計画停電の準備状況

【災害対策・国民保護関係】

未曽有の大災害となった東日本大震災から 15 年が経過し、この間も熊本地震や平成 30 年西日本豪雨、御嶽山の噴火、そして令和６年能登半島地震、さらには令和７年以降各地で相次ぐ林野火災など、大規模な災害が頻発し、様々な課題や教訓をもたらしている。

また、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの国難レベルの大規模地震の切迫性が指摘されており、頻発化、激甚化が進む風水害、地域への深刻な影響が懸念される火山と原子力災害、国際情勢の悪化に伴う武力攻撃事態への不安の高まりなど、危機管理・防災対策の強化は喫緊の重要課題である。

こうした状況を踏まえ、国、都道府県、市町村、事業者、住民等全ての主体による総力を結集し、あらゆる災害や危機事象に対応できる国を創り上げることができるよう、特に以下の事項について、実効性ある施策を講じること。

１　大規模災害に備えた防災体制の強化

（１）災害の予防から復旧復興までの一連を見据えた防災体制の強化

令和８年中の設置に向けて準備が進められている防災庁及び防災庁の地方機関として早期の設置が求められる防災局については、大規模災害から国民の生命・財産を守るため、専任の大臣の下で、関係省庁の対策や対応を統括し、災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を主導できるよう有効に機能させ、地域における事前防災、大規模災害発生時における迅速な被災地支援、復旧・復興を強力・確実に進めることができる組織体制とすること、あわせて災害時はもとより平時から、蓄積したノウハウを地方自治体に還元できるような組織体制づくりを行い、防災・減災対策と国土強靱化を強力に推進すること。

また、防災局については、防災体制の空白地を生まないため、全国各地における大規模地震発生の可能性やバックアップ機能の確保の観点から、設置するエリアや組織体制が十分なものとなるよう検討すること。

より良い復興（創造的復興）の実現に向け、ソフト・ハードの両面から、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができるよう、法整備や制度設計を検討するとともに、新たな財政支援制度を創設すること。

国土強靱化の推進に必須の緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債、公共施設等適正管理推進事業債、及び防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債について、事業の恒久化と内容の充実を図るとともに、確実な財源措置を行うこと。

「津波対策の推進に関する法律」第 16 条第２項に基づく、地方公共団体による津波ハザードマップの整備等への財政支援については、現行の適用期間が令和９年３月 31 日までとされていることから、令和９年度以降も引き続き自治体が津波対策に取り組めるよう、期限を延長し、恒久化についても検討すること。

（２）災害リスクの高い地域への対策

法令に基づく「特別強化地域」や津波・土砂・火山等の「警戒区域」、「ゼロメートル地帯」など、被災リスクの高い地域において、居住誘導の観点も含めた緊急性の高い対策に重点的に取り組めるよう、既存支援制度の充実も含めた財政支援を強化すること。

（３）消防防災力の強化

消防防災力の強化に関する取組の着実な実施のために必要な財源を確保すること。

特に、緊急消防援助隊は、令和７年の岩手県大船渡市をはじめ各地で頻発している林野火災や令和６年能登半島地震等の大規模災害に際し、被災地へ速やかに出動するなど、消火や被災者の救助において大きな役割を担っており、大規模な被害が想定される南海トラフ地震や首都直下地震等においては、緊急消防援助隊による広域応援が特に重要であることから、車両やヘリコプター、資機材の整備など、緊急消防援助隊の充実強化を図ること。

また、活動に従事する消防隊員の安全を確保するため、省力化・無人化に向けた技術開発や災害用ドローンやロボットの導入・実用化を推進すること。

さらに、国の定める基準に基づき整備される消防学校の施設及び設備等について、消防職団員に対し、時代に即した実践的な教育・訓練を適切に切れ目なく提供できるよう、訓練用の施設、車両資機材等の設備整備、更新等に係る経費について、消防防災施設等整備費補助金へのメニュー追加や新たな補助制度の創設又は緊急防災・減災事業債等の起債対象事業とする等、必要な財源措置を行うこと。

（４）救える命を救うための災害時保健・医療・福祉体制の強化

近年の災害の実態や最新の地震被害想定などを踏まえ、病院の耐震化や浸水対策、非常用電源設備、給水設備の整備に対する財政支援や、業務継続計画（BCP）の策定に対する支援を強化すること。

災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害支援ナースなど、大規模災害時に必要な保健・医療・福祉の人材を確保するため、全国規模で人材育成を推進し、自治体の取組を財政面、技術面から支援すること。また、安全確保も含めた活動支援体制の強化、被災地の活動や事前の資機材整備、訓練等に係る技術的、財政的支援を充実させること。

スフィア基準の達成に向けて、都道府県や市町村が救援物資等を調達する際の費用について、十分な財政措置を講じること。

また、基準を達成するために必要となる多くの救援物資の備蓄について、防災拠点の老朽化等により、十分なスペースが確保できないことから、保管場所の確保や整備が行えるよう、新たな財政措置を講じること。

さらに、各自治体で調達・保管できないものについては、国のプッシュ型支援や流通備蓄の調達等により柔軟に対応できるよう、基準達成に向けた国の考え方を示すこと。

加えて、１人当たりの居住スペースなど、大都市においては避難者数が多く避難場所の確保にも苦慮していることから、地域の実情に応じた運用方針を示すとともに、各自治体における好事例を取りまとめ、広く全国へ周知すること。

（５）防災ＤＸの推進

避難対策やライフライン対策、応急・復旧・復興対策など、官民における災害対応のあらゆる段階でデジタル技術を活用する防災ＤＸを推進すること。

マイナンバーカードや専用アプリ等のデジタル技術を活用し、避難所内外の避難者の把握・管理及び避難所運営、更に被災者支援に至る業務などの効率化を図る仕組みについて、国及び全ての自治体においてシステムの仕様や運用がばらつくことのないよう、国主導により全国標準の統一化を図ること。また、大規模災

害時における広域避難にも対応できるよう、都道府県域を越えた情報共有が可能な広域被災者データベース・システム及びそれを支える共通のデータ連携基盤を国において整備すること。また、システムを支えるデータ連携基盤の構築等を進め、自治体がシステムを導入する際には、整備・運用に係る財政支援を行うとともに、専門家の派遣により、システム導入と運用の円滑化を支援すること。さらに、国が統一システムを構築するまでの間に、各自治体が独自に整備したシステムの構築・運用等に係る費用について地方財政措置を行った上で、国のシステム構築時には情報連携に齟齬が生じないよう、自治体システムと国システムを連携させること。

有事にデジタル技術を活用するに当たっては、平時から環境整備に取り組むと同時に、地域住民一人一人がデジタル技術の活用を習慣として身に着けることが重要であることから、有事に備えて平時から活用できるフェーズフリーのデジタルライフラインの整備について、財政支援及び人的支援を講ずること。

避難所の運営や被災者支援、物資の備蓄・輸送管理、建物の被害認定調査、被災地の保健・医療・福祉ニーズの把握など、災害対応に係るシステムの標準化と財政支援の充実を図ること。

国が進める防災デジタルプラットフォームの中核となる新総合防災情報システムについて、被災自治体への広域応援の際に、応援自治体をはじめとする関係機関との被災状況等の情報共有にも資する実効性のあるシステムとして整備運用するとともに、地方自治体が同システムに接続する際には、自治体のシステムの改修時期等に配慮し、過度な財政負担とならないよう支援に努めること。

自治体が衛星通信システムの利用に必要な機材等を導入する場合には、ランニングコストも含め、当該経費に対する財政支援を行うこと。

また、自治体の防災関係のシステムの更新、保守・点検などについても地方財政措置の充実・強化を図ること。

（６）防災備蓄品の全国配備

防災備蓄品について、国が現状把握した上で、自衛隊の防衛装備品と同様に「国主導による全国配備」を一層推進すること。

（７）国の防災体制の強化について

国の防災体制を強化するための人員の拡充にあたっては、都道府県職員の割愛採用や非在庁型研修員（地域防災連携推進員）等の仕組を恒久的な制度として運用するのではなく、直接、国家公務員として必要な人材を採用し育成するなどの対応により、専門的な知識をもったプロパー職員の確保を図ること。

（８）都道府県防災会議における女性委員登用の促進

女性の視点による災害対応力の強化を図るため、都道府県防災会議の委員のうち「指定地方行政機関の長又はその指名する職員」からなる１号委員の女性割合が高まるよう、関係省庁での具体的な対応が行われるよう災害対策基本法の改正などの措置を講じること。

２　災害の特性に応じた多様な災害対策の推進

（１）防災意識の向上

住民の自助・共助の意識の醸成と、地震・風水害に関する保険の活用や住宅の

耐震化、林野火災の予防、地域の防災活動への参加の促進、要配慮者等への必要な配慮や支援、津波からの迅速な避難行動の促進等に向けた普及啓発を強化すること。

また、住民の防災意識の向上に寄与する普及啓発の拠点施設に対する技術的・財政的支援の充実を図ること。

（２）帰宅困難者対策

帰宅困難者対策について、駅周辺の滞留など帰宅困難者の状況をリアルタイムで把握するシステムや、外国人や要配慮者への適切な情報提供、要配慮者等の滞在や移送方法など、実効性のある対策の推進に努めること。

帰宅困難者の一時滞在施設について、民間施設の協力が得られるよう、災害時の損害賠償責任の在り方を整理し、周知を徹底するとともに備蓄の推進に係る財政措置を講ずること。

（３）外国人観光客対策

相次ぎ発生している大規模自然災害における外国人観光客の安全かつ迅速な帰国を支援するため、「Safety tips」などの情報伝達手段の機能強化及び普及促進を図ること。

また、災害時に国内に取り残された外国人観光客等への支援について、現在、外務省、内閣府（防災担当）、観光庁等に機能が分散していることから、防災庁の設立を契機に、防災庁が司令塔となり、関係省庁が連携してこれらの業務を担う体制を整備すること。

さらに、自治体による最前線での対応の指針となる法令やガイドライン等を作成するために必要な費用負担も含め、関係者の意見を十分に踏まえて整備し、発災時には駐日大使館等との情報共有を円滑に行うなど、防災庁が関係機関を統括する司令塔として総合調整を行うこと。

（４）山岳遭難等における救助のあり方及び遭難防止対策

山岳救助における人的負担や財政的負担などに関する全国的な調査を実施し、課題整理を行うとともに、山岳遭難等における救助のあり方及び遭難防止対策について、有識者などを含め議論を行い、全国統一的な指針を示すこと。

（５）災害時の踏切対策

地震発生後、緊急車両の通行や住民の避難が困難になる事態を回避するため、踏切の早期開放に向けた対策が進むよう、交通事業者への指導や、地方自治体の避難誘導、災害応急活動への技術的支援を行うこと。

（６）災害に強いまちづくり

建物・構造物等の耐震化や老朽化対策、危険空き家の除却、津波防災地域づくり、液状化と地盤対策、木造住宅密集地域の改善、感震ブレーカーの設置補助対象の拡大による火災対策の強化等、災害に強いまちづくりを強力に進めること。

耐震シェルター等の普及を図るため、安全基準の策定や当該基準に適合する製品の認定制度の整備を行うこと。

災害対応の中枢を担う庁舎、避難所となる学校施設、要配慮者を守る社会福祉施設等や医療施設、防災拠点となる都市公園等について、更なる耐震化や浸水対策、太陽光発電などの自立・分散型電源及び非常用電源の導入、給水設備の整備

を行うとともに、小・中学校や特別支援学校の体育館、社会福祉施設等への空調設備新設補助の拡充、高等学校の空調設備整備への支援など、災害の教訓に基づく耐災害性の向上のための対策の推進と、確実な財源措置を行うこと。

ライフラインの耐災害性の強化に向け、上下水道施設の耐震化や老朽化対策は必要不可欠であり、特に、浄水場や下水処理場等の上下水道システムの急所施設や、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化を進めることと、耐用年数超過や腐食が認められる上下水道管路等の老朽化対策について促進することが重要であることから、補助金・交付金の採択基準の緩和、国庫補助対象の拡充と国庫補助率の大幅な引き上げといった財政措置の拡充を図ること。

また、上下水道耐震化計画やストックマネジメント計画に位置づけられた対策が確実に実施できるよう十分な予算・財源を確保すること。

さらに、災害時の早期復旧を可能とする全国の相互応援体制についてあわせて確立すること。

埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえ、道路陥没事故の未然防止やリダンダンシーの確保を目的とした対策を全国的に推進するため、引き続き第１次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた上下水道の強靱化対策の着実な推進や路面下空洞調査の実施に必要な予算を確保すること。

上下水道と同様に重要である工業用水道施設の管路更新・耐震化を進めるための十分な予算を確保し、特に甚大な被害が想定される地域へ重点的に配分するとともに、工業用水道施設の耐震化等に対する国庫補助率を下水道事業と同水準まで引き上げること。

浸水想定区域内にある医療・福祉・教育文化・子育て支援施設や避難所の浸水被害を軽減するため、嵩上工事や盛土工事など防災対策に必要となる費用について、財政措置を行うとともに浸水想定区域外への移転に対する更なる財政支援や地方財政措置の充実・強化を図ること。

指定公共機関による災害に強い電力供給体制を強化すること。ライフラインの停止や復旧活動の状況、復旧見込みなどの情報を、ライフライン事業者と地方自治体が共有し、連携して復旧活動が行える体制を強化するとともに、太陽光発電や蓄電池、電気自動車等を活用した電力供給システム等の普及促進を図ること。

携帯電話基地局強靱化対策事業について、地方自治体に財政負担が生じないよう、国の責任と財源において、事業を推進すること。また、事業者に対して整備に係る応分の負担を求めることを検討すること。

緊急輸送道路、港湾施設、鉄道施設及び空港施設の防災対策を含め、災害時の輸送体制の整備を図ること。リダンダンシーを確保し、強靱な国土軸の構築のため、特に、高規格道路の未整備区間の早期解消、相互に代替機能を発揮する高規格道路と直轄国道等とのダブルネットワークの構築、暫定２車線区間の４車線化などの公共インフラの整備を推進すること。

湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、リダンダンシーの確保等の観点や、国土全体にわたる連結強化の重要性を踏まえ、取り組むこと。

（７）地域防災の担い手の確保と活性化

地域の防災を担う消防団や水防団、自主防災組織の活動を促進するため、担い手確保に向けた普及啓発の推進や、研修や訓練、資機材整備など自治体による活性化のための取組を財政面、技術面から支援すること。

消防団員や水防団員の確保・育成に向けた財政支援等を強化するとともに事業

者に対する被雇用者の消防団・水防団活動への理解と協力を促進する対策の充実を図ること。

（８）消防防災ヘリコプター等の運航体制の強化

災害時の応急対策に必須となる消防防災ヘリコプター等の運航は自治体にとって大きな負担となるため、機体の導入や維持管理、安全運航に係る財政支援を強化すること。

災害時に損傷した機体や被災したヘリポート等の迅速な復旧への財政支援を強化するほか、出動から早期に到達できない地域の解消に向けた救助・救急体制の強化、耐空証明検査等による運休期間中の代替機体確保など、シームレスな運航体制の整備に取り組むこと。

（９）孤立地域対策

半島防災推進の観点からも、アクセス道路の防災対策や迂回路の整備、港湾施設の耐震化や航空機の離着陸環境の確保、通信や電気、上下水道のライフライン対策、通信途絶時の情報通信手段の確保、物資や資機材の備蓄の拡充、保管場所の確保や陸・海・空による輸送手段の確保など、孤立地域対策の強化に取り組むこと。

(10) 災害時の死者・行方不明者の氏名等公表

災害時の死者・行方不明者の氏名等公表について、地域によって対応にばらつきが出ないよう、考え方と公表の基準を示すこと。なお、具体的な考え方等を示すにあたっては、地域の実情を踏まえた知事の権限を尊重すること。

(11) 風水害対策

「流域治水」の考え方に基づき、河川、ダム等の整備、山間部の保水保全、農地、住宅地における治水対策、橋梁等の流失対策、農業用ため池等の防災対策、雨水貯留・浸透機能の確保など、流域全体の水災害軽減策の強化を図ること。

土砂災害対策については、現行制度では対策の対象とならない箇所も支援できるよう、新たな制度の創設を検討するとともに、土砂災害の防止・軽減の基本である砂防関係施設の整備による事前防災対策を計画的かつ強力に推進すること。また、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査の国費率の嵩上げや普通交付税の補正を復活させるなど地方の負担軽減を図ること。

河川管理施設や砂防施設等の老朽化の進行に伴う災害耐力の低下を防ぐため、防災・減災対策と一体的に老朽化対策も推進するなど、防災インフラの戦略的な維持管理を強力に推進すること。

住民が地域の災害リスクや適切な避難行動を理解し、迅速な避難行動がとれるよう普及啓発を強化するとともに、事前防災行動計画（タイムライン）などの自治体の取組への技術的・財政的支援を充実すること。

線状降水帯の発生予測など、気象観測精度の向上を図ること。また、自治体が迅速かつ適切に避難情報を発令できるよう、情報共有体制の強化や自治体の避難判断、防災気象情報の体系整理への対応も含めた防災行政無線や防災情報システムなどの情報伝達手段の充実・強化等の避難対策への技術的・財政的支援の強化に努めること。

令和８年５月から運用を開始した新たな防災気象情報について住民の理解が進むよう、一層の普及啓発と周知徹底を図ること。

住民の迅速な避難に資する雨量計、河川やため池の水位計、監視カメラの機器更新に対する財政支援を充実させること。

(12) 地震・津波防災対策

南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの国難レベルの大規模地震に備え、巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化が図られるよう、大規模地震防災・減災対策大綱による具体的かつ実効性のある施策の迅速な実施及び国の応急対策活動の具体計画を踏まえた防災拠点の整備・機能向上に係る予算措置や自治体が主体的に行う事業への補助制度の創設等を図ること。

地震の調査・観測体制の強化を図るとともに、調査が遅れている日本海側及び南西諸島海溝沿いにおける活断層等地震の長期評価や、中部地域等における地域評価を早期に実施すること。

DONET、S-net など、海底地震津波観測網の整備を基に、全ての地域を対象とした広域的な津波予測システムを整備すること。

津波災害警戒区域の指定を含めた津波防災地域づくりに関する普及啓発や、同警戒区域における自治体の警戒避難体制の強化の取組、津波避難施設や広域避難のための活動拠点の整備、操作者の安全確保のための津波防御施設の遠隔操作化、自動化の整備に対する技術的、財政面からの支援の拡充など、最大クラスの津波に対する防災対策の強化を図ること。

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されていないゼロメートル地帯等についても、地域の実情に応じた総合的な防災・減災対策への支援を充実・強化すること。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に伴い、事前避難を実施した場合、財政措置を講じること。特に、避難誘導や避難所を開設、運営する市町村の財政負担を軽減するための仕組みを充実させること。併せて、住民、事業者等が正しい理解のもと適切な行動を取れるよう、地方と協力して丁寧な周知を継続して行うこと。

令和６年能登半島地震で、地盤隆起等により一部の潮位観測施設の機能が喪失した事例を踏まえると、地震による地盤隆起、揺れ、津波等により潮位観測施設の機能が喪失し、津波警報等の切替・解除及び津波の実況監視に支障が出る恐れがあるため、潮位観測施設が少ない地域においても、潮位観測施設の機能を確保検討すること。

(13) 火山防災対策

火山調査研究推進本部の機能が十分果たせるよう、火山の観測や情報連絡体制の整備、火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成や継続的な確保、人材活用に係る地方公共団体へのより一層の支援に努めること。

地元に密着した火山の調査研究を進め、火山噴火の予測精度の向上等を図る取組を推進すること。

退避壕・退避舎等の避難施設や、溶岩流等を制御する堰堤や避難道路、情報伝達設備などのハード対策、避難訓練の実施・分析などのソフト対策の両面から、財政支援を拡大するとともに、事前防災対策を推進すること。

火山周辺を訪れる外国人や要配慮者への噴火や避難に関する情報の伝達や、地域住民や登山者の避難支援、及び避難状況の把握など、安全確保のための情報ツール等のシステムについて、最新技術を活用した整備・運用など、国や地方公共

団体から効果的に情報伝達できる対策や財政支援を講じること。

火山の大規模噴火に係る国主導のハザードマップや広域避難計画の作成、これに基づく国が主体となった訓練の実施等、都道府県境を超えた広域避難対策や、降灰対策について、火山灰の除灰方法、仮置き場の設置、埋め立てなどの最終処分、緊急輸送道路等の道路啓開の手法・手順、降灰からの避難が必要な場合の移動手段、広域的な対応を含めた避難措置など、国が司令塔として、調査研究に加え、都道府県域を越えた広域的な体制の構築等の実効性のある対策を推進すること。

(14) 雪害対策

近年の豪雪で頻発する高速道路や国道における自動車の立ち往生や、長時間にわたる通行止めを繰り返さないため、高速道路における大雪に備えた高架区間の堆雪スペースの確保など雪害時の対応を強化するほか、発生要因の分析・検証と再発防止策を講じるとともに、除雪体制の強化や情報伝達の迅速化、交通全体のオペレーション改善など抜本的な対策を講じること。

予防的な通行規制を実施する際に、社会経済に与える影響にも配慮して判断すること。また、関係機関において情報共有体制を構築するなど、国・高速道路株式会社等の関係機関による広域的な協力体制を一層強化するとともに、不要不急の外出自粛、時差出勤やテレワークの推進、配送計画の見直し等を周知・啓発するなど、大雪時に車両流入を抑制するための国民の行動変容に向けた取組を進めること。

高速道路や主要国道等について、交通規制や積雪などの路面状況、渋滞や滞留時間などの道路交通情報を広域かつ一元的にリアルタイムで物流事業者や運転者に知らせる仕組みを構築すること。

大雪、小雪問わず、除雪業者が経営を維持できるよう最低保証などの制度に労務費も対象に含めること。

ICT を活用した除雪車の導入が必要不可欠であることから、地方の除雪作業の効率化・省人化に向けた取組に対し、更なる財政支援の充実を図ること。

冬期間においても人流・物流を安定的に支える大雪に強い道路交通環境の実現を図るため、除排雪に関するデータの AI-Ready 化の推進や、蓄積データを活用した AI による大雪時の除雪の効率化の取組について支援し、AI-DX を活用した冬期道路管理の高度化に向けた研究・開発、実証試験を多様なフィールドで推進すること。

近年の短期集中的な降雪の増加や雪下ろし事業者の不足といった現状を踏まえ、災害救助法の適用に際しては、救助期間の延長（特別基準の適用）についても併せて協議を行い、適切に対応すること。

加えて、除雪作業中の写真を不要とするなど、救助実施の確認方法の簡素化について検討すること。

また、雪下ろし事業者の確保対策を豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の支援対象に加えるなど、深刻な担い手不足への対策を強化すること。

(15) 避難対策

過去の災害における防災気象情報の発信と避難行動の実態を検証し、国や都道府県における市町村への助言の在り方、住民の避難行動につながる情報発信の在り方を整理するなど、避難対策の強化に努めること。

要配慮者の円滑な避難に向けて、避難行動要支援者の個別避難計画や要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成、計画作成や実際の避難を支援する人材の育成、計画に基づく訓練の実施、ICT の活用も含めた避難支援体制の充実に資する技術的・財政的な支援を行うこと。

介護支援専門員等の専門職による参画を法律上の職務とし、財政措置を講じるなど、個別避難計画の策定の促進を図ること。

福祉避難所（一般避難所の福祉スペース及び要配慮者スペースを含む）の十分な確保及び円滑な運営体制確保について支援するとともに、施設や資機材整備等に係る財政上の支援策や専門人材の育成・確保のための支援措置を講じること。

男女共同参画や性の多様性の視点を取り入れた避難所の運営体制が確保できるよう避難所運営等への女性をはじめとする多様な立場の方々の参画推進のため、各種媒体を活用した普及啓発を強化すること。

地域における災害からの広域避難の検討が進められるよう、広域避難の実施基準、学校や企業、地域における対応、避難者情報の把握、広域避難の情報提供の在り方などを整理し、わかりやすく実現可能な広域避難に関するガイドラインの策定を進めるとともに、災害発生前からの避難に関する理解等を促すための普及啓発を強化すること。

避難所の生活環境の抜本的な改善をはじめ､住民の防災意識の浸透を図るため、防災・減災対策に必要な資機材や備蓄品等の整備、保管場所の確保等に対し、本年度創設された防災力強化総合交付金の対象経費の拡充及び地方負担の軽減を行った上で、十分な予算を確保すること。

(16) 木密地域の大規模火災対策

木造建築物が密集する地域における大規模火災への対応を強化するため、地域特性に配慮した住宅等の防火対策や市街地整備、消防力の整備などの取組に対して、財政措置の充実を図ること。

(17) 林野火災対策

大規模化する林野火災への対応を強化するため、林野火災予防の啓発、延焼防止のための森林管理及び林野火災特有の状況に対応可能な災害用ドローンやロボットを含む資機材の整備並びに林野火災発生後の土砂災害等の二次災害防止対策に対して、財政措置の充実を図ること。

３　被災者の生活再建と被災地の復旧・復興対策の強化

（１）被災地の迅速な復興対策

被災地の復興が計画的かつ円滑に進められるよう、当該年度に必要な予算を早期に確保するとともに、東日本大震災や熊本地震、令和６年能登半島地震への対応のために講じられた特別な財政措置等のうち、今後の大規模災害への対応で有効なものについては法令等に位置づけ、常設化し、被災自治体が復旧・復興の実施に注力できるような仕組みを構築すること。

住民の広域避難に伴う、被災地における公立病院の財政状況の悪化や、その後の住民の帰還に伴う医療需要の増加に柔軟に対応できるよう、継続的な支援体制を国の主導により構築すること。

近年、全国的に頻発している線状降水帯による局所的かつ突発的な災害につい

ても、現行の関連制度の運用見直し等、被害特性に応じた支援を行うこと。

災害復旧事業における工事の分割は、業種区分が異なるもの、または、分割による工期短縮が図られ、かつ経済的となる範囲に限定されるが、自治体の財政負担の軽減を図るため、気候等により一時中止を余儀なくされる工事や、複数年の施工が必要な工事についても、実際の発注単位に応じた分割数で採択されるよう分割条件の緩和を検討すること。

災害復旧事業が着実かつ円滑に推進されるよう、中東情勢の影響による建設資材の価格高騰や供給不足が懸念されている現状を踏まえ、建設資材の安定的な供給確保に向け、必要な措置を講じること。

（２）被災者の生活再建支援

被災者生活再建支援法の想定を超える、国難級の大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、国の補助率を通常の２分の１から５分の４に引き上げるなどした特別の負担により対応すること。

被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

さらに、被災者生活再建支援制度については、自助と公助のバランスや、公平性、制度の持続可能性、都道府県財政等への影響、被災者支援全般を見据えた検討が望まれることなどにも留意し、更なる充実を検討すること。

複数回被災した世帯の負担軽減策を検討し、二重被災者への支援に当たっては、別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。

国民に対して民間保険の活用を促すとともに、火災保険の特約である水害補償の保険料について、地震保険料控除制度と同様に、所得税・住民税の所得控除の対象とすること。

被災世帯の財政負担が大きく、敷地境界の確定や住民の合意形成など、復旧に時間を要する液状化対策について、予防対策に取り組む自治体や被災世帯に対する技術的・財政的支援の強化、液状化のリスクに関する普及啓発に取り組むこと。

現行の被災者支援制度は、複数の法制度等が混在し、被災自治体や被災者にとってわかりにくく、救済される被災者も限定されていることから、国において抜本的な検討を行い、民間保険による救済とのバランスを考慮した被災の実情に応じた適切で不公平感のない制度とし、統一的かつ持続的で、被災者にとって分かりやすい救済制度を検討すること。

（３）事業者の事業再興

大規模災害時には、商工業者が迅速に事業を再開し、農林水産業者が早急に生産活動を再開できるよう必要な支援を行うとともに、売上減少の間接的な被害を受けた事業者への支援に努めること。激甚災害指定を受けた都道府県間で、支援に差が生じないよう制度の充実を図ること。

加えて、商工業者の迅速な事業の再開には、商工会・商工会議所等による商工業者への支援が必要不可欠となるため、その拠点となる商工指導団体施設の耐震化などへの財政支援や商工会等の支援体制の強化に係る地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。

被災中小企業・小規模企業へ手厚い再建支援を実施するため、局地激甚災害の指定基準の緩和及び災害救助法適用時に活用できる自治体連携型補助金の補助対象に中小企業を加えること。

また、災害が発生した際の中小企業関係の被害状況報告については、各商工会議所・商工会が被災企業の状況を調査し、都道府県が取りまとめ、地方経済産業局へ報告しているが、被災商工業者や商工会・商工会議所の負担軽減及び災害発生時の被害状況を迅速に把握する観点から、これらの調査・報告を迅速・円滑に行うことができる全国統一システムの導入を早期に行うこと。

局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合には、大規模災害と同様に、農林水産業者等による早急な産地の復旧や維持などに必要な支援を行うこと。

さらに、長期避難等により復旧事業の申請が困難な場合には、複数年度において事業申請を可能とするなど、被災状況に応じて柔軟な対応を図ること。

風評被害を防止するための正確な情報発信や誘客のための取組など、観光産業に対する支援を行うこと。

（4）災害救助法

被災者支援の核となる災害救助法について、地方自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、発生した大規模災害の実態等を踏まえ、救助範囲や事務費の拡充、及び確実な財政措置を講じること。

併せて、救助範囲の拡大に伴って地方自治体職員の事務負担が増加することについて、例えば、求償事務の簡素化など負担を軽減するための措置を講じること。

また、避難所として旅館、ホテル等を供与する場合の一般基準額については、実勢価格と乖離しないように引き上げるとともに、避難者が利用した客室について、汚損や生活臭が生じた場合は、原状回復に係る費用を補償すること。

都道府県の管内の一定割合の市町村に適用され、被災市町村間の格差や不均衡が課題になるような場合、都道府県内一律に適用できるようにするなど、客観的かつ弾力的な適用基準について検討すること。

賃貸型応急住宅の供与について、応急修理と併用する場合に、賃貸型応急住宅に入居してから応急修理の申込みができるよう制度の見直しを行うこと。

同法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が位置付けられたことを踏まえ、災害時に迅速に対応できるよう、あらかじめ被災者への福祉的支援の仕組みなどを構築すること。

仮設住宅設置期間中の住民の安心した日常生活を支えるため、生活支援サービス等を提供する総合的な機能を有するサポート拠点の整備・運営費用について、災害救助法上の対象への追加や新たな補助制度の創設など、恒久的な財政支援を講じること。

（5）住家被害の認定調査

被災者支援の基になる住家被害認定調査について、不動産鑑定士などの専門家に業務を依頼する際の経費について財政的支援を行うこと。

風害に係る住家被害認定調査について、外観の被害程度によって迅速に判定できるよう、水害や地震と同様、簡易な調査方法を策定すること。

災害救助法の対象外経費に係る業務について、被災都道府県へ求償する際の取扱いを統一し、派遣元の費用負担を軽減するための措置を講じること。

また、デジタル技術を活用したシステムの導入等による簡素化・効率化を図るとともに、全国からの応援が行われる中でも迅速に業務が行えるよう、被害認定調査・罹災証明書発行・被災者台帳管理のためのシステム標準化や、一連の業務に係る研修の強化、自治体のシステム構築と運用に対する財政面を含めた支援制度の充実等に取り組むこと。

（６）全国的な応援体制

自治体職員の応援に関して、総務省応急対策職員派遣制度による支援や全国知事会による調整が定着しているが、各省庁等が実施している技術職員等の応援派遣についても、一元的にその動向等の情報が、受援・応援それぞれの自治体で共有できる仕組みを整備すること。また、派遣要請を行う窓口の一元化を図ること。

また、全国的な応援派遣に当たっては、応援自治体に過度な負担が生じないよう、費用負担のルールの統一や求償に当たっての取扱いを定めるなど、派遣元の負担を軽減するための措置を講じた上で、十分な財政措置を行うこと。

加えて、災害救助法が適用とならない災害で、広域的な応援が行われる場合等に、応援・受援双方の負担が少なくなるよう、地方公共団体への十分な財政措置を行う仕組みを検討すること。

発災後は、技術系職員を中心にマンパワーが不足することが想定されることから、災害からの復旧・復興を着実に進められるよう、復旧・復興支援技術職員派遣制度を含め、十分な人的支援を行うこと。この際、民間との調和を図りながら、技術系人材の確保・育成策を構築すること。

被災地では福祉人材の大幅な不足も想定されており、社会福祉施設の事業継続や福祉避難所の運営には、被災地外からの組織的な人的支援を行う必要があるため、国主導による福祉人材の総合的な派遣調整体制を構築すること。

さらに、行政実務の経験がある元地方公共団体職員は被災地において即戦力となる存在であることから、「元職員等情報提供制度」の活用など、人的支援を充実させること。

被災地のマンパワー不足を補うため、災害ボランティア等の受入れのための資機材等の整備について支援を行うとともに、災害時に迅速な対応を行うことのできる人員配置や専門的研修等を計画的に実施できる平時からの受け入れ体制の強化に向けた財政的な支援を充実すること。

広域的な防災拠点の整備及び防災拠点を活用した広域的な防災訓練の実施に対する技術的、財政的な支援を充実すること。

「首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」及び「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」の運用において、即時応援道府県等の職員（市町村職員を含む）が、着実に被災市区町村まで赴くことができる輸送スキームについて、実動組織による支援も含めて、国の責任で実効性のある体制を整えること。

また、受援都県・重点受援県と即時応援道府県等間で、実効性を確保するために実施すべき取組について、関係都道府県等間の対応に差が生じないよう支援するとともに、平時における研修、訓練等、人材育成に要する追加経費について、十分な財政措置を講じること。

（７）火葬支援体制

平常時の火葬能力を遥かに上回る数の犠牲者の発生が想定される大規模災害時の遺体への対応について、国の主導により、火葬支援可能な自治体を調整のうえ、被災自治体に対しプッシュ型で遺体搬送車両を展開するなど、都道府県域を越えた広域的火葬支援体制の構築を行うこと。

（８）廃棄物の処理体制

大規模災害時に発生する、膨大な災害廃棄物のほか、避難所ごみ、し尿を円滑に処理するため、都道府県域を越えた広域処理体制を平時において構築すること。

被災した家屋等の公費解体費用に対する補助対象を、特定非常災害に限らず半壊の家屋等まで拡大するとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう見直すこと。また、半壊家屋の修繕に対する新たな支援制度も併せて検討すること。

津波により漂流物となり、復旧・復興を妨げる要因の一つとなる放置艇・沈廃船の処理に対する自治体への助成制度を拡充すること。

４　原子力災害対策の推進

（１）原子力安全対策

東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故は起こるものということを前提に、事故時に放射性物質の大量放出を伴う事態を生じさせないよう、深層防護、多重防護を徹底し、科学的・技術的根拠に基づいた厳格な安全規制を行うこと。

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る検証と総括を行い、得られた教訓や新たな知見、世界の最新の知見を規制基準に反映すること。併せて、立地及び周辺自治体や様々な専門家の意見を聴きながら、幅広い議論を行い、IAEA 等の関係機関や事業者からの意見も聴いた上で、規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、安全規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

高経年化原子炉や運転期間延長に関する新たな安全規制については、科学的・技術的根拠を明確に示すとともに、審査結果を国民に分かりやすく丁寧に説明すること。

（２）原子力防災対策

原子力災害対策指針については、複合災害時における対策など住民の具体的な防護対策等が不明確なため、これまでの自然災害の経験、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、定期的な意見交換の機会を設ける等により関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。

原子力防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め、充実させるとともに、必要な財政支援及び人的支援を行うこと。

防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、原子力災害医療体制、安定ヨウ素剤の緊急・事前配布など住民等の屋内退避・避難が円滑に行える体制の整備、一時退避所、病院、福祉施設等の放射線防護対策等について、関係府省庁一丸となって対応すること。また、原子力施設の立地状況や周辺の人口規模、道路事情等を考慮し、自治体が必要と判断した防護対策や緊急時モニタリング体制の整備等については、UPZ の内外にかかわらず、必要な財政支援及び人的支援を行うこと。

放射性物質の拡散を予測する情報の活用、民間事業者との協力体制の確立、自衛隊、消防などの実動組織の協力等については、国の原子力災害対策関係府省会議分科会において、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進めるとともに、分科会から報告等がなされた項目に対しては順次、必要な対策を講じること。

避難ルート等の検討や準備、緊急時モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り

方」を検討する国の分科会において、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

複合災害や重大事故が起こった場合に備え、自衛隊、消防などの実動組織の支援内容、現地における指揮命令系統や必要な資材の整備等について、「実動部隊の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続きオンサイト（現場）対応に必要な資機材の確保など具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

高線量下において地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定し、被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員及び避難誘導等に従事する者の指揮命令系統や責任の所在、補償の在り方等に関連する法整備を図ること。原子力災害医療については、複合災害発生時における原子力災害医療派遣チームと災害派遣医療チーム（DMAT）等の医療チームとの役割分担の整理や運用上のルールづくり、医療人材の育成、確保などを進めること。

令和６年能登半島地震も踏まえ、都道府県や市町村の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、積極的に地方と連携するとともに、避難先、避難経路及び避難手段の調整・確保、広域的な交通管制に係る調整、避難退域時検査の体制整備並びに必要な資機材の整備、発電所の状況や避難情報などを集約したポータルサイトの立ち上げなど、広域的な防災体制の整備について、国が主体的に取り組むこと。

広域避難の受入に必要な避難施設の確保について、教育関連施設や民間施設の活用が図れるよう、関係省庁から施設管理者への協力の要請や必要な調整を行うこと。

避難路について、地方負担を求めず国が責任を持って整備することを早急に制度化するとともに、緊急時避難円滑化事業の充実を図るなど、安全かつ迅速な避難のための交通基盤整備を促進すること。

冬季に原子力災害が発生した場合の避難道路の除雪や確保について、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。

５　国民保護の推進

（１）北朝鮮への対応

弾道ミサイルによる挑発行為を繰り返す北朝鮮に対して、毅然とした外交交渉を推進するとともに、万一の危機発生時に備え、国民への情報提供をはじめとした的確な対応を取れる体制を確保すること。

（２）国民保護対策

国際社会と協調し、外交を含むあらゆる対策を講じて、我が国の安全・安心に影響を与える事態の回避を図ること。

事態の進展や島しょ部などの地域特性に応じた避難路や輸送手段の確保方策など、広域的な避難体制の構築を図ること。

緊急一時避難を含めた避難施設について、民間施設の指定が進むよう、国から民間団体への働きかけをより一層強化すること。併せて、施設管理者に負担が生じないよう、事故や損害発生時の責任や補償について、統一的な考え方を検討し、基本指針等で明示すること。

シェルター（緊急一時避難施設及び特定臨時避難施設）の整備については、令和８年３月に示された基本方針を踏まえ、整備の必要性、考え方及び具体的な進

め方を整理すること。また、自治体や国民に対して継続的に情報発信し、要件を満たす自治体や一時避難を含め趣旨に沿った地下施設等の整備を行う自治体に対しては、十分な情報提供を行い、ランニングコストも含めた財政面、技術面の支援に努めるを行うこと。

自治体が広域的な避難者の受入計画を検討する際の参考となるよう、広域避難に関する国、自治体、防災関係機関及び指定公共機関の役割、避難措置に関する手順、所要費用の財政負担の考え方などを整理したガイドラインを作成すること。

事態の類型に応じた訓練想定の作成も含め、地方自治体と連携して、実効性のある訓練の推進に努めること。

国際情勢が緊迫する中、国民への適切な情報発信に努めるとともに、国民保護措置や訓練の重要性、状況に応じた具体的な避難方法について、国民や地方自治体の理解が進むよう、普及啓発を強化すること。

弾道ミサイルの発射時の安全確保行動に関して、Ｊアラートによる情報伝達時の住民の避難行動等を検証し、普及啓発を徹底すること。その際、国が避難行動としてＱ＆Ａで示す「避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物の中又は地下施設に避難する」との考え方及び方針について、緊急時に民間を含めた施設管理者の協力が得られるよう、周知を徹底すること。

さらに、化学兵器や生物兵器などを搭載する各種弾道ミサイルからの避難行動を明示すること。

Ｊアラートによる情報の訂正等により国民に混乱が生じないよう、情報収集・解析精度の更なる向上に努めること。

【地方行政関係】

１　持続可能な地方行財政のあり方について

人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、地方公共団体の行財政のあり方を持続可能なものにしていくための対応の方策等について、国においても検討を進めること。

特に、小規模な市町村においては、専門性や知識・経験を有する人材をはじめとする経営資源に様々な制約が生じており、今後、都道府県による補完・支援の役割も一層重要となってくるものと考えられることから、地域の実情等に応じて、都道府県が広域自治体としての役割を十分に果たせるよう、国においても技術的支援、地方財政措置等の支援を行うこと。

一方で、都道府県においても人材確保が困難となる中、従来からの都道府県の機能を維持しつつ市町村の補完・支援を行うことは必ずしも容易でないことから、国は技術的・財政的支援のみならず、例えば国の地方支分部局の活用や、国・地方の公務員退職者、民間企業の人材をプールして活用する仕組みを検討するなど、主体的に関与すること。

また、当面の間、地方の人口減少は深刻な状況が続くことは避けられないことから、人口減少を前提とした「スマートシュリンク」の視点を取り入れ、社会機能・行政機能の再構築などの検討を進める必要がある。

その際には、市町村合併という手段によらず、市町村間で共通する行政サービス事務の共同化など、スケールメリットを追求しながら持続的に提供できる方策を幅広く検討すること。加えて、具体的な制度設計と枠組みの構築には中長期的な議論を要することを踏まえ、現在推進されている公共施設等の適正管理を目指した集約化・複合化、除却等に係る財政措置について、行政サービスに直結する事務を担う公用施設も対象とするなど、財政的インセンティブが得られ、持続可能性がある財政措置のあり方を検討すること。

２　地方自治体の実情に即した国庫支出金の安定的かつ十分な確保について

物価や人件費の上昇等により、社会保障分野などに必要な経費が増大する中、各種国庫支出金の配分水準や単価水準が現下の実態に十分に見合わず、計画どおりの執行に支障が生じている状況を踏まえ、地方が必要とする所要額を的確に把握し、安定的かつ十分な財源を確保すること。

３　地方公務員の定年引上げに係る地方財政措置について

令和５年度から施行された地方公務員の定年年齢の引上げに当たり、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引上げ期間中も行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する観点から、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために、人件費が増加する場合等においても、地方財政措置を講じること。

また、定年引上げ後の 60 歳超職員の給与との均衡から暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の適切な処遇確保を図り、併せて地方財政措置を講じること。

４　会計年度任用職員制度等の運用について

（１）会計年度任用職員制度の運用に必要となる財政需要については、各地方公共団体の実情を踏まえ、所要額について地方財政措置を講じること。特に、「地方創生 2.0 基本構想」における会計年度任用職員制度の見直しに当たっては、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。

（２）地方公共団体によって、直面している行政課題や行政ニーズは様々であることから、地方の実情に応じた柔軟な運用が可能となるよう、短時間勤務正職員の創設など不断に制度の検討を行うこと。併せて、制度の適切な運用に資する技術的な支援を継続して行うこと。

（３）会計年度任用職員の処遇改善が図られている一方で、再任用職員については、会計年度任用職員との間で給与の不均衡が生じる場合があることから、職員の適切な処遇確保を図り、併せて地方財政措置を講じること。

５　統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の推進について

地方公会計については、平成 27 年１月総務大臣名の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知により、統一的な基準による財務書類等を全ての地方公共団体で作成し、活用を図ることとなったが、その運用については、地方公共団体の実態を踏まえ適切な支援を行うとともに、令和６年 12 月の「今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書」の内容を踏まえ、財政措置の継続・拡充を図ること。また、会計制度改革に先行して取り組んでいる地方公共団体が、これとは別に、従前と同様の財務書類等を作成・公表することについては、その創意と工夫を制約することのないよう、十分配慮すること。

さらに、地方公共団体における決算審議をより一層充実させるため、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和を行うこと。

なお、公営企業についても、平成 31 年１月総務大臣名の「公営企業会計の適用の更なる推進について」の通知により、公営企業会計に移行してきたところであるが、公営企業会計への移行後も、ノウハウや人材が不足する地方公共団体の負担を軽減するため、技術的な支援等必要な措置を引き続き講じるとともに、継続的な財政支援措置を講じること。

６　公金収納等事務手数料有償化等に係る地方財政措置について

（１）地方公共団体が指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務については、令和４年３月 29 日付け総務省発出の「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」により、適正な経費負担となるような見直しを行うよう要請があり、当通知を踏まえて地方公共団体と指定金融機関等の協議により見直しが行われているところである。

　指定金融機関等への振込手数料及び内国為替制度運営費の地方公共団体における経費負担については、地方交付税措置が講じられているが、引き続き地方公共団体事務の根幹である出納事務の遂行に当たって地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。

（２）公金取扱事務のデジタル化が喫緊の課題となっているところであるが、公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化のためのシステムの抜本的な改修などに必要とする経費について、全ての自治体を支援対象とするとともに、関連する自治体内部の事務処理を目的とするシステム改修に加え、公金収納に当たって生じる取扱金融機関、指定公金事務取扱者及び指定納付受託者等に対する収納事務等の手数料の経費負担も含め、確実に所要の財政措置を講じること。

７　国の地方公共団体に対する補充的な指示について

　地方自治法第 252 条の 26 の５の規定に基づく国の地方公共団体に対する補充的な指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないよう、衆・参両院の総務委員会の附帯決議（第 213 回国会提出閣法第 31 号に対するもの）を十分に踏まえ、抑制的に運用すること。具体的には、当該指示の行使に際して、国と地方公共団体が事前に適切な協議・調整を行うことができるよう、手続を明確化すること。

　想定外の事態に万全を期すため、補充的指示権が行使される条件、想定される事態などについて可能な限り明確にし、あらかじめ、実際に指示権の影響を受ける国民に対して丁寧に説明すること。

８　地域国際化等の推進について

（１）多文化共生社会の実現に向けて、以下の取組を実施すること。

ア　我が国の将来を見据え、外国人の受入れに関する基本戦略を早急に示し、国民の理解を得て、多文化共生施策実施の根拠となる体系的・総合的な基本法を制定すること。また、国では「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」により、取り組むべき多文化共生施策を示しているが、これらの施策が国の責任において着実に実行されるよう、「外国人との秩序ある共生社会推進室」とは別に司令塔となる組織を設置すること。加えて、国と地方公共団体の役割を明確にし、地方公共団体等の意見を十分に聴取しながら、引き続き、多文化共生施策の拡充を図ること。

イ　国が令和８年１月に新たにとりまとめた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」の内容について、地方公共団体等の意見を適切に反映しながら、秩序ある共生社会の実現のため、これらの施策を確実に実施すること。特に、「在留外国人が日本語や日本の制度・ルール等を学習するプログラムの創設」については、地方公共団体等の意見や地域の実情を十分に踏まえながら、居住地域によって学習機会に格差が生じないようにするなど、交付金・補助金による自治体支援ではなく、国の責任において一元的に整備し実施することが適切であり、早期の実現に向けて検討を加速させること。

ウ　「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」において、外国人の生活状況に係る実態を把握しておく必要があるとされたが、実態把握に係る内容や役割分担、基本的な方針が明確でなく、また、これに必要なシステム整備等に係る事務負担や財政的負担について明らかにされていない。実態把握のための調査や地方公共団体等との情報連携に当たっては、国が地方公共団体等の意見も踏まえた明確な基本的方針を示した上で、地方公共団体等との役割分担を含め、その実効性を確保するとともに、地方公共団体等において想定される負担を勘案し、必要な財政措置を講じること。

エ　地方公共団体が実施する多文化共生施策の必要額に不足が生じないよう十分な予算を確保し、永続的で十分な財政的支援を行うこと。特に、外国人受入環境整備交付金について、国の予算が十分でなく、令和８年度は基準額が設定され、補助要綱に定められた交付率どおりの交付がされず、地方公共団体の必要額に不足が生じている。「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に「一元的相談窓口を設置・運営する地方公共団体を、国が外国人受入環境整備交付金により財政支援している」と明示されていることからも、交付限度額を引き上げるとともに、基準額の撤廃も含めて検討し、必要額を確保すること。

オ　「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」については、令和６年度以降、国の予算が十分ではなく地方公共団体の必要額に大幅な不足が生じていることから、地方公共団体の事業実施に多大な支障が生じている。「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」にも「地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援を拡充」と明示されていることからも、確実な財政措置を実施し、十分な予算を確保すること。また、都道府県の役割の明確化及び役割に応じた体制の維持・充実に向けた永続的な地方財政措置を講じること。

カ　外国人の子ども等の就学状況について、国において全国的な不就学の子どもに対する詳細調査を今後も継続的に実施するとともに、全ての外国人の子ども等の就学機会が確保されるための取組について、必要な財源措置を行うこと。帰国・外国人児童生徒、外国につながる児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制の整備、母語支援員や日本語指導を行う教員の十分な配置、教員の日本語指導方法の研修等、必要な措置を早急に講じること。

　とりわけ、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」について、令和７年度に続き令和８年度も国からの補助の減額が生じたが、地方公共団体の交付申請額に不足が生じないよう十分な予算を確保すること。

キ　外国人等の雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講じること。

　とりわけ、医療分野では、地方公共団体での取組を踏まえ、国籍等にかかわらず外国人等がどの地域でも利用でき、医療機関も活用しやすい医療通訳制度の導入やその代替手段となる仕組みの普及促進を図ること。

また、医療保険の適用のない外国人等が受診した際の医療費の未払問題や医療保険に加入する外国人の保険料未納付問題など外国人等を受け入れることに伴う様々な課題については、国が主体的に対策を講じること。

ク　災害時に外国人支援を行う人材の養成等を早急に推進すること。また、地震、台風、避難所、感染症、家畜伝染病などといった各種の情報について、「やさしい日本語」及び多言語で提供する「外国人生活支援ポータルサイト」、「Safety tips」などの外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備の充実を図ることに加え、駐日大使館等にも情報を共有する体制を構築すること。特に、広域で発生した有事の際には、国において、統一された必要な情報を、「やさしい日本語」をベースに少数言語も含め多言語で迅速に発信するとともに、24時間相談対応が可能となるよう体制整備を図ること。また、「やさしい日本語」に関し、普及啓発イベントや研修事業の実施など地方公共団体の取組に対する財政支援を行うとともに、国においても更なる普及に取り組むこと。

ケ　育成就労制度等に基づく新たな外国人の受入環境の整備に当たっては、監理支援機関及び育成就労実施者による育成就労外国人の教育や監理が適切に行われるよう国が責任を持って取り組むこと。また、外国人労働者やその家族に対する日本語教育をはじめとした支援の仕組みを国が整備するとともに、事業者の責務をより明確化し、その実施に必要な財政的支援等を講じること。

（２）外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを一層強化するため、地方警察官の増員を図ること。また、罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡条約」や「刑事共助条約（協定）」の締結相手国の拡大を図ること。

（３）法定受託事務として都道府県が行っている国内の一般旅券発給事務については本来国の事務であることや、既に全国の半数以上の市町村に旅券事務の一部が移譲され、住民に身近な窓口が開設されている実態を踏まえ、申請者の利便性の向上や旅券窓口の事務負担の軽減が図られるよう、次のとおり対応すること。

ア　マイナポータル、領事業務情報システム及びこれらの連携により実施される旅券の電子申請において顕在化している問題点について、都道府県・市町村（以下、都道府県等）の実態を把握し、十分に意見を聴取した上で、真に利用者の利便性向上及び都道府県等の業務効率化に資するものとなるよう、システムの改修や職権による修正等の運用の見直し等を早急に行い、問題の解消を図ること。

イ　令和６年度から導入された居所申請者による電子申請については、居所申請者及び都道府県等の双方にとって効率的な制度となるよう更なるシステムの改善を図っていくこと。また、書面による居所申請についても、既に住所地で申請を行った者が居所での申請に改める場合には当該住所地での申請を取り下げる必要があるが、取下げ手続き等において、他の都道府県等との連絡調整が必要となっている実情を踏まえ、電子申請の運用と合わせて効率的な制度となるよう見直すこと。

ウ　都道府県等では、マイナポータルからの申請者の操作画面を申請者と共有できず、問い合わせに的確に対応できないため、国においてマイナポータル画面操作専用のコールセンターを引き続き運用し、全ての申請者の問い合わせに一元的に対応すること。

エ　令和５年６月９日付け国策定の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(P92)に基づき、外務省において電子申請と書面による申請との手数料標準額の差別化が行われたが、電子申請に係る事務が書面による申請に係る事務より時間や人員

を要し負担が大きいことや新たに導入された戸籍情報システムとの連携に係るレスポンスが著しく遅い実情を踏まえ、国において電子申請開始後の都道府県等の事務の実態を把握し、都道府県等の意見を十分に聴取し改善を図っていくこと。また、デジタル・ガバメントの推進に向けて、証紙を廃止しキャッシュレス化を進めている自治体が増加していることを踏まえ、申請者の利便性を向上させるため、電子申請に限らず、窓口での申請も含め国手数料との一元的なキャッシュレス化の導入に取り組むこと。

オ　令和８年度における旅券発給手数料の改定や、令和６年度から導入された国立印刷局での旅券の集中作成方式への移行により旅券発給の標準処理期間が長くなっていることなど、旅券の制度改正に係ることは、都道府県等の窓口に混乱をきたすことがないよう国の責任において国民に十分周知すること。

カ　電子申請に係るシステム改修費や消耗品、書面による申請のための申請書の不足が生じないよう国の責任において予算を確保すること。

キ　令和７年３月２４日から電子申請で戸籍連携による新規申請の受付が開始されたことから電子申請の件数が大幅に増加している。また、電子申請の増加に伴いクレジットカードによる納付も同様に増加している。今後も電子申請の増加が見込まれることから円滑に業務を運営するために体制整備が必要であるが、審査や交付窓口で必要な審査用管理端末の絶対数が不足している。各都道府県の実情を踏まえ、必要な数の審査用管理端末の追加配備を行うこと。

（４）国費会計事務手続について、以下の取組を実施すること。

会計法に基づく法定受託事務、国への請求手続きを直接行う事務など、省庁により会計事務手続きが異なり煩雑な実態を踏まえ、会計事務の統一化・簡素化を図り、事務負担の軽減を行うこと。

９　地方公共団体情報システムの標準化について

システム移行に要する経費について、国のデジタル基盤改革支援補助金による支援が行われているが、令和８年度以降に移行する特定移行支援システムのほか、地方公共団体の責任によらない経費が追加で発生するなど、国が設定した上限額を上回る団体も生じている状況にある。国において、改めて基金の積み増しや補助上限額の引上げを行い、確実に全額を負担すること。

また、移行後の運用経費等について、国が平成３０年度比で少なくとも３割削減を目指すとしていることから、３割削減が達成されるようあらゆる措置を講じるとともに、それでもなお運用経費等が増加することとなった場合には、決して地方公共団体の負担が増えることがないよう、引き続き、国が責任をもって財政措置を行うこと。

国の令和７年度補正予算において財政措置された「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」の市町村分執行については、デジタル庁からの依頼に基づき、都道府県が事務委任を受けることとなったが、都道府県の業務負担が過度とならないよう、最大限に配慮すること。

なお、新たな制度の創設や制度改正等、地方公共団体のシステムに影響を与える事項については、標準化の取組にも少なからず影響を及ぼすことから、関係省庁によって一方的に決定されることのないよう、地方公共団体の意見を丁寧に聞きながら検討を進めるとともに、真に住民サービスの向上と行政の効率化につながるもの

とすること。

10　統計調査の調査方法の抜本的見直しについて

都道府県を経由し、調査員調査で実施している統計調査については、統計調査員の確保難や今後のなり手不足が深刻化する状況を踏まえ、行政記録情報やビッグデータ等の活用、民間委託等を積極的に推進し、原則、統計調査員を介さない調査方法とすること。新たな調査方法は、郵送やオンラインを原則とし、かつ地方の事務負担の軽減が図られるよう見直しを進めること。

見直しに当たっては、市区町村における統計調査員確保の実態や現行手法の課題等を国が主体的に把握するとともに、統計調査員の削減に向けた数値目標を示すこと。

統計精度確保の観点等からやむを得ず統計調査員が必要な場合は、必要最小限とすること。その際、必要性の根拠を明確に示すとともに、調査実施後に検証を行い、不断の見直しをすること。

11　ＮＨＫ受信契約の見直しについて

令和７年２月以降、地方公共団体において、公用車に搭載されたテレビ受信機能付きカーナビゲーションシステムや、ワンセグ機能を持つ携帯電話について、形式的に「受信機能を有する」ことを理由に、日本放送協会（ＮＨＫ）に対して、過去に遡って受信料を支払う事例が発生している。

このため、ＮＨＫの令和８年度収支予算等に付された総務大臣意見を踏まえて、今後、ＮＨＫが実施する受信契約制度の見直しにおいて、事業所等を対象とした契約単位のあり方や、緊急車両（警察・消防等）の受信料支払い免除制度の導入について、現場の実態に即した内容となるよう、ＮＨＫに対して適切に助言・指導を行うこと。

12　地方公共団体の長が意思表示が不可能な状態に陥った場合における退職制度等の整備について

地方公共団体の長が、不慮の事故や疾病等により意思表示が不可能な状態となり、その回復が見込めない状況が相当程度長期にわたる蓋然性が高いと認められる場合、行政運営の停滞を回避するためには、現行制度上では明文の規定がないため、「議会における不信任決議」又は「住民による解職請求」の手法によらざるを得ない。

誰しもが不慮の事故や疾病等に見舞われるリスクがあり、現にこうした実例が生じていることを踏まえ、国において、地方公共団体の長が意思表示できるまで回復する見込みがない状況下において、適切に退職等が認められるよう、早急に必要な制度の整備を行うこと。

13　地域における司法機能の充実について

居住地にかかわらず、全ての国民が憲法上保障された裁判を受ける権利を適切に行使し、速やかに紛争解決と人権救済が図られる環境を整備することが不可欠であるため、次のとおり対応すること。

ア　全ての家庭裁判所支部において家庭裁判所調査官の常駐を図るとともに、支部及び出張所が設置されていない地域への出張所の設置を推進するなど、家庭裁判所の人的・組織体制の強化を図ること。

イ　高齢者、障害者、子育て中の親等が円滑に裁判所を利用できるよう、庁舎のバリアフリー化の推進や児童室の設置など、施設整備を充実させること。

ウ　裁判官等が地域に出向いて手続を実施する機会の拡充及びウェブ会議による調停の積極的な活用を図ること。

エ　人口減少下においても地域の司法機能が低下しないよう、裁判所の人的・物的基盤を安定的に確保すること。

【基地対策・領土問題・拉致問題等関係】

１　基地対策の推進について

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成 28 年 11 月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置、計６回にわたり開催し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきた。

研究会終了後の平成 30 年７月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、国に対して要請を行ってきた。

また、令和元年７月開催の全国知事会議では、米軍機による低空飛行訓練について複数の知事から問題提起があったところであり、その後、令和２年 11 月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、同年 12 月に改めて国に対して要請を行った。

一方、国では、令和元年７月、日米両政府間で「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」の改正について合意し、迅速かつ早期の制限区域内への立入り等をガイドラインに新たに規定することなども行われている。

しかしながら、このガイドラインの改正により、日米地位協定における運用面の一部改善は行われたものの、全国知事会の提言内容が実現したとは言い難い状況である。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国においては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、引き続き一層積極的に取り組んでいただきたい。

（１）米軍機の飛行等について

飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とすること。

ア　米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかかつ詳細な事前情報提供を必ず行い、人口密集地域等の上空の飛行回避、深夜、早朝など住民への影響が大きい時間帯や土曜日、日曜日、祝日等及び重要な地元行事や学校行事等を避けるなど、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うこと。

イ　米軍機による事故や予防着陸等の事案が発生した場合には、当該事案に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、公表すること。また、実効性ある再発防止策を講じること。

ウ　民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の航空交通管制業務の見直しを進めること。

エ　米軍機による事故を防止するため、航空機の整備点検、パイロット等の安全教育や規律保持の徹底、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限並びに夜間連続離着陸訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。

オ　事故後の当該機及び同型機の運用再開に当たっては、日米協議を実施すること。また、協議に当たっては、安全性を十分に検証するとともに、地元の意向を尊重すること。

（２）日米地位協定について

日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること。

（３）米軍人等による事件・事故防止について

米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めること。

とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置するとともに、平成 29 年１月に日米両政府間で締結された軍属に関する補足協定を的確に運用し、事件・事故の防止に向けた取組を進めること。

（４）基地周辺における措置等について

ア　飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。

イ　米軍基地に配備されているヘリコプター等の米軍機から発生する低周波音について、周辺住民の健康への影響等が懸念されることから、航空機による低周波音に係る環境基準を策定し、その基準が遵守されるよう措置すること。

ウ　基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。

エ　平成 27 年９月に日米両政府間で締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供、円滑な立入りや、返還前の早期の立入りの実現など、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策の強化が着実に図れるよう努めること。

オ　基地対策に関する経費が地元に転嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらさないよう、地方公共団体の意向を踏まえ新たな制度の創設を含め適正な措置を講ずること。

（５）基地の整理・縮小・返還について

ア　施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

イ　返還後の基地跡地利用について、国有財産の無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講じること。

（６）重要影響事態安全確保法等について

重要影響事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

２　北方領土及び竹島問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の早期返還並びに竹島の領土権の早期確立は、多年にわたる国民の念願であり、解決に向けた取組の促進を図ること。

北方領土問題については、令和４年２月のロシアによるウクライナ侵略により、平和条約交渉などの今後を見通すことが難しい状況が続いているが、政府の基本方針の下、外交交渉を継続するとともに、四島交流等事業の一日も早い再開に向け、日露政府間での協議が進展するよう取り組むこと。

３　拉致問題の早期解決について

拉致問題の進展が見られない中、拉致被害者及びその御家族は高齢となっており、親世代は１人となった。拉致問題の解決はもはや一刻の猶予も許されない。

高市総理大臣は、所信表明演説で拉致問題を最重要課題に掲げ、全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、あらゆる手段を尽くして取り組む覚悟を表明している。

また、高市総理大臣は令和７年 11 月の「国民大集会」で、拉致問題の解決のためには、我が国が主体的に行動するということが何より重要であり、拉致被害者の方々の命と国家の主権がかかったこの問題に対して手段を選ぶつもりはない、既に北朝鮮側には首脳会談を行いたい旨を伝えたと明言し、私の代で何としても突破口を開き、拉致問題を解決したいと決意を述べた。

しかしながら北朝鮮は、国連安保理決議に明白に違反する弾道ミサイル発射等を繰り返し拉致問題の解決の気配は見えない。

政府においては、これまでの土台を引き継ぎ、引き続き拉致問題を最重要課題として、具体的な成果を出せるよう取り組むこと。

また、米国、韓国、中国をはじめ関係諸国や国際関係機関等と連携・協調を図りながら、拉致問題の一刻も早い解決に全力を尽くし、拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない方々の早期帰国等の実現を図るため、以下の事項について適切な措置を講ずること。

（１）北朝鮮への圧力を緩めることなく、同時に北朝鮮国内の状況変化を的確に捉え、北朝鮮への直接の働きかけを含め、あらゆる可能性を探りながら一層の外交努力により事態を打開し、一刻も早く拉致被害者等の救出のための協議を行うこと。また、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わないとの方針を堅持すること。

（２）北朝鮮の「拉致問題は解決済み」との立場を崩すため粘り強い交渉を行い、日朝首脳会談の実現を見据え、拉致被害者等家族及び国民に対し目に見える形で具体的な成果を早期に出すこと。

（３）米国をはじめとする関係諸国に対し、北朝鮮と個別協議を行う際には、引き続き、日本人拉致問題の早期解決について北朝鮮側に働きかけるよう要請すること。

（４）行方不明者の情報等を逐次提供するなど、地元自治体との連携を密にとること。

（５）拉致被害者等の所在地情報等を把握し、有事の際には拉致被害者等の救出及び安全の確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、拉致の可能性を排除できない方々について徹底した調査・事実確認を行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。

（６）国民に拉致問題への関心を持ち続けてもらい、一層の世論喚起を進めていくために、拉致問題解決に向けた政府の取組の状況等について、可能な限り情報提供すること。

４　漂着船等に対する万全な対策について

木造船等が我が国に漂流、漂着する事案は、現在、減少傾向にあるが、地方公共団体では、生死に関わらず漂着者や漂着物など、その取扱いや対応に苦慮しているところであり、我が国の領土、領海を保全し、漁業者をはじめ、国民の生命、財産を守るためにも、早急な対策が必要である。

加えて、外国の不審船が容易に我が国の領土に接近しうる状況に、沿岸部の住民はもとより、多くの国民が不安を抱えていることから、国において、国民の安全・安心を確保する観点から、以下の事項について早急かつ適切に対処すること。

（１）我が国の領土、領海及び排他的経済水域を侵す、領海侵犯や違法操業など、あらゆる行為について毅然とした態度で外交交渉に臨むこと。

（２）海上及び沿岸における不審船等の監視、警備体制の強化と漁船などへの注意喚起を行うための連絡体制の整備を図るとともに、外国漁船等の我が国の排他的経済水域内での違法操業や領海侵犯に対しての取締りを強化し、拿捕を含む実効的な対抗措置を講じること。

（３）不審船等に由来する漂着者や漂着物などの取扱いや対応、漂着者が傷病人の場合の救助・搬送及び感染症対策などの対処方法、漂着者の給食、寝具、衣類等に係る経費負担について、明確な見解や指針を早急に示すこと。

（４）不審船等に由来する漂着者の対応や漂着物などの処理等の円滑かつ継続的な実施のため、地方負担が発生しないよう、地方公共団体に対する財政的支援を拡充すること。

５　ウクライナ避難民の受入について

ロシアの侵略を受けたウクライナ避難民の受入は、長期化していることから、政府は、ウクライナ避難民が全国各地で等しく安心して暮らすことができるよう、以下の事項について早急に措置を講じること。

（１）ウクライナ避難民にかかる支援については、「補完的保護対象者の認定制度」への適切な移行とともに、生活支援をはじめ、就労・就学、医療など、国において切れ目のない支援を行いつつ、ひいては避難民が自らの力で生活基盤を築けるよ

うにすること。また、公営住宅での避難民の受入れ、生活支援等を行うに当たり、これまで地方公共団体が負担している費用相当額を求償できるようにすること。

（２）地方公共団体に対する情報提供を、適切かつきめ細やかに行うこと。

【道州制関係】

道州制については、自由民主党において基本法案の検討が行われてきた。

全国知事会では、これまで、平成 25 年１月に「道州制に関する基本的考え方」を、平成 25 年７月に「道州制の基本法案について」をとりまとめ、その検討に当たっては我々の考えを十分踏まえるよう求めてきた。

現在、我が国は度重なる大規模災害からの復旧・復興、経済の再生、エネルギー問題、少子高齢時代における持続可能で安定的な社会保障制度の構築、近い将来に発生が懸念されている巨大地震対策など多くの喫緊の課題への対応を迫られている。それだけに、道州制を議論するというのであれば、基本法案には、道州制の必要性、理念や姿が具体的かつ明確に示されなければならない。その上で、国の出先機関の廃止や中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であることが明記されなければならない。

自由民主党等において統治機構改革という最重要課題について積極的に問題提起されてきたことは評価するものの、基本法案においてこうした事項が明確にされていない。

ついては、基本法案の検討に当たっては、以下の内容を十分踏まえること。

１　基本法案において最低限明確に示すべき事項について

基本法案は、以下の点が明記されなければならない。

（１）国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿を具体的かつ明確に示さなければならない。

ア　現行の都道府県制度の下で地方分権改革を進めた場合と比較した十分な議論を踏まえ、道州制の必要性を示すこと

イ　道州制の姿やメリット・デメリット等についての明確なイメージを示すこと

ウ　道州制については、国民に十分理解されているとは言い難いので、まずは積極的な情報発信を行い、国民的議論を巻き起こすこと

エ　道州制の根幹部分については、「国と地方の協議の場」をはじめ様々な機会を通じて十分協議し、地方の意見を十分に反映させること

（２）道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない。

ア　国の出先機関の廃止はもちろんのこと、中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること

イ　国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙し、その上で、道州はもとより、とりわけ市町村について、どういう役割を担うのか明確に示すこと

（３）道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならず、格差是正の仕組みを明確に示さなければならない。

ア　道州が財政的に自立し、国民生活のナショナル・ミニマムを維持可能な税財政制度の方向性を示すこと

イ　道州間や道州内の基礎自治体間の財政力格差が生じないような財政調整のあり方を示すこと

２　基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき事項について

我が国の閉塞状況を打破するために、地方の活力を伸ばし、地域間格差をなくすための統治機構のあり方について、全国知事会としても十分に議論をする必要性を感じているところである。

基本法案が、制度改革の根幹部分を曖昧にしたものではなく、真に地方分権改革を進めるためのものとなるよう、以下の点を重要課題として提起する。

（１）道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、併せて国の立法機関のあり方について十分に議論すべきである。

ア　道州の自治立法権、国会が引き続き担う立法権限の範囲及びその相互関係の見直しの方向性

イ　国会議員の削減数と国会の二院制の見直しの方向性

ウ　直接公選制と考えられる道州の首長と国における現行の議院内閣制の関係

（２）道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について十分に議論すべきである。

ア　道州制における基礎自治体の規模や権能の強化方針とその具体的な手法

イ　（仮に現行の市町村のままであるなら、）基礎自治体として十分な権能を発揮するための方策

ウ　政令指定都市等の大都市と道州との関係

エ　道州制における住民自治の強化方策

（３）道州と国が十分に機能を発揮できる税財源の確保について具体的に議論すべきである。

ア　現在でも国及び地方の歳出に対し、十分な税収が確保できていない状況の中で、道州が安定して財政運営できる税財源を確保するための具体的な方策

イ　現在、国及び地方は多額の債務を負っているが、道州制の下での債務の削減についての十分な説明

３　道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について

これまでの地方分権改革推進委員会の勧告や「地方分権改革の総括と展望」などを踏まえ、国と地方の役割分担の見直し、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実、国の政策決定に地方が参画する仕組みの拡充などの改革が進むよう、以下の点を提起する。

（１）地方自治を担う現場の人材不足や偏在が深刻化する人口減少社会においては、地域の特性や事務の性質、デジタル技術の進展等を踏まえ、国と地方の役割分担を見直し、地方が地域の実情に応じた施策を実施できる資源を確保することが急務である。このため、人口減少社会を踏まえた国・地方が担うべき役割について、国民的課題意識のもと、第34次地方制度調査会をはじめ、官民一体となって横断的かつ抜本的な議論を丁寧に進めること。

（２）国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについては、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、広域連合の活用などにより、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。

（３）地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化、規律自体の削減などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。

また、国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、原則として新たな設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねること。

さらに、提案募集方式について、提案の検討及び提案後の調整に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を十分に果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。

（４）法令等に基づく計画策定事務については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド（以下「ナビゲーション・ガイド」という）」を踏まえ、各府省においては、地方の意見を十分に反映しつつ、政策立案や法案作成の都度、「ナビゲーション・ガイド」の遵守状況を内閣府に報告するなど、当該ガイドが実効性を持つように運用するとともに、計画等の策定による地方の負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。

その上で、ナビゲーション・ガイドの対象となっていない議員立法についても、当該ガイドの趣旨に鑑み、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、事前のチェックを行うこと。

（５）地方税財源の充実や税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築とともに、安定的な財政運営ができるよう地方一般財源総額を確保・充実すること。

また、臨時財政対策債に頼らない財政運営を確立した上で、必要な財源が不足する場合や、今後の国税収入・地方税収入や地方負担の状況等によって財政収支に大幅な不足が生じる場合には、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行い、安定的に交付税総額の確保を図ること。

国と地方の税源配分については、税源移譲を含め、まずは５対５とすることを目標として、地方の役割に見合ったものとなるよう見直しを進めること。

また、軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間税率の廃止並びに自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収分について、令和９年度以降についても国の責任において、代替の恒久財源の確保を図ること。

（６）国・地方に共通する様々な政策課題に関して、互いに協力して対応していくために、国と全国知事会が政策の設計から決定段階まで率直に意見交換し、協働して政策形成を行う基盤となる議論ができる場を設けるとともに、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設けるなど、国と地方が実質的に協議を行う仕組みを強化すること。

また、 地方に関する重要事項については、地方と十分な時間的余裕を持って丁寧に協議すること。

≪参　　考≫

項　　目	頁	担当部
全国知事会議　宣言		
令和８年７月全国知事会議　鳥取宣言	1	総務部
政　策　提　案		
１　地方創生・地域未来戦略推進への提言	3	調査第一部
２　地方税財源の確保･充実等に関する提言	12	調査第一部
３　人口戦略の推進を断行し持続可能な未来を拓く行動宣言	29	調査第一部
４　デジタル社会の実現に向けた提言 ～ 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化のために ～	32	調査第三部
５　教員を取り巻く環境整備に関する方策の推進について	48	調査第三部
６　地域経済・社会の発展を支える人材育成を担う高校・大学等の機能強化について	51	調査第三部
７　子ども・若者の声を反映した政策の推進と国地方の協働強化に関する提言	55	調査第二部
８　「少子化の観点から結婚や子どもの法的保護等を巡る現状と課題について考える研究会」報告書のポイント ～自らが望む形で家族を形成でき、安心して子どもを産み育てられる社会の実現に向けて～	67	調査第二部
９　ジェンダー平等の実現に向けた提言 ～誰もが暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現を目指して～	71	調査第二部
10　持続可能な地域経済のためのイノベーションと産業力強化の提言	77	調査第三部
11　国産木材の需要拡大に向けた提言	96	調査第三部
12　農林水産物の輸出拡大に向けた提言	104	調査第三部
13　外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言	106	調査第三部
14　国土強靭化の推進、交通ネットワークの整備・維持及び持続可能な観光立国の実現に向けた提言	110	調査第二部
15　2040 年を見据えた医療・介護提供体制の構築に向けた提言	115	調査第二部
16　脱炭素社会の実現に向けた対策の推進に関する提言	125	調査第三部
17　大規模災害への対応力強化に向けた提言 ～令和７年に発生した災害の検証を踏まえ～	134	調査第二部

項　　目	頁	担当部
18　緊迫度を増す国際情勢等を踏まえた国民保護の更なる充実に係る提言	141	調査第二部
19　原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言	143	調査第二部
20　東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言	160	調査第二部
21　地方分権改革の推進について	172	調査第一部 （地方分権改革推進本部）
22　第 20 回アジア競技大会及び第５回アジアパラ競技大会を契機とした地域活性化、地方創生に向けた提言	179	調査第三部
23　地方自治・民主主義の確立に向けた決議	180	調査第一部
24　参議院選挙における合区の解消に関する決議	182	調査第一部
25　NHK 受信契約の合理化・簡素化に向けた提言	183	調査第一部
政　策　要　望		
農林水産関係	184	調査第三部
商工労働関係	201	調査第三部
消費生活関係	210	調査第三部
国土交通・観光関係	211	調査第二部
社会保障関係	229	調査第二部
文教関係	264	調査第三部
環境関係	279	調査第三部
エネルギー関係	289	調査第三部
災害対策・国民保護関係	295	調査第二部
地方行政関係	310	調査第一部・総務部
基地対策・領土問題・拉致問題等関係	318	調査第一部・総務部
道州制関係	323	調査第一部

全 国 知 事 会

〒102-0093

東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 6 階

総　　務　　部　　電話 03-5212-9127

調 査 第 一 部　　電話 03-5212-9130

調 査 第 二 部　　電話 03-5212-9131

調 査 第 三 部　　電話 03-5212-9134

地方分権改革推進本部　　電話 03-5212-9206

◆本書に掲載している各提案・要望は、全国知事会のホームページからも
ご覧いただけます。
https://www.nga.gr.jp/request/kunihenoteianyoubou/r9seisakuyoubou.html